日本人として
日本の地で
人間らしく生きるために

——兵庫県に暮らす中国残留日本人孤児の人生と闘いの記録——

2011年3月

浅野慎一（神戸大学大学院教授）
佟　岩　（龍谷大学非常勤講師）

はしがき

2006年12月1日、中国残留日本人孤児の国家賠償訴訟（神戸地方裁判所）において、兵庫原告団は勝訴した。本報告書は、この兵庫原告団のメンバーの人生と闘いの記録である。

2004年、私達は兵庫県の原告に中国語によるインテンシブな面接聞き取り調査を実施した。2004年時点で調査を行えたのは、兵庫原告団64名中、44名である。1人当たりの聞き取り時間は、短い人で2時間以上、長い人では数日に及んだ。

この調査は原告団・弁護団に依頼されたものではない。あくまで純粋な学術調査であり、当然、原告の主張に都合のよい事実だけを寄せ集めたものではない。しかしそうであるからこそ私達は、この調査結果が国家賠償訴訟において有益な資料になりうると考えていた。

またこの調査は、たとえば「日本語の壁」や「アイデンティティの揺らぎ」といった特定の問題だけを、研究者の狭隘な専門性や関心に沿って切り取ってきたものではない。生活史・生活過程・社会関係・社会意識をできるだけトータルに捉え、それをふまえて当事者にとって重要な問題、およびそれに立ち向かい、乗り越えようとする当事者の主体性を実証的に解明しようとするものである。これは、生活過程分析に基づく社会変動論という学術的な課題・方法論[1]である。私達は、この学術的課題・方法論に基づく調査研究こそが、残留孤児の国家賠償訴訟に有益な知見・資料を提供できると確信していた。

そこで私達は国家賠償訴訟の過程で、この調査結果を次のように活用した。①調査対象者の同意を得て諸個人の聞き取り結果を日本語に翻訳し、ほぼすべての内容を弁護団に提供した。②調査結果を詳細な報告書（『兵庫県に居住する残留孤児の生活と意識（中間報告）』）にまとめ、原告側書証として神戸地方裁判所に提出した。③調査結果を論文（「中国残留孤児の労働・生活と国家賠償訴訟」）[2]として発表し、神戸地方裁判所の3名の裁判官に郵送した。なおそれ以外に、私達自身が行った各種講演、マスコミへの情報提供等において、この調査結果を紹介・活用したことはいうまでもない。

さて本報告書は、2004年の調査結果の一応の最終的なまとめである。神戸地方裁判所に提出した報告書は「中間報告」だったが、本報告書は「最終報告」といってよい。本報告書の刊行まで6年以上の歳月を要したのは、私達の能力不足によるものであり、兵庫県の原告にはお詫びしなければならない。しかし本報告書では、調査で教えていただいた諸事実がもつ歴史・社会的な意義をこれまでにない深さで——私達の社会学的想像力と知識の及ぶ範囲ではあるが——、解明しえたと自負している。

本報告書を刊行する意義は、次の3点にある。

まず第1に、私達は中国残留孤児問題は、依然として未解決だと考えている。国家賠償訴訟は終結し、新たな支援策もできた。2004年の調査時点に比べれば、改善された点も多い。しかし残された課題はあまりに大きい。特に日本政府の責任の明確化を含め、日本社会が残留孤児問題をどのように認識し、どのように対処するかという点で、現状は極めて不十分である。私達の「中間報告」は神戸地方裁判所に提出したが、この「最終報告」は日本社会に向けて判断の素材を提供するものである。

第2に、残留孤児やその家族に、人生の記録を還元することである。日本語で書かれた本報告書の読解は、ほとんどの残留孤児にとって困難であり、中国語訳は今後の課題である。しかし本報告書は、残留孤児が経験した無数の苦難だけでなく、それを受けとめ、懸命に生き抜き、そのことによって社会を

変革し、新たな歴史を創り出してきた残留孤児の人間としての主体性・尊厳をも、できる限り克明に記録した。今日、残留孤児の子供・孫（二世・三世）の中には、日本社会で様々な苦難・差別に直面し、「中国帰国者」であることにつらさ・生きにくさを感じている人々が少なくない。彼・彼女らが本報告書のたとえ数行だけでも目を通し、両親や祖父母の苦難と尊厳に満ちた人生を知り、その上に自らのかけがえのない「生命＝生活（life）」があることを感じ取ってくれれば、これに勝る喜びはない。

そして第３は、残留孤児の「名を正す（必也正名乎）」（『論語』）[3]ことである。学術研究、および支援や報道を含む社会的実践は、しばしば特定の専門性や問題意識によって残留孤児を「切り刻み」、自らの目的のために利用する。ある時は「忘れてはならない戦争の記憶」、ある時は「日本語が不自由な人々」、ある時は「アイデンティティの危機に晒される人々」、ある時は「社会福祉の対象者」、ある時は「多文化共生の担い手」、そしてある時は「国家賠償訴訟を闘う原告」。これらはどれも残留孤児の一面でしかない。一面に視野を限定した研究や実践は、いかに誠実であろうとしても、生きた人間としての残留孤児の現実生活と必ず乖離する。また多様な側面を並列させ、多角的に考察するだけでも不十分である。重要なことは、多様な諸側面の根底にあるトータルな「生命＝生活（life）」の主観と客観の二分法を越えた把握である。多様な専門・ディシプリンを尊重してそれらを立体的に結合する多元的・学際的な把握ではなく、むしろ多様な専門・ディシプリンの狭隘さを根底から批判し、新たな一貫したパースペクティブで残留孤児の現実生活を捉えることが重要である。本報告書は多くの不十分な点を含むが、しかしいかに「迂なるや（迂也）」（『論語』）であろうと、「名を正す」観点だけは堅持するよう心がけた。

もとより本報告書には、多くの課題が残されている。

まず第１に、本報告書で解明された事実・知見に基づき、①残留孤児に関する先行研究や報道、②各裁判所の判決、そして③現行の支援法・支援策等の到達点と課題を批判的に検討する作業は、緒に就いたばかりである。

第２に、本報告書で紹介した44名の残留孤児は、私達がこれまで面接調査をさせていただいた残留日本人やその家族のごく一部にすぎない。私達は2000年以降、中国と日本の双方で、約300名の残留日本人やその家族にインテンシブな面接聞き取りを実施してきた。彼・彼女らの調査結果は、まだ公表に耐え得る形で分析・考察しえていない。兵庫県の元原告に限っても2005年以降、数名に調査を実施したが、本報告書の分析には含めることができなかった。これらの調査結果の有意義な分析・考察の公表は、今後の私達に課せられた大きな責任である。

そして第３に、本報告書で紹介した44名の残留孤児が語ってくれた諸事実の中でも、本報告書に収録しえたのは、ほんの一部にすぎない。私達は、彼・彼女らの一言一句もゆるがせにせず、その背後に横たわる歴史・社会的意義を発見しようと最大限の努力をしてきたつもりである。しかしそれにもかかわらず、彼・彼女らが語ってくれたことの中に、また語り尽くせぬことの中に、巨大な歴史的変動の片鱗を感じつつ、それが何かを確定しきれないまま、多くの事柄を置き去りにせざるをえなかった。「爽やかなる春の雨を両手に集めんとして、しかもその大部分を指の股から漏らしてしまふ一人の子供」[4]は、筆者自身の姿であった。今後、批判と教示を仰ぎ、一層の研鑽を重ねる決意である。

本報告書のうち、第１章～第６章は、巻末の文献リストの浅野・佟(2008)、同(2009)、同(2010)、佟・浅野(2009-a)、同(2010)、同(2011)に加筆修正したものである。

本調査研究には、2001～04 年度科学研究費補助金（基盤研究Ａ１）「都市のユニバーサリズム、ナショナリズム、ローカリズム」、2004 年度日本経済研究奨励財団奨励金「中国残留日本人・日系人の生活

史・誌と社会変動に関する実証研究」、2006 年度神戸大学発達科学部研究推進支援経費「中国に生きる残留日本人・日系人の生活と社会意識に関する研究」、2007～2009 年度科学研究費補助金（基盤研究C）「中国に生きる残留日本人・日系人――ポスト・コロニアル時代の『国民』と『人間』――」、2010 年度日本経済研究奨励財団奨励金「中国残留日本人・日系人の生活と越境的社会・経済圏の構築」、2010～2012 年度科学研究費補助金（基盤研究C）「中国残留日本人・日系人の生活と越境的社会圏の構築」（いずれも研究代表者・浅野慎一）の助成を受けた。記して謝意を表する。

最後に、調査に協力し、人間の尊厳を教えてくださった中国残留日本人孤児国家賠償訴訟兵庫原告団・弁護団各位に御礼を申し上げるとともに、尊敬と連帯の証として本報告書を捧げたい。

補注

1）生活過程分析に基づく社会変動論については、さしあたり浅野（2005）第3部第2章を参照。

2）浅野・佟（2006-a）。

3）金谷訳注（1963）173頁。

4）エッケルマン(1940)。

目次

はしがき

目次

第１章　中国残留日本人孤児の「戦争被害」――置き去りにされた子供達の戦後処理被害――・・10

序　　課題と方法・・・

第２項　養父母の基本属性
【家族構成・実子の有無】【職業と経済水準】
第３項　養父母の残留孤児に対する態度・関係
【各タイプの相違】【養父母の優しい諸行為】
【暴力・虐待】【児童労働】
第２節　中国在住時の基本的生活史・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
第１項　学歴
第２項　就職・職歴
第３項　結婚・家族形成
第３節　差別・迫害の体験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
第１項　子供時代のいじめ
【いじめの実態】【いじめの受けとめ方】
【年少の孤児と養父母の対応】
第２項　学校・職場での差別
【学校での差別】【就職・職場での差別】
【東西冷戦下でのフォーマルな差別】
第３項　文化大革命による迫害
【文化大革命時代の迫害・差別の実態】
【文化大革命の迫害における年齢・地域差】【迫害を免れた諸条件】
【文化大革命に抗する連帯と共感】
第４項　結婚と家族に関する差別
考察　ポスト・コロニアルの中国における残留日本人孤児・・・・・・・・・・・・・・・・・77
補注

第３章　血と国　――中国残留日本人孤児の肉親捜し――・・・・・・・・・・・・・・・・・・80
序　　問題の所在・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・80
第１節　対象者の類型と記憶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・81
第１項　残留孤児の４類型
第２項　身元に関する記憶
第２節　国交回復以前の集団引揚げと肉親捜し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82
第１項　前期集団引揚げ
第２項　後期集団引揚げ
第３項　後期集団引揚げの中止と年長の孤児による自主調査
第３節　年長の残留孤児の肉親捜し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・85
第１項　日中国交回復の前後
第２項　自主調査の方法
【残留婦人を介した自主調査】【日本政府への調査依頼】
【ボランティア・マスメディアからの連絡】

第３項　養父母との関係
第４項　肉親の判明と再会

第４節　年少の残留孤児の肉親捜し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・91
第１項　自主調査の契機と動機
第２項　情報収集とその困難 ── 養父母の抵抗・葛藤
第３項　自主調査の方法と問題
第４項　中国公安局の調査と政治的リスク
第５項　訪日調査の実施に伴う新局面
第６項　訪日調査の参加資格にみる矛盾
第７項　訪日調査と問題点
第８項　判明と未判明
第９項　名乗り出ない肉親
考察　中国残留日本人孤児の肉親捜し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・106
補注

第４章　祖国と越境　――中国残留日本人孤児の永住帰国――・・・・・・・・・・・・・・・・112
序　　問題の所在・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・112
第１節　日本政府の政策の推移とその問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・113
第１項　国交回復以前
第２項　国交回復と身元保証人制度
第３項　身元引受人制度・特別身元引受人制度
第４項　帰国旅費の国費負担
第５項　日本政府の政策と永住帰国の遅延
第６項　親族扶養義務と「私事」としての帰国
第２節　中国の家族の動向と国家の介入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・122
第１項　養父母の意向と状態
第２項　配偶者・子供の意向と状態
第３項　家族の意向と永住帰国時期
第４項　中国政府・公安機関の介入
第５項　家族の帰国旅費の制限
第３節　永住帰国の動機・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・128
第１項　肉親と祖国
【肉親への思い】【祖国としての日本】
第２項　生活防衛
【政治的迫害の回避】【経済的貧困からの脱出】
【子供の将来のため】【自分や家族の健康・医療】
第３項　政府の帰国政策

第４項　多様な動機とその規定要因
第４節　国籍と戸籍・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・136
第１項　出生時の国籍
第２項　国籍の変遷
第３項　戦時死亡宣告
第４項　日本の戸籍をもつ中国籍者
【国交回復に伴う「中国籍」の認定】
【未判明孤児の就籍・永住帰国】
考察　残留孤児の永住帰国の歴史・社会的意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・142
第１項　永住帰国時期・遅延の規定要因
第２項　戸籍・国籍に関する考察
第３項　残留孤児の帰国動機
補注

第５章　本是同根生　相煎何太急——永住帰国後の中国残留日本人孤児——・・・・・・・・・・・147
序　問題の所在・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・147
第１節　居住・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・148
第１項　1983 年以前の帰国者、および私費帰国者
第２項　1984 年以降の国費帰国者
第２節　日本語・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・152
第１項　日本語教育
第２項　日本語教育に対する評価と学習の困難
第３項　日本語の壁
第３節　職業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・158
第１項　職歴
第２項　労働条件
第３項　職業斡旋
第４節　経済・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・168
第１項　年金・賃金・自営収入
第２項　生活保護
第３項　生活保護世帯以外の貧困
第５節　健康・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・176
考察　永住帰国後の残留日本人孤児の生活・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・179
補注

第６章　孤立と差別　——永住帰国した中国残留日本人孤児の家族・社会関係——・・・・・・・183
序　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・183
第１節　家族・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・184

第１項　配偶者
第２項　子供
【国費同伴帰国と私費呼び寄せ帰国】
【子育て・就学をめぐる諸問題】
【子供の就労】(1) 国費同伴帰国の子供達
(2) 私費帰国の子供達
【子供の結婚・離婚】【子供達との交流・コミュニケーション】
第２節　日本と中国の親族・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・196
第１項　日本の肉親
第２項　中国の親戚
【親戚の状態】【訪中の困難】【電話・手紙・送金】
第３節　社会諸関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・203
第１項　社会関係の基本構造
【交際相手】【悩みの相談相手】
第２項　社会関係における諸問題
【差別の構造】(1) 公共機関における差別
(2) 地域・団地における差別
【孤独と退屈】
第３項　ボランティア・自立指導員・身元保証人との関係
考察　孤独と差別を越えて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・216
補注

第７章　中国残留日本人孤児の国民国家に関する社会意識 ── アイデンティティ論を越えて ──・ 218
序　　課題と方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 218
第１節　ナショナル・アイデンティティ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 219
第１項　私達は何人ですか？
【中国における日本人、日本における中国人】
【「日本人」としての自己主張】【日本人と中国人の中間】
【「日本人」であることの拒否と離脱】
第２項　安住の地を求めて
【日本への定住志向】【日本と中国の狭間で】【中国への定住志向】
第３項　定住地をめぐる家族との葛藤
【配偶者】【子供】
第２節　日本と中国はどんな国か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 229
第１項　日本に対するイメージ
【マイナス・イメージ】【プラス・イメージ】
第２項　中国に対するイメージ
【プラス・イメージ】【マイナス・イメージ】

第３項　訪中体験を通してみた中国の変化
第３節　日本政府への批判と要求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・237
第１項　日本政府への批判
【戦争・棄民による被害】【帰国の遅延による被害】
【自立支援の欠如による被害】
第２項　日本政府への基本的要求
【日本人としての平等の実現】【日本政府の責任の明確化】
【政策形成】【北朝鮮拉致被害者との比較】【早急な問題解決】
考察　中国残留日本人孤児の国民国家に関する社会意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・250
補注

第８章　中国残留日本人孤児にみる国家賠償訴訟の組織過程
――兵庫県原告団における主体と連帯の形成――・・・・・ 254
序　　課題と方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 254
第１節　原告団の形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 254
第１項　前史 ── 立法と司法
第２項　運動の萌芽 ── 組織者集団の形成
第３項　全国ネットワークを介した個人参加者
第４項　地元ネットワークを介した地元参加者
第２節　訴訟の諸困難・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 261
第１項　日本語の壁
第２項　参加の諸困難
第３項　共同・組織的活動をめぐる諸困難
第３節　　闘争の基盤 ── 連帯と主体の形成 ── ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 266
考察　国家賠償訴訟の組織過程にみる主体と連帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 270
補注

文献リスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第１章　中国残留日本人孤児の「戦争被害」

――置き去りにされた子供達の戦後処理被害――

「紛争当事国は、戦争の結果孤児となり、又はその家族から離散した 15 才未満の児童が遺棄されないこと並びにその生活、信仰の実践及び教育がすべての場合に容易にされることを確保するために必要な措置を執らなければならない」戦時における文民の保護に関する 1949 年８月 12 日のジュネーヴ条約（第四条約）第 24 条

「あなたが死なないで生きられる見込みは、千に一つの割合だ。きみよ、生きよ。生きたほうがよい。命があってこそ諸々の善行をなすこともできるのだ」スッパニパータ『ブッダのことば』
〃

序　課題と方法

本章の課題は、中国残留日本人孤児の「戦争被害」について、彼・彼女らの生活実態に即して考察することにある。対象時期は、後に残留孤児となる人々が誕生した時点から、実父母と離死別して中国人に引き取られたおおむね 1946 年頃までとする。

残留孤児が戦争被害者であることには、大まかな共通認識がある。

ただしその内実をめぐっては、例えば 2002 年以降、全国各地で展開された残留孤児の国家賠償請求訴訟でも、さまざまな論点が争われた。

まず第１は、残留孤児が受けた被害を「戦争被害」に限定できるか、である。戦後、特に日中国交回復（1972 年）以降も日本政府は残留孤児を早期帰国させず、また帰国させた後も十分な自立支援を行わなかった。これにより、残留孤児は深刻な被害を被った。これらをすべて「戦争被害」の一環とみなすか、それとも戦後に発生した新たな被害と捉えるかは、大きな論点となった。

第２に、「戦争被害」と国家の法的責任との関係である。戦時中、大多数の日本国民は多様な戦争被害を受けた。日本の裁判所では、こうした戦争被害は「国民がひとしく受忍すべき」ものとされ、国家補償の対象から除外する判例がある[2)]。そこで今回の訴訟でも、被告・国側は残留孤児の被害が「戦争被害」であると主張した。逆に原告・残留孤児側は、自らの被害が他の日本国民一般の「戦争被害」といかに異なるかを論証しなければならなかった。

第３に、残留孤児の「戦争被害」における共通性も論点となった。残留孤児が自らの被害体験を詳細に語れば語るほど、そこには様々な個人的事情や偶然性が入り込む。被告・国側はこれをもって、「残留孤児」に共通して論じられる被害は存在しないと主張した。

第４に、敗戦時、特に幼少だった残留孤児は、当時の記憶・物証が極めて乏しい。「本人にも語り得ない戦争被害」をいかに検証するか。これも、大きな論点となった。

さて第５に、残留孤児の戦争被害に関する先行研究では、「被害」と「加害」の関係が論じられてきた。

もとより敗戦時に未成年だった残留孤児を、戦争の「加害者」とみなす見解は少ない。しかし、残留孤児が発生した背景の一つに、彼・彼女らの実父母が戦前・戦中に「満州（中国東北地方）」に渡った事実がある。それは日本帝国主義の中国侵略・植民地支配の中で一定の役割を担う行為であった。そこで一部の先行研究は、残留孤児の発生原因および戦争被害の中に、「被害性と加害性の錯綜」を見出している[3)]。これに対し、残留孤児が純然たる戦争被害者であると主張する論者もみられる。

第１節　基本属性と敗戦以前の生活

まず、対象者の基本属性、および日本敗戦以前の生活実態をみていこう（表１－１参照）。

第１項　基本属性

対象者は、1932～1947年に誕生した。日本の敗戦時、いずれも13歳未満である。男性は23名、女性が21名である。出生地は、日本が20名、中国が８名、不明が16名である。

彼・彼女らの実父母の中国での主な職業は、満州開拓移民が17名、軍人・都市的職業従事者が13名、不明が14名である。

敗戦時の居住地は、黒竜江省をはじめとする農村が21名で、その多くは満州開拓移民の子供である。一方、遼寧省・黒竜江省・吉林省の都市は11名で、その多くは軍人・都市的職業従事者の子供である。残る12名は、中国での居住地についての記憶がない。

さて、対象者は大きく２つの世代に区分しうる。

表１－１　基本属性　（人）

誕生年			1939年以前	1940年以降	計
性別	男性		10	13	23
	女性		10	11	21
出生地	日本		19	1	20
	中国		1	7	8
	不明		－	16	16
実父母職業	開拓団		14	3	17
	軍人・都市的職業		5	8	13
	不明		1	13	14
敗戦前の居住地	農村	黒竜江省	15	3	18
		その他	3	－	3
	都市	黒竜江省	1	3	4
		吉林省	－	2	2
		遼寧省	1	4	5
	不明		－	12	12
計			20	24	44

資料：実態調査より作成。

一つは、1939年以前に誕生し、敗戦時6歳以上だった20名である。この世代の多くは、日本国内で生まれ、幼少時に実父母とともに黒竜江省等の農村に移住した。満州開拓移民の子供が14名と多い。

もう一つは、1940年以降に誕生し、敗戦時5歳以下だった24名である。この世代では、自らの誕生年・出生地・実父母の職業・敗戦時の初居住地等が不明のケースがいずれも半数以上を占める。

＊「生年月日もわからない。養父母に引き取られた時、顔つきなどから周りの人々にはだいたい5歳位に見えたから、5歳にされた。誕生日も、あてずっぽうで決めたようだ。私を証明するものは何一つない。実父母の名前や顔、兄弟姉妹の有無、中国での居住地に関する記憶も全くない」

「本名も親も故郷も生年月日も、つまり自分が誰なのか、全くわからない。養父が私を拾った時、見た目で2歳位と思ったから、2歳になっただけだ。年齢など、いいかげんなものだ。養父母は、私を引き取った日を誕生日にしたそうだ。実父母がどんな仕事で、なぜ中国に行ったかも全くわからない」

「生年月日はあくまで推定だ。養父が拾った時、だいたい1歳位だったので1年前のその日を誕生日として届け出た。自分がどこで生まれたかも、両親がなぜ中国に行ったのかも、とにかく一切わからない」

そして1940年以降に誕生した世代のうち、身元や記憶がはっきりしているケースに限ってみると、ほとんどが中国生まれである。また満州開拓移民の子供は少なく、むしろ都市に住む軍人・都市的職業従事者の子供が多い。

第2項　満州開拓移民の入植と生活

では次に、1939年以前に生まれた残留孤児の実父母の中で特に大きな位置を占める満州開拓移民の入植と生活の実態をみていこう。

日本政府は1932年、傀儡国家・「満州国」への移民送出を開始した[4]。特に1936年、広田弘毅内閣は七大国策の一環として、20年間で100万戸・500万人の日本人移民を送出する「満州農業移民百万戸計画」を策定し、本格的に移民事業を推進した。また1939年には「満州開拓政策基本要綱」を決定し、改めて満州移民を重要国策と位置づけ、1941年には「満州開拓第2期5カ年計画要綱」において「東亜共栄圏内における大和民族の配分布置の基本国策に照応し」、「日満両国一体的の重要国策たる使命をさらに昂揚し、特に日本内地人開拓民を中核とする民族協和の確立達成、東亜防衛における北方拠点の強化」を図ることとした。こうして1945年8月まで32万人以上にのぼる「満州移民」が、国策として送出されたのである。

国策としての満州開拓移民の任務は、農業等の発展により「満州国」の産業基盤を固めるとともに、満ソ国境の防衛・治安維持にあった。特に、現地の日本軍（関東軍）への食糧・物資供給、および対ソ戦の兵員の現地確保が重視された。そこで入植地は、国防・軍事戦略上の必要も勘案して、満ソ国境に近い北部・東北部（現在の黒竜江省等の農村）に多数、配置された[5]。日本政府は、「満州はよい所」、「10町歩の地主になれる」と旺盛に宣伝し、多数の移民を動員・送出した。県・市町村への事実上、強制的な割り当てもあった。移民に応募したのは多くの場合、貧困な農民であった[6]。

＊「私の実父母は農民だったが、子供が7人もいて、狭い農地しか持っていなかったので、日本政府の呼びかけに基づいて移民した。当時、満州には広大な土地があり、日本よりいい暮らしができると盛んに宣伝されていた。私達の開拓団の任務は、黒竜江省の国境付近に駐屯する日本軍の部隊に野菜など食糧を供給することだった」

「日本政府が満州移民をすごくよく宣伝していたので皆、騙されて行った。日本の移民政策で、満州は土地が広く、

表１－２　敗戦前の家族動向

	病死等	徴兵・兵役		記憶なし	家族関係不明
		戦死	その他		
開拓団	2（兄、姉、姉），5(妹)， 9(弟)，3(母、妹、弟) 18(母、弟、妹、祖母、叔父) 6(弟また妹)，11(祖父母) 13(母)	11(兄) 18(父) 9(兄) 36(父)	13(父)，3(父)， 5(父、兄)，37(父)， 17(父)	1, 7, 8, 10, 12, 40,	
軍人・ 都市職業	19(父)	28(父) 39(父)	4(父)，21(父)， 41(父)，26(父、母)	14, 15, 16, 27, 29, 42,	
不明		43(父) 35(父)	20(父)		22, 23, 24, 25, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 38, 43, 44,

資料：実態調査より作成。数字はケースNo.。

農業の適地で日本よりいい生活ができると、盛んに宣伝されていた。それで私の実父母も貧しいので開拓移民として稼ぎ、日本で土地を買って家を建てようと思って満州に行ったそうだ。私達の開拓団は黒竜江省方正県の日本軍部隊に食糧を供給する役割を担っていた」

一部の満州開拓移民は「満州」の地で、確かに豊かな生活を実現した。渡航費は全額、日本政府から支給され、日・「満」両政府から様々な補助金もあった。開拓移民は白米を食べ、牛馬も持てた。中国人を雇用したり、中国人に小作させて地主となるケースもあった。

＊「開拓団では最初は大勢の日本人と共同で働き、食事や住宅も一緒の共同生活をして、一つのオンドルに寝ていた。でも２～３年後には、新しい家が次々に建てられ、私の家族も一家だけで暮らせるようになった。食うには全く困らなかった。開拓団は国の優遇政策もあり、生産物はよく売れたし、皆、馬や牛も持っていた。馬車や物資の配給もあった」

「開拓団では豚を飼い、中国人を雇って野菜やトウモロコシを作っていた。わりといい暮らしをしていた。開拓団は当時、税金も払わず、収穫はすべて自分のものになった。作物はすべて日本の軍隊に売り、そうして得た金はすべて、中国にあった日本軍の郵便局に預けていた」

しかし総じていえば、満州開拓移民の生活は、決して容易ではなかった。重労働に加え、不作で食糧難にも陥り、冬は零下30度を下回る厳寒に苦しめられた。辺境にある開拓団では近隣に医療施設もなく、家族が次々に病死していった（表１－２参照）。

＊「開拓団には病院もなく、薬も足りなかった。通院するにも遠かった。1940年、19歳の次姉が出産したが、面倒をみる人もなく、まもなく病死した。生まれた子も、後に死んだ。1943年春には、長兄が肺結核で長い間寝込んだ末、20歳で死んだ。同年秋、三姉も全身に黄疸が出て長期休学の末、14歳で病死した。渡満後、敗戦までの５年間に３人の兄姉が死に、生き残った子供は私１人だけだ。長姉と次兄は満州に行かず、日本に残った。だからこ

の２人は命が助かった」

「開拓団は荒地を開拓して畑にした。当時、現地には何もなく、すごく苦労した。敗戦前、祖母、実母、弟、妹、叔父が皆、次々に病死した。妹は開拓団で生まれたが、寒い季節で食糧も足りず、病気になり、１歳位で死んだ」

特に 1944 年以降、日本の戦局悪化に伴い、日本軍による物資・収穫物の徴収が強化され、食糧難が深刻化した。また開拓移民に提供された土地には、中国人から既耕地を極めて安く強制的に買収したケースもあり[7]、地元中国人の反感も強まっていった。さらに 1945 年７月、対ソ戦に備え、在満日本人の 18 歳以上 45 歳以下の男性は全員、徴兵された。いわゆる「根こそぎ動員」である。実父や兄が徴兵され、戦死し、または捕虜としてシベリアに連行されたケースも多かった。開拓団には女性・子供・高齢者だけが残され、農業生産の維持・継続すら困難に陥った。

＊「開拓団では当初、馬車や物資の配給があったが、戦局が悪化すると、逆に物資や収穫物が徴収されるようになった。それで食糧も足りなくなった。実父は 1945 年、中国で戦死した。後に実父の戦友から聞いたところによると、実父は吉林省でソ連軍と戦って足に負傷したそうだ。大量流血して、普通ならすぐ治療すれば命に別条はないが、戦闘中で構いきれず、救命できなかった。捨てられたということだ」

「1945 年頃から、開拓団でも食糧が不足し始めた。同年２月、弟がハシカで死んだ。父は徴兵されてしまい、その留守中、母は妹を出産したが、妹は早産で同年７月に死んだ。母も産後が悪くて死んだ。当時の中国では、日本人とわかると後から追いかけて殺される事件が多発していた。母はそんな恐怖感から早産したそうだ」

第３項　軍人・都市的職業従事者の生活

次に、軍人・都市的職業従事者の家庭に生まれた残留孤児の生活についてみておこう（表１－３参照）。彼・彼女らの実父は、軍人、軍と連携した企業経営者、教師、南満州鉄道・満州電信電話公社の職員

表１－３　開拓団以外の出身者の概況

		中国居住地	実父	実母
1939 年以前に誕生	4	黒竜江省孫呉県	軍の兵器技師	主婦
	14	黒竜江省ハルビン	満鉄職員	主婦
	15	黒竜江省綏芬河	満鉄運転士	主婦
	16	吉林省長春→黒竜江省ハルビン・嫩江県	建築会社経営	主婦
	19	黒竜江省密山県→東寧県	木材会社経営	主婦
1940 年以降に誕生	24	黒竜江省牡丹江	陸軍曹長	主婦
	26	遼寧省錦州	海軍大佐	軍医
	27	吉林省長春→黒竜江省牡丹江→ジャムス	電電公社技師	主婦
	28	遼寧省大連→吉林省吉林市	貿易会社管理職	主婦
	29	黒竜江省ジャムス市	大工	看護師
	39	吉林省沙河段、敦化等	軍人・技師	不明
	41	遼寧省大連	満鉄職員	主婦
	42	遼寧省丹東	軍人か鉄道職員	教師

資料：実態調査より作成。数字はケース No.。

等である。いずれも日本の植民地政策と密接に結びついた職業といえよう。実母は専業主婦が多い。

軍人・都市的職業従事者の家庭に生まれた残留孤児の中でも、1939 年以前に誕生したケースでは多くが日本国内の都市で生まれ、満州開拓移民と同様、実父母とともに黒竜江省の地方都市・農村（孫呉県・嫩江県・東寧県・綏芬河等）に移住した。一方、1940 年以降に生まれたケースは、遼寧省等の都市（瀋陽市・撫順市・錦州市・大連市・丹東市等）で誕生し、その後もそこに居住していた。

軍人・都市的職業従事者の敗戦前の生活は、満州開拓移民以上に裕福だった。彼・彼女らは、「白御飯や肉、缶詰等、おいしいものばかり腹一杯食べていた」、「たくさん玩具を買ってもらい、近所の中国人の子供達は皆、うらやましがっていた」、「生活は豊かで牛乳も飲んでいた。家は二階建ての一軒家で、壁は白く塗られていた」等と語る。

とはいえ 1944 年末以降、日本の戦局悪化に伴い、彼・彼女らの生活も不安定化した。「根こそぎ動員」で父や年長の兄が徴兵され、戦死したケースもみられる。ある残留孤児は、「父の徴兵後、生活は苦しく、食物もあまりなくなった」と語る。

第２節　ソ連参戦・日本敗戦後の「戦争被害」

では次に、残留孤児の「戦争被害」の実態をみていこう。

第１項　黒竜江省等の農村居住者――逃避行と難民生活

【ソ連参戦と「静謐確保」】

1945 年８月８日、ソ連は日本に参戦を通告し、翌９日午前零時を期して「満州」に進攻した。ソ連はすでに同年４月、日ソ中立条約の不延長を通告し、その「満州」進攻は時間の問題とされていた。

一方、日本軍（関東軍）は 1943 年以降、日本の戦局悪化に伴い、戦力を内地・南方に大幅に転用し、弱体化していた。

そこで 1944 年９月、大本営は関東軍に対し、満ソ国境から通化省に主力を移し、持久戦をとる作戦計画を指示した。また 1945 年５月には「満鮮方面対ソ作戦計画要綱」を策定し、ソ連軍進攻の際、本土防衛を目的として満州の約４分の３を持久戦の戦場とすることを決定していた。

関東軍は、こうした兵力の弱体化や作戦変更をソ連軍に悟らせないための「静謐確保」を何より優先した。そこで、ソ連軍進攻の切迫、および関東軍の弱体化・作戦変更の情報は、満ソ国境付近に住む一般邦人に対しても厳重に秘匿された。もちろん待避の指示も出されなかった。むしろ 1945 年８月に入っても、関東軍報道部長は現地邦人向けラジオで「関東軍は盤石の安きにある。邦人、特に国境開拓団の諸君は安んじて生業に励むがよろしい」と報道し、日本政府は新たな開拓移民を送り続けた。いわば多くの一般邦人は、「本土防衛」を目的として撤退する関東軍の「静謐確保」に必要な「生きた案山子」として、ソ連軍進攻の最前線に無防備で置き去りにされた[8]。

【逃避行】

1945 年８月９日、黒竜江省等の農村に住んでいた日本人は突然のソ連軍の進攻にさらされ、極度の混乱状態に陥った。彼・彼女らはその後、数カ月間にもわたる凄惨な逃避行を余儀なくされた。当時、「根こそぎ動員」により、青壮年男性はほとんど徴兵されていた[9]。取り残された女性達は、子供・高齢者・

病人を背負い、徒歩で逃げまどった。残留孤児達は、「女性や大きな子供も、老人や小さな子供を背負って歩くのだから、半月も歩くともう限界で力尽きた」、「11 歳の私も弟を背負い、一生懸命歩いた」と語る。

安全な逃走経路・交通機関に関する情報もほとんど皆無だった[10]。彼女達は、とりあえず鉄道沿線、船舶がある河川、あるいは南方を目指し、広大な中国東北地方をさまよい続けるしかなかった。途上、山中や鬱蒼たる密林を長期にわたって放浪し、バラバラに離散してしまったケースも少なくない。

＊「日本政府は開拓移民を全くほったらかした。政府や日本軍は何もしてくれず、開拓移民は何もかもすべて自分で判断するしかなかった。当時、ラジオ放送もなく、海外の日本人に帰国命令が出たという噂だけが広がった。それで皆、何もわからぬまま、とにかく大連の方角へ逃げ出した」

「どこに向かって逃げているのかもわからなかった。とりあえず皆、牡丹江の方に向かっていると言っていたが、それが本当かどうかもわからなかった。何の情報・知らせもなく、日本政府によって、満州に棄てられた。黒竜江省東寧県から馬車で逃げたが、その後、山の中に入った。山中で馬がだめになり、倒れた馬を皆で食べた。40 日余り逃げた末、南湖頭という所にたどりついた。とにかく前の人について一生懸命歩くだけだった。皆一列になり、３日間も、太陽も見えないような鬱蒼たる山中を必死でさまよい続けた。日本人は難民になり、皆バラバラになってしまった」

「開拓団から馬車で２日間ほど進み、山に分け入った。日本人は列を成して、山・森の中を歩き回った。とにかく日本に帰りたい一心で、僻地から鉄道の方へと歩いた。雨に降られ、泥まみれになりながら、歩き続けた。着るものもない状態で山林の中を約 70 キロ、歩いた。どこの山かわからないが、大木が鬱蒼と茂った山中で皆、散り散りバラバラになった。何日間たったかわからないが、山中をぐるぐるさまよって、山を出ると牡丹江のずっと上流だったようだ」

「黒竜江省団山屯から、村人は皆、南方にある森林を目指して歩いた。どんな方向へ行っているのか、実はよくわからなかった。森林の中を１カ月余り歩き回ったが行き詰まり、Uターンして、以前に住んでいた開拓団に戻った。しかし屋根は爆破され、部屋の中もからっぽで、とても生活できなかった。それで開拓団のリーダー達は各自で生きる方法を考えろと言った。私は団山屯のそばの貧しい中国人の村に行った」

【ソ連軍による襲撃・拉致・強姦】

逃避行の途上、度重なるソ連軍の爆撃・機銃掃射・銃撃で、多くの人々が殺された。それは８月 15 日以降も続いた。日本軍の指揮命令系統が壊滅し、各地の部隊が敗戦後も抗戦を続けたため、「満州」全土で戦闘状態が終結したのは８月末であった。目の前で実母や妹がソ連兵に銃殺された残留孤児もいる。

＊「方正県の東部で激しい銃撃があり、母はソ連兵に撃ち殺された。妹は母に背負われていたので、一緒に撃ち殺された」

「牡丹江林口でソ連軍に追いつかれたので馬車を捨て、コウリャンかトウモロコシの畑の中に転がりこみ、うつ伏せになって隠れた。起き上がると、私と母だけが一緒にいた。他のきょうだいはどこに行ったか分からない。その時、ソ連兵がやってきた。ソ連兵は小型の銃を私達に向けて撃った。母は私の目の前で射殺された。私は幸い、一命を取り留めた」

「徒歩で逃走中、ソ連軍の飛行機に爆撃されたり、機関砲で銃撃され、毎日、大勢の人が死んだ。私の前と後を走っていた同級生も撃たれて死に、真ん中を逃げていた私だけが生き残った。私も踵を撃たれ、火傷した」

「ソ連の飛行機が１日に何回も低空飛行してきて、少しでも動くものがあると機関銃で掃射していった。それで昼

間は森やトウモロコシ畑に隠れ、夜に山道や畑の中を歩くしかなかった。毎日 10 人ほどの人が爆撃で死んでいった。道には、たくさんの日本人の死体がバラバラと転がっていた」

「ソ連軍の飛行機に機銃掃射を受け、隠れる場所もなく、多くの人が死んだ。『痛い、痛い』と泣き叫び、『撃ち殺してくれ』と頼む人もいた。妊婦もいたし、死んだ母親のそばでわけがわからず遊ぶ子供もいたが、どうしようもなかった」

「東寧を出た所でソ連軍に爆撃された。母は急いで私達を馬車から降ろし、草の茂みに隠した。私達は機関銃で撃たれた。その後、何度もソ連軍の飛行機の機銃掃射にあった。弾がピュンピュンと空気を切り裂く音を、今も覚えている。目の前で大勢の人が死んでいった。橋を渡っていると銃撃が始まり、人々が次々と河に落ちていった」

逃避行に同行していた数少ない中高年の男性は、ソ連軍に拘束・連行され、強制労働に従事させられた。残留孤児の実父の中にも、ソ連軍に連行され、強制労働により過労死したケースがみられる。

＊「父は 48 歳で兵役を免れたので家族と一緒に逃げていたが、牡丹江に着く前に、別れの言葉を交わす暇もなく、ソ連軍に連行された。後に、父と一緒に連行された人が、父の消息を教えてくれた。父は当時、流行していた赤痢に罹り、下痢をして、働けなくなった。日本人は治療も受けられなかった。父は生きたまま、死者と一緒にトラックに積み込まれ、山に掘った穴に放り込まれ、焼き殺されたそうだ」

「方正県の東にたどりついた時、男は皆、ソ連軍に連行された。父も他の男達とともにソ連軍に捕まり、船荷の積み下ろし作業を強制された。10 月のある夜、帰ってきた父は過労に加え、寒さと飢えで、眠ったまま 31 歳で過労死した。父は、自分の食糧を私達に譲り、自分は衰弱して死んだ。父の遺体は毛布にくるまれ、他の死者達と一緒に雪の中に埋められた」

女性は、ソ連兵に拉致・強姦され、殺害された。ある残留孤児は、「女性の叫び声ばかり聞いていた」と語る。

＊「ソ連兵は女性ばかりを狙い、引きずって行って強姦した。女性の叫び声ばかり聞いていた。私の隣に７～８歳の女の子がいたが、ソ連兵に強姦されるのを恐れて髪の毛を切り、坊主頭にしていた。顔にはナベの灰を黒く塗り、男の子に見えるようにしていた」

「ソ連軍が大人達をどこかに連行した。数日後、帰ってきたが、数人の女性が殺されて帰って来なかったので、皆、泣いていた。山中に逃げた時も、後ろにソ連軍が迫ってきた。ソ連兵に見つかると何をされるかわからないので、私も他の若い女性も皆、髪を剃って坊主頭になり、顔に炭を塗った。私はまだ子供だったが、それでも顔に灰を塗った。坊主にしていないと子供でも連行され、強姦される。ソ連兵はひどい。見たものすべて略奪し、強姦した」

「鉄道で逃亡中、列車が止まるとソ連軍が乗り込んできて、女性を数人、トラックに乗せて連れ去った。女性達は帰ってこなかった。19 歳の姉の２人の同級生もソ連兵に連れ去られた。２人は『いやだ、助けてー』と泣き叫んだ。２人の父親が汽車を飛び降りて追いかけた。すると銃声が２発響き、父親達は地面に倒れ、周囲が真っ赤に染まった。汽車が発車してからも、その家族はワーワー泣き続けていた。私の姉は丸坊主にして、顔に炭を塗っていたので助かったが、あまりの恐怖にずっと震えていた」

【逃避行途上での餓死・病死・凍死・集団自殺】

持参した食糧はすぐ底を尽き、飢餓・栄養失調に見舞われた。数カ月間に及ぶ逃避行のうちに、寒さも深刻化した。日本人の避難民は次々に路上に倒れ、餓死・病死していった。「歩けなくなると死ぬしかない」状況の中、「埋葬しなければ狼に食われるので、負傷した人は息があっても埋葬」された。「歩けなくなった人や早く歩けない年寄りは、本人の希望に応じて銃殺」された。孫が祖父母を、子供が親を、親が子供を殺さねばならなかった。足手まといになる赤ん坊は、路上や山中に置き去りにされた。避難民達は、死体の山に躓き、転びながら逃げまどった。残留孤児達は、「泣き叫ぶ子供、すでに死んだ人、出産する女性…。もう人間でなくなった」、「つねに死と隣り合わせだった」と語る。

＊「10日間位、何も食べずに歩いたり、トウモロコシ3粒が1日の食事ということもあった。荷車を引いていた牛も、ソ連の飛行機の掃射で死んでしまい、その肉を皆でミカンほどの大きさずつ分けあって食べた。塩も手に入らなかった。中国人の畑からトウモロコシ、ジャガイモ等を盗み、生のまま齧った。野生の山葡萄やサクランボ等、毒でないものなら何でも種まで食べた。飲み水も雨水しかなく、晴れた日は牛馬の足跡に溜まった雨水を飲んだ。水たまりには赤い虫が泳いでいた。私は半袖にスカート姿だった。家を出る時は、荷車に冬服や食糧も積んでいたが、逃げる途中、中国人にすべて奪われた。大雨が降り、綿入れの服は濡れて重くなり、持ち歩けなかった。靴もだめになり、裸足で歩き続けた。負傷した人も、生きのびるのが無理だと思えば、息があっても埋葬した。埋葬しなければ、狼に食べられてしまうからだ。最初の頃は銃があったので、早く歩けない年寄りは、本人の希望に応じて撃ち殺した。日本人の老夫婦が『もう歩けない。お前達のお荷物になりたくない。撃ってくれ。頼む』と孫の少年に頭を下げるのを見た。祖父母を撃ち殺したその少年は銃を放り投げ、狂ったように頭を抱えて泣いていた。子供が親を、親が子供を殺さなければならなかった。流血して動けない人、死んだ母親のそばで泣いている赤ん坊。誰もが逃げるのに必死で、どうしようもなかった。泣いている赤ん坊が誰かに拾われることを祈りながら、置き去りにして逃げた」

「1カ月余り歩き回ったが、食糧は半月ほどで底を尽いた。川の水を飲み、中国人の畑からトウモロコシや芋を掘って盗み、生のまま齧った。火を燃やすと煙でソ連の飛行機が飛んで来て爆撃するからだ。こんな状態だから皆、下痢に苦しんだ。生のトウモロコシや芋すら、腹一杯食べられなかった。私達一家は毛布を一枚もっていた。夜、それを皆でかぶって寝た。敷布団は露に濡れた草だった。私達は夏服だし、夜は気温が下がり、とても寒かった。山の中は日本人で一杯だった。泣き叫ぶ子供、すでに死んだ人、出産する女性…。もう人間でなくなった。歩けなくなると座り込み、その場で死んでしまう。子供は足手まといになるので、棄てられた。後で迎えにくると親は言い残し、子供を置いて立ち去った。歩けないなら、死ぬしかなかった。大勢が、皆わけもわからず死んだ。死んだ人は山ほどいた。目を閉じると山の中で死んだ大勢の人々の様子が頭に浮かぶ。たくさんの死体に躓いて転びながら逃げまどった」

「いつも空腹で、雪を食べて飢えをしのいだ。深い雪の中を走り、靴がなくなって、寒さで足がしびれると、牛がしたばかりの糞の中に足を入れて暖めた。同じ集団の中でも、たくさんの人が餓死・病死した。草むらにたくさんの日本人の死体を見ながら山を越えて逃避行を続けた。つねに死と隣り合わせだった」

残留孤児の家族も次々に死に、また生き別れになっていった。死にゆく父母は、残留孤児の手を握りしめ、「お前だけはどんなことがあっても日本に帰れ」、「幼い弟妹を何とか日本に連れて帰ってくれ」と言い遺した。しかし死亡率は、幼い弟妹において特に高かった。逃避行の路上で生まれ、すぐに死んでいった弟妹もいた。幼い妹と2人だけ生き残ったある残留孤児は、「私のようなぼろぼろの歴史、もう棄

ててしまいたい」と語る。

＊「父は座ったまま、もう動けなくなった。赤痢で股や尻のまわりに長い白い虫がいっぱい出て、モチャモチャと食われていた。医者も薬も全然なく３日後、父は死んだ。父は死ぬ前に私の手を握り、『俺はもうだめだ。もうすぐ死ぬ。お前はどんなことがあっても日本に帰れ』と言いながら、息を引き取った。手をほどくのも大変だった。それが父との別れだ」

「２歳にもならない弟が、牡丹江にたどり着く前に死んだ。食糧もなく、母の乳も出ず、雨に打たれて風邪をひいて死んだ」

「母は逃避行の途上で男の子を出産した。でもその子は消えてしまった。死んだのか、それとも捨てたのかも、わからない」

「逃避行の途上、母、妹、弟は皆、死んだ。私と９歳の妹だけ生き残った。疲労と病気、飢えで皆、死んだ。私自身も生きのびられるとは思わなかった。私と下の妹が生き残ったのは奇跡だ。当時、ちょっと風邪を引いたら、それだけで死んでいたかもしれない。いつ死んでもおかしくなかった。私と妹は何も考えず、人についてひたすら歩いた。母が死ぬ前、私に『弟妹を日本に連れて帰って』と言った。悔しくて悲しくてたまらない。思い出す度に心が苦しくなる。私のようなぼろぼろの歴史、もう棄ててしまいたい」

「勃利から牡丹江に逃げる途中、２歳の妹が母の背中で死んだ。病死か餓死か、わからない。妹にたかっていたハエが妹の目のまわりに卵を生みつけ、ウジがわいていた。妹は道端に埋葬された」

「弟は 1945 年９月、寒さと飢えのため、九班という所で死んだ。まだ３歳だったので体が弱く、私ほど耐える力がなかったから、夜に眠ったまま死んだ」

「逃避行の途上、妹も弟も死んだ。母は私と姉を必死に守ろうとした。弟は逃げている途中で生まれたが、３日後に死んだ。妹も２歳で餓死した。食物がないから、母も乳が出ない。母は病気がひどくなり、全身が腫れていた」

集団自殺の現場に遭遇した残留孤児もいる。

＊「銃声がした後、たくさんの女性が血の海の中に倒れていた。でも、子供達はまだ生きていて、死体の間を這いまわっていた。一人の子供は、銃弾に当たり流血して死んだ母親を揺さぶりながら、『お母さん、お母さん』と呼んでいた。女性達は皆、頭だけを撃たれていた。頭より低い所、たとえば心臓のあたりには銃創は全くなかった。今にして思えば、たぶん銃を撃った人は一定の高さで発砲して、意識的に大人だけを殺し、小さな子供を残したのかもしれない」

こうした凄惨な逃避行の中でも残留孤児達が生き延びることができた理由の一つは、中国人による食糧等の恵みであった。「中国人に物乞いをして食いつないだ」、「貧しい中国人に、粟の饅頭をもらって生き延びた」、「親切な中国人にコウリャン粥や水を恵んでもらって餓死を免れた」等と語る残留孤児は少なくない。

【日本軍の逃亡・優先的撤退】

数カ月から半年にもおよぶ逃避行の間、頼りにしていた関東軍による救援は皆無だった。むしろどこに逃げても、関東軍はいち早く先に逃亡・撤退していた。前述のように関東軍の主力は、ソ連軍の進攻時点ですでに極秘裡に撤退していた。またソ連軍進攻当日の８月９日、大本営は関東軍に「本土決戦の主義に即し、確保地域を『皇土』に限定し」、「満州領域は放棄するも可」と命令していた。関東軍はソ

連軍の追尾を阻止するため、橋梁等を爆破し、一般邦人の逃避行は一層妨げられた。

＊「日本軍の兵営をめざして逃げたが、日本軍はどこに消え失せたかわからない。残っていたのは、家族ばかりだった。牡丹江を渡って逃げようとしたが、橋が爆破されて渡れなくなっていた」

「瀋陽にたどりついたが、軍の幹部や金持ちは皆、とっくに逃げてしまっていた。残されたのはほとんど北方の開拓団から逃げて来た人達ばかりだった」

「政府も軍隊も、誰も私達のことを考えてくれなかった。老人や子供を満州に棄てた。軍人やその家族、役人達はとっくに先に日本に帰国していた。なぜ私の父母を日本に帰国させず、そこに捨ててきたのか。国が戦争を起こし、国が私達を中国に派遣して行かせたのに、ひどすぎる」

一方、父親が軍関係者だった残留孤児は、逃避行の際、特別の優遇を感じていた。彼らは敗戦前、他の日本人より早く情報を受け、兵士の警護を受けつつ、優先的に鉄道で逃亡した。

＊「戦局が悪くなると、私達軍人士官の家族は上からの命令で、先に帰国することになり、鉄道を利用して、２～３人の兵士に警備してもらって集団で南に移動した。牡丹江から吉林市までたどりついた時、敗戦になった。吉林市につくと、私達は士官家族なので皆、鉄道の近くにある二階建てのアパートに泊まった」

「実父は軍工場の技術者で、私達はその家族だから、他の人より早く情報を得て、列車で撤退することができた」

【難民収容所での越冬】

逃避行の果てに、日本人の避難民は難民収容所に収容された。難民収容所は倉庫・学校・軍施設、または「大きな帆布のテント」の場合もあった。多くの避難民は複数の難民収容所を転々と渡り歩き、そこで越冬した。

難民収容所の生活は悲惨だった。1部屋に４～５家族が詰め込まれ、零下30～40度にもなる極寒の中、窓もドアも奪われて吹きさらしで、水道管は凍って飲み水も出なかった。収容所に入り切れず、路上生活する人々もいた。食糧・燃料・衣類・医薬品は不足し、衛生状態も劣悪で、餓死・凍死・病死者が続出した。ある残留孤児は、「難民収容所にいた日本人の６割位は餓死・凍死した」と語る[11]。

＊「長春の難民収容所は各地から集まってきた日本人で溢れかえり、とても入れなかった。それで、外にござを敷いて住んだ。寒くて寒くて、死んだ人の服を剥いで着たり、麻袋を被ってしのいだ。瀋陽の難民収容所は加茂小学校という学校だったが、窓もドアも中国人に奪われ、外より寒いほどだった。雪が降り、水は凍って飲水もなかった。収容所に入れず、外で住む人もいた。皆、寒くて動けず、横たわっていた。食糧も衣服も靴もなかった。収容所の前に、家が二軒入るほどの大きな穴を掘り、死んだ人を埋めていたが、それでも足りないほど毎日、次々に人が死んでいった。墓穴には、衣服をはぎとられた死体が山と積まれていた。牡丹江の難民収容所ではトウモロコシのお粥をもらった。錆だらけのナベで煮たような変な色をしていたが、それでも食べるしかなかった。どの難民収容所でも毎日毎日、多くの人が死んでいた」

「食物も衣類もなく、撫順の３階建ての難民収容所は人でびっしりだった。１部屋に４～５家族が暮らしていた。畳ではなく床で、床は水に濡れたような感じだった。空腹に加え、凍るような寒さに襲われ、多くの人が餓死・凍死した。当時、撫順が一番寒かった時期はマイナス40度にもなり、毎日、死人が出た。死人は引きずって行かれ、どこかに埋められた」

「難民収容所は、大きな帆布のテント内にござのようなものが敷かれただけで、非常に寒かった。食糧はコウリャンや黄豆だった。当時、ひどく体調が悪く、重度の栄養失調だったと思う。水道管も凍ってしまい、水も出なか

った。私はその難民収容所で３カ月もいたような気がする。一番寒い時期だった。身体にかける布団も食物もなく、病気が蔓延していた。私もあと半月長くそこにいたら、死んだと思う。そこにいた日本人の６割位は餓死・凍死した」

「吉林市の難民収容所は寒く、元旦が近づくと、もうたまらないほどだった。服も食糧も薬もない。ちょっと風邪をひくと、すぐ死んでしまう人が多かった。身体はすごく汚れ、服もぼろぼろで、シラミもいっぱいだった。日本人は人間ではないという感じだった。多くの日本人が死に、遺体は裸体にされて馬車に山積みにされ、大きな穴に放り込まれて焼かれた」

「通河県の難民収容所には何もなかった。冬になってもコンクリートの地面に稲ワラや草を敷いて寝た。レンガで作った暖炉があったが、火も弱く、全然当てにならなかった。耐えられないほど寒く、空腹で、焦りもあり、私の母は病気になった。皆、自分のことさえどう守るのかも分からず、他の人のことまで考えられなかった」

「嫩江の難民収容所では、大勢が一つの大きな部屋に閉じ込められ、笑顔など全くなく、重苦しい雰囲気だった。零下 30 度以下だが、セメントの床に薄い毛布のようなものが敷いてあるだけで、凍死するほど寒かった。服も足りず、毛布一枚しかなかった。寝る時も、家族で１枚の布団にくるまり、とても寒くて悲惨だった。１日２回、粟やコウリャンの浮いた粥のような粗末な食事が与えられるだけで、全然足りなかった。収容所のあちこちに寝たきりで動けない人がおり、次々に人が死んでいった」

残留孤児の家族も、難民収容所で次々に餓死・病死・凍死していった。ある残留孤児の実母は助産婦もいない難民収容所で出産し、母子ともに死んだ。年少の弟妹の死亡率は特に高かった。年長の兄姉は、中国人の養子・妻として引き取られていった。

＊「長春の難民収容所で皆、伝染病になり、３日もたたないうちに弟と妹が死んだ。瀋陽の難民収容所で、もう一人の弟が死んだ。私は７人家族だったが、５人が中国で死んだ。生き残ったのは、私と実父の２人だけだ。中国に死にに行ったようなものだ」

「撫順の難民収容所で半月も経たないうちに、実母と弟４人、妹も全員、餓死・病死した。家族の中で、私一人だけが生き残った」

「瀋陽の難民収容所に来て１週間もたたないうちに、母（48 歳）・妹（５歳）・兄（13 歳）が死んだ。兄は逃げる途中、ソ連軍の飛行機の掃射で弾丸の破片が足に入ったまま化膿していたから、もうだめだった。母が死んだ時、残った５人のきょうだいは泣き続けた。生きる気力も失い、寒さのなか、ムシロを被って寝たきりの状態になった。死んだ妹は、私がずっと面倒を見ていたから一番仲がよかった。妹は栄養失調で痩せ細り、顔が真っ黒になって死んだ。その後、ある中国人が姉（19 歳）を嫁にほしいと言ってきた。姉は、自分の病気を治してくれ、凍死しそうな弟妹に何か着るものをくれるなら、嫁になってもいいと言った。それで中国人は私達に分厚い綿入れの服と少しのお金をくれた。姉はその中国人の嫁になった。でもまもなく姉は死んだと聞かされた」

「両親は瀋陽の難民収容所で、病気に加え、飢えと寒さで死んだ。私はあらゆる苦しさを味わった。私の下の弟（５歳）も収容所で栄養失調で死んだ。私も栄養失調で歩けなくなった」

「難民収容所で母も風邪を引いて死んでしまった。２～３人の人が、死んだ母を運んで出て行った。私は一人ぼっちになった」

「難民収容所で私の一番下の弟（３～４歳）も死んだ。父親も病気になり、全身が腫れてしまった」

「母（31 歳）は牡丹江の難民収容所で病死した。母は食物を子供に分け与え、自分は食べなかったので栄養失調で、もう限界だった。母は畳の上に座り、壁にもたれたまま死んだ。その時、私と弟は実母のそばに座っていた。実

母が死ぬと、畳ごとどこかに運ばれていった。私達は呆然とそれを見送った。私も立ち上がれないほど衰弱していたから、後も追えなかった」

「嫩江の難民収容所で母は、医者も産婆もいない中で弟を産んだが、難産による出血で死んだ。赤ん坊も産まれてすぐ死んだが、母の死体の隣におきっぱなしだった。母の出産時、私は２歳の下の弟をひざに抱き、母のそばに座っていた。母はほとんど目もあけず、何も話さず横たわっていた。一度だけ、母は一筋涙を流した。寒さで、口から白い湯気が出ていたが、ふと途切れた。あわてて母の鼻に手を当てたら、息をしていなかった。私は一番下の弟を抱いて母を呼び続けたが、反応はなかった。私は泣き叫び、気を失ってしまった。その後、私は毎日、たくさんの死体が並ぶ死体置き場の母の遺体の所に行って、泣き続けた。母も死に、父もどこに行ったかわからず、これからどうすれば生きていけるだろう、誰に頼って生きていけばいいのか、不安と寂しさで一杯だった」

「那吉屯の難民収容所で食物も着るものもなく、母と二人の姉は死んでしまった。ほとんど食料がなく、ジャガイモを拾って食べる毎日で、また伝染病が流行ったため、私と次兄以外の６人は皆、栄養失調や病気で死んでいった。母は難民所で死んだ時、40 歳前後だと思う。弟も死んだ。多分、栄養失調だ。私もガリガリに痩せこけて病気で寝込んだ」

「黒竜江省通河県の難民収容所で、父が死んだ後、母も瀕死状態で、二人の姉は中国人に引き取られ、連れて行かれた。家もなくなり、家族もバラバラになって、母は精神的に崩れ、また飢えと寒さで、病死した。上の兄と姉は皆、大きいから、それぞれどこかに生きる道を探しに行った。下の２人の姉と私、母が難民収容所にいた。そのうち、下の２人の姉も中国人に引き取られていった。私はもう何も思い出せない。小さい時に出会った様々なことで、あまりにも大きなショックを受けたからだ。一番苦しかったのは母だと思う」

【越冬の背景】

1945 年８月のソ連進攻および日本敗戦の直後に残留孤児達が日本に帰国できず、難民収容所で越冬せざるをえなかったのは、次のような事情による。

まず 1945 年８月以降、日本政府は日本人避難民に対し、現地土着政策をとった[12]。大本営は８月９日、「戦後将来の帝国の復興再建を考慮して、関東軍総司令官は、なるべく多くの日本人を、大陸の一角に残置することを図るべし。之が為、残置する軍、民日本人の国籍は、如何様にも変更するも可なり」との命令を出した。外務省も同月 14 日、満州を含むアジア諸国の在外機関に対し、「ポツダム宣言受諾に関する在外現地機関に対する訓令」を発し、居留民はできる限り現地に定着せしめる方針を打ち出した。さらに大本営・朝枝繁春参謀は同月 26 日、「一般方針」として「内地における食糧事情及思想経済事情より考うるに既定方針通り、大陸方面においては在留邦人及び武装解除後の軍人は、ソ連の庇護下に満鮮に土着せしめて生活を営む如くソ連側に依頼するを可とする」、「満鮮に土着せる者は、日本国籍を離るるも支障なきものとす」と報告し、同月 29 日には大本営総参謀長、９月 24 日には次官会議がこれに同意した。駐満州大使は８月 30 日、電報で「在留邦人の流民化と死者続出」の見通しを伝え、「婦女子病人を先にし帰国を要するもの（推定約 80 万人）の内地送還」を政府に懇願したが、日本政府は翌 31 日、改めて「将来に備へ出来得る限り現地に於て共存親和の実を挙くべく忍苦努力するを以て第一義たらしむる」と指示した。

また 1945 年 10 月 25 日には、ＧＨＱの指令により日本政府の外交機能が停止され、引揚援護事業もＧＨＱの計画にしたがって実施されることになった。ＧＨＱは、軍人・軍属の復員と緊急を要する地域の日本人の引揚を優先し、一般邦人については各国との協定によって順次帰還させる方針を採用した[13]。

表１－４　逃避行の諸類型　　（人）

敗戦時居住地		黒竜江省等農村			遼寧省等都市	計
タイプ		A	B	C		
到着地	遼寧省、都市	9	—	—	—	9
	吉林省、都市	1	—	1	—	2
	黒竜江省等、農村	—	8	4	—	12
	記憶なし	—	2	6	13	21
出生年	1937 年以前	7	3	—	—	10
	1938 年～	2	7	—	1	10
	1940 年～	1	—	9	5	15
	1944 年～	—	—	2	7	9
渡満年次	1930 年代	5	1	1	1	8
	1940 年～	1	1	1	—	3
	1944 年～	2	6	—	—	8
	不明	2	2	9	12	25
渡満以前居住地	長野	3	1	—	—	4
	樺太	—	1	—	—	1
	関東	1	—	—	1	2
	関西	3	1	—	—	4
	四国	1	1	1	—	3
	九州	—	4	—	—	4
	不明・中国等	2	2	10	12	26
交通	徒歩＋列車	10	2	2	—	14
	徒歩	—	6	3	—	9
	記憶なし	—	2	6	13	21
計		10	10	11	13	44

注：敗戦時居住地は、引き取られた状況に基づく推定を含む。交通は、逃避行の交通手段。
資料：実態調査より作成。

またＧＨＱは 1946 年３月 16 日になってから「引揚に関する基本指令」を出し、海外在留日本人の引揚に関する方針を示した。しかし「満州」を実効支配していたソ連極東軍の最高司令官はこの方針を受諾しなかった。

ソ連軍は 1946 年４月頃、在満日本人の引揚措置をとらないまま「満州」から撤退した。そして 1946 年５月、米軍代表と中国東北保安司令官（国民党軍）の間で在満日本人の帰還に関する協定が締結され、ようやく「満州」からの日本人の引揚が開始された。ただし、この集団引揚で帰国できたのは、日本への引揚船が出航する葫蘆島まで自力移動できた者に限られる。すでに実父母と離死別していた残留孤児には、それはほぼ不可能だった。また実父母が生存していても、幼少で瀕死の子供を葫蘆島まで連れて行き、乗船させることは困難であった。

第２項　逃避行と難民生活にみる諸類型

さて、逃避行の経路や難民生活のありようは、残留孤児の年齢、および敗戦時の居住地の違いによって、３つの類型に分けられる（表１－４・５・６参照）。

【《Ａタイプ》 ── 列車での逃避行と浮浪児】

まず《Ａタイプ》は、黒竜江省等の農村から遼寧省等の都市まで逃避行を続けた残留孤児である。彼・彼女らの多くは1937年以前に生まれ、敗戦時８歳以上であった。日本の長野県伊那地方や関西地方等の農村に生まれ、1930年代と早い時期に、黒竜江省密山県、同綏稜県、吉林省敦化県の開拓団等、鉄道沿線に比較的近い地域に入植した。彼・彼女らは、牡丹江・ハルビン・長春・吉林・敦化等まで徒歩で逃げ、そこから貨物列車に大勢詰め込まれ、瀋陽・撫順等、遼寧省等の大都市に到達した。

《Ａタイプ》の貨物列車での逃避行も凄惨・苛酷だった。列車は超満員で、車内では食糧も水も不足し、あまりの苦しさに飛び降り自殺する人もいた。車中で死ぬ人も多かった。そしてそうした列車さえ不足し、大勢の人々が駅に置き去りにされた。

＊「牡丹江で、窓もない貨物列車に押し込められた。列車から飛び降りて逃げる難民もいれば、列車に乗りたがらない難民もいた。その場で死んだ難民もいた。吉林や長春、瀋陽で列車を降りる人もいたが、私達家族は撫順で降ろされた。私達も長春で降りようとしたが、降りられなかった。ハルビンでも一度降りたが、また押し乗せられた。列車はスピードが遅く、１カ月以上かかったように思う。列車に揺られ、食物もなく、空腹で意識も朦朧となった。貨物列車だから窓がなく、中は真っ暗だった。皆、息苦しくなり、列車の走っている途中、ドアを開け、飛び降り自殺する人もいた。車中で死んだ人もいた。各駅でドアを開ける瞬間、皆、降りたがって押し合いになった。車内では食物や水を少し持っている人がいたので、皆で助け合い、ほんの少しを食べ、少しだけ水をなめた。水は飲んではいけない。なめるだけだった」

「貨物列車は屋根も壁もなく、危険だった。列車が揺れると、一人また一人と転落し、置き去りにされて死んでいった。そうした列車でさえ少なく超満員で、全員は乗れなかった。列車に乗りきれず、離ればなれになる家族の名前を必死で呼び合う声が、今も耳に残っている。長春から貨物列車に乗って瀋陽まで行くことになったが、抽選で順番だった。終着駅に到着すると幾人もの人が車内で死んでいた」

《Ａタイプ》の残留孤児が遼寧省等の都市の難民収容所にたどり着いたのは、1945年10月末～12月にかけてであった。ある孤児は、「黒竜江省の開拓団を出た時は1000人位いたが、途中で死んだり、行方不明になったりして、瀋陽にたどりついた時は300人もいなかった」と逃避行の過酷さを語る。

比較的年長の《Ａタイプ》は難民収容所で浮浪児となり、物乞いをしたり、食糧を盗んだりして、自らかろうじて命をつないだ。「私達のような人間は、今まで気も狂わずに生きて来られただけでも幸せだ」と語る残留孤児もいる。

＊「ハルビン・長春・瀋陽で私は乞食をした。毎日、町に出て、よその家の前で『残ったご飯を下さい』と何度もやった。命を守るためには仕方なかった。物乞いでもらった粟を、路面に張った氷を溶かした水で煮て食べて生き延びた」

「腹が空いてたまらず、物乞いもしたし、物も盗んだ。食べ物を盗もうとして見つかり、蹴っとばされ、手がちぎれそうになったこともある。拾って食べたり、ある老女が果物を洗った後の汚水をもらって飲んだこともある。お腹が異常に膨らみ、病気にもなり、何度も死にそうになった。私達のような人間は、今まで気も狂わずに生き

表１－５　　逃避経路の事例

Aタイプ	1	黒竜江省密山県→牡丹江上流→牡丹江市→ハルビン→長春→瀋陽(冬)
	2	黒竜江省密山県→牡丹江市→ハルビン→長春→瀋陽(10月下旬)
	3	吉林省敦化→瀋陽(12月頃)
	4	黒竜江省松呉県→瀋陽(11月)
	11	黒竜江省密山県→牡丹江市→ハルビン→長春→瀋陽(11月)
	12	吉林省敦化→長春→瀋陽(12月頃)
	13	黒竜江省綏稜県→牡丹江→ハルビン・拉古屯→吉林→長春→瀋陽→撫順
	14	黒竜江省ハルビン市→撫順(晩秋)
	15	黒竜江省牡丹江→撫順市
	21	黒竜江省牡丹江→吉林市(初冬)
Bタイプ	6	黒竜江省通河県(晩秋または初冬)
	7	黒竜江省団山屯→流浪→団山屯
	8	黒竜江省勃利県→拉古屯→牡丹江
	9	内蒙古大躍趺荘→阿龍旗・那吉屯(11月頃)
	10	黒竜江省大羅密→依蘭付近→徳漠利
	16	黒竜江省嫩江→流浪→嫩江
	17	黒竜江省依蘭→流浪
	19	黒竜江省東寧県→南湖頭→東京城→自行村
Cタイプ	24	不明→長春市郊外二道河子
	27	黒竜江省ジャムス→ハルビン
	35	黒竜江省牡丹江→ハルビン郊外
	36	黒竜江省寧安→敦化県大石頭鎮(真冬)
	37	黒竜江省鶏西→牡丹江林口

資料:実態調査より作成。数字はケースNo.。

て来られただけでも幸せだ」

「昼間は外に食べ物を拾いに行った。私達は駅に行き、貨車からこぼれた豆を拾って食べた。豆ばかり食べたから皆、腹がとても大きく膨らんだが、首はすごく細かった」

【《Bタイプ》 ── 流浪・「匪賊」・集団自殺】

これに対し、《Bタイプ》は、黒竜江省等の農村内部を徒歩で流浪する形で逃避行を行った。彼・彼女らの多くは1938～39年に生まれ、敗戦時６～７歳だった。鹿児島県（奄美大島）、宮崎県、香川県など、西日本の温暖地域に生まれ、1944年以降つまり日本の敗戦が間近になってから、実父母とともに渡満した[14]。入植先は、黒竜江省の方正県・通河県・依蘭・寧安県、内蒙古自治区等、対ソ軍事戦略の拠点で、鉄道沿線から特に遠隔地が多かった。《Bタイプ》のある残留孤児は、「鉄道沿線に住んでいた人なら、日本に逃げることもできたかもしれない。でも私達は、鉄道から遠く離れていたから、どうしようもなかった。私達より年上で物事がわかっている人も、何とか日本に帰国できたかもしれない。でも私達の

ような幼い子供達は、なすすべもなかった」と語る。

《Bタイプ》では、逃避行に発つ以前に、「匪賊」やソ連軍の襲撃を受けたケースも少なくない。「匪賊」との銃撃戦で実父が殺されたり、負傷して自殺してしまった残留孤児もいる。ソ連軍の襲来には反撃の余力すらなく、略奪をほしいままにされ、多くの日本人が集団自殺に追い込まれた。

＊「1945 年 10 月のある夜中、中国人匪賊が日本人村を襲撃してきて金品を略奪し、村の日本人男性をほとんど殺した。子供や年寄りは一つの部屋に集められた。身体中を物色され、金品を奪われた。翌日、家に帰ると、家中が目茶苦茶だった。父も殺されていた」

「ある日、匪賊が襲ってきて、大人は皆、本部にある銃等の武器を手にして一晩中、戦った。銃撃戦は激しく、死者・負傷者がたくさん出た。医薬品もなく、医者も手をつけられなかった。負傷者に何か注射をすると、すぐに死んでしまったことだけは覚えている。私の実父も、その戦いで殺された。実父は 46 歳だったが、重傷を負い、自殺する力さえ残ってなく、そばにいた日本人に一発で撃ち殺してくれと頼んだ。そばにいた日本人はやむなく父を撃ち殺した。それは私の目の前で起きた。父の死体は、たくさんの死体とともに建物に入れ、火をつけて焼いた。その時の苦しみは言葉で表現できない。匪賊の機関銃に銃撃され、集団自殺するしかなかった人もたくさんいた。私達は大きな倉庫のような部屋にいた。大人達は、もし負けたら、その部屋にあるガソリンのドラム缶に火でつけ、全員、自殺しようと思っていたようだ。激戦が続き、翌日、ソ連軍がやって来た。ソ連軍は大部隊だから、戦っても勝ちめがないので、それでやっと停戦になった。私達は投降した。ソ連軍は、本部にあったガソリンのドラム缶や銃・銃弾をすべて没収していった。だから私達は、自殺しようにもその道具さえなくなった。それで日本人は皆、散り散りになり、自殺する人もいれば、どこかへ逃げて行った人もいた。私の小学校の先生は、一家３人全員が麻縄で身体を一緒に縛り、一斉に河に飛び込んで自殺した。母も私達を連れて大勢の難民と一緒に松花江に行き、飛び込んで自殺しようとした。私はまだ物事がよくわからなかったが、それでも死にたくなかった。私達は河を離れ、必死に逃げまくった。私達は、そんな恐怖の渦中から逃げ出した人間だ。何とか死を逃れたが、その後はあちこち逃げ回り、夜には泊まる場所もなく、昼には歯をくいしばって飢えを忍んだ。残された母と私達が、その後、どんなむごい目にあわされたか。あなた達には想像もつかないだろう」

そして《Bタイプ》が越冬したのは、牡丹江、嫩江、那吉屯、通河等、主に黒竜江省の農村・地方都市の小規模な難民所であった。

【《Cタイプ》 ── 黒竜江省農村での路上放置】

《Cタイプ》は 1940 年以降に誕生し、敗戦時に５歳以下で、逃避行や難民生活に関する記憶が少ない。

しかし、《Cタイプ》の多くは次章で述べるように、黒竜江省等の農村の路上・戦場跡に放置されていたところを中国人に引き取られた。そこで《Cタイプ》も《Bタイプ》と同様、黒竜江省等の農村を徒歩で流浪していたと思われる。ごく一部の《Cタイプ》の断片的記憶も、そのことを裏付ける。

＊「正確にはわからないが、まわりの人が皆、農業をしていたから、開拓団だと思う。鶏西市郊外の農村から、私達は慌てて馬車に乗って逃げ始めた。ソ連軍がやってきたからだ。家の中のものは何も持たず、逃げたようだ。牡丹江林口まで逃げたが、当時、私は自分がどこにいるのかも分からなかった」

「寧安県の開拓団で敗戦時、大砲は３日も響いた。実母は、姉（６歳）と私（４歳）・妹（２歳）を連れ、40 人位の集団で逃げた。うちは農村だから、都市の駅まで逃げなければならず、疲れ果てるまで、ずっと歩き続けた。物乞いをして、疲れたらぼろぼろの部屋に泊まった記憶がある。２カ月も逃げまわったような気がする。私はど

表１－６　敗戦後、本人が中国人に引き取られる時点までの家族動向

居住地		黒竜江省等、農村			遼寧省等都市
タイプ		A	B	C	
中国で死去	ソ連軍に殺害	11（父）	10（父） 17（母、妹）	37(母)	40(父)
	匪賊に殺害		6(父)，9(父)		
	病死・餓死・凍死	1（父、母、弟）、 2(父)、14(弟) 3（祖母）、 4（弟･生死不明）、 11(母、兄、弟、妹) 12(弟、妹、弟、祖母) 13（母、弟、弟、弟、弟、妹） 21（母、妹）	8(母、妹) 9（母、姉、姉、弟） 10(弟) 16(母、弟) 19（母、妹、弟）	24(弟) 36(弟、妹) 27(姉、姉)	29(姉)
ソ連抑留		13（父）、 21（父）	5（父、兄）、 8（父） 16（父）	27(父)	
生き別れ		11（姉、弟） 15（父、兄、弟）	5（姉、姉、姉、兄） 6(姉、姉、姉兄) 7(義父、義母) 16（弟）	37(兄、兄、兄、兄) 27(母、兄、姉、姉) 24(母)	43(弟) 20(父、兄、兄) 29(兄)
家族死去等不明			18	22, 23, 25, 34, 35, 38, 39	26, 28, 30, 31, 32, 33, 42, 41, 44

注：居住地は、引き取られた状況に基づく推定を含む。

資料：実態調査より作成。数字はケースNo.。

こへ行くとも知らず、ひたすら母とともに山を越えて歩き続けた。真冬になって敦化県大石頭鎮にたどり着き、大雪でどこにも行けない状態になった」

「敗戦前後のことはほとんど覚えていないが、どこかを歩いて逃げまわり、倉庫のような大きな暗い部屋に隠れていたような気がする。その時、母に抱かれていたようだ」

第３項　敗戦後の都市難民生活

以上のような黒竜江省等の農村居住者に対し、遼寧省等の都市に住んでいた残留孤児は、そのほとんどが敗戦時５歳以下、過半数が０～２歳で、当時の記憶はほとんどない。

ただし、彼・彼女らは、ごく断片的な記憶や中国人に引き取られた時の状況から判断すると、逃避行の経験はなく、敗戦後も実父母とともに遼寧省等の都市で難民生活をしていた。

都市の難民収容所やあばら家での難民生活は過酷で、「餓死寸前だった」と語る残留孤児もいる。しか

しそれでも、ソ連軍の直撃を受け、遠隔地から数カ月間にわたる逃避行を余儀なくされた農村出身者に比べれば、地元都市出身者の実父母の生存率は高く、その生活基盤や社会関係も相対的にはましだったといえよう[15]。

＊「敗戦後、父は丹東市で失業し、母も日本人教師の仕事がなくなり、餅を作って販売してかろうじて暮らしていた。当時、日本人が作った餅はおいしいと、中国人によく売れた」

「敗戦後、実父母は大連市にいたが、生活は貧しくなった。実父母は道端にござのようなものを敷き、その上に家の物をもって来て売っていた。しかし生活は一層苦しくなり、まわりの中国人にも憎まれて、物乞いに行くしかなかった」

「敗戦後、母はジャムスで４人の子供を抱えて困っていた。敗戦直後、もう一人子供が生まれたが、栄養失調ですぐ死んだ。父が勤めていた建築会社も解散になったが、日本に帰れる見通しも立たず、父は引き続き大工としてあちこちで働いていた。それでもお金がなく、貧しかった。母が私を生んだ時、金がないので病院にも行けず、産婆も呼べず、次姉（11歳）が助産婦代わりで臍の緒も切った。次兄（８歳）はお湯を沸かして手伝った。当時、食糧もなく、一家は餓死寸前だった。母は衰弱して乳も出ず、私もすごく痩せこけ、後に母は私に『あんたが小さい時、とても生きのびられるとは夢にも思わなかった』というほどだった」

第３節　中国人に引き取られた状況

最後に、残留孤児達が中国人に引き取られた経過・状況を分析しよう[16]（表１－７参照）。

第１項　黒竜江省等の農村 ── 逃避行 ── 見ず知らずの中国人へ

黒竜江省等の農村に居住していた残留孤児は、その多くが数カ月間にわたる逃避行と難民生活の過程で実父母と死別・離別し、全く見ず知らずの中国人によって引き取られた。

【1939年以前に誕生した残留孤児 ── 実父母と離死別】

1939年以前に誕生した、敗戦時６歳以上だった残留孤児（《Ａタイプ》および《Ｂタイプ》）は、中国人に引き取られた時の状況を、鮮明に記憶している。彼・彼女らは「このまま死を待つか、それとも現地中国人に救いを求めるか」の二者択一を迫られたのである。

まず実父母と離死別したケースでは、次のパターンがみられる。

第１は、残留孤児本人が難民収容所等で直接、見ず知らずの中国人に引き取られたパターンである[17]。

＊「瀋陽の難民収容所で、弟と二人きりになった。栄養失調で動けなくなっていると、日本語が話せる中国人が来て、『中国人の家に行くか』と聞いた。もちろん『行く』と答えた。両親も死んだし、このままだと私達も死ぬに決まっているから。それで養父の家に行き、１カ月暮らしたが、その後、弟は別の中国人の家に引き取られた」

「瀋陽の難民収容所まで逃げて来たが、家族はすべて死に、一人ぼっちだった。氷点下で寒く、食物もない。そんな中、毎日、中国人が難民収容所にやってきた。もうすぐ自分も死んでしまうと思っていたある日、後に養父になる中国人がきて、『俺の家に行こう。白いご飯があるから食いに行こう』と手振りで言った。私は自分の命は自分で守るしかないと決心して、連れていってもらった。それで、命が助かった」

「瀋陽の難民収容所で、父母もなく、最後まで一緒にいた伯母も病気で危篤になり、私の面倒をみられなくなった。1946年３月頃、中国人の養父母が難民収容所を訪れ、誰も私の面倒を見てくれないのを見て、私を引き取った。

表１－７　中国人に引き取られた場所・経過　　（人）

	敗戦時居住地			黒竜江省等、農村			遼寧省等、都市	計
	タイプ			A	B	C		
引き取り地域	農村	黒竜江省		－	9	7	－	16
		その他		－	1	3	－	4
	都市	黒竜江省		－	－	1	2	3
		吉林省		1	－	－	2	3
		遼寧省		9	－	－	9	18
引き取り場所	難民収容所			8	4	1	2	15
	路上・戦場跡			1	1	7	2	11
	その他			1	5	3	9	18
引き取り経過	見ず知らず	実父母	離死別	5	7	9	2	23
			生存	4	－	－	2	6
			再婚	－	2	1	－	3
	知人		生存	－	－	－	8	8
	その他			1	1	1	1	4
計				10	10	11	13	44

注：実父母生存＝実父母の一方または両方が生存して一緒にいた。
　　見ず知らず＝中国人の引き取り手が、実父母からみて見ず知らずの人物。
　　知人＝中国人の引き取り手が、実父母からみて知人または知人の紹介。
資料：実態調査より作成。

養父母が物をくれたから、私はついて行ったと思う」

第２に、生き残っていた兄姉等の肉親によって、見ず知らずの中国人に託されたパターンもある。

＊「瀋陽の難民収容所で、このまま死ぬか、それとも中国人の養子になるか選択しなければならなかった。中国人は日本人と違う感じがして、怖かった。ある午後、一人の中国人男性がやって来て、私を養子としてもらいたいと言った。私が『いや。怖い』と言うと、兄が『行け。行けば、ご飯だけは食べられるから』と勧めた。私は、難民収容所の庭にある大きな墓穴の所に走り出て座り込み、死んだ母と妹の名前を呼びながら泣いた。そこに兄が来て泣きながら、『お前、死にたいなら死ね。ここ（難民収容所）にいたら、凍死するか餓死するしかない』と言った。私は『絶対いやだ。言葉もわからないし、（中国人の家に）行くくらいなら、ここで死ぬ』と言い張った。兄は怒って、無理やり私を部屋の中に連れ戻し、『その中国人の家まで一緒に行ってあげるし、後で必ず連れ戻しに行く。しばらく預かってもらい、命を助けてもらうだけだ。お願いだから、行ってくれ。きょうだい皆で、生きて日本に帰ろう』と私に頼んだ。この兄の言葉を信じて、私はその中国人が持参していた毛布を被り、兄と一緒にその人の家に行った。本当に寂しくて寂しくてたまらなかった。私には、中国人の子供になるしか、生きる道がなかった。恐ろしい戦争のために、つらい目にあい、家族をなくし、異国で一人ぼっちになってしまった」

「黒竜江省延寿県を逃避行中、両親もなく、２人の姉が、私の足が腫れあがり、歩けなくなったのを見かねて、私

を大通りに面した中国人の地主の家にあげた。姉は、『とりあえずここに一時預かってもらって。後で迎えに来る』と言った。私は、養父母に引き取られて１週間も経って、ようやく歩けるようになった」

「1946年頃、内蒙古阿龍旗の難民収容所に兄と二人、取り残されていた。私はガリガリに痩せこけ、病気で寝込んでいた。そこに蒙古軍の日本語の上手な連隊長が通りかかり、兄に『君の弟は、このままだと死んでしまうよ』と言った。兄もその通りだと思い、『弟の病気を治してください』と頼んで私を連隊長に託した。兄とはそのまま別れることになった」

第３は、難民収容所にいた肉親以外の日本人が、金銭や食糧と引き換えに見ず知らずの中国人に斡旋したパターンである。子供の代金は「当時の金で150元」から「饅頭」まで多様であった。

＊「撫順の難民収容所で、両親もなく一人でいた。難民収容所に一人の日本人の老女がいて、時々、私達のような子供を外に連れていき、一人一人中国人に売っていた。1946年２月、私の養母（中国人）が難民収容所を訪れた。日本人の老女は、５人の子供を集め、養母に見せた。５人の子供の中で私は一番小さかった。老女は養母に私を買うように勧めた。養母は私の様子をみて、『首がそんなに細いのに、腹は大きく膨らんでいる。病気にかかっているようで、引き取っても死ぬんじゃないか』と言った。老女は、『でも、十数歳の大きな子をもらったら、物事をはっきり覚えている。幼い子の方が記憶がなくていいよ』と説得した。『でも、この子は生き延びられるかな』と養母は半信半疑だった。私は当時、すごく腹が膨らみ、死にかかっていた。だから老女は一日も早く私を誰かに引き取ってほしくて、一生懸命に勧めたのだ。それで養母も心が動いた。『とにかく連れて帰ろう。生きのびられるか死ぬかは運に任せよう』。私を買う時の値段は、解放前のお金で150元だったそうだ。老女は私を連れて養父母の家に行き、食事をもらい、金を受け取った。老女が帰った後、私はずっと泣き叫び、老女を呼び続けた」

「黒竜江省拉古屯の難民収容所で、弟と２人残され、２人とも中国人(後の養父)に連れて行かれた。私達を養父に託したのは、同じ難民収容所にいた日本人女性だ。養父は、一度目に子供をもらいに来た時は、もらえなかったそうだ。二度目、養父は饅頭をたくさん持って行き、その日本人女性にあげたから、私達を渡してくれた。当時、その女性は養父に『子供の両親は死んだ』と言ったそうだ。でも本当は、実父の生死は不明だった（後に判明したところによれば、実父はシベリアに抑留されていた)。私と弟は、同じ庭の隣家どうしに引き取られた」[18]

「黒竜江省の団山屯で乞食のような生活をしていると、中国人が日本人の男の子がほしいと言って、引き取りにきた。それで私を連れ帰った。当時、私達は両親もなく、世話をしてくれていた30歳代の日本人女性も乞食のような生活で苦しんでいたので、この女性が私達を中国人にあげた。私は馬車でその中国人と一緒に行った。1945年９月頃のことだ」

なお遼寧省等の都市まで逃避行を続けた《Ａタイプ》は、敗戦時８歳以上と年長者が多いので、残留孤児本人が直接、中国人に引き取られたパターンが多くみられる。これに対し、黒竜江省等の農村内部を流浪した《Ｂタイプ》は、敗戦時６～7歳と若干年少であったため、兄姉等の肉親が託したり、第三者の日本人が斡旋したパターンが特に多くみられる。

【1939年以前に誕生した残留孤児 ── 実父母のいずれかが生存】

一方、1939年以前に生まれた年長の残留孤児の中でも一部には、実父母のいずれかがかろうじて生存し、一緒にいたケースがある。その場合もまた、《Ａタイプ》と《Ｂタイプ》では明らかな差がある。

まず《Ａタイプ》は、遼寧省等の都市の難民収容所までたどりつき、「このままでは子供が死んでしま

う」という極限状態の中で、実父母が子供だけでも何とか生き残らせたいと願い、見ず知らずの中国人に子供を託した。その際も、金銭の授受があった場合が多い。

＊「撫順の難民収容所で弟が危篤になった時、実父は日本語ができる中国人の商売人の紹介で、養父母に私を託した。多分、一つには私が餓死しないように、もう一つには私をあげるかわりに物をもらい、父親自身の病気を治すためだと思う。私をあげた後、弟はすぐ死んだそうだ。仲介者は人身売買の人だと思う。当時、数人の日本人の子供がこの中国人を通して売られたから。大人達が何を話しているのか、私にはよくわからなかった。２日後、実母は『町に買い物に行こう』と私を騙した。私は喜んでついて行った。見ず知らずの中国人の家に連れて行かれるなんて、思いもよらなかった。後に養父になる中国人の家まで、歩いて２時間位だった」

「瀋陽で、実父母が私を見ず知らずの中国人に託した。子供をほしがっていた中国人（養父）が、このままでは死んでしまう日本人の子供がいるという噂を聞いて、引き取りにきた。最初、養父は食物を持って見にきたが、言葉が通じず帰った。翌日、また養父は通訳を連れてきた。そして私を引き取った。私が寝ている間に、養父が私をおんぶして連れて行った。私は目が覚めたら知らない所にいるし、言葉もわからないので、大泣きに泣いてご飯も食べなかった。養父は仕方なく、また私を実父母の所に連れて戻った。連れ戻った日、ちょうど私の弟が死んだ。実父は『見てごらん。お前も戻ってきたら、こんな目に会うんだよ』と言った。父は弟を埋めようとしたが、地面が凍てつき、掘れなかった。父は弟の髪と爪を切り、『日本で墓をつくって埋めるからね』と言った。そして父は、弟を埋める場所を捜しに出て行った。実母も私を抱き、泣きながら『この人（養父）と一緒に暮らすように。お前一人だけでも命を助けてもらって。そうしないとお前も死んでしまうよ』と諭した。それで私は養父についていった」

「撫順の難民収容所で 1945 年 11 月頃、実母が私を中国人の養父母にあげた。食物もなく、生き延びるためにそうするしかなかった。養父母の家に連れて行かれた時、実母は『しばらくここにいなさい。何日かしたら、迎えに来るから』と言い残して帰った。でもいくら待っても迎えにこなかった。それで私が泣き出すと、養父が私を殴ってきた。そして『もう泣くな。実母はお前を棄てた。もうここにいろ』と言った。私はしばらくずっと抵抗していたが、しかたなく泣くのをやめた」

「1945 年 11 月、瀋陽南駅で継母が私を中国人（養父）に売った。継母は『父と一緒に迎えに来る』と言って、私を中国人に渡した。養父母は継母にたくさんのお金を渡した。継母は私を売ったお金で、自分は日本に帰った」

このように実父母をはじめとする肉親が子供を託した《Ａタイプ》の場合、引き取り手の中国人は肉親のいる難民収容所等の近くに住んでいることが多かった。そこで肉親達は子供を託した後も、引き取り手の中国人のもとを、子供の安否確認のために訪問している。また日本への帰国の目処がたった時点で、子供に面会に行った肉親もいる。しかし日本まで安全に帰国できる保証もなく、または中国人に子供の返還を拒まれ、一緒に帰国することはかなわなかった。

＊「実母は、私をあげた３カ月後、少し暖かくなった頃、養父の家に私の様子を伺いに来た。養祖母は実母に御馳走した。その時、私はまだ日本語がわかっていて、実母は私に『お父さんは病死した。弟も死んだ。お母さんはもう日本に帰る』と言った。私は母について行きたいと泣き出した。養祖母も『子供を連れて帰ったら』と同意した。でも実母は途中の船で死ぬかもしれないから、どうしても連れて行けないと言った。実母は優しそうな養祖母を見て、またきちんと服を着ている私を見て、安心したのだろう。実母は最後に、『お母さんがもし生きて日本に帰れたら、必ず手紙を出す』と言った。私は養祖母や仲介人の中国人と一緒に、撫順の大同映画館まで実母を見送りに行った。それが実母の最後の姿だった」

「私を託してから約１カ月後、実父は日本に帰国する前、私に会いにきた。実父がいた所から養父の家まで歩いて10分位だった。実父がきた時、これでやっと実父と一緒にいられるかなと思ったら、そうではなくて『もう日本に帰る』と告げにきたのだ。私は実父に『お母さんは？』と聞くと、実父は『死んだよ』と答えた。私は『お父さんについていく』と言った。実父は『いったん日本に帰ってから、連れに戻ってくる』と言った。実父は一人で帰国するのが精一杯だったのだ」

「何日後か、実母がもう一度来た。その時、養父は私を二階の部屋に閉じ込めた。私は二階の小さな窓から頭を出し、実母を見た。叫んだが、声は届かなかった。実母が養父と何か話をしていた。そして実母はまた帰ってしまった。私は二階の窓から、帰って行く母の姿を泣きながら見ていた」

「ずっと後に兄に再会した時、『なぜ、私を置いて日本に帰国したのか』とたずねた。すると兄達は、実は難民収容所で日本に帰る船が出るという話を聞き、私を取り戻しに行くと言ったそうだ。でも、難民収容所の人は皆、本当に日本に帰れるかどうかわからないから、連れ戻さない方がいいと言った。それでも兄は、私を取り戻しに行ったそうだ。でもその時、養父は兄に、私はすでに逃げたと教えたそうだ。それで兄は仕方なく２人で日本に帰国した」

「後に伯母から聞いた話によると、養父母の家は難民収容所から近く、伯母は養父母の家に様子を見に来た。養父母の家がけっこう裕福だとわかり、伯母は自分も無事に日本に帰れるかどうかもわからないので、養父母に育ててもらう方がいいと思い、一人で日本に帰ったそうだ」

これに対し、《Ｂタイプ》で実母が生存していたケースでは、黒竜江省等の農村での逃避行の途上、実母自身が生きるため、また子供の命を守るため、全く見ず知らずの中国人男性と再婚した。結婚相手は貧しく高齢の農民、またはすでに結婚している地主だった。そしてこうした実母達はいずれもまもなく自殺を遂げた[19]。

＊「父と兄がいなくなり、残された私達はパニックに陥って逃げまどった。途方に暮れたあげく、実母は1946年頃、黒竜江省延寿県の中国人の嫁にされた。私と３人の姉も実母についてその家に入り、牛飼いをさせられた。実母は1949年頃、自殺した。３人の姉はその後、地元農村の中国人の嫁になったが、後に寒さと貧困な医療状況の中、いずれも中国で死んだ」

「実父の死後、母と私は生活の道を失った。それで中国人の地主（養父）が、まだ若かった母に目をつけ、嫁にした。養父にはすでに正妻がいたが、たまたま黒竜江省方正県の九班を通りかかり、実母を目にした。私は母と一緒に養父の家に入った。２～３カ月後、実母は正妻にいじめられたこともあり、首吊り自殺した」

なお、逃避行の途上で兄姉等の肉親が弟妹を中国人に託した《Ｂタイプ》では、その後、肉親による安否確認や訪問もできなかった。

【1940年以降に誕生した残留孤児 ── 黒竜江省等の農村に遺棄】

さて、1940年以降に誕生した、敗戦時５歳以下の《Ｃタイプ》は、自らが引き取られた際の記憶がほとんどない。ただし、後に中国人養父母から聞かされたところによれば、彼・彼女らは黒竜江省等の農村での逃避行の途上、実父母が死去し、または実父母が連れて逃げられなくなって置き去りにされたと考えられる。彼・彼女らは、偶然に通りかかった見ず知らずの中国人によって拾われた。

《Ｃタイプ》が拾われた場所は、次の２つのパターンがある。

一つは、日本人の遺体が散乱する戦場跡である。この場合、実父母は死去した可能性が高い。

＊「黒龍江省の東麻山付近で 1945 年８月 14 日、日本軍とソ連軍の激しい戦闘があり、その翌朝、麻山駅近くの草むらで養父が私を拾った。養父は物を拾いに出かけ、現場を通りかかった。たくさんの日本人の死体が転がっている中で、私は風呂敷に包まれて一人生き残っていた。母親らしい女性の死体の傍で、私は泣いていたそうだ。私がどこからどのようにしてそこに行ったのか、私自身も養父母もわからない。多分、当時は日本が敗戦し、日本人が皆、帰国しようとして歩いて逃げる途中、そこで戦闘に遭遇したのではないか」

「養母の友人が維持会にいた。維持会とは敗戦前後、ソ連軍と日本軍の戦いで多くの人が死んだので、その死体を埋葬する活動をしていた会だ。1945 年８月、養母の友人は牡丹江市から寧安県鉄嶺河に向かう鉄橋の下の戦場跡の草むらに一人で置かれていた私を拾った。彼女の話によれば、私は軍のコートに包まれ、セーターと毛で編んだズボンを着ていたそうだ。拾われた時、私は日本語で『３歳』と答えたという」

「終戦直後、養父母が、黒竜江省鶏西市恒山区柳毛郷釧路村の近くで泣いていた私を見つけて拾った。養母は豚を放牧している途中、私をみつけた。私のいた所は、黒衣泡という大きな池だ。池には蓮が一面に生え、池の周囲は草が生い茂っていた。私はその草むらの中に身を隠していた。戦場だからたくさんの人が死に、水が血で赤く染まっていた。死に方もとても惨めだった。本当にたくさんの人が死んだ。それが戦争だ。私の傍らには風呂敷包みがあり、日本人の持ち物と思われるお金が入っていた。私は、人をみたら怖がって風呂敷包みの陰に隠れようとしたそうだ。実母が私を棄てた時、半分に切った日本のお金を残してくれた。後に養母は、これをもって日本に肉親を捜しに行きなさいと私に言った。この半分のお金に合うのをもっている人がいたら、それがあなたの肉親だと言った。私は当時、４歳ではっきり覚えていない」

「1945 年か 46 年頃、黒竜江省寧安県東京城付近の日本軍の官舎で、死体が積み上げられていた中、私は一人取り残されていた。通りかかった行商人の老人と若い女性の中国人が、私を拾った。私の印象ではそれらの人が部屋の中に入ってきて、生きていた私を連れ出した」

いま一つは、日本人の逃避行の途上の線路脇や路上である。この場合、付近に日本人の死体が見当たらないことから、実父母またはそれに代わる日本人が生存していたが、《Ｃタイプ》の子供達を放置・遺棄して逃げた可能性が高い。

＊「長春市郊外の道端で、私は実母に棄てられた。前夜、私は難民収容所で母に寄り添って寝たはずだが、翌朝、なぜか独りぼっちで道端に置かれていた。母がどこに行ってしまったかわからない。周りに誰もいなかった。ちょっと離れた所を、数十人の女性が子供連れで急いで歩いていた。私は道端でずっと泣いていた。戦争でひどい目にあうのはいつも庶民で、政府の要人ではない。母がその後、どうなったかはわからない。置き去りにされて泣き叫んでいると、Ｒという中国人が通りかかった。Ｒは『寒いね。寒いね』と言いながら、私を抱きあげ、養父母の家に連れて行った。養父母の家は、歩いて 10 数分の所にあった」

「敗戦前後の混乱時、養父が、内蒙古の博克の街にある汽車の線路脇で私を拾ったそうだ。着物姿で、生年月日が書いてある布団にくるまって放置されていた。私だけでなく、多くの日本人の子供が線路脇の空き地に捨てられていたそうだ」

「母が死んだ後、兄と２人で一緒に逃げていたが、私はまもなく歩けなくなり、結局、兄は私を棄てて一人で逃げた。当時はどこにいるかわからなかったが、後に聞いた話によると、黒竜江省鶏西の郊外の西麻山の鉄道踏切の所で私は泣いていて、中国人に拾われたそうだ。西麻山には鉱山があり、そこで働いていた中国人が仕事の帰り、私を見かけ、５キロほど離れた林口県奎山郷吉慶安楽村に連れて帰った」

なお《Cタイプ》にもごく一部、《Bタイプ》と同様、生存していた実母が子供を連れて農村の中国人男性と再婚したケースがみられる。これもまた、黒竜江省の農村を逃避行していた残留孤児に特有のパターンといえよう[20]。

＊「牡丹江付近の開拓団からハルビン郊外の廂房まで逃げ、そこで母は中国人の養父と再婚し、私は養子になった。当時、両親や家を失った日本人の女性や子供達が、皆、列車の駅の前で集まっていて、私達のように引き取られていったそうだ」

第２項　都市難民 ── 実父母が知人を介して中国人へ

最後に、遼寧省等の都市で生まれ育った残留孤児は多くの場合、敗戦時２歳以下なので、中国人に引き取られた際の記憶はほとんどない。ただし、後に中国人養父母から聞いたところによれば、彼・彼女らの多くは、実父母等の肉親が敗戦後も生存しており、「このままでは子供が間違いなく死ぬ」という極限状況の中で、または「日本への帰国の目処がたったが、幼い子供を連れて帰ると船中で死ぬ可能性が高い」と判断して、知人を介して信頼できる中国人に子供を託した。つまりここでは全く見ず知らずの中国人ではなく、実父母によって引き取り手がある程度、選択されたのである。また、特に生命力の弱い年少の子供達が優先的に中国人に託されている。

引き取り手の中国人と実父母との関係には、次のようなパターンがある。

第１は、地域での付き合いである。

＊「丹東市にいた実父母は、1946 年夏～秋頃、日本へ帰国することになったが、私が赤ん坊の上、病弱で痩せ細っていたため、連れて帰ると途上で死ぬ可能性が高いと考え、養父母に預けた。私は小さすぎて、日本に連れて帰れなかった。実母のお腹にいるときから、何も栄養を取れなかったから。養父母が私を引き取った時、私は顔色が悪く、痩せていて、息も絶え絶えだった。ただし実父母は、そんなに簡単にあげたのではない。誰でも自分の子供を他人にあげたくないだろう。たとえ死んでも、自分の大切な子供は変な人には絶対渡さないと思う。だから実父母は子供を引き取ろうとした人達をよく観察して、悪そうな人には渡さなかった。当時、養父と友人のHの二人は、よく日本人の住宅に炭や薪の行商に行っており、実父母はよく二人に客を紹介してやっていた。こうした長い付き合いがあり、心が通じていた。実父は簡単な中国語もできたから、仲良くできた。それで 1946 年秋頃、実父はまずHに『日本が負けたから、私達も日本に帰らなければならない。上の２人の子供（兄と姉）は連れて帰れるかもしれないが、この赤ちゃんは生きのびられるかどうかわからない。この子の身体の状態を見ると、途中で死ぬ心配がある。私達自身も生きのびられるかどうかわからない。もし子供がいない優しい人がいたら、引き取ってもらえないか。この子の命を助けてください』と打ち明けた。Hは養父と長年の付き合いだから、養父母に子供がいないことを知っていた。この話を持ちかけられ、養母はとても喜んだ。養母の弟は当時、20 歳ちょっとで、日本の銀行に勤めていたから、少し日本語ができた。実母は養母を見ると、優しい人であることがわかったので、100%安心したそうだ。それで実父が、養母、養母の弟、Hの妻と一緒に馬車で養父母の所に私を連れてきた。養父母の家で養母の弟は日本語・中国語２枚の契約書を書き、日本語版は実父に、中国語版は養父母に渡した。『自分の子供として育てること、養父母の子供が生まれても長女として扱うこと、往来が可能なら親戚として交際していくこと』が取り決められた。契約書には、養父母と実父母の名前も書いてあった。その時、隣人は皆、集まって見に来たそうだ。日本の習慣で私は白い布で包まれていおり、中国人には違和感があったようだ。当時、私は赤ちゃんで痩せっぽちで、養父母がいなければ、と

っくに死んでいただろう。戦争は、日中両国の人民に多大な災難をもたらした」

「1945年、実母は実父が出征してから、大連市で私と２人暮らしになった。実母は生活のため、よく私を家において外へ仕事にでかけた。どんな仕事かはわからない。私は一人で家に取り残され、よく泣いていた。お腹が減ると、いろんなものを口に入れた。隣家に住む中国人の老女がそれをみて、かわいそうに思った。生活のため、母も仕事をやめるわけにもいかない。それで老女が母に、『この子がかわいそうだから、人にあげた方がいいよ』と勧めた。母も私の面倒をみる余裕がないと感じていたので了承した。それで1946年秋頃、老女が養父を紹介した。当時、実母は日本に帰りたかったが、帰国の旅費がなかったらしい。養母によると、養父母は実母に１万元をあげたそうだ。１万元は母の半年の生活費になるほどのお金だ。実母は、私を養父母に渡す時、私の臍の緒、私と実母の名前を書いた紙を一緒に養母に渡した」

第２は、職場での付き合いである。

＊「実父母は困窮して1947年秋頃、兄と私を別々に中国人に養子に出した。私の養父は実父と同じ大工で、一緒にジャムス市で働いていて知り合いだった」

「養父の異母弟のＣは戦前、瀋陽市で、ある日本人の執事のような仕事をしていた。1945年10月頃、その日本人がＣに、私を引き取ってくれる人を紹介してほしいと頼んだ。それでＣは養父を紹介した。詳しい事情は不明だが、当時、日本人はわが子の面倒もみられない状況で、私を手放すしかなかったのだろう。私を預けた日本人が、私の実父だったのかどうかはわからない。とにかく瀋陽市のＣの家で、養父が私をもらい受ける時、その場に、日本人男性とＣ、そして実母と思われる日本人女性が立ち会った。ただし実母の素性については、養父母は何も聞かされなかった。私は和服を着せられ、日本語を話し、中国語は話せなかったそうだ」

「実父母は従軍して家にいなくて、祖父と伯母（実母の妹）が私と２～３歳上の姉を錦州市で育てていた。1948年頃、祖父と伯母は日本に引き揚げようと思い、私を知人の中国人にあげた。伯母が当時、満鉄に勤めていた養父（中国人）の弟に、私のことを頼んだ。帰国する人が多く、全員は帰国できないので、私を中国人にあげたそうだ。祖父は姉を連れて帰国した。祖父は２人とも連れて日本へ帰国する余裕はなかった。伯母は病気だったので帰国できなかった。当時、皆、まず自分がどのように逃げられるか、助かるかどうかしか頭になかったと思う。たくさんの日本人が死んだからね」

第３は、中国人の名士等を介して紹介されたパターンである。

＊「実母は、炭鉱の組頭を介して私を養父にあげた。炭鉱の組頭は、日本語ができて通訳のようなことをやっていた。養父はその炭鉱で働いていた。養父は実母に会ったことがある。母が自分の手で、私を養父に渡したそうだ。実母が私を養父に渡した際、姉と兄は傍らにいた。弟は、私より早く中国人にあげた。多分、年齢の小さい子供を人にあげ、大きな子供を先に日本に連れ帰ろうと考えたらしい。でも日本に帰れたかどうかはわからない。実母は、実父の死を知り、子供４人をすべて連れて帰国するのは無理だと考えたようだ」

「養母の話によると、丹東市の小さな旅館が難民収容所になっていて、1945年12月６日、仲介者が養母をそこに連れて行ったそうだ。実母は養母に『この子は生まれたばかりだが、私は乳が出ないし病気なので、この子を育てられません。あなたたちにさしあげます。そうすれば、この子にも生き延びる道ができる。この子の命を助けてやってください。お願いします』と言ったそうだ。私は生後３日位でとても小さく、昔の大きな靴ほどの大きさだったそうだ。仲介人の夫は丹東市郵政局の副局長で、顔が広かった。それで私の実母に養母を紹介した。養母は実母に200元をあげたそうだ。当時の200元は大金だと思う。仲介人にも200個の卵をあげたそうだ」

そして第４は、日本人の知人を介して紹介されたパターンである。

＊「敗戦後、実母は私と２人の姉（５歳・３歳）を連れ、生活ができなくなった。実母は、父の友人のMという日本人に相談した。Mは障害があり、徴兵されなかった。Mは母に、３人の幼子の面倒をみるのはとても無理で、特に一番小さい私は病弱だから、だれか親切な中国人に預けた方がいいと言った。そして、日本に帰国する前にまた返してもらえばいいではないかと勧めた。食物もないからね。実母も、その考えに賛成した。そしてMの妻を通じて、Mの知人のWという中国人に、誰か預かってくれる人を探してくれるよう頼んだ。Wは養父母を紹介してくれた。ただし実母は当初、私を養子に出すとは言っていなかった。とりあえずしばらく預けたいとだけ頼んでいた。実母としては私の命を守るために、そうするしかなかったと思う」

いずれにせよ、このように実父母等の肉親が信頼できる中国人に子供を託した場合、肉親はその後も子供の安否を確認するために引き取り手の中国人の家を訪れている。また日本に帰国する目処がたった時、子供に面会に行ったケースもある。しかしここでもまた、日本まで安全に帰国できる保証はなく、あるいは中国人に子供の返還を拒まれ、一緒に帰国することはかなわなかった。

＊「私をあげた後も姉や兄は時々、養父母の家に会いにきた。実父母も何回か養父母の家にきたようだ。もちろん頻繁に行くと養父母に悪いと思い、こっそり遠くからのぞき見るだけだ。それでも養父母は、私を取り戻されるのではないかと心配して、実父母に黙って引っ越した。その後、実父母は、兄・姉・弟の３人を連れ、1953年に最後の引揚船で日本に帰った」

「実母は、養父の家に３度、私の様子を見に来たことがある。１度目は養父の家の前で遊んでいるのを見かけたそうだ。２度目も私と会えた。実母が来るたび、養父は米等を実母にあげた。養父の話によると、実母は私に会うと２度とも大泣きしたから、３度目に実母が来た時、養父は私を外に連れ出し、実母に会わせなかった。実はこの３度目、実母は私を連れ戻し、日本に帰ろうとしていたのだ。でも、養父の家には鍵がかかり、誰もいなかった。仕方なく実母は、私の２人の姉を連れて日本に帰った。こうした事情は、養父が教えてくれた」

「実母は1946年に日本に帰国した。養父の話では、実母は、日本に帰国する前に私を返してもらいに来た。でも養母は、もう譲らなかった。それで母は一人で日本に帰国した」

なおこれ以外に、ごく一部だが、遼寧省の都市で置き去りにされたり迷子になり、見ず知らずの中国人に引き取られたケースもみられる[21]。

＊「1945年９月頃、養父母の知人で露天商の中国人が、私を丹東市の日本神社で拾った。養父の話によると、私を引き取った時、私は紺色の生地に銀色の渦巻き模様の薄い布団にくるまれ、同じ模様の和服を来ていたそうだ」

「大連市で物乞いに行く途中、実父母など家族とはぐれて迷子になり、一人で泣きながら流浪しているところを、中国人の養父に拾われた。一人で流浪している時は、中国人の子供達に『小日本狗』と罵られ、石を投げつけられた。私は全身傷だらけだった。それであちこち隠れながらさまよった。私の苦しみは、もうこれ以上、言えない。私はひどい病気になり、知り合いも行く先もなかった。髪の毛も引っ張られて抜かれ、ほとんどなくなった。人間なら、お腹もすくでしょ。でも、お金がないでしょ。腹ぺこでどうしようもない時、仕方なく、売っている人のすきを狙って芋の焼き餅を盗んだ。一つ盗んだら、すぐに逃げた。捕まったら命はない。噛む暇もなく、ただ飲み込むような感じだった。証拠を消すため、すぐ食べなければならないしね。捕まったら、『小日本狗』と罵られながらひどく殴られるから。私には靴もなく、凍傷で足が腐ってきた。地面は凍っていたが、私は裸足で歩

いていた。私の手足の爪は凍傷で全部なくなり、後に 15 歳の時、やっと生えてきた。風呂も入れないから汚く、不潔だしね」

考察　中国残留日本人孤児の「戦争被害」

以上、中国残留日本人孤児の「戦争被害」の実態について分析してきた。簡単に総括しよう。

第１項　残留孤児の「戦争被害」の諸特徴

残留孤児の「戦争被害」とは、日本敗戦に伴う「満州国」崩壊の混乱、および敗戦後も日本への帰還が果たせず中国東北地方に遺棄・放置されたことにより、生命の深刻な危機に陥り、また実父母をはじめとするすべての肉親と死別・離別して孤児になることを余儀なくされたことにある。

こうした「戦争被害」には、次のような特徴がある。

まず第１に、それは、日本政府の国策・軍事戦略の産物である。傀儡国家「満州国」の植民地支配、特に国策としての満州開拓移民がなければ、残留孤児とその被害は生まれなかった。また関東軍による「満州」防衛の放棄、および「静謐確保」の作戦は、残留孤児を発生させる直接の契機となった。敗戦直前の「根こそぎ動員」は、残留孤児の「戦争被害」を一層増幅させた。敗戦後、日本政府が日本人難民に対して採った「現地定着方針」は、実父母と死別・離別する残留孤児の数を飛躍的に増加させた。総じて残留孤児の「戦争被害」が、これらの日本政府による実質的な「棄民」諸政策によって生み出されたことは明らかである。

第２に、残留孤児の「戦争被害」は、日本政府のみならず、ソ連軍や連合軍（ＧＨＱ）、さらに戦後の東西冷戦という世界システムによっても創出された。特にソ連軍による非戦闘員の無差別殺戮の被害は大きい。また 1945 年 10 月 25 日、日本政府の外交権が停止されて以降、ＧＨＱや「満州」を実効支配していたソ連が、日本人難民を早期帰国させず、厳寒の中で越冬させたことも、残留孤児の被害を決定的に増幅させた。もとよりこれらの諸事実は、日本政府を免責しない。何より外交権停止以前の日本政府の責任は重大で、それ以降もＧＨＱや赤十字等への働きかけ・未帰還者調査等、日本政府がなしえたはずの施策は多い。しかしソ連・ＧＨＱの責任もまた大きい。このことは、残留孤児の「戦争被害」が、単に日本帝国主義・植民地支配のみならず、戦後の東西冷戦、およびポスト・コロニアルの世界史的文脈でも捉えられねばならないことを意味している。

それとも関わって第３に、残留孤児の「戦争被害」の多くは、1945 年８月以降に発生している[22]。それは直接には８月９日のソ連の「満州」進攻に端を発するが、しかしその後の逃避行・難民生活の中で生命の危険にさらされ、孤児となったのは、その大部分が８月 15 日以降のことである。この点は、日本国内の多くの国民が体験した戦争被害と大きく異なる。残留孤児の被害は、確かに戦争に起因する。しかし厳密にいえば、戦争そのものではなく、杜撰で不適切な戦後処理によって発生した二次被害の方が圧倒的に大きい。日本国内にいた国民にとって、1945 年８月 15 日以降は、戦争被害から復興・再生する戦後処理過程であった。しかし残留孤児は、そうした戦後日本社会の戦後処理過程から切り離され、日本政府によって中国東北地方の地に「棄民」され、むしろまさにその時期に残留孤児になっていったのである。このような残留孤児が被った戦後の特殊な「戦後処理被害」を、日本国民一般が「ひとしく受忍すべき」戦争被害と同一視することは、明らかに無理があるだろう。

そして第４に、敗戦前後の残留孤児の生活と被害のうちに「加害者性」は看取しえない。彼・彼女らの体験にあるのは「加害性と被害性の錯綜」ではなく、純然たる「戦争被害＝戦後処理被害」である。敗戦当時、子供だった残留孤児達は、日本政府の侵略・植民地支配に責任を負いようがなかった。また残留孤児達の被害は、日本の国家権力や軍隊が個々の国民の生命を守るものではなく、逆に個々の国民の生命を手段化し、必要に応じて剥奪する機構であるという現実を、明瞭に示している。そして残留孤児は侵略戦争の被害者だからこそ、同じ立場の中国人民衆によって救われた。もちろん個別には、中国人「匪賊」に襲撃されたり、中国人の子供から投石されたケースもある。しかしそれでも残留孤児は、中国人民衆によって育てられ、生存しえた。残留孤児は「日本の侵略戦争が、日中両国の人民に多大な被害をもたらした」、「戦争でひどい目にあうのはいつも庶民で、政府の要人ではない」事実を、身をもって知る主体といえる。また後に政権をとった中国共産党も、少なくとも 1940 年代後半は残留孤児を「戦争被害者」と明確に定義していた。なお中国で残留孤児に「戦争時の加害者性」が最も鋭く問われたのは、後の文化大革命時代（1967～1976 年）である。この点については、本書第 2 章において、さらに深く検討する。

第２項　残留孤児の「戦争被害」の共通性と多様性

これまで述べてきた残留孤児の「戦争被害＝戦後処理被害」は、個人毎の多様性・偶然性を超えた、残留孤児に固有かつ共通の被害である。すなわち①日本政府の「満州」における植民地支配とその破綻・「棄民」政策、②ソ連・連合国を含む戦後の東西冷戦、国家間システムの双方が、1945～1946 年頃の中国東北地方において、日本国籍の子供達にもたらした固有かつ共通の被害といえる。

それでは、そうした残留孤児の「戦争被害」に内包される多様性とは、いったい何なのか。

それは主要には、敗戦前の居住地、およびわずかな年齢の違いに基づく多様性である。

すなわちまず敗戦前、黒竜江省等の農村に住んでいた残留孤児は、ソ連軍進攻の直後から、その最前線に放置された。彼・彼女らは、数カ月間におよぶ凄惨な逃避行・難民生活を余儀なくされ、その過程で実父母と離死別し、全く見ず知らずの中国人に引き取られた。

その内部にも３つのタイプがある。

まず第１は、比較的鉄道沿線付近に住み、敗戦時に８歳以上だった《Ａタイプ》である。彼・彼女らは、黒竜江省等の農村から、徒歩および鉄道で長期にわたる逃避行を続け、遼寧省等の大都市の難民収容所にたどりつき、そこで中国人に引き取られた。

第２は、鉄道から遠隔地に住み、敗戦時に 6～7 歳だった《Ｂタイプ》である。彼・彼女らは、黒竜江省等の農村内部を徒歩で流浪し、その路上、または地方都市の難民収容所で、中国人に引き取られた。

第３は、敗戦時３～５歳だった《Ｃタイプ》である。彼・彼女らは、自らの敗戦前の居住地、および逃避行や難民生活の記憶がほとんどない。ただし、黒竜江省等の農村の路上・戦場跡に置き去りにされているところを、中国人に拾われた。

なお黒竜江省等の農村を流浪した《Ｂタイプ》や《Ｃタイプ》の一部では、実母が生き延び、子供の命を守るために、見ず知らずの中国人男性と再婚し、その後、自殺・病死したケースもある。

さて一方、遼寧省等の都市に住んでいた残留孤児は、敗戦時０～２歳と特に幼少者が多かった。彼・彼女らには敗戦時の記憶はないが、中国人に引き取られた時の状況からみると、逃避行の経験はなく、都市で実父母とともに難民生活をしていたようである。そして実父母によって、知人を介して信頼でき

る中国人に託された。実父母が多少なりとも「養父母を選べた」のは、遼寧省等の都市出身者に限られていたのである。

なお、本稿の対象者・44名のうち、敗戦時、黒竜江省等の農村の居住者は31名（《Aタイプ》10名、《Bタイプ》10名、《Cタイプ》11名）、遼寧省等の都市の居住者は13名である。

そして以上のような諸類型の存在は、次の諸事実を意味している。

まず、黒竜江省等の農村居住者（《Aタイプ》・《Bタイプ》・《Cタイプ》）には、敗戦時2歳以下の乳児が少ない。とりわけ黒竜江省等の農村から遼寧省等の都市まで長距離に及ぶ逃避行をしてきた《Aタイプ》は8歳以上と、年長者に限られている。黒竜江省の農村内部を流浪した《Bタイプ》も6歳以上である。このことは、逃避行の途上、5歳以下の乳幼児はほとんど死亡し、または遺棄・放置されたことを示している。特に2歳以下の生存者は極めて少ない。実際、黒竜江省等の農村で遺棄・放置され、僥倖にも中国人に拾われた《Cタイプ》の多くは、3～5歳である。また残留孤児のきょうだいの中でも、逃避行・難民生活の渦中で病死・餓死・凍死した者には年少の弟妹が圧倒的に多く、逆に中国人に引き取られて生き別れになった者には年長の兄姉が多数を占める。

これとは対称的に、遼寧省等の都市居住者には、敗戦時、2歳以下の乳児が多い。このことは、都市で生存していた実父母が、生存が危ぶまれる年少の子供から順に中国人に託したことを示唆している。いいかえれば2歳以下の乳児で残留孤児として生存できたのは、遼寧省等の都市居住者にほぼ限られていた。そしてここでは、年長の子供は、死ぬにせよ日本に帰国を果たすにせよ、実父母と運命をともにしたのである。

以上のように、一見、多様で偶然に左右されたかにみえる残留孤児の「戦争被害」は、主要には敗戦前の居住地、およびわずかな年齢の違いによって大枠で規定されていた。すなわち残留孤児の被害の多様性は、個人毎にバラバラの偶然の産物ではなく、社会的・構造的に創り出されたものである。またそうであるからこそ、「記憶がなく、自分の被害を語れない」年少の残留孤児、さらに生きて残留孤児になることすらできなかった年少の子供達がおかれた状態・被害についても、我々はかなりの程度まで推定・認識しうる。

第3項　「戦争被害」と国家に関する考察

以上、残留孤児の特殊な「戦争被害＝戦後処理被害」について考察してきた。

ただし残留孤児の「戦争被害」は、それだけではない。他の日本国民の「戦争被害」と共通する要素もある。1945年8月15日以前に「戦争被害」を受けたケースもある。また何より残留孤児の被害を生み出した背景が、日本の侵略戦争およびソ連との戦争であったことは明らかである。さらに日本の裁判所が「国民がひとしく受忍すべき」とみなす戦争被害の範疇には、戦時中のみならず戦後占領時代に発生した被害も含まれる[23)]。

そこで、残留孤児を含む日本国民の「戦争被害」と国家の関係について若干の考察をしておこう。

ここでは、次のようないくつかの類型的認識が可能である。

まず第1は、国民と国家の関係を調和的に、しかも戦前と戦後を連続的に捉える認識である。すなわち国家が行う戦争は究極的には国民の利益・安全を実現する手段であり、その限りで国家と国民は調和的である。したがって、戦前と戦後で主権者が変わったとはいえ、戦争で必然的に生じる個々の国民の「戦争被害」についてはいずれも、国家は責任を負えない。つまり「戦争被害」は戦前・戦後を問わず、

「国民がひとしく受忍すべき」ものとなる。

第２は、国民と国家の関係が、戦前と戦後で断絶的に変化したとする認識である。すなわち戦前は天皇制国家と国民の利益は対立していた。しかし戦後は国民主権の下、国家と国民は調和的関係へと変化した。この認識に立てば、戦時中の「戦争被害」は天皇制国家が国民に一方的に押しつけた被害である。しかし同時に、戦前の天皇制国家は個々の国民の「戦争被害」に対して無答責でもある。

その上で、戦前の天皇制国家が生み出した「戦争被害」を、戦後になってから民主主義国家に償わせることについては、次の２通りの考え方が成り立つ。

一つは、戦後の民主主義国家に、過去の「戦争被害」への賠償責任はないとする考え方である。戦後の平和憲法は、新たな「戦争被害」の発生を予想していない。また過去の「戦争被害」は戦時中または戦後占領期という国家存亡の非常事態に発生したものであり、そこには戦後の政府の責任は及ばない。しかも過去の「戦争被害」は、ほとんどの日本国民が様々な形でひとしく被った。それゆえ過去の「戦争被害」については、やはり「国民がひとしく受忍する」しかない。

いま一つは、戦後の民主主義国家に、過去の「戦争被害」への賠償責任があるとする考え方である。戦後の平和憲法は、過去の戦争への痛切な反省の上に成立した。したがって過去の「戦争被害」を適切に処理することは、戦後憲法の理念からして当然である。しかも個々の国民が被った戦争被害は一様ではない。残留孤児・原爆等、特に深刻な、戦後も容易に回復されない被害を受けた国民もいる。そこで、そうした特に深刻な戦争被害は被害者個人に押し付けず、「国民がひとしく受忍」し、国家として救済すべきである。ここでは「国民がひとしく受忍」することは、国家の免責ではなく、逆に民主主義国家の責任の明確化を意味する。

さて第３は、国家と国民の関係を対立的に、しかも戦前と戦後を連続的に捉える立場である。戦前はいうまでもなく、戦後民主主義の下でも国家と国民の利害は一定の対立を孕む。たとえば民主主義国家による戦争も、個々の具体的・現実的な国民の生命・利益を守るものでは決してなく、国家権力またはせいぜい「想像の政治的共同体」としての国民を守るものにすぎない。現実には「国民」内部が多様で一枚岩でない以上、個々の国民の生命・利益と国家の利益は必然的に対立を孕む。その対立は、国民主権によっても解消されない。「戦争被害」は、いつの時代も国家が国民に一方的に押しつける被害であり、したがって戦争被害の発生防止は、国民主権にとどまらず、国家システムの相対化をも視野に入れた世界秩序形成の中でしか、実現できない。

なお、このような認識の諸類型のうち、第１と第２のそれにおける「国民」とは、個々の具体的個人ではなく、「国家を前提とした政治的共同体」ないし「想像の政治的共同体」である。第２の中の後者、つまり過去の戦争被害に対する国家の賠償責任を認める立場は、「戦争被害」の質・程度については「国民」内部の多様性を認めるが、しかしそれを「ひとしく受忍すべき」とする点では「政治的共同体」としての国民を前提している。これらに対し、第３のそれは、「想像の政治的共同体」を前提としない個々の具体的個人・人間であり、したがってつねに「脱国民化」の契機を孕んでいる。

以上、残留孤児が多くの日本国民と共有する「戦争被害」について補足的な考察を行ってきた。ただし、ここで述べた諸論点は、実は「戦争被害」問題にとどまらない。国民と国家、戦前と戦後（帝国主義とポスト・コロニアリズム）の関係は、戦後のあらゆる社会・生活問題の理解において根底をなす論点である。残留孤児に即していえば、彼・彼女らが「日本国民（または中国国民）」として、同時に「一人の人間」として、諸国家（日本・中国・ソ連等）といかに向き合うのかを考える上で、不可欠の論点

といえる。今後、戦後の残留孤児のトータルな生活史を分析する中で、引き続きこの点を深めていきたい。

補注

1) スッパニパータ(1984)88頁。

2) こうした審判に対する批判として、永田(2007)。

3) 中野(1987)213頁、蘭(1994)12頁、山田(1978)47～48頁、猪俣(2006)13頁。

4) 満州移民政策の展開については、蘭(1994)44～69頁、郡司(1981)51～54頁、中野(1987)4章、鈴木(1989)5～6頁等。なお満州開拓移民総数は1945年5月時点で、一般開拓民とその家族が22万257人、青少年義勇隊とその家族が7万9879人、訓練中の青少年義勇軍の隊員が2万1738人で、合計32万1874人であった。

5) 開拓団入植地のうち、50%はソ連軍との国境地帯、40%が抗日軍が出没する地帯、残り 10%が交通産業の要衝であった。中野(1987)65頁。

6) 蘭(1994)124～125 頁は、開拓移民の9割以上が農村出身者、その9割（全体の8割）が農業関係者であったと推計している。

7) 開拓総局と満州開拓会社が取得・整備した移民用地は、1939年末で約1067万9000ヘクタールに達し、その19パーセントが既耕地であった。土地収奪については、中野(1987)65頁等。

8) こうした戦局・作戦動向については、朝日ジャーナル編集部(1986)8～9頁、鈴木(1989)6頁等。「案山子」という表現は、朝日ジャーナル編集部(1986)9頁、江口(1989)105頁等。

9) 実父が徴兵はされなかったが、満鉄の運転士だったある残留孤児は、父との別れを次のように語る。「8月9日、ソ連軍が参戦した知らせがあり、家族で急遽、避難することになった。綏芬河の駅で、父は多くの日本人の避難のために自分が列車を運転しなければならないといい、私達の乗った列車を駅で見送ってくれた。それが、父との最後の別れとなった。母は当時12歳の兄と8歳の私、3歳の弟を連れて南に向かい、撫順に向かった」。

10) 鈴木(1989)7 頁は、開拓民に対しては関東軍が出したと思料される「1週間分位の食糧を用意して避難せよ」との通達が届いた地域も一部にあるが、その他行政措置はなかったと指摘している。

11) 蘭(1994)75頁によると、満州移民は、敗戦から約1年間の難民期に約8万人が死亡し、約1万人が残留、その他が日本国内に引揚げたという。

12) 坂本(1996)49頁、植村(1994)95～97頁、鈴木(1989)7頁、南(2003)108～110頁、呉(2004)51～52頁、坂本(2003)6～7・23頁。また厚生省援護局編(1987)5～6頁は、1946年以降の集団引揚後も中国に残った残留婦人・残留孤児について、「現地住民の家庭に入った者は一応その生活は保障され、その結果、現地住民の生活に同化して残留することになった」と述べている。

13) 猪俣(2006)20頁。

14) 蘭(1994)45～52頁は、満州移民を①試験移民期：1932～36年、②本格移民期：1937～41年、③移民事業崩壊期：1942～45年の3期に区分している。本稿の《Aタイプ》は本格移民期、《Bタイプ》は移民事業崩壊期の入植者が多い。

15) 分須(1976)78頁によれば、開拓団員の死者は敗戦時27万人中8万人であり、在満民間人155万人の死者17万6000人の約半数を占める。また新井(1986)145頁によれば、敗戦時、中国東北地方に住んでいた日本人215万人のうち死者は約25万人だが、開拓団関係約27万人のうち死者は78500人におよぶ。猪俣(2006)13～14頁は、在満邦人一般の死亡率が11.4%、満州移民のそれが29.6%であったと述べている。いずれも黒竜江省等の農村に散在していた開拓団関係者の死亡率が、都市居住者に比べて極端に高いことを示している。また蘭(1994)184頁は、満州開拓団在籍者24万1160人

（応召４万1294人、17%）のうち、死者を６万5322人（27%）と推計している。

16）菅原(1986)173～174 頁は、①避難孤児（親が死に、中国人に育てられた子供）、②難民孤児（収容所に中国人がもらいにいって育てた子供）、③預かり孤児（親が「死なせるよりは」と中国人に預かってもらった子供）、④拉致孤児（さらわれた子供）、⑤売買孤児（日本人の人身売買）等を分類している。郡司(1981)49 頁は、①撃滅孤児（戦場となった跡に取り残された者）、②退避孤児（退避する途中ではぐれ、または捨てられた者）、③難民孤児（難民収容所で父母の死亡や病気のため、中国人にもらわれたり、買われた者）、④拉致・誘拐孤児（拉致・誘拐された者）等の分類を行っている。中野(1987)48～52 頁は、①難民孤児（親の死亡にともなう孤児）、②預かり孤児（逃避行中に手離された孤児）、③拉致孤児（つれ去られた孤児）、④その他の孤児等の類型を指摘している。本稿で分析するように、これらの諸類型は、敗戦時の居住地や年齢差によって、それぞれのおかれた社会状況・文脈で生み出されたようである。

17）これに準じるケースとして、下記がある。「実母は難民収容所で瀕死状態になり、精神的にも崩れていた。私が中国人に引き取られて数日後、実母は病死したと聞かされた」。なお実父母と離死別したが、多少でも知人の中国人に引き取られたケースは２ケースにとどまる。「吉林市の難民収容所で母も死に、独りぼっちになったが、私は母が死んだことが理解できず、母を捜そうとある中国人の家に行った。その家は難民収容所の近くにあり、母が生前、時々、編物を手伝いに行っていた富裕な家だ。私は何と言われても収容所には戻りたくないと言い張った。それでその家の人は哀れみ、養父母になってくれる人を捜してくれた」、「黒竜江省嫩江の難民収容所では、母の死後、私と弟の世話をしてくれる人はいなかった。1946年１月頃のある日、収容所に知人のＣ氏がやってきた。Ｃ氏は、敗戦前に実父が雇っていた中国人で、よく遊びにいってはギョウザを食べさせてもらっていた。Ｃ氏は、『ここ（難民収容所）にいたら食物も着物もなく死んでしまう。とりあえずうちに来なさい。実父が迎えにきたら返すから』と言ってくれた」。

18）隣家に引き取られた弟はまもなく死去した。「弟（５歳）は３日もたたず死んでしまった。私と弟は難民収容所にいた時、すでに歩けない状態だった。食物はなく、骨が刺されるような寒さで、そうなった。当時、私達は中国語もできず、農村だから、医者もすぐ駆けつけられなかったので、弟は死んだと思う。弟の死体は、近くの溝に無造作に捨てられた」。

19）これに準じるものとして、実父母が死去した後、実母代わりに育てていてくれた日本人女性が、中国人と再婚したケースもある。「避難先の黒竜江省Ｊ村で、実父母も既に死に、世話をしてくれていた30歳代の日本人女性が近隣村の中国人の妻となり、私達も一緒にその家に入った。日本人女性は食物もないので、自分の３人の子供達（６～７歳）と私と妹を連れ、計６人でその家に入った。この女性は私達に、自分の子供のように優しく接してくれた」。

20）《Ｃタイプ》の中で例外的に、実母が逃避行先で知り合った中国人に子供を託したり、迷子になって中国人に引き取られたケースもある。「1946 年秋、寧安県の開拓団から敦化県大石頭鎮まで逃げ、そこで石炭を運ぶ貨物汽車に乗って葫蘆島に行き、集団で日本への帰還が組織された。実母は私も連れて帰りたかったそうだ。でも、生きて日本に戻れるかどうか分からないし、葫蘆島に着いても、日本人は皆、殺されるかも知れない。それで特に姉と私の２人の幼子を連れて無事に帰るのは無理だと判断し、私を養父母にあげた。養父母は母が働いていた油坊工場の向かいに住んでいた。養父母は私や姉を抱えて苦労している実母に同情し、よく食物をもって来てくれた。私は食物をくれればどこでもいいと思った。そして普段、よく養父母の家に行って優しくしてもらっていたから、全然抵抗しなかった。私の記憶では、実母が大石頭を離れる前日、養母が私が住んでいる所に来て、実母が実父母や私の姓名と生年月日を書いたメモを養父母に託した。翌日、実母は私を養母の家に連れて行き、養母は煎餅などを実母に持たせた。実母と別れる時、私は養母に抱かれ、手を振って見送りに行った」、「1946年夏、実父はシベリアに抑留されており、残された実母はハルビン市の中央大街で、家財を片付けて売り、帰国途上の食費にしようと出かけた。実母は、10歳の姉に私の面倒をみるように言ったが、私は姉から逃げ、実母の後を追って外に出た。そして迷子になった。それは、実母が帰国する前日だった。ある自動車の運転手が、酒屋で酒を飲んで帰ろうとした時、迷子の私に気づき、男の子だったので、私を抱いて車に乗せて

養父母の家に連れて行った。泣いたかどうか、覚えていない。運転手は酒屋を出たとき、手にソーセージとパンをもっていて、私にもくれた。私はそれをもらって泣くのをやめたと思う。実母は私を捜しまわったが見つからず、翌日が集団帰国の最終日だったため、知人の日本人に私を捜すように頼んで、兄と姉の２人を連れて帰国した」。

21) 都市出身者でも、黒竜江省では、難民収容所で実母が見ず知らずの中国人に託さざるを得なかった《Bタイプ》に近いケースもみられる。「チチハルの難民収容所で実母が、中国人の通訳を通して見ず知らずの養父母に私を引き渡した。当時、私はすごく痩せ、病気にかかっていた。そのままでは間違いなく死んでしまうので、馬車で養母の家に連れて行かれた。私を馬車に乗せようとした時、私は実母と別れるのが嫌で大泣きして、手で養母の腕かどこかをひっ掻いた。私を引き取りには、お金が絡んでいたようだ。通訳の中国人は養父母からお金をもらったようだ。後に養母から『私があんたを買った』と言われたことがある」。

22) 菅原(1989)159～160 頁によれば、鈴木孝雄弁護士は実態調査をふまえ、「孤児発生の根本的原因は戦争にあるが、日本人の子供が実際に孤児になるのは約80%が戦争終了後であり、戦争そのものより、敗戦処理のまずさに原因が大きい」と報告した。また永田(2007)196～198 頁は、「戦争被害といっても一様ではなく」、「中国残留孤児のケースは、戦時から平時への回復過程が一般の人と明らかに異なって、想像を絶する苦難の人生を歩まされたのであり、戦争が終わった後の平和な社会で日本人として生きる権利行使の機会を奪われたもの」と述べている。

23) 1968 年 11 月 27 日、海外資産の喪失に関する最高裁大法廷判決は、「戦争犠牲または戦争損害」が「国民のひとしく受忍」すべきもので、「これに対する補償は、憲法の全く予想しないところ」と宣告した。その際、こうした戦争損害が、「戦争中から戦後占領時代にかけての国の存亡にかかわる非常事態」の下で発生したものとされている。またその後、「戦争損害（補償不要）論」に基づいて出された判決の中にも、戦後になってから発生した被害も多数含まれている。永田（2007）を参照。

第２章　ポスト・コロニアルの中国における残留日本人孤児

「人間はどんな荒唐無稽な話でも、聞いているうちに自然とこれがあたりまえと思うようにできている。そしてそれがすでにしっかりと根を下してしまう。だから、これを削ったり抹殺したりすると、とんでもない目にあう」ゲーテ『若きウェルテルの悩み』[1]

「唐とこの国とは言異なるものなれど、月の影は同じことなるべければ、人の心の同じことにやあらむ」紀貫之『土左日記』[2]

序　課題と方法

本章の課題は、第二次世界大戦後の中国における残留日本人孤児の生活実態を明らかにし、その歴史社会的意味を読み解くことにある。対象時期は、残留孤児が中国人に引き取られた 1945～46 年頃から、日本への永住帰国が本格化した 1980 年代頃までとする。ただし、肉親捜し、および永住帰国の模索については、次章以下で詳細に検証する。

従来、日本ではこの分野の研究は極めて少ない。もちろん残留孤児のライフヒストリー研究の中で、中国での生活実態が紹介されることはある[3]。しかしその多くは、侵略戦争の残滓、または日本への永住帰国の前史と位置づけられ、ポスト・コロニアルの独自のテーマとして論じられることはほとんどない。一方、中国では関・張（2008）[4]が戦後の中国社会における残留孤児の生活実態を克明に描き出した。ただし、同書の基本的な認知枠は中国の愛国的国民主義・民族主義であり、国民国家そのものの限界を問い直すポスト・コロニアルの視点はやはり不十分と言わざるを得ない。

分析に際しては、第 1 章で析出した、残留孤児の４類型を用いる。確認しておくと、本稿が対象とする残留孤児は、大きく２つ、細かくは４つの類型に区分しうる。

まず一つは、日本敗戦前、黒竜江省等の農村に住んでいた残留孤児である。彼・彼女らは満州開拓移民の子供が多く、1945 年８月のソ連軍による「満州」進攻の直後から、数カ月間にわたる凄惨な逃避行・難民生活を余儀なくされた。そしてその過程で実父母と離死別し、全く見ず知らずの中国人に引き取られた。

この中には３つの小類型がある。

第１は、比較的鉄道沿線付近に住み、敗戦時に８歳以上だった《Ａタイプ》（10 名）である。彼・彼女らは、黒竜江省等の農村から徒歩と列車で長期にわたる逃避行を続け、遼寧省等の大都市の難民収容所にたどりつき、中国人に引き取られた。

第２は、鉄道から遠隔地に住み、敗戦時に６～７歳だった《Ｂタイプ》（10 名）である。彼・彼女らは、黒竜江省等の農村内部を徒歩で流浪し、その路上や地方の難民収容所で中国人に引き取られた。

第３は、敗戦時３～５歳だった年少の《Ｃタイプ》（11 名）である。彼・彼女らは、逃避行の途上、黒竜江省等の農村の路上・戦場跡に置き去りにされているところを中国人に拾われた。

これらに対し、もう一つの大きな類型は、日本敗戦前、遼寧省等の都市に住んでいた残留孤児（13 名）

である。本章以下では便宜上、《Dタイプ》と呼ぶ。彼・彼女らは、敗戦時０～２歳と特に幼少者が多い。逃避行の経験はなく、都市で生存していた実父母によって知人を介して信頼できる中国人に託された。

第1節　養父母との出会い・関係

ではまず、残留孤児と養父母の出会い・関係をみていこう。

第１項　養父母との出会い

【仲介者の有無】

残留孤児を最初に引き取った中国人は、必ずしも養父母とは限らない（表２－１・２参照）。確かに年長の孤児（《A・Bタイプ》）の多くは、後に養父母となった中国人に直接、引き取られた。しかし年少の孤児（《C・Dタイプ》）ではむしろ、他の中国人がいったん孤児を引き取り、その後、養父母へ仲介したケースが多い。

すなわち《Cタイプ》の残留孤児を拾ったのは、後に養父母となった人々の知人・友人である。

＊「黒竜江省鶏西の郊外の西麻山の鉄道踏切の所で、私は泣いていて拾われたそうだ。西麻山には鉱山があり、そこで働いていた中国人が仕事の帰り、私を見かけ、５キロほど離れた村に連れて帰り、知り合いだった養父母に託した」

「1945年８月、養母の友人が戦場跡の草むらに一人で置かれていた私を拾い、自宅に抱いて帰った。でも私は何も食べず泣くばかりだった。ある日、養母がその友人宅に遊びに行き、私を抱き上げた。なぜか私はすぐ泣き止んだ。養母が何か食べさせると、私はおとなしく食べた。養母の友人は驚き、『あなた達は縁がある。この子をあなたにあげよう』と言った。それで養母は私を引き取った」

「長春市郊外の道端で、私が実母に置き去りにされて泣き叫んでいると、Rという中国人が通りかかった。Rは『寒いね、寒いね』と言いながら、私を抱きあげ、知り合いだった養父母の家に連れて行った」

《Dタイプ》では、仲介者は、日本人実父母と中国人養父母の共通の知人であった[5)]。すなわち、第１

表２－１　養父母との出会い　（人）

タイプ			A	B	C	D	計
仲介者	なし		8	7	3	2	20
	あり	実父母の知己	1	－	－	9	10
		実父母知らず	1	3	7	1	12
	不明		－	－	1	1	2
養家移動	なし	１軒	6	2	4	9	21
		再婚あり	1	－	4	3	8
	２軒		3	5	1	－	9
	３軒以上		－	3	2	1	6
計			10	10	11	13	44

資料：実態調査より作成。

表２－２　仲介者の事例

	No.	養父母との関係	実父母との関係
A	14	－（人身売買）	－（人身売買）
	21	養父母の近隣	実母の雇主
B	7	養母の兄・隣人	－
	9	養父の弟	－
	5	養父の知人	－
C	37	同村の知人	－
	31	養母の友人	－
	27	家主の息子	－
	24	知人	－
	23	知人	－
	35	養父の友人	－
	39	同村の知人	－
D	32	養父の異母弟	雇主と執事
	42	行商仲間	行商と顧客
	41	知人	隣人どうし
	26	養父の弟	満鉄の同僚
	28	魚屋の同僚	魚屋と顧客
	43	養父勤務先炭鉱の上司	知人
	44	知人（郵便局長の妻）	知人
	34	養母の妹	知人
	38	養父の露天商仲間	－
	40	－（人身売買）	－（人身売買）

資料：実態調査より作成。No. はケース番号。

章第３節第２項で示したように、①地域の知己、②職場での知己、③中国人名士による紹介、④共通の日本人の知己による紹介等である。

総じて残留孤児、特に年少者の引き取り先の確保と救命は、養父母だけでなく、中国人の地縁・血縁のネットワークによってなされたといえよう。

【養父母世帯の移動】

さて引き取られた後、ずっと同じ養父母に養育された残留孤児は、全体の約３分の２である（表２－１・３参照）。３分の１の孤児は、1940 年代に複数の養家を移動した。特に《Ｂタイプ》は、ほとんどが複数の養家を移動した。

養家の移動には、いくつかの背景・理由があった。

まず第１は、1947 年の土地改革[6]で、地主だった養父母が没落・死去したことである。

＊「最初の養父は地主なので銃殺された。中国の土地改革があり、養母も毎日、皮膚が破れて血が出るほど殴られ、郊外に連行されて銃殺された」

「最初の養父は地主で馬15頭、4人の馬飼がいた。でも私が引き取られた翌年、土地改革で撲殺され、土地も家産も馬もすべて没収され、食物もなくなり、私を養えなくなった」

第2に、養父母が極端に貧困、または病死したケースである。

＊「最初の養父はゴミ拾いで、子供を連れて物乞いすれば、たくさんゴミがもらえると思って私を引き取った。私は養父と半年ほど物乞いしたが、冬には着る服もなく、物乞いもできなくなった。養父は暮らしに行き詰まり、私を養えなくなった」

「養父はとても貧しく、1カ月ほどすると食物がなくなった。私は食事も満足に与えられず、飢えて肌も変色していたそうだ。生きのびるため、私は人にやられても仕方がなかった」

第3は、残留孤児の衰弱が著しく、または養家になじまなかったケースである。

＊「最初の養家には1週間もいなかった。私は痩せて衰弱していた。養父は私が死んでしまうと恐れ、私を仲介人に返した」

「私は最初の養家から何度も逃亡した。『なぜ逃げるんだ』と聞かれ、私は『姉や弟に会いたい』と答えた。養父は、『姉と弟がいる家は遠いし、邪魔になるといけないから、自分が行って姉や弟を連れてきてやる』と言った。でも後に養父は、『行ってみたが、姉も弟も死んでいた』と言った。私はその話を信じず、また何度も逃げた。養父も、私があまり逃げるので悲しくなり、『お前のような子はもう要らない』と言った」

そして第4に、残留孤児が養父母の虐待に耐えかねて逃亡し、または養父母の側が追い出したケースである。

＊「最初の養父は凶暴で暴力をふるった。私は豚の放牧をさせられたが、ある日、豚がよそのトウモロコシ畑に走り込んで荒らしたため、その家の人に刺し殺された。私は呆然とした。普段、ささいな事でも養父にひどく殴られている。豚を死なせたら、私も殺されるにちがいない。私は大急ぎで逃亡した。その後、別の養家にいた時も、私は豚の世話をさせられた。とても疲れて、つい居眠りをした。すると養父が探しに来て、寝ている私を蹴飛ばし、『お前のような怠け者は出て行け』と怒鳴った。私は追い出され、また流浪児になった」

上記のうち、第1～第3の理由で移動した場合、元の養父母やその親戚が、次の養家を紹介・斡旋した。元の養父母の親戚・知人が、自ら次の養父母になったケースも多い。そこには、息子の将来の嫁として幼女を引き取った「童養媳」[7]もある。幼い残留孤児が泣き叫んで頼み込み、ようやく新たな養父母に引き取ってもらった事例もある。しかしそれでも一応、元の養父母やその親戚によって、次の新たな養父母が紹介・確保されたのである。

＊「最初の養母が『結婚相手を紹介してあげよう。うちには実子も多いし、衣類も食物もないから』と言った。それで私は12　歳の時、今の夫の家に童養媳として引き取られた」

「元の養父は親切な人であちこち尋ね、次の養父母を探してくれた。ある日、元の養父が『奥さん、この子の命を助けてあげてよ』と頼んでいた。当時、私は4歳で中国語はできなかったはずだが、それでも自分で『ママ、私をもらって』と、中国語の単語を日本語の語順に並べて言ったそうだ」

「養父母とも死んでしまい、仲介者だった親戚が葬式にきた。私はその人の服をつかんで離さず、『連れて行って』と泣き叫んだ。仲介者はやむなく私の二番目の養母になってくれた」

表２－３　養家の移動に関する事例

	No..	数	移動理由	移動経路
A	4	2	死去失踪	養父母の兄→知人に依頼
	15	2	孤児なじまず	養父母→知人（多分、売却）
	11	2	孤児なじまず	養父→知人
B	17	2	地主没落	養母→知人（童養媳）
	10	3	地主没落・死去・孤児衰弱	養父母の親戚（＝仲介人）→同村の知人
	8	2	地主没落・死去	養父母の親戚→義兄弟
	19	2	貧窮	養父→知人
	18	2	孤児衰弱	養父母→行きつけの豆腐屋
	6	10	地主没落・貧窮・虐待	養父母→隣人・知人、路上で偶然に出会う
	7	2	虐待	仲介人→仲介人の親戚
	5	2	虐待	実母→見ず知らず養父
C	25	2	貧窮	養父母→隣人
	39	2	死去	養父母→親戚（＝仲介人）
	23	多	養母受け入れ拒否、虐待	養父→知人、自分で押しかけた
D	20	9	虐待	路上で拾われた

資料：実態調査より作成。No.はケース番号。数は移動世帯数。

これに対し、第４の理由――虐待による逃亡、養父母による追放――の場合、残留孤児が自力で、または偶然の出会いの中で、新たな養父母を確保するしかなかった。その過程で、残留孤児は浮浪児となり、多くの養家を転々とした。

＊「養家から逃げ、夕刻に川岸で寝込んでしまった。通行人が声をかけてくれたが、私が日本人だとわかると皆、どうしたらいいか困っていた。その時、一人のゴミ拾いの男性が『一緒に行くか』と言ってくれ、彼が次の養父になった。その後も10回ほど、養父母が転々と変わった。その間、浮浪児になり、物乞いもした。最後の養父母以外、名前すら覚えていない」

「養家を逃げ出し、自分で見知らぬ家に行き、門前で大声で叫んだ。『母さん、私をもらって下さい』。でもその時、その家の母親は留守で、娘しかいなかった。娘は私を可哀相に思い、家に入れてくれた。私は、引き取られたというより、押しかけたのだ。実は養母はあまり私を引き取りたくなかった。私は身体も小さく、病気でできものだらけで、汚かったから。でも、もう家に来ているし、やむなく養母も受け入れた。私は本当に生命力が強い」

「養家でいじめられる度に逃げて浮浪児になり、あちらの家に１カ月、こちらに２カ月と９軒の家を転々とした。言葉でいえないほど辛かった。1945年の寒い冬、私は高熱を出し、ふらふらと歩いていたが、寒さを避けるため、道端のコンクリート製の大きなゴミ箱の中に隠れた。衰弱して意識は朦朧としていた。その時、最後の養父がゴミ箱のそばを通りかかり、物音に気づき、蓋をあけて触ってみたが、私は小さいので見つからなかった。去ろうとするとまた、音がした。もう一度探ってみると、私の手に触れた。私はすごく怖かったが、高熱で抵抗する力もなかった。養父の綿入れの服に包まれ、家に抱いて行かれた。私は息をしているだけ、心臓が動いているだけという状態だったそうだ。足も手も凍傷で腐っていた」

なお人数的には、元の養父母やその親戚・知人が、新たな養父母を紹介したケースが圧倒的に多い。その意味でもまた、残留孤児の引き取り先の確保・救命は、中国人の地縁・血縁ネットワークによって初めて可能であったといえよう。

第２項　養父母の基本属性

次に、養父母の家族構成や職業階層等、基本属性をみよう。

【家族構成・実子の有無】

残留孤児を引き取った時点で、養父母の約３分の２には実子がなかった（表２－４参照）。「養父母は50歳をすぎ、ずっと子供に恵まれなかった」、「養父は一生独身で子供もなかった」、「養母は子供を生んだが、子供は生後３カ月で死んだ」等のケースもある。実子がない養父母の多くは、「どうしても子供がほしい」、「老後の頼りとして子供がほしい」との動機から、残留孤児を引き取った。特に年少の孤児（《C・Dタイプ》）の養父母には、実子がなかったケースが多い。実子のない養父母達は、最も深刻な生命の危機に瀕した、しかも実父母等の記憶が少なく、養家になじみやすいと思われる年少の孤児を優先的に引き取ったのである。またここでは養家の移動が少なく、ずっと同じ養父母のもとで育てられた孤児が多い。

一方、残留孤児を引き取った時、すでに実子がいた養家は、全体の約３分の１を占める。実子がいる養父母に引き取られた残留孤児の多くは、複数の養家を移動した。

実子がいたにもかかわらず、孤児を引き取った養父母の動機は様々である[8)]。

まず第１に、「娘しかいなかったので、息子がほしかった」、「息子しかいなかったので、娘がほしかった」との動機がある。ここには、童養媳として女児の残留孤児を引き取ったケースも含まれる。

第２に、「残留孤児があまりに哀れで、たとえ実子がいても、引き取るしかなかった」といった動機もみられる。「養父母は８人も子供がいたが、私を見捨てるに忍びず、引き取ってくれた」等がこれにあたる。こうした決断をする際、実子がいて子育ての経験があること、および年長の子供がいて子守をできることは、むしろ引き取りを促す条件となった。「18歳の養姉が『私が世話をする』と養母を説得してくれた」、「養父母は引き取る気はなかったが、20歳の養姉が私を家に連れ帰ったので仕方なく受け入れた」等のケースもある。

表２－４　養父母の実子と家族構成　（人）

実子		なし	両方	あり	計
タイプ	A	6	－	4	10
	B	2	4	4	10
	C	7	1	3	11
	D	11	－	2	13
移動	なし	23	1	6	30
	あり	3	4	7	14
計		26	5	13	44

注）実子＝引き取り時。

資料：実態調査より作成。

そして第３に、特に年長の残留孤児の養父母には、本節第３項で後述するように、家内労働力としての役割を期待して引き取ったケースもある。

【職業と経済水準】

さて次に、養父母の職業と経済水準をみる（表２－５～７参照)。

遼寧省等の都市で引き取られた残留孤児（《Ａ・Ｄタイプ》）の養父の多くは、都市自営業および労働者であった。零細な都市自営業を営み、1956 年の「公私合営」[9]で労働者になるか、または退職した。養母は自営業の家従が多く、一部に縫製等の労働者もいる。

こうした都市に住む養父母は決して富裕ではないが、とりたてて貧困なケースも少なかった。年少の《Ｄタイプ》の一部には、「収入は安定して、生活はわりとよかった」との声もある。

ただし、都市に住む残留孤児も一部は、深刻な飢餓や貧困に見舞われた。それは、養父母がともに早く死去したケース、および共産党と国民党の内戦（1946～1949 年）・大飢饉（1959～1961 年）[10] など中国社会全体、特に都市が食糧不足に陥った時期である。

＊「1948 年に養父が病死し、同年、養母が失踪した。生活は窮乏し、飢餓状態だった。特に八路軍が国民党占領下の瀋陽を包囲した頃は、生きるか死ぬかだった。喉が渇くと、小便や汚水が入った臭水坑の水も飲んで生き延びた。1960 年頃も大飢饉に襲われ、豆腐の絞りカスを食べて飢えをしのいだ。トウモロコシの芯や乾いた葉をそのまま食べたこともある。皆、木の皮まで食べた。食糧不足は何年も続いた」

「1947 年頃、瀋陽では工場が次々に倒産した。私達は、瀋陽から河北省滄県の養父の実家まで物乞いをしながら５～６カ月間、歩いて流浪した。私も栄養失調になり、夜はほとんど目が見えなかった。当時、どうやって生きてきたのか、今では想像もつかない。錦州では、丸太橋を抱いて遣うようにして、大きな川を渡った。何時間もかかった気がする。今、思い出しても本当に恐ろしい。多くの人が川に転落死した。私はご飯をもらってきて両親に食べさせ、自分も水を足して食べて飢えをしのいだ。養父の実家に着いても、貧窮状態だった。養母はあまりに苦しい生活に耐えられず、失踪した」

「養母は 1955 年、39 歳で脳の病気で死んだ。４年後、養父も 48 歳で胃病で死んだ。私は天が落ちたような衝撃を

表２－５　養父母の職業と経済水準・関係（ＭＡ）　　（人）

タイプ		Ａ	Ｂ	Ｃ	Ｄ	計
職業階層	労働者	4	3	4	10	21
	管理職	1	－	－	1	2
	自営業	9	4	9	9	31
	農漁民	1	9	6	－	16
	地主	－	6	－	－	6
経済	貧困	4	8	8	4	24
	貧困記述なし	6	2	3	9	20
関係	優しい	4	5	9	11	29
	冷淡・無関心	－	－	2	－	2
	暴力・虐待	7	8	4	4	23
計		10	10	11	13	44

資料：実態調査より作成。

表２－６　《Aタイプ》・《Cタイプ》の養父の職業

A タ イ プ	都市自営	2	行商（衣類等）
		4	零細小売店（タバコ、塩、醤油、綿製品）
		3	文具店・印刷業
		1	小売店（食品、薪、雑貨）
		15	売春宿→焼餅製造販売→運送
	都市自営 ＋労働者	21	理髪店→理髪店長
		11	食堂→焼き餅製造労働者
		13	馬車運送→運送作業員
		14	炭鉱夫→雑貨店（煙草、酒、干豆腐等）
	労働者	12	ガラス製造工→農民→ガス工場労働者
D タ イ プ	都市自営	41	行商（布）
		26	自転車修理屋→（公私合営）
		34	売春宿→雑貨店（やすり等）
		38	露天商（衣類、雑貨）
	都市自営 ＋労働者	20	演芸、占師、餅製造、港湾労働者→鋳物工
		32	屋台販売（果物等）→肉販売店員
		28	魚屋店員→食品店（醤油、塩、酢、米等）
		42	肉体労働者、まき売り、ごみ拾い、黄土売り
		29	大工→林業労働者
	労働者	43	炭鉱夫頭
		40	鉄道警察、橋梁修理工
		44	レンガ積工
		33	木材労働者

資料：実態調査より作成。数字はケース番号。

受け、本当に心細かった。養父母の死後、中学に通いながら、一人で手袋作りの内職をして貧窮の中、自活した。栄養のあるものを食べたことがなく、ずっと病弱だった。食事も満足にとれず、昼食を抜いたりして何とか生きてきた。養父母の治療費の借金もあり、まわりからいつも『いつお金を返す？』と聞かれ、『１年以内に必ず返します』と答えて実際に返済した。私は一口のご飯さえ食べられれればいいと思い、その日その日を過ごした。服は、死んだ養父母の服を不器用に直して着た」

これに対し、黒竜江省等の農村で引き取られた残留孤児（《Ｂ・Ｃタイプ》）の養父母は、農村での自営業と労働者、および農民が多数を占める。そして貧困な養父母が多い。ここでは、養父母の死去・病気、および内戦や大飢饉に加え、日常の衣食にも事欠く継続的・構造的な貧困が蔓延していた。

＊「８年間も柳の葉っぱを食べるほど極貧だった。ひどい時は、葉っぱさえ食べられなかった。冬はとても寒かったがズボン１枚しかなかった。布団もなく、だからよく病気になった。食べるために村から村へと何度も引っ越し、やっと落ち着いた村は山奥で、ズボンもない人がいるほど貧しかった」

表２－７　《Ｂタイプ》・《Ｃタイプ》の養父の職業

Ｂタイプ	地主富農→農民等	16	地主→洗濯・保母・家政婦（養母）
		17	地主→農民
		5	地主→農民（畑＋養鶏）＋漁民
		7	富農（畑）→農民＋屠殺場勤務
		8	富農→農民
		9	地主→農村役所職員→教師＋農民（家畜）
	農民＋自営	10	農民（畑＋家畜）＋大工
	自営	6	ごみ拾い、猟師
		19	鍼灸士医者
		18	豆腐製造販売
Ｃタイプ	農民	37	農民（牛）
		35	農民（豚・畑）、豆腐製造販売
	農民＋自営	31	農民（畑＋豚）→大工
		39	馬車運送→農民
	自営	30	ゴミ拾い
		36	煎餅製造販売→旅館経営
		24	大工親方→雑貨店→瓦工
		25	洗濯屋
	自営＋労働者	27	馬車運送→食品店（→商店職員）
		23	雑貨店→鉄道労働者

資料：実態調査より作成。No.はケース番号。

「養父も養母も病床に伏していた。養父はゼンソクだったが、当時は薬を飲まず、呪術師に頼り、ますます貧しくなった。家には食べ物もなく、トウモロコシのお粥だけでしのぐことが多かった。1947年の土地改革の後、私は初めて綿入れのズボンをはき、まともな服をきた。靴はまだなかったので、冬は外出せず、家に閉じこもっていた」

第３項　養父母の残留孤児に対する態度・関係

【各タイプの相違】

養父母の残留孤児に対する態度・関係も、各タイプ毎に異なる（表２－５参照）。

まず、年長の残留孤児（《Ａ・Ｂタイプ》）では、養父母に暴力・虐待を受けたケースが多い。これに対し、年少の孤児（《Ｃ・Ｄタイプ》）には、養父母に愛情をもって優しく育てられたケースが多い。

特に養父母が、家族労働力として年長の孤児を引き取った場合、暴力・虐待が頻繁にみられた。また、年長の孤児はすでに日本語を母語として身につけ、実父母との生活も鮮明に記憶しており、養父母との生活に違和感をもたざるを得ない。これらが時として、養父母の暴力・虐待を誘発する契機となったようである。

＊「言葉がわからないから、よく殴られたり、『日本へ帰れ』と怒られた。『茶碗や箸を持って来い』と言われてもわ

からず、しょっちゅう『もう食べるな』と怒鳴られた。『掃除をしろ』と言われても間違えては殴られた。養父母は、私が中国語がわからなかったのでイライラしたのではないか」

【養父母の優しい諸行為】

愛情をもって優しく育ててくれた養父母の行為は、具体的には次のとおりである[11]。

まず第１に、病気で衰弱していた残留孤児を懸命に看護・治療し、生命を救った。

＊「養家に引き取られてすぐ、私は病気で倒れた。飢えに苦しみ、不潔で苦しい逃避行のせいで身体がぼろぼろだったからだ。骨と皮になり、腹も異常に膨らんだ。何度も激しい白い下痢が出て瀕死状態だった。養父母は必死に治療してくれた。病院にも何度も連れて行ってくれ、それでようやく治った」

「私は衰弱して足の凍傷もひどく、４歳でやっと歩けるようになった。でもその後、極寒でまた歩けなくなった。養父母は必死に治療してくれ、ようやくまた歩けるようになった。養母は、私の血便の下痢で汚れたズボンをきれいに洗ってくれた。私は医者から助かる見込みはないと見放されたが、養母の献身的看護で一命をとりとめた」

「私は引き取られた時、黄皮疳というできものが頭や背中、足にいっぱいできていた。胃腸も弱り、下痢と腹痛がひどかった。養父母の家に入って、ようやく栄養が足り、漢方薬も飲まされた。下痢がひどく、脱肛になっていたが、兄嫁がとても優しく、黄色い麻で作った紙で飛び出た肛門を入れてくれた。私は４歳だったが、今もはっきり覚えている。養父母は民間療法もしてくれた。青いレンガを熱くして上に糠水を撒き、布で包んで熱くして、その上に毎日１日中、座るという方法だ。とてもよく効き、脱肛は治った」

「私は引き取られた時、凍傷で手に爪もなく、髪の毛もほとんど抜けていた。病院で治療するお金はなかったので、養父があちこち聞きまわり、塩水で手足を消毒してくれた。手足の中から、たくさんのガラス片を一つ一つ取り出してくれた。私は９軒の養家を転々としたが、虐待されて窓ガラスを壊して逃げたので、体にガラスの破片がたくさん入っていた。養父は毎夜、湯を沸かして樟の木を入れ、私の足を洗ってくれた。樟は朝、暗いうちに山から取って来てくれた。薬も塗り、布で巻いてくれた。これらは全部、民間療法だ」

「引き取られた時、私は小さく痩せており、発熱して弱々しく泣いてばかりいたらしい。まわりの人は皆、あんな病弱な子を引き取っても死ぬだろうとか、治療にお金がかかるとか、いろいろ言った。でも養父母は、一口でも食べられるご飯があれば、この子を養うと答えたそうだ。どんなに偉大な父母だろう。私は麻疹にもかかり、養母は懸命に私を看護した。ひきつけを起こしたり、発熱したり、コレラで黒い便も出た。危篤になったこともある。養父は私を遼陽市の病院まで何度も連れて行き、薬を飲ませた。私は本当に九死に一生を得た」

第２に、残留孤児が日本人とわかるといじめられるので、事実を隠し、転居を繰り返し、残留孤児を守り抜いた養父母もいる。

＊「日本人であることがばれないように、２～３年の間に養父母は４度も瀋陽市内を転居してくれた。誰かに日本人だと言われると、すぐ引っ越した。日本人とわかると殴ったり、殺そうとする中国人がいるからだ。とてもよく守ってくれた」

「養父母は、神経質なくらい私が日本人であることを隠しており、事情を知っていた人の目や口から逃れるため、1948年、1950年、1956年の３度、引っ越してくれた。少しでも私の噂がたつと、すぐに引っ越した」

「養父は私のことを、『日本人ではなく、朝鮮人の子供だ』と周囲に言い触らした。日本人だとわかると殺されたり、誘拐して棄てられるかもしれないからだ。養父は、『やっと火の粉から救ったのだから、火中に返してはいけない』と言っていた」

第３に、何げない日常生活の中で養父母の優しさや愛情を感じとった残留孤児も少なくない。

＊「養父は親切で、私をお風呂に入れ、新しい綿入れの服を買ってくれた。私の肌はもう人間の肌ではなく、木の皮のように荒れていた。髪の毛も、すみずみまでシラミだらけだった。養父は私を坊主にして、帽子を買ってくれた。切った髪の毛を火の中に捨てると、パチパチと爆竹を鳴らすような音がするほどたくさんシラミがいた。夜は、暖かいオンドルで寝た。昼は、白米で作ったお粥に饅頭と焼餅を食べさせてくれた」

「養父は、ソ連軍の爆撃があった時、私を背負って山中に必死で逃げてくれた。養母は油入りの焼餅を作るのがとても上手だった。餅の中に芋の千切りを入れ、巻いて食べたら最高だった。養母の作った料理はどれもとてもおいしかった。魚も卵も腹一杯食べさせてくれた。養父母は実子と別け隔てなく優しく育ててくれた。私は養父母やきょうだいと仲良く付き合ってきた。私は幸せだった」

「一度、何かを売って飴を買ってくれた。とても美味しかった。今思えば、飴とは言えないほど粗末なものだが、養父母の私に対する愛情が込められていた。栄養のある食べ物が手に入ると、養父母は自分が食べる前に私に食べさせてくれた。綿入れのズボンもくれた。1961～62年の大飢饉の時も、養父母がいなければ、私達はとても生きられなかった」

「養父母は、粟やトウモロコシを粉にして砂糖をまぜ、食べさせてくれた。1953～54年頃、自転車も買ってくれた。当時の中国では、よほど裕福でないと無理だった。私はまわりの人達にうらやましがられた。養父母は、本当に私を大事にしてくれた。まわりの中国人の子供より幸福だったといえる」

「養母の死後、私は頑張って炊事を始めた。最初、うまく作れなかったが、養父はいつも『娘が作ってくれた物は何でもおいしい』と言ってくれた。親子二人は頼りあって歳月を過ごした。私が結婚する時、養父はとても悲しがり、大泣きした」

こうした優しい養父母に育てられた残留孤児は、「恩は一生、忘れられない」、「実父母より優しかった」、「とても感情深い」と語る。

＊「養父母の恩は一生忘れられない。養父母はすごくいい人で、私を大事にしてくれた。もし養父母が生きていたら、私はきっと全力を尽くして親孝行をしているだろう」

「養父母は、実父母より優しくしてくれた。自分の本当の子供のようにかわいがって育ててくれた。養父母のおかげで私は生きてこられ、本当に感謝している。だから、私は中国と絆がある。養父母への感情は、とても深い。今も懐かしく養父母を思い出す。たとえ実父母が見つかっても、そんな感情は持てないと思う。養父母が生きていたなら、私はたとえ何をもらっても、絶対どこにも行かなかったはずだ」

「養父母は人格的にとても立派で、私を『掌中の玉』のように大切に育ててくれた。養父はとても温厚で優しい。養母は親切でとても気が利く。慈しんで育ててくれて本当に感謝している。恩は絶対に忘れない」

【暴力・虐待】

これに対し、養父母から暴行・虐待を受けた残留孤児の体験は、具体的には以下のとおりである。

まず第１に、暴力的な虐待である。

＊「養父一家には毎日、殴られた。普通の殴り方ではない。天秤棒や箒の柄で殴られ、警察が来るほどだ。腕や手足をナイフで切られたこともある。全身、裸にされ、顔もつねられた。死んだ方がましと思った」

「養父は凶暴で、すぐに手元にある物で私を殴ったり、蹴ったりした。仕事が満足にできないといっては殴られ、

楽しいことは何一つなかった。あまりに虐待がひどく、養父が周囲の人から罰を受けたこともあった。引き取られた時は一番寒い季節だったので、毎晩私はおねしょをした。その度に養母は、私を裸のまま外に出し、凍えさせた」

「私は牛に草を十分食べさせなかったといって、養父にしょっちゅう殴られた。以来、ときどき頭痛がするようになり、学校をやめた。些細なことでも人前でよく棒やホウキの柄で殴られた。私は、殴られるといつも外に出て寒い地面に座ったので、病気にかかった。この苦しみを誰に言えるのか」

「当時、バケツ（尿桶）をトイレかわりにしていたが、ある朝、バケツを捨てに行く時、階段が凍っていて、私はすべって階段を転げ落ちた。バケツもへしゃげた。すると養父が、私の頭をこぼした尿に押し付け、『このこぼした尿を全部なめて、きれいにしろ！』と怒鳴った。へしゃげたバケツを私の首にかけて。私は、苦しいことはすべて経験した」

「養父は暴力的で、酒を飲んでは理由なく私を叩いた。養母にもしょっちゅう殴られていたからか、私は物心ついてからずっと、頭痛がしていた。学校が終わるとすぐに家に帰ってこいと言われ、少し遅くなると、理由も聞かずにすぐ殴られた」

第２に、十分な食事や衣服を与えられなかった孤児も少なくない。

＊「食事も養父母一家とは別で、たいてい残り物で、トウモロコシの粉を丸めて蒸した一握りの団子のようなものを１日２回、２個ずつ食べることができた程度だ。とてもひもじく、私は痩せて顔色も悪かった。時々、学校で同級生から食物を分けてもらって食べた。新しい服を着せてもらったことは一度もない。仕事をうまくできない罰として一日中、食事も水ももらえないこともよくあった」

「私は食事も衣服も十分にもらえず、冬でも長ズボンも靴もなかった。足が凍え、牛糞に足を突っ込んで暖めた。近所のおばあさんが哀れに思い、せめてもとトウモロコシの皮で私の足を包んでくれた。近所の人が見かねて厚手のぼろぎれで服を１着作ってくれ、それを裸の上にまとって一冬すごした」

「食事を満足にくれないので、私は猫の食べ残しを食べた。今ではそんなことは絶対考えられないが、当時は腹が減ってどうしようもなかった。猫の食べ残しもなくなると、私は近所の家に行って食物を盗んだ。まともな服も着せてもらえず、いつもボロボロの服をきていた」

第３に、精神的虐待も多くみられた。ある女性の残留孤児は、「中国の解放（中華人民共和国の成立）がもう少し遅ければ、私も売春させられていただろう」と語る。名前をつけてもらえなかったり、実子との差別的待遇に悩んだ孤児もいる。

＊「養母はことあるごとに、『お前は、金で買った日本人だ』と言っていた。養父母は、私も含めてたくさんの女の子を引き取り、売春宿を開くつもりだった。養父母に対し、いい思い出は全くない。中国の解放がもう少し遅ければ、私も売春宿で売春をさせられていただろう」

「名前もつけられず、ただ『シャオズ（子供）』と呼ばれていた。私と９歳下の弟（実子）の待遇はやはり違う。他の子供達が皆、学校に行っているのに自分だけが家畜の世話をさせられているのが、とても辛く恥ずかしかった。他の子供に見つかりそうになると物陰に隠れたり、人にみつからない所で泣いたりする毎日だった。ことあるごとにしかられ、さんざんいじめられた。養父母といい関係だったとは、とても言えない」

「養父母が離婚すると、養父は仕事があるので、私をほとんど親戚の家に預けていた。私は５～６軒の親戚の家を転々として食いつなぎ、自分で自分の面倒を見るような感じだった。生きていればいいという感じだった。養父

は私に無関心で冷たい感じだった。親戚の家でも長居になると冷たく扱われていづらくなり、半年位で別の親戚の家へ移った」

こうした中である孤児は、「残留孤児は無口な人達が多い。養父母に放置されたり、暴力を受けたりして、人の顔色をみて暮らさなければならず、どうしても無口で引っ込み思案な性格に育ってしまう。私自身、養父母からも親としての愛情・優しさをもらえず、さびしく育ったと思う」と語る。

ただし、ここで留意すべきことは、養父母による暴力・虐待の被害を受けてきた残留孤児も、その多くは養父母に感謝しているという事実である。そこには「食べさせてくれただけでありがたい」、「命を救ってくれただけでも、恩を忘れてはいけない」等の言葉が聞かれる。また養父母による虐待を、日本政府による残留孤児の遺棄という戦後被害の一環と捉える声もある。

＊「どんなに虐待されても、それでも食べさせてもらったので、やはり感謝すべきだ。命を救ってくれただけで、一生忘れられない。忘れてはいけないと思う。ひどい扱いだったが、養父母を悪くいうつもりは今後ともない。養父母がいなければ、私は今日まで生きられなかった」

「ひどく虐待されたが、育ててくれた恩を忘れてはいけない。養父母に文句はいえない。養父母を訴えるか、日本政府を訴えるか。本当に心が揺れている。私達が今、生きているのは中国の養父母がいたからだ。中国でひどい目にあったとか、そんな話を多く語ったら、恩知らずではないか。これは個人で解決できる問題ではない。残留孤児がこんな目に遭ったのは、すべて日本政府が私達を中国に棄てたことが原因だ」

【児童労働】

最後に、児童労働についてみよう（表２－８参照）。

年長の残留孤児（《Ａ・Ｂタイプ》）は、ほとんどが厳しい児童労働を経験した。これに対し、年少の孤児（《Ｃ・Ｄタイプ》）では、児童労働の経験者は比較的少ない。

農村で引き取られた《Ｂタイプ》の児童労働は、家畜の世話、搾乳、草刈り、畑仕事等、農作業が多い。

＊「７匹の豚の飼育と５頭の牛の放牧を任された。１着しかない服は、放牧をするとすぐ破れてボロボロになった。養祖父と一緒にノコギリで木を切る仕事もした。私は身長がまだ低いから、なかなか届かず、うまくできなくて、よく殴られた」

「８歳から牛馬の餌やりや放牧の見張り番、鶏や豚の世話等、懸命に働いた。朝早く起きて畑仕事をしてから学校へ行き、昼休みも家に帰って仕事をした。餌の草を運ぶのは大変だった。放課後も、農作業と牛の放牧にあけくれた。小学生の時、牛に蹴られて右足首を骨折した。村に医師がいなかったため、治療を受けられず、２年間位寝たり起きたりの生活をした」

「８歳頃から放牧、草刈り、畑仕事等、手伝いばかりしていた。とてもきつかった。毎朝６時頃から夜まで、豚や牛の餌やりや水やりもした。村全体の家畜の面倒をみて、豚は数十頭、羊も何百頭も放牧した」

これに対し、都市で引き取られた《Ａタイプ》では、養父母が営む都市自営業の手伝いが多い。縫製店に住み込みで弟子入りし、厳しい修行を積んだ孤児もいる。

＊「養父は馬で運送業をしていたので、私は馬の餌・水やりをさせられた。大きな釜に一杯水を汲む。幼いので、天秤棒で両側に大きな桶を担いで水を汲むのは大変だった。直系約 30 センチ、深さ約 50 センチの木桶を２つ持ち、

表２－８　児童労働の有無（MA）　　（人）

	児童労働あり					なし	計
	農作業	都市自営家従	家事	その他	計		
A	2	6	4	1	9	1	10
B	8	－	6	－	8	2	10
C	2	－	2	－	2	9	11
D	2	2	2	－	4	9	13
優しい					10	19	29
冷淡・放置					－	2	2
暴力・虐待					18	5	23
計	14	8	14	1	23	21	44

資料：実態調査より作成。

家から 200 メートル以上離れた井戸まで行き、水を一杯に汲んで家まで帰る。途中、最低でも４～５回は休みながら、毎日 10 数回も担いだ。井戸から水を汲む時、力が足りず落としてしまったこともある。水を汲み終わると、大豆をつぶして丸く固めた馬の餌を、一切れずつ小さく削らなければならない。これはとても重く、私はなかなか持てなかった。草刈りや刈った草を細かく切る仕事もあった。これも私１人でやるので、かなりきつかった。冬に外でこの作業をすると、手が凍えてすごく痛んだ。それに夜中の 12 時頃と３時頃、馬に餌をやらなければならなかった。私はまだ幼く、外に出るのはすごく怖かった。かいば桶は高く、私はベンチに上がり、餌を入れて混ぜた。もし目を覚まさなければ、必ず殴られた。だから夜もぐっすり眠れず、それで学校でよく居眠りをした。先生に『なぜ座ると、すぐ眠くなるのか』と聞かれた。でも私は、家の様子を先生には言えなかった。もし先生に言うと、家に帰って、また殴られるからだ。私が言わなくても、まわりの人は皆、わかっていた。水の桶を担ぐ姿を見ているからだ。当時の辛かった仕事を思い出すと、今も涙が出る」

「養父は床屋で、私は水汲みや床掃除をさせられた。当時、大きな団地に水道は一つしかなく、朝５時から夜９時・10 時頃まで、列を作って重い木桶を担ぎ、水を汲まされた。床屋だから水が大量に必要で、遠くまで１日５往復位しなければならない。薪で火をおこす仕事も、子供にはきつかった」

「養父母が経営する売春宿で雑用をさせられた。床の掃除、水汲み、炊事等、言われるままに仕事をした。その後、養父母は焼餅の店を始めたが、ここでも私は毎夜 12 時頃に起こされ、朝８時まで火加減をさせられた。居眠りして焦がすと、一番汚い言葉で罵られた。養父が逝送の仕事を始めると、私は養父の手押し車を押して一日中、歩き回った。零下 30 度の冬の朝の５時に起こされ、石炭拾いもさせられた。手にはいつもひどいあかぎれができたが、手当してもらえず、痛さに懸命にたえた。身体を休められるのは、寝ているわずかな時間だけだった。つらい毎日で、人のいないところでよく涙を流した」

「12 歳で洋服縫製店に住み込みで弟子入りさせられた。無給で、食事だけ与えてもらった。言葉がわからず、苦労した。殴られ、怒られるばかりの毎日で辛かった。２尺の分厚い物差しで、よく頭をたたかれた。中に炭火を入れて暖める大きなアイロンがあり、その熱さを調整しなければならない。もっと熱くしろと言われたが、私は言葉がわからず、冷やせと言われていると勘違いして水を入れると、『何やってるんだ』と殴られた。冬に染色をすると、手足にひび割れができて血が流れた。仕事が終わると、親方の子供の面倒をみさせられた。本当に、あ

の３年間は、死にたい時もあった。でも、実父が死ぬ前に『どんなことがあっても日本へ帰れ、必ず帰れ』と言い残した一言が、頭の中にずっと残っていた。その一言がなかったら、私はもう自殺してしまっていたかもしれない」

また、都市・農村を問わず、家事や介護・子守は広範にみられた。

＊「薪割、掃除、炊事、それに８歳の頃から皿洗い、洗濯、テーブル拭きもやった。養父も養祖母も病気で、私は長い間、二人の介護をした。養祖母の尿瓶の尿を捨てたり、洗ったりした。養父はゼンソクで、家の土の床を掘って、そこに痰を吐いていたから、私が毎日、掃除をした」

「毎朝５時頃、尿瓶の尿を捨て、500 メートルほど離れた市場まで、朝食を買いに行かされた。あまり寒くて足が凍傷になった。炊事の手伝いや白樺の薪を切ったり、火を起こしたり、朝から晩まで働かされた。兄の子供を背負って洗濯、掃除、水運び、石炭拾いもした。10 歳頃から、井戸で水汲みもさせられた。水桶は重く、本当に辛かった」

こうした児童労働は、必ずしもすべてが虐待とは直結しない。「優しく愛情をもって育てられた」と語る残留孤児にも、児童労働の体験者は少なくない。またある孤児は、「家の仕事を手伝わされ、時には怠けたといって養父母に罵られたり殴られたが、それは当時、普通の中国人の家庭でもよくあったことだ。残留孤児だけではない」と語る。

しかし、虐待と結びついた児童労働が広範にみられたことも事実である[12]。「子供というより、労働力として引き取られた」、「私に仕事をさせ、養父母は働かず、ぶらぶらしていた」、「養父母の実子は学校に行き、私だけが働かされた」等と語る残留孤児も多い。

＊「娘というより、労働力のような感じだった。養父は、私と同じ年頃の家主の子供に、私が家から外出しないよう見張りをさせた。小学校も行かせてもらえなかった。養父は私を家の中に閉じ込め、犬のように働かせた。とても惨めだった」

「私は８歳の時から外出も許されず、ずっと家事をさせられた。庭の門はいつも閉められ、私は門の扉のすきまから、外で縄跳びをして遊ぶ近所の子供の姿を一生懸命に見ていた。養母は私に家事をすべてやらせ、自分は何もしなかった。私は 12 歳で小学校に通うまでの５年間、外に出たことがない。学校に行ってからも放課後は外に出してくれなかった。同級生も私の家には入れてもらえず、他の子供とのつきあいは許されなかった。養母は何もすることがないから、遊びに外出していたが、出掛ける時には、外からカギをかけた」

「私は子供として扱われたのではない。労働力として使えるから、引き取られたようなものだ。養父母は仕事をせず、３人の実子と毎日ぶらぶらして、私だけが働かされた。養父母と一緒にすごしたこともあまりない。私が稼いだお金はもちろん、すべて養父のものになる。私が経験した苦しみは語り切れない。私が逃亡するのを恐れ、学校にも行かせなかった。実子は学校に通っていた。私の運命は本当に苦しかった」

「私は息子というより、労工の待遇だった。食事も寝起きも養父一家とは別だった。誰も面倒みてくれず、食べて生きることだけはできた。私はどんなに苦労したか。日本にいたら、こんなに苦しみを味わなかったはずだ」

「私は毎朝、豚に餌をやって家事をしてから学校に行くので、いつも遅刻していた。養母はカギをかけて私を家の中に閉じ込め、自分は外に出かけて遊んでいた。中学の先生は、養母と絶縁したらどうかと勧めてくれた。私はしばらく学校に泊まったこともある。でも養母が学校に来て、先生達と口論になった。私は怖くなり、養母と一緒に家に帰った」

第２節　中国在住時の基本的生活史

本節では、残留孤児の中国在住時の基本的生活史を分析する。

第１項　学歴

まず学歴である（表２－９参照）。

年長の残留孤児（《Ａ・Ｂタイプ》）は不就学、または小学校中退が多く、非識字者も少なくない。彼・彼女らが就学できなかった理由は、「養父母に毎日、仕事ばかりさせられた」、「中国語ができないから」、「貧しくて学校どころではなかった」、「日本人なのでいじめられて中退」、「病気で中退」等、多様である。また年長の孤児では、10数歳になってから小学校に入学したケースが少なくない[13]。

一方、黒竜江省等の農村で引き取られた年少の《Ｃタイプ》では、不就学者はいないが、やはり小・中学校の中退者が多く、一部に非識字者もいる。「学費の負担に耐えられず、『小日本』といじめられ、小学校を中退」、「養父にしょっちゅう殴られて頭痛がする上、家の仕事が大変だったから中退」、「養父母とも死んだので、学校を中退」、「家計を助けるため、中学を中退」等の声が聞かれる。また中学卒業後、さらに進学を望んだが、養父母が「女の子に教育は不要」と言われ、進学を断念したケースもある。

ただし、《Ａタイプ》や《Ｃタイプ》では、ごく一部だが、高等教育を受けることができた残留孤児もいる。それは成績が優秀であったことに加え、学校推薦や各種奨学金、および養父母の理解が得られた幸運なケースである。

これに対し、都市で引き取られた年少の《Ｄタイプ》は、大半が中学卒以上である。高卒以上のケースも少なくない。ただしそれでも、「もっと進学したかったが断念」、「学齢期をすぎてから就学し、速成班で学んだ」、「日本人としていじめられて中退」、「貧窮の自活生活で中学を退学」等の事例もみられ、日本在住の同世代の日本人と比べれば、就学機会は制約されていたといわざるをえない。

＊「養父は私を小学校に行かせてくれた。でも何日もたたないうちに、先生から家に返された。全く字が読めなかったからだ。それまで浮浪児で字を教えてくれる人もなく、引き取られた後も養父は昼間、仕事で、しゃべる相手がいなかった。養父が仕事から帰ると、私はもう寝ていたし。学校では他の子供にいじめられ、それで先生も仕方なく、家に返したのだろう。10～11歳頃、養父はもう一度、私を学校に行かせた。それまで、養父が中国語を教えてくれ、だんだんわかるようになった。私は17歳で中学に入学し、19歳で卒業した。もっと進学したかったが、養父が病気なのでかなわなかった」

「養父母の死後も、私は中学に通っていた。夜、必死に手袋作りの内職をして、半年ほど頑張った。でも手袋の納期とか自炊とか、冬には薪で火を起こさねばならないとか、とにかく私は落ち着いて勉強できなかった。それで中学２年で、学校を断念した。学校の先生も『あなたの成績なら、高校も入れる。奨学金を申請すれば大丈夫だ』と説得にきた。でも私は、『教室にいても、私は勉強のことをほとんど考えていない。養父母のこと、手袋のことばかり考えている』と答えた。私は、続けて学校に行かなかったことを一生後悔している」

第２項　就職・職歴

次に、職歴についてみる（表２－９～11参照）。

都市で引き取られた年長の《Ａタイプ》の多くは、前述のように子供時代から養父母の都市自営業を

表２－９　学歴・職歴（MA）　　（人）

タイプ		A	B	C	D	計
学歴	高校以上	3	－	3	5	11
	中学卒	－	－	1	5	6
	中学中退	－	1	2	1	4
	小学卒	1	－	1	2	4
	小学中退	5	7	4	－	16
	不就学	1	2	－	－	3
就職年	1940 年代	1	1	－	－	2
	1950 年～	4	6	3	－	13
	1957 年～	5	3	8	11	27
	1970 年～	－	－	－	2	2
転職回数	４回以上	－	2	1	－	3
	３回	3	－	1	－	4
	２回	4	2	1	4	11
	１回	－	3	3	3	9
	なし	3	3	5	6	17
職業	労働者	8	8	6	11	33
	自営家従	4	1	－	2	7
	管理職	1	－	2	1	4
	専門職	3	－	3	6	12
	農民	－	7	5	－	12
計		10	10	11	13	44

資料：実態調査より作成。

手伝ったが、1950 年代に都市で労働者として就職した。その後、「公私合営」、「大躍進」[14] 等、中国では大規模な産業政策の転換があった。そこで彼・彼女らは国家配置により、２回以上の転職を経験してきた。

＊「縫製の見習いを３年間して、14 歳で洋服縫製店に移った。1956 年、『公私合営』で、大きな縫製工場に配置替えされた。３年後また、ワイシャツ専門の大規模な縫製工場に配置転換になった。私はずっと縫製業だが、勤務先は時々の国家の政策でいろいろ変わった」

「1958 年に鉄鋼生産を発展させる『大躍進』があった。それで 1959 年、河北省に派遣され、発電所建設に従事した。1960 年から、炭鉱夫、兵器工場の包装工、電球工場の機械修理工等、職場を転々としてきた。これらはすべて国の政策による集団的な配置異動だ」

「1955 年から養父の理髪店の手伝いをしたが、1958 年の『大躍進』政策で鉄鋼を大量に作ろうというキャンペーンがあり、私も鉄鋼工場に入った。しかし工場は１年後に破綻し、全員、製紙工場に配置された。1963 年にまた陶磁器工場に移動した。転々と仕事を替えたが全部、国の配置・指示だった」

表2－10　都市で引き取られた残留孤児の職歴

Aタイプ	労働者	14	印刷見習→印刷工→雑役臨時雇→倉庫管理
		4	発電所建設→炭鉱夫→包装工→機械修理工
		13	教師→雑貨店員→倉庫管理事務員
	自営家従＋労働者	15	豆腐屋自営→豆腐製造労働者
		21	理髪店家従→製鉄工→製紙工→陶磁器製造工
	労働者＋管理職	2	縫製見習→縫製職人→縫製労働者→縫製→組長→主任→技術課長代理
		3	アルミ製品製造工→技師
	専門職	12	師範学校の医師・保健教諭
	労働者	20	水産養殖工場経理・統計員
		32	金属家具製造工→雑役→金属家具製造工
		38	交通運輸管理所出納員
		40	道路清掃員臨時雇
		34	工具製造工
		26	食品・農業機械販売店員
Dタイプ	労働者＋専門職管理職	28	旋盤工→技師・班長
		33	薬剤会社経理→労働局経理課長→体育委員会経理課長
		29	雑役臨時雇→旋盤工→技師
		44	自動車修理工→改装検査→技校実習教師
		42	手袋内職→部品製造工→電線製造工→係長
	専門職	41	プラスチック関係化学分析
		43	夜間学校識字教師→保育士→助産師

資料：実態調査より作成。Aタイプの家従のみの短期就労者は除く。

これに対し、農村で引き取られた残留孤児（《B・Cタイプ》）の多くは、農業に従事してきた。転職はあまり多くないが、農村での賃労働に従事したり、「農場が赤字なので、臨時雇の土木建設業を転々としてきた」ケースもある。

＊「1957年、生産隊[15]で農業を始めた。農村だから他の就職はない。私はまだ子供だったから、皆について農作業をした。牛の世話や、トウモロコシと麦、大豆、ジャガイモなどの畑仕事をした。翌年から人民公社の通信員（郵便配達）の仕事についた。その後、獣医センターで会計・出納員をしたこともある。最後は道路管理・修復の班長として働いた」

「1956年から、生産隊で耕作作業や馬車曳きをした。でも生産隊は、働けば働くほど赤字になった。一年間働いて万元の赤字が出た。腹が立ってやめ、よそで大工、建築、野菜の貯蔵などの臨時雇として1年間、働いた。1958年に『大躍進』で方正県に種畜場ができ、種馬を飼う仕事に派遣された。でも1964年、種畜場が赤字で廃止され、私は建築会社に入り、大工の見習いを始めた。足場組みや運搬等、きつい力仕事ばかりさせられた。給料も低く、頭にきて止めた。そして、もっと給料の高い土木の重労働をやり始めた。さらに2年後、二人で大きなのこぎりで丸太を切るもっときつい仕事に変わった。どれも臨時工だ。1968年には運輸会社に入り、トラックに積む木箱

表２－11　農村で引き取られた残留孤児の職歴

Bタイプ	農民	18	農民
		15	農民
	農民＋労働者	5	農民→製鉄労働者→酒造工
		16	農民→農場電話交換員→農場経理
		10	農民→雑役臨時雇→種畜場飼育員→大工見習→土工臨時雇→伐採臨時雇→木箱製造工→倉庫保管
		6	農民→溶接工
		7	農民→雑役臨時雇→農民→土工→鋳造工
	労働者	9	雑貨店店員→百貨店倉庫管理
		8	林業雑役→営林員
	その他	19	洋装店自営→布団縫製労働者
Cタイプ	農民	35	農民
		37	農民
		22	農民
	農民＋労働者	30	農民→郵便配達→獣医センター出納員→道路管理
		39	農民→養鶏場卵拾い臨時雇
	労働者	27	製薬臨時雇→機械工見習→雑役臨時雇→線路敷設工
		23	鉄道会社経理→林業工場経理
	労働者＋専門職	31	木工機械工→技師・主任
		36	産婦人科医→木材運搬→産婦人科医
		24	鉄鋼研究院溶接工→技術管理者→実験室員→研究員
	専門職	25	小学校教師→校長

資料：実態調査より作成。

を作った。でも電気ノコギリで親指を切り、同じ会社の倉庫の保管員になった」

「うちは農家だったので、私も牛の放牧をした。ある日、２頭の牛がケンカをして、私はそばにいて足を骨折した。それで１年余り動けず、オンドルの上で生活していた。労働局にしょっちゅう行って仕事を探したが、学歴も体力もないから、オンドル作りの助手やダム建設など臨時の仕事しか紹介してもらえなかった。1955 年、仕事のない人を人手不足の農村に派遣するキャンペーンがあり、私は林口県馬橋河に引っ越して農作業をした。1958 年、鶏西の炭鉱機械工場が労働者を募集して、私はそこに入った。その工場で最初は土木作業をしたが、後に鋳造工になった」

都市で引き取られた年少の《Dタイプ》は、主に 1957 年以降に労働者として都市で就職した。転職経験は少ない。

そしてタイプを問わず、高等教育を受けた孤児は、医師・教師・技師等の専門職として働いてきた。また高卒者や都市居住者にも、就職後に専門技術を習得し、技術者・管理職になったケースがある。

第３項　結婚・家族形成

では次に、結婚の状況をみる（表２－12・13参照）。

ここでは性差が顕著である。男性は多くが1959年以降、20歳以上で結婚した。女性は多くが1958年以前、20歳未満で結婚した。女性には童養媳や養父母の強要により若く結婚したケースもある。

＊「12歳の時、童養媳で夫の家に入った。1956年頃、私が19歳、夫が16歳で結婚した。これは仕方のないことで、私は選ぶことはできなかったし、何も考えなかった」

「17歳の時に養父母に見合いを迫られ、初対面の人と、養父母に言われるままに結婚させられた。私は本当はまだ結婚したくなかった。この苦しみ・悩みを誰に言ったらいいのか」

「養母が勧めた相手を、私は気に入らなかった。その男性は定職もなく、まともな人間ではない感じがした。年齢も本人がいうよりずっと年上に見えた。出身地もはっきり言わない。それで私は結婚を断った。養母はとても怒り、私を一番汚い言葉で罵り、棒で殴った。養母は、その男性を婿にして老後の面倒をみてもらおうと考えていたのだ。私は、養家にいることに本当にうんざりした。それで18歳の時、近所に住んでいた夫と結婚した。つまり夫と結婚したのは、一刻も早く養家を出たかったからだ。当時、夫の家は貧しく、しかも二人の弟と二人の姉、高齢で身体が不自由な両親がいた。毎日、高粱のお粥しか食べられなかった」

残留孤児の配偶者の職業は、労働者が多い。また都市で引き取られた孤児（《Ａ・Ｄタイプ》）の配偶者には専門職・管理職、農村で引き取られた孤児（《Ｂ・Ｃタイプ》）の配偶者には農民も一定の位置を占める。

子供の人数は１～７人と様々である。都市より農村、年少者より年長者の方が、子供の人数が多い傾向がある。また経済的に貧しく子供が多い農村の居住者（《Ｂ・Ｃタイプ》）には、「子供が多く、貧しくて医者にも診せられず、２人死去した」といった声もある。一人っ子政策に抵触して処罰されたり、「堕胎手術を強制されないよう隠した」ケースもみられる。

＊「子供が７人もいて、育児は大変だった。配給の食糧も足りなかった。うち２人は死んだ。一人は骨軟化症で、最後は動けなくなって４歳で死んだ。もう一人も４歳の時、脳出血で一晩で死んだ。貧しかったので医者にもみせられなかった」

「６人の子供が生まれた。最初の５人が娘で、最後の１人が男だ。男の子がほしかった。６人の子供を養うには収入が足りず、苦しかった。普通の病気では医者にかかったことがなく、初めて医者にかかったのは、胃潰瘍で倒れた後だった」

「５人の子供がいる。末子が生まれた時、一人っ子政策の違反で大問題になった。堕ろしたらかわいそうだ。私は職務から外された。ひどい目に遭った」

「子供は５人生まれた。仕事をしながら育てるのは大変だった。末の息子が生まれた時は一人っ子政策が厳しく、妊娠がばれたら、強制的に流産させられる。大勢の同僚が会社の招待所に軟禁され、堕胎の手術を受けさせられた」

第３節　差別・迫害の体験

最後に、残留孤児が、中国在住時に経験した差別・迫害について分析しよう（表２－14参照）。

表２－12　結婚年次・年齢　　（人）

性別		男性				女性				計
タイプ		A	B	C	D	A	B	C	D	
結	1958年以前	2	－	－	－	2	3	2	1	10
婚	1959年～	－	4	2	－	2	1	3	3	15
年	1963年～	2	1	－	3	1	－	－	－	7
次	1967年～	1	1	3	4	－	－	1	2	12
年	20歳未満	－	－	1	1	1	3	5	3	14
齢	20歳～	2	4	2	5	2	－	－	2	17
	24歳以上	3	2	2	1	2	1	1	1	13
計		5	6	5	7	5	4	6	6	44

資料：実態調査より作成。

表２－13　配偶者の職業と子供の人数（MA）　　（人）

タイプ		A	B	C	D	計
配	労働者	5	6	6	8	25
偶	専門職	4	1	2	2	9
者	管理職	2	－	1	－	3
	農民	－	4	4	2	10
	不明	1	1	－	2	4
子	５人以上	－	2	4	1	7
供	４人	2	5	3	4	14
	３人	7	2	1	2	12
	１～２人	1	1	3	6	11
計		10	10	11	13	44

資料：実態調査より作成。

第１項　子供時代のいじめ

【いじめの実態】

子供時代のいじめは、ほとんどの残留孤児が体験している。「小日本鬼子」と罵られたり、暴行・投石された経験を多くの孤児がもつ。いじめにたえきれず、学校を中退したケースも複数みられる。

＊「近所の子供達とケンカするといつも『小日本』と罵られた。ケンカしなくても背後から言われた。『小日本鬼子を殺せ。日本の獣の子供を死ぬほどなぐれ』と叫びながら石を投げられ、頭にケガをしたこともある。養父母がつけてくれた中国名で呼ばれず、幼い頃から『小日本鬼子』と呼ばれた。いじめられ、小学校は半年位でやめてしまった」

「小さい時、まわりの子供によく大声で『小日本鬼子』『小日本の豚の子』とよく罵られ、いじめられた。遊び仲間に入れてもらえず、とても辛かった。殴られたり、ぶっ飛ばされたこともよくある。ケンカするといつも、『小日本鬼子』『お前の母は日本人だ』と言われ、反抗すると同級生に頭を椅子で押さえられ、その上に座られた」

表２－14　差別・迫害（MA）　　（人）

タイプ		A	B	C	D	計
子供時代	あり	7	9	11	11	38
いじめ	記述なし	3	1	－	2	6
進学	あり	1	－	－	2	3
差別	記述なし	9	10	11	11	41
就職	あり	6	6	4	6	22
差別	記述なし	4	4	7	7	22
文化大革命	政治排除	2	2	3	3	10
	スパイ扱い	4	2	1	2	9
	暴行迫害	－	－	2	4	6
	迫害なし	4	6	5	4	19
結婚差別	あり	4	1	1	1	7
	隠蔽	3	4	4	8	19
	なし	5	5	6	4	20
家族への差別	あり	6	3	3	5	17
	記述なし	4	7	8	8	27
計		10	10	11	13	44

資料：実態調査より作成。

「８歳の頃、養父の親戚の女の子と赤い毛糸の髪どめをめぐってケンカになり、『日本鬼子』と言われて泣いて帰った。他の子供達にも『小日本』『日本人は日本に帰れ』と囃し立てられ、仲のいい友達もできなかった。中学でも、『小日本鬼子』と後ろ指を指され、いじめられた。学校の先生は見て見ぬふりをしていた。いじめに耐えられず、中学を中退した」

「子供達が私に石を投げ、『小日本狗』と罵った。髪の毛も引っ張られ、髪の毛がほとんどなくなった。小学校の同級生からも、『小日本鬼子』といじめられた。弁当や鉛筆、ノートを隠され、石を投げられたり、叩かれたりした。私は凍傷で手袋をしていたので、まわりの子供達は皆、『妖怪』と呼んでいた」

「４歳位の時、『小日本のガキ』『小日本鬼子』とよく呼ばれ、家に帰って大泣きしたのを覚えている。心にとても深い傷が残った。小学校でも子供どうし、ケンカすると、よく『小日本鬼子』といじめられ、殴られた。ケンカ相手の親にも『お前の親父が私たちをいじめ、今度はチビのお前まで俺たちをいじめるなんて、許せるものか』と罵られた。同級生に仲間外れにされ、『お前ら日本人は残虐』『お前の両親は人殺し』『うちのクラスに小日本のガキがいる。侵略者の子だ』『日本鬼の子がまた来た』と騒ぎ立てられ、毎日、いじめられた」

以上の事実は、次の二つのことを意味している。

第１は、1940 年代後半から 1950 年代の中国社会に、侵略戦争時代の日本人による暴行・略奪の記憶が鮮明に維持され、その憎しみが残留孤児にぶつけられたことである。「小日本鬼子」とは、侵略戦争時代、日本人が残虐な行為をしたことをふまえた罵語である。孤児達は、「私の村の近くにかつて日本の軍人が多くおり、村民が日本人に蹴られたり殴られたり、酷い仕打ちを受けた。村の子供達は、親がそんな体

験をしていたから、その憎しみを私にぶつけていた」、「抗日戦争の映画が上映される度、攻撃の標的にされた」と語る。

第２は、周囲の人々が、残留孤児を日本人と認識していたことである。日本語しかできず、直ちに日本人とわかる年長の孤児だけでなく、年少者についても、また引き取られた地域の違い（農村・都市）を問わず、周囲の人々は残留孤児が日本人の子供だという事実を知っていた。前述の如く、残留孤児が日本人であることを隠すため、転居を繰り返した養父母も少なくない。しかし多くの場合、隠しきれなかったのである。ある孤児は、「いくら引っ越しても噂になった。養父母もなぜわかるのか不思議がっていた」と語る。

【いじめの受けとめ方】

いじめの受けとめ方は、残留孤児の年齢によって微妙に異なる。

まず年長の残留孤児（《Ａ・Ｂタイプ》）は、敗戦前の記憶が鮮明で、自分が日本人であることを自覚していた。日本名や実父母の氏名を記憶していた孤児も少なくない。そこで、誰かから「日本人」と言われても、「違う」と反論できなかったケースが多い。また、学校や映画で日本の侵略戦争の歴史を知れば知るほど罪の意識をもち、自己嫌悪や劣等感に苛まれ、萎縮していったケースも多い。そこで年長の孤児の多くは、できるだけ自己主張せず、目立たぬようおとなしくするという対応をとった。日本語や日本名も無意識のうちに忘れようとし、また実際にも使わないため、忘却していった。

＊「敗戦時６歳だったので、自分が日本人だと知っていた。当時の中国では日本人は信用できないという雰囲気があり、できるだけ知られたくなかった。でもどこからか漏れ伝わり、先生も同級生も皆、知っていた。自分が日本人であることを罪のように感じ、ずっと萎縮した毎日を送ってきた」

「敗戦時、私は 13 歳だから、自分が日本人だとよくわかっていた。自分が日本人の子だと考える度に不安・恐怖に襲われ、萎縮して何もできず、自分のすべてが他人の半分以下だと感じていた。誰かが日本の中国侵略のことを話し出すと、まるで自分のことを言われているように感じ、毎日朝から晩まで心が苦しかった」

「敗戦時６～７歳で、自分が日本人だと記憶に残っていた。でも日本のことを思うだけで怖くなるから、できるだけ考えないようにした。それで詳しいことや自分の名前も忘れてしまった。最初は、なぜ子供達が日本人を殺したいほど憎むのか、わからなかった。日本人が中国でどんな悪いことをしたのか、知らなかった。少し大きくなるとわかった。私は日本人だと自分でもわかっていたので反論もできず、悔しい思いをした」

「敗戦時、もう６歳だったから、自分が日本人であることを覚えていた。養父母の家に入った時も、この人達は自分の肉親ではないとわかっていた。小学校でいじめに耐えかね、一度だけ相手を押し倒したことがあったが、この時は集団で復讐されるのではないかと恐ろしく、同じ学校にいたもう一人の日本人の子といつも一緒に行動するしかなかった。いつも萎縮してコソコソしていた。悔しかったが、反抗できなかった。自分の日本名も日本語も、いつのまにか忘れていた」

これに対し、年少の残留孤児（《Ｃ・Ｄタイプ》）は、日本人としての記憶・自覚が希薄である。

確かに年少の孤児の中でも、３～４歳で引き取られたケースでは、当初、中国語ができず、自分が中国人とは違うと自覚していた孤児もいる。この事実は、彼・彼女らの幼児体験の印象深さを物語る。

＊「拾われた時、私は言葉が通じなかったから、毎日泣いていたのを覚えている。まわりの人の話も全くわからなかった。どれほど月日が経ったかわからないが、皆としゃべれるようになった。知らないうちに日本語はしゃべれなくなった」

「４歳で引き取られたが、小さい時から自分が日本人だとわかっていて、私には家がない、他人の家に住んでいると思い続けてきた。実父母の名前も住所も全く覚えていないが、それでも中国語ができなかったことだけは印象に残っている」

「私は３歳で養父母に引き取られた当初、ずっと『お母さん、お母さん』と日本語で呼びながら、泣いていた。養母は私をなだめ、一生懸命に中国語を教えてくれた。体を使って、『手、耳、目』など一つ一つ教えてくれた。それを私は覚えている。私は自分の子供に聞いてみると、３歳の頃の記憶は全くなかった。でも、私の３歳の時の記憶はとても鮮明だ。言葉がすっかり変わったからだと思う」

しかし総じてやはり年少の残留孤児の日本人としての記憶は、年長者に比べ、希薄である。自分を養父母の実子・中国人と思い込んで育ったケースも少なくない。そこで年少者の多くは、周囲から「日本人・小日本鬼子」と言われて初めて、「自分は本当は日本人かもしれない」と不安を膨らませていった。年少の孤児には、いつから日本人とわかったのか、自分でもはっきりしないケースも多い。例えば大人になってからの共産党入党の審査、または養父母の死去直前の遺言で、初めて自分が日本人であることを決定的に知らされ、その時点でようやく、これまでなぜ自分が「日本人」と言われ続けてきたのか、謎が解けたと感じたケースもある。そこで子供時代、年少の残留孤児には、いじめられると、「日本人ではない。中国人だ」と反論し、自らもそのように思いこんでいたケースが少なくない。

＊「小学校の時、同級生に『小日本』と呼ばれると、私は同級生を追いかけ、殴っていた。深く考えず、ただ私を罵っているだけだと思っていた。1971 年、やっと真実がわかった。中国共産党に入党する際の身元調査で初めて、担当者から日本人だと正式に告知された。入党の審査がなければ、養母も私を引き取った事情を話してくれなかっただろう」

「小さい時、同級生から『日本人』と言われ、ひょっとしたらという思いは心のどこかにあったが、それでも自分は中国人で養父母の実子だと思い込んでいた。1981 年、養父の病気が悪化した時、日本人だと教えてくれた。私は『そんなこと、信じないよ』と言った。本当に信じられなかった。養父は『とにかく覚えておきなさい。いつかわかる時がくる』と言い、私を引き取った時の様子を詳しく教えてくれた。その話を聞くうちに、長年の自分自身の疑問がはっきりしたという、ある種うれしいような気持ちの反面、養父母の実の子供ではなかったのだと知らされて悲しい気持ちになった」

「自分が日本人かどうかはっきりわからなかった。いじめられるので、日本人かもしれないと思っていた。はっきりわかったのは、結婚する前に養母に詳しく話されたからだ。当時、養母はもう重い病気で死ぬ直前だった。それまでは養母に聞いても教えてくれなかった。だから私は誰かに『日本人』と罵られたら、『違う』と言い返していた」

「５～６歳の時、養父が知人の家に私を連れて遊びに行くと、『小日本の娘も大きくなったね』『小日本の娘は元気で育っているね』という話がいつも耳に入ってきた。それで徐々に自分が日本人だとわかっていった。でも９歳の時、公安局調査で正式に認定されるまで、自分では納得していなかった。だから『小日本じゃない。中国人だ』と言い返していた。だって日本人であることは、良いことではないもの。私はまだ小さかったから、皆と同じじゃないか、どうして自分だけ日本人と呼ばれるのかと不思議に思っていた」

「1951 年頃、養父母と近隣住民の口論の中で、自分が日本人であるとの言葉が耳に入り、初めて漠然と自分が中国人でないのかもしれないと感じた。でもその頃は何も考えず、『日本人』と言われたら、『違う、中国人だ』と言い返していた。自分が日本人だという記憶はなかったが、遅くとも中学を中退する時にはもう、自分はもらわれ

た日本人の子供だと感じていた」

「８歳の頃、家主と諍いになり、家主が私を『小日本鬼子』と罵った。養父はその声を聞きつけ、すぐ家から出て来て家主に謝った。それで自分が日本人だとうっすらとわかった。驚くと同時に、何かいじめられたと感じた。それ以後も、いろんな場面で『日本人』と噂されたり、直接言われることがあり、だんだんそうに違いないと思うようになっていった」

「ある日、私は同級生に服を破られ、泣きながら帰って来た。隣人が私を見かけて自宅に連れて行き、破れた服を縫いながら、『あなたは日本人の子だよ。養父にいろいろひどいこともされたけど、我慢するしかないね』と教えてくれた。それ以前は、ケンカして誰かに『小日本』と言われたら、私は負けずに『もう一回言ってみろ』と殴りかかっていた。ただデタラメの悪口を言っているだけだと思っていた」

「1967 年に日本人だと知らされるまでは、養父母を実父母と思い、妹２人も実の妹と当たり前に思っていた。1967 年、仲のいい友達の一人が、あなたは日本人だと知っているかと、私に聞いた。私はいいえと答えた。その友達は私にとって信頼できる人だった。その人が言うのだから、本当だと思った。そして小さい頃から時々、『日本人』といじめられたことがあることなどが思い当たった」

【年少の孤児と養父母の対応】

周囲から「日本人」と言われ、半信半疑になった年少の孤児が、養父母に対してとった対応は様々である。養父母側の対応もまた様々であった。

まず第１に、この問題は触れてはならないタブーだと直感し、養父母に何も聞かなかった孤児がいる。

＊「養父母に聞いたことはない。それは聞けない。聞くと、親に余計な思いをさせることになる」

「養父母に確認したら怒られるにちがいなく、また養母は自分の生んだ子だと言い張るに決まっている。だからあえて確認しなかった。聞くに聞けなかった」

第２に、養父母に聞いたが、何も答えてもらえなかった孤児もいる。この場合、実は日本人であるという孤児の確信は、一層深まった。

＊「親戚に『日本人』と言われたと養母に言うと、養母は洗濯の手を止め、何もいわず涙を流しながら私を力一杯抱き締めてくれた。養母はそれ以降、その親戚との交際を断った」

「養父母に聞いたが、何も教えてくれなかった。口にするのが嫌だったようだ。養母には『反撃してはいけない』と言われた。言い返すこともやり返すことも禁じられ、悔しかった」

第３に、養父母に確かめると「日本人ではない。実子だ」と言明されたケースもある。そしてその中でも、「日本人だ」と告げた人に猛烈に抗議した養父母もいれば、一笑に付した養父母もいた。

＊「家に帰って養父母に言うと、養母はすぐ否定した。『誰に聞いたのか』と厳しく問いただし、その同級生の家に行って、『証拠を見せろ。なぜ日本人の子というのか』と抗議した。養父が怒って斧を持ち、怒鳴り込みに行ったこともある」

「私は泣きながら、養母に『なぜ皆、私を日本人と呼ぶのか。本当にあなたが私を生んだのか』と訊ねた。養母はそれを聞く度、私を抱き締め、『そんな言葉は気にしないで。私が間違いなくあんたを生んだよ』と大泣きした。そして養母は私をそう呼んだ人の家に連れて行き、ケンカしていた」

「私は養母に『なぜ小日本と呼ばれるの？。お母さんの子供ではないの？』と聞いた。養母は笑って『あれはデタ

ラメ。気にするな。ばからしい』と言った。私は信じるしかなかった」

そして第４に、養父母に確かめると、「本当は日本人だ」と教えてくれたケースもある。

＊「私はうちに帰って養父母に聞いた。養母は『誰が言ったの、そんなことないよ』と怒った。でも養父は、『お前は本当は日本人だ』と言い、私の日本名と実母の名前を教えてくれた。養父はすべてをはっきり覚えていた。養父は正直な人だ」

第２項　学校・職場での差別

さて次に、学校・職場での差別についてみる。

【学校での差別】

学校の進学では、目立った差別は少ない。ただし都市の一部では、大学進学の際、差別があった。また学生時代、共産主義青年団[16]への入団を認められなかった孤児もいた。

＊「大学に進学したかったが、日本人は信用できないという理由で高校の推薦をもらえず、進学できなかった。悔しかった。また高校時代、共産主義青年団への入団を申請した時、申請書に日本人だと書かなかった。でも同級生や隣人は皆、知っていたので、事実を隠したと警告を受けた」

「高校の成績が私より 100 点以上、低い人も大学に合格したのに、私は不合格だった。後になって、同級生の共産主義青年団支部書記長と先生が調査して、不合格の理由が日本人の子供だからだと教えてくれた。大学に行けなかったことは、私の一生の中で最も残念なことだ」

「中学で共産主義青年団への加入を申請したが、政治審査で落とされた。日本人だから落ちたと言われた。小学校で少年先鋒隊[17]に入る時も、中国人ではないから資格がないという噂を聞いた。でも当時は誹謗だと思い、気にしなかった」

【就職・職場での差別】

職場での差別は、約半数の孤児が体験した。

まず第１に、就職や昇進・昇給、仕事内容に関する差別がある。

＊「新聞工場に入って１年たった頃、上司は私が日本人だから、この仕事から外すと言い出した。５年後、私は農村に下放され、いやいやながら新聞工場を辞職した」

「就職試験を３カ所、受けたが、日本人という理由で、どれも採用してもらえなかった。瀋陽の軍工場、布団製造工場、それと 204 秘密工場の３カ所だ」

「日本人なので昇進がなく、単純な仕事ばかりさせられた。人がやりたがらない仕事に回されることがほとんどだった」

「『日本人だから重要な会計の仕事は任せられない』と言われ、事務室から工場作業員に変えられた」

「獣医センターで経理をやっていたが、日本人なので昇進できなかった。昇進や昇級で差別され、同僚と差をつけられた。給料も同僚より安かった」

「中学の頃、空軍の募集があり、試験には合格したが、先生に呼ばれ、日本人だから入れないと言われた。ショックだった。中学卒業後、また軍隊を受けたが、やはりだめだった。就職も、最初は不合格だった。町内会長を介して確認すると、日本人はダメと言われた。町内会の人が交渉してくれ、何とか就職できた。就職後も日本人として差別され、いくら努力しても昇進は遅かった」

第２は、中国社会では昇進・昇格と密接に関わる共産党・共産主義青年団等の政治組織からの排除である。

＊「労働組合役員、共産主義青年団書記だったが、日本人なので1962年に解任され、政治活動を禁じられた」

「教師時代、日本人だから学校での政治活動には、全く参加させてもらえなかった。同僚から、日本人だから参加しなくてよいと言われ、つらかった。共産党の入党も何度も申請したが、許可されなかった」

「職場に銃を持てる武装基幹民兵組織があり、私はその組織に入ったが、１年足らずで除名された。普通民兵にされたが、これは老人、弱者、病人、障害者、地主、富農、反革命、悪い人、右派を含む。普通民兵になると昇進は無理で、静かな生活を送れるだけでも幸せという感じだった」

「1966年、共産主義青年団に入団申請書を出すと、自分の身分を知らないのかと聞かれた。困惑して養父母にたずねたが、『何もない』と言われた。結局、入団は許可されなかった」

第３は、職場での有形無形のいじめである。残留孤児の中には、就職・転職の過程で遠隔地に移動し、日本人であることを隠したケースもある。しかし実際には隠しきれない場合も多かった。

＊「大慶に移ったが、職場では悪意や冗談で『小日本』と言う人もいた。公安局も知っているし、工場の保衛課も知っているから、皆、噂でわかるのではないか」

「職場で日本人として有形無形の圧力があった。例えば日本の侵略時代の歴史教育の一環で、職場から集団で撫順市の『万人坑』[18]に見学に行く。そんな時、皆が私を見る。私の前では言わなくても、裏では皆、『日本人』と噂していた」

【東西冷戦下でのフォーマルな差別】

学校や職場での差別は、子供時代のいじめと、２つの点で異なる。

第１にそれは、日本侵略時代の実体験に基づく近隣でのインフォーマルな差別ではなく、档案という国家によって文書化された記録に基づくフォーマルな差別である。档案とは本来、記録文書一般のことだが、ここでは特に個人の人事档案を指す。档案には、本人の出身家庭、出身階級、学業成績、賞罰、政治運動・学習の態度、業務能力や日常生活の態度など、詳細な個人情報が記録されている。残留孤児の場合、養父母に引き取られた経過、周囲の人々の証言記録、残留孤児としての認定の文書等も含まれる。そして就学、就職、転職、異動、昇進、入党等、人生のあらゆる局面で、この档案の記載情報が審査され、大きく影響する。その意味で档案に基づく差別は、国家機関によるフォーマルな構造的・政治的差別である。しかも档案による管理は、進学・就職・転居等でどこに移動しても、逃れられない。また档案は一般に共産党組織の人事部門・公安機関が管理している場合が多く、本人も閲覧できない。公安機関等から日本人であるとの情報が提示されれば、それは「自分が日本人である」、または少なくとも「国家は自分に日本人という烙印を押している」という変更も反論もできない事実が示されたことを意味する。

第２に、学校や職場での差別は、日本の侵略戦争の歴史のみならず、戦後の東西冷戦を背景とした差別である。1940～1950年代初頭、中国国家（共産党）の公式見解によれば、残留孤児は日本の侵略戦争の「被害者」であった。中国共産党は、「日本人（日本国民）」を一括りに「加害者」とはみなさず、日本の支配階級が推進した中国侵略戦争は、中国人民のみならず、日本人民にも多大な被害をもたらした

とする階級的視点を堅持していた。しかし1950年代後半以降、国家権力によるフォーマルな、しかも残留孤児の「日本人の血統」を口実とした差別が顕在化した。ここには戦後の中国国家が階級的視点を希薄化させ、血統主義的な民族主義・国民統合へとシフトした事実がみてとれる。この変化を生み出したのは、もはや過去の侵略戦争の歴史ではない。1950年代以降の東西冷戦の構造であり、日本が中国にとって仮想敵国の一つとなったという新たな事実である。残留孤児に対するフォーマルな差別は、たとえ侵略戦争の歴史を口実としてなされたとしても、戦後の東西冷戦・ポストコロニアルの歴史的文脈において、初めて理解しうる。

第３項　文化大革命による迫害

東西冷戦下での残留孤児に対する差別は、1966～1976年の10年間にわたる文化大革命[19]の時期に最も激化した。

【文化大革命時代の迫害・差別の実態】

この時期、残留孤児の過半数が何らかの差別や迫害を経験した。

まず第１は、共産党入党の不許可等、政治活動からの排除である。これは単なる政治的自由の制約、および昇進・昇格の不利にとどまらない。当時の中国では、共産党に忠誠を誓う政治運動からの排除は、いつ迫害されてもおかしくない要注意人物の烙印を意味した。

＊「文化大革命時代、私は工場で20数人を管理する班長で、技術者でもあった。当時、私は27～28歳で非常に純粋で、政治面で進歩を追求したかった。それで共産党の入党申請書を書いた。しかし１年経っても、何の返事もない。私は不思議に思い、党委員会書記長に会いに行った。しかし、書記長は私に『共産党を信じているなら、きちんと仕事をすればそれでいい』と言った。私の班は毎年、先進班として称賛され、仕事はできたはずだ。私が日本人であること以外に、理由は考えられない。私は書記長に『これからもう申請書を書きません。ひたすらまじめに働きます』と告げた」

「私は皆と同じように造反派に入ったが、公安局の人は私が日本人なので、造反派に入る資格はないと言った。それで私は労働以外、何もしなかった。政治集会や文化的な催し物にも参加させてもらえなかった。自分だけが日本人として差別されるのが寂しく、不安だった」

「婦人隊長の役職をはずされた。生産大隊の隊長に理由を聞くと、『あなたが日本人かどうか、これ以上、追求され、批判されないだけでも幸運だと思って下さい』と言われた」

第２は、スパイ呼ばわり、監視、壁新聞での非難等である。思想教育を強制された孤児もいる。

＊「日本のスパイの容疑で、常時監視状態におかれた。そのことは、職場の20年来の仲のいい同僚が教えてくれた。彼は、文化大革命の一番厳しい時期がすぎたある日、職場で私をわざわざ呼び出し、『一緒に歩いて帰ろう』と言った。いつもは自転車なのだが、その日だけ歩いて帰りながら、教えてくれた。人前や大声では話せないからだ。彼は小声で、『君は常時監視されている。十分注意した方がいい。人と付き合う時、細心の注意を払え。特に日本と関係がある人との付き合いは危ない』と忠告してくれた」

「壁新聞に『戦争犯罪人の子』『日本人の狗の子』と書かれて街中に貼られた。日本人は信用できないとして思想改造学習班に入れられ、約１カ月間、監禁された」

「スパイ呼ばわりされ、ショックを受けた。当時は悪いことはすべて日本人がもってきた、という風潮があった。私は労働改造を受け、半年間ほど思想学習させられた。倉庫のような場所で寝起きし、週末だけ自宅に帰ること

を許された」

そして第３は、最も苛酷な政治的迫害である。街中を引きまわされ、大衆集会で糾弾され、暴行を受け、強制労働に従事させられ、僻地の農村に下放[20]されたケースである。

＊「日本のスパイとして打倒された。１年ほど医師の職から外され、木材運びの労働改造をさせられた。首に看板を吊り下げられ、街中を引きまわされた。自己批判させられ、精神的に追い詰められ、自殺まで考えた」

「看板を首から下げ、街であちこち引きまわされ、批判された。皆から顔に泥を投げつけられ、『日本のスパイ』と怒鳴られた。勤務先の学校の同僚・生徒からも毎日のように批判、監禁され、屈辱的な日々を送った。当時、小さい子供を２人抱えていたが、子供達と会うことも許されなかった」

「私が日本に手紙を出しているという噂が流れた。『なぜ、日本に手紙を出すのか。スパイをしているのではないか』と言われ、打倒された。スイカの皮を頭に帽子のようにかぶせられ、髪の毛も切られた。勤務先では、何をしても日本人だからと悪口を言われ、友達もいなくなった」

「日本のスパイ・反革命分子として批判され、21 日間拘束され、工場も退職させられた。大きな三角帽子をかぶらされ、帽子の上に『日本の狗の子』と書いたものを貼られ、首にはレンガをぶら下げられ、街中を引きまわされた。つるし上げの集会で、私は一生、政治運動には参加しないと誓わされた。そして養父母や妻子を連れて妻の実家がある農村に行き、15 年間、そこで住んだ。私が受けた心の傷と苦労は、言葉では言えない。農村でも最低の扱いだった。会議をする時、私は黒板の前に立たされ、発言は許されなかった。日本人は、地主よりもっと悪い身分だ。農村の仕事は非常に低賃金できつかった。家は草等で作った粗末な小屋で、窓はガラスではなく、ビニールが張ってあった。盆の中の水は、いつも凍っていた。私は学歴があり、読み書きができたから、村の仕事で都市に派遣される機会があったが、外食した残飯はすべて一つの袋に入れて持ち帰り、家で半月位かけて少しずつ食べた。文化大革命以後の人生はめちゃくちゃだ」

【文化大革命の迫害における年齢・地域差】

文化大革命時代、何らかの差別・迫害があった点では、残留孤児の年齢や居住地による顕著な差はみられない。

ただし最も深刻な第３の差別――引きまわし、暴行、強制労働、下放等――の標的にされたのは、主に年少者、特に高学歴の専門職、および政治運動に積極的に参加した都市在住の孤児であった。

年少の残留孤児には文化大革命当時、まだ自分が日本人だと完全に認識・自覚していなかったケースもある。日本人かどうか曖昧で、「日本人ではないと信じたい」との気持ちをもっていた孤児も少なくない。そこで年少の、特に高学歴・専門職の残留孤児には、「模範的な中国人」になるため、積極的に政治運動に参加し、目立つとともに政治的な意見対立の矢面に立つ場合も多かった。

＊「文化大革命の時、一身をささげて政治運動に参加した。中国共産党のため、毛沢東を守るために、民衆を率いて徹夜で運動に参加した。でも敵対する派閥から、『お前が日本人であることは消すことのできない事実だ。日本人は信用できない。お前が積極的に運動に参加したのも不純な動機からに違いない。つまりスパイだ』と決めつけられた」

「文化大革命で私は積極的に政治運動に参加したが、工場の保存書類がすべて明らかにされ、そこに私が日本人だと記載されていた。それで批判される側になった。それまで私は自分が日本人だと考えたこともなかった。子供時代からの噂は、嘘だと信じていた。家に帰って養父母に問いただすと、本当だと教えられた。それまで、私自

身が日本人を憎んでいた。自分がその日本人だと知らされて驚愕し、もう人生は終わりだと思った」

これに対し、年長の孤児は前述の如く、自分が日本人だとはっきり自覚していた。そこで文化大革命でも目立たぬようおとなしくふるまい、周囲と摩擦を起こさぬよう細心の注意を払った人が多い。

＊「私は９歳で敗戦を迎え、自分が日本人だとわかっていたから、おとなしく目立たないように、何にも興味をもたないよう自制してきた。私はひたすら仕事に打ち込み、誰とも余計な口をきかなかった。日本人は皆、スパイと思われることも多かった。だからとにかくミスをせず、まじめに働くことで、疑いをはらそうと一生懸命だった。周囲の同僚の顔色を伺い、つねに中立的に行動し、敵対関係を作らなかった。そうしたこともあって、文化大革命の時、一番ひどい迫害は免れた」

「1970年、政府の役人が職場にきて、私を調査した。私は、日本人だと自分から告白した。隠し通す勇気はなかった。隠して、後でばれてひどい処分を受けるより、正直に申告した方がましと思ったのだ。私は処分を覚悟していたが、予想に反して処分はなかった。私は『仕事の鬼』と呼ばれるほど熱心に仕事をしており、周囲の信頼も厚かったからかもしれない。私はおとなしく、絶対に敵を作らないよう用心していた」

「日本人だとわかっていたから、何についてもでしゃばらないことにしていた。絶対に喧嘩もしない。日本人の私が自己主張すると、政治的な跳ね返りが強いとわかっていた。だからとにかくおとなしく、政治運動にも参加せず、過ちを犯さないよう気をつけた。もし日本人であることを知らなければ、他の人と一緒に政治運動で騒いでいたかもしれない」

【迫害を免れた諸条件】

また年齢・地域を問わず、文化大革命で迫害を受けなかった残留孤児には、次のようなケースがある。まず第１は、身元を徹底的に隠したケースである。

＊「文化大革命の時、私が日本人だと皆、わかっていたが、詳しくわからなかったから、助かったと思う。私は何軒もの養家を転々としたから、いくら追及しても、ルーツは途中で途切れる。自分で言わない限り、誰も私の過去はわからない。私は乞食にも引き取られたし、浮浪児になったこともある。小さい時なら、まだ日本語の訛りがあったが、大人になると聞きわけられない。だから私の事を調査しようにも、手掛かりが全くない。私は聞かれても、何も知らないと言い張った」

「文化大革命当時、私は仕事で南方の貴州省に赴任したから、まわりには私が日本人だと知られてなく、迫害を受けずにすんだ。当然、私も言わなかった。もし東北地方にいたら、やられたかもしれない。日本人だとばれたら必ずやられた。家族もその場で民衆から殺されたかもしれない」

第２に、自分はあくまで戦争の被害者で、日本のスパイではありえないことを強調し、または逆に自ら率先して日本人としての「罪」を自己批判・謝罪することにより、迫害を免れたケースもある。

＊「文化大革命の時、『日本人』と言われたら、私は『私を恨むのはかまわない。でも私は戦争に参加したことはなく、私に何の過ちがあるのか』と反論した。私も好きでもらわれっ子になったのではない。そう言うと、それ以上、私を攻撃する人はいなかった。実際、日本の敗戦時、私はまだ幼なかったので何も覚えていない。日本語も話せないから、スパイのはずがない。もし日本語ができる残留婦人だったら、スパイと思われて、ひどい目にあったかもしれない」

「文化大革命で被害はなかったが、苦しい思いはした。私は実父母の代わりに罪を償った。私はまわりの人に『私

の実父母は中国人に申し訳ない事をした。だからその罪を償うため、私は一生懸命に仕事をしてきた。日本人は確かに中国人に残忍なことをした。これは認めなければならない事実だ』と繰り返し言った。それでまわりの人は私に優しくしてくれた。私は正直な気持ちを言っただけだ。中国での50年近くの生活では、日本人だと自覚していただけに、幾多の辛苦を味わってきた。日本の侵略戦争はとても残酷で、中国人民に多大な災難をもたらした。私はそのことを何回も繰り返し報告した。当時、中国人は残された日本人の子供を全部殺しても、やりすぎではなかったとさえ思う。むしろ私も殺された方がよかったのではないか。そうすれば実父母の償いもできる。殺されれば、こんな苦労もしなかった」

そして第3に、養家や配偶者が労働者・貧農等で「家柄がよかった」ため、迫害を免れたと考えている孤児もいる。

ただし、以上の迫害を免れた理由はいずれも、本人による分析・推測にすぎない。本当にそれが決定的な理由だったのかどうかは不明である。実際、人間関係に細心の注意を払っても、批判にさらされたケースもある。彼は、「いくら気をつけても、誰でも言葉遣いなどでいざこざを起こす可能性はあった」と語る。日本人であることを隠すほど、ますます疑われて迫害されたケースもある。養家や配偶者が貧農や労働者でも、差別されたケースもある。つまり実際の迫害の有無は様々な偶然に左右されたのであり、決して個人の事情や対応だけで回避しうるものではなかった。

また、迫害されなかった理由を分析するということは、いいかえれば当時は日本人残留孤児であればそれだけで、十分に迫害される理由となったことを意味している。つまり結果的に迫害を免れた残留孤児も、自分が日本人である、または日本人かもしれないという自覚・認識をもっている以上、いつ自分が迫害されてもおかしくない政治的緊張感の中で日々、生活してきたといえる。孤児達は、「迫害はされなかったが、中国ではやはり自由に感情をときはなってしゃべる習慣、態度を身につけることができなかった」、「残留孤児どうしで会話することは厳禁で、これがみつかるとスパイ扱いされるので恐ろしかった」等と語る。

【文化大革命に抗する連帯と共感】

文化大革命時代、残留孤児のスパイ容疑が荒唐無稽な決めつけだったことは明白である。日本の敗戦時に幼児・児童で日本語も話せず、日本との連絡が途絶えたからこそ残留孤児となった人々がスパイであるはずがない。迫害された孤児達は、「何の証拠もない反革命・反共産党の罪」、「出身が日本というだけで、証拠などあるはずがない」と語る。そしてそのことは当然、多くの中国人も認識していた。残留孤児を「日本のスパイ」と決めつけて指弾した中国人の多くは、むしろそうした行為によって自らの中国（共産党）への忠誠心の高さを示し、自己防衛しようとしていたと思われる。

それだけに実際には、残留孤児をかばった中国人も多数いた。また文化大革命時代、迫害されたのは残留孤児だけではない。知識人や地主の出身者等、多くの中国人も迫害された。こうした中で、残留孤児と中国人との間で、ひそかな連帯・共感が生成していた事実も見逃せない。

＊「職場の師匠が『造反派』のリーダーだったので、私は処罰されなかったのではないか。師匠は、私がスパイのはずがないことはよくわかっていたし、私を信頼してくれていた」

「私は同僚と仲よくできた。時々同僚の家に行き、洗濯をしたり、子供の面倒を見たり、いろいろ手伝いをした。知り合いの家に何か困ったことがあると、私は必ず自分のことを後にして、助けに行った。だから、まわりの人々

はとても信頼してくれ、優しく付き合ってくれた。もちろん、『この中に日本人の容疑者がいるが、まだ摘発していない』と言う人もいた。でも多くの人はそのような人を攻撃して、私を守ってくれた。だから文化大革命の時も、私は迫害されなかった」

「8月15日、中国では月餅を食べる習慣があるが、私達は下放された中国人と一緒に労働しなければならなかった。我が家には月餅どころか、醤油を買う金さえなかった。でも下放された中国人は優しい人達で、月餅を買ってくれた。私が他人の目を気にして隠れて食べようとしたら、一人の下放された老人が『心配いらない。いくら私達が「問題がある」人間でも、月餅くらい食べさせるよ』と言ってくれた。私は感動した。それはただの月餅ではなく、肉親のような暖かさと情けのように感じられた。苦難をともにしているせいか、世の中には、私を単なる『日本人』とみなさず接してくれる人もいるんだなぁと感心した。3つの月餅を持って家に帰り、一つは養父母に、もう一つは3人の子供と家内に、残った一つはまた後で子供がねだるだろうと思って、そっと隠した。妻は、自分の分を私にくれたが、私は食べられなかった」

「私は人間関係がとてもよかったので、文化大革命の時も何もされなかった。私が知っている老幹部は、何も過ちはないのに打倒され、街の掃除を強いられた。私はいつも水を撒き、埃が出ないようにしてあげた。老幹部は私を見て、にこにこ笑っていた。文化大革命が終わった後、老幹部は私に『毎朝、あんたはバケツで水を何度も運んで来て撒いてくれたね。本当にありがとう。あんたは優しい人だ』と言ってくれた。私達が勤める師範学校の学長も文化大革命の後、一番つらい時期に私が彼にいつもにこにこ笑いかけてくれたという話をした。学長が肺炎になり、血を吐いた時、私が病院に連れて行ったこともある。学長は、『もしあんたがいなければ、私はもうとっくに死んでいたよ』と言った。私は中国人にいじめられたことはない。私のまわりの中国人は、私のことを優しいといい、私にとても優しく付き合ってくれた」

第4項　結婚と家族に関する差別

結婚に際しては、露骨な差別もたまにあった。結婚後、配偶者や親戚につらく当たられ、離婚を余儀なくされた孤児もいる。

＊「結婚する前、妻の親族が『日本人は信用できない。日本人と結婚すると変な思想を植え付けられ、周囲から悪く言われる』と反対した。必死に説得して、何とか結婚できた」

「中国では共産党員は外国人と結婚できないことになっていたので、私は好きだった男性と結婚できなかった。その後、見合いを何回もしたが、なかなかまとまらず、うまくまとまって結婚登録しようとすると、私の身分証明を見て日本人だとわかり、だめになった。一番ロマンチックな恋愛時代、私は大きな苦痛を味わった」

「夫も私につらくあたった。夫は、私が日本人と交流することを嫌い、日本人と話すと『何をスパイしている』と叱った。夫も職場で、日本人の妻をもつことで嫌な思いをしているらしく、帰宅すると私を殴ったり蹴飛ばしたりした。そんな仕打ちを受けても、私はただ我慢するしかなかった」

「最初の結婚では、私が日本人であるため、姑に嫌われ、責められ、離婚させられた。夫の祖母にも、『日本人だから、自由に友達を作ったり遊んだりすることは控えろ』と言われた」

またそれ以上に、自分が日本人であることを相手に隠して結婚した残留孤児も多い。

＊「結婚する時、自分が日本人の子供であることは、妻にも隠していた。結婚して2～3年後に打ち明けた。当時の中国では、自分は日本人だと言い出しにくい雰囲気があった」

「結婚前に自分が日本人だと言うと結婚できなくなると思い、黙って結婚した。結婚後、妻に打ち明けると、『何で

結婚前に言ってくれなかったの』と怒られた」

最後に、家族への迫害・差別についてみると、これも約4割が体験している。
まず第1に、家族へのインフォーマルな差別・いじめである。

＊「養母のきょうだいなど親戚も、うちとは付き合えなくなった。巻添えにされたら困るからだ。養父母も悩んでいた。私の子供達は、『小日本鬼子の子供』と罵られ、いじめられた。私は永住帰国する1984年まで、子供に、自分が実は日本人だと告げられなかった。自分が感じ続けてきた苦しさを思うと、到底言えなかった」

「1973年頃、子供の幼稚園で、先生が私の末っ子を便器に座らせ、大便をさせていた。でも、末っ子はうまくできず、床と便器を汚してしまった。幼稚園の先生は、『この小日本の豚の子、本当に悪い馬鹿』と罵った。たまたま私は幼稚園に入ろうとして、その言葉を聞き、非常に腹を立てた。その後も私の子供は学校で『小日本子』『小鬼子』といじめられ、将来の心配がたえなかった」

第2に、進学・就職・昇進等で不利益を被った家族もある。

＊「夫は軍学校の教師をしていた。しかしある日、『君は妻が日本人だと知っているのか』と聞かれ、退役を迫られた。夫は退役するしかなかった」

「夫は小学校の教員だったが、私のせいでやめさせられ、食堂の管理人になった。子供達も皆、優等生だったが、軍関係や技術系の大学への入学は認められなかった。長男は空軍学校の試験に合格したが、母親が日本人だとわかり、入学させてもらえなかった」

第3は、共産党への入党不許可等、政治的な不利益である。

＊「夫は私のせいで共産党に入党できなかった。夫は頭がよく、仕事もでき、入党申請したが、日本人を嫁にもらったので、ついに入党も出世もできなかった。子供達も医者、看護婦など、いい仕事にはついたが、共産党には入れなかった」

そして第4に、文化大革命時代、下放されたり、暴行を受けたり、強制労働を余儀なくされた家族もいる。

＊「文化大革命時代、夫は私のことで『反革命』として批判され、木材運搬労働を強制された。夫は私が教師としてまじめに働いてきたと訴えて庇おうとしたため、逮捕・監禁された。養母も呼び出され、私と一切の関係を絶つよう強要された。養母は、私の批判集会で告発するよう言われたが、『この子は小さい時から私が育てたから、日本のスパイのはずがない』と告発を拒否した。それで、隊長に皮靴で蹴られ、60歳で下半身麻痺になり、大小便も自分でできない寝たきりになってしまった。本当に悲惨で、私はその時、一緒に死にたかった。養母に申し訳なく、心が張り裂けそうだった」

「夫は私が日本人であるため、打倒された。皆が夫を問い詰めた。まわりに中国人女性がいっぱいいるのに、なぜお前は日本人を妻にしたのだ、と。夫は100日間、監禁され、思想教育を受けさせられた」

ただしこうした中でも、実際に離散・崩壊した家族は、ごく一部である。大部分の配偶者や養父母は残留孤児とともに迫害を受けとめ、家族の結束を守り抜いた。子供達もまた、いじめ・差別に耐えた。ある孤児は、「私の子供達はずっと『小日本』といじめられてきたが、私に不平を漏らしたことは一度も

ない」と語る。

考察　ポスト・コロニアルの中国における残留日本人孤児

以上、戦後中国における残留孤児の生活実態について分析してきた。簡単に総括しよう。

第１に、第二次世界大戦後の残留日本人孤児の生活には、日本に居住していた同世代の日本国民が体験しなかった多くの苦難が刻印されている。養父母による虐待や過酷な児童労働、不就学・非識字に象徴される教育水準の低さ、内戦・大飢饉に伴う窮乏や飢餓、国家政策による転職の強制、年長の残留孤児が直面した「中国語の壁」、一人っ子政策へ違反の処罰、そして「日本人であること」を理由とした深刻な差別・迫害。これらはいずれも当時、日本に住んでいた同世代の日本人にはみられない、残留孤児に特有の苦難といってよい。ある孤児は、「もの心がついた時からずっと苦しかった。でも、日本人には言いたくない。思い出すたびに、自分の人生とは何だったのかと悲しくなるからだ。それと私達がこんな話をすると、同世代の日本人は『君達が中国で苦労していた時、私達も日本で苦労していたよ』と言う。私達の苦しさは、なかなか理解してもらえない。義務教育をきちんと受け、厚生年金がある職場で定年まで働き、言葉の壁で悩んだことも飢餓で流浪したこともなく、日本人だからと差別・迫害されたこともない日本人が、本当に私達と同じ苦労をしてきたと言えるのだろうか」と語る。

第２に、こうした苦難は、多くの残留孤児の共通体験だが、同時にそこには居住地・年齢に基づく類型差が明らかにみてとれた。何歳の時に日本の敗戦と遭遇し、いかなる地域・経過で中国人に引き取られたかによって、残留孤児のその後の人生は大きく左右されたのである。残留孤児の中国での人生は、多様である。しかしそれは単なる偶然や個別事情に基づく多様性ではない。個人的な努力や選択で変更しえた差異でもない。それらは歴史・社会的に構築された構造的な多様性である。

第３に、残留孤児が戦後の中国で経験した苦難は、日本の侵略戦争の残滓にとどまらず、戦後の東西冷戦、およびポスト・コロニアルの社会的文脈で把握すべきものである。確かに子供時代のインフォーマルないじめは、日本の侵略戦争によって被害を被った中国人民衆の記憶に基づく場合も多い。当時、中国の国家(共産党)は、残留孤児を「日本帝国主義による侵略戦争の被害者」とする階級的視点を堅持していた。しかし1950年代後半以降の档案に基づくフォーマルな差別、および文化大革命に象徴される迫害は、それがいかに「階級闘争」や「侵略戦争の（国民的）記憶の保持」といった名目の下で行われようと、実際には「日本人の血統」を敵視する民族主義・排他的国民主義、および戦後の東西冷戦の歴史・社会的文脈を抜きには理解できない。文化大革命時代、迫害された孤児の中には、「迫害は中国のせいというより、日本の侵略戦争のせいだ。日本が侵略戦争時代にしたことを考えると、中国人が我々を殺さなかっただけでもありがたい」、「日本帝国主義の侵略に対する憎しみが我々日本人孤児に向けられた。そうした中国人の気持ちは、ある程度理解できる」と語る人もいる。彼・彼女らは自らに対する理不尽な迫害に民族主義的な根拠を見出すことによって、自分を納得させ、迫害に耐えてきたのである。しかし実際には、彼・彼女らが直面した迫害は単なる帝国主義・侵略戦争の歴史の残滓にはとどまらない。むしろ、自国民を「東西冷戦の敵国」に放置しつづけた戦後の日本政府の責任に基づく被害であり、同時に階級的観点を放棄して民族主義・排他的国民主義へと向かった戦後の中国政府が創出した新たな被害であった。このことは、残留孤児に対する迫害を、「侵略戦争のナショナル・ヒストリー」として「被害／加害」の二者択一の文脈で把握することの限界を物語っている。

そこで第４に、戦後、残留孤児が体験してきた苦難の多くは、実は中国国民の多くが体験してきた苦難でもある。不就学・非識字に象徴される教育水準の低さ、内戦・大飢饉に伴う窮乏・飢餓、国家政策による強制的転職、一人っ子政策違反の処罰、そして文化大革命での迫害。これらはすべて、戦後の中国国民が体験してきた苦難でもある。残留孤児の居住地・年齢による苦難の質的な違いも、それ自体、戦後の中国における都市と農村の格差、および相次ぐ政治と社会の混乱の変遷が生み出したものであり、したがって大多数の中国国民の人生にもその質的な違いは刻印されている。もちろん残留孤児の苦難が一般の中国人のそれに比べ、一層深刻だった可能性は大きい。しかし、虐待を伴う児童労働、童養媳、非識字、不就学、档案に基づくフォーマルな国家管理と差別、および文化大革命による迫害や下放等を、残留孤児だけでなく多数の中国人民衆が体験してきたこともまた明白な事実である。文化大革命の被害者総数は今なお不明だが、死者一千万人ともいわれる。これらはいずれも、帝国主義・侵略の残滓にとどまらず、反帝国主義・民族解放闘争の成果として成立した国民国家・中国が直面したポスト・コロニアルの新たな苦難といえよう。

したがって第５に、残留孤児、および日本に居住していた同世代の日本国民の苦難の違いもまた、単なる言葉や文化の壁にとどまらない。それは、ポスト・コロニアルの世界システムとの関連で把握する必要がある。すなわち戦後の日本国民が経験してきた苦難は、日本が東西冷戦の渦中で対米従属のもと、独占資本主義の復活を果たし、朝鮮戦争・ベトナム戦争の特需を手がかりとして高度経済成長・中核諸国化を達成したことに伴って派生した。一方、残留孤児が中国で体験した苦難は、反帝国主義・民族解放に代わるポスト・コロニアルの新たな世界社会変革の展望が見出せない中で、中国が一国単位の「自己防衛的社会主義」[21]を選択せざるをえず、民族解放後も世界システムの周辺にとどまり、または一国単位で強行的・急進的に周辺からの脱出を図ろうとして破綻したことに伴って発生した。双方はともにポスト・コロニアルの世界システムが創出した苦難ではある。しかし同時にそこには、世界システムの中核と周辺の明白な格差が刻印されている。

そして第６に、こうした苦難の中でも残留孤児が「生命＝生活」を維持し、発展的に再生産させることができたのは、同じ苦難を共有する中国の民衆との共同・連帯が存在したからである。中国人養父母がいなければ、残留孤児の命はなかった。優しく愛情をもって育ててくれた養父母はいうまでもないが、虐待を受けた養父母に対しても、残留孤児は「命を救ってくれただけでありがたい」と感謝している。また残留孤児の救命・養父母の確保には、中国人の地縁・血縁ネットワークが重要な役割を果たした。文化大革命時代の迫害の渦中でも、残留孤児と中国人民衆の間で様々な思いやり・かばいあいがあり、双方の生命を守り続けてきた。残留孤児の配偶者や子供も、迫害・差別をともに受けとめ、家族としての結束と生活を守り抜いてきた。ここには、国籍・民族・イデオロギーの違いを越えた人間としての普遍主義がある。それは、ポスト・コロニアルの苦難を共有し、現実の矛盾に抵抗し続ける批判的な普遍主義である。

補注

1)ゲーテ(1978)90頁。

2)紀(1979)36頁。

3)坂本（2003）47頁、川野（1992）173～175頁、趙（2006）44～46頁、城戸（2007）第１部第１章・第２章。残留婦人の中国での生活実態に関する事例研究として蘭（1994）第７章。

4)関・張（2008）。

5)残留孤児を仲介した中国人の中には、人身売買を生業としていたケースも皆無ではない。しかしほとんどの場合、仲介者は養父母の親戚・知人・友人であり、仲介料はないか、あっても形ばかりであった。菅原（1982）242～244 頁にも同様の指摘がある。

6)中国の土地改革法は 1950 年 6 月に施行されたが、東北・華北地方では 1947 年 10 月に土地法大綱が出され、地主からは全財産、富農からは一定額以上の財産が没収された。

7)幼女を金銭で買い取る結婚形態であることが多い。幼女は貧困家庭の出身が多いが、婚家側も決して富裕ではなく、結納金を負担できないので、値段の安い幼女を買う。婚家の息子が成長した後、夫婦関係を結ぶが、それまでは家内労働力として使われる。

8)例外的だが、徴兵を逃れるために残留孤児を引き取ったケースもある。「内戦の時、家に赤ちゃんがいれば、国民党に徴兵されなかった。養父母は徴兵を逃れるために、私を引き取った」。

9)私営企業の改組政策。私営企業で国が利子を払って経営権を取得し、資本家は国が派遣した幹部と共同で企業を経営する。

10)同飢饉による死者は全国で 2000～4500 万人に達したといわれる。

11)浅野・佟（2006-b）は、主に実子がなく、年少の養子を優しく愛情をもって育てた都市の養父母の実態を描いている。

12)大久保明（2006）161 頁。

13)年長の残留孤児の一部は日本の敗戦前、黒竜江省等の農村に位置する日本人の小学校に在学していたが、敗戦のため、卒業には至っていない。中国での学歴・職業については、坂本(2003)178～180 頁、厚生省援護局編(1987)第 2 章、菅原(1989)132 頁、関・張（2008）。

14)1958 年から 1960 年にかけ、大衆動員により、鉄鋼生産等を極めて短期的に増進させようとした運動。

15)1950 年代末期、中国の農村に生まれた組織。人民公社を構成する基本的な組織で、生産単位であると同時に行政単位でもある。1984 年にはほとんど廃止された。

16)中国共産党の指導の下、14 歳から 28 歳までの若手エリートを組織する青年組織。「共青団」と略称される。

17)共産主義青年団の指導の下、政治学習・文化娯楽活動・奉仕活動などを行う少年組織。満 7～14 歳の少年が所属する。

18)日本軍による大量虐殺事件の遺跡。撫順の平頂山の万人坑は約 3000 人の老若男女の遺骨が土に埋もれた状態で展示されている。

19)毛沢東の指導の下に行われた政治運動。当時は「社会主義革命のより深く、より広い、新たな発展段階」とされたが、後に「党と国家と人民に大きな災難をもたらした内乱」と規定され直した。

20)大量の都市労働者・知識人等を農村に移住させる政策。特に文化大革命時期の下放は半強制的な性格を帯び、過酷な労働、差別的待遇、暴力的迫害などを伴っていた。

21）浅野(2001）9 頁、浅野(2007-c）6 頁。

第３章　血と国
――中国残留日本人孤児の肉親捜し――

「人生無離別、誰知恩愛重」（蘇東坡）[1]
「我々はどこからきたのか、我々とは何なのか、
我々はどこへ行くのか」（ゴーギャン，P.）

序　問題の所在

本章の課題は、中国残留日本人孤児の肉親捜しに焦点を当て、その歴史・社会的意義を考察することにある。

その際、次の諸論点に留意する。

第１に、残留孤児の肉親捜しを、日本国籍の認定や日本への永住帰国の単なる前段階ではなく、固有の意義ある社会的行為として把握する。この論点は、日本政府が当初、肉親の判明（戸籍の確認）を日本国籍認定や永住帰国許可の前提条件と位置づけてきた経過もあり、しばしば看過されてきた。実際には、肉親が判明しても日本に永住帰国せず、中国国籍のまま、中国にとどまっている残留孤児もいる[2]。逆に肉親が未判明であるが、日本国籍を認定され、日本に永住帰国している残留孤児もいる。日本の国籍は血統主義であるため、実父母のいずれかが日本国籍者であれば、子供にも日本国籍が認定される。しかし、日本国籍者の子供として日本国籍を認定されることと、実父母の子供として身元が判明することは、明らかに意味が異なる。

第２に、このことは、残留孤児の肉親捜しをめぐる血統主義的国民統合の論理をいかに捉えるか、という問題に連なる。残留孤児の肉親捜しはしばしば、「血が呼んだ祖国」といった血統主義的ナショナリズムの文脈で語られる[3]。日本国民としての平等や権利を求める残留孤児の要求もまた、ある種の血統主義的ナショナリズムの色彩を帯びることがある。残留孤児が日本政府の政治的責任を追及する集会で「我々は日本人の血統をひく日本国民だ」と訴え、デモ行進で「日の丸」の鉢巻きを締める姿は、その象徴といえよう。ここに、ある種の排他性や限界を見出すのは容易である。しかし、その基底を流れる批判的普遍主義を汲み取らねば、残留孤児の主体性を把握しそこなう。

第３にこれは、帝国主義とポスト・コロニアル世界の関連の問題でもある。南（2006）[4]は、残留孤児の肉親捜し・帰国促進運動が「日本社会に残留日本人をめぐる『感傷の共同体』（＝記憶空間）」を生み出し、その中で「『戦争被害者』『棄民』といった『犠牲者』的な見方が生まれ、今日まで定着している」と指摘している。そしてこの運動の過程で、「満州からの引揚者たちの記憶が使われ、日本政府や日本社会に訴え、成果をあげてきた」が、「しかし、その記憶は引揚者という見方で両者（引揚者と残留孤児＝筆者補足）を連結しただけ」だったと述べる。つまり帝国主義支配に対する根底的総括を経ないまま、安易に戦後の国民国家統合の肯定へと一挙に回収されるのである。本稿は、残留孤児自身の肉親捜しの実態と論理の側から、この問題にアプローチする。

第４は、血統・肉親における自然的属性、および社会的関係性の連関をいかに把握するか、である。この問題は従来、ほとんど論じられてこなかった。残留孤児が血統上の肉親を捜し求めることは、一方

では「自然」な本能的行為とみなされがちである。しかし他方で、そこにさまざまな社会構築性を見出すこともまた、容易である。そしてさらに、いくら多様な社会構築的諸要素を列挙しても、最終的に肉親捜しに自然本質的要素が存在しないことは立証しえない。人は、血統 ── 遺伝・生得的身体・肉親 ── を選択できない。肉親捜しは ── それがいかなる社会的文脈でなされるにせよ ── 、自らの存在の起源を確認しようとする類的行為であり、人間の本能的な営みといえる。しかし人間の本能の特殊性は、生物的本能への反逆にある。また人間の生物的本能はそれ自体、社会的に構築される[5]。残留孤児の肉親捜し・血統主義は、自然本質主義と社会構築主義の二分法や二者択一では把握しきれない。

そして第５に、日本政府が残留孤児の肉親捜しに果たした役割を明確にする。2002～08 年に全国各地で争われた残留孤児の国家賠償訴訟において、日本政府が残留孤児の早期帰国に果たした役割が、一つの主要な争点となった[6]。そしてその一環として肉親捜しについても、日本政府の責任が問われた。本稿は直接、法的判断を下すものではない。しかしその前提となる事実を、残留孤児の証言に基づいて検証・確定することを目指す。

第１節　対象者の類型と記憶

第１項　残留孤児の４類型

本章の分析に際しては、第１章・第２章で抽出した残留孤児の４類型を用いる。

すなわちまず、比較的年長（日本敗戦時６歳以上）で、①遼寧省・吉林省等の都市で中国人養父母に引き取られた《Ａタイプ》（10 名）、および、②黒竜江省等の農村で引き取られた《Ｂタイプ》（10 名）である。こうした年長の残留孤児の多くは、満州開拓団の子供として生まれ、日本敗戦時、数カ月間におよぶ逃避行を余儀なくされた。実父は日本の敗戦前、「根こそぎ動員」で徴兵され、ある者は戦死し、ある者はシベリアに抑留後、日本に帰還した。実母の多くは、敗戦後の逃避行の途上で死去した。したがって、彼・彼女らの日本在住の肉親は実母以外 ── 実父、兄弟姉妹、伯父・伯母等 ── であることが多い。

一方、比較的年少（同５歳以下）の残留孤児にも２つのタイプがある。

一つは、③黒竜江省等の農村の路上・戦場跡に放置され、中国人に拾われた《Ｃタイプ》（11 名）である。傍らに肉親らしい日本人の死体が散乱していた場合もあれば、子供だけが置き去りにされていた場合もある。彼・彼女らはおそらく、年長の孤児と同様、逃避行の途上で、肉親と離死別したものと思われる。ただし肉親の身元を示す情報は最も少ない。

もう一つは、④遼寧省・吉林省等の都市で引き取られた《Ｄタイプ》（13 名）である。彼・彼女らの多くは、遼寧省・吉林省の都市に生まれ、逃避行の経験はない。日本敗戦後も実母は健在で、子供の生命を助けるため、知人の紹介で中国人養父母に託した。仲介者は、実父母と養父母の共通の知人である。そして実母の多くはその後、集団引揚げで日本に帰還した。そこで《Ｄタイプ》では、実母が日本で生存している可能性が比較的、高い。また仲介者や養父母が、実父母の身元に関する情報を、ある程度、知っていた可能性も高い。

第２項　身元に関する記憶

さて、肉親捜しにおいては、残留孤児自身、身元に関する記憶・情報をどれほどもっているかが、決

定的に重要になる[7]。

年長の残留孤児（《A・Bタイプ》）—とりわけ 8 歳以上—は、実父母の氏名・容姿・職業、自らの氏名・年齢、家族構成、満州に渡る以前の生活状況、満州での開拓団の名称や住所、家族との離別状況等、具体的な記憶をもっている。また日本敗戦当時から、すでに自分が日本人であるとはっきり自覚していた（表３－１参照）。

＊「実父の名前も、漢字の順番が少し曖昧だったが、覚えていた。もちろん自分の日本の名前、11 人の家族の名前や開拓団の住所、満州に渡る前のようすも覚えていた。実父の容貌、実母の身長、私は誰に似ているか、何のために中国に渡ったかも、すべて覚えていた」

「日本の敗戦時、もう物心がついており、自分が日本人であることは忘れられなかった。敗戦前、私は自分が着ていた服に刺繍された日本の文字を覚えていた。私はスズメの形と覚えていたが、それは『ひ』だった」

「実母と弟、妹がどこでどのように死んだか、いつ中国にきたのか、全部覚えていた。生年月日までは正確に覚えていなかったが、それでも自分が何歳かは知っていた。もちろん自分が日本人であることもわかっていた。自分の名前は実母がよく呼んでくれたから、記憶していた。日本の故郷の地名も覚えていた」

これに対し、年少の残留孤児（《C・Dタイプ》）は、身元に関する記憶がほとんどない。ごく一部に、「実母がソ連兵に撃ち殺された」、「実母が病気になった時、2 人の女性が見舞いにきた」など、強く印象に残った場面の断片的な記憶をもつケースもあるが、多くは全く記憶がない。

第２節　国交回復以前の集団引揚げと肉親捜し

さて戦後、残留孤児が肉親と再会しうる最初のチャンスは、1946～58 年まで断続的に行われた集団引揚げであった。

第１項　前期集団引揚げ

1946 年５月、米軍代表は中国東北保安司令部（国民党軍）、次いで中国共産党軍との間で、中国東北地方の残留日本人の送還に関する協定を結んだ。これに基づき、日本への大規模な集団引揚げ（「前期集団引揚げ」）が実施された[8]。

ただし、これに参加できたのは、引揚げ船が出航する葫蘆島まで自力で移動できた者に限られた。すでに実父母と離死別し、中国人養父母に引き取られていた残留孤児がこれに参加することは、ほぼ不可

表３－１　肉親との離死別時の記憶・身元情報　（人）

タイプ	年長		年少		計
	A	B	C	D	
あり	10	10	－	－	20
曖昧	－	－	4	－	4
なし	－	－	7	13	20
計	10	10	11	13	44

資料：実態調査より作成。

能だった。またたとえ実父母が生存していても、幼少で衰弱した子供を葫蘆島まで連れて行き、乗船させることは事実上、困難であった。

その後、中国では国民党と共産党の内戦が激化し、1948年8月を最後に前期集団引揚げは途絶えた。1949年10月、内戦が終結し、中華人民共和国（以下、「中国」）が成立した。しかし東西冷戦の下、GHQ管理下の日本政府と中国政府の交流は断絶したままだった。1952年4月、サンフランシスコ講和条約の発効により日本は主権を回復したが、日本政府は引き続きアメリカ従属路線をとり、中国政府を承認せず、国交は樹立されなかった。政府間交渉による集団引揚げも、実施されなかった。

第2項　後期集団引揚げ

さて1952年12月、中国政府はラジオ放送（北京放送）を通じて、残留日本人の帰国を援助する意向を表明した。これを機に、中国紅十字会と日本赤十字社・日中友好協会・日本平和連絡会との間で会談が重ねられ、1953年3月から計21次にわたり、民間ベースで集団引揚げ（「後期集団引揚げ」）が実施された[9)]。

中国政府はこの引揚げ事業を推進するため、残留日本人に関する大規模な国内調査を実施した。残留孤児についても、公安局を通じて一人ひとりに帰国の意思を確認したのである。本稿の対象者44名のうち年長者を中心に少なくとも10名は、この調査を受けたことを記憶している。

しかし、この調査を受けたことを記憶している残留孤児は当時、最年長で17歳、最年少で9歳、平均13.9歳にすぎなかった。公安局の調査を受けたことを記憶していない孤児もいると思われるが、その多くはさらに年少であろう。そして彼・彼女らは、中国人養父母の保護の下、中国でようやく一応の生活の安定を確保した時期にあった。また肉親・保護者の存否も不明な日本に帰還して、どのように生きていけるのか、彼・彼女らには想像もつかなかった。特に年少の孤児には、この公安局による調査で初めて自分が養父母の実子ではなく、日本人だと知らされたケースもあった。年長の孤児もすでに日本語を忘れていた。養父母の多くもまた、孤児達が中国にとどまることを望んだ。そこで孤児達は、「日本には帰らない。養父母のもとにいる」と答えるしかなかった。

＊「1953年、公安局が調査にきた。当時、私は意味がよくわからなかった。『帰国』といわれても、小学生の私にとっては中国が自国、養父母の家が自宅と感じていたような気もする。養父母も『お前は実の親に捨てられたのだから、帰らないで』と言った。それで私は『帰らない』と言った。私は当時、小学生だからね」

「1953年、私が小学生の頃、公安局の調査があり、養母は私を公安局に連れて行った。その時、公安局の職員に『日本に帰りたいか。帰りたければ、帰ってもいいよ』と言われた。でも、いったいどこに帰るというのか？、日本はどこにあるのか？、養母と離れて、私はどうやって生きて行くのか？、誰が私の面倒を見てくれるのか？、何が何だかわからず、『いいえ』と断った」

「1953年、私が13歳の頃、残留日本人は皆、日本に帰国するよう言われた。公安局の職員がうちにきて、養父と相談した。養父は帰国に反対した。私も、日本の家はどこにあるのか、親戚は誰がいるのか、全然わからず、日本に帰るとは言えなかった」

「1953年頃、公安局が調査にきた。その時、私は初めて自分が養父母に拾われた子で、日本人だと知らされた。公安局の人は『日本に帰りたいか。帰りたいなら手続きをしてあげる』と言った。養父母も『自分で選びなさい』と言った。でも当時、私は小さかったし、日本でまた日本語をゼロから学ぶのは大変だろうと思った。それに日本に帰っても私には実父母もいないと思い、『日本には帰らない』と答えた。私は小さかったから、あまり物事が

わかっていなかった。せめて15歳位だったら、日本に帰ることを選んだかもしれない」

総じて残留孤児達は、大人の日本人残留者とは異なり、実父母・肉親の消息や日本での養育の見通しが示されない限り、「単身で日本に帰国する」という意思決定は事実上、できなかったのである。

また、すべての残留孤児に後期集団引揚げの情報が周知されたわけでもなかった。当時、公安局の調査を受けた記憶がない年長の残留孤児の中には、日本敗戦直後から「日本の肉親と再会したい」、「日本に帰りたい」という気持ちをずっと持ち続けていたと語るケースもみられる。

一方、日本政府（厚生省）は残留孤児について「現地住民の生活に同化して残留することになった」と認識し、また中国東北地方における日本人生存者の「大部分は国際結婚の婦人」であり、「真に帰国を希望する者は少ない」とみなしていた[10]。そこで残留孤児に対し、実父母や肉親の消息、および日本帰国後の養育に関する情報も、特に伝えることはなかった。

第３項　後期集団引揚げの中止と年長の孤児による自主調査

1958年７月、後期集団引揚げも中止された。同年５月、長崎の中国切手展の会場で、一人の日本人青年が中国国旗を引きずりおろす事件が発生し、これについての日本政府（岸信介総理）の発言に反発した中国政府が、日本人の帰還事業への援助を停止したのである。同年10月、中国紅十字会は帰還事業への援助を再開する旨のラジオ放送（北京放送）を行ったが、日本政府はこれに応じず、集団引揚げは再開されなかった[11]。

後期集団引揚げが、より早く開始され、またはより遅くまで継続されていれば、年長の残留孤児（《Ａ・Ｂタイプ》）が日本に帰国して肉親と再会できた可能性はかなり高かったと思われる。

まず1940年代後半にそれが開始されていれば、年長の残留孤児はまだ日本語をはっきり記憶しており、中国語の習得に苦労するなど、中国での生活に違和感や不安を感じていた。

逆に1958年以降も集団引揚げが継続されていれば、年長の残留孤児達は数年のうちに成人として自立し、日本でも自力で生きていけると判断した可能性が高い。

また1958年以降、年長の残留孤児の一部は、すでに中国国内で自主的に肉親捜しに踏み出していた。日本に帰国する残留婦人に手紙に託したり、中国で同じく残留孤児となったきょうだいを捜索していたのである。中には1950年代末～60年代、日本の肉親から手紙を受け取ったり、中国に残留していたきょうだいと再会を果たしていたケースもある。しかし当時、集団引揚げはすでに打ち切られ、彼・彼女らが日本に帰国することは事実上、不可能であった。

＊「1958年頃、私は中国にいる弟を捜し始めた。私は日本の家族のことも、弟が誰にあげられたかも覚えており、その記憶を頼りに鞍山郊外の農村に行って捜しまわり、ついに弟と再会した」

「1950年代末～60年代初め頃、私は黒竜江省方正県などあちこちに行き、人に頼んで肉親を捜してもらった。でも、いくら捜してもみつからなかった。私はずっと帰国したくて、日本に手紙を中国語で書き続けた。手紙は、帰国する残留婦人に託した」

「1960年頃、実父が黒龍江省嫩江県人民政府に手紙を書いた。それで1961～63年頃には実父と連絡がとれた」

第３節　年長の残留孤児の肉親捜し

さて、年長者（《Ａ・Ｂタイプ》）の肉親捜しについてみていこう（表３－２参照）。

第１項　日中国交回復の前後

まず年長の残留孤児の一部は前述のごとく、すでに1950年代末から自力で肉親捜しに踏み出していた。また年長の孤児の半数弱は、日中国交回復（1972年）以前に、自力で肉親捜しを試みていた。

しかし日中両国の国交がない中では、やはり大きな制約があった。また第2章第3節でみたように、戦後の中国では日本人に対する差別・迫害があり、公然と日本人の肉親を捜すことも難しかった。年長の残留孤児の中には、「国交回復以前は、いくら日本の肉親を捜したくてもどうしようもなかった」、「早く肉親を捜して日本に帰りたいという思いはあったが、養家には戦争中、日本人に首を切られた人もいて、そんなことは口に出せなかった」といった声もある。1960年代初頭に日本の実父と手紙で連絡がついていた孤児も、文化大革命時代には連絡は途絶えた。

こうした年長の残留孤児の肉親捜しにとって、1972年の日中国交回復は、まさに大きな突破口となった。ある年長の孤児は、「田中角栄が中国に来た日は、人生で一番うれしい日だった。どんなに待ち望んでいたか。これでやっと日本の肉親が見つかるかもしれないと思い、本当にうれしかった」と語る。年長の孤児達はいっせいに、本格的な肉親捜しに打って出た。

第２項　自主調査の方法

【残留婦人を介した自主調査】

年長の残留孤児の肉親捜しの最も主要な方法は、残留婦人への依頼であった。そのことは、日中国交回復以前はもちろんだが、回復以降もあまり変わらない。日本敗戦時に13歳以上だった残留婦人は、年長の残留孤児以上に詳細な記憶と情報をもち、日本語も流暢だった。国交回復以前から、すでに日本の肉親と連絡を取りあっていた残留婦人も多い。国交回復以降、親戚訪問で日本に一時帰国する残留婦人も急増した。

そこで年長の残留孤児達は、自らの身元情報を中国語で手紙に書き、帰国する残留婦人に託した。残留婦人はその手紙を日本語に翻訳し、孤児の肉親や出身地の地方自治体、日本の厚生省やマスコミに届けた。

＊「私は自分の記憶をすべて手紙に書き、複数の残留婦人に託した。彼女達は、私の手紙を日本語に翻訳し、日本の地方自治体に届け、またテレビでも宣伝してくれた」

「親戚訪問で日本に帰ることになった残留婦人に、兄への手紙を託した。私は自分では日本語が書けないので、その残留婦人に書いてもらった」

「残留婦人が日本に帰国するので、私は自分についての資料をまとめ、日本の厚生省に届けてもらった。彼女は私の経歴を日本語に訳し、日本の新聞にも投書してくれた」

年長の残留孤児達は、近隣・職場・親戚等、あらゆる手づるをたぐって残留婦人と連絡をつけた。また残留婦人の側から、残留孤児に積極的に肉親捜しを勧めたケースもある。さらに残留婦人と残留孤児は、互いに他の残留婦人や残留孤児を紹介しあった。残留孤児と残留婦人は、残留孤児の肉親捜しのた

表３－２　中国残留孤児の肉親捜し　　(人)

タイプ		年長		年少		計
		A	B	C	D	
1958年	自主調査が先行	10	9	7	9	35
以降	公安局調査が先行	－	1	4	4	9
自主調査	～1971年	4	5	－	－	9
開始年次	～1974年	3	1	1	2	7
	～1980年	3	2	2	6	13
	1981年～	－	2	4	3	9
	なし	－	－	4	2	6
自主調査	残留婦人等に依頼	8	7	5	4	24
方法	日本大使館に手紙	3	1	4	2	10
(MA)	厚生省に手紙	1	1	2	3	7
	ボランティアから連絡	3	2	－	1	6
	ボランティア等に連絡	－	－	2	2	4
	公安局に申請	－	1	3	9	13
養父母の	葛藤・反対	3	－	2	10	14
状況	問題なし	2	4	1	－	7
	賛成	1	3	5	1	10
	死去	4	3	3	2	12
訪日調査	1981～1984年	3	1	1	3	8
	1985年～	－	3	9	9	21
	参加なし	7	6	1	1	15
判明年次	～1980年	7	6	1	1	15
	1981年～	2	3	1	3	9
	未判明	1	1	9	9	20
計		10	10	11	13	44

資料：実態調査より作成。

めのネットワークを構築し、特に日中国交回復を機に、それを急速に拡充していったのである。

＊「養母の近所に住んでいた残留婦人が、日本に帰る前、私に『あなたも肉親を捜して日本に帰りなさい』と勧めてくれた。また撫順にも高齢の残留婦人がいて、彼女も自分の息子をあちこちの残留孤児のもとに行かせ、『日本に帰りたくないか、肉親を捜ししたくないか』と聞きまわってくれていた」

「勤務先の工場の同僚の親戚が、残留婦人だった。また近所に別の残留婦人が引っ越してきて、彼女の夫は、私の養父と付き合いがあり、彼女の隣人は私の同僚だった。この同僚が『あの残留婦人があなたに会いたがっている』と伝えてくれ、私は会いに行った」

「日本に一時帰国して戻ってきた残留婦人が、私の親戚に頼まれ、私を捜してくれていた。２年間、私を見つけられなかったが、私の隣人がその噂を教えてくれた。隣人とその残留婦人は遠い親戚だった。私は隣人と一緒に、

その残留婦人の家を尋ねた。彼女の家は方正県の西端の山裾にあり、村にはバスも通っていなかった。私は運送会社のバスを借りて村まで送ってもらった。村の子供達はバスを見たことがないので、珍しそうに集まってきた。その残留婦人から私の叔父が捜していると教えられた」

年長の残留孤児の一部は、「日本の同郷出身」「同じ開拓団の出身」等、より具体的な属性に踏み込んで、残留婦人との接触を試みた。それが可能だったのは、年長の孤児達が、自分の身元に関する具体的な記憶をもっていたからである。これにより、残留婦人も一層効率的に孤児の肉親を捜すことができた。中には、同じ開拓団出身の残留婦人を捜し求める過程で、偶然にも残留婦人になっていた実姉に巡りあった孤児もいる。

＊「最初、同じ開拓団だった残留婦人に、私の肉親のことを聞いたが、わからなかった。でも彼女は、方正県の農村に住む、やはり同じ開拓団出身の別の残留婦人への紹介状を書いてくれた。私が尋ねて行くと、彼女は私の姉の名前を覚えていてくれた」

「近所に岐阜に一時帰国した残留日本人がいた。私は自分の戸籍が岐阜だと知っていたので、彼女に岐阜で肉親を捜してくれるよう頼んだ。彼女は岐阜県庁を訪ね、私の消息を知らせ、肉親捜しを依頼してくれた」

「近所に住む残留婦人が、鹿児島県で実兄をみつけて帰国した。彼女が自分の近所にもう一人、鹿児島出身の日本人孤児がいると、私のことを知らせてくれた。彼女は私と同じ名字だった」

「私は開拓団があった農村に自分のルーツを捜しに行った。そこに行けば、私の肉親の消息を知っている人がいるかも知れないと思ったのだ。そしてあちこち訪ねまわり、偶然にも残留婦人になっていた実姉と再会した。昔の家族の状況や思い出を語り合い、姉弟だと確認できた。姉は日本の敗戦時、もう大人だったのですべてを記憶していた。姉は日本語もでき、すでに一度、日本に帰ったこともあった。私が見つかったと、すぐに日本の親戚に手紙を出してくれた」

【日本政府への調査依頼】

さて、日中国交回復（1972 年）以降、年長の残留孤児の一部は、北京の日本大使館や日本の厚生省へも直接、手紙を出し、肉親捜しを依頼した。

しかし日本政府は当初、孤児から届いた手紙を国内資料と照合し、一致点が多ければ、日本国内の肉親に確認する以上の措置をとらなかった [12]。そこで残留孤児がいくら日本大使館や厚生省に手紙を出しても、多くの場合、何の回答もなく、ナシのつぶてという状態が続いた。

＊「私は大使館と厚生省に、肉親捜しを依頼する手紙を出した。でもいくら手紙を出しても、ずっとほっておかれた。ナシのつぶてだ。大使館に何度も手紙で督促したが、『ちょっと待ってほしい。捜すから』という返事ばかりだった。その後、日本政府からは最後まで何の連絡もなかった」

「家族全員の名前と開拓地の住所を手紙に書き、北京の日本大使館に送り、肉親捜しを依頼した。でも反応はなかった。日本政府の対応には不満がある。残留孤児を中国に置き去りにして、しかもかなりの資料をもっていたはずなのに、私達を全く捜してくれなかった。私達は懸命に肉親を捜していたのに、日本政府は何もしてくれず、国交回復から 10 年間以上、むだにした」

【ボランティア・マスメディアからの連絡】

さて、残留婦人が日本に持ち帰った残留孤児の情報は、日本国内に大きなインパクトをもたらした。

日本国内には、中国に取り残された残留孤児との再会を願う肉親（留守家族）も多かった。肉親達は1973年、「日中友好手をつなぐ会」を結成し、残留孤児の捜索活動に着手した。マスメディアはこれを広く紹介した。特に1974年、『朝日新聞』が中国からの残留孤児の便りを報道し、大きな反響を呼んだ[13]。こうした動きに後押しされる形で、日本政府も1975～81年にかけ、計９回にわたり、残留孤児の顔写真や肉親との離別状況等を新聞・テレビで公開し、情報を求めた[14]。これらの結果、一部の年長の残留孤児のもとには、日本のボランティアやマスメディアから、連絡が届きはじめた。

＊「東京の日中友好団体から突然、手紙がきた。以後、1984年まで時々、励ましの手紙をもらった。私の日本の家族構成、父がどのようにソ連軍に捕まってシベリアへ抑留されたか等を手紙で伝え、肉親捜しへの協力を依頼した」

「日本で残留孤児を捜している日本人男性が突然うちに来て、『日本に帰りたいなら、何でもお手伝いします』と言ってくれた。私は、自分の記憶をすべて彼に話した。彼は、『返事を待って下さい』と言い残して帰った。彼は私にすごく同情して、私の情報をもって厚生省に調べに行ってくれた」

「熊本県の男性が残留婦人が投書した新聞記事を読み、私に手紙をくれた。彼も私と同様、阿龍旗にいたことがあるそうだ。私は返事のなかで、当時の家のまわりの地図や状況を書いた。彼は、その情報をもとに肉親を捜してくれた」

「朝日新聞から突然、『中国政府が提出した残留孤児名簿にあなたの名前がある。敗戦後の避難の記憶を書いてください』という手紙がきた。私はすぐ返信した」

第３項　養父母との関係

ところで、年長の残留孤児が自主的に肉親捜しをする際、一部の養父母はこれに反対した。また年長の孤児の側にも、「肉親を捜すのは、ここまで育ててくれた養父母に申し訳ない」といった気兼ね・遠慮があった。

しかし、年長の残留孤児の場合、自ら詳細な記憶・情報をもっているので、養父母から改めて当時の状況を根掘り葉掘り聞き出さなくても、ある程度、肉親捜しを進めることができた。また孤児と養父母はともに、「孤児は日本人であり、養父母の実子ではない」という認識を最初から共有しており、そのこと自体は親子間で特に隠すべき秘密ではなかった。そこで年長の孤児の養父母の中には ── 様々な葛藤を抱えつつも ── 孤児の肉親捜しに協力したり、何も言わず見守ったりしたケースも少なくない。

＊「日本の肉親を捜したいと思うようになったが、当初、養母が怖くてなかなか言い出せなかった。でも養母の方から、『自分もいつ死ぬかわからないので、肉親を捜してみたらどうか』と言ってくれた」

「養父は、私が日本大使館や厚生省に手紙を出しているのを知っていた。そして、『数十年も肉親と離れ離れになってきたのだから、皆と会えたらいいね』と言ってくれた。また養父は、自ら公安局に行って、肉親捜しの情報提供の交渉もしてくれた」

「私が肉親を捜すことに、養母は賛成してくれた。養母は、『私はもう年寄りだ。私が死んだら、お前は中国に親戚が誰もいなくなる。せっかく日本に親戚がいるなら捜してみなさい』と勧めてくれた」

第４項　肉親の判明と再会

以上のような自主的な肉親捜しの結果、年長の残留孤児の多くは、1981年以前に日本の肉親を見つけることができた（表３－２・３参照）。実母は、日本敗戦時の混乱や逃避行の渦中ですでに死去している場合が多かったが、シベリア抑留から帰還していた実父、または兄姉やおじ・おばが判明したのである。

表３－３　肉親判明者の特徴　（人）

タイプ		年長		年少		計
		A	B	C	D	
方法	自主調査	8	6	1	－	15
	双方	－	1	1	3	5
	訪日調査	1	2	－	1	4
肉親属性	実母	1	－	2	3	6
(MA)	実父	3	2	1	1	7
	その他のみ	5	7	－	－	12
初回親戚	３か月	1	1	1	－	3
訪問	約半年	5	5	1	2	13
	それ以上	1	－	－	1	2
	なし	2	3	－	1	6
計		9	9	2	4	24

資料：実態調査より作成。

年長の残留孤児の肉親が比較的スムーズに判明した最大の理由は、身元に関する記憶・情報が豊富だったからである。そしてその記憶・情報を日本に伝え、さらに日中で双方向的に交流する上で、まず残留婦人が、次いでマスメディアやボランティアが大きな役割を果たした。

日本国内の肉親もまた、強い関心をもって残留孤児達の情報を受信し、自ら捜索にも踏み出していた。肉親達は、一時帰国した残留婦人、および厚生省に調査を依頼し、手がかりがあった中国の孤児に直接、手紙を出し、残留孤児の消息を捜索してきたのである。一方、日本政府が行ったのは、年長の孤児とその肉親の双方から捜索の依頼があった場合に限り、情報を照合し、一致点が多ければ、肉親に通知することにとどまった。

＊「１～２年もかからず、肉親が判明した。伯父（実母の弟）の妻がテレビで、私の情報を見た。彼女は自分でもいろいろ調査をし、帰国した残留婦人から話も聞いた。その残留婦人は私に、『正確な名字がわからないか』と手紙をよこした。私は昔、住んでいた所に行き、調査をした。するとある人が当時、満鉄に務めていて、私のことを知っていた。彼は、私の服の上に『Ｔ』という名字が書いてあったことを覚えていた。私はこの情報を伯父に届け、日本の家庭裁判所による調査の結果、私の氏名が『Ｔ・Ｍ』だと確定できた。私の証拠は日本と中国の両方で捜したのだ。私は中国で、伯父が日本でそれぞれ調査した」

「肉親捜しを依頼した残留婦人が日本に行って１カ月後、肉親の消息がわかった。私は実父の名前を覚えていたので、すぐに見つかった。実父から手紙が届き、文通がはじまった。実は実父も私を捜すため、厚生省に届け出ていた。また実父は、同じ開拓団にいた残留婦人が日本に帰国した時、彼女にお金やテレビを贈り、私を捜してくれるよう頼んでいた」

「私が残留婦人に頼んで日本に手紙を出すのと前後して、日本にいた伯母もちょうど日本政府に私を捜す資料を提出していた。それで伯母と連絡がとれた。伯母は私の中国での住所を知っていた。私は実父母の名前も覚えていたから、身元はすぐわかった」

「日本大使館に手紙を出して１ヵ月後、日本の兄から返事が来た。実は私が日本大使館に手紙を出すのと前後して、

兄も日本で、日本大使館の大使の兄に、私を捜してくれるよう頼んでいた。私は、そんなこととも知らず、大使館に手紙を書いたのだ」

そして年長の残留孤児の多くは、肉親が判明して数年後、親戚訪問で３カ月～半年間ほど中国の子供達とともに日本に帰国し、肉親との再会を果たした。大半の年長の孤児達は多くの親戚に囲まれ、喜びの時をすごした。

＊「伯父の家で３カ月間、生活した。私の親戚訪問は新聞でも報道されたので、他の親戚も次々に電話をかけてくれたり、車で訪ねてきてくれたりした。従兄弟達も皆、来てくれた。親戚は皆、優しかった」

「実父と奇跡的な再会を果たした。空港まで出迎えてくれた実父は言葉も出ず、ただ泣いていた。来日して１カ月間、実父の家に滞在し、その後、伯母の家に２カ月泊まった。親戚は皆、優しくしてくれた。あちこち観光にも連れていってくれた」

ただし一部の年長の残留孤児は、親戚訪問の際、肉親との間に軋轢を感じざるを得なかった。30 年間以上にわたる離別は、言語や文化習慣、および実父母の再婚等による新たな人間関係の壁を作り出していた。年長の孤児達は、再会以前に思い描いていた懐かしい肉親のイメージを打ち砕かれ、深いストレス・苦悩にさいなまれた。

＊「実父は帰国当初、とても歓迎してくれたが、言葉が通じず、食事もあわなかったので次第に気詰まりになった。実父が何を言っているのか、私には全くわからなかった。漢字も日本と中国では違い、たとえば『子供』『実父』『写真』と書かれても何のことかさっぱりわからない。しかも私は日本滞在中、盲腸炎で手術して１週間、入院した。その費用がかかったせいか、異母兄は不機嫌になり、ますますぎくしゃくしはじめた。私の入院中、異母兄は『パジャマ 2000 円、タオル 200 円』と領収書を出して、私にお金を請求しはじめた。私は日本に来てから中国への土産代を稼ごうと思い、食品加工の工場で働いていたから、その中から払えと言うのだ。私は怒ってスーパーで同じようなパジャマやタオルを買って返した。すると異母兄の妻は『パジャマは要らない、金を返せ』と叫び、私を殴った。私が退院すると、異母兄は『もう親の顔も見たのだから、中国に帰れ』と言った。私は異母兄や実父の家を飛び出し、アパートを借りることにした。こうして日本の親戚とは絶縁状態になってしまった」

「言葉の問題で、実母とあまり話はできなかった。しかも実母は、『どうしてお前は日本語が話せないのか。何もわからん』と私を責めた。実母は 30 年以上も私を中国に置き去りにしたのに、そのように怒るのはとても理不尽だと思う。通訳は初日の歓迎会の時だけいて、その後は帰ってしまったから、とても困った。実母は私に当たったり、罵ったりした。３カ月後、（同じく残留孤児の）弟も親戚訪問で日本に帰ってきた。弟が実母の家に着いたのは、夜の 11 時頃だった。弟は空腹だったので、私は家にあった麺と卵で食事を作ってやった。すると実母は、『この卵は、おじさん（実母の再婚相手）のためにとっておいたのに、なぜ食べさせるのか』と怒った。私はたどたどしい日本語で、『弟は帰ってきたばかりだし、腹が減っている』と言った。でも実母は『だめだ、それはおじさんの明日の朝食だ。どうするつもりだ』と怒鳴った。私は日本語で反論できなかったので、中国語で反論した。その後、何日間もケンカが続いた。私は実兄の家に行き、『もう我慢できない。中国に帰りたい』と言った。実兄は『難しい手続きをして、ようやく日本に来られたのだから、もう少し我慢しろ』と言った。でも私は、『私は小さい時からずっと苦労してきた。それなのになぜ、実母に会ってまでこんな悔しい思いをしなければならないのか。もしどうしても日本に残れと言うなら、アパートを借りてくれ』と訴えた。実兄はアパートを借りてくれ、私と弟は実母と別居した。本当に悲しく、悔しかった」

第４節　年少の残留孤児の肉親捜し

さて次に、年少の残留孤児（《Ｃ・Ｄタイプ》）の肉親捜しについてみていこう（表２参照）。年少の孤児の肉親捜しは、年長者のそれとは大きく異なっている。

第１項　自主調査の契機と動機

まず年少の残留孤児もまた、３分の２は自力で肉親捜しに踏み出した。ただしそれはすべて日中国交回復（1972 年）以降であった。日中国交回復後、年長の孤児の肉親が判明するのを目の当たりにして、次第に自分も捜してみようと思いたったケースが多い。

＊「日中国交回復まで、自分では捜しようがなかった。実父母の出身地も名前も、満州のどこに住んでいたのかもわからず、手がかりが何もなかったからだ。でも国交回復以後、まわりで他の孤児の肉親が見つかったという話を聞き、私もいつか見つかるかなぁと心が動き始めた」

「両親がどこにいるかも、どのように捜すべきかもわからなかった。捜したい気持ちはあっても、日中の国交が回復するまでは実際には何もできず、自分一人では捜せないと諦めていた。国交回復しても、まだ肉親捜しができるということ自体、知らなかった。その後、肉親が見つかった孤児もでてきたので、私も捜してみたいと思った」

「日中国交が回復し、肉親を捜すことに興味をもち始めた。でも 1977 年頃までは、肉親捜しの方法を教えてくれる人もいなかったし、手がりもなく、どうやって捜せばいいのかわからなかった。その後、肉親が見つかった残留孤児に方法を教えてもらった」

また年少の残留孤児は、肉親に関する具体的な記憶がないので、年長者のような「懐かしい肉親との再会を切望する」といった要素は、相対的に希薄である。そこで自ら進んでというより、周囲の勧めで肉親捜しに踏み出したケースも少なくない。一部には、日本の肉親を捜すことが、生活水準の向上につながるのではないかという動機も ── 特に貧しい農村に住む孤児（《Ｃタイプ》）を中心に ── みられた。

＊「夫の同僚が夫に、『妻の肉親を捜してあげないと可哀想ではないか。他の孤児はもう肉親を見つけて日本に帰国したよ。君の妻はまだ道路掃除(の仕事)をしているのか。早く肉親を捜して、日本に行ったらどうだ』と勧めてくれた。それで、夫が公安局に肉親捜しを申し込んだ。私自身は中国で何十年も生活して、今更日本に帰るなんてと思っていたので、なかなか捜す決心がつかなかった」

「職場の同僚が、肉親捜しをするように勧めてくれた。彼女は残留婦人で、日本に１年間、帰って来て、中国に戻って来ると、皆にとても羨まれた。彼女が『日本の生活はいいよ、あなたも肉親を捜して日本に行ったらどうか』と勧めてくれた」

「妻の伯父が『たとえ日本の肉親が見つからなくても、日本人だと認められれば、妻の戸籍を都市に移せるのではないか』と助言してくれた。当時、私の妻と子供は農村戸籍で、都市に正式の仕事がなく、住宅ももらえなかった。それで私は日本人であることを利用して、外事科に頼んで妻と子供の戸籍問題を解決しようと思った。それが私の肉親捜しの主な目的だ」

「まわりの人から『皆、肉親を捜しているから、あんたも捜した方がいい』と言われた。『偽物（の残留孤児）でも捜しているのに、あんたは本物なのになぜ捜さないのか』と言われた。それを聞き、私も子供の将来のために肉親を捜そうと決心した」

しかし他方で、年少の残留孤児の肉親捜しの動機には、「自分はどこからきたのか／自分は何者なのか」という自らの存在とアイデンティティの根源を求める要素も ── 特に相対的に安定した都市に住む孤児（《Dタイプ》）を中心に ── みられた。これもまた、具体的な記憶をもつ年長者とは異なる、年少者に固有の動機である。こうした自己の存在の由来への問いは、人間として本質的なものといえる。それゆえまたそれは、時として具体的な歴史・社会的規定性を曖昧にしたまま、無限に膨張しがちでもある。しかし残留孤児の場合、自らの存在の成り立ちを問おうとすれば、必然的に日本の侵略戦争、ポストコロニアルの中国社会での苦難、そして日本政府による放置といった歴史・社会的諸事実についての認識が不可欠になる。また自らの存在の根源を問う思いの膨張それ自体が、現実生活で直面する差別や苦難に耐え抜いたり、やりすごしたり、異議申し立てをしたりするための重要な基盤になることもある。

＊「肉親を捜そうと思ったのは、自分がなぜ孤児になったのか、当時の歴史や経過を聞いてみたかったからだ。それと、自分の目で故郷を見てみたかった。自分の本当の出自、自分が誰なのかを知りたかった。そういう思いが次第に膨らみ、実父母を見つけることだけが、私の一生の目標のようになっていった」

「肉親を捜そうと思ったのは、私も 30 歳をすぎ、自分は一体どんな人間なのか、子供にもきちんと伝えたかったからだ。自分は日本人なのか、中国人なのか。自分はどこの誰の子供なのか。なぜ、どのようにして残留孤児になったのか。幼少時から中国人だと信じて生きてきたが、その後、本当は日本人ではないかと疑うようになり、30 歳をすぎてから日本人だとはっきり確信した。私はいったい何者なのか。それをはっきりさせたかった」

第２項　情報収集とその困難 ── 養父母の抵抗・葛藤

さて、年少の残留孤児の肉親捜しにおける最大のネックは、情報不足であった。そこでまず関係者、特に養父母から情報・証言を集めることが、どうしても必要になった。

しかし、それは困難を極めた。

まず第１に、養父母をはじめとする関係者がすでに死去したり、離婚等で行方不明になっていたケースがある。

＊「肉親を捜そうとした時、養父はもう亡くなっていた。日中国交回復の直後なら、まだ養父も生きていたのだが。最初の養母もいろいろ知っていたはずだが、早く亡くなった。私を拾った時のことについて証言してくれる人は、誰もいなくなっていた。養父母は生前、私のことについて何も教えてくれなかった」

「養父はすでに死去し、養母はずっと以前に離婚して音信不通だった。だから私は自分のことはいっさいわからず、肉親を捜すのは無理だった。それ以外で私のことを詳しく知るのは、私を養父母に仲介した伯父（養父の妹の夫）だけだった。しかし伯父は戦前、日本の通訳をしていたので文化大革命で迫害され、音信不通になっていた。苦労してその伯父を捜し出したが、やはりもう亡くなっていた」

第２に、養父母や仲介者自身、あまり具体的な情報をもっていないケースも少なくなかった。特に路上・戦場跡で拾われた残留孤児（《Cタイプ》）の場合、養父母や仲介者も孤児の身元に関する詳しい情報をもっていなかった。また実父母と養父母の共通の知人が仲介した残留孤児（《Dタイプ》）でも、仲介者があえて実父母の身元を明かさずに養父母に託したり、長い歳月の間に養父母の記憶が薄れたりしていた。実父母が孤児の身元情報を書いた紙を残していたケースもあったが、文化大革命時代に迫害を恐れて処分されていた。

＊「養父は、私が間違いなく日本人だと言ってくれたが、詳しいことは養父にもわからなかった。私の日本の名前も、両親のことも、出身地も、何もわからなかった。ただ養父の知り合いが、路上で私を拾ったというだけだ。そばに日本人の遺体がたくさん横たわっていて、私は日本の子供の着物を着せられていたそうだ」

「仲介者だった養母の弟も、あまりはっきり覚えていなかった。当時、彼も深く考えず、ただ姉のために子供をもらっただけで、実父母の具体的な話はほとんど聞かなかった。実父母は日本に帰るから、もう関係ないと思ったのだ。日中の両国民がまた付き合うようになるなんて、当時はそこまで考えなかっただろう。私は心の中では一生懸命、肉親を捜したが、いくらそう思っても情報がなく、力が足りなかった。養父母と実父母の契約書もあったが、文化大革命の時に焼いた。後になって私は、どこかに隠せばよかったと後悔した。でも当時は本当に恐ろしく、びくびくしながら暮らしていたから、焼くしかなかった」

第３に、残留孤児の身元情報を明かすことに抵抗・葛藤を抱く養父母も多かった[15]。もともと年少の残留孤児を引き取った養父母の中には、『年少の孤児の方が実父母の記憶がなく、実子として育てやすい』と考え、あえて年少者を引き取ったケースもある。また養父母が、年少の残留孤児自身に対しても「養子ではない。実子だ」と言い聞かせて育ててきたケースも少なくない。いわば年少の孤児と養父母の間では、「子供が日本人であり、養子である」こと自体 ── たとえ残留孤児がある時点で、そのことに気づいていたとしても ──、触れてはならぬタブーとされていたことも多いのである。さらに文化大革命時代、多くの養父母は年少の残留孤児のことを「日本人ではない」と言い張って、政治的迫害から守り抜いてきた。しかも養父母が年少の孤児を引き取った動機の一つは、「老後の頼りとなる子供がほしい」ということであった。中国では慣習的にも法的にも、老親の扶養は子供が責任をもつ。特に実子がない養父母にとって、養子はかけがえのない「老後の頼り」であった。日本の実父母がみつかり、自分の老後をみてもらえなくなることは、養父母にとって深刻な事態であった。こうした諸要素が絡み合い、容易に真実を語らない養父母も多かった。そして同様の葛藤は、残留孤児の側にもあった。第２章第１節でみたように、年少の孤児には養父母に愛情をもって優しく育てられたケースが多い。孤児達は養父母に真実を聞くべきか否か葛藤した。養父母と孤児は互いに葛藤と配慮を繰り返し、行きつ戻りつした。養父母以外の関係者も、こうした状況を目の当たりにし、口を開かなかった。「死ぬ直前にようやく告白」した養父母もいる。「肉親捜しは養父母がともに亡くなってから」と決めていた孤児もいる。しかしそれでも多くの残留孤児は養父母に真実をたずねる決意を固め、また多くの養父母も最終的には孤児の心情を思いやり、肉親捜しに協力していったのである。

＊「私には何の手がかりもないから、どうしても我慢できず、思い切って直接、養父にたずねた。初めて養父にたずねた日のことは、今も鮮明に覚えている。私が養父に『日本の肉親を捜したい』と言うと、養父は横になっていたのに、バッと起き上がった。怒り出すかなぁと思っていたら、養父はゆっくりと『このことはずいぶん前から考えていたよ。いつかお前は必ず私に聞くと思っていた。その日が来たら、私は必ず全部隠さず教えようと覚悟していた。もちろんお前が聞かなければ、私も言わないつもりだった』と言った。養母は、『やはり自分の生んだ子ではないから、実父母を捜すのだ』と嘆いていた。いくら私が説明しても、養母の心配は解けなかった。でも私は養母を責めるつもりはない。養父母には、子供は私一人しかいないのだ」

「養母は真相を話したがらなかった。最初、私が自分の身元について聞くたびに、養母は泣いたり、怒ったりした。私は仲介者だった養母の弟に、こっそり当時の事情を聞いた。ある時、彼（養母の弟）が養母の前で、『この子は日本人だ』と口を滑らしたことがある。それで養母と大ゲンカになった。その場面を、私は今もはっきり覚え

ている。養母姉弟はそれまで一度もケンカをしたことがなく、とても仲がよかったから。養母は『他のことはともかく、それだけは口にするな』と叫び、弟を家から追い出した。その後、養母の弟は二度とこの話をしてくれなくなった。私も、聞かなくなった。養母を悲しませないために、何も聞かず、ずっと我慢していた。養母が死んだ後、養母の弟は私に『お母さんはばかだね。女性は気が小さいから、お前がお母さんを捨てるんじゃないかと思ったんだ』と言った。私は『捨てるわけないよ。私も女だし、子供の母親だから、お母さんの気持ちはよくわかる。それに中日両国の国交が回復して日本の肉親と交流できるなんて、お母さんも思ってもみなかっただろう。お母さんの気持ちは理解できるよ。私はお母さんに不満はない。これは私の運命だ』と答えた」

「私は最初、養父母に聞く勇気がなかった。養父母はもう 70 歳以上だから、耐えられないんじゃないかと思い、聞くに聞けなかった。だって養父母は私に何も言わないし、まわりの誰かが私のことを日本人だと言うと怒ってケンカに行くんだからね。私は、肉親を捜したいという気持ちと、養父母に申し訳ないという気持ちの間で悩んだ。そしてついに思い切って養父母に肉親を捜したいと相談した。養母はやはり『今まで育ててきたのに』と反対した。でも養父は、『実母は世界に一人しかいないのだから』と賛成してくれた」

「公安局がうちに調査にきたことがあるが、養母は『うちの子は実子だ』と言い張った。その後も公安局は何度か調査にきたが、養父母は団結して固く口を閉ざし、何の情報も漏らさなかった。公安局は、養父母から聞き出すのを諦め、私に面会にきた。私は、『彼らは私を本当に大切に育ててくれ、実父母も同然だ。それが事実かどうかより、とにかく養父母の心を絶対に傷つけないことの方が大切だ。私自身、何も知らないし、養父母にたずねるわけにもいかない』と答えた。その後、私は真実を知りたいと思うようになったが、養父母に聞くわけにもいかない。それで昔のことを知る知人に聞きまわった。でも養父母に気兼ねして、誰も何も教えてくれなかった。仲介者の家にも行ったが、『知らない』の一点張りだ。しかも知人達は、すぐに養母に報告した。養母は私のことになると命懸けなので、知人達は皆、恐れていた。その後、養父が亡くなり、養母も寝たきりになった。私は養母の介護をしながら、『このまま養母が亡くなれば、私の身元は永遠にわからなくなる』と悩んだ。それで勇気を出して、養母に『今までお母さんを傷つけたくないと思い、聞けなかった。でも今、聞かなければ、私は一生悔やむことになる。私もつらいが、私がどんな息子なのか、お母さんは一番よく知っているはずだ。何か教えてくれないか』と頼んだ。それでも養母は、教えてくれなかった。２年後、私はまた養母に『お母さんが亡くなると、私のことを知っている人は誰もいなくなるよ』と話しかけた。すると養母は『私が本当のことを言っても、お前は後悔しない？』と重い口を開いた。私は『今まで苦しみも楽しみも両親とともに生きてきた。後悔なんか絶対にしない』と即答した。養母は『お前がもし日本に行ったら、日本人に殴り殺される心配はないの？』と聞いた。私は『息子がどんなに強いか、お母さんは知っているでしょう。私はどこに行っても、お母さんを連れて行くよ』と答えた。養母は『中国もいい所じゃないか』と言った。私は『日本に行くかどうか、それはまだ後の話だ。今、私は自分のことを知りたいだけだ。それに日本に行くかどうかは自分で考えて決めればいい。誰かに無理やり行かされることはない。昔、公安局がきて私が日本人だという話が出て、もう 10 年たった。もし私が日本に行きたいなら、とっくに行っているよ』と言った。それでようやく養母は、1945 年 12 月 6 日に日本人の実母から私を引き取った時のいきさつを教えてくれた。養父が生きていれば、養母はまだ本当のことを言わなかっただろう」

「公安局がうちに調査に来た時、養父は『自分の実子だ』と怒って職員を追い出した。でもその後、何年もたってから、養父は『私はもう年だから、お前に言わないといけない』と言い始めた。私は『もう肉親は捜さない。お父さんとずっと一緒に暮らしていく。言わなくてもいい』と言った。それでも養父は自ら公安局に出向き、『この子は実は日本人だから、肉親を捜してやってほしい』と頼んでくれた。公安局の人は養父に『せっかく一生懸

命育てたのに、なぜ日本に返すのか』と聞いた。すると養父は、『誰にも自分の実父母がいる。もし日本の国が、この子の面倒をみてくれたら、それが一番いい。私がこの子を一生、面倒みることはできない。この子は、私にくっついてずっと生きていくことはできない』と答えた。もし養父が元気なら、私は今も肉親を捜していないかも知れない。人の一生は本当に容易ではない」

なおこのような養父母の葛藤や証言の拒否は、年少の孤児の中でも都市に在住する《Dタイプ》で特に顕著だった。これに比べれば、農村在住の《Cタイプ》では、養父母に孤児以外の実子がいるケースがやや多かったこと、および日本人としての認定が貧しい農村から抜け出す契機になるかもしれないといった思いもあり、養父母の反対・証言拒否は比較的少なかった。

第３項　自主調査の方法と問題

さて、年少の残留孤児の３分の２は、このような葛藤と苦労を重ねつつ、養父母・関係者からわずかな情報を集め、自主的に肉親捜しに着手した。肉親捜しの方法は、まず年長の残留孤児のそれと同様、①残留婦人や年長の残留孤児への依頼、②日本大使館・厚生省等への手紙、そして③ボランティアへの依頼であった。

ただし、年少の残留孤児は日中国交回復以降に肉親を捜し始めたため、年長の孤児に比べれば、残留婦人等への依頼が相対的に少なく、逆に日本大使館や厚生省への手紙、および日本のボランティアへの依頼というルートが、若干大きな位置を占めていた。

また、それぞれのルートの内実に踏み込んでみても、年長の残留孤児とは明らかな違いがある。

すなわちまず第１に、年少の残留孤児は、残留婦人等に肉親捜しを依頼するにも、「同郷出身」や「同じ開拓団出身」の残留婦人を選んで依頼することはできなかった。また残留婦人の側からの情報提供も、関係諸機関の連絡先等、一般的な内容にとどまりがちであった。

＊「同僚の娘が残留孤児で肉親が見つかったので、肉親捜しの方法をアドバイスしてくれた。それで私は彼女に言われた通り、北京の日本大使館、日中友好協会、北京公安局の３カ所に手紙を出し、中国紅十字会にも問い合わせた」

「近くの村に残留孤児がいることを知り、会いに行った。そして日本のボランティア団体の住所を教えてもらい、そこに手紙を出した」

「残留婦人が日本に帰る時、私は手紙を託した。手紙の宛て名はなく、ただ自分の身の上を書いただけだ。残留婦人はそれを日本の赤十字や新聞社に届けてくれた」

第２に、日本大使館や厚生省等に手紙を出しても、なかなか返事がこなかった点は年長の残留孤児と同じである。ただし年少の残留孤児の場合、行政機関から回答があっても、それ以上、詳しい情報を提供することができなかった。

＊「私は文字が書けないが、それでも人に頼んで北京の日本大使館に手紙を出した。しかし大使館から返事はなかった。中国の紅十字会にも依頼したが、担当者から『実父母の名前は？　いつ捨てられたのか』と聞かれた。私は『何も覚えていない』と答えた。すると担当者は『それなら、私達も捜しようがない』と言った。私は断念するしかなかった」

「日本大使館に手紙を出した。すると日本の厚生省に連絡せよとのことだったので、厚生省にも手紙を出した。そ

の後、日本大使館から返事がきて、状況を詳しく聞かれたが、私は何も答えられなかった。書類の中には、実父母とどのように別れたかという欄があったが、私は当時生後数カ月で、わかるわけがない。もちろん自分の名前もわからず、手がかりもなく、難航した」

第3に、ボランティアについても、年少の残留孤児の場合、ボランティア側からではなく、孤児の側から手紙を出したケースが多い。またボランティアによる捜索も容易に進まず、ボランティア側から提供される情報も、「厚生省に手紙を出せばよい」といった一般的なアドバイスにとどまることが多かった。また、一部のボランティアは直接、訪中して情報を収集しようとしたが、その際、養父母等の葛藤や心情に十分な配慮を欠くことが少なくなかった。そこで中国政府は、孤児の肉親捜しは日中両国政府間で解決すべき問題であるとし、ボランティア団体の中国国内での活動を厳しく制約した[16]。

＊「ある日中友好団体に手紙を出すと、まもなく返事がきた。そこには、日本の厚生省援護課に手紙を出せばいいと書いてあった」

「私が肉親捜しを依頼した残留婦人が、日本のボランティア団体に頼んでくれた。その団体が訪中するというので、会いに行こうと思った。しかし中国の公安局から、民間団体による肉親捜しの活動は認めないと通告され、この団体の訪中は中止になった」

「中国政府から、日本の民間訪中団と面会させるという知らせがあり、私も応募した。しかし面会は突然、中止された。私達は納得できず、訪中団の宿泊先を聞き出し、押しかけた。外事事務所の職員が鋭い目つきで、宿泊所のまわりで見張っていた。私達を見かけると、『帰宅しろ！』と叫んで追い払った。私達はやむなく帰宅した。それ以来、日本からの訪問団が来たことはない」

以上のように、年少の残留孤児の肉親捜しが、個人・民間レベルの自主調査だけでは不可能であることは、すでに1970年代半ばに明らかとなっていた。日本国内でも1976年、「日中友好手をつなぐ会」が、孤児を日本に帰国させて身元調査（「訪日調査」）を実施すべきだと日本政府に申し入れた。しかし日本政府は、大規模な公的調査に容易に取り組まず、1970年代を通して年少の残留孤児の肉親はほとんど判明しなかった。

第4項　中国公安局の調査と政治的リスク

一方、中国政府は1972年の国交回復以降、直ちに公安局を通して、残留孤児や養父母の個別調査を実施した。また残留日本人が多く居住する地域では会議を招集し、残留孤児・残留婦人の実態把握を試みた。

＊「私が肉親捜しを始めたきっかけは、1973年に華甸市で民族会議という会議に招集されたことだ。なぜ私が呼ばれるのかわからなかったが、行ってみると、たくさんの残留婦人・残留孤児がいた。その場で、日本の肉親を捜し、帰国したいなら援助すると言われた」

「吉林市の公安局は1970年代、残留日本人の会議を開催し、私も招集された。その場で公安局長は、私達に『親愛なる日本人の友人諸君』と挨拶し、『肉親を捜したいなら援助する』と発言した」

しかしこうした公安局の調査には、政治的なリスクも付きまとっていた。文化大革命は1976年まで継続しており、その後も残留孤児への迫害の記憶は色濃く残っていた。文化大革命時代、最も深刻な迫害

── 引きまわし、暴行、強制労働、下放 ── の標的とされたのは、第 2 章第 3 節でみたように、主に年少の残留孤児であった。そこで年少の孤児の中には、引き続き政治的迫害を警戒し、公安局に肉親捜しを申請できない者もいた。また自主調査をする上でも、政治的迫害への懸念は大きな支障となった。特に政治情勢の変化が伝わりにくい黒竜江省等の農村に住む残留孤児（《Cタイプ》）では、政治的危惧は深刻であった。

＊「恐ろしくて、なかなか肉親捜しを始められなかった。皆に『他の人も大丈夫だから、あんたも捜した方がいいよ』と言われて勇気が出て、ようやく捜そうと思い始めた。ある日、近所に住む残留孤児がきて、『私は肉親を捜すよ。君はどうする？』と言った。私は『子供達はどうなる？。もう一度、文化大革命のような政治運動が起きたらどうする？』とたずねた。彼は『心配しなくていい』と言った。それでも私はまだ勇気がなかった。その後、近所の残留孤児の様子をみていて大丈夫だと思い、ようやく私も日本政府に手紙を出した。ハルビンの公安局にも電話をかけた。すると職員がきた。そのとき私はまだ恐れていて、『肉親を捜すべきかどうか、アドバイスをお願いします』と言った。職員は『捜すべきだ』といってくれた」

「当時は、個人で郵便局を通して海外に手紙を出すのは危険だった。海外に出す手紙は公安局の検閲を受けなければならなかった。公安局を通したら、もっとだめだ。スパイと疑われる。残留婦人にこっそり手紙を託すため、いろいろ交流していると、近所で噂が飛びかい始めた。近所の人が興味をもって偵察し、町内会（居民委員会）に報告したらしく、派出所が調査がきた。子供なら疑われないので、うちの小さな娘があちこちで残留婦人を捜して手紙を託す『通信員』の役目をした。日本大使館に手紙を出した時も、不思議なことに、この方法は秘密にしなければならなかった。この方法をこっそり教えてくれた残留孤児も、『私が教えたということは誰にも言わないでね。もしばれたら、私が責められるよ』と何度も念をおした」

「工場の後輩が共産党員で、保衛課の幹事になった。彼は、私に『先輩、日本の肉親を捜さないのですか』とたずねた。私は『どうして君は私が日本人だと知っているの』と聞くと、『保衛課では皆、知っている。登録されていますよ」と教えてくれた。私は生まれも育ちも中国で、肉親のことは何もわからない。しかもまだ文化大革命は完全に終わっていなかった。打倒とか、そういう雰囲気はなかったが、それでもやはりびくびくしていた。それで後輩に『とりあえず様子を見よう』と言った」

第５項　訪日調査の実施に伴う新局面

日本政府が、日本の肉親・ボランティア・マスメディア等の声に後押しされる形で、残留孤児の訪日調査の実施に踏み切ったのは、1981 年になってからであった。日中国交回復後、９年を経た後である。しかも訪日調査は 1999 年まで 19 年間かけ、計 30 次に分けて五月雨式に実施された[17]。年少の残留孤児は、こうした訪日調査があまりに遅すぎたと日本政府を批判している。

＊「1972 年に国交が回復してすぐ日本大使館から連絡が来ていれば、私も納得できる。でも日本政府から連絡があり、訪日調査に参加できたのは、1984 年になってからだ。そこに納得がいかない。私は残留孤児の中ではまだ早い方だが、それでも日中国交回復から 12 年間もたっている。国交回復後、すぐに日本政府が残留孤児捜しに着手しなかったことは、棄民罪にあたる」

「私の訪日調査は 1991 年だ。1972 年に日中国交が回復したのに、なぜ 1991 年になったのか？。遅すぎるではないか？。これでは肉親ももう亡くなっているだろう。日中国交回復後、日本政府は自ら中国にわたって私達を捜す努力をしたのか。私達が中国で生きているかどうか、なぜ捜しに来なかったのか。日本政府は大きな間違いを犯した。中国の養父母に比べると、本当に天と地の差だ。本来、日本政府は早々に調査に来なければならなかったはずだ」

とはいえ、この公的な訪日調査の実施に伴い、年少の残留孤児の肉親捜しをめぐる状況は一変した。

すなわちまず、これまで政治的迫害を恐れ、肉親捜しに踏み出せなかった残留孤児、および密かに自主調査だけを行っていた残留孤児が、いっせいに公安局に残留孤児としての認定、および訪日調査への参加を申請した（表３－４参照)。特に政治的変化を敏感に受けとめやすい都市在住の残留孤児（《Ｄタイプ》）では、公安局に自ら申請するケースが多かった。

また、それでもなお肉親捜しに踏み出せない／踏み出さない残留孤児に対しては、1980 年代後半以降、公安局の側から改めて大規模な個別訪問が実施され、訪日調査への参加が勧められた。これは農村在住の残留孤児（《Ｃタイプ》）に特に多く見られた。また都市在住者の中でも、それまで自分が日本人孤児であると知らなかったケースにまで、公安局を通して訪日調査の情報が届いた。

＊「知人が『公安局があんたを捜しているよ』と言ったので、びっくりして『なぜ』と思った。私は何かの犯人扱いされていると思い、怖かった。工場の事務所に入ると、保衛課の課長と工場の政治指導員、党支部書記長が座っていた。そして公安局の職員から『肉親捜しに日本に行けるようになったので、各地で残留孤児を調べている』と教えられた。私は『どうすればいいのか』とたずねた。すると公安局の職員は、『我々が直接、君の肉親を捜すことはできないが、捜す方法は教えられる』と言い、北京の日本大使館の住所・電話、および手紙の書式を教えてくれた。私は、その通りに日本大使館に手紙を出し、訪日調査の参加申請用紙を送ってもらった」

「公安局から勤め先に電話があった。肉親捜しの訪日調査に行かせるから出頭せよとのことだった。私にとっては寝耳に水だった。私は驚き、養父母が昔、住んでいた阿城の農村に確認にいった。そこに住む 70 歳以上の老人にたずねると、『確かに養父母の家は日本人の子をもらった。あなたが日本人なのは間違いない。でも、どこで拾われたのかは私にもわからない』と教えてくれた。当時、うちの近所の派出所長も『訪日調査に行きなさい』と言った。私がわざと『なぜ私を中国から追い出すの？』と聞くと、所長は『君は日本人じゃないか。公安局は把握しているよ』と言った。所長とは個人的に親しかったから、こんな言い方もできたのだ」

「公安局から、残留孤児の訪日調査があるが、あなたは肉親を捜したくないかという手紙がきた。私は捜したくないわけがないが、一人でどうすればいいかわからず、諦めていただけだと返事した。すると公安局の人は、『では

表３－４　公安局との関係　　（人）

タイプ		年長		年少		計
		A	B	C	D	
本人の申請が先		－	1	1	7	9
ほぼ同時		－	－	2	1	3
公安局の連絡が先		－	3	7	4	14
申請・連絡なし		10	6	1	1	18
申請・連絡年次	～1980 年	－	－	－	5	5
	～1985 年	－	4	1	6	11
	1986 年～	－	－	9	1	10
	なし	10	6	1	1	18
計		10	10	11	13	44

資料：実態調査より作成。

待ってください。その日が来るだろう』と言ってくれた。その後、公安局が手配してくれたらしく、日本政府から書類が送られてきた。私は文字が書けないので義兄に記入してもらい、最後のサインだけ自分で書いた」

「自分から申請したわけではないのに、公安局から今度、公的な訪日調査をすることになったという連絡がきた。私は少し驚いた。何も悪いことはしていないのに、なぜ公安局が私を捜すのかと。私は養父から聞いた話を、わかる範囲で話した。職員は『肉親捜しのために訪日する準備をしてください』と言った。私は、『また日本のスパイか何かにされたら困る。行かない』と断ったが、工場の幹部達も行くように説得してくれたので、行くことにした」

さらにごく一部だが、訪日調査に向けた事前調査の段階で、早くも肉親の判明にこぎつけた年少の残留孤児もみられた。ただしそれは、養父母等から比較的具体的な情報が得られた《Dタイプ》の一部に限られている。

＊「訪日調査の前に突然、日本大使館から私の勤務先に、『日本政府が調査をするので、5月17日から6月8日の間に、ハルビン、長春、瀋陽のいずれかにきてください』という手紙がきた。私は、一番近い瀋陽に行って調査を受け、養父母から聞いた話をしたり、ビデオ撮影を受けたりした。そしてその時に撮影したビデオが日本で放映された。実母の友人がそれを偶然、見ていて、厚生省に手紙を出した。当時、この友人は実母と交流がなかった。それで厚生省から直接、実母に連絡がいった。そして実母から私に手紙と写真が送られてきた。また実母とその再婚した夫の2人が大連にきて、実母と40年ぶりの再会を果たした」

「私が養父から聞いて厚生省に送った情報や、幼い頃の写真が、日本の新聞に載った。実母も兄姉も関心をもってテレビや新聞に注目していたらしい。私の顔写真と別離の時の状況、実父が大工で養父と一緒に働いていたこと、実母は白衣をきて看護婦のような仕事をしていたこと、ジャムスの家の様子、それらの情報をみて、兄が厚生省に電話をかけた。だから訪日調査の前にだいたいわかっていた。最終的には訪日調査で面会して、血液検査を経て、38年ぶりに判明ということになった」

第6項　訪日調査の参加資格にみる矛盾

以上のように、公的な訪日調査の実施は、年少の残留孤児の肉親捜しに新たな局面を開いた。

しかしそれでもなお大多数の年少の残留孤児は、いくつかの大きな壁を乗り越えなければ、実際に訪日調査に参加することができなかった。

関・張（2008）は、日中両国政府が1984年、次のような原則で合意に達したと述べている。すなわち「①（残留孤児が）中国にいる場合、本人が公安局に自分が残留日本人孤児だという認定手続きを申請し、併せて信頼性のある認定資料、あるいは手がかりになる証拠品を提出する。②本人が中国にある日本大使館、領事館あるいは日本にいる親戚や知人に、手紙で連絡する。そしてその親戚や知人に、孤児としての身元の認定手続きを日本の厚生省および各地の援護機関に申請してもらう。同時に、身元を証明する日本の戸籍謄本あるいはその他の証明資料を提出する。③最終的には、中日両政府の確認が得られて初めて、残留孤児としての認定は有効となる」[18]。そして同書によれば、こうした原則に基づいて中国の公安局が「多くの人材を投入し、多くの時間を費やして」、残留日本人孤児達の確認調査を行った。

ところで、年少者をはじめとする身元未判明の残留孤児の場合、上記の②の方法による認定手続きは、もちろん不可能であった。したがって、①の方法、つまり「信頼性のある認定資料、あるいは手がかりになる証拠品」を自ら公安局に提出して認定手続きを申請し、さらに③のように日中両政府の確認を得

なければならなかった。

しかしいうまでもなく、ほとんどの未判明の残留孤児は、明確な記憶・情報をもっていない。そもそも「信頼性のある認定資料、あるいは手がかりになる証拠品」をもっている孤児は、訪日調査を待つまでもなく、1970 年代のうちに自主調査で肉親が判明していた。訪日調査を最も切実に求めていたのは、具体的な記憶・証拠がない残留孤児であった。それにもかかわらず、訪日調査に参加するために、自ら残留孤児であることを日中両国政府に対して証明しなければならない。ここには大きな矛盾があった。ある年少の孤児は、「敗戦時０歳だった私に、日本人孤児であることを立証せよ、証拠を出せ、というのはあまりに理不尽だ。本来、私達残留孤児を作り出した日本政府が、もっと早く私達を捜索し、日本人孤児であると認定して私達に通知すべきだった」と語る。

そしてこうした矛盾をさらに増幅させたのは、逆説的だが、訪日調査の目的があくまで「肉親捜し・身元判明」にあったことである。訪日調査の目的が「肉親捜し・身元判明」にある以上、そこに参加するには、単に日本人であるというだけでなく、肉親・身元につながる何らかの具体的な手がかりが必要となる。そしてこれこそが、身元未判明の ── そして訪日調査に一縷の望みを託している ── 残留孤児にとって、最も入手が困難で、どんなに望んでも得がたい情報にほかならない。厚生省援護局（1987）は、訪日調査の方法として次のように述べている。「（訪日調査は）孤児から寄せられる肉親捜しの依頼とそこに記載されている離別の状況、父母の名前などの手がかり資料に基づいて開始します」[19]。そのような手がかり資料がある孤児は、そもそも最初から訪日調査の必要が少ない。そうした手がかり資料がないからこそ、訪日調査に一縷の望みを託さざるを得なかった大多数の年少の孤児は、ここでもまた大きな壁に直面させられたのである。

しかも厚生省援護局（1987）は「訪日調査の対象者が第１回（1981 年）から第５回（1984 年）までは、日本名、肉親の氏名、開拓団名など具体的な手がかり資料を保有している孤児や、文通などにより肉親関係につながる有力な資料を得ている孤児を優先的に招いていた…。しかしその後は肉親など関係者も高齢化してきたことから、肉親捜しを早急に進める必要があり、手がかり資料の多少にかかわらず対象に加えるようになった」[20]、「第８回目（1985 年）以降の訪日孤児が具体的な手がかりに乏し」[21]かったと述べている。訪日調査の目的が肉親捜し・身元判明であったからこそ、それにかかわる手がかり・証拠が少ない年少の孤児達の訪日調査は、1985 年以降まで遅延させられたのである。

実際、記憶・情報の乏しい年少の残留孤児達が、自ら残留孤児であることを「証明」し、日中両国政府の認定にこぎつけることは、まさに容易ではなかった。まず数少ない証人を捜しだし、資料・証言を集めるのに膨大な時間がかかった。それをもとに公安局に認定を申請しても、資料・証言が乏しいゆえに日中両国政府の認定には、さらに長い時間がかかった。また、もともと明確な記憶・証拠が少ない中での認定は結局、養父母や関係者の証言の説得力や信憑性、矛盾の少なさといった非常に曖昧な基準に依存せざるをえなかった。ほとんどの証人は高齢で、数十年も過去の出来事に関する記憶は曖昧である。記憶まちがい、および証言間の矛盾の発生は避けられない。もちろん当時の証人がすべて死去し、具体的な証言を得られない孤児もいた。こうした長期にわたる資料・証言の収集や認定審査は、年少の孤児達にとって、まさに時間の浪費以外の何ものでもなかった。

＊「公安局に肉親捜しの書類を提出した。公安局の担当者はすぐ档案を捜してくれ、笑って『あなたが日本人であることも、あなたの実父母の名前も記載されていない。たとえ昔は記載されていたとしても、文化大革命の時に消されたのだろう。この档案も、公安局が後で調査・整理して新しく作ったものだ。昔のままを保存したものでは

ない』と言った。それからずっと審査が続き、ようやく８年後、日本人孤児である旨の証明書が出た。公安局に初めて申請してから、実際に訪日調査に参加できるまで９年間を無駄にした」

「公安局に申請すると、職員が調査に来て下から上まで、何回も詳細な調査を重ねた。当時、私自身は自分の身元について何の記憶も情報もなかった。あるのは関係者の証言だけだ。それは一応、提出したが、それでも公安局は、養父の家の近隣の人々に、まるで探偵のように私をどういうふうに引き取ったかと調べていた。しかしいくら調べても、新しい事実は出てこない。そして長い間、どこからも何の連絡もこなかった。私はただひたすら待つしかなかった」

「公安局は私に、『自分が日本人だと、どうしてわかったのか』と厳しく尋問した。私が養父やかつての近隣の人から聞いた話をすると、公安局は『我々はその証拠をもっていないから、認められない』と言った。私は何度も公安局に通ったが、そのうちに腹がたち、『それなら、私が日本人ではないと書いてくれ。私は今まで日本人として散々差別されてきた。私が日本人ではないという証明書をくれれば、二度と公安局には来ない』と言ってやった。また、『もし私が日本人でないなら、なぜ以前、公安局が吉林市で開催した残留日本人の座談会に私を招集したのか』と問い詰めた。『その座談会で公安局長が最初に言った言葉を、私ははっきり覚えている。「親愛なる日本人の友人諸君」と挨拶したではないか。私が日本人でないというなら、公安局長はなぜ、そんなことを言ったのか』と付け加えた。そんなやりとりを繰り返す中で、しだいに公安局も私の言うことが本当だと認めていったようだ」

中国行政組織の官僚主義や腐敗もまた、残留孤児の認定や訪日調査への参加を遅らせる一因となった。

＊「公安局の職員は、『とにかく上司に報告して調査してみる』『少し検討する時間をください』と言うばかりだった。私は中国の役人が『調べる』と言っても、返事がいつになるかわからないとわかっていたので、『２週間後にまた来る』と強調して帰った。２週間後、公安局に行くと、案の定、『市の公安局から省の公安庁に報告したが、公安庁も証明書を出せず、国家の公安部に問い合わせた。公安部も証明書を出せず、裁判所が管轄する公証処に行くように指示された』と説明された。私はやむなく公証処に行った。すると公証処は、『証拠書類をそろえて出せ』と言った。私は『証拠書類はすべて公安局に提出した』と言ったが、『管轄が違うから、もう一度最初から手続きをやり直さなければならない』と言われた。それで私はまた何カ月もかけていろんな書類を用意して提出した。するとようやく公証処は残留日本人孤児だと認める証明書を出してくれた」

「私は肉親捜しの訪日調査を申請したが、しかし省の公安庁で１年間ほど、私の書類は放置された。やはり賄賂を渡さなかったからだ。賄賂を渡せば、もっと早く進んだだろう。それで私は、妻の勤務先である銀行の頭取が、省の公安庁の副庁長と知り合いだというので紹介してもらい、土産を持って会いに行った。するとようやく話はスムーズに進みはじめた」

ただし、訪日調査への参加の遅延の原因は、中国行政組織の個別の対応の問題にとどまらない。むしろ根本的には、前述のように、①未判明の残留孤児は、もともと手がかり・証拠品が乏しいからこそ訪日調査を必要としていたにもかかわらず、訪日調査への参加資格として信頼性のある手がかり・証拠品の提出を義務づけられ、その収集に膨大な時間を費やさざるをえなかったこと、および、②それゆえに日中両国政府による認定にもますます多大な時間が浪費されたこと、にある。いわば、訪日調査の基本的な制度設計そのものに大きな矛盾、現実との乖離があったといわざるをえない。そして日中いずれの政府側の認定に、より多くの時間が費されたかということは、個々の残留孤児には知る術はない[22]。

なお我々の中国での調査によれば、中国には今もなお残留孤児としての認定を切望しつつ、日本政府によって認定されない孤児が少なくない。つまり多数の証言があり、中国公安局が認定しているにもかかわらず、日本政府が認定していないケースである。中国側の行政担当者は、「残留孤児に間違いない。なぜ日本政府はこの人物を認定しないのか」との疑問を隠さない。逆に日本政府だけが認定し、中国公安局が認定しないケースの存在は全く確認できなかった。このような日本政府の厳格な対応は、偽装の残留孤児の渡日を防止しようとする入国管理の観点に基づくと思われる。しかしそれによって認定を却下される真の残留孤児にとって、これは重大な人権侵害といわざるをえない。

また、訪日調査に先立つ綿密で丹念な事前調査は、訪日調査での判明率を上げるためにも不可欠とされた。しかし肉親捜しで重要なことは、未判明の残留孤児全体の中での判明率を少しでも上げることであろう。訪日調査の参加者をあらかじめ少数に絞り込み、その枠内だけで判明率の上昇を目指すのは、本末転倒といわざるを得ない。

いずれにせよ、以上のように膨大な時間と労力を要する、しかも現実と乖離した認定作業を前提としたため、訪日調査は短期集中的かつ大規模に実施されなかった。「一度に多人数の者を訪日させても、成果をあげることは困難であり、また、中国側との名簿の確認等調査の準備のための期間を考えれば、…一回の訪日調査対象孤児は60人程度、訪日調査の回数も年3回が限度」[23]とされたのである。

実際、訪日調査は1981年から1999年まで計30回にわたり、五月雨的に実施された。1回あたりの訪日人数は20名から135名、例外的に多い時でも200名にとどまった。本稿の対象者のうち訪日調査に参加したケースが、実際に来日しえたのは、平均1985.6年、年少の残留孤児に限っていえば1986.2年になってからであった。日中国交回復後、13〜14年を経た後である。残留孤児や支援ボランティア、および中国の行政担当者からは、もっと短期集中的に大規模な訪日調査を実施すべきとの批判が出され続けていた[24]。

第7項　訪日調査と問題点

さて、以上のような諸困難を乗り越え、年少の残留孤児は日中両国政府の認定を得て、ようやく訪日調査に参加した。

訪日調査に参加した残留孤児の思いは様々だった。肉親との再会に大きな期待を寄せていた孤児がいる一方、「何の手がかりもないので、見つかるわけがない」と冷静に予想していた孤児もいる。

＊「日本に行けば、もし実母が生きているなら、必ず会いにきてくれると信じていた。実母も、我が子を好きで中国に置き去りにしたのではない。やむなく中国に置いたのだから、生きてさえいれば、私に会いに来たいはずだ。必ず見つかると信じて来日した」

「何の手かがりもなく、行ってもどうせ見つけるわけがないと思っていた。でも公安局の課長は、他の人は日本に行きたくても行けないのだから、行くべきだと勧めた。私は、見つかれば幸運だし、見つからなくても日本を見てこられるだけでいいと思い、参加した」

また農村に居住し、教育もほとんど受けることができなかった残留孤児（《Cタイプ》）の中には、故郷を離れ、訪日調査に参加すること自体に大きな不安を感じていたケースもあった。

＊「私は、交通がとても不便な農村にずっと住んでいて、それまでハルビンにも行ったことがなかった。一番遠くに行ったのは、鶏西だ。私は訪日調査に行くことが、どうにも怖くて仕方がなかった。ハルビン駅まで公安局の職

員が迎えに来てくれるというので、私はハルビン駅まで一人で列車に乗って行った。ハルビン駅で職員と会えなければ、そのまますぐ家に帰ろうと思っていた。ハルビン駅で職員が『公安局の者です。訪日調査に参加する方ですね』と声をかけてくれた。私は、『本当に公安局の職員ですか。偽物ではないですか』とたずねた。相手は『偽物じゃないよ』と言った。ハルビン駅には私と同じように訪日調査に参加する人が何人かいたので、偽物ではないだろうと思った。その後、列車に乗って北京に行った。ハルビン公安局の職員も付き添ってくれた。北京駅では、北京公安局の職員が出迎えてくれた。北京で数人毎の班に組まれたので、ようやく少し安心した。同じ郷の出身者がいるか、いろいろたずねてみたが、いなかった。でも、近くの郷の出身の男性が一人いた。私は彼に、『私はＹ郷の出身です。訪日期間中、私が迷子にならないよう、たえず気にかけておいてね。目を離さないでね』と頼んだ。彼は承知してくれた。とにかく私は出身郷から一人ぼっちだったので、すごく不安だった」

訪日調査への参加は１人１回のみとされ、期間も２週間程度にとどまった[25]。通訳や血液検査にも、様々な問題があった。こうした点に不満を抱く参加者も少なくない。

＊「訪日調査の期間が短すぎる。その後もまったく調査はない。来日して２週間だけで肉親が見つかるはずがない。その後、情報を提供されたり、肉親捜しの要望を聞かれたこともない。あまりにお粗末だ。本来、日本への永住帰国後も、新しい手がかりを捜し、私達に聞き取りをして、継続的に捜す必要があるだろう。訪日調査が終われば、それで肉親捜しも終わりという感じだ」

「日本政府の肉親捜しは、お座なりだった。肉親と離れて何十年もたっているのに、たった 12 日間の訪日調査だけで、見つかるわけがないではないか。その後も続けて捜さなければならないのに、肉親捜しの情報を聞きにきた政府関係者は一人もいない。訪日調査の際も問題があった。私は、ある老夫婦と血液鑑定をした。でも鑑定結果は、私には知らされなかった。私は通訳に結果はどうだったかと聞いた。しかし通訳は知らないと答えた。採血した以上、たとえ違っていても結果を教えるのが当然だ」

「訪日調査期間中、いろんな人と話したが、私にはほとんど意味がわからなかった。数人の残留孤児に一人の通訳しかいなかった。通訳は、いろんな人の所を順番に回り、とても忙しそうだった。訳された内容が私にわからないこともあれば、私の言っていることが向こうに伝わっていないこともあった。通訳がいない時、面会に来た人とは、ただお辞儀をしたり、笑ってみせたりするしかなかった。厚生省は、通訳の人数をもっと確保すべきだった。でもその時は、せっかくチャンスをくれたのだから感謝しなければと思い、文句は言わなかった。日本での肉親捜しはこの１回だけで、それ以降、調査されたことはない。これもおかしいと思う」

第８項　判明と未判明

そして本稿の対象者で訪日調査に参加したケースの中で、肉親の判明率は 31％と極めて低水準にとどまった[26]。特に年少の残留孤児の判明率は 18％にすぎない[27]。しかもこの中には、訪日前の事前審査で実質的に判明しており、訪日調査は最終確認の場にすぎなかったケースも含まれる。純粋に訪日調査によって初めて肉親が判明した年少の孤児は、１ケースのみであった。このような年少の残留孤児の訪日調査における判明率の低さは、単にもともとの記憶・情報の少なさだけでなく、訪日調査の大幅な遅延に起因することは、否定しえない。訪日調査の遅延が、関係者・証人の減少を招き、判明率を押し下げたのである。そのことは、厚生省援護局（1987）すら、判明率低下の要因として「肉親側も次第に年をとって、名乗り出る関係者が減ったこと」[28]があると認めざるをえないことからもうかがえる。未判明に終わったある年少の孤児は、「訪日中、12 日間ずっと待つだけのつらい日々だった。戦後、長い年月が

すぎ、おそらく家族全員、死んだのだろう。戦争で中国に置き去りにされ、肉親と引き離され、今となっては捜し出すこともできず、自分が何者かということすらわからない。言葉にできない苦しみだ」と語る。

訪日調査で初めて肉親が判明した唯一の年少の残留孤児は、実父母が知人を仲介者として養父母に託した《Dタイプ》である。またこのケースは、①養父母が日本人仲介者の名字を、実父母の名字と誤解しつつも、正確に記憶していたこと、②実父が「満州」時代に務めていた会社のOB親睦会が1980年代まで全国規模で実質的に活動を続け、しかもその会長が残留孤児の肉親捜しに強い関心をもっていたこと、③仲介者が生存し、しかも名乗り出たこと、④実父はすでに死去していたが、実母が生存していたこと等、年少者の中では特殊ともいえるほど多くの偶然の条件が重なったケースである。しかも何よりこのケースは、⑤日本のボランティアの斡旋により、第1回（1981年）の訪日調査団への参加を認められており、その点でもまさに例外的なケースであったといえる。訪日調査への参加が数年遅れ、親睦会の会長や仲介者、そして実母の高齢化がさらに進んでいれば、身元判明に至らなかった可能性も否定しえない。

＊「日本の『日中日友好手をつなぐ会』の役員が手紙で、『肉親を捜したいなら、訪日調査に参加するのが一番いい』と教えてくれ、手続きしてくれた。その人のおかげで私は、第1回目の肉親捜しの訪日調査団体に入れてもらった。訪日調査の11日目、60歳～70歳の男性が私に面会に来た。男性は、『私はあなたの肉親ではない。しかし新聞であなたの記事を読み、もしかするとあなたの実父は満州時代、私の会社の同僚だったのではないかと思う。私はその会社のOBの親睦会の会長だ。必ず捜してあげる』と言ってくれた。2日後、その男性が再び来た。私がある部屋に入ると、そこに高齢と中年の女性がいた。厚生省の人が、『この方が、あなたのお母さんとお姉さんです」とはっきり言った。私は諦めようと思っていたが、見つかって本当にびっくりした。私の手がかりは、Aという名字だけだった。養父に、『私の日本の名字は何？』ときくと、養父がAだと教えてくれた。それで私は面会にきた男性にも、そのことを話した。男性は親睦会の全国組織でAという名字の人を捜すと、3人いた。でも3人とも、子供を中国に残していなかった。ただそのうちの1人が、『私が仲介して、N氏の子供を中国人に託したことがある』と証言した。それでN家に連絡すると、実父はすでに亡くなっていたが、実母がまだ生きていて、判明した」

第9項　名乗り出ない肉親

訪日調査を通して、心を一層傷つけられた年少の残留孤児もいた。遺産相続問題により、肉親が認知しなかったのではないかと思われるケースが散見されたからである。また実母と思われる高齢の女性が、再婚後の家族に気がねをして、認知に踏み切れないのではないかと思われるケースもあった。年少の孤児達は、こうした肉親の事情・葛藤に理解を示しつつ、しかし同時に強い反発も覚えていた。

＊「訪日調査の際、通訳の残留婦人が『実はここ数日、あなたの実母がずっとこっそり会いに来て泣いていた。実母は経済力がないらしい。同居している嫁が、あなたを認知するなら実母に家から出て行ってもらうと言っている。だから認知できないそうだ』と言った。私は何も言えなくなり、涙に泣き濡れた。私は実母を責めない。少なくとも会いに来たのだから。ただ私は実母の顔すらわからず、とても悲しかった。実母と一緒に写真を撮り、思い出にして、子供にも見せたかった。こんな話、教えてくれなくてもよかったのにと思った。訪日調査の最終日の前日、その実母らしい人が面会したいと言ってきた。でも翌日、彼女は用事で来られなくなったと言った。それっきり会えなかった。私は実母を恨んでいない。理解している。ただ日本人には親族の愛、肉親の情が欠けてい

ると思う。中国人の心の広さと比べものにならない。中国人の兄嫁なら、きっと早く迎えにいかなきゃと積極的に受け入れるだろう。日本人のきょうだいは、残留孤児が財産目当てではないかと疑い、認知しなかった。私達は中国に 40 年間も捨てられ、中国政府と養父母に育てられた。大きくなってからは、誰にも頼らず自立して生きてきた。その間、日本政府や日本の親族は何をしてくれたのか？。財産目当てと思われたことは、私達の精神・人格への侮辱だ。私達が財産目当てに肉親を捜したというのか。両親、きょうだい、血縁を知りたかっただけではないか。私達が肉親を捜す時、肉親がどれぐらい財産をもっているか、たずねたことがあるか。私は日本人に非常に反感を持った。私達の中国での生活は確かに日本に比べれば貧しい。でも、志は貧しくない。私はこれまでどんな困難でも乗り越えてきた。物乞いはしない」

「訪日調査で、実母らしい女性が会いに来てくれた。彼女は『丹東の日本神社に子供を置いた。子供の首にホクロがあり、こんな着物を着させていた』と話した。それはすべて私の証言と一致していた。彼女は大泣きした。でも結局、彼女は私を娘とは認めてくれなかった。彼女とはしばらくの間、手紙をやりとりしていた。私は彼女の気持ちがすごくわかった。彼女の生活を邪魔してはいけないと思った。彼女は再婚して、２人の息子がいた。一般に実父母が再婚したり、他に子供がいると、今の家族への遠慮や財産問題があって認知されにくい。実父母が両方健在なら、一番認知されやすい。父母の一方が健在でも、再婚していなければ、まだ認知されやすい。再婚すると、なかなか認めてくれなくなる。再婚後、子供がいるとなおさらだ。日本では遺産相続の問題があるからね。私達は横から割り込むようなものだから、実父母の子供は財産を分与したくないに決まっている。心の中では肉親と認めたくても、表立って認めることができないわけだ。でも私達残留孤児は、財産相続のことなど考えたこともない。たとえ考えた人がいても、本当にごくわずかだと思う。私達は、ただ親が見つかり、故郷に帰れることだけを考えていた。どうも中国からきた人は貧しいから、みんな財産を狙っているという偏見が、日本人にはあるようだ。これは侮辱ではないか。ただでさえ苦しんでいる孤児の心の傷に、また塩をすり込むようなものだ」

「ある老夫婦が面会にきた。その時、一緒に付き添ってきた娘は、なぜか私と面会しようとしなかった。訪日調査の期間中、結果は聞かされず、中国に戻ってから、この老夫婦から手紙がきた。手紙は、老夫婦の知人の中国人が届けてくれた。その中国人は『あの老夫婦は、あなたを実子として認知しようとしている』と言った。しかし半年ほどすると、またその中国人が来て『老夫婦は何らかの事情があり、やはりいい友達でいようと言っている。あなたはこの老夫婦の希望だ』と言った。それ以前は、『あなたのことをすごく懐かしく思っている。顔もそっくりだ』と言っていたのに、突然、態度が変わった。老夫婦には息子と娘がいる。推測だが、息子達が認知を望まなかったのではないか。親子やきょうだいが負担になるのをおそれて会いに来なかったり、認知しなかったケースが、ほかにもあった。私の場合も、おそらく同じだろう。日本人は本当に冷たく、情がない。私は日本人だが、長く中国にいたので、中国的な考え方になっている。本来、日本にいる肉親こそ、残留孤児の捜索を先に始めるべきだったのに」

肉親が認知を拒む背景に、日本政府の責任を指摘する孤児もいる。肉親が判明すると、その後の残留孤児の受け入れや自立支援の責任は、すべて肉親の責任とされる。つまり日本政府が残留孤児の帰国・受け入れをすべて家族の私事とみなし、政府自身の責任と捉えなかったことが、肉親の認知を阻んだとする批判である。

＊「肉親がみつかっても、認知を拒む例があった。それは肉親がみつかると、政府から残留孤児支援がなされず、すべて肉親の負担にされたからだ。政府が、肉親に負担をかけないという政策をとっていれば、肉親が判明した孤

児はもっと多かったと思う。これは日本政府の責任だ。認知寸前までいったのに、突然、肉親が認知を拒んだ例もあった。もし認知したら、残留孤児が日本に帰国して仕事がみつからなければ、自分達が生活の面倒をみなければならないと考え、認知しなかったのだ。日本政府が、孤児が帰国すれば政府が責任をとる、肉親に負担はかけない、肉親はただ認め合いさえすればいいという方針を打ち出していれば、こんなことは起きなかったはずだ。政府が孤児を中国に棄てたのだから、政府が責任をとるべきだ。だから実際、負担を押し付けられ、認知できなかった肉親も被害者だ」

「肉親でありながら知らんぷりをさせたのは、罪深い日本政府だ。当時の日本政府の政策によれば、もし残留孤児の肉親が見つかれば、政府は一切面倒を見なくなってしまう。住宅や仕事も、政府は全く関知せず、すべて肉親に任せることになっていた。これが、残留孤児の肉親にとって、無形の圧力になっていた。40～50年ぶりに外国から帰ってきた子供を、肉親が見つかっても見つからなくても、政府は平等に扱うべきだった。そうすれば、私達の肉親捜しはもっと順調に進み、肉親の側も気軽に私達を受け入れたはずだ。日本政府は、肉親と孤児の間に障壁を設けた。だから、結ばれるはずの肉親も結ばれなくなってしまった」

なお最後に、年少の残留孤児と肉親の認知は、実際には一重に肉親側の判断にかかっていたことも見逃せない事実である。年少の孤児は、別離当時の状況をほとんど記憶していない。そこで実質的な認知は、鮮明な記憶をもつ肉親の側にほとんど一方的に委ねられた。肉親が現在の生活を守るため、残留孤児を認知しないことは、当然、ありうる。孤児の中には、「実の親子であることが明白な場合、日本政府は実父母を説得すべきだ」、「日本政府は孤児の意見を聞かず、親の事情ばかり勝手に配慮した」との声もある。

考察　中国残留日本人孤児の肉親捜し

以上、中国残留日本人孤児の肉親捜しに焦点を当て、その歴史・社会的意義を考察してきた。簡単に総括しよう。

まず第1に、残留孤児の肉親捜しにおいては、孤児の年齢という要素が大きな意義をもつ。すなわち年長の孤児は具体的な記憶・情報をもち、比較的容易に肉親の判明にこぎつけた。これに対し、年少の孤児は記憶・情報が乏しく、肉親捜しに非常に苦労した上、多くは未判明に終わった。この年齢という要素に比べれば、居住地（都市－農村）等は、それほど決定的な影響をもたない。第1章・第2章で明らかにしたように、残留孤児の日本敗戦時の体験、および戦後の中国社会での基本的な生活実態は、残留孤児の年齢とともに居住地の違いによって、大きく異なっていた。しかし肉親捜しにおいては、年齢差が圧倒的に大きな規定要因となっている。しかもここでの年齢差とは、端的にいえば、日本敗戦時（実父母との離死別時）の具体的な記憶の有無である。年齢・世代毎の歴史・社会的な生活体験の質の違いというより、1945年前後の時期の記憶の有無という、ある種の身体的・発達段階的な違いが、残留孤児の肉親捜しの命運を分けたといえる。肉親捜しの支援も、こうした孤児の年齢差を十分に考慮する必要がある。またいうまでもなく残留孤児の認定に際しても、特に年少者は記憶・情報が乏しいのが当然という前提に立ち、柔軟な対応が求められる。

第2に、残留孤児の肉親捜しにおいて、日本政府は積極的役割を果たしてきたとは到底言い難い。1946～58年に実施された前期・後期の集団引揚げは、いずれも日本政府が直接主催した事業ではない。日本

政府は戦後一度も、中国東北地方からの集団引揚げ事業を自力で実施していない。むしろ戦後の東西冷戦下、日本政府はアメリカ従属路線を貫き、民間ベースの後期集団引揚げを中断させる上で大きな役割を果たした。また日本政府は、1972 年まで中国政府を承認せず、年長の残留孤児が実際に行っていた自主的な肉親捜しに大きな制約をもたらした。さらに日本政府は日中国交回復後も、残留孤児の肉親捜しに消極的であった。年長の残留孤児の肉親捜しは、主に残留婦人・マスメディア・ボランティア・肉親など、民間の自主的なネットワークによってなされた。日本政府が行ったのは、年長の孤児と肉親の双方から政府機関に依頼と詳細な情報が寄せられた場合に限り、それらを照合し、一致点が多ければ、肉親に通知することにとどまった。残留孤児が大使館や厚生省に手紙を出しても、ナシのつぶてに終わることも多かった。一方、年少の孤児の場合、民間の自主的なネットワークだけでは肉親の判明が困難であることは、すでに 1970 年代半ばには明白になっていた。しかし日本政府が、孤児や肉親・支援ボランティアの要望に押され、肉親捜しの訪日調査を実施したのは、ようやく 1981 年になってからである。しかもその訪日調査も、五月雨式・小規模に長期間にわたってなされ、また情報が少ない年少の孤児の参加は後回しにされた。その結果、ただでさえ情報が少ない年少の孤児の関係者・証人はますます失われ、年少の残留孤児の多くは肉親を見つけられなかった。

第３に、日本政府による訪日調査が五月雨式に遅延した最大の理由は、訪日調査の基本的な制度設計そのものにあった。すなわち訪日調査を最も必要としていたのは、手がかり・証拠品が乏しい孤児達であった。もともと手がかり・証拠品がある孤児は、訪日調査を待つまでもなく、肉親が判明していた。しかしそれにもかかわらず、訪日調査に参加するには、未判明の孤児自身が「信頼性のある資料」や「手がかりになる証拠品」を公安局に提出し、日中両国政府の認定を得なければならなかった。また訪日調査が「肉親捜し・身元判明」を目的とする以上、事前審査でもそれに結びつく資料・証拠品が重視されたが、これは未判明の孤児にとって最も入手困難なものであった。資料・証拠が少ない中で、認定基準も個別具体的で曖昧なものとならざるをえず、認定には長い時間を要した。こうした現実離れした参加資格の高いハードルが、おのずと訪日調査の規模・頻度を制約し、未判明孤児の訪日調査を大幅に遅延させたのである。

これらの事前審査や厳格な認定は、偽装の残留孤児の日本への入国を阻止し、また訪日調査での判明率を上げるために必要とされた。しかし偽装者の入国防止の必要は、真の残留孤児の肉親捜しの遅延・制限を正当化する理由にはならない。訪日調査の参加者をあらかじめ少数に絞り込み、その枠内だけで判明率の上昇を目指すのは、より多くの未判明孤児の肉親判明をめざすという目的に照らせば、本末転倒といわざるをえない。

年少の残留孤児は、肉親・身元に関する具体的な情報は乏しい。しかし彼・彼女らは、戦後の中国社会で「日本人」として様々な差別・迫害を体験してきた。地元の人々は、彼・彼女らが日本人であることを認識していた。中国行政当局も、すでに幾度かにわたる調査に基づき、日本人であることを示す档案資料を保有していた。したがって、戦後の中国社会での生活史全体に基づき、できるだけ幅広く柔軟に日本人としての認定を行うことは十分に可能であった。そうすれば、事前審査にもさほど時間はかからず、実施の費用と体制さえ整えれば、訪日調査の規模や頻度を飛躍的にあげることもできた。また２週間程度で１人１回限りの訪日調査で終わらせず、残留孤児と認定した者をまず希望に応じて長期間にわたって滞日または永住帰国させ、肉親に関する情報が豊富な日本社会に居住させる中で肉親捜しを継続することも可能であった。年少の孤児達は、「たった２週間、１回限りの訪日調査で、その後は何の調

査もない」ことに、大きな不満を感じている。

日本政府が当時、こうした柔軟な対応をとらなかったのは、肉親の身元保証を得られる残留孤児だけに永住帰国を認めていたことと無関係ではない。つまり日本政府は、永住帰国後の残留孤児の生活に責任を負うのは政府ではなく、あくまで肉親であり、したがって肉親の判明を永住帰国の前提条件とみなしていたのである。こうした政府の姿勢が、肉親捜しの訪日調査を小規模・短期間にとどめ、また五月雨式に遅延させ、結果的に年少の残留孤児の肉親判明率を極端に低いものに終わらせてしまった大きな背景であったと言わざるをえない。

さて第４に、残留孤児の肉親捜しの動機・方法に注目すると、年長の孤児達は記憶に鮮明に残っている「懐かしい肉親との再会」を目指し、肉親捜しに取り組んだ。また肉親捜しの方法も、「同郷出身」や「同じ開拓団出身」の残留婦人に出身地の地方自治体への手紙を託すなど、個別具体的な情報にまで踏み込んだものであった。つまり年長の孤児は、「日本の血統」や「日本人一般」ではなく、あくまで個別具体的な動機・関係・情報の中で、肉親を捜した。またそれゆえに、彼・彼女らは肉親と再会できた。これに対し、記憶・情報が乏しい年少の孤児の肉親捜しの動機は、一つには貧困からの脱却であった。そこでは、まず日本人として認定されることが重要であり、肉親捜しはそのための手段ともいえた。これは前述の日本政府の、肉親捜し・判明を日本への永住帰国の前提条件とする方針に沿ったものである。そしていま一つ、年少の孤児には、「自分はどこからきたのか、自分とは何者なのか」など、自らの存在とアイデンティティの根源を明らかにしたいという動機もあった。その動機の問いへの暗黙の答えは、「自分は日本人の実父母の子供であり、日本人である」ということになる。こうした年少者の二つの動機 ── 物質的・経済的動機、および精神的・根源的動機 ── は、一見正反対に見える。しかし両者はいずれも、日本人としての血統主義的国民統合の論理と一定の親和性をもつ。しかし同時に、一見、利己的にもみえる前者の物質的・経済的動機は、生活の必要・上昇要求に基づくものであり、人間としての普遍性に支えられている。しかもそれは、ポスト・コロニアルの世界的な国民国家間の経済格差という現実をふまえた認識である。一方、後者の精神的・根源的動機は、人間の本質的な類的行為といえる。しかも残留孤児の場合、自らの存在の成り立ちを問おうとすれば、必然的に日本の侵略戦争、ポスト・コロニアルの中国社会での生活、そして日本政府による放置といった歴史・社会的現実に関する認識が不可欠になる。以上のように、残留孤児における肉親捜しの動機は、年長・年少を問わず、血統主義的国民統合・ナショナリズムの枠内に収まりきるものではない。たとえ血統主義的国民主義に回収されがちな要素を含んでいたとしても、その基底にあるのはむしろ人間としての普遍主義であり、しかも帝国主義やポスト・コロニアルの国民国家システムに対する批判という形をとって現れる人間としての普遍主義というべきであろう。

第５に、残留孤児と養父母の関係についてみると、ここでもまた孤児の年齢による差が明白である。まず年長の孤児は、「自分は日本人であり、養父母の養子である」という事実認識を、当初から養父母と共有していた。そこで年長の孤児の養父母の多くは、孤児が肉親捜しに踏み出したとき、様々な葛藤を抱きつつも、協力または黙認する姿勢をとった。これに対し、年少の孤児では、「日本人であり、養子である」という事実そのものが長年、秘密にされ、養父母との間で触れてはならぬタブーとされてきたことが多い。それだけに肉親捜しの際、年少の孤児と養父母は、特に深刻な葛藤に直面せざるをえなかった。しかも記憶・情報が乏しい年少の孤児達は肉親捜しに際し、関係者とりわけ最も事情をよく知る養父母から事実を聞き出さねばならなかった。そこで孤児と養父母の葛藤は一層深まった。そして年少の

孤児の中でも、肉親捜しに貧困からの脱出の願いを託す貧しい農村の孤児の場合、養父母は比較的早く葛藤を乗り越え、養子の肉親捜しに協力した。子供の生活の向上を望む、人間として、親として当然の意識がそこに働いたものと思われる。一方、「自分はどこからきたのか、自分は何者なのか」を問おうとして肉親捜しに踏み出した都市の年少の孤児の養父母は、肉親捜しに最後まで激しく抵抗した。こうした養父母には、孤児を幼い頃から濃やかな愛情をもって育て上げてきたケースが、特に多かった。それだけに彼・彼女らには、孤児達の肉親捜しという行為そのものより、むしろその背後にある動機が受け入れにくかったものと思われる。しかしそれでも、最終的には都市の養父母も含め、大半の養父母達は残留孤児の肉親捜しを受け入れていった。孤児達が、養父母（社会性）を棄て、実父母（自然性）を選択しようとしているのではないことが理解できたからである。自然と社会の二分法・二者択一ではなく、その双方が養子の「生命＝生活」にとって不可欠であるという認識・確信を、孤児と養父母は葛藤に満ちた行きつ戻りつのコミュニケーションを通して獲得していったといえよう。「誰にも実の親がいる」ことを、養父母も受容していった。そしてその際、大きな決め手になったのは、寿命（「生命＝生活」の有限性）である。「自分が死ぬと、養子に事実を伝えられる人がいなくなる」、「実父母を早くみつけなければ、永遠に会えないままに終わる」。限りある人生だからこそ、今／ここでの決断・主体性の発揮が必要となり、葛藤が乗り越えられていった。

そして第６に、残留孤児と日本の肉親との関係についてみると、年長者の多くは肉親が判明し、感激の再会を果たした。ただし一部では、30 年間以上にわたる離別が、言語・習慣、実父母の再婚等による新たな人間関係の軋轢を作り出し、再会以前に思い描いていた「懐かしい肉親」のイメージは打ち砕かれた。肉親との現実の出会いは、単なる自然性ではなく、社会性を突き付けた。この点については、その後に続いて発生した永住帰国をめぐる肉親との対立・葛藤も含め、第４章で詳しく検討しよう。一方、年少の孤児の多くは、肉親が未判明に終わった。このことはまず、貧困からの脱出を動機として肉親を捜していた年少の孤児にとっては、身元保証人としての肉親が確保できない中で、いかにして日本に永住帰国を果たすかという新たな問題の発生を意味していた。また、「自分が何者なのか」を明らかにすることを動機として肉親を捜していた年少の孤児にとっては、その答えが永遠に得られなくなったことを意味していた。そして訪日調査の際、肉親と思われる人々が、日本での家族生活の事情や遺産相続問題によって残留孤児を認知しないということが一部で起きた。認知を阻む背景には、日本政府が孤児の受け入れを家族の私事とみなし、肉親に責任を負わせていた事実があった。肉親はここでもまた、単なる自然性ではなく、極めて社会的に構築されるものであることが露呈したのである。一部の孤児達は、「認知しない肉親を、日本政府が説得すべきだ」と主張する。しかし認知を阻んだ大きな要因は、私的所有（遺産等）、および家族における女性高齢者（実母）の地位であった。こうした近代家族制度そのものの矛盾が認知を阻んでいる以上、近代国家の家族への介入・説得による問題解決には限界がある。国家が肉親と孤児のいずれの立場にたって他方を説得したとしても、それは結局、生きた親子関係への国家権力の介入の強化にほかならないからである[29]。その意味で残留孤児の認知をめぐる葛藤は、近代家族・国家の枠内では解決しえない。遺産を勝ち取るにせよ、放棄するにせよ、そのような権利や自由をいくら獲得しても、遺産という制度から孤児も肉親も自由にはなれず、一層強く拘束される。自然と社会の統一としての家族は回復しえないのである。

補注

1)蘇(1975)73頁。

2)中国にとどまった残留孤児については、呉（2004）第2部。また我々はこうした孤児に関する中国での実態調査をすでにほぼ完了しているが、その詳細な分析は別稿に譲る。

3)佟・浅野（2008）410頁、浅野（2006）248～249頁。

4)南（2006）26頁。

5)浅野(2005)107～109・188頁。

6)浅野・佟（2006-b)、浅野（2008)。

7)厚生省援護局編（1987）46頁。

8)厚生省援護局編（1987）4頁、呉（2004）29頁。

9)後期集団引揚げについては、南（2006）27～29頁、庵谷（2006）76～77頁、井出（1986）213～218頁、菅原（1989）191～192頁、厚生省援護局(1987)7～8頁、呉（2004）42・54～56頁。

10)『厚生白書』(1957年版）244頁、厚生省援護局編（1987）5～6頁。

11)南（2006）は、当時の日本政府資料に基づき、中国政府側には集団引揚げを再開する用意があったが、日本政府側に“目立たぬ自然な形”で集団引揚げを終結させようとする意図があったと指摘している。

12)厚生省援護局編（1987）17頁、菅原（1989）191～192頁。

13)「生き別れた者の記録」『朝日新聞』1974年8月15日、庵谷（2006）77頁。

14)厚生省援護局編（1987）18頁。

15)養父母と年少の残留孤児の関係については、浅野・佟（2006-b)。

16)厚生省援護局編（1987）19頁、関・張（2008）69～70頁、呉（2004）79～80頁。

17)2000年以降は、集団訪日調査に代えて、厚生労働省が調査担当官を中国に派遣し、日中政府共同で面接調査を行い、日中両国政府で残留孤児と確認された者について、その情報を公開し、また肉親情報のあった者を訪日させ、対面調査を行っている。本稿の対象者には、この新たな情報公開調査の該当者はいない。

18)関・張（2008）下巻7頁。

19)厚生省援護局編（1987）35頁。

20)厚生省援護局編（1987）44頁。

21)厚生省援護局編（1987）48頁。

22)日中両国政府のいずれかが残留孤児と認定できない者について、日本厚生省職員が訪中し、中国現地で残留孤児との面接調査や資料収集を実施し、残留孤児である蓋然性が高いと判断した場合、訪日調査に参加させるようになったのは、1994年になってからである。

23)中国残留日本人孤児問題懇談会「中国残留日本人孤児問題の早期解決の方策について」(1982)。厚生省援護局編(1987)111頁に掲載。

24)『毎日新聞』1984年10月31日は、中国公安局職員および中国行政担当者の発言として、「現在のような訪日調査では、10年かかっても終わりませんよ」、「孤児はすでに40代で、早くしないと肉親に会えなくなる。調査のスピードが遅すぎる責任はすべて日本政府にある」、「集団訪日と並行して個人の訪日も推進すべきだ。また、孤児を捜す父母の集団訪中も必要」等を紹介している。

25)この点への不満については、関・張（2008）141～142頁。

26)この判明率は、訪日調査全体の判明率（約3割）とほぼ一致している。

27)本稿の対象者のうち、年長者で訪日調査に参加したケースは少ないが、そこでの判明率は高い。また訪日調査期間中、マスメディアで流された具体的な情報をもとに、比較的簡単に肉親が名乗り出ている。「訪日調査の２日目、私はテレビに出た。実父が家でテレビを見ていて、すぐ『これはうちの子じゃないか』と思ったそうだ。実父は即日、面会にきた。私は実父の容貌や実母の身長、私は誰に似ているとか、当時の年は何歳だとか、何のために中国に渡ったとか、全部話した。黒竜江省で小学１年生の時、通学中、転んで足にケガをしたことも話した。これらがすべて実父の記憶と一致した。ＤＮＡ鑑定の結果からも、確実に親子であると証明できた」、「訪日調査の時、姉はテレビを見て、すぐに私だと断定した。２人の姉が会いに面会にきてくれ、即日判明した」。

28)厚生省援護局編（1987）44頁。

29)浅野（2005）117頁、ミース（1998）147～149頁。

第４章　祖国と越境

――中国残留日本人孤児の永住帰国――

「すべて人は、…自国に帰る権利を有する」
世界人権宣言第 13 条２
「何人も、自国に戻る権利を恣意的に奪われない」
国際人権規約２－第 12 条４項
Imagine there's no countries　It isn't hard to do
J. Lennon　"Imagine"

序　問題の所在

本章の目的は、中国残留日本人孤児の永住帰国に焦点を当て、その歴史・社会的意義を考察することにある。

この分野には、一定の研究蓄積がある。ただしその大半は、日本政府の政策やボランティアの活動、マスコミ・世論の動向の紹介・分析であり、残留孤児自身の体験・意識の側からアプローチした研究は少ない。もとよりルポルタージュ・ドキュメンタリー、および当事者による体験記は少なくない。また、それらを集積して分析した呉（2004）等の研究もある[1)]。しかしそれらは、オリジナルな実態調査で得られた一次資料に比べれば、統一的基準での体系的分析に耐え得る情報の質という点で、制約が大きい[2)]。

分析に際しては、以下の諸論点に留意する。

まず第１は、残留孤児の永住帰国時期、およびその遅延の規定要因の検証である。これは、2008 年まで争われた残留孤児の国家賠償訴訟において主要な論点の一つとなった[3)]。原告の残留孤児は、その規定要因が日本政府の政策にあると主張した。被告の国は、これを否定した。本稿は直接、法的判断を示すものではないが、その基礎になる事実を検証する。なお第 1 章～第 3 章で明らかにしたように、残留孤児の中国への残留経過、中国での生活、および肉親捜しの状況は、彼・彼女らの年齢や居住地によって大枠で規定されていた。しかしこうした年齢や居住地は、永住帰国時期の主要な規定要因ではない。なぜならまず本稿の対象者の永住帰国は、年齢・居住地の違いを越えて、すべて 1976 年以降まで遅延している。また年長（敗戦時６歳以上）の孤児が年少者に比べ、やや早く帰国した傾向はあるが、しかし帰国が大幅に遅延した年長者も決して少なくない（表４－１参照）。残留孤児の永住帰国時期を第一義的に規定したのは、年齢や居住地、そしてそれらに基づく中国への残留経過や中国での生活、肉親捜しの状況における違いではなく、それ以外の諸要因であると考えられる。

第２は、残留孤児の永住帰国をめぐる血統主義的ナショナリズムをいかに捉えるか、である。残留孤児は日本人の血統に基づき、日本国民として日本に永住帰国した。このことは、一方で帰国後の彼らに「日本人」としての同化を強制する圧力となり、他方で自国民を海外に遺棄した日本政府の責任を問う根拠となる。またそれは、中国での生活体験の軽視・蔑視、あるいは「日本人」ではない在日外国人へ

表４－1　年齢・居住地別帰国年次　　（人）

	年長(6歳以上)		年少(6歳未満)	
	遼寧省・吉林省等、都市	黒竜江省等、農村	遼寧省・吉林省等、都市	黒竜江省等、農村
1985年以前	4	4	—	1
1986年～	2	4	5	8
1990年～	4	2	6	4
計	10	10	11	13

資料：実態調査より作成。

の排他的なまなざしを派生させる契機でもある[4]。そしてこうした問題は、残留孤児の人生が併せ持つ中国文化・中国ナショナリズムを強調してバランスをとったり、残留孤児を「日中友好のシンボル」と調和的に位置づけたりしても解決しない[5]。

第３に、これと対照的に、残留孤児の永住帰国を、経済的な豊かさを求めた一種の移民とみなす見方もある[6]。そこで一方で血統主義・ナショナリズムの立場から、「本来の永住帰国の趣旨からの逸脱、実質的な出稼ぎ」と批判的に捉える世論が生まれる。他方で、新来住の外国人の来日と残留孤児の帰国を同一視し、ともに多文化共生の主体と捉える世論も現れる。しかしナショナリズム（国家）、金銭目的の移動（市場）、多文化共生（市民社会）は、いずれも近代社会の構成要素である。そこには断絶性だけでなく、連続性もある。

そして第４に、残留孤児の永住帰国の歴史・社会的意義を、諸個人の心理的動機にとどまらず、社会構造とその変動、および当事者のトータルな生活の把握に基づいて考察する。従来、そうした研究は必ずしも多くない。呉（2004）は数少ない貴重な成果だが、永住帰国の動機を中国側のプッシュ要因・日本側のプル要因に峻別し、永住帰国者にも存在したはずの中国側のプル要因・日本側のプッシュ要因との関連等を十分に把握していない。また同書は、日中国交回復（1972年）以降を一括して論じており、残留孤児の永住帰国とその背後の社会構造の史的変容を捉えるには、やや概括的である[7]。

第１節　日本政府の政策の推移とその問題

ではまず、日本政府の政策の推移とその問題を、調査対象者の体験に即してみていこう。

第１項　国交回復以前

日中国交回復（1972年）以前、日本政府は、肉親が判明して戸籍が確認できる残留孤児に限定して、個別に永住帰国（引揚げ）を認めていた。肉親・戸籍が未判明の孤児の帰国は認めなかった[8]。

また中国に暮らす残留孤児が、たとえ日本の肉親・戸籍に関する詳細な記憶をもち、日本への帰国を切望していても、国交がない中で実際に帰国しうるチャンスはほとんどなかった。本稿の対象者も、国交回復以前に日本に帰国できたケースは皆無である[9]。

第２項　国交回復と身元保証人制度

日中国交が回復しても、残留孤児が直ちに永住帰国できたわけではない。「国交回復以降も、日本に帰国できるということは、長らく知らされなかった」と語る孤児もいる。

しかしそれでも「国交回復直後、職場の同僚から『日本に帰れるかもしれない』とこっそり教えられた。私はすぐにも帰国したかった」と語る孤児もいる。また国交回復を機に、日本大使館や日本政府に永住帰国を求める手紙を出す孤児も徐々に増えてきた。従来通り、日本政府が個別の永住帰国(引揚げ)を認めていれば、少なくとも肉親・戸籍に関する詳細な記憶がある残留孤児の帰国は、一挙に促進されるはずであった。

しかし、日本政府は遅くとも 1974 年頃までに、戸籍が確認できた残留孤児の永住帰国に際し、外国籍者としての入国手続き――中国政府の旅券、日本政府の査証――を求めるようになった。孤児の永住帰国が、日本人の引揚げから、中国人の新規入国へと一変したのである。しかも当時、日本政府に査証を申請するには、肉親による身元保証書の提出が必要とされた。

日本政府が肉親による身元保証を求めた理由は、必ずしも明確ではない。しかし、①残留孤児の特別な歴史的背景をふまえず、単なる中国籍者として形式的に処理したこと、②残留孤児の永住帰国を個別家族の私事と位置づけ、政府の公的責任の回避を図ったこと [10]、そして③国交が正常化したとはいえ東西冷戦は継続しており、社会主義国＝中国からの入国者を警戒し、特に厳重な身元保証を求めたことなどが考えられる。

こうした身元保証人制度により、肉親が未判明の残留孤児は、永住帰国の道を断たれた。本稿の対象者（44 名）のうち未判明の孤児は、半数弱(20 名)に達する。彼・彼女らは身元保証人制度、およびそれを課した日本政府を厳しく批判している。

＊「一番困ったのは、身元保証人がいなければ帰国できないことだ。すぐにも帰国したかったが、肉親が見つからず、身元保証人が確保できないため、帰国できなかった。日本政府は、身元保証人制度という大きな障害を作り出した。これは全く不当だ。私達は日本人だ。正々堂々、日本国民だ。どうして私達が日本に帰国するのに身元保証人が要るのか。外国人でも難民でもないのに。日本政府は、理解しがたい過ちを犯した」

「身元保証人制度は不当だ。日本人が日本に帰ってくるのに、なぜ身元保証人がいるのか。おかしな話だ。大使館の職員にたずねると、まだ日本人かどうかはっきりしていないと言われた。日本人でなければ、なぜ肉親捜しの訪日調査に参加させたのか。矛盾している。あれほど詳しく調べられ、ようやく日本人だと日本政府に認定されて訪日調査に参加したのに」

また肉親が判明した残留孤児も、肉親に身元保証を拒否されれば、帰国できなくなった。本稿の対象者のうち、肉親が判明した孤児(24 名)のうち、肉親がスムーズに身元保証人を引き受けたケースは３分の１（８名）にすぎない。残る３分の２では、肉親が身元保証人になることを躊躇または拒否した。そこで孤児達は、肉親の説得に時間を費やし、または最後まで同意を得られず、永住帰国を遅延させざるをえなかった。

＊「肉親は判明したが、身元保証が得られず、帰国できなかった。私はどうすればいいか、日本大使館や厚生省に何度も問い合わせた。でもどこも、明確な回答をくれなかった。長年、県や市、国が責任を押しつけあっていた。厚生省は、私が日本に帰れない理由を書き連ねた手紙をよこした。日本語で書いてあったから私にはわからず、知人に訳してもらった。すると日本語ができないとか、身元保証人がいないとか、肉親に身元保証を頼んだらど

うかとか、書いてあった。それで10年もすぎてしまった。その間に中国のパスポートも切れた。中国では、パスポートを申請するには非常に面倒な手続きが必要だ」

「親戚訪問で来日した時、姉を何度も説得したが、どうしても身元保証人になってくれなかった。姉との関係もこじれ、感情も傷ついた。私は『たとえ物乞いになっても日本に帰る』と主張したが、姉は聞く耳をもたなかった。私はもう嫌になり、地元の地方議員に身元保証人になってくれるよう頼んだ。議員は嘆願書を作り、1395名の署名を集めてくれた。『日本に帰してください』という私の手紙を、多くの人々に配った。でも私が中国に戻った後、その議員から『やはり親戚の同意がないと、日本に戻れない』という手紙がきた。私はやむなく、また姉に手紙を出した。とにかく肉親の身元保証がなければ、日本に帰れないのだから、私はひたすら説得し、頼み込むしかなかった。でも姉は、やはり同意してくれなかった。」

肉親が身元保証人になるのを躊躇・拒否した理由は、多様である。

まず第1に、特に経済面で、残留孤児の帰国後の生活に責任がもてないと考えたケースがある。実父母が死去して肉親が世代交替したり、高齢化して経済力がなかったことも、この理由を助長した。

＊「実父はすでに死去していたので、義母（父の再婚相手）と弟に身元保証人になってくれるよう何度も頼んだが、すべて断られた。私が日本にきて何かあったら、身元保証人が責任を負わねばならないからだ。義母は私と血がつながっていないし、もう高齢だから経済力もなく、私達の生活を保証できなかった」

「実父は親戚訪問の時は生きていたが、その後、亡くなった。実兄は当時、すでに57歳で、私達一家の生活を助けるのは大変だと思ったのだろう。私達は日本語もできず、来日後、仕事や住宅を確保するのは大変だ。それで実兄は、自分に迷惑・負担がかかると思い、身元保証人になるのを断った」

第2に、遺産相続・財産分与がネックになったケースもある。

＊「実姉はどうしても身元保証人になってくれなかった。このままでは埒があかないと思い、私は『日本に帰してくれたら、遺産をすべて放棄する』と手紙に書き、指紋押捺して姉に送った。すると姉は、しぶしぶ身元保証人になってくれた」

そして第3に最も多い理由は、日本に帰国すれば、残留孤児自身の生活水準が中国在住時より下がり、生活苦に陥る可能性が高いと、肉親が判断したことである。帰国後の孤児に対する日本政府の自立支援策の貧弱さが、肉親の身元保証を躊躇させたといえよう。

＊「実父は訪中して、私の家庭や勤務先を見たことがある。それで私達の中国での仕事や生活がいいのを知っていた。日本に来たら、そんないい仕事にはつけない。言葉の壁もあり、大変な苦労をするだろう。だから中国にいた方がいい。実父はそう言って、身元保証人になることに同意してくれなかった」

「姉は、私の帰国に大反対だった。姉は『中国での生活は苦しくないし、日本で何をするの？。あなたは年をとり、日本語もできず、日本に来たら生活も苦しくなる。日本では働かなければ、その日の食事もない』と言い、身元保証人になってくれなかった。今は姉の気持ちもわかるが、当時、私は姉を恨んだ」

肉親が判明したが、身元保証がスムーズに得られず、帰国が遅延した残留孤児も、肉親が未判明の孤児と同様、身元保証人制度・日本政府を厳しく批判している。

＊「身元保証人制度は一体、誰が作ったのか。考えれば考えるほど業腹だ。なぜ日本人が日本に帰るのに身元保証人

が必要なのか。姉が同意してくれなければ、私は永遠に日本に戻れないというのか。あまりに理不尽だ。人権侵害ではないか。私は今も日本政府を憎んでいる。私達は日本政府の政策で残留孤児になったのだから、本来、日本政府が身元保証すべきだ」

「身元保証人制度は、全く不当だ。日本人である私の権利を、なぜ親戚に決めてもらわねばならないのか。なぜ親戚の同意がないと、日本に帰国できないのか。私は日本人で、日本の名前も戸籍も実家もある。本来、身元保証人は必要ないはずだ。国は妨害せず受け入れるべきだ」

なお永住帰国できない身元判明孤児の中には、とりあえず親戚訪問で来日し、そのまま日本で永住を申請するケースも現れた。しかし日中両政府はこれを容易に認めず[11]、様々なトラブルが発生した。

＊「親戚訪問でとりあえず日本に来て、日本で永住帰国に切り替えた。正規の永住帰国では、いつになるかわからないからだ。県の役人はなかなか認めなかった。とにかく中国に帰れの一点張りで、私達を追い出そうと必死だった。肉親が判明して戸籍もある日本人が帰ってきたのに、なぜ追い出すのか」

「親族訪問で来日して、そのまま日本で永住帰国に切り替えた。県の役人はなかなか認めなかった。一緒に帰国した小学１年生の子供も学校に入れないと言われた。２年間ほど、子供は学校に通えず、３年生の３学期にやっと入学できた。補習もなく、自分で勉強してついていくしかなかった」

第３項　身元引受人制度・特別身元引受人制度

身元保証人制度は、多くの残留孤児・支援者・弁護士団体等から厳しい批判[12]を浴びた。

これを受け、日本政府は1985年、身元未判明の残留孤児に査証を発給しはじめた。以後、身元未判明孤児は帰国後、定着促進センター[13]で身元引受人を斡旋されることとなった。

ただし、それ以降も身元未判明孤児の帰国がスムーズに進んだわけではない。身元未判明であることが確定される訪日調査に参加するには、第３章第４節で明らかにしたように、無為に時間がかかった。その上、訪日調査の際に永住帰国を申請しても、何の理由説明もないまま、さらに何年間も待たされるケースが多発したのである。

＊「1982年の訪日調査の際、永住帰国の希望の有無を聞かれた。私は『1972年（日中国交回復）よりずっと前から、永住帰国を望んでいた』と即答した。それなのになぜ、日本政府は1987年まで私を永住帰国させなかったのか。中国政府はすぐにパスポートをくれた。でも日本政府の査証が下りず、何度、申請書類を送ってもナシのつぶてだった。そのうちパスポートの期限が切れそうになり、公安局の人が『なぜ日本に帰らないのか』と何度も聞きにきた。私は『私にもわからない』と答えた。書類は何度も提出したが、一番最後に日本大使館に書類を提出した後も、３年以上は放置された。厚生省から返事がきたことはない。自分で何度も督促に行かなければ、また日本のボランティア（『凍土の会』）が何度も督促してくれなければ、1987年にもまだ帰国できなかっただろう。1986年に『もう３年も待たされている。なぜ許可が下りないのか』と大使館に督促すると、『今年の帰国予定者はすでに決定している。あなたは間に合わないので来年になる』と言われた。３年以上も前に書類を出したのに、間に合わないとはどういうことか。日本に帰国後、定着促進センターで、厚生省からきた局長を何度も問い詰めた。でも、あれこれ言い訳して、『もう帰国できたのだから、それでいいんじゃない？』と言い逃れするばかりだった」

「1986年の訪日調査の際、永住帰国を申請したが、1990年になってやっと帰国できた。なぜ４年もかかったのか。あまりに遅すぎる。厚生省の職員の話では、定着促進センターが満員で後回しにされたようだ。肉親が見つかっ

た人、言葉ができる人は、私達より早く帰れた。帰国者を差別せず、またセンターの定員枠を増やして、もっと早く帰すべきだった」

「1972 年から日本大使館に手紙を出して肉親を捜し始め、1986 年にやっと訪日調査、1990 年に永住帰国できた。18 年間、焦るというより、どうしようもないと思うしかなかった。私のような未判明の孤児は、どうすれば日本に戻れるのか、何度も領事館にたずねたが、返事は全くなかった。帰国できない理由の説明さえなかった。私は将来の人生設計のたてようもなく、ただ何度も領事館にひたすら通ってお願いし、返事を待ち続けるしかなかった」

しかも身元が判明した残留孤児の帰国には、身元引受人制度は適用されず、依然として肉親の身元保証が必要とされた。ある孤児は、ボランティアの日本人に「肉親が見つからない方が却ってよかったかもしれない。肉親が見つかっても身元保証人になってくれなければ、よけいに日本に帰れない」と言われたが、理解できず、不思議に思ったと語る。

1986 年、日本政府は身元が判明した孤児についても、肉親による身元保証書の提出を不要とした。ただし、査証申請の際、①在日関係者からの招聘理由書、②戸籍謄（抄）本または就籍許可を証する公的文書の写し、③親族関係を証する公的資料等の提出を要求した。これにより、日本のボランティアと連絡をとっていた一部の身元判明孤児は、肉親以外の招聘人を確保して帰国できた。しかし中国に暮らす大半の孤児は、在日関係者の招聘人を確保することができず、帰国の道は引き続き閉ざされたままだった。

＊「招聘人はボランティアの人で、知り合いの帰国した残留孤児が紹介してくれた。日本政府は招聘人を斡旋してくれない。これは日本政府が私達にもたらした大きな障害だ。すごく腹が立つ。私達の帰国を阻止したかったのではないか。私達を日本人と認めたのに、こんな難題を出して、どういうつもりなのか。私は幸運にも知り合いが紹介してくれたが、常識で考えて、中国で暮らす普通の残留孤児がどうやって日本で招聘人を頼めるのか。どこに知り合うチャンスがあるというのか」

「先に帰国した知人の残留孤児が、招聘人になってくれた。彼女は、私の実兄に電話して『絶対に負担はかけない。心配せず、帰国させてあげてほしい。妹の戸籍謄本だけ取ってくれないか』と頼んだ。でも実兄は、『妹のことは私が決める。他人は関与しないでくれ』と断った。後にその残留孤児が、戸籍謄本は兄を介さなくても、自分で請求できるという情報を手に入れた。そんな試行錯誤で、帰国までとても時間がかかった」

1989 年、日本政府は、肉親の身元保証を得られない身元判明孤児に対し、特別身元引受人を斡旋することとした。ただしそれでもなお、この斡旋を受けるには、①肉親が死亡し、または不明であること、②肉親が孤児の受入れを拒否し、長期にわたり説得したにもかかわらず納得が得られないこと、③その他、肉親以外の者による帰国受け入れがやむを得ないと認定されること等の条件が課された。しかも 1991 年までは、特別身元引受人の行う手続きで残留孤児が永住帰国することに異存がない旨の確認書を、肉親から提出させていた。事実上、肉親の同意が必要であり続けたのである。

そして 1994 年、特別身元引受人が行うことになっていた帰国手続きを政府が直接、行うこととなった。その結果、身元引受人と特別身元引受人に大差がなくなり、1995 年以降、両制度は身元引受人制度に一本化された。また 1994 年 6 月 10 日の衆議院法務委員会で法務省入国管理局長が、「入国手続の際に中国残留邦人を日本人として扱う。入管法上、残留孤児の入国に際して身元保証など要求しない」と答弁 [14]

した。総じてこの頃、残留孤児の永住帰国において各種の身元保証という障害が、ようやくほぼ解消したといえよう。

なお、以上のような日本政府の複雑な政策変更は、中国に暮らす残留孤児にほとんど周知されなかった。孤児達はいったいどうすれば永住帰国できるのか、わからなかった。彼らの多くは、身元保証人・身元引受人・招聘人・特別身元引受人の違い、および自らがどの制度に基づいて帰国したのか、はっきりと理解できていない。

＊「身元保証人について皆それぞれ言い方が違うから、私は未だにわかっていない。なぜ私の場合は肉親でなければならなかったのか。他の孤児には肉親以外の保証人もいるし、保証人がいない孤児さえいる。不公平だ」

「私は 1975 年に肉親が判明したが、肉親は身元保証人になってくれなかった。それでずっと帰国できず、さんざん苦労して 1993 年にやっと帰国できた。でも帰国後、他の孤児から、手続きは全部、日本政府がやってくれると初めて聞かされた。どうしてあなたは自分でそんな大変な手続きをしたのか、私達はすべて国にしてもらったのにと、よくたずねられた。私もずっとよくわからなかった。日本政府はなぜ幾通りものやりかたをとったのか。なぜ私にそのことを知らせてくれなかったのか」

第４項　帰国旅費の国費負担

帰国旅費もまた大きな問題であった。日中の物価・所得水準の格差により、家族を含む帰国旅費を自弁できる残留孤児は少なかったからである。

日本政府は 1952 年以降、中国からの引揚者に対し、帰国旅費を支給してきた。ただしその申請には、留守家族による戸籍謄本の提出を必要とした。また申請手続きの周知方法も、留守家族を経由した通信のみであり、中国にいる残留孤児には直接、伝えられなかった。

日中国交回復（1972 年）以降も、肉親による身元保証を得られた残留孤児に限り、帰国旅費が国費から支給された。ただし 1979 年まで、親戚訪問の一時帰国旅費を国費から受給した孤児には、永住帰国の旅費は支給されなかった。

1985 年、身元引受人制度が創設されると、未判明孤児にも帰国旅費の支給が開始された。また 1986 年以降の招聘人・特別身元引受人等の制度変更の度毎に、該当する孤児に旅費が支給された。

総じて帰国旅費の支給基準もまた、日本政府の受け入れ政策に沿って変遷してきたといえる。

第５項　日本政府の政策と永住帰国の遅延

以上の日本政府の政策――特に各種の身元保証人制度・旅費支給――、およびその度重なる変更は、残留孤児の永住帰国の時期を大枠で規定し、遅延させたといわざるをえない(表４－２参照)。

本稿の対象者の中で最初の永住帰国は 1976 年、最も遅延したそれは 20 年後の 1996 年であった。

そしてこのうち自主調査で肉親が判明し、しかも肉親の身元保証をスムーズに得られた孤児の多くは、1976～84 年と最も早く永住帰国できた。ただしこうした孤児は 44 名のうち、５名にすぎない。

一方、自主調査で肉親が判明したが、肉親の身元保証がスムーズに得られなかった孤児の永住帰国は、多くの場合、1984 年以降にようやく始まり、1996 年まで五月雨式に遅延した。こうした孤児は、11 名に達する。

1981 年以降に開始された日本政府の訪日調査で肉親が判明し、しかも肉親の身元保証をスムーズに得られた孤児は、1986～87 年に帰国した。こうした孤児は３名にすぎない。

そして訪日調査で肉親が判明したが、肉親の身元保証を得られなかった孤児、および肉親が未判明に終わった孤児の多くは、1988年以降になってからようやく帰国できた。これは25名と最も多い。

以上のように、永住帰国の時期は、①肉親が判明したか否か、②肉親の判明方法(自主調査・訪日調査)、そして③肉親が判明した場合、肉親による身元保証をスムーズに得られたか否か、の3点によって規定されていた。日本政府がこの3つの基準で残留孤児の永住帰国を制限したことが、残留孤児の永住帰国時期を大枠で規定し、五月雨式に遅延させたのである[15)]。

こうして永住帰国が遅れた結果、本稿の対象者は、永住帰国した時点ですでに平均47.7歳に達していた。帰国が遅れるほど、帰国時の年齢も高齢化し、1990年以降の帰国者のそれは51.6歳であった。「もっと早く帰国させてくれていたら、日本で就職できたし、日本語ももっと習得できた」と日本政府を批判する声は多数、聞かれる。

＊「せめて国交樹立後、日本政府はすぐに帰国できるよう手配すべきだった。若いうちに帰国すれば、帰国後の生活もこんなに苦しくなかっただろう。1972年なら、私はまだ32歳だった。その時、帰国できていれば、日本で生活保護に頼らず、自立できただろう。ずいぶん待たされた。少なくとも10年間を無駄にした。1981年、40歳をすぎてようやく訪日調査を許可された。1987年、永住帰国した時、私は50歳近かった。こんな年齢になって初めて帰国できたなんて」

「日本政府の帰国手続きはあまりに遅すぎた。親戚訪問から永住帰国まで16年もかかった。もっと早く帰ることができたら、日本で仕事につけたし、日本語ももっと覚えられただろう。国交回復直後にでも帰国させてくれていたら、今、これほど生活に困ることはなかった」

「敗戦後、すぐに帰国させるべきだった。日本人とわかっているのに、50年間も放置された。もし戦後すぐ帰国させていたら、肉親捜しの苦労もなかったし、今のような苦しい生活ではなく、普通の日本人と同じような生活ができた。せめて国交回復時に帰国できれば、まだ若くて日本語を学べたし、日本で仕事もできた。政府は責任をとるべきだ」

表4－2　永住帰国年次(日本の肉親の判明・態度別)　(人)

身元		判明				未判明	計	帰国平均年齢(歳)
		判明方法						
		自主調査		訪日調査				
肉親の態度		賛成	反対	賛成	反対			
永住帰国年次	1982年以前	1	2	—	—	—	3	
	1983年	2	—	—	—	—	2	45.1
	1984年	1	1	—	—	—	2	
	1985年	—	2	—	—	—	2	
	1986年～	—	2	3	1	3	9	45.7
	1988年～	1	1	—	3	6	11	
	1990年～	—	3	—	1	11	15	51.6
計		5	11	3	5	20	44	47.7

資料：実態調査より作成。

第6項　親族扶養義務と「私事」としての帰国

さて、残留孤児の永住帰国に際し、日本政府が当初、肉親による身元保証を求めた根拠の一つは、親族扶養の法的義務にあったと思われる。また日本社会にも親族扶養を当然とする社会規範があった。そこで肉親も身元保証人になることに負担を感じ、慎重にならざるをえなかったのである。

さらにその根底には、日本政府が公私(国家と社会)の分離を前提とし、しかも残留孤児の帰国問題を明確に「私事」と位置づけようとしていたことがみてとれる。いいかえれば日本政府は、それを自らの公的責任とは受けとめなかった。そこで日本政府の政策において、帰国する残留孤児を受け入れる主体は国家ではなく、社会——肉親・ボランティア等——とされたのである。

したがってまた、永住帰国をめぐって肉親と残留孤児の意見が対立した場合、日本政府は民事不介入の立場から、これに関与しなかった。「日本政府は『肉親がみつかった人の件は関知しない』として、一切、手をさしのべてくれなかった。肉親が身元保証人になるように、日本政府は説得すべきだった」と憤る孤児もいる。

三権分立の下では、民事紛争を調停する国家権力は行政ではなく、司法である。そして司法もまた、当事者による提訴がなければ機能しない。中国に住み、日本の法律や社会に接したことがない残留孤児が、日本で肉親を提訴することは、ほぼ不可能であった。また肉親を提訴すれば、身元保証人の確保は一層困難になったと思われる。

総じて親族扶養義務、公私の分離、三権分立はいずれも残留孤児の早期の永住帰国を実現する基盤たりえなかった。むしろ親族の強固な社会的結合を前提とする親族扶養は、それが法的義務とされ、しかも遂行が困難になった瞬間から、親族の敵対関係へと転化し、残留孤児の帰国を阻む壁となった。また国家の民事不介入や三権分立は、事実上、残留孤児の帰国問題の放置として機能した。

肉親による受け入れが困難な場合、その代理——招聘人・身元引受人・特別身元引受人——とされたのは、ボランティアである。日本政府は、各時期の受け入れ政策の枠内で、ボランティアを積極的に活用した。

ボランティアには、大きく2つのタイプがみられる。

一つは、敗戦時に中国東北地方から引き揚げてきた人々である。彼らは自らの過去の体験をふまえ、残留孤児に関心と同情を寄せ、身元を引き受けた。その中には、まさに「肉親代わり」として親身に、またはパターナリスティックに孤児に接した人も少なくない。

＊「私の招聘人は戦争中、中国の丹東市にいた。彼は日中国交回復後、昔の生活を懐かしみ、毎年、グループで丹東市に旅行に来ていた。その度に、私達残留孤児を宴会に招待してくれた。そこで知り合い、何度も会い、手紙をやりとりした。そして『もし帰国したいなら、招聘人になってあげる』という手紙をくれた。願ってもないことだ。私は身元保証人がいないというだけで、これまで長らく帰国できなかったのだから。私はすぐに『お願いします』と感謝の手紙を書いた」

「私の身元引受人は、ボランティアで高齢の僧侶だ。彼は戦争時、騎兵連隊の兵士で中国にいたことがある。それで残留孤児に関心をもっていた」

もう一つのタイプは、残留孤児を低賃金労働力として雇用しようとする企業経営者である。彼らは資本主義的な割り切った雇用関係の中で、残留孤児の身元を引き受けた。

＊「先に帰国した残留孤児がS食肉加工の社長に身元引受人を頼んでくれた。社長は鶏肉を仕入れるため、撫順によ

く来ていた。撫順で社長に会って相談すると、喜んで受け入れてくれた。彼の会社は、残留孤児一家の労働力を必要としていたからだ。うちは家族が多いから、彼にとってはいい労働力だった」

「親戚訪問で来日してA温泉で働いた時の支配人が、引き続き働いてほしいと言い、身元引受人になってくれた。温泉の仕事はとてもきつく、住み込みで寝る時間も削るほどで、人手が確保できなかったからだ」

「私の身元引受人は、建築会社の社長だ。当時、彼は人手不足で悩んでいた。私の家族が来日したら、彼の会社で働けば当面の生活のめどがたつ。彼も働き手がほしかったので、一生懸命に帰国を応援してくれた」

中には、明白な低賃金労働力目当ての組織的な身元引受けもあった。その組織に残留孤児を斡旋したのは、日本大使館の職員である。

＊「私は永住帰国したくて何度も北京の日本大使館を訪ねた。なかなか面会してもらえなかったが、ようやく大使館の職員・O氏と会えた。とてもうれしかった。会ってくれたからには、政府が何とかしてくれると思ったからだ。でも夢にも思わぬことに、O氏は私の取り扱いを、S会という日本の民間団体に回した。私は国の正規の手続きで帰国したいと何度も頼んだ。でもS会の人は、国を通すと帰国が遅れるから、S会を通した方がいいと勧めた。私は納得しなかった。私は身体が弱く、日本語もできない。民間団体を通して帰ると帰国後、すぐに働かされるから大変だと、ある残留孤児から聞いていた。でもS会は執拗に私を説得した。私は迷いに迷ったが、一日も早く日本に帰りたかったので、ついに誘いにのった。私はただ身元保証人がいないというだけの理由で、永住帰国できる日を、もう 10 年間も待っていたのだ。大使館・厚生省・市役所、どこに何度頼んでも何もしてくれなかった。日本に知り合いなどいない。いったい誰にお願いできるのか。しかもS会を紹介してくれたのは、日本大使館の職員だ。私は思い切ってS会に頼んだ。しかしその後、やはり困難と不幸の連続だった。案の定、S会は来日３日目から会員が経営する建築会社で、私達一家を働かせはじめた。私は身体が弱く、息子もまだ小さい。仕事はきつい。社長は、私達が逃げるのを恐れてパスポートを取り上げた。日本語教育もしてくれなかった。いくつかの職場を回され、最後の職場で不満を言うと社長が怒って私達を解雇した。私達は、日本で生きる術を失った。私は埼玉の定着促進センターに助けを求めて行った。でもセンターの職員は、国の正式の手続きではなく、個人で帰国した人の面倒はみられないと言い、相手にしてくれなかった。私は国の正式の手続きで帰りたかったのに、国が受けつけてくれなかったのではないか。私は心から怒りを覚え、中国に帰る決意をした。本当は定着促進センターの前に家財道具を全部運んで座り込みをしたかったが、やめた。来日１年足らずで、私達一家は逃げるように中国に帰った。私が正式に国の手続きで永住帰国できたのは、1996 年になってからだ」

肉親やボランティアは、相互に様々な対立・矛盾を孕みつつ、しかし結果的には協調して、残留孤児の帰国を推進していった。ボランティアは肉親に身元保証をするよう説得した。肉親はこれを拒否することで事実上、残留孤児の帰国をボランティアの手に委ねた。引揚者のボランティアは一方で、低賃金労働力目当ての経営者ボランティアを批判しつつ、しかし残留孤児の来日後の就職先を確保するために、経営者ボランティアに協力を求めた。経営者ボランティアにとっても、引揚者ボランティアは、低賃金労働力を斡旋してくれる重要な手づるだった。そしてこうした肉親・ボランティアは、公的責任を果たさない日本政府を批判しつつ、しかし同時に国家に代わり、残留孤児の永住帰国を実質的に担っていった。

一方、大半の残留孤児にとって重要なことは永住帰国の早期実現であり、それが肉親やボランティアによって担われるか、国家の責任でなされるかは、さしあたり重要ではなかった。

しかし多くの残留孤児は前述のように、日本政府が課した各種の身元保証人制度等によって永住帰国を厳しく制限された。しかも自らが残留孤児となった経過を振り返れば、国家の政治的責任は明白である。こうした中で、帰国が遅延した多くの残留孤児は、必然的に日本政府の公的責任を厳しく批判するに至った。

＊「日本政府は、あまりに冷淡で無関心だった。私達の帰国について、国は何もしてくれなかった。永住帰国を希望するかどうか、聞かれたこともない。帰国のための保証人も自分で探した。私は何から何まで全部、自分でやったのだ。日本政府は怠慢で職務放棄した。私達のような奴は要らないという感じだった。私は日本政府を許せない」

「開拓団も軍人も、中国に行かせたのは日本政府だ。政府は責任をもって対処しなければならない。私のように生きて帰国できた人はまだましだ。帰国を望みつつ中国にずっと放置され、死んだ人もいる。私達の帰国に、日本政府は全く無関心で、責任を負わなかった。私達が日本に戻って来られたのは、国がやってくれたのではない。ボランティアのおかげだ」

「私の帰国が遅れたのは日本政府の責任だ。日本大使館の職員は面会すらしてくれなかった。1990年、もうこのままでは日本に帰れないと思い、私は大使館の前で看板を掲げ、国を相手に訴訟を起こそうと思った。私は大使館の警備員にも『なぜ、私を日本に帰らせないのか？。なぜ私が日本に帰ることに反対するのか？』と訴えた。私の父親は軍人で、私は軍人の家族だ。それなのに、なぜ私を帰国させてくれないのか？。私は日本政府を非常に恨んだ。自分のことを世界に知らせ、賠償させ、日本政府に恥をかかせようとさえ思った。もう私は日本に帰れなくてもいいと覚悟をした」

第２節　中国の家族の動向と国家の介入

さて次に、中国の家族、および中国政府の対応をみていこう。

第１項　養父母の意向と状態

まず、養父母との関係である(表４－３参照)。

本稿の対象者の約８割は、日中国交回復（1972年）当時、養父母のいずれかまたは両方が健在だった。そして養父母達は、残留孤児の永住帰国が本格化した1970年代後半以降、介護・扶養を必要とする老境にさしかかっていた。中国では、親の老後の扶養は法的にも慣習的にも、子供の責任とされる。

ごく一部の残留孤児は、養父母を同伴して日本に永住帰国した。本稿の対象者でも１名のみ、養母とともに来日した孤児がいる。

＊「私が永住帰国すると言うと、養母はぶつぶつ不満を言い、口げんかもした。私は、『とりあえず私達が日本に行き、安定してから養母を呼ぶ』と言ったが、養母は棄てられるのではないかと心配して聞き入れなかった。養母は『私一人を中国に残していくのは許さない。絶対に一緒に日本に行く』と言いはった。それで私は、養母を日本に連れてきた」

しかしほとんどの養父母は高齢でもあり、残留孤児とともに渡日することを望まず、中国にとどまった。

一部の養父母は、残留孤児に永住帰国を積極的に勧めた。特に日本で肉親が判明した孤児、および中

表４－３　永住帰国年次(養父母の状態・対応別)　　(人)

身元		判明						未判明			計
判明方法		自主調査			訪日調査						
養父母の状態・対応		①	②	③	①	②	③	①	②	③	
永住帰国年次	1982年以前	1	1	1	－	－	－	－	－	－	3
	1983年	1	－	1	－	－	－	－	－	－	2
	1984年	－	1	1	－	－	－	－	－	－	2
	1985年	－	1	1	－	－	－	－	－	－	2
	1986年～	－	1	1	－	1	3	1	－	2	9
	1988年～	1	－	－	－	1	2	1	1	4	10
	1990年～	2	－	2	－	1	－	2	2	7	16
計		5	4	7	－	3	5	4	3	13	44

注：①=1972年以前に養父母とも死去等で不在　②=反対・要配慮等の言及なし。
③=反対・要配慮の言及あり。
資料：実態調査より作成。

国で厳しい政治的迫害を受けた孤児の養父母には、永住帰国に賛成したケースが少なくない。

＊「養母は永住帰国を積極的に勧めた。養母はとても思いやりがある人で、『数十年、私に親孝行を尽くしてくれたから、もう十分だ。日本の実母もあなたが帰るのを待っている。帰りなさい』と言ってくれた」

「養母は、私が日本に帰ることに大賛成だった。文化大革命の再発を恐れたからだ。文化大革命の時、私は大字報（壁新聞）に戦犯の息子と書かれ、批判された。もう一度、文化大革命のようなことが起きると、私の３人の子供の将来も台なしになる。養母はそれを心配していた」

しかし残留孤児の永住帰国に賛成した養父母も含め、大半の養父母は葛藤と苦悩に苛まれた。健在だった養父母の約７割は、残留孤児の永住帰国に反対または躊躇した。養父母は何も言わなかったが、養父母の苦悩をひしひしと感じた孤児も多い。長年育ててくれた養父母との離別は、多くの孤児にとってもまたつらい決断であった。

永住帰国の意思をなかなか養父母に言い出せなかったり、養父母が死去するまで帰国を決意しなかった孤児も少なくない。

＊「親戚訪問で来日した当時、中国の養母がまだ生きていたので、日本への永住は考えられなかった。養母は、私の家族と一緒に暮らしていた。養母は私の来日に反対しなかったが、私は養母の面倒をみなければならないので、永住帰国する決断がつかなかった。養母が亡くなってから、私は帰国を決意した」

「1972年頃、日本への永住帰国について養父に相談したが、やはり養父は独り残されるため、反対した。その後も、私はずっと日本に帰りたいと思っていた。でも、養父に反対されるのがわかっていたため、言い出せなかった。私も、養父を残して帰国する気になれなかった。養父には私以外に子供がいない。私が面倒をみなければならなかった。1981年に養父が亡くなり、永住帰国を決意した」

「1979年に養父が亡くなるまでは、私は日本に行ったら悪いと思っていた。数十年間も育ててもらったのに、日本に帰るのは、やはり申し訳ない。養父が私を育てるのは大変だった」

養父母の面倒をみさせるため、子供（養父母の孫）を中国に残す決断をした孤児もいる。

＊「養母は私の帰国に反対しなかったが、一緒に日本に来るのは断った。すごく悲しそうだった。私はどうしようもなくて長男を中国に残し、養母の面倒をみさせることにした」

最後まで、どうしても養父母に永住帰国のことを言い出せず、黙って帰国した孤児もいる。

＊「養母が反対するのはわかっていたので、日本に行くことは養母には最後まで隠していた。言えば、養母が悲しがり、日本に行かせないと言い出すと困るからだ。養母には連れ子がいたので、彼女に養母の面倒をみてもらうことにしていたが、それでも養母にはどうしても言えず、黙って来日した」

養父母の悲嘆を目の当たりにし、葛藤と苦悩の渦中で帰国した孤児も多い。

＊「私が帰国する時、養母はすごく泣いた。養父も兄も亡くなり、私は日本へ行ってしまう。ただ兄嫁と姪・甥がいたので、私は養母の面倒を彼女達にみてもらうことにして帰国した。私がいよいよ帰国する時、養母は何も言わず、ただ泣き続けるばかりだった。私は本当は、養母が亡くなった後に帰国しようと思っていた。でもそうすると、いつになるかわからない。後ろ髪を引かれる思いで帰国した」

「養父の死には、私の永住帰国が影響したかもしれない。私が『日本に帰る』と言うと、養父は悩んだようだ。私は養父を姉に任せるつもりで、姉も承知していた。でも養父は姉の家に行きたくなかったようだ。多分、私が日本に行けば、二度と会えないと思っていただろう。結局、養父は姉の家に行ったが、数日後、養父が急病になったと連絡があった。私は急いで姉の家に行った。病名はわからず、意識もはっきりしないまま、１ヶ月後に亡くなった。養父は私の来日について最後まで何も言わなかった」

第２項　配偶者・子供の意向と状態

次に配偶者・子供である(表４－４参照)。

配偶者や子供にも、中国での仕事と生活があった。配偶者の両親・親戚は、もちろん中国にいた。日本は、残留孤児にとって祖国であっても、配偶者や子供にとっては違う。配偶者や子供が永住帰国に反対または躊躇したケースは、全体の４割強（19名）を占める[16]。

このうち配偶者が反対または躊躇したのは16名である。夫の反対が10名、また都市在住者の反対が10名と特に多い。子供による反対または躊躇は６名と、比較的少ない。

＊「夫が来日に反対した。理由はまず日本は『敵国』だ。また日本語ができず、日本では仕事もできない。中国は日本より遅れているから、日本に行けば、きっと中国人は差別される。私は、日本に帰ったことがある残留孤児に頼み、夫を説得してもらった。何度も説得して、やっと夫も同意してくれた。２人の子供は賛成だったが、次男だけは残ることになった。次男は当時、仕事がうまくいっていた。それで『皆、先に行ってくれ。私は残る。皆が日本でうまくやっていけたら考える』と言った」

「夫は来日を嫌がった。それで家族で民主的に投票をした。『日本に行きたい人は私についてきなさい』と。３人の子供は皆、日本に行きたいと言った。それで夫も、やむなく賛成してくれた。独りぼっちで中国に残ってもつらいと思ったからだ。私は内心、夫が日本に来ないのではないかと心配していた」

「私は『皆が行かなくても、私一人でも行く』と宣言した。未婚の３人の子供に、『日本に行くことに賛成か反対か。もし賛成なら、４人分の手続きをする』と言った。３人の子供は賛成した。夫は反対した。私は『この３人

表４－４　永住帰国年次(養父母以外の中国の家族の対応別)　　(人)

身元		判明				未判明		計
判明方法		自主調査		訪日調査				
反対・躊躇等		有	無	有	無	有	無	
永	1982年以前	1	2	－	－	－	－	3
住	1983年	1	1	－	－	－	－	2
帰	1984年	1	1	－	－	－	－	2
国	1985年	1	1	－	－	－	－	2
年	1986年～	1	1	2	2	1	2	9
次	1988年～	－	1	1	2	2	4	10
	1990年～	3	1	1	－	4	7	16
計		8	8	4	4	7	13	44

資料：実態調査より作成。

の子供をもらって日本に行き、残りの４人の既婚の子供をあなたにあげる。安定したら、皆を呼ぶ。離婚はしない』と言った。そして私達は、夫を中国においたまま帰国した。夫が反対したのは、日本での生活がどうなるか、わからないからだ。不安でいっぱいだった。中国ならいざとなれば物乞いでもできるが、日本では言葉が通じないから無理だ。中国では親戚・友達がたくさんいるが、日本では知り合いがほとんどいない。心配するのは当然だ。来日して２年後、２人の子供が親戚訪問で中国に戻った。その時、日本での様子を夫や残った子供達に伝えた。日本での生活が何とかなりそうなので、夫はやっと日本に来る決心をした」

「妻と息子が反対した。妻の両親に抵抗があり、なかなか行かせてくれなかった。息子の嫁の親戚や仕事のこともあり、一家全員で何度も相談したが、なかなか決断できなかった。中国では、私も息子も仕事をもち、庭付きのマイホームもあった。生活水準は悪くなかった。まわりの人も、『日本に行ってもここの生活より良いとは限らない。言葉もできないし、中国の方がいいかもしれない』と言った。でも私は、『皆、行かなくていいが、私一人だけでも日本に帰る』と言った。私の決意をみて、皆も諦めた。ちょうどその時、パスポートや交通費も届いたから、妻と息子は仕方なく私について日本に行くことになった」

第３項　家族の意向と永住帰国時期

以上のように、中国の家族の状態と意向は、残留孤児の永住帰国に多大な影響を与えた。

ただしここで留意すべきことは、こうした家族の状態や意向が永住帰国を遅延させる主要な原因ではなかったという事実である。

前述のように、残留孤児の永住帰国の時期は、日本政府の受け入れ政策の変遷に基づき、①自主調査で肉親が判明した孤児、②日本政府の訪日調査で肉親が判明した孤児、③未判明に終わった孤児でそれぞれ異なる。また①と②の中では、肉親がスムーズに身元保証人になったか否かによって大きく規定されていた。

そこでこの①～③のそれぞれのケースを、中国の家族の反対・躊躇の有無で分けてみると、次のことが明らかとなる(表４－５参照)。

まず、肉親が判明した孤児では、中国の家族の反対・躊躇の有無による帰国時期の違いはほとんどみ

られない。つまり各種の身元保証が確保でき、日本政府によって永住帰国が許可されれば、たとえ中国の家族が反対・躊躇しても、説得したり、何らかの配慮・対策を講じることができたのである。

一方、肉親が未判明の孤児の場合、1985 年以降、日本政府の政策変更により、帰国できるようになった。ここでは、中国の家族が反対・躊躇した場合、帰国が特に遅延している。つまり日本政府による帰国規制がなくなり、いつでも帰国できる状況の下で初めて、中国の家族の意向が帰国時期に影響を与えたのである。

以上をふまえれば、中国の家族の状態・意向が、個々の残留孤児の永住帰国に大きな意味をもったことは確かである。しかしそれは、永住帰国を遅延させる主要な原因だったとは言い難い。残留孤児の永住帰国の時期は、まず何よりも日本政府の受け入れ政策によって大枠を規定された。そして日本政府が帰国制限を撤廃し、残留孤児が永住帰国時期を選択できる状況の下で初めて、中国の家族の意向が帰国時期を左右したのである。

第４項　中国政府・公安機関の介入

中国の家族の意向が、残留孤児の永住帰国時期に第一義的な影響を与えなかった背景の一つとして、中国政府の介入があった。

もとより中国でも日本と同様、親族扶養は法的義務であり、慣習的にも定着していた。中国政府は、養父母を含む中国の家族の同意がない限り、残留孤児の永住帰国を許可しなかった。1984 年の日中両政府の口上書でも「日本に永住帰国する孤児は、中国に残る養父母・配偶者・子供などの扶養の義務を負う」と合意された[17]。

しかしながら中国政府（行政・公安局の職員）は、中国の家族内で意見が対立した場合、円満解決をめざして積極的に介入したのである。民事不介入を貫いた日本政府とは、まさに対称的である。

ここには、次のような背景があったと考えられる。

まず第１に現実問題として、残留孤児の永住帰国に伴い、中国の家族の扶養義務違反をめぐって訴訟を含む様々なトラブルが――本稿の対象者ではないが――発生した[18]。

表４－５　永住帰国年次(養父母を含む中国の家族の対応別)　（人）

身元		判明				未判明		計
判明方法		自主調査		訪日調査				
反対・躊躇等		有	無	有	無	有	無	
永住帰国年次	1982 年以前	2	1	－	－	－	－	3
	1983 年	1	1	－	－	－	－	2
	1984 年	1	1	－	－	－	－	2
	1985 年	1	1	－	－	－	－	2
	1986 年～	1	1	4	－	2	1	9
	1988 年～	－	1	2	1	5	1	10
	1990 年～	4	－	1	－	10	1	16
計		10	6	7	1	17	3	44

資料：実態調査より作成。

第２に、社会主義を標榜する中国政府は理念的にも、公私の分離を前提とする近代・ブルジョア的原理を重視しなかった[19]。中国政府は残留孤児の永住帰国問題を、国家（公）と家族（私）の二分法を前提とする私事とは捉えなかったのである。

そして第３に、歴史認識や戦後処理との関連も考えられる。日本政府にとって残留孤児問題を国家（公）的な問題と位置づけることは、特に中国との関係では、歴史認識や戦後処理に繋がりかねないセンシティブな文脈にあった。一方、中国政府からみれば、残留孤児問題は侵略国（日本）の子供を育てた中国の人道主義の証であり、戦争の記憶と反省をふまえた日中関係の構築のシンボルと位置づけることが可能であった。

養父母の扶養をめぐっても、日中両政府の立場には共通性と異質性が併存していた。まず残留孤児に中国の養父母の扶養義務がある点については、日中両政府の認識は一致しやすかった。両国の法律がともに親族の扶養義務を規定していたからである。しかし日本政府は養父母の扶養を残留孤児家族の私事とみなし、民事不介入の立場から行政の関与に消極的であった。一方、中国政府は公私の二分法に立たず、養父母の扶養問題の実質的解決を重視し、必要に応じて積極的に介入した。日中両政府の協議は２年間に及び、1986 年にようやく口上書として結実した[20]。そこでは、「残留日本人孤児は中国における養父母等被扶養者に対し、法律上の扶養義務を有している」ことを確認した上で、「日本の財団法人中国残留孤児援護基金はそれぞれの孤児に代わり、中国における養父母等被扶養者のために…扶養費を送金する」とされた。扶養費の半額は日本政府が負担するが、しかしこれはあくまで財団法人中国援護基金の民間事業である。また扶養費は、残留孤児本人の申請に基づいて送付された。こうした対応は、日中両政府が一方でともに親族の扶養義務を重視し、他方で公私の位置づけを異にした妥協の産物といえる。

こうして残留孤児問題への対応は、しばしば中国政府が積極的、日本政府が消極的となった。日本政府は民事不介入を理由に公的責任を回避し、逆に中国政府は実質的な問題解決を重視したのである。

もとより中国政府による公私の分離の軽視は、様々な公私混同、および残留孤児家族に対する政治的圧力をも引き起こした。これは中国でも実際には、国家と社会が分離していたことの証左である。中国の不利益につながる残留孤児の帰国が、中国の行政の介入によって遅延させられたケースもある。ただしそれは、軍関係の勤務や専門技術者等、限られたケースでしかない。日本政府の公的責任の放棄と比べれば、残留孤児の帰国遅延への影響は限定的であった。

＊「私は軍の機密工場で働いていたから、すぐには日本に帰れなかった。私の仕事自体は、それほど秘密の仕事ではなかったが、北京の軍本部の許可をもらわねばならず、３年間も待たされた」

「夫は国有企業の技師で受賞歴もあったので、中国側が手放したがらなかった。私達は省政府まで申請に行き、５年間かかって、ようやく親戚訪問ならいいという許可が出た。それで親戚訪問で来日し、日本で永住帰国に切り替えることにした」

第５項　家族の帰国旅費の制限

中国の家族の動向が、残留孤児の永住帰国時期に影響を与えたとすれば、それは個々の家族の意向よりむしろ、日本政府が家族の帰国旅費支給を厳しく制限したことに基づく。すなわち日本政府は、国費による帰国旅費の支給対象を、残留孤児と配偶者、および 20 歳未満の未婚の子供だけに限定したのである[21]。

残留孤児の多くは、家族と再び離別したくないとの思いが強かったが、本稿の対象者の 6 割以上（28

名）は、成人・既婚の子供を中国に残したまま、日本に帰国するしかなかった。家族全員の同伴帰国を求めて日本政府と交渉し、帰国がさらに遅延した孤児もいる。こうした子供の永住帰国の状況については、第6章第1節でさらに詳述する。

＊「家族全員で帰国したかったが、長男と長女は20歳を越えていたので、日本政府が旅費を負担してくれなかった。それでやむなく帰国を遅らせた。日本政府からは、子供は一人しか連れて来られないと言われた。でも私達は、日本に行くなら家族全員一緒でなければならないと考えていた。日本に行く申請書類を全員分、北京の日本大使館に提出したが、許可されなかった。日本大使館の職員が吉林省にきた時も、私は『家族全員でなければ、日本に行けない』と訴えた。なぜなら、私達は会社の社宅に住んでいたので、私が日本に行けば社宅を会社に返さなければならず、子供達は暮らしていけないからだ」

「私達夫婦二人だけの帰国を許可する書類が届いた。長男は既婚で、次男は未婚だが20歳をすぎていたからだ。私費で連れて帰るには、旅費が足りない。しかも当時、次男はまだ学校に通っていたから、私達夫婦だけで日本に帰るわけにはいかなかった。それで私は帰国を諦めるしかなかった」

中国に残した子供を呼び寄せるには、残留孤児自身が日本で経済的に自立し、身元保証人になるしかなかった。第6章第1節でも詳述するように、日本政府が配置した自立指導員の中には、これを理由に帰国後まもない孤児に就職を強制する者も少なくなかった。

＊「既婚の子供、および20歳以上の未婚の子供も日本への帰国を申請したが、許可されなかった。私達はもちろん一緒に帰国することを望んだが、いったん親が帰国して働いて自立した後に、親が身元保証人となって私費で呼び寄せなければならないと言われ、どうしても認めてもらえなかった。来日後、自立指導員は『働いて自立しなければ、私費でも呼べない』と言った。私は身体が悪いのに、子供を呼びたければ働けと、自立指導員に強制された。これはすごくおかしいと思う。20歳をすぎたら、私の子供じゃないというのか。私は日本人だ。彼らは私の子供だ。無条件で受け入れるべきではないか。私は働いて自分で保証人になったが、手続きはやはり自立指導員に頼まねばならないと言われた。当時、日本の規則が全然わからなかった。本来、私は日本で仕事をしていたのだから、自立指導員に頼まなくてもよかったはずだ。そのことは、後になってわかった。自立指導員は何も教えてくれず、とにかく『あなたが働いたら、私（自立指導員）が手続きをしてやる』と言うばかりだった。私は何もわからないまま、身体を壊しているのに働くしかなかった」

「日本政府の規定では、一緒に日本に帰国できる子供は、20歳未満の未婚者だけだった。だから私は未婚の子供だけを連れて帰国した。中国に残った子供達も、もちろん来日したかったが、諦めるしかなかった。20歳の未婚の息子の手続きも厄介だった。私は日本政府に『この子は身体障害者だ。彼が行けないなら、私も日本に帰れない』と手紙を出した。それでようやく特別に許可された。来日後も、私達が働いて自立しなければ子供を呼ぶ手続きをしてやらないと自立指導員に言われ、来日の翌年から無理やり働かされた。当時は何もわからず、言われたとおりにするしかなかった」[22)]

第3節　永住帰国の動機

さて、こうした様々な制約・困難を乗り越えてまで、残留孤児はなぜ、日本への帰国を望んだのだろう（表4－6参照）。

その最も素朴な答えは「日本人だから」である。しかしそこには、多様な意味が込められている。ま

た日本人でも、すべての残留孤児が永住帰国を望んだわけではない。本稿の対象者ではないが、中国定住を選択した孤児もいる。また残留孤児とともに日本に「帰国」した配偶者の多くは、日本人ではない。総じて「日本人だから日本に帰るのが当然」といった認知枠では、残留孤児の永住帰国の動機を十分に捉えることはできない。

第１項　肉親と祖国

まず、「日本人だから」という動機には、「日本に肉親がいる」という血縁的要素、および「日本は祖国」という地縁的要素が含まれる。そしてその内実は、身元が判明した孤児と未判明孤児で異なる。

【肉親への思い】

「日本に肉親がいる」という血縁的要素についてみると、身元が判明した残留孤児の場合、実際に再会した具体的な血縁者が念頭におかれている。肉親に帰国を勧められた孤児もいる。

＊「日本の親戚が帰国を勧めてくれた。親戚訪問で一時帰国した時、親戚がたくさんいて、とても親切にしてくれた。それで帰国を決意した」

「35年ぶりに再会した実父が高齢になっており、できるだけ近くで暮らし、最後まで身の周りの面倒をみてやりたいと思った」

これに対し、身元未判明の残留孤児は、「日本に帰って肉親捜しを続けたい」との思いが、帰国の動機になっていた。中国にいると肉親の情報は入手しにくい。また、未判明孤児は日本政府による訪日調査に参加したが、わずか２週間程度のおざなりな訪日調査では諦めきれないとの思いも強かった。

＊「引き続き肉親を捜したかった。訪日調査では身元が判明しなかったが、日本に帰国してじっくり捜せば必ず見つかると信じていた。たった２週間の訪日調査では納得できない。日本で肉親を捜し、自分が何者なのか知りたいという思いが募った」

「血縁を見つけたい。それが人生で唯一の目標になっていた。当時、中国にいたまま、肉親を捜せる状態ではなかった。日本の地を踏むことさえできれば肉親を捜せると思い、帰国した」

表４－６　永住帰国の動機(肉親の判明別)(ＭＡ)　（人）

身元		判明		未判明	計
判明方法		自主調査	訪日調査		
永住帰国の動機	日本人・祖国	7	4	7	18
	政治迫害・差別	6	2	5	13
	肉親がいる	6	2	－	8
	自分・家族の健康	3	1	－	4
	経済的貧困	5	3	2	10
	子供の将来	2	1	9	12
	肉親捜し継続	－	－	4	4
	日本政府の政策	－	－	9	9

資料：実態調査より作成。

【祖国としての日本】

次に「日本は祖国」という地縁的要素についてみると、身元が判明した孤児の場合、「日本」としてイメージされているのは、肉親の居住地である。また身元判明孤児の多くは比較的年長（日本敗戦時６歳以上）であり、日本は幼い頃の記憶に残る出生地でもある。彼らにとっての「日本」とは、肉親や幼少時の記憶といった具体的素材を伴うロカール（locale）である。彼・彼女らは、「望郷の念」という言葉をしばしば口にする。また、「日本に帰国する以上、二度と中国に戻るつもりはなかった」と語るケースが多い。

＊「帰国の動機は、親父が死ぬ前に、『お前はどんなことがあっても、必ず日本へ帰れ。日本にはまだ兄弟姉妹がいる』と言ったことだ。私の故郷は長野県Ａ村で、まわりは深い山に囲まれていた。私は最初から故郷へ帰るんだ、中国には戻らないと思っていた。中国に戻ろうという気持ちは全くなかった」

「望郷の念を押さえきれず、永住帰国した。私は日本人で日本の出身だから、故郷に帰りたいと思っただけだ。私は長年、中国に流浪して、故郷にも戻れず、どんなに辛かったか。日本に家があるのに、戻れなかった。やっとチャンスが来たから、何が何でも帰ろうと決心した。もちろん日本に定住するつもりだった。もう絶対に中国に戻りたくなかった」

これに対し、身元未判明の残留孤児の場合、「祖国としての日本」は「想像の共同体」としてのネイションであり、具体的な地縁・血縁・記憶等の媒介物を欠いたまま、自らと同一化されている。未判明孤児には年少者（日本敗戦時５歳以下）が多く、しかも多くは中国生まれか、または出生地が不明である。中には、「戦争のせいで中国に生まれ、日本に来た」と語るケースもある。彼・彼女らは、戦後の中国での差別・疎外体験を通して、自分が「日本人である」ことを否応なく自覚・認識させられてきた。いわばその人生においては、「日本人の血統を引く日本民族」という抽象的・観念的な事実が、具体的・現実的な重みをもち続けてきたのである。

また身元未判明の残留孤児は、肉親捜しでも特に苦労した。訪日調査に参加するには、具体的な情報・証拠がいかに乏しくても、「自分は日本の血統を引く日本人である」ことを日中両政府に対して立証しなければならなかった。訪日調査後も、肉親の身元保証が確保できず、容易に帰国できなかった。こうした体験の中で、一方でますます「想像の祖国＝日本」への思いが膨らみ、他方で「祖国に棄てられた」との思いも増幅し、愛憎を込めて「祖国としての日本」や「日本人の血統」に思いをめぐらさざるをえなかった。

身元未判明の残留孤児には、自らの帰国の動機を「落葉帰根」[23]と詩的に語るケースが少なくない。「帰根」の場は家庭やロカールではなく、日本である。これに対応して「落葉」の場も、養父母の家庭や中国東北地方のロカールではなく、中国となる。そこで彼・彼女らの帰国の動機は、ネイションを単位とした血統に基づく「宿命」（「血が呼んだ祖国」）として語られることが多い。しかしそれゆえにまた彼・彼女らは、「想像の祖国」と現実の日本の乖離も熟知している。現実の日本が決して「優しい国」ではないことも、十分に体験している。身元未判明の孤児には、「日本に行ってみて、自分と合わなければ、中国に帰るつもりだった」と語るケースも少なくない。一方で抽象的だが重い現実と深い思い入れによって構築された「想像の祖国」、他方で具体的な繋がりを確認できず、自らに対して冷たい「現実の祖国」への醒めた思い。この両極端の「祖国としての日本」のアンビバレンツが、未判明孤児の帰国動機には輻湊している。

＊「私の血管には、日本人の血が流れている。どこで生まれたのかはわからないが、それでも日本は祖国だから、日本で暮らすのは当たり前で選択の余地はない。私は日本人なのだから、『落葉帰根』で祖国・日本に戻ってきた。ただ、日本に行ってみて、どうしても状況が悪ければ、また中国に戻ろうと思っていた」

「私は血統が日本人なので、人生の最後は日本で暮らしたいと思っていた。自分が日本人であることを知ってからずっと、最後に帰る場所は日本だと思うようになった。『落葉帰根』だ。ただ、働ける間は中国にいた方がいいと思った。一方で、人はどこで生きてもいいとも思っていた。もし日本の生活に合わないなら、中国に帰ろうと思っていた。それで元の職場に籍をおいたまま日本に帰国した。私は３年間、中国の職場に 700 元の大金を払い、いつでも元の職場に戻れるように手配した」

「日本人だから日本に帰りたいという素朴な気持ちがあった。私は戦争のせいで中国に生まれ、日本に来た。戦争がなければ日本に来ることもなく、普通の中国人として中国で生きられた。実際、日本でどのように頑張っていけるのか、よくわからなかったので、とりあえず日本に行ってみようと思っただけだ」

第２項　生活防衛

さて、残留孤児の永住帰国のいま一つの大きな動機は、自らと家族の「生命＝生活（life)」の防衛である。

具体的には、①政治的迫害の回避、②経済的貧困からの脱出、③子供の将来のため、そして④自分や家族の健康・治療という４つの要素が、ここに含まれる。①の政治的動機と②の経済的動機は、しばしば異質なものとみなされがちだ。しかしそれらは、自らと家族の「生命＝生活」を防衛し、維持・発展させようとする動機という点で同一平面上にある。

【政治的迫害の回避】

まず政治的動機についてみる。戦後の東西冷戦、特に文化大革命時代の政治的迫害の体験をふまえ、日本への永住帰国を望んだ孤児は多い。

＊「文化大革命による弾圧の再発を恐れた。文化大革命当時、私の妻や子供も『小日本鬼子の家族』といじめられた。もし二度目の文化大革命が起きたらどうなるか。それを恐れて、日本へ帰ろうと思った。日本に帰りたくない気持ちもあったが、文化大革命のことを考えると仕方がなかった。日本は祖国であり、やはり安心感がある。当時はたとえ文化大革命が一段落しても、このまま中国にとどまれば、再び差別や迫害を受ける危険と隣り合わせで生きていかねばならないと思った。いつ日中戦争が起きるかもわからない。もし何か起きたら、私の子供はどうなるか、不幸になるんじゃないかと思い、帰国した」

「中国の政治弾圧が怖かった。もし再び政治弾圧が始まると、夫も子供もまた巻き添えにされる。それでどうしても日本に帰りたかった。日本は自由な国だ。中国は政治運動が多く、抑圧され、自由がなく、束縛された感じがしていた。日本に帰れば安心だ。中国で再び文化大革命のようなことがあれば、私のような日本人はまたひどい迫害を受けると考えると、とても不安だった。周囲の人にも、『日本から来いと言われた時に行った方がいい。文化大革命で、ひどい目に遭ったのを忘れたのか』と言われた。子供も、もしもう一度文化大革命が起きたら、年も年だから生き残れないと言った。それで、帰国を決心した」

「日本人だから、中国ではいつも違和感・疎外感があった。日本で日本人だと言われても平気だが、中国で日本人だと言われると、ずっと気持ちがよくなかった。中国では、日本人だと仕事ができても出世できない。嫌がらせもされる。『日本人鬼子』と侮辱されるし、あざ笑われ、頭を上げて暮らせない。特に人間関係がもつれた時、抑圧されたような感じだった。夫も私のせいで差別された。考えに考えて、日本に帰った方がいいと思った。中国

にとどまると、また文化大革命みたいなことがあれば、ひどい迫害を受け、子供達もつらい立場におかれる。だから『日本へ帰りたい』と思わない日はなかった」

また、1989年の天安門事件を機に帰国を決めた孤児も1名いる。

＊「天安門事件の時、私は民主化の横断幕をかけた三輪車に乗って街を走り回った。この事件で多くの人が殺されたのを見て、私は中国に失望した。民主化が大切だが、中国の政治状況から見ると難しい。それで、日本に行こうと決意した。私が運動に参加したので上司は怒った。上司に『海外追放にしてくれ』と言うと、『それくらいなら刑務所に閉じ込めておく』と言われた」

【経済的貧困からの脱出】

次に経済的動機である。ここには、2つの要素がある。

一つは、日本と中国の経済格差である。

＊「日本に行くことは周囲の憧れだった。人々は日本は経済的に豊かな国という印象を持っていて、皆、行きたがった。帰国手続きを始めて3ヶ月ほどたつと、私の長男には、若い『嫁さん候補者』が列をなした。今日はこの娘、明日はあの娘と見合いだ。忙しかった。長男の嫁の家は喜んでうちに嫁がせた。ただ、結婚登録を急いでほしいという条件つきだった。私達の考えが変わらないうちに、手続きをさせたかったのだ」

「当時、私達は工場で100元しか稼げなかった。日本に比べれば、給料はすごく少なかった。日本に帰国する方がいい生活ができるという雰囲気だった。日本人と付き合うとメリットがあると考えられていた。中国はまだ貧しく、立ち遅れていた。今の中国なら私達は日本に帰らない。当時は日本の方がずっと生活条件がよく、どの方面を見ても中国よりましだった」

二つ目は、中国での経済生活の不安定化である。この場合、半ばやむなく来日したケースが多い。

＊「当初、私は中国で仕事が順調だったので、あまり外国に行きたくなかった。その後、仕事がうまくいかなくなり、子供達も将来の見込みがなかったので、日本に行く方がいいと考えるようになった」

「洪水で田圃が大きな被害を受けた。一生懸命に耕したのに流されてしまい、収穫が全然なかった。これでもうおしまいだ。日本に帰った直接の原因は、洪水だ。日本に行くしかなかった」

【子供の将来のため】

さて次に「子供の将来のため」という動機である。この場合、自分のことだけを考えると日本に帰らない方がいいと感じていたケースが多い。子供の将来を考えると、親が犠牲になっても日本に行った方がいいと判断したのである。残留孤児本人が日本に永住帰国しなければ、二世（子供達）も来日できなかった。

そしてここにもまた細かく分析すると、3つの要素がある。

一つ目は、就学中の子供の教育を重視したケースである。

＊「子供の前途のため、帰国した。学校の先生は、私の子供に『君の母親は日本人なのに、どうして早く日本に行かないのか。日本は経済的にとても発展した国で、将来性がある。こんな絶好のチャンスを逃したら、もう二度とチャンスは来ないよ』と力説した。当時、中国では海外留学ブームで、うちは金もコネも無いから、私が日本人であることを、子供にとって一つのチャンスにしようと思って来日した」

「娘の教育・将来を考えて帰国した。娘が日本語と中国語の２言語を覚えれば、職も探しやすく、日中の架け橋にもなれる。私達はずいぶん迷った。私は中国では医者だが、日本でその仕事はできない。夫の中国での仕事も給料もいい。ずいぶん悩んだ。でも娘のためと思って決意した」

「子供がもっと進学したいと言うので、来日した。当時、子供は中学卒業の年だった。私の親族や友人も皆、子供の将来のために日本に行った方がいいと勧めた。私はあまり来日したくなかった。いい仕事をもっていたし、日本に行くのは不安だったからだ。でも子供の教育を考えて決断した」

二つ目は、子供の中国での雇用・経済生活が不安定になったため、来日したケースである。

＊「長男と三男は仕事がうまくいかず、場所を変えてやってみようと思った。次男の勤務先の工場も赤字で倒産寸前だった。次男の嫁は最初は店で働いてけっこうな給料があったので、日本に行くことに反対していたが、その後、店がうまくいかなくなったので、日本に来ることにした。私自身は当初、永住帰国するつもりはなかった。中国では定年退職の年齢になっていたが、まだ退職しなくてもよかったからだ。日本に来る決め手は、子供達の将来だ。３人の子供達の将来を考え、日本に行けばうまくいくかもしれないと思った」

「当初、子供の職場が安定していたので、日本に帰らなかった。でも 90 年代になると、長男の自動車製造工場は赤字続きで、リストラされる恐れがでてきた。私は中国では会計師、妻は薬剤師で生活も安定しており、日本に帰りたくなかったが、子供のために来た。日本に帰ったら言葉もできず、専門の会計の仕事もできない。ただ、２人の子供のことを考えると、やはり日本に行った方がいいだろうと思い、日本にきた」

そして三つ目は、子供の強い要望に押し切られて来日したケースである。これは、前述の二つ目の動機とも重なる。しかし子供の雇用・経済生活が不安定でなくても、新たな経験・将来展望を求める子供の要望に応えたケースもある。

＊「私と夫は中国で仕事もあり、十分生活していけるし、日本に行くのは言葉の問題もあって不安だったが、子供が日本に行きたがった。私の子供達は皆、高卒以上で、中国でいい就職をしていた。それでも彼らは皆、日本に行きたがった。私が日本に行かなければ彼・彼女らも行けない。特に長女は、中国では結婚相手を探す気がなかった。だから早く中国を離れようと思った」

「私は幹部だし、あまり来日を望まなかったが、子供が望んだ。厚生省から書類が送られて来た時、子供達が日本に来たがり、勝手に記入した。私自身は気乗りがしなかった。でも、私が来ないと子供達も来られない。子供のためを考えると、日本に来る方がいい。親は子供のために犠牲になった。いつもこう考えて精神のバランスをとっている。自分の仕事や生活のことだけ考えると、帰国したくなかった」

【自分や家族の健康・医療】

「生命＝生活」の防衛に直接、関わる最後の動機として、自分や家族の健康・医療がある。これは比較的年長で、医療施設が乏しい農村に住んでいた残留孤児に特に多くみられる。

＊「中国でとても疲れていた。子供も４人いて、裁縫の仕事もきつかった。私は高血圧と心臓病があり、中国で子宮の腫瘍の手術をしたこともある。それで永住帰国して日本で治療を受けたかった。中国にいたらとっくに死んでいたはずだ。日本では医療保険があり、治療を受けられたおかげで今まだ生きている」

「叔父が、日本に永住すれば身体も良くなると言い、永住帰国を勧めてくれた。当時の私はとても黒くて、45 キロ位しかなかった。今は 60 キロだ。もしずっと中国にいたら、死んでいたかもしれない。中国は、食物も天候も

よくない。とても寒かった。夫は喘息だったが、日本にきて自然に直った。日本は中国よりずっといい。自然に恵まれ、空気もきれいで、医療も先進的だ」

「長男が血友病で、３歳頃から出血が止まらなくなった。ハルビンの漢方病院に行って診てもらったが、天津の血液研究所に行くように勧められ、借金して行った。でも、やはり特効薬はなかった。私達は日本の医療技術が先進的だと聞いたので、日本に帰って来た。今、息子は障害者として福祉を受けている」

第３項　政府の帰国政策

最後に、永住帰国の動機として、日本政府の政策をあげる残留孤児も少なくない。これはすべて身元未判明の孤児である。

そしてここには、次の３つの要素が複合している。

一つ目は、日本に帰れば政府の生活保障があることだ。これは特に貧しい農村に住んでいた孤児に多くみられる。

＊「日本政府が政策で残留孤児を呼び戻している以上、帰国後、必要な生活の援助・保障をしてくれると思った。国が面倒をみてくれるから、困ったら国に言えばいいと思った」

「日本政府から、いい生活条件で受け入れるという手紙がきた。まず日本語教室に４ヶ月通い、それから仕事ができれば仕事、できなければ国から生活保護が出ると書いてあった。年金を補足するとも書かれていた。私はもう51歳だったから、これで老後は安心と思った。日本政府がそう言明したから、帰国した」

二つ目に、日本政府が永住帰国の手続き期限を限ったので、迷いはあったが帰国に踏み切ったケースがある。

＊「迷っていたが、1993年、日本に行くかどうかを決める最後の機会だという厚生省の手紙が届き、ついに決心した。厚生省がこれが最後のチャンスだと言わなければ、まだ迷っていたかもしれない。1986年に日本人と認められたが、すぐ帰国する気にはなれなかった。当時、中国でまあまあの生活をしていたし、家も仕事もあったからだ。日本に行けば、生活できるかどうか不安だった。日本語は全然わからないし、日本では仕事もできない。それに中国で何十年間も生活してきたので、今更日本へ行く決心がつかなかった」

「来日直前まで決意できなかった。私は10月13日に帰国したが、10月１日まで中国で仕事をしていた。ある日の勤務中、吉林省外事課長から長距離電話がかかってきた。電話に出ると、なぜパスポートを取りに来ないのかといわれた。私はパスポートを申請した記憶はないと言うと、日本に行きたくないのか、もう日本政府の期限が切れる、10日に出国しないといけないと、まるで追い出すような口ぶりだった。翌日、パスポートを取りに行き、すぐ日本に帰国した。急すぎた。何の支度もせず、２人の子供も中国においてきた。家もそのままにして。日本で帰国の申請書に記入したことはある。その後、日本の厚生省からパンフレットが送られてきて、日本に帰ってきて下さいという呼びかけの文章とともに、家を保障するとか、生活に不自由しないなど都合のいいことが書かれてあった」

「私は、養母が亡くなってから帰国しようと思っていたが、厚生省から２回書類が届いた。1回目は無視した。２回目には、1987年10月までに必ず日本に帰らねばならないと書かれていた。それで決断した」

三つ目に、中国在住のままでは日本政府の支援が受けられないことが、帰国動機になったケースもある[24)]。

＊「日本政府は、『中国に残る人には政府として何の援助もできない。日本に永住する人だけに政府の援助がある』とはっきり私達に伝えた。それで、私は永住帰国する決心をした。日本に来たら程度はともかく、一応援助をいただけると思ったからだ」

第４項　多様な動機とその規定要因

以上のように、残留孤児の永住帰国には多様な動機が輻湊している。それは単純な血統主義やナショナリズムではない。自らの血縁・地縁的ルーツを探し求めたり、「生命＝生活」の世代的な発展的再生産を希求する、人間としての普遍性に根ざす動機も多い。また東西冷戦、南北格差、およびグローバリゼーションといったポスト・コロニアルの世界社会システムに根ざす動機も少なくない。

そしてこうした多様な動機には、身元判明の有無、および帰国年次によって、明らかな特徴がある。

すなわちまず身元が判明した残留孤児では、「肉親が日本にいる」、「日本は記憶に残る故郷」、「本人や家族の健康・医療」、「経済的貧困からの脱出」等が帰国の主な動機となっている。

一方、身元未判明の孤児では、「日本人の血統」、「子供の将来のため」、「肉親捜しを続けたい」、「日本政府の政策」が主な動機である。

また帰国年次別にみると、1988～89 年頃を境として帰国動機が大きく転換している(表４－７参照)[25]。

まず 1988 年以前に永住帰国した残留孤児では、「日本は祖国である」、「政治的迫害の回避」、「肉親が日本にいる」、「自分や家族の健康・医療」等が主な帰国の動機である。

これに対し、1989 年以降に永住帰国した残留孤児では、「経済的貧困からの脱出」、「子供の将来のため」、「日本政府の政策」等の帰国動機が急増している。

こうした帰国動機の転換には、３つの背景が絡み合っている。

まず第１は、東西冷戦からグローバリゼーションへと世界社会が大きく転換したことである。特に「政治的迫害の回避」から「経済的貧困からの脱出」への動機のシフトは、これを抜きには理解できない。大半の残留孤児が住む中国東北地方は、かつて重工業・国有企業の集積地であった。1980 年代末以降、市場経済化の進展に伴い、国有企業の倒産・リストラが激増した。医療費・教育費も高騰し、農村では一層深刻な貧困が蔓延したのである。

第２は、日本政府の受け入れ政策の変遷に基づき、帰国しうる残留孤児が、判明者から未判明者へ、また日本生まれの年長者(敗戦時 6 歳以上)から、中国生まれまたは出生地不明の年少者へとシフトしたことである。「日本は祖国である」、「日本に肉親がいる」という動機が減少し、「日本政府の政策」という動機が増加したことは、これに基づくと思われる。

そして第３は、帰国が遅延するにつれ、残留孤児の家族内部で世代交代が進んだことである。「子供の将来のため」という動機の増加は、これと関係している。

この３つの背景は、相互に絡み合いつつ推移してきた。たとえば「子供の将来のため」という動機も、単に残留孤児の家族内部での世代交代だけでなく、グローバリゼーション下での生活の不安定化や新たな将来展望の模索、および未判明孤児に対する日本政府の受け入れ政策の変化を抜きには考えられない。

そして最後に、以上にみてきた残留孤児の永住帰国の多様な動機は、そのほとんどが自らと家族の「生命＝生活」の維持・発展的再生産という、人間としての普遍的要求に根ざす点で通底している。「政治的迫害の回避」、「経済的貧困からの脱出」、「子供の将来のため」、「自分や家族の健康・医療」等の動機はもちろん、それ以外の多様な動機もまた、自らと家族の「生命＝生活」の維持・発展的再生産を目指す

表４－７　永住帰国の動機(帰国年次別)(MA)　　(人)

		1984年以前	1985年～	1988年	1989年～	計
永	日本人・祖国	3	5	5	5	18
住	政治迫害・差別	3	3	2	5	13
帰	肉親がいる	3	3	－	2	8
国	自分・家族の健康	3	1	－	－	4
の	経済的貧困	1	2	1	6	10
動	子供の将来	1	1	1	9	12
機	肉親捜し継続	－	2	－	2	4
	日本政府の政策	－	－	4	5	9

資料：実態調査より作成。

本質的動機と密接に結びついている。そしてそれらはいずれも、東西冷戦、南北格差、グローバリゼーションといったポスト・コロニアルの世界社会のマクロな構造変動をふまえた主体的選択でもある。

第４節　国籍と戸籍

最後に、永住帰国に伴う国籍と戸籍の変化について考察しよう。

第１項　出生時の国籍

大多数の残留孤児は出生後、日本の行政機関に出生届が出された時点で戸籍に登録され、日本国籍になったと考えられる。「満州国」では1940年、日本帝国臣民の二重身分を認める暫行民籍法が施行され、日本人移民は日本国籍を保持したまま、日本と満州の二重民籍（戸籍）登録をしていたからである[26]。

ただしごく一部だが、日本敗戦の混乱時または戦後になってから中国で出生した残留孤児もいる。この場合、日本の行政機関に出生届けが出されなかった可能性が高い。本稿の対象者でも１名、敗戦後に生まれ、後に肉親が判明した残留孤児がいる。彼は1985年に出生届未了であることが確認され、その後、肉親が出生届を出して、戸籍・国籍を回復した。こうした場合、出生後、直ちに中国籍に編入されたとも考えにくく、しばらくは「無国籍・無戸籍」であったと思われる。

そして本稿の対象者の約半数を占める身元未判明の残留孤児は、いうまでもなく出生時の戸籍・国籍が確認できない。彼らの現在の戸籍は後述する如く、就籍によって新たに作成したものである。

第２項　国籍の変遷

さて、大多数の残留孤児は、中国人養父母に引き取られた直後に中国名をつけられた。またいずれかの時点で、自らの意思とほぼ無関係に中国籍に登録された[27]。養父母が幼い孤児を引き取った際、養子として、または養子であることさえ隠して実子として登録したケースもある。1950年代、中国の公安局が残留孤児の一斉調査を実施した際、本人の知らぬ間に養父母が中国籍に登録したケースもある。また、1958年に後期集団引揚げが終結した時点で、中国政府は中国籍を希望する残留孤児に国籍証を発給した

[28]。その際、中国で生きていく上で他に選択肢がほとんどない中で、中国籍に加入した孤児もいた。

＊「1950年代、政務院で中国籍をとる手続きをした。周恩来の許可で、私の意思というより、養母が私のことを思って申請した。公安局は私が日本人だと把握していたし、中国籍でなければ、入党も昇進も難しいからだ」

「1958～59年頃、公安局がうちに来て、中国籍をとって下さいと言った。当時、残留日本人を中国籍にするという指示があったようで、今も多くの残留孤児が周恩来総理がサインした中国籍加入許可証をもっている。でも私は、養父母がすでに実子として役所に届けていたので、もともと中国籍に入っていた。養父母がそのことを公安局の職員に説明した。だから私は中国籍加入許可証は持っていない」

一方、日本政府は1972年まで、中華人民共和国を承認していなかった。そこで日本政府が、残留孤児について「日本国籍を離脱した」とみなしていたかどうかは明確ではない。南（2009）によれば、1957年に日本政府は「日本人が中共の国籍を取得しても、日本の国籍は離脱できない」とする方針を発表した[29]。また本章第1節で指摘したように、日本政府は日本の戸籍が確認できる残留日本人の帰国を、日本人の引揚げと位置づけてきた。たとえ中国政府発給のパスポートを持っていても、日本国籍を失っているか否かの判断が困難であるとし、日本国籍者として入国を許可してきたのである。

つまり日中国交回復（1972年）以前、中国在住の大多数の残留孤児は――個々人の意思・記憶を問わず――、中国政府からみれば中国名をもつ中国籍者であった。しかし日本政府からみれば、日本の戸籍が確認できる残留孤児は日本名をもつ日本国籍者であった。同じ残留孤児でも、日本の戸籍が確認できない場合、日本政府は日本国籍者と認めなかった。そして残留孤児自身の立場からいえば、国籍に対する認識・思いは多様で、しかも一人ひとりの中でも時期によって変化したと思われる。日中いずれかの国籍の固定的な二者択一を迫るのは国家側の都合であり、残留孤児自身の生活上の必要や論理ではなかったからである。

第3項　戦時死亡宣告

ただしまた1959年、日本政府は残留孤児の戸籍に重大な影響をもたらす政策を実施した。未帰還者特別措置法を施行し、消息不明者の戦時死亡宣告を促進したのである[30]。本稿の対象者のうち、身元が判明した24名のうち約9割（21名）は、戦時死亡宣告で戸籍を抹消されていた。墓が建立されていた孤児も多い。後にこの事実を知った残留孤児は、大きな衝撃を受けた。身元が判明した孤児には、年長者（敗戦時、6歳以上）が多い。彼・彼女らは日本敗戦当時から日本の肉親・故郷に関する鮮明な記憶をもち、それゆえに特に深刻な葛藤・違和感を抱えつつ、戦後の中国社会を生き抜いてきた。また自らの記憶を頼りに自力で肉親捜しに取り組み、ようやく肉親との再会を果たし、永住帰国を果たした。そこで日本政府や肉親が自らを死者としてすでに処置し、捜そうとしていなかったという冷厳な事実を思い知らされた時、彼我の思いの落差に打ちのめされたのである。

＊「戸籍上、私は死者として抹消されていた。墓もあった。親戚訪問で来日した時、兄は墓に刻まれた私の名前に赤ペンキを塗った。これは、生き返ったという意味だそうだ。私は自分の墓を見て、泣き崩れた。日本政府が私達の死亡を確認もせずに戸籍を抹消したのは、あまりにひどい。私達に死刑判決を下すのと同じだ。せめて生死不明と書くのが当然ではないか」

「戸籍は、死んだものとして抹消されていた。抹殺だ。私の名前が書かれた墓もあった。私はそれを自分の手で引き抜いてしまった。兄嫁は、『これから長生きするよ。一度、死んで、また生き返ったから』と冗談を言った。

でも私は悲しみと苦しみでいっぱいだった。なぜ生きているのに、死んだことになっているのか。ひどいよ、これは。私の命と人格への侮辱だ。まだ生きているのに、調査もせずに抹消するなんて」

「私の戸籍は抹消された。1946 年 2 月 13 日に発疹チフスで死亡したというデタラメの死亡届が出されていた。これを知った時には、言葉では言えないほど精神的ショックを受けた。妻もショックを受け、『私は死んだ鬼に嫁いだのか』と言った。生きている人を死者にしたのは日本政府の大きな犯罪だ」

「1970 年 12 月 25 日付けで、戦時死亡宣告を受けていた。特別措置法で私達は死人にされた。私と弟、妹の戒名が刻まれた墓も建てられていた。帰国後、死亡者扱いされていたことに大変な衝撃を受けた。中国で必死に生きてきたのに、勝手に死んだことにされていたのは許せない。証人もいないのに、どうやって私の死を確認したというのか？。私達が日本に帰るために身元確認を必要としているのに、なぜ戸籍を抹消したのか？。日本政府は、大きな間違いを犯した」

第４項　日本の戸籍をもつ中国籍者

【国交回復に伴う「中国籍」の認定】

戸籍を抹消された残留孤児は、本人または肉親の申請によって死亡宣告が取り消され、戸籍上、「生き返った」。

しかし日本政府は、直ちに彼・彼女らを日本国民と認めたわけではない。

前述のように、日中国交回復以前、日本政府は中華人民共和国を承認していなかったため、残留孤児の中国籍も認めていなかった。しかし国交回復後、遅くとも 1974 年頃までに日本政府は、残留孤児が日本国籍を喪失し、中国籍に加入した可能性が高いと判断するに至った。そして残留孤児個々人の意思を問わず、国交回復の日（1972 年 9 月 29 日）にさかのぼって日本国籍を喪失し、中国籍になったものと認定した。こうして残留孤児は、たとえ身元が判明して日本の戸籍が確認できても、ほぼ一律に中国籍者とされた。

これに伴い、残留孤児の永住帰国の手続きも、日本人の引揚げから、外国人（中国籍者）の入国へと一変した。中国政府発給のパスポート、日本政府発給の査証、および日本国内の身元保証人の確保が不可欠となったのである。また帰国後も、残留孤児には外国人登録をするよう指導がなされた。こうした取り扱いは、地域によって異なるが、1986 年以降まで続いた[31]。

ただし日中両政府は、残留孤児を単純な中国籍者とみなしていたわけではない。中国政府は確かに残留孤児を中国籍者とみなし、パスポートを発給した。しかし当時、中国では出国管理が厳しく、特別の理由がなければ、パスポートは発給されなかった。中国政府は、残留孤児が日本人であるという特別の事情を考慮したからこそ、パスポートを発給したのである。一方、日本政府は残留孤児の帰国に際し、査証―つまり外国人（中国籍者）としての入国手続き―を求めた。しかし残留孤児の身元保証人を日本の肉親に限定し、しかも肉親の身元保証さえ得られれば永住帰国を許可した。1985 年以降は、身元未判明孤児にも永住帰国を認めた。つまり日本政府もまた、残留孤児が日本人であるという特別の事情を考慮していたといえる。このように日中両政府はともに、残留孤児を中国籍者と位置づけつつ、しかし潜在的な日本人でもあるとみなしていたのである。

ただし、日中両政府の対応には違いもあった。中国政府によるパスポート発給は、残留孤児の帰国を援助・促進する立場からなされ、実際にもそのように機能した。一方、肉親による身元保証を求める日本政府の措置は、残留孤児の帰国を制限し、阻むものであった。

一方で潜在的な日本人と認めつつ、他方で帰国を阻む。こうした日本政府の矛盾は、1981 年に肉親捜しの訪日調査が始まると、さらに増幅した。訪日調査の参加資格は、綿密な事前調査に基づき、日中両政府が「日本人である可能性が高い」と認定した残留孤児に限られていた。また訪日調査での身元判明率は、約３割程度と低かった。そこで、日本政府によって「日本人の可能性が高い」と認定されたにもかかわらず、肉親の身元保証が得られず、日本に帰国できない残留孤児が激増したのである。それに加え、戸籍・肉親が判明しても、肉親の身元保証が得られず、日本に帰国できない残留孤児も増え続けた。

日本政府が、戸籍を確認できた残留孤児に、永住帰国のための特別の渡航証を発行するようになったのは、1986 年頃からである。これにより、身元判明孤児はようやく日本国籍者として帰国することが可能になった。ただしその後も本章第１節で詳述した如く、最終的には 1994 年頃まで、日本の戸籍・渡航証をもつ残留孤児が日本に帰国する際、各種の身元保証を課されるという矛盾は継続したのである。

＊「日本の厚生省が渡航証を送ってきた。これを瀋陽の領事館に提出して、日本への帰国の許可をもらった。私は日本の戸籍があり、中国のパスポートはもたずに帰国した」

「来日前に中国でパスポートを作ったが、それは役に立たず、私の出費は無駄になった。日本に帰ってきた時、すでに戸籍が回復されていた。日本には、渡航証をもらって入国した」

【未判明孤児の就籍・永住帰国】

一方、日本政府の訪日調査で身元が判明しなかった残留孤児は、1985 年まで永住帰国が認められなかった。ただしこうした未判明孤児も、日本の家庭裁判所に申し立てれば、新たな戸籍を作ること（「就籍」）ができた。訪日調査を終えて中国に戻った未判明孤児の一部は、中国にいながらにして日本の戸籍を作った。とはいえこれができたのは、日本のボランティア [32] と連絡がとれたごく一部の孤児だけである。中国に暮らし、日本語もできず、日本の法律知識もない大多数の未判明孤児は、独力で就籍の手続きができるわけもなかった。

＊「私は永住帰国より前に、中国にいる時に就籍して日本国籍を取った。戸籍を作ってくれたのは、東京の凍土の会のボランティア・山村文子さんだ。私の戸籍には実父母の記載はない」

「永住帰国以前に就籍した。東京の河合弘之弁護士が手続きをすべてやってくれた。当時、私はまだ中国にいた。知人の残留孤児に、『日本国籍に入るか』と聞かれた。私は『まだ中国にいるのに、日本国籍が取れるのか』と聞くと、河合弁護士を紹介され、手紙を出した。すると手続きの方法を書いた手紙がきた」

「訪日調査を終え、中国に帰った後、東京の弁護士が吉林市に来た。彼は私達と話をして、腕の注射跡を確認してから、戸籍を作る手続きを教えくれた。そして彼は日本で私の戸籍を作り、中国に送ってくれた」

そして前述の如く、1985 年以降、日本政府は身元未判明の孤児に査証を発行し始めた。これにより、未判明孤児の帰国が急増した。大多数の未判明孤児は、帰国後、帰国者センターや自立指導員・ボランティア等の援助により、就籍した。

＊「中国のパスポートで来日してから、所沢の帰国者センターで残留孤児としての認知が終わり次第、日本国籍をくれた。帰化ではなく、日本人として認定した上での国籍の回復だ。家庭裁判所に申請した。千野誠司という人が手続きを全部してくれた。就籍許可証には、次のように記されている。『父母の氏名は不祥。申立人は出生により日本国籍を取得した日本人である。しかるに、申立人は中国人として成長してきたため我が国に戸籍を有しない。…申立人の両親の身元は全くといってよいほど不明ではあるが、少なくとも、申立人は日本人母の非嫡出の

子か、日本人夫婦の嫡出子と認めることが許されると考える。…また、申立人が一旦取得した日本国籍を喪失したとする事由の存在は認められない。しかして、申立人については、戸籍を有しないから、就籍を認めるのが相当である』」

「来日後、就籍許可を受けた。私の戸籍は神奈川県鎌倉市にある。菅原幸助という鎌倉市の人が、私の戸籍を作ってくれたからだ。父母は不詳と書かれている」[33]

こうした就籍・国籍変更に疑問を感じた残留孤児も少なくない。

まず第１に、一部の残留孤児は、日本政府が自らの責任で就籍を行わず、申請経費も孤児（または身元保証人等）の負担だったことに不満を感じていた[34]。

＊「本来、日本政府が戸籍を作ってくれるべきだ。私達は日本政府の責任で孤児になり、しかも日本人と認定されて帰国した。なぜ自分で申請しなければ、戸籍をもらえないのか。中国政府のように、戸籍を作ってくれればいい。私達は中国に遺棄されたが、中国政府は黙っていても戸籍を作り、受け入れてくれた」

第２に、中国の国籍証明書がなく、二重国籍になると言われ、手続きが繁雑だった残留孤児もいる。

＊「私は中国籍だった。でも養母が中国の国籍を取ってくれたので、私の手元には中国籍加入証がなかった。それで日本にきて日本国籍を回復する時、とてもややこしかった。中国籍の証明書がないと二重国籍になる可能性があり、日本国籍をとるのは却って面倒になると言われた」

第３に、姓（名字）のつけ方に納得していない残留孤児もいる。なぜその姓になったのか、本人にもわからないケース、および「日本人らしい名前」をつけるよう強要されて不満を感じたケースもある。自ら主張して中国名を維持したのは、１名のみである。

＊「私の日本名は、誰がどのようにつけたのかわからない。おそらく夫の名字と私の中国名から一字ずつとって、いかにも日本人らしい名字をつけたのだろう。家庭裁判所か厚生省がつけたのではないか。私が自分でつけたのではない。知らないうちに決まっていた。祖先とのつながりもわからない。私達は本当にかわいそうだ。自分の本当の名字すらわからない。それに本当は私達の今後の現実生活のことを最優先に考えるべきなのに、日本政府はまず形式上の名前の変更にすごく力を入れていた」

「私の中国の名字はＲだ。日本でもＲという名字にしたかった。養父が私を大人になるまで育ててくれたので、名字に愛着があったからだ。でも所沢の帰国者センターで、日本人の名字にＲはないと言われた。Ｒという字に発音が近い漢字を教えられ、それを名字にするしかなかった」

「名字は所沢の帰国者センターの通訳につけられた。私は本当は中国名のままにしたかった。養父母がつけてくれた名前であり、私はその名前でずっと生きてきたのだから。でも通訳に言われ、仕方なく日本名に変えた。通訳は、私の中国での居住地名の漢字が入った日本人らしい名字をつけた。私は最初、名前の変更なんか全然考えていなかった。日本の戸籍に入り、日本国籍をとるには、日本人らしい名前が必要だと言われ、しかたなく名前を変えた。私の中国の名字は日本にはないから、日本人らしく変える必要があると言われた。でも、なぜ名前まで変えなければならないのか、納得できる説明はなかった。その時、考える暇も与えてくれなかった。『この名前でいいか』と、すぐに認めるよう求められた。未判明の人はその場で数十人が即座に次々に名づけられた」

「私は中国名のままだ。日本国籍をとる時、日本人の名前をつけろと言われた。私が『どんな名前にするのか』と聞くと、役所の弁護士が『私と同じ姓にしようか』と言った。私は、『もし肉親が見つかったら、また姓を変える

のか』と言った。弁護士は『中国名だと、孫が学校でいじめられたりするから、変えた方がいい』と言った。私は、『では、肉親を捜してくれ。肉親がみつかれば、姓を変える。それまでは変えない。名前をつけることは、いいかげんな遊びではない』と主張した。20日ほどすると、役所から中国名のまま日本国籍が取れたと連絡がきた」

第４に、国籍変更の必要性・理由の説明が不十分だったと語る残留孤児もいる。

＊「日本国籍への加入も、日本政府が面倒を避けるためにしただけではないか。要するに私達が日本国籍に入れば、政府はもう普通の国民として扱い、中国との関係でも面倒がなくなるからだ。私は、帰国者センターの職員に『日本国籍をとるか』と聞かれた時、『メリットとデメリットを教えてほしい』と言った。すると職員は『君は日本人だから、日本国籍をとらねばならない』と答えた。私は『それならなぜ、私に尋ねるのか』と思ったが、状況がよくわからないので口には出さず、うなずいた。本当は私達にきちんと説明すべきなのに、日本政府はもう決めていて、形だけ私達に承認させるという感じだった」

「自立指導員に言われ、私達母子４人とも日本国籍に入った。私は、『なぜ家族全員、日本国籍に入らねばならないのか。私は日本人だが、子供達は中国籍でもいいのではないか』とたずねた。すると自立指導員は、『全員、日本国籍をとらないと、生活保護が受けられない。それに今すぐ国籍変更しなければ、後で自分達で手続きをすれば、ややこしくなる。そもそもあなたたち一家は日本人だから日本に帰国できたので、日本国籍にするのは当然だ』と言った。私はよく理解できなかったが、当時はそれに従うしかなかった」

第５に、日本国籍の取得を自分や家族は拒否したが、事実上、強制的に国籍変更をさせられた孤児もいる。

＊「来日後、自立指導員に言われて、私はすぐに日本国籍を回復した。でも４人の子供のうち２人は、国籍変更に抵抗した。まだこれから日本での生活がどうなるかわからず、不安だったからだ。すると自立指導員は怒り、家族全員が日本国籍に加入しなければ、まだ中国にいる子供達を呼び寄せられないと言った。私達一家は、二度と家族が離ればなれになりたくなかったので、やむなく全員が日本国籍に変更した」

「私は来日してすぐには日本国籍を取らなかった。これまでの日本政府の対応に、不満があったからだ。でも、子供一家を呼び寄せる手続きをすると、子供のビザは降りたが、孫は許可されなかった。驚いて入国管理局に理由を聞きに行くと、日本の法律では三世まで呼び寄せられるが、私が日本国籍を取らないので私自身が二世になり、子供は三世、孫は四世になるそうだ。だから孫（四世）は呼べないと言われた。私は、やむなく日本国籍を取った。このことで何度も泣いた。でも孫が恋しいから、仕方なかった」

そして第６に、1985年の国籍法改正まで、子供の国籍取得に性差別があったと批判する孤児もいる。

＊「女性の残留孤児の子供は、３カ月以内に手続きしなければ、帰化という形でしか日本国籍に入れなかった。男性の残留孤児の子供は、すぐ日本国籍に入れた。これは男女差別だ。私達は所沢の帰国者センターを出る時、すでに来日して４カ月たっていた。兵庫県に来てからも何も事情がわからず、そんなことを考える余裕もなかった。帰国者センターでも兵庫県でも、誰もそんな規則があると教えてくれなかった。子供が学校でいじめられて初めて、子供も日本国籍に入れようと考えた。でも、もう遅いと言われた。こういう男女差別の意識は、日本政府だけでなく、男性の残留孤児にもある。ある男性の残留孤児は、『私達は純粋の日本人だが、女性は違う。中国人の妻であり、母だから、たとえ国籍を変えても半分の日本人だ』と声高に言った。別の男性の残留孤児も私に、『あなたの子供は半分の日本人だ。日本政府に日本人として認められていない。うちの子はす

ぐに日本国籍に入れた』と自慢した。私はすごく腹が立った。日本政府はなぜこのような男女差別の制度を作り、残留孤児の内部に愚かな差別意識を生み出すのか」[36]

考察　残留孤児の永住帰国の歴史・社会的意義

以上、残留孤児の永住帰国の実態を分析し、その歴史・社会的意義を考察してきた。簡単に総括しよう。

第１項　永住帰国時期・遅延の規定要因

まず残留孤児の永住帰国時期、およびその遅延の最大の規定要因は、日本政府の受け入れ政策にあった。日本政府は1972年の日中国交回復以前、永住帰国の実現に取り組まなかった。国交回復以降も1985年まで、身元未判明孤児の帰国を認めなかった。身元が判明した孤児に対しても、1994年頃まで各種の身元保証制度を課し、帰国を遅延させた。残留孤児の永住帰国時期は、①肉親判明の有無、②肉親判明方法（自主調査・訪日調査）、③各種の身元保証人の確保の可否によって、大枠を規定された。日本政府が、それらを基準として帰国を制限したからである。これに比べれば、個々の残留孤児や中国側の事情（年齢、残留の経緯、中国での居住地と生活体験、中国の家族・行政の対応等）は、帰国時期の主要な規定要因とはいえなかった。

残留孤児の永住帰国に対する日本政府の消極的姿勢には、いくつかの背景が重層していたと考えられる。

まず第１の背景は、ポスト・コロニアルの国家間システム・世界社会構造（東西冷戦、南北格差、グローバリゼーション、戦後処理等）である。すなわち、①国交回復以前はもちろん、それ以降も1980年代末頃まで東西冷戦は続いており、「社会主義国＝中国」からの入国を警戒したこと、②1980年代末以降、グローバリゼーションの進展の中で、経済的動機で来日する偽装「残留孤児」の入国を警戒したこと、そして③残留孤児問題が侵略戦争の歴史・戦後処理と結びついたセンシティブな問題であったこと、である。一方、中国政府側からみると、上記の①と②はいずれも残留孤児の日本への帰国を制限する理由にはならない。また③の観点からいえば、残留孤児とその永住帰国は敵国（日本）の子供を育てた中国の人道主義の証であり、戦争の記憶と反省をふまえた新たな日中関係構築のシンボルと位置づけることも可能であった。

第２に、国家と社会の分離、私的所有等、近代社会の特質も見逃せない。日本政府は公私の分離を前提として、残留孤児問題を私事と位置づけ、国家の公的責任の回避を図った。その結果、残留孤児の受け入れ主体は家族（またはそれを補完するボランティア）とされ、肉親が未判明の孤児の帰国は遅延した。また経済的負担や財産分与等、私的所有に根ざす肉親による受け入れ拒否・躊躇も多発した。日本政府は民事不介入を理由として、こうした問題の解決に取り組まなかった。なお社会主義を標榜する中国政府は、公私の分離を前提とせず、残留孤児の帰国を単なる私事とはみなさなかった。家族内の意見調停にも積極的に介入した。もとより現実の中国社会では、国家の介入が深刻な矛盾を生む場面も多かった。中国国家の介入が残留孤児の帰国を遅延させるケースも皆無ではなかった。しかしそれでも残留孤児の帰国問題の実質的解決という点に照準すれば、中国政府は日本政府より、つねに積極的に対応してきた。

第３に、血統主義的ナショナリズムも、残留孤児の帰国を遅延させた。一般に、血統主義的ナショナ

リズム（「血が呼んだ祖国」）は、残留孤児の帰国の促進要因とみなされがちである。しかしこれが逆に機能した側面も見逃せない。まず日本政府は、残留孤児の帰国の条件として、戸籍による血統の証明、および血統主義に基づく肉親の身元保証の確保を課した。これが、孤児の永住帰国を遅延させた決定的な要因の一つである。戸籍による血統の証明は、一方で残留孤児の日本国籍認定を極度に狭く絞り込み、他方で残留孤児問題を血統・家族という私事に封じ込める根拠として機能した。未判明孤児の帰国が認められた後も、「就籍（戸籍の作成）」と「日本人としての（血統を示す）氏の作成」が直ちに実施され、血統主義のほころびが取り繕われた。なお中国政府は当初から、残留孤児の認定を戸籍・肉親の判明だけでなく、幅広い関係者の証言や文書記録に基づいて柔軟に行った。もとより残留孤児と中国の養父母は、生物的な血統関係ではない。日本政府が私的・生物的な血統関係の認定を重視したのに対し、中国政府は残留孤児が社会的・現実的な「日本人」であることを重視したのである。日本敗戦時の混乱状況、および当時の残留孤児の多くが幼少で血統的出自を自ら証明する術をもたなかった現実をふまえれば、日本側の血統主義ナショナリズムが残留孤児の認定・帰国を大幅に遅延させたことは明白であろう。

第２項　戸籍・国籍に関する考察

残留孤児の戸籍・国籍は、極めて複雑に変遷してきた。多種多様な例外を除けば、まず 1945 年以前、大半の残留孤児は日本の戸籍・国籍をもっていた。戦後、いずれかの時期に、彼・彼女らの多くは中国籍に加入した。しかし日本政府は中華人民共和国を承認していなかったため、日本国籍の離脱を認めなかった。つまり残留孤児の多くは、中国政府からみれば中国国民、日本政府からみれば日本国民という状態が続いた。とはいえ、日本政府は残留孤児を自国民として保護・捜索せず、ただ戸籍上、日本国民とみなしていたにすぎない。しかも日本政府は戦時死亡宣告により、多くの残留孤児の戸籍を抹消した。そして日本政府は、日中国交が回復すると一転して、残留孤児をほぼ一律に中国籍者と認定した。しかし一方、国交回復を機に身元・戸籍が判明する孤児が増加したため、日本政府は戦時死亡宣告を取り消し、孤児の戸籍を回復し、日本国籍の復活も五月雨式に認めた。また 1981 年以降、訪日調査が開始されると、日中両政府が認定した身元未判明の孤児にも、日本の戸籍・国籍の取得を認めた。そしていずれの場合も日中両政府は、残留孤児が日本国籍を取得した時点で中国籍を離脱したものと認定した。

ここでまず明らかなことは、国籍が当事者諸個人の生活や意思と無関係に、国家または国家間システムによって決定されてきたという事実である。国家は相互承認によって初めて成り立ち、しかも諸個人に両属を許さない。諸個人の国籍は最終的には個人の選択ではなく、国家の承認によって決まる。残留孤児が戦後の中国で日本国籍を、帰国後の日本で中国籍を維持する自由は、一部の例外を除き、ほとんどなかったといえよう。それにもかかわらず形式的には、国籍変更は個人の選択・申請に基づくものとされる。戦後の中国での中国籍加入、および帰国後の日本での日本国籍取得は、いずれも個々の残留孤児やその家族による自主的な選択・申請という形式が踏まれた。こうした個人申請と国家承認による国籍変更は、一般の自由移民では、それほど矛盾が顕在化しない。しかし残留孤児の場合、日本から中国、中国から日本への２度の国籍変更において、実質的に個人による選択の余地はほとんどなかったのである。

残留孤児の国籍認定でいま一つ特徴的なことは、日中両政府が残留孤児をたとえ形式的に中国籍と位置づけたとしても、実際には特殊な歴史的事情をもつ「潜在的日本人」とみなしてきたという事実である。国交回復後、日中両政府は中国籍者と規定したはずの残留孤児に、日本への永住帰国、および日本

国籍の回復・取得を認めてきた。これはいうまでもなく、残留孤児の特殊な歴史的事情—戦争・植民地政策によって生み出された特殊な「日本人」であること—を、日中両政府が条理として認めていたことを意味する。ただし、「日本人／日本国民」と認定する基準には、日中両政府間で違いがあった。前述の如く、日本政府は戸籍による血統の確認を重視した。中国政府は、幅広い証言・記録・証拠に基づいて残留孤児を社会的・現実的に認定したのである。

第３項　残留孤児の帰国動機

残留孤児の永住帰国は、時として「血が呼んだ祖国」といった血統主義的ナショナリズムの文脈で語られる。また残留孤児問題は、戦後処理の一環とみなされることも多い。そして残留孤児自身も、自らの存在や帰国をそうした文脈で語ることが多い。それは残留孤児が日本の戦争・植民地政策によって生み出された戦争被害者であり、また血統主義の国籍規定に則って帰国してきたからである。

しかし同時にまた、これまでの分析で明らかなように、血統の確認に固執する日本の政府や社会によって、残留孤児の帰国が逆に制限され、遅延させられてきたことも事実である。また残留孤児の帰国は、単なる戦後処理にとどまらず、ポスト・コロニアルの世界社会構造、および近代社会そのものによっても大きく規定されてきた。

そこで残留孤児の永住帰国には、血統主義的ナショナリズム、ポスト・コロニアルの社会、そして近代社会に対する批判的応答という要素が含まれざるをえない。

すなわちまず残留孤児の帰国は、確かに血統に基づくが、しかし直ちにナショナリズムには結びつかない。年長・身元判明孤児にとっての血統・祖国とは、極めて個別具体的な肉親・故郷・ロカールであった。年少・身元未判明孤児にみられる血統主義的ナショナリズムも、単なる戦争時代の残滓・記憶ではなく、ポスト・コロニアルの中国での差別・迫害、長年にわたる日本政府による放置、および戦後の日本政府の血統の確認を重視した帰国制限によって構築されたものであった。日本人としての認定・帰国を求める残留孤児達は、戸籍・血統主義に固執し、公私の分離を活用して国家の責任を回避する戦後の日本政府を、厳しく批判せざるをえなかった。

しかも残留孤児の永住帰国の動機には、①政治的迫害の回避、②経済的貧困からの脱出、③子供の将来のため、④自分や家族の健康・治療等、自らと次世代の「生命＝生活（life)」の防衛・発展的再生産を求める人間としての普遍的な要求が大きな位置を占めていた。血統の確認や祖国への望郷の念、日本政府の受け入れ政策も、そうした普遍的要求を実現する手段と認識されていた場合が少なくない。そしてこうした多彩な動機がいずれも血統主義的ナショナリズムではなく、人間の普遍的な要求に基づくものであるからこそ、養父母を含む中国の家族も、深刻な葛藤・反対を乗り越え、残留孤児の帰国を容認・許可した。残留孤児の配偶者・子供も、未知の国・日本への「帰国」を選んだ。逆に中国での「生命＝生活」が十分に安定していれば、配偶者・子供のみならず残留孤児自身もまた、日本への帰国を躊躇したのである。

そして残留孤児の永住帰国の動機は、1980 年代末を境に大きく転換した。1980 年代末以前は「日本は祖国」、「政治的迫害の回避」、「肉親が日本にいる」、「自分や家族の健康・医療」等が多かったが、それ以降は「経済的貧困からの脱出」、「子供の将来のため」、「日本政府の政策」へとシフトした。ここには、３つの背景が絡み合っている。すなわち①東西冷戦からグローバリゼーションへの世界社会構造の転換、②日本政府の受け入れ政策の変化、そして③残留孤児の高齢化と家族の世代交替である。残留孤児は、

こうした３つの背景をふまえ、しかも自らと次世代の「生命＝生活」の防衛・発展的再生産を求める人間として普遍的な要求に基づき、日本への帰国を主体的に選び取ってきたといえよう。

補注

1)呉（2004)。

2)本調査対象者の生活誌・史については、浅野・佟(2006-a)、同（2008)、同（2009)、佟・浅野（2009-a)、浅野(2006)を参照。

3)判決とその評価については、浅野（2007-b)、同（2008)、同(2009-a)。

4)呉（2004）131頁、浅野（2006）248～249頁。

5)佟・浅野（2008）410頁。

6)帰国動機の変化については、呉（2004）114～120頁。

7)呉（2004）43～45頁。なお同書は、中国への定着者の動向も分析しており、これは重要な視点である。私達はすでに中国に定住している残留日本人とその家族約100名に対する面接聞き取り調査を終えているが、この分析結果については別稿を期したい。

8)日本政府は1960年10月25日付けの通知で、未帰還者の帰国（引揚げ）に戸籍謄本の提出を義務づけた。南（2006）29～30頁は、それ以前の1958年の外務省資料に基づき、身元未判明の残留孤児が帰国を希望しても、事実上不可能であったことを示している。

9)浅野・佟（2008)、佟・浅野(2009-a)。

10)庵谷（2006）82頁は、「個人責任＝個人次元原則」と述べる。

11)1984年の日中両政府の口上書を参照。関・張(2008)下巻70頁。

12)関・張(2008)下巻140～141頁、井手（1986）279～282頁。

13)当初は「中国帰国孤児定着促進センター」。平成６年４月以降、「中国帰国者定着促進センター」と改称。

14)神戸地裁判決より。

15)関・張(2008)下巻176頁によれば、中国外交部および公安部は1982年、肉親の判明・未判明を問わず、訪日調査に参加した残留孤児について、「当人が永住帰国を希望する場合、（中国側）関連部局の審査を経たのち、日本側の迅速な手続きを要請する」と述べた。また同書は、「しかし、制度が実際に施行されると、日本政府は当初、すでに身元の判明している残留日本人孤児の永住帰国にのみ同意し、身元未判明の残留日本人孤児にかんしては消極的な態度をとった。『戸籍登録（入籍)』や『保証人』といった規定を過度に重視したのである」と指摘する。坂本（2003）184頁。

16)配偶者の反対がなかったある孤児も、「私が日本に帰れたのは、一重に妻のおかげだ。もし妻が『嫌だ』と言ったら帰れなかった。妻にはきょうだいも両親もいる。きょうだい・両親を中国において、私と一緒に日本に来るというのは、大変なことだ」と語る。

17)呉（2004）80頁。

18)菅原（1982）246～248頁。1982年、中国政府は、中国の家族とのトラブル発生を主な理由として、訪日調査を一時停止した。関・張(2008)下巻176頁、庵谷（2006）80頁、呉（2004）80頁。

19)浅野（2007-b）51～55頁。

20)養父母に支給する扶養費については、関・張(2008)下巻257頁、浅野・佟（2006-b）170～171頁、佟・浅野(2006)、同(2008-a)、呉（2004）80頁、厚生省援護局（1987）56・83頁、井手（1986）296頁。厚生省援護局編（1987）83～84頁は、「中国に残る家族の生活をどう保証するかは、本来、・・・個人の問題ですが、日本に帰った孤児が中国に残る家

族の面倒をみることは、現実問題としては難しいことから、日中友好と人道主義の見地から日本政府として扶養費の援助を行うことになりました」、「この扶養費の性格は本来孤児が負担するべき養父母などの生活費を国と国民が肩代わりしたというものであります」と述べる。

21)菅原（1982）238～240 頁によれば、身元判明孤児の帰国の際、日本政府は、配偶者の帰国旅費支給を男性の孤児に限定した。また呉（2004）235 頁は、国費による帰国が帰国者全体の約４分の１であったと述べる。

22)1992 年度以降は身体等に障害を有する残留邦人、1994 年度以降は高齢（65 歳以上。1995 年度以降は 60 歳以上）の残留邦人を扶養するため同行する成年の子１世帯について対象とされた。

23)落葉帰根については、大久保明(2006)159 頁。

24)「日本に一時帰国するとその間、中国で年金が出なくなるので、日本に行く以上、永住帰国しかなかった」と語るケースもある。

25)呉（2004）114～116 頁。ただし同書・125 頁では 1972 年以降の動機が一括して論じられている。

26)南（2009）123 頁。

27)中国国籍を取得しなかったごく一部の例外は、「外僑（日本人）」として「外国人居留証」を所持して中国で生活してきたケースだが、本稿の事例にはそれはみられない。

28)関・張(2008)下巻７頁。

29)南（2009）127 頁。

30)南（2009）126 頁、南（2006）32～33 頁、厚生省援護局（1987）201 頁、坂本（2003）59 頁、呉（2004）57・77 頁。このことは、残留孤児の身元確認や帰国に多大な影響を与えた。戦時死亡宣告者は、厚生省の未帰還者調査の対象から外された。大蔵省は、「死者」とされた孤児の調査への予算支出に疑義を呈した。

31)菅原（1989）163～169 頁によれば、1986 年、国会での法務省答弁で、1)所の就籍許可証、戦時死亡宣告取得許可証、2)知事の死亡告知取得許可証、3)戸籍謄本、上記をもつ人は、外国人登録ではなく、住民登録ができると答弁した。しかし、それを各自治体に通達しなかったため、戸籍がありながら外国人登録させられる者が続出した。自治体により対応もまちまちで、地方に行くほど、戸籍があっても外国人登録を迫られた。

32)中国残留孤児の国籍取得を支援する会(2000)。

33)本稿に登場する千野誠司・菅原幸助・河合弘之・山村文子等は、残留孤児の帰国を積極的に支援した代表的なボランティアである。

34)関・張(2008)下巻 139 頁。庵谷（2006）83 頁。中国残留孤児の国籍取得を支援する会（2000）３頁に竹之下和雄厚生省社会・援護局業務第一課長の談話として「この間、国が直接やるべし、との声が再三寄せられたが、既成の堅固な行政システムと『行政の民事不介入』の原則がくずせなかった」とある。菅原（1989）113 頁、坂本（2003）185 頁。

35)生活指導員が来日後に戸籍を再抹消したケースもある。ただしこれは永住帰国後の問題として、別稿で考察する。また菅原（1989）163～164 頁は残留孤児の戸籍について、1)一度も日本の戸籍簿から消除されていない人、2)除籍されたが、告知・取り消しにより戸籍を復活した人、3)就籍申立を行い、新しく戸籍を取得した人、4)日本国籍確認訴訟を家庭裁判所に起こし、日本国籍所有を確認された人。5)日中両国政府が中国残留孤児と認めたが、就籍申し立てをせず、日本国籍が認められていない人と整理している。

第５章　本是同根生　相煎何太急

── 永住帰国後の中国残留日本人孤児 ──

「煮豆持作羹　漉鼓以為汁　萁在釜下燃
豆在釜中泣　本是同根生　相煎何太急」（曹植）
「雨は富める者にも貧しい者にも降る。善人にも降り、悪人にも降る。雨そのものは全く公平に降っているのだが、ただその降りそそぐ先が不公平な世の中なのだ」老舎「駱駝祥子」[1]
「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については…国政の上で、最大の尊重を必要とする」日本国憲法第13条

序　問題の所在

本章の課題は、日本に永住帰国した中国残留日本人孤児の帰国後の生活実態を明らかにし、その歴史・社会的意義を考察することにある。本稿では特に、①居住、②言語、③就業、④経済基盤、そして⑤健康の５つの要素を重視する。家族をはじめとする社会諸関係も生活の重要な要素だが、これについては別稿を用意する。

この分野には、すでに多くの先行調査研究がある[2]。1984 年以降、厚生省（厚労省）は幾度も量的調査を実施してきた。ボランティアやジャーナリズムも 1980 年代半ばから、帰国後の残留孤児の生活に多大の問題があると警鐘を鳴らしてきた。日本語教育・社会福祉・医学・心理学・社会学等の専門家による調査研究も少なくない。

本稿は、これら既存の調査研究とは異なり、生活過程論アプローチ[3]をとる。すなわち諸個人のトータルな生活過程を質的に把握し、そこでの問題の所在を明らかにするとともに、それを克服する主体的な人間像をも捉える。

考察に際して、次の３点に留意する。

第１は、日本政府が果たした役割である。これは、2002～08 年に争われた国家賠償訴訟で争点の一つとなった[4]。原告の残留孤児は、政府が自立支援義務（日本語教育・就職・生活支援等の法的義務）を果たさなかったと批判した。被告の国は、自立支援義務は内容が不明確だと反論した。また国は自立指導員等[5]を配置し、自立支援法に基づいて必要な各種施策を講じてきており、問題があるとしても結果論にすぎないと主張した。本稿は直接、法的判断を下すものではない。しかし、その前提となる事実を残留孤児の生活実態に基づいて検証する。

第２に、自立とは何か、である。訴訟では、原告と被告は対立しつつ、しかしどちらも自立を自明の目標とした。しかし、自立は近代的主体性の一つにすぎない。それは、近代国家・市民社会への適応であり、私的所有・自己責任・近代的個性に支えられた利己主義でもある[6]。残留孤児の生活における主体性は、つねに近代的自立の範疇に調和的に収まるとは限らない。

第３は、戦後とりわけ 1970 年代後半以降の日本人の生活様式の特質、すなわち「日本の地で日本人と

して人間らしく生きる」とはどういうことだったのかを逆照射することである。日本に帰国した残留孤児が日本社会に容易に同化・適応できなかったとすれば、それは当然、容易に同化・適応を許さない日本人に固有の生活様式が厳然と存在していたことになる。いわば戦後の日本社会に生きる日本人の基本的かつ自明の生活様式それ自体が、途中から参入した残留孤児にとっては、一定の排他性を孕んでいたのである[7]。

第１節　居住

ではまず、日本に永住帰国した残留孤児の居住状況を分析しよう（表５－１参照）。居住状況は、①1983年以前の帰国者とその後の私費帰国者（計８名）、および②1984年以降の国費帰国者（計36名）で大きく異なる[8]。

第１項　1983年以前の帰国者、および私費帰国者

1983年以前の帰国者とその後の私費帰国者は、帰国直後から肉親や身元保証人の地元に住み、日本での生活を始めた。本稿の対象者の身元保証人の地元はすべて兵庫県だが、肉親のそれは鹿児島県・岐阜県等、遠隔地の場合もある。また当初から公営住宅に入居した人もいるが、肉親と同居、または民間住宅に入居した人も多い。

その後、彼・彼女らは１度以上の転居を経験してきた。

まず、兵庫県以外の肉親の地元に住んだ残留孤児は、地元に就職がなかったり、肉親との関係が悪化したため、他の肉親や中国の同郷者の紹介で兵庫県に転居してきた。

＊「私と２人の娘は実父宅に同居したが、味噌汁を飲まされ、食事もあわなかった。娘が何度もご飯をおかわりすると、実父は不機嫌になった。私は娘に多く食べさせるため、自分は遠慮して少ししか食べなかった。それで40日後、逃げるように父の家を出た。父との関係が悪化したのは、言語や日本の生活習慣、礼儀がわからなかったせいもある。当時、父のことが全然理解できなかった。今思えば、父も経済的に苦しかったのだろう」

兵庫県内で転居した残留孤児も多い。転居理由は、①部屋の狭隘さ、②建物の老朽化、③高家賃、④家族の通院・看護の都合、⑤阪神大震災による住宅倒壊等、多様である。

彼・彼女らはこの過程で、公営住宅の入居に優遇措置や支援がなかったことに、強い不満を感じている。

＊「県営住宅の存在も知らず、自分でアパートを借りた。国費帰国者は県営住宅に優先的に入れたが、私のような私費帰国者はすべて自分でやるしかなかった。政府も役所も情報をくれない。県営住宅の存在を知ってからも抽選だから、なかなか当たらない。応募書類も自分で頑張って書かなければ、誰も助けてくれない。国は、私費帰国者にも公営住宅を提供すべきだ」

「最初に住んだ民間アパートは古くて汚かった。天井でネズミが走り回ってうるさく、夜も眠れなかった。私は住宅を何とかしてほしいと、厚生省に何度も手紙を出した。でも返事はなかった。自立指導員にも何度も頼んだが、『公営住宅は満室』の一点張りだ。でも私は、空き部屋があるのを知っていた。自立指導員は『言うことをきかないなら、他地域に行け』と言った。私は『どこに住むかは私の自由だ』と反論した。私は自立指導員を見限り、日本語教室の校長に頼んで県営住宅に申請してもらった。こちらから申請しなければ、役所は何もしてくれない」

表５－１　居住地と住宅　　（人）

永住帰国の年次・方法		1976～83年	1984～96年			計
			私費	国費		
				肉親	保証人	
帰国年次	1976～83	5	－	－	－	5
	1984～87	－	1	8	4	13
	1988～	－	2	2	22	26
定着促進	埼玉	－	－	5	11	16
センター	大阪	－	－	3	13	16
	その他	－	－	1	2	3
	なし	5	3	1	－	9
初居住地	兵庫県	2	3	9	25	39
	その他	3	－	1	1	5
理由	肉親	4	－	10	－	14
	保証人	1	3	－	26	30
初居住宅	公営	3	－	7	25	35
	その他	2	3	3	1	9
転居	３回～	4	－	2	－	6
	１回～	1	3	4	10	18
	なし	－	－	4	16	20
現在住宅	公営	4	2	9	26	41
	その他	1	1	1	－	3
政府住宅	あり	5	3	6	21	35
問題	なし	－	－	4	5	9
計		5	3	10	26	44

資料：実態調査より作成。

第２項　1984年以降の国費帰国者

さて1984年以降、日本政府は残留孤児のための定着促進センター[9]を、埼玉県所沢市に開設した。1987年、北海道・福島県・愛知県・大阪府・福岡県にも同センターが開設された。以降、国費帰国者は帰国直後の約４カ月間、同センターに入所し、日本語等の研修を受けることとなった。本稿の対象者は、埼玉県と大阪府のセンターの入所者がそれぞれ16名と多い。

一部の国費帰国者は、そこでの処遇に強い不満を感じている[10]。

まず、病気治療の対応への不満である。

＊「私達が病気になると、センターの指導員は顔色をかえて怒った。まるで私達が彼らの金を使ったようだ。私は帰国前、胆石の手術をして、帰国後も痛みが止まらなかった。指導員に言うと、痛み止めの薬を飲めと言われた。３日飲んでも治まらず、このままではだめだと指導員に言った。するとやっと病院に連れて行ってくれた。まるで刑務所の罪人のような扱いで、緊張の日々を強いられた。ある人は救急車を呼ぶまで我慢していた」

「センターで私達を管理する職員は、ある残留婦人で、私達に全く冷淡だった。病気になって通院したいと言うと、『毎日毎日、病気のことばかり言ってうるさい。あなたたちは自分でお金を払わないから、皆、病気になるのだ』と、すごく不快げに言い放った。ようやく診察しても、彼女は医者の説明を通訳せず、薬を渡してくれるだけだった」

また残留孤児にとって、高温多湿の日本の夏は特に厳しく感じられた。そしてそれ以上に、センターの対応に、不満を感じていた。

＊「扇風機もなく、暑くてたまらなかった。蚊が多く、ひどく刺されたが、網戸もなく、殺虫剤もくれなかった。私達は文句を言ったが、職員は誰も関心を示さなかった。私達は人間として扱われていなかった」

こうした対応の根底に横たわるのは、センターの職員や教育にかいま見られる歴史認識の欠如、および中国への蔑視であった。

＊「センターの教師は生活指導の授業でいつも、『いつまでも自分が戦争被害者だと甘えず、早く日本の社会に溶け込んで自立しなさい』と説教した。私達は戦争被害者なのに、なぜそう考えてはいけないのか。また職員は、中国人は仕事に責任を負わないとか、中国人の習慣は悪いとか、中国人の悪口も言った。中国人はおかずをお客さんにあげる時、箸を舐めてから挟むといったビデオもみせられた。中国人は無知で礼儀知らずの愚民だと侮辱していた。私達は皆、これを見て本当に腹が立った」

4カ月後、残留孤児達はセンターを出て、兵庫県に定住することになった。1987 年以前の帰国者の多くは、兵庫県に肉親がいた。1988 年以降まで帰国が遅れた帰国者の多くは、身元未判明またはたとえ肉親が判明しても身元保証を拒まれたため、センターで兵庫県に住む身元引受人を斡旋され、兵庫県に来ることになった。

ただし、身元引受人を斡旋された残留孤児——特に埼玉県のセンターの入所者——の多くは、この措置に不満であった。彼・彼女らは居住地を自由に選べず、事実上、日本政府に強制されたと感じている。

なぜならまず彼・彼女らの多くは、東京への定住を望んでいた。しかし厚生省は「適度な集中、適度な分散」の方針に基づき、東京への定住を容易に認めなかった[11]。抽選等の選抜基準も不透明であった。

＊「どうしても東京にいたかったが、抽選で決められ、選択の自由はなかった。最後まで粘ってごね得の人もいたし、ケンカをした人もいた。コネや賄賂が横行しているとの噂もたった。私は北海道か富山に行けと言われたが、拒否した。どこに自由があるのか。なぜ住む地域を強制され、自分で選べないのか」

「帰国を助けてくれた身元保証人が東京にいたので、ぜひ東京に住みたかった。でもセンターの指導員は、『東京はだめだ。人情が薄く、冬も寒く、物価も高い。日本有数の恐ろしい都会だ。東京には住宅も仕事もない。どうやって生活するつもりなのか。政府が保証人を斡旋してあげるから、兵庫に行け』と言った。私達は当時、生活保護の存在も知らず、センターを出たらすぐ働くしかないと思っていた。だから仕事がないと言われると、どうしようもなかった。また私は日本語ができず、帰国を助けてくれた身元保証人と連絡も相談もできなかった。指導員も、身元保証人には相談するなと言った。とにかく政府が新たな身元引受人と住宅と仕事を斡旋してくれるというのだから、言いなりになるしかなかった。断れば、日本では暮らせないと思い、やむなく承諾した。東京の身元保証人には黙って一方的に変更して、本当に失礼なことをした。今も心が痛む。東京から強制的に追い出そうとしたセンターの指導員を許せない」

中国での同郷者がいる地方への定住を望んだが、これが認められなかった残留孤児もいた。

＊「中国の同郷者がいる地方に行きたかった。不案内な土地で、同郷者がいればどれほど心強いか。でもセンターの指導員に同じ人民公社の出身者の居住地を尋ねても、教えてくれなかった。実際、指導員は全国の残留孤児の住所録をもっていたが、何も教えてくれなかった。どこに住むかは、私達の意思とは無関係に政府が一方的に決めたので、私は何もわからず、不満だった」

居住地の決定に際し、日本の地理・地域事情に関する知識・情報も、十分に提供されなかった。

＊「私は就職の便宜を考え、工業が発達した大阪に住みたかった。でも、兵庫県にまわされた。当時、ここは大阪だと説明された。来て初めて、大阪ではないとわかった。ここは期待外れの住宅地だ。兵庫がどんな所か、全然知らなかった」

「センターでは北海道、広島、山形に行けと言われた。北海道は寒く、山形は山ばかり、広島は原爆で空気が悪いかも知れないので、懸命に断った。本当は東京が一番いいが、認めてくれない。最後に神戸の話が出た。私は中国にいた時、テレビで神戸の景色を見たことがあり、それで受諾した。どうせ私達は、政府から指定された身元引受人の地元に行くしかない。どこに住むか、希望を聞かれたこともない。選ぶ自由などなかった」

定着促進センターから各地に配置された残留孤児には、公営住宅が優先的に斡旋された。その後の転居も少ない。

ただし、彼・彼女らは斡旋された公営住宅に満足していたわけではない。むしろ多くの不満を感じていた。すなわち、①「５人家族で 38 平米・２室だった。成人の娘と息子がいるのに、あまりに狭い」、「４人家族で 36 平米、六畳と四畳半の２室しかない。大きな息子と娘が一緒に住み、子供達もケンカしていた」と語られる狭隘さ、②「震災後、壁に亀裂がはいったまま」、「風が吹くと窓が揺れ、すごい音がしてとても眠れない」など老朽化、③「山の上のアパートで辺鄙。スーパーに行くにも 40 分もかかる」など交通の不便、そして④高層階に配置され、病気や障害のために階段の昇降が困難等々である。

それでも彼・彼女らが転居できなかったのは、後述する経済的理由に加え、身元引受人・自立指導員が転居を認めなかったためである。

＊「狭いので引っ越したいと自立指導員にいくら頼んでも、『我慢しろ』というばかりで相手にしてくれず、手続きしてくれない。諦めるしかなかった。なぜ我々は、自分の好きな所に自由に引っ越せないのか」

「身元引受人に『あまりに部屋が狭い』と苦情を言うと、『自分で働いて金を稼いで、広い部屋に引っ越せ』と言われた。この高齢で働けるわけがない。事実上、諦めろということだ」

転居した数少ないケースは、自立指導員や行政と対峙して粘り強く交渉し、ようやくそれを実現した。

＊「転居をめぐって、自立指導員と睨み合いになった。ついに私は怒って、『神戸市長に直接、訴えに行く。市長にどうしても会う』と騒いだ。それでようやく広い住宅をもらった。大声で騒がなければ、自立指導員も役所も耳を貸さない。でも私のように騒ぐ人は残留孤児の中では珍しい。他の人は皆、狭くて高層の不便な住宅をあてがわれ、我慢している」

「夫が脳梗塞で半身不随のため、５階から１階の部屋に移りたいと頼んだが、市役所の担当者に『生活保護を受けているのに引っ越しですか』と嫌みを言われた。何度も粘り強く交渉したが、１階に空室はなく、やむなく２階

に引っ越した。２階では自力で階段の昇降はできないが、娘が背負えば外出できる。１階が空けば、また交渉するつもりだ」

第２節　日本語

では次に、日本語の教育と習得について分析する（表５－２～４参照)。

第１項　日本語教育

日本政府が、国費で帰国した残留孤児に組織的な日本語教育を実施しはじめたのは、1984 年、定着促進センターを設立して以降である。したがって 1983 年以前の帰国者、およびそれ以降の私費帰国者の中には、帰国後、日本語教育を全く受けていない人もいる。

＊「日本語教室には通ったことがない。肉親がいた岐阜の山あいに住んだが、そこに日本語教室はなかった。日本語を勉強したかったが、自分で苦労して覚えるしかなかった。肉親と片言で話をしたり、身振り手振りで見当をつけながら、少しだけ簡単な日本語の単語を覚えていった」

1984 年以降の国費帰国者は、定着促進センターで約４カ月、週５日間・各５時限（１時限・50 分）の日本語教育を受けた。

また 1988 年以降、日本政府は中国帰国者自立研修センターを全国各地に設け、都道府県に委託して、通所形式で原則８カ月・週５日・各２時間半程度の日本語研修等を実施した。８カ月を越えると通所交通費は支給されないが、希望すれば継続通学も認められた。

兵庫県神戸市、および伊丹市にもこれが開設された。本稿の対象者の中で、15 名が神戸市、また 16 名が伊丹市の自立研修センターに通所した。彼・彼女らの実際の通所期間は半年～２年程度、授業の頻度・時間は人・時期によって多様だったようである。

第２項　日本語教育に対する評価と学習の困難

しかし、こうした日本語教育に対する残留孤児の評価は、総じて低い[12]。

定着促進センターで学んだ 35 名中、27 名は「役に立たなかった」、６名は「少し役立った」と述べる。「とても役立った」との評価は２名にすぎず、しかも「50 音を覚えた」等、ごく初歩的な学習の評価にとどまっている。

自立研修センターの日本語教育についても、「役に立たなかった」との評価が多い。特に神戸市のそ

表５－２　定着促進センターでの日本語教育　（人）

		なし	役立たない	少し役立つ	とても役立つ	計
帰国年次	1976 年～	5	－	－	－	5
	1984 年～	2	6	－	－	8
	1987 年～	2	21	6	2	31
計		9	27	6	2	44

資料：実態調査より作成。

表５－３　自立研修センター・その他の日本語教育（ＭＡ）　（人）

		神戸	伊丹	その他	計
期間	半年以下	2	2	1	5
	半年～	5	8	2	15
	１年～	4	3	1	8
	２年～	3	3	2	8
	３年～	－	－	1	1
	不明	1	－	2	3
評価	役立った	－	3	2	5
	少し役立った	－	2	－	2
	役立たない	15	11	7	33
計		15	16	9	40

資料：実態調査より作成。

れは全員が「役に立たなかった」と評価し、「全然勉強にはならないが、生活保護を受給するための条件として、半強制的に出席させられた」との声も聞かれる。

日本語教育が有効に機能しなかった背景には、多様な諸要因が絡み合っていた。

まず第１は、期間の短さである。定着促進センターの４カ月はもとより、自立研修センター等を含む１年でも、日本での生活に必要な日本語の習得という目的に照らせば、あまりに短すぎた。

＊「定着促進センターでの４カ月では短すぎ、実際に覚えたのは、『すみません』『ありがとう』『おはよう』など片言の挨拶だけだ。50 音順すら怪しく、その場しのぎの形だけだ。幼稚園の子供の日本語水準にも及ばない。本来、目標の水準を決めて、達成できるまで数年間かけて勉強できるようにすべきだった。日本人の子供でも、９年間は義務教育で国語を学ぶのだから」

第２に、教師の資質・教授法の問題である。時期にもよるが、中国語に堪能な日本語教育の専門家を確保できなかったようである。

＊「先生は日本語や教育の専門家ではなく、定年退職後の普通の会社員だった。中国語ができる先生は、一人もいなかった。私達は大人だから、日本語を自然に身につけるのではなく、翻訳というプロセスを通して学ぶ。中国語をある程度、知っている先生でなければ、私達に効率的に教えられない」

「まじめに教えてくれず、適当にやっていた。先生が日本語を教えるのではなく、生徒どうしで雑談するようなものだ。先生はアマチュアで教え方があまりうまくなく、中国語もできないので何を説明しているのか分からず、皆、なぞなぞを当てるようで、戸惑うばかりだった。日本語の基礎がある人なら、中国語のできない先生でもいいが、全く日本語がわからない私達は無理だ。学習者をレベル分けして、それぞれにあった教材・教え方が必要だが、人数の関係からか、それもできていなかった」

第３に、残留孤児自身の高齢化も学習の困難を助長した。第 4 章第 1 節でみた如く、永住帰国時の彼らの平均年齢は 47.7 歳、特に 1988 年以降の帰国者は 50.2 歳に達していた。

＊「帰国時、50 歳を越えていた。同じ先生から習っても、子供達（二世）はずっと早く日本語を覚え、どんどん上級

クラスにいった。私達はずっと初級クラスだ。一日でたくさん教えられても全然、頭に入らない。後を覚えると前を忘れ、無理に覚えようとすると頭が痛くなった」

「子供達はすぐ覚えたが、私達は高齢で右の耳から左の耳に抜けた。今日覚えても、明日忘れ、頭の中にほとんど残らなかった。先生は『努力が足りない』と私達を責めたが、私は『50歳をすぎて、こんなに努力して、あいうえおから勉強している。そんなに簡単にできるようになるのか、先生、考えてみてください』と反論した」

第4に、残留孤児は今後の日本での生活に大きな不安を抱き、おちついて日本語学習に取り組めなかった。

＊「日本に帰国したばかりで落ち着かなかった。肉親は見つからず、慣れない国に来て、すべてが不安だった。身元保証人との関係、仕事、子供の就職等、これからどうなるか不安で、あれこれ考えざるをえなかった。私達の心は、日本語の勉強ではなく、日本で安定した暮らしができるかどうかに向かっていた。そんな中で、どうして勉強できるのか」

「日本語の授業は、時間つぶしのようなものだった。教室で、私達は中国語ばかり話していた。来日したばかりでこれからどうなるか不安がいっぱいで、少しでも情報交換したかったからだ。仕事のあてもなく、どこに住むのかもわからず、毎日が不安だった。中国での仕事もやめ、家財も売って来たので、今さら中国に帰れない。子供も外出すると迷子になるのが恐ろしく、教室の窓に座ってじっと外を見るばかりだ。海に飛び込みたいような鬱屈した気分で、日本語の勉強をしようという気には全くなれなかった」

第5に、子供をまだ中国に残しており、家族の再結合に不安を感じていた残留孤児も少なくない。なぜなら第4章第2節でみたように、日本政府は残留孤児の子供の国費での同伴帰国を、20歳未満・未婚者に限定したからである。この点でもまた残留孤児達は、おちついて日本語の学習に取り組める精神状態になかった。

＊「定着促進センターの日本語教育が役立つなんて、国際的な冗談だ。私の子供や孫は、まだ中国にいた。私達は身体は日本にいたが、心はまだ中国にいた。先生はいろいろ教えていたが、私は『中国の子供達は大丈夫か、孫は元気か。いつか日本で再会できるのか』とばかり考えていた。夢に見るのも中国のこと、孫のことだった。国際電話をかける金もない。手紙は書いたが、1～2カ月かかる。若者でも、遠くに行くと家族を想うだろう。私達年寄りは、なおさらだ。そんなおちつかない中で、日本語の勉強に専念しろと言われても、無理だ」

「私は来日前、社宅に住んでいたので、私が来日すると中国においてきた子供には家もない。息子は婚約者の家に居候していた。子供が日本に来られるかどうかもわからない。こんな状態で、勉強する気持ちになれないだろう。子供のことを解決して安心させてから、おちついて勉強させてほしかった」

第6に、教室での日本語学習に、俗語や方言、職場で必要な用語への対応の点で実用性がなく、そのため「役に立たなかった」と評価する残留孤児もいる。

＊「職場で実際に使うのは、俗語ばかりだ。教室で習った日本語を職場で使うと、誰も相手にしてくれない。職業に関する日本語の勉強も、全くなかった。また日本語教育は標準語だったので、関西弁はますますわからなかった」

「教室で習った敬語や挨拶で、生活に本当に必要なものではなかった。職場や実際の社会で使う単語は、教室で習う単語と違う。職場で『箒、もって来い』と言われ、『どこにあるか』と聞くと、『向こう』と言われたが、わからなかった。職場で私が『おはようございます』と言うと、まわりの人は『おす』と言う。意味がわからず、相

手が怒っているのかと思った」

そして第7に、残留孤児の識字能力の問題があった。44名のうち18名は、中国語の読み書きが「ほとんどできない」または「日常も問題がある」と感じている。中国で十分な学校教育を受けられず、非識字の人が少なくないのである。この場合、日本語の読み書きの習得が困難となり、机上の学習への精神的重圧も増す。たとえ近くに日本語教室があっても通わない人もいた。しかし逆に、中国で教育を受けられなかったからこそ、日本語をはじめとする十分な教育を受けたかったと語る人もいる。

＊「一日も学校に行ったことがないから、中国語の読み書きはできない。読み書きできれば、日本語の勉強にも役立つだろう。だから私は、不遇な運命だったと思う。近くに日本語教室があり、誘われたが、字の一つも読み書きできないのに、行っても無駄だと思い、行かなかった。私は小さい頃、養母達によく頭を殴られて、頭の中は混乱している。何か覚えろといわれても、無理だ。日本語教室に入ったら、どんなふうに頭を使えばいいのかわからず、戸惑うばかりだ」

「私は中国で1年間しか教育を受けていないので、自分の名前しか読み書きできない。中国で満足な教育が受けられなかった分、せめて日本できちんとした教育を受けたかった。日本人なら、少なくとも9年の義務教育を受けていただろう。私は読み書きできないので、日本語の習得になおさら時間がかかる」

第3項　日本語の壁

調査時点で、日本語の会話は、「日常生活でも困る」が20名、「ほとんどできない」が19名で、計39名を占める。日本語の読み書きは、「ほとんどできない」が33名とさらに多い。「相手が早くしゃべったり、電話だとほとんどわからず、初めての相手だと話し方に慣れていないので聞き取れない」、「漢字で見当をつけているだけだ。でも日本と中国の漢字は違うし、読み書きは無理」等の声が聞かれる。特に1988年以降の帰国者は、会話も読み書きも「ほとんどできない」人が多い。

日本語の問題で悩んでいる人は、40名に達する。特に1988年以降の帰国者は全員、日本語の壁に悩んでいる。

日本語の壁は、日常生活のあらゆる場面で実感されている。

まず第1は、病院への通院、買い物、行政との対応等、実用的な不便である。特に病院での言葉の壁は深刻である。

＊「診察してもらいたいが、言葉が通じないから、来日後、病院に行ったことはほとんどない。病状を説明できないし、医者の説明もわからないからだ。以前、一度だけ病院に行って筆談したが、悪い想像が膨らみ、よけい不安になった。薬を間違って飲むのもこわいので、飲まないことが多い」

「発酵用のイーストを買いにスーパーに行ったが、日本語で何というかわからず、置き場所もわからなかった。店員に身振りで聞こうかと思ったが、あきらめて帰った。どこに行っても話すのを控えてしまう。筆談と手振りで問題を解決するしかないが、できることがすごく限られる。役所では筆談するが、少し難しい問題になると、わからない」

第2に、孤独・孤立にさいなまれることである。これについては第6章で詳述するが、「周囲の人と話ができないため、毎日、泣いて暮らしていた。電話に出て、もし相手が日本語でしゃべったら、私はすぐ電話を切る。一人で家にいる時、誰かが家にきても、絶対に返事をしない。ドアも開けない。隣に住

んでいる人ともせいぜい頷いて挨拶するだけだ」等の声がある。

第３に、悩みや感情を打ち明けられない精神的苦痛、および趣味や娯楽も限られることからくるストレスである。「日本語ができず、周囲から日本人とみなされない」こともストレス要因となっている。

＊「言いたいことが腹一杯あっても何も言えず、ストレスがたまる。言えれば、せめて気分が晴れるのに。日本語で罵ることさえできない。うちの家族はまわりでは中国人と見られている。日本人として認められず、精神的につらい」

「やっと日本に帰ってこんな目にあうとは、本当に悲しい。耳も目も口もまるで障害者になってしまったようだ。私達残留孤児は何級障害者なのか。テレビをみても、全然笑えない。日本の新聞や雑誌、本も読めない。たまに中国のテレビ番組をみて気を晴らすが、日本に帰って、こんなにストレスがたまるとは思わなかった。話し方・発音が違うため、今も職場で中国人と言われている。悲しく、つらく、悔しく、気持ちのやり場がない。50歳にもなるのに、なぜ私は自分の母国語ができないのか」

そして第４に、就職、選挙での投票、社会運動等、日本での社会生活にも大きな支障が生じる。就職の困難については次節で詳述する。政策・公約がわからないため、選挙に行かない残留孤児も多い。残留孤児は国家賠償訴訟を提訴したが、第８章でも述べるように、弁護士・支援者との連携・相互理解においても、言葉の壁は大きな問題となった。

表５－４　日本語・中国語の能力　（人）

帰国年次		1976年～	1988年～	計
日本語会話	全く問題なし	1	－	1
	日常は困らない	4	－	4
	日常でも困る	11	9	20
	ほとんどできない	2	17	19
日本語読み書き	全く問題なし	－	－	－
	日常は困らない	2	－	2
	日常でも困る	7	2	9
	ほとんどできない	9	24	33
中国語会話	全く問題なし	17	25	42
	日常は困らない	1	1	2
	日常でも困る	－	－	－
	ほとんどできない	－	－	－
中国語読み書き	全く問題なし	9	9	18
	日常は困らない	3	5	8
	日常でも困る	2	－	2
	ほとんどできない	4	12	16
日本語悩みあり		14	26	40
日本語教育に問題あり		16	20	36

資料：実態調査より作成。

なお日本政府は1988年以降、自立指導員が日本語教育の相談等を行うこととし、また医療機関や行政機関との通訳を担当する自立支援通訳の派遣も実施した。しかし上記の残留孤児の生活実態をふまえれば、これらの行政措置も極めて不十分だったといわざるを得ない。

そこで対象者の多く（36名）は、日本政府が日本語教育について十分な責任を果たさなかったと批判している。

＊「日本語教育の面で、日本政府は無責任だった。単なるみせかけで、いい加減にあしらうだけだった。もちろんおかげで『あいうえお』は覚えた。でも日本人と交流して、日本で普通に生きていくのに必要な日本語レベルにはとても達しない。継続的に勉強できる場所も、紹介してくれなかった。必要な時に、必要な日本語教育を受けられる体制を整えてほしかった」

「日本政府は形式的に日本語を勉強させただけで、実際は放置した。継続的な教育もなく、私達が日本語でどのように困っているか、行政に聞かれたこともない。帰国者に日本語を継続的に教え、励まし、頑張れるような環境を作るべきだった。日本語ができないのは、私達の自己責任ではない。私達も中国に棄てられなければ、日本語ができたはずだ。日本で数カ月暮らせば、自然に日本語ができるようになると思っていたなら、日本政府はあまりに非現実的で無責任だ」

しかも日本語教育の不十分さは、後述する自立の強制とも表裏一体であった。残留孤児はこの点でも憤りを感じている。

＊「定着促進センターでも自立研修センターでも、一番不満なのは、とにかくすぐに働け、自立せよとばかり言われ、長期間、集中的に落ち着いて日本語を学べなかったことだ。『生活保護で暮らすのは恥だから、自立するために日本語を早く身につけろ』と強制される雰囲気では、焦るばかりで、おちついて勉強できない。日本語ができないのは、私達の責任なのか。定着促進センターで4カ月、その後も含めて1年ほどの日本語教育で、本当に自立して生きていける日本語が身につくと思っているのか。それで身につかなければ、それは私達の自立心が足りないということなのか。どう考えても理不尽だ」

「集中的な日本語学習は4カ月だけで、それが終わると、すぐ自立しろと言われた。できるわけがない。幼稚園の子供より日本語が下手なのに、自立できるものか。日本人の子供でも、9年は義務教育を受ける。実際の日本語の水準を問わず、とにかく早く自立せよと迫られるのは、理にあわない」

もとより残留孤児達は、就労等を通して実践的な日本語を習得していった。しかし早期の就職を強制され、また劣悪な職場環境の下、日本語学習の時間や意欲を殺がれたと語る人も少なくない。

＊「無理やり働かされた結果、日本語を勉強する時間も余裕もなくなった。仕事を通して勉強できたらいいと思ったが、とても無理だ。仕事中、ボスはただ『おう』とか、『こうしろ』と言うだけで、日本語の勉強にはならない。職場では、私に気を使って丁寧に話すような人はいない」

「職場で日本語がわからず、殴られたり、罵られたりしたから、日本語を勉強する気がますます失せた。私が職場で覚えたのは、人を罵倒する日本語ばかりだ。日本語など分からない方が楽だと思っている。わからないことがあっても質問しない。質問すれば、ますます怒られるだけだ。職場で日本人の同僚はよく笑ってしゃべっていたが、私は一度も笑ったことがない。これは大げさではない」

第３節　職業

本章では、帰国後の就職状況についてみよう（表５－５～８参照)。

第１項　職歴

本稿の対象者の多くは帰国して数年後、就職した。来日後、一貫して無職だったのは 44 名中 12 名にとどまり、その多くは心臓病・脳膜炎・肺疾患等の疾病を抱えていた人達である。

ただし就職できた人も、中高年になってから帰国し、日本語が不自由な中での職探しは困難を極めた。いくつもの職場で門前払いされた体験をもつ人が多い。

＊「日本語が話せない上、もう年齢だから、就職には苦労した。何をどうすればいいか、全くわからなかった。中国人とみられると、まず採用してくれない。電話をかけても、飛び込みで会社を訪問しても、すべて門前払いだ。次々に断られた」

また、たとえ就職できても不熟練労働の非正規雇用が多い。日本で 14 年間以上、就労できた人も、８名しかいない。

こうした中でも帰国後の職歴は、帰国年次および性別によって大きく異なる。ここには、①帰国時の日本経済の景況、②帰国が遅延した残留孤児は帰国時点で特に高齢化していたこと、そして③日本の労働市場における性別分業の３つの要素が影響している。

すなわちまず 1987 年以前に帰国した男性の多くは、日本で 14 年間以上の職歴を確保しえた。また転職を重ねる中で一定の専門性を生かした仕事、自営業または常雇に移行しえたケースも多い。

その第１は、中国で身につけた職業技術を活用したケースである。旋盤工や特別の縫製は中国の技術がそのまま日本でも通用した。医師はかつての専門性の一部をリハビリ補助等に応用した。

＊「私は中国で旋盤工で、技能コンテストで優勝した。それを生かして帰国後も旋盤工として就職した。その後、自分で鉄工所を開いた。残留孤児が起業したので、テレビで報道された」

「私は中国で 12 歳から縫製一筋だ。帰国前はワイシャツ縫製工場の技術課長代理だった。日本の顧客から名刺をもらったこともあり、帰国後、その名刺を頼りに貿易商社に履歴書と手紙を送った。私は中国で日本に輸出するシャツのデザイン・品質管理・技術指導をずっとやってきたから、採用の面接試験で合格した。入社後、中国から輸入するシャツの検品に従事した」

「中国で医師だったので、病院で鍼灸や漢方の知識を提供しながら、リハビリの補助をした。日本の医師資格はないので医師の仕事はできないが、按摩や鍼灸のつぼの指導に当たった」

第２は、中国語・中国文化を生かした就職である。自営業が多い。

＊「貿易会社で、普段は工場で包装をして、中国からの顧客があれば、中国語の翻訳通訳をした。その後、夫と２人で上海と神戸に事務所をおき、貿易会社を起業した」

「満州亭という肉饅屋を開業した。店名は、父が満州で死に、私が満州から帰ってきたことを記念した。仕事はきつかったが、満州帰りの人々が常連客になってくれ、繁盛した」

第３は、体力・肉体的強靭さを生かした常雇での就職である。これは中国でも不熟練労働に従事して

表５－５　日本での職業生活の概要　　（人）

帰国年次		1987年以前		1988年以降		計
性別		男性	女性	男性	女性	
勤務年	14年～	7	1	—	—	8
	９年～	1	4	3	—	8
	１年～	1	2	7	6	16
	なし	—	2	4	6	12
勤務期間≧無職期間		8	4	5	—	17
勤務期間＜無職期間		1	5	9	12	27
職歴	自営	3	1	—	—	4
ＭＡ	常雇専門的職業	1	—	—	—	1
	非正規専門的職業	2	1	—	—	3
	常雇不熟練	5	2	4	—	11
	非正規不熟練	3	7	6	6	22
	なし	—	2	4	6	12
転職回数	３回～	3	2	1	—	6
（無職除く）	１回～	1	2	3	1	7
	なし	5	3	6	5	19
現職	自営	1	1	—	—	2
	常雇専門的職業	1	—	—	—	1
	常雇不熟練	1	—	—	—	1
	非正規不熟練	—	—	2	—	2
	無職	6	8	12	12	38
計		9	9	14	12	44

資料：実態調査より作成。

いた男性に多く見られた。

＊「鉄工所で鍛造の仕事。きつくて危険だが、私のような人間が楽な仕事ができるはずがない。私にあるのは体力だけだ」

「カーテンの穴をつけたり、枠を切断したり。機械の速度に合わせて手早く作業しなければならず、数や色を間違えると大変なことになる。検品も厳しく、緊張の毎日だった」

一方、1988年以降まで帰国が遅延した残留孤児、特に女性は、一貫して無職、またはせいぜい８年以下しか就労できず、無職期間の方が長かった。転職も少なく、不熟練労働の非正規雇用にとどまる。

＊「私のような年寄りが、言葉もできない日本で仕事を探すなど、大変なことだ。いい仕事は最初からこちらには回ってこない。日本人でも失業者がたくさんいる。日本人のやりたくない仕事だけが、こちらに回ってくる。きつく、給料の低い、いつ解雇されるかわからない不安定な仕事しかない。それが現実だ」

「仕事は選べず、危険な土木の重労働の派遣しかない。給料は当然、派遣会社にピンハネされる。会社から１万円

もらっても、私に実際に入るのは8000円だ。私のような年齢で日本語もできなければ、中国で身につけた電気や設計の技術は生かせない」

そしていずれにせよ現在、本稿の対象者はほとんど退職し、無職である。かつて常雇だった男性の多くは、55～60歳で定年退職した。非正規雇用だったケースは男女とも、病気・労災・倒産等で退職を余儀なくされた。女性には、家族の看病・介護等の理由で退職した人も多い。退職後、職業安定所に登録するなど、就職活動をした人もいたが、再就職は不可能であった。

今も就労している数少ないケースは、「空き缶拾いで、月２万円ほどの収入」、「掃除の臨時雇いを週３日でそれぞれ半日だけ。月収は５万円前後」等、家計補充的な仕事である場合が多い。

第２項　労働条件

では次に、残留孤児が働いてきた職場の労働条件をみていこう。ここでは帰国年次や性差を問わず、多くの共通した問題がある。

まず第１に、日本語の壁である。「指示がわからず、身振りで判断して仕事をしていたが、よく間違えて解雇された」との声もある。

＊「溝を掘る時、違う方法を社長にいくら説明しても言葉がわからず、聞いてくれなかった。私のやり方が正しくても、間違っているといわれた。社長に『馬鹿』と罵られ、私は反論したが、これも通じなかった」

「言葉が通じず、よく皆に笑われた。例えば、カミソリを頼まれたが、私は『雷はない。晴れ』と答えて、何日間もからかわれた。『ポンプを修理しろ』と言われたが、私は『ほんぶ（本部）』に行った。宿泊客やフロントから頼まれた品名を間違えることも多く、その度に叱られた」

第２は、差別である。これは日本語の壁とも関連するが、それだけにとどまらない。①中国人とみなした蔑視・排除、②賃金格差、③きつい仕事・誰もやりたがらない仕事の押し付け、④上司ではない同僚による一方的使役、⑤仕事上のミスの責任転嫁、⑥職務上の有能に対する嫉妬、⑦暴力、⑧労災の無視等、多様な発現形態をとった。これらに対する残留孤児側の対応もまた、ある時は黙って耐え、ある時は口論を挑み、ある時は無能なふりをしてやりすごし、ある時は一人で怠業し、ある時は別の職場を探し、ある時は集団で立ち向かうなど、多様であった。

＊「職場で『支那人だから、中国に帰ったら？』と何回も言われ、だんだん気持ちが悪くなった。それで転職せざるをえなかった。仕事は他の人よりできたが、日本語が十分でないため、日本人と認められず、同僚にいじめられた。仕事をいくらがんばっても、他の日本人と同水準の賃金はもらえなかった」

「私は中国人と思われていた。まわりの人は私のそばで『失業者が多いのは、日本に大勢中国人がきて、日本人の職を奪ったからだ』と、わざと大声で言った。きつい汚い仕事があれば、私にやらせるのは当然だ。私はよく働いてもほめられず、ミスがあればすぐ叱られた。他人のミスの責任を押し付けられ、職場の日本人と口げんかしたこともある。でも私は言葉が通じないので、自分が正しくてもうまく言えなかった」

「仕事でまちがえると、同僚に『中国人だから、だめだ』『中国に帰れ』と罵られた。中国で技師だったと言うと、よけいにいじめられ、悪口を言われた。それ以来、技師だったことは言わないようにした。私が無知であるほど、日本人はうれしいようだ。日本語をうまく話せないので、同僚と給料で差をつけられ、悔しい思いもした。日本人はたとえ上司でなくても、自分で仕事をせず、私にあれこれ指図して働かせた。指図する人以上に働いている

表５－６　職種内容

専門的職業	男性	輸入シャツ検品、旋盤工
	女性	通訳、リハビリ補助
自営業	男性	肉饅店、中華料理店、金属加工業、（空き缶回収）
	女性	貿易
常雇	男性	塗装工、左官、事務用品運搬、電力会社、皮革製造、清掃、プラスチック加工、鋳物仕上、ゴルフコース管理、カーテン製造、鍛造、機械修理
	女性	炊事・皿洗い、電機部品製造、皮革加工
非正規雇用の不熟練労働	男性	土木、清掃・雑用、廃品回収、焼き鳥製造、食品製造
	女性	食品製造、包装工、焼き鳥製造、清掃、縫製、店員、電線端子製造、炊事・皿洗い、部品研磨、自動車部品製造、靴製造、電機部品製造

資料：実態調査より作成。

のに、もらう給料はその人より少なかった」

「中国人と言われ、いたる所で差別された。若い新米の日本人が、私のような60歳をすぎた年寄りをあごで使う。社長も『日本人の言う通りにしろ』と、私ばかり叱る。新米の仕事である重労働を、よく押し付けられた。私は日本に来て、地獄に落ちたようだ。職場で殴られたことも２度あるが、こちらが手出しすれば解雇されるので、我慢して耐えた。つらかった」

「きつい仕事があると、私がやらされた。化学薬品が私の目に入った時、言葉がわからないのをいいことに、水で洗ったら大丈夫と言われ、病院に行かせてもらえなかった。それで目が悪くなった。会社は12万円で沖縄旅行を組織したが、私達はお金が無いとも言えず、ただ用事で行けないと言うしかなかった。そんなことが何回もあると、だんだん皆、私達を排斥するようになった。また日本人は、３時におやつを食べる習慣がある。これに私が参加しないと、中国人は付き合いが悪い、けちだと軽蔑された。『班長』という字が皆、書けず、私が書いてやった。すると皆すごく不服で、ますますいじめられた。その後、何を聞かれても分からないと答えるようにした。日本人の前では、自分はだめであることを演じないと、いじめられる。いつも彼女らより低い立場にいればいいのだと悟った。他人がミスをしても私の責任のように言われ、反論しようにもうまく話せないので黙って耐えるしかなかった」

「同僚がやりたがらない危険で汚い作業を、いつもさせられた。日本人労働者は私ほど仕事ができない。私は、機械の故障がすぐわかる。それで教えると、日本人労働者は口実をみつけては、私をいじめた。『アホ』『ばか』『会社をやめろ』と言われ続けた。時には私も怒り、彼らを殴ろうとして脅かした。日本人とは何も話さずにいれば、何も起こらないから、できるだけ話さないようにした時もあった」

「日本語ができないと軽蔑され、罵倒された。きつい仕事があれば、『中国人にやらせろ』と言う日本人もいた。私は怒って、一人で現場でストライキをしたこともある。納期に遅れるので、社長は突然、優しくなり、私をなだめた。私も、私が言われてきたとおり、『ばか、アホ』と言い返してやった。同じ仕事をしても、給料は日本人が１万2000円なら、私は１万円にされた」

「炊事場の料理長が、私に皿を持ってこいと言ったが、私はまちがえて茶碗を持って行った。それで、よく『アホ』と怒鳴られた。日本に来て初めて覚えた単語は『アホ』『ばか』『ボケ』だ。まわりの人よりきつい仕事をしてい

たが、まだ足りないとか、怠けているとか言われた。日本語で弁解できないのをよいことに、仕事のミスを自分のせいにされたことも多かった。何かある度に、同僚から『中国人』と呼ばれ、失敗すると『やっぱり中国人だなぁ』と馬鹿にされた。私はある時、思い切って反抗した。それでそのようなことはだんだんなくなった」

「私達が鉄パイプの撤去作業をしていると、監督が『中国人は遅いんだよ』と言い、上に上って乱暴に鉄パイプを投げ落とした。下にいた私達は、本当に危なかった。それで皆、怒った。私も頭にきて、鉄パイプを手にもち、監督を殴ろうとした。監督は私達のことをいつも『中国人』と言っていた。中国人でどこが悪いのか。中国人も人間だ。監督はどこかに逃げて隠れた。私達は数人で、彼を殴ろうと探した。警察がきた。私達は、筆談で警察に事情を説明した。翌日、工場長がきて、監督をくびにした。職場では、中国人どうしが中国語で話すと、日本人は悪口を言われていると思い、疑心暗鬼になる。そして中国人の仕事を増やし、ばらばらにして、互いに話せないようにした」

第３は、長時間・高密度の重労働である。サービス残業も横行していた。

＊「温泉旅館で、朝６時半から夜 11 時まで炊事場と洗い場の仕事を両方させられ、きつかった。倒れたこともある。でも病院にも行けず、誰も気にしてくれなかった。忙しい時は本当に忙しく、深夜１時まで寝られない。腕を上げて髪の毛を梳くことさえできないほど疲れた。このままではだめだと思って転職した」

「生産ラインでの仕事は、本当に疲れた。電線を１日最低 7000 本、作らねばならず、毎日、残業だった。休む間もなく手を動かし、休息時間以外はトイレにも行けない。機械の速度に合わせ、間に合わないと、次の作業に支障がでる。昼食も急いで食べ、土日もよく出勤した。私は一日も休暇を取ったことがない」

「外で強い日ざしをあびて働いた。鉄板は熱く、気温も 38 度もあり、監督は早く、早く、早くと催促した。私達は機械のように働かされ、腱鞘炎にもなった。朝８時からだが、実際は７時から仕事を始め、夕方も 40 分のサービス残業をしなければならない。そこは中国人（帰国者）が多い職場だから、皆でサービス残業はせず、５時で終わりと決め、管理職の人に言った。すると、１万 2000 円から１万円に減給された」

表５－７　労働条件の問題(MA)　　（人）

帰国年次	1987 年以前		1988 年以降		計
性別	男性	女性	男性	女性	
日本語	8	7	9	5	29
差別	8	5	7	2	22
きつい	3	4	9	4	20
低賃金	5	4	8	2	19
労働文化の差	4	3	6	2	15
長時間労働	3	3	4	2	12
人間関係	3	1	4	2	10
危険	2	1	4	1	8
仕事が単純	－	1	5	1	7
その他	2	3	5	2	11
計	9	7	10	6	32

資料：実態調査より作成。

「日本に来ると仕事のテンポがすごく早い。休憩時間は５分しかない。その間に皆、一生懸命、タバコを吸った。とても疲れた。管理が厳しく、出勤すると牢屋に入っているような感じだった。残業手当は、リーダーが残業と認めなければ、たとえ勤務時間を越えても出ない。日本ではこれをサービスという。私はこれが大嫌いだ。朝は５時頃に起きなければならない。形の上では８時間労働だが、実際は 12 時間以上で非常に疲れた」

第４は、低賃金である。賃金だけでは生活できず、生活保護で補完していた残留孤児も少なくない。

＊「最初、言葉もできず、仕事もできるかどうかわからないので、一日 4000 円だった。その後、一日 5000 円になり、嬉しかった。いろいろ引かれて、月に８万円位だ。残業手当も無欠勤手当もなかった。給料は、本当に気持ちだけだ。次の職場の焼鳥屋では時給 550 円で月給 12～13 万円になった」

「日本語ができないから、日本人と同じ仕事をしても、私の方が安かった。全然言葉を使わない作業なのに、退職まで時給は 680 円で上がらなかった。１カ月休みなしで毎日、残業しても、手取りは月に 12 万円位しかなかった。生活はぎりぎりだ」

第５は、仕事の方法が中国と異なり、適応が難しかったことである。特に、マニュアルや上司の指示を重視する日本のやり方と、現場での工夫を重視する中国との違和感は大きかったようである。

＊「日本では、簡単にできることを、曲がりくねってやらなければならない。日本人はくそまじめだ。工事現場で、日本人と二人で 100 キロ以上のナベを移動させようとしたが、重すぎて動かなかった。私が棒をテコにしようと言うと、日本人は私の襟首をつかみ、『手で動かせ。動かせる』と怒鳴った。少し考えれば簡単に動かせるのに、半日もかかった。本当に考えが硬い。最後は私の言う通りにした。多分、あの日本人も心の中では私のやり方に賛成だったが、意地をはったのだろう」

「日本人の仕事の仕方は、教条主義だ。上司に絶対服従で、自分で考えようとしない。中国の職場では上司に反対意見も言えるが、日本では言えない。私の工場では高温の炉を使うのでとても熱く、40 度位になる。そこで水を地面にまくと、製品の品質に影響するからだめだと言われた。本当は、影響しない。現場の人は皆、それを知っているが、上司に反論しない。日本人は本当にまじめだ。日本の職場では自分の意見を率直に言えない。率直に言うと、日本人、特に上司は機嫌が悪くなり、文句をつけてくる。正直者が馬鹿をみる。日本では、人の機嫌を取らなければならない。私は中国で技術職だったから、すぐに自分で工夫して、意見を言いたくなる」

第６は、仕事上の危険である。労災で腕を粉砕骨折したり、落下事故で退職を余儀なくされた人もいる。厨房で滑って骨折したり、焼き鳥の串刺し作業で腱鞘炎になった人もいる。職場での事故が労災として容易に認定されなかったケースも少なくない。

＊「フライス盤に腕を巻き込まれて粉砕骨折した。５回も大きな手術をして腰と足から骨をとって移植し、神経や骨もつないだ。会社は私が社員ではなく、自営業として仕事をしていたと言い張り、労災と認めなかった。私は入院しているので何もできず、娘が何度も足を運び、また地域の労働者支援組織の助けもかりて、ようやく労災が認定された」

「土木工事の現場で、足場から落ちて両足のかかとを骨折した。３ヶ月入院して、手術も受けた。怪我の危険性など、ボスは全く気にしていなかった。それに注意されても、言葉がわからないこともあり、なおさら危険だ。会社は労災保険に加入してなく、自費で治療しなければならなかった。リハビリに１年半かかり、再び仕事をすることはできなくなった」

第７は、職場の人間関係の悩みである。これも、日本語の壁や差別と関連する。しかし、日本人労働者どうしの関係を含む人間関係の悪さや希薄さもみられた。

＊「規定時間内に仕事を終わらせなければ、すぐ殴られた。上司が、時間内に終わるはずがない仕事を強制するので、私は疲れて果て、何回も病気で倒れた。それで私はオーナーに事情を話して規定時間を 30 分延ばしてもらった。すると上司は、掃除の仕方が違うとか言いがかりをつけ、私を殴るようになった。私が直接、オーナーに頼んだから、その仕返しだ。その上司は、私だけでなく、皆をいじめた。それで仕事を辞めたり、追い詰められて自殺した人もいた。同僚は皆、その上司を恨んでいた。皆がサボっている時、私は見張り番をして、上司が来ると皆に知らせてやった」

「同僚は、仕事が終わると必ず酒を飲みに行く。私は金がないが、つきあわねばならない。毎日残業が終わる７時から、何軒もハシゴして飲み、互いにくだらない自慢話をする。私は翌日、二日酔いですごく苦しい。土曜日や給料日には必ず２本ほど酒を買って来て、工場で飲む。最初は仕方なくつきあっていたが、耐えられず、付き合わなくなった。すると残業をもらえなくなり、収入が激減して困った」

「日本の職場で、いい人間関係になるわけがない。朝、ちょっとうなずいて挨拶する。それだけで丸一日、聾唖者になったみたいだ。10 分間休憩があっても、トイレに行くだけで、全然しゃべらない。中国では同僚と一日中しゃべらないなど、考えられなかった」

「病気で入院した後、一方的に職種を変えられた。私は中国で２回手術をしたことがあるが、会社や同僚は皆、優しく配慮してくれた。でも日本の職場は全く違い、冷たくて、ショックを受けた。私は入院以前から、交通事故の後遺症で立ち仕事は無理だった。そのことを知りながら、会社は私を立ち仕事に配置換えした。要するに会社は私をやめさせたかったのだろう」

第８に、雇用の不安定である。倒産・リストラで解雇された孤児も多い。解雇に至らなくても、不況下で仕事が激減したり、常雇からパートに一方的に雇用形態を変えられた人もいる。

＊「工場が経営難でリストラされた。８名の工員のうち３名が解雇され、私は言葉がわからず、体力もないという理由で３名のうちの一人に選ばれ、解雇された」

「実際は雇われているが、形式的には個人の自営になっていて、厚生年金がない。国民年金を会社と自分が半分ずつ負担する。退職金もない。仕事が減っていて、しかもこの齢になると、優先的に減らされる。自宅待機が多く、先月は 12 万円しか給料がなかった。ここ６～７年で仕事が半分に減った」

「医療保険や厚生年金はいっさいない。最初、言葉がわからないから、契約内容を全然知らずに勤めはじめた。後で、何もないとわかった。退職しても失業保険もない。仕事は不安定で、仕事が多いと嫌でも残業で、仕事がない時は給料がない。社長は、従業員を人間とはみていない」

最後に第９として、中国での専門が生かせないことである。この不満は多数とはいえないが、中国で専門職・管理職だった残留孤児にとっては深刻な問題である。[13)]

＊「中国で医師として 22 年間、働いてきた。鍼灸の技術を生かして日本でも仕事をしたかったが、日本で鍼灸師の資格を取るには改めて研修を受け、国家試験を通らねばならず、授業料が数百万円かかる。それで断念せざるをえなかった」

「中国で技術研究員だったが、日本に来ると、言葉が分からないというだけで、肉体労働しかさせてくれない。機

械を調整する時、私がちょっとのぞくと、すぐ他の仕事に行かされた。すごく腹が立った。『私が昔、やっていた仕事は、あなたたちが今、やっている仕事よりずっと技術的にレベルが高いよ』と内心で思い、彼らを軽蔑した。中国にいたら、誰がこんな仕事をするのか？　しかも仕事内容が頻繁に変わる。明日の仕事は今日はわからず、午後の仕事は午前中にはわからない。ただその場で命令された通り、動くしかない。これは大嫌いだ。中国にいた時は、自分で仕事の内容や方法を考えていたし、仕事を途中で邪魔されるような無礼なことはなかった」

第３項　職業斡旋

さて、残留孤児の就職は、いかなる手づるでなされたのだろう。

まず最も多いのは、自分自身で探したケースである。これは 1987 年以前の帰国者に特に多い。比較的早期に帰国した残留孤児は、誰にも頼らず自分自身で就職先を探すしかなかったともいえるし、当時は日本経済が好況で自分自身で仕事をみつけられたともいえる。ただしそれでも前述の如く、何度も門前払いを経験したあげくの就職であり、それだけに就職できた時の喜びは大きかった。

＊「いろいろ回ったが、幾つ目かの会社に飛び込んで受付の人に仕事がしたいと言うと、人事部長が応対してくれた。うまく話せず、筆談と身振り手振りで必死に願い出たが、現場作業員として採用してくれた。当時、日本は景気がよく、仕事が人を探すという状態だったから就職できた」

「諦めずに役所やチラシの情報を調べていた。ある日、家のポストに入ったチラシを見て、すぐ電話をかけた。意外にも面接してくれた。中国では仕事は国家が配置するので、就職活動など初めてで、結果が出るまでの１週間、とても緊張した。１週間後、採用するとの電話があった。うれしくてたまらなかった」

次に多いのが、帰国者仲間の紹介である。1988 年以降の帰国者に特に多い。不況下、しかも帰国が遅れて一層高齢化した残留孤児が自力で就職先をみつけるのは困難だったが、先に帰国していた残留孤児達が就職先を斡旋したのである。就職を斡旋した帰国者は、日本での近隣や日本語教室での知人、中国の同郷者等であった。

一方、職業安定所や自立指導員・身元引受人等の公的な諸制度は、就職の斡旋にはあまり役立たなかった。

職業安定所で就職を斡旋されたのは３名のみで、しかも 1987 年以前に帰国した男性に限られていた。むしろ職安に行っても、「日本語ができないため、障害者の窓口に行かせられ、仕事は見つからなかった」、「『あなたは 50 歳をすぎて、病気もある。言葉もできない。日本人でもなかなか仕事がみつからないのに、あなたに仕事があるはずがない』と断られた」等と語る残留孤児が多い。

自立指導員や身元引受人に就職を斡旋された人も５名にとどまり、主に女性の不熟練労働の非正規雇用である。また私費帰国者の帰国時の身元保証人の一部は、自ら経営する企業で低賃金労働者として残留孤児を雇用した。

＊「自立指導員は、自分の友達の社長の会社に私を紹介した。その職場はとてもきつく、普通の日本人は寄り付かず、いつも人手不足だった。あまりにきつく、私も身体を壊した。その自立指導員は、残留孤児の家族を次々に、その会社に斡旋していた。労働条件について自立指導員に苦情を言っても、『贅沢を言うな』とまともにとりあってくれなかった」

「Ｓ会という組織を身元保証人として私費帰国したが、Ｓ会の会員が経営する会社で、トウモロコシの粉を加工する臨時雇として働かされた。仕事はきつく、日本語教育もないので言葉もわからず、いじめられた。時給も他の

表５－８　就職斡旋　（MA）　　（人）

帰国年次		1987年以前		1988年以降		計
性別		男性	女性	男性	女性	
手づる	自分	3	6	3	2	14
	帰国者	2	2	5	2	11
	家族・親戚	2	1	2	－	5
	ボランティア	1	1	－	－	2
	他の知人	2	－	－	－	2
	自立指導員	－	2	1	2	5
	職業安定所	3	－	－	－	3
	不明	1	－	4	1	6
政府	問題あり	6	6	12	9	33
支援	問題言及なし	3	3	2	3	11
計		9	9	14	12	44

資料：実態調査より作成。

日本人は800円なのに、私達一家は650円だった。賃上げを要求すると社長は、『文句を言うなら、中国に帰れ。他の人は皆、言葉ができる』と怒った。私が『言葉ができなくても、皆と同じ仕事をしているではないか』と言うと、『黙れ。とにかく日本で教育を受けていないのだから、我慢しろ』と言った。そんなやりとりの末、私は一方的に解雇された。失業保険もなかった」[14]

こうした中で、本稿の対象者44名のうち33名は、日本政府の就職支援策に不満を抱いている。すなわちまず就職の斡旋が全くなかったことへの不満である。

＊「政府・職業安定所・自立指導員・市役所福祉課・定着促進センター等はどこも、仕事を全く紹介してくれなかった。職探しには、何の優遇政策も配慮もなかった。いきなり日本の社会にほうり出し、働けなければ生活保護で暮らせと言うだけだ。日本がこんなに冷たい国とは考えていなかった。政府は、私達残留孤児に仕事を斡旋すべきだ。何から何まで自力で仕事を捜さなければならない状態を、改善すべきだ」

「定着促進センターの先生は、『必ず正式の職につきなさい。本人にやる気があれば、正式の職を身元引受人や自立指導員が紹介してくれる。職業専門学校で学べば、もっといい就職がみつかる』と言った。でも全然、話が違う。非正規のきつい仕事しかない。職業専門学校での勉強など、論外だ。自立指導員にいくら頼んでも、仕事は全く紹介してくれない」

また自立指導員や行政は、就職を斡旋しないのみならず、残留孤児に自力で就職先を見つけて働くよう、圧力を加えた。このことは、次節でみる生活保護制度の問題とも関連している。自立指導員が就職を斡旋しても、無理な就労の強制である場合が少なくなかった。

＊「就職先を探したが、日本語ができないので、なかなか見つからなかった。それでも行政から、早く自分で就職先を探して自立しろと言われ続けた。自立指導員も頻繁に電話をかけてきて、『まだ働いていないの？　どうしてまだ家にいるの？』と催促した。私はやむなく自分で見つけた立ち仕事に働きに出た。でも私はもともと足が悪く、

続けられなかった。するとまた、自立指導員は『自立しろ』と責めたてた」

「自立指導員に、『来日して９カ月で生活保護は切られる。必ず仕事を始めなければならない。仕事をしないと、１日も食べていけない』と言われた。私は50歳をすぎ、日本語もできず、病気もあるので、就職先はなかなかみつからなかった。すると自立指導員は、自分の知人の工場を斡旋してくれた。仕事はとてもつらかったが、それでもやむなく働いた。自立指導員に、自分の病気のことを話したが、聞く耳をもってくれなかった。それで私は完全に身体を壊した」

「私はひどい胃潰瘍と診断され、医者からきつい仕事をしてはいけないと言われていた。でも自立指導員に、就職して自立しろと強制された。病気や仕事内容について相談しても、自立指導員はとりあってくれなかった。それで１週間、無理をして働くと、やはり胃潰瘍が悪化して続けられなくなった。その後も、自立指導員に責められて断続的にきつい仕事に出たが、その度に病気が悪化した。身元引受人や自立指導員は無責任だ。とにかくどこでもいいから就職させ、生活保護を停止すれば、自分達の仕事は終わりと考えたのだろう。私達の実際の生活や健康には、全く無関心だった。私は自立指導員に『この仕事はきつくて、とてもやっていけない』と訴えたが、『甘えている。この仕事ができないなら、他に仕事などない』とはねつけられた。それで私は完全に身体を壊した。本当につらかった」

「政府や自立指導員はひどい。本来、まず病気を直し、日本語教育を受けさせてから、働かせるべきだ。しかも政府も自立指導員も仕事を斡旋してくれず、早く自分で仕事を探して自立せよとしつこくせきたてるだけだ。私達は50歳をすぎているのに、仕事があるというのか。あるなら紹介してくれればいい。自立指導員に『自分で努力せず、生活保護に頼るのは恥だ』と言われた。まるで私達が怠け者だから働かないかのようだ。私達は中国でずっとまじめに働いてきた。私達をこんな境遇に陥れた日本政府や、私達を責め立てることしかできない役立たずの自立指導員の方が、よほど恥ではないか」

日本政府が職業訓練・職業教育を十分に実施せず、そのため中国での専門や技術が生かせなかったことに不満を抱く残留孤児もいる。1988 年以降に帰国し、しかも中国で専門職・管理職についていた残留孤児に、こうした不満は特に顕著である[15)]。

＊「中国で医師や教師だった人達は、日本で職業訓練すれば、たとえば教師なら学校事務、医師なら医療補助の仕事もできただろう。たとえ言葉が通じなくても、能力を生かした仕事ができたはずだ。しかし政府は放置した。私は中国では医師として自立して生活できたのに、祖国の日本に帰国して、なぜこんな苦しまなければならないのか。日本政府が少し援助してくれれば、日本でも能力を生かして自立できたはずだ。中国で学んだ専門を活かせる就職支援制度を、政府はなぜ設けられなかったのか」

「私達の専門と希望を聞き、専門学校に通わせるべきだった。そうすれば、残留孤児はこんなに惨めではなかっただろう。来日前の能力は生かせず、新たな職業訓練もなかった。私達は自分の能力を持ち腐れにして、きつくて危険でやりがいのない仕事につくしかなかった。政府は、私達にどんな仕事につきたいかも聞かず、ただひたすら自立しろ、自立しろと命令するだけだ。私は中国での職歴を書き、翻訳してもらって市役所に提出した。でもそれは、ゴミ箱行きだった。市役所の職員はそれを全く無視して、とにかく何でもいいから働いて自立しろと言うばかりだった。しかもどうやって仕事をみつけるかは、自分で考えろという感じだ。私は日本に来たことを本当に後悔した」

日本政府は、1982 年からいくつかの転職・雇用に関する既存の給付金を残留孤児にも適用し、1987 年

から雇用促進事業団による就職時の身元保証を行った。しかし上述の就職・就労実態をみる限り、こうした政府の支援策はあまりに有名無実だったといわざるを得ない。

第４節　経済

次に、経済状況を分析する（表５－９参照)。

第１項　年金・賃金・自営収入

調査時点で、本人や配偶者の賃金・自営収入があるのは44名中、1987年以前の帰国者を中心に10名にすぎない。

本稿の対象者の20名は65歳以上、41名は60歳以上で、一般の日本人では年金生活者が多い世代である。しかし残留孤児は日本への帰国が遅延したため、年金の保険料納付期間が足りず、老後も年金では生活できない。

すなわちまず帰国後、安定的就労ができなかったため、厚生年金はないか、あっても極めて少額にとどまる[16]。

また国民年金について、日本政府は1996年以降、満額の３分の１（２万数千円）を支給し、保険料を追加納付すれば満額を支給する特別措置を設けた。追加納付は月当たり6000円で、総額200万円前後になる。一部の残留孤児は「月16万円の収入の中から、死に物狂いで173万円を追納した」、「働いて貯めたお金をすべてはたいて220万円を追納した」と語る。しかし大半の人々は、追加納付する経済的ゆとりがなかった。また追加納付して満額（６万数千円）受給しても、国民年金だけでは暮らせない。総じて年金と賃金・自営収入のみで生活しえている対象者は、９名にすぎない。

こうした年金のあり方には、39名が問題を感じている。彼らは、保険料の納付期間不足は自己責任ではなく、日本政府の責任だと考えている。それとも関わり、中国での就労期間が年金額に評価されないことへの不満も大きい。

＊「私は13歳から、中国で歯をくいしばって懸命に働いてきた。それなのに老後を年金で暮らせず、生活保護に頼らなければならないのは、本当につらい。私が日本で年金をかけなかったのは、私の責任ではない。日本政府が私を放置して、帰国させてくれなかったからだ。日本に帰国したばかりの頃は言葉も通じず、年金とは何かわからなかった。60歳をすぎて市役所で聞くと、『もう遅い』と言われた」

「私達は帰国時、もう50歳をすぎていた。中国でいくら長く働いても、日本での年金納付期間が短いから、年金では暮らせない。帰国後、私達は臨時雇の仕事しかなかったので、厚生年金もない。私は12歳から49歳までずっと中国で働いた。この期間を、年金の納付期間に換算してほしい。政府がもっと早く私達を探していたら、今こんな状況にはならなかったはずだ。私は年金をもらった日に考えた。なぜ我々は中国でも日本でもこんなに働いてきたのに、年金がこんなに少ないのかと」

「私が残留孤児になったのは政府の責任だ。しかも私は中国で30年間も働いた。それなのになぜ、中国で働いた分を、年金に足してくれないのか。なぜ、日本で30年間働いてきた普通の労働者と同じ待遇を受けられないのか。私が中国で働くしかなかったのは、日本の政府の責任だ。中国に取り残されなければ、日本で働いて年金も払ったはずだ。普通の日本人は老後は年金で暮らせる。残留孤児には、年金で食べていける人はほとんどいない。日本政府は、私達を日本国民とみていない」

「夫も私も中国でまじめに働いてきたのだから、老後はせめて普通の日本人と同額の年金がほしい。私達は中国に好きで残ったのではない。好きで日本への帰国が遅れたのでもない。私達は帰国が遅れたから、年金の納付期間も短くなった。これは日本政府の責任であり、私達の責任ではない。私は日本では16年しか働いていないが、中国では27年間働いた」

「中国で32年間も働いてきたことは全く無視され、日本では年金も受けられない。日本で暮らしてきた日本人は20歳前後から60歳まで働けば、老後は厚生年金で暮らせるはずだ。でも私達には、年金を納める条件すらなかった。私達の親が中国に渡ったのは、国の呼びかけによる。私達の帰国は、国のせいでずいぶん遅れた。帰国後も、住宅を用意して、就職を支援し、日本語をきちんと教えてくれていれば、私は仕事ができた。私は怠け者ではない。なぜ私達は、日本政府のせいでこんなに苦労して、しかもずっと働き続けてきたのに、年金さえないのか。中国で一生懸命働いたことや日本で働けなかった事情、国の責任が一切無視され、年金がないのは、どうにも納得できない」

第2項　生活保護

そこで大半の残留孤児は、生活保護を受給せざるをえない。調査時点、生活保護受給者は全体の約8割にあたる34名に達していた。特に1988年以降に帰国した残留孤児は、1名を除き、全員が生活保護で暮らしている。また2004年調査時は生活保護を受けていない人も、以前、就職が確保できず、また就職できても十分な収入が得られない時期に、ほとんどすべてが生活保護を受給した経験がある。

こうした生活保護のあり方にも、38名が問題を指摘している。

まず第1に、すべての残留孤児が必要に応じてスムーズに生活保護を受けられたわけではない。私費帰国者には、「生活保護の存在も知らされなかった」と語る人もいる。またいったん就職した人が再度、生活保護を申請しても容易に支給は認められなかった。

＊「日本に帰国して、ずっと働かなかった人は、そのまま生活保護がもらえた。でも私のように少しでも働いた人が働けなくなって生活保護をもらうのは、すごく大変だった。私は病気で仕事ができなくなり、市役所に生活保護を申請したが、再就職を迫られた。医者も仕事をしてはいけないと書いてくれたのに、市役所の人は、とにかく働けの一点張りだ。6カ月かかって、ようやく生活保護を受けられた。最初の2カ月、私は週1回、市役所に行った。返事は決まって『検討中』だ。その後、私はもっと頻繁に行った。市役所の人はすごく迷惑そうな顔をした。私も行きたくて行くのではない。どうしようもなくて行くのだ」

「生活保護を支給されるまで、1年かかった。私は今、働いたことを後悔している。仕事さえしなければ、もっと簡単に生活保護をもらえたし、労災で足もケガをせずにすんだ。胃の病気も、こんなにひどくならなかっただろう。身体が悪いのに、自立指導員に強制されて就職すると、生活保護を止められた。自立できるとみなされたのだ。私は実際は自立したのではなく、無理をしただけだ。身体を壊して生活保護を再申請したが、なかなか認められなかった。後にわかったが、通帳にまだお金が残っていたからだ。今年、通帳に2万円しかなくなり、やっと生活保護がおりた」

第2に、生活保護費は極めて低額である。調査時点で単身世帯で月額9～10万円、夫婦世帯で12～13万円程度であった。生活保護受給者34名のうち16名は「生活がとても苦しい」、12名は「やや苦しい」と感じている。

＊「酒や卵、牛肉は買えず、我慢している。13万円の生活保護から水光熱費をひくと9万円しか残らず、家賃と食費

表５－９　収入の概要　（MA）　　（人）

		帰国年		生活保護有無		計
		1987 以前	1988 以降	あり	なし	
内訳	生活保護	9	25	34	—	34
	年金	9	13	17	5	22
	賃金・自営収入	7	3	2	8	20
	その他	2	—	1	1	4
問題	年金に問題	17	22	29	10	39
	生活保護に問題	13	25	33	5	38
	老後の生活保障	9	12	15	6	21
月額	20 万～	6	1	1	6	7
	14 万～	5	2	6	1	7
	10 万～	3	23	25	1	26
	10 万未満	4	—	2	2	4
評価	とても満足	—	1	1	—	1
	やや満足	—	2	2	—	2
	どちらとも	3	3	3	3	6
	やや苦しい	10	8	12	6	18
	とても苦しい	5	12	16	1	17
悩み	経済的に苦しい	15	19	26	8	34
	将来が不安	16	23	29	10	39
	経済悩記述なし	—	3	3	—	3

資料：実態調査より作成。

ですべてなくなる。食品は遠方の安売り店で、賞味期限切れ寸前の物を買っている。毎日、風呂にも入れず、冷蔵庫も買えない。子供や孫へのお祝いや小遣いもあげることができず、とても悲しい」

「全然足りない。夫は私に『病気の私がいるから、おまえも仕事ができず、家賃も払えない』と言い残し、中国に帰った。食べたら服が買えず、服を買えば食物が買えない。米も一番安いものを買う。出費がかさんだ時は、１週間ずっと豆腐やねぎに味噌をつけて食べた。死んだ方がましと思う」

「普通の苦しさではない。家賃や水光熱費を差し引くと、生活費は夫婦二人で月４万円で、本当にどん底・最低の生活だ。たまに人目を避けて、服や生活用品を拾ってくる。扇風機、たんす、テーブル、全部拾ったものだ。豆腐も細心の注意で安い物を探して買い、野菜を買う量まで、一々考えなければならない。趣味など、とんでもない。冠婚葬祭・見舞いのお金も出せず、人情も薄くなる。孫が進学しても、お祝いも出せない。テレビや冷蔵庫が壊れても、修理する金もない。日本政府は本当に無情だ。何とか生活保護を増額してほしい。贅沢を言っているのではない。普通の生活水準にしてほしいだけだ」

「毎日のおかずは、漬物ばかり。普通の日本人なら耐えられない最低限の暮らしだ。本当に節約、節約で、ギリギリで生活している。家具は近所の粗大ゴミを拾って揃えた。生活の苦しさは限界を越えている。安い長ネギを買うために、５キロ以上離れた安い店に行っていたが、最近、足が痛くて行けず、ますます苦しい。生きるのに本

当に疲れた。1000円の物を見ると、もう買うのを諦める。美容室にも行ったことはない。夫に切ってもらっている。夫の髪は私が切る。毎日２食しか食べられず、飢え死にせずに何とか生きているだけだ。果物も肉もあまり食べられない。生活が苦しすぎ、このまま死んでしまえば、と何度も思った。服も買う余裕はなく、中国からもってきた服をずっと着ている。水光熱費や電話代、家賃を払うと、月に７～８万円、１人当たり３～４万円しか残らない。日本政府はあまりにも冷たい。日本の最低水準、物乞いと変わらない」

第３に、生活保護受給者には「能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図る」義務が課せられ、自立が督促される。行政機関の指導・指示に従う義務もある。そこで行政職員が生活保護受給者を戸別訪問し、節約・就労を指導する。病院も指定される。こうした中で残留孤児達は、「つねに監視・束縛され、自由が全くない」と感じていた。なお残留孤児が中国を訪問すると生活保護の支給は停止された。この点については第６章で詳述する。

＊「指定病院でないと治療費が出ない。治療に納得できないが、病院を代えることも許されない。市役所の職員が月に１～２回、事前に連絡もなく突然、うちを見にくる。そして『この家具はどこからもらったのか。なぜ、こんなものがあるのか』としつこく聞く。『どこで、いつ拾った』と一々説明しなければならない。市役所の人が来たが、寝ていたのでドアを開けなかった時は、翌月の生活保護の支給を停止された。今、私達は何も話す勇気はない。何か話したら、生活保護を止められるのではないかとビクビクしている。本当に犯人のように監視され、自由もなく、刑務所に入れられたような気分だ」

「生活保護は私達を束縛し、犯罪者扱いしている。人間として自由がほしい。日本にきて、自由が全くない。日本ではよく人権、人権というが、いったいどこに人権があるのか。役所の職員がうちに来るのは、私達のことを心配しているからではない。何か家具が増えていないか、中国に帰っていないかと監視するためだ。まるでスパイだ。ある日、役所の人は『靴が多いね』と言った。私は『日本人とは比べ物にならない。日本人なら、靴箱に靴が、タンスに衣服がぎっしりでしょう』と皮肉を言った。この間も、『お宅のテレビは大きい』と言われた。私は役所の人が大嫌いだ。日本政府は私達を人間として扱っていない」

「市役所の人に、私達は反抗できない。反抗したら、生活保護をくれなくなる。市役所の人が来たら、すぐドアを開けるしかない。外出もできない。今までこんなに自由を制限されたことはない。携帯電話を買うのも禁止だ。病院に行く前にも、まず申請しなければならない。私は近くの病院に行きたいが、そこは指定病院ではないので、だめと言われた。私達はとにかく何をするにも市役所にお伺いをたてねばならず、市役所がだめと言えば、それに従うしかない。日本での生活は本当に息苦しい。束縛せず、自由にさせてほしい。娘が妻のために服を買ってくれても、妻は市役所の職員からいろいろ言われるのを嫌がって、それを着ることすらできない。まるで犯人扱いだ」

「生活保護費を自由に使わせてほしい。節約したお金で何を買うか、自分で決めてもいいではないか。日本の普通の高齢者は、旅行や温泉に行っている。なぜ、私達は家にいなければならず、外出すると市役所から『どこに行ったのか』と問い詰められるのか。本当に自由がない。病院に行く前も、市役所に報告しなければならず、病院も指定される。よりよい治療を受けるため、大病院にかかりたいが、通院費を出してくれない。大きな買い物もだめ、いい服を着てもいけないと言われている」

そして第４に、生活保護には補足性の原理があり、他に収入があれば、その分の保護費は支給されない。

そこでまず、残留孤児本人やその同居家族が働いて収入を得ると、生活保護費は減額される。収入が判明した後に、毎月分割して生活保護を減額されることもある。

＊「パン屋のアルバイトで総額200万円ほどの収入があったが、市の職員に見つかり、以後、生活保護費12万円から毎月3万8000円ずつ4年間以上、返済させられた」

「夫は小遣いだけでも稼ごうと思い、駐車場の掃除の仕事に行った。3年間ほど続け、計280万円ほど稼いだ。ある日、市役所から電話がきて呼び出され、『この金額分の生活保護費を返せ』と言われた。私も夫も、そんな規則は全然知らなかった。生活保護をもらって働いてはいけないと知らさせたこともなかった。一度には返せないから、毎月、2万6000円ずつ9年間、返却した。返却中の生活の苦しさは並大抵ではなかった」

「働いたことが市役所にみつかり、毎月、生活保護から1万5000円ずつ引かれている。市役所・身元引受人・自立指導員に『もう少し保護費をあげて下さい。とても暮らせない』と何度もお願いしたが、あっさり断わられた。それでやむなく働きに出たのに、それを知ると生活保護費からそのお金を引く。市役所は人道を口にできるのか。今、私は2人で実質10万円で暮らさなければならない。私は自立指導員に『引く金を少なくしてほしい。そうでないと飢え死にする』と何度も頼んだが、むだだった」

また補足性の原理に基づき、行政は一方で対象者が働いて収入を得ていないかを厳格に監視し、他方で生活保護支給額の減額を図るために就労を促す。これに対し、残留孤児側は、一方で就労を強制されたと感じ、他方でたとえ働いても実収入は増えないため、就労意欲を低下させざるをえない。

＊「市役所の職員は、『仕事をしていないか、確認に来た』といって監視にくる。私は『こんな年齢で足も悪いのに、どこが雇ってくれるというのか。私はもうすぐ死ぬ』と言ってやった」

「市の職員が月1回ほど訪問してきて、私に働くように圧力をかけた。それで身体が悪いのに無理をして働いたが、生活保護費から給料分が差し引かれ、結局、実収入は変わらない。外で働くと、交際費・祝儀もかさむ。働かない方が経済的に楽だ。それでばからしくなって、仕事をやめた」

「帰国者は最初、事情がわからないまま自立しろと言われて働いた。しかし生活保護を受ける以上、稼いだ金額を生活保護から引かれ、働いても働かなくても同じ金額だとわかったので、皆、仕事をやめてしまった。この制度はとても不合理だ。本当は働くことを奨励すべきだ。帰国者の働く意欲を殺ぎ、国に何の得があるのか。どうせ私達は大儲けなどできない。大儲けができるなら、生活保護など受けない。なぜわずかな稼ぎを一々調べあげ、生活保護費を削り、働く意欲を殺ぐのか」

年金収入も、やはり生活保護費から引かれる。生活保護支給額を削減するため、国民年金保険料の追納や年金の早期受給を強制された残留孤児もいる。もとより保険料を追納して国民年金が満額支給されても、その金額分が生活保護支給額から減額されるため、実際の収入は変わらない。

＊「私の厚生年金が3万9000円、妻の厚生年金が2万1000円あるが、その分は生活保護費が減らされ、結局、収入は年金がない人と変わらない。これまでずっと働いてきた人も、1日も働かなかった人も収入は同じだ」

「市役所に、年金を60歳からもらうように言われた。私は、65歳から受給したいと言うと、それなら生活保護費はあげないと言われた。それでやむなく早くもらうと、その金額分は生活保護費からカットされた」

「夫が65歳の時、数カ月分の年金が20数万円、まとめて支給された。私達は、それを引っ越しの資金に使った。すると後から、生活保護を受けているのだから、20数万円は返せと言われた。私達に返済する金はない。それで市役所は、毎月の生活保護から1万5500円ずつ差し引くことにした」

「生活保護を申請すると、国民年金の保険料 229 万円をまず追納せよと言われた。私は、稼いだ金はほとんどすべて、これにつぎ込んだ。国民年金が出ると、その分は、生活保護費が減額された。実際の生活費は増えない。私は追加納付などしたくなかった。でも病気になったら、生活保護の医療費が必要だ。それでやむなく生活保護を受けるために追加納付した」

その他の収入も監視され、あれば生活保護費が減額された。交通事故にあって受け取った保険金を、生活保護から減額された人もいる。特に大きな問題になったのは、子供からの経済的援助である。一方で生活保護支給の条件として、子供からの援助が強制された。他方ですでに生活保護を受給している残留孤児は、子供からの経済的援助がないか監視され、子供との交流・同居等が阻害された。

＊「生活保護を受ける条件として、子供から月に３万円もらうこととされ、その分は生活保護費を減額された。子供達も貧しく、３万円の援助などとても無理だ。しかしこれをもらわなければ、私は生活保護の対象にならないと市役所の人に言われた。私は何回も市役所の人と口げんかしたが、どうしようもなかった。実際には私は子供からもらわなかった。子供も生活に困っている。やむなく書類上、子供から毎月もらうと記入して、やっと生活保護を受けられた。去年、子供の会社が倒産して、それで３万円の減額措置がなくなった。だから去年まで私は、実際は生活保護水準以下の生活だった」

「私が生活保護を申請すると、市役所から『子供達から 5000 円ずつ援助してもらわないと、生活保護を支給できない』と言われた。子供達も生活保護受給者で苦しく、孫も就学援助をもらっているのに、なぜ私に援助できるのか。私は、子供が援助できる状態にないと何度も訴えたが、認められなかった。私はやむなく長男と次男を市役所に連れて行き、『5000 円ずつ援助する』という書類を出してもらった。今も二人の息子は、計１万円の生活保護費を天引きされている。文句を言いたいが、私は日本語が上手ではないから言えない。自立指導員も、市役所の味方ばかりして、私達の実情を理解してくれない。やっと母国に帰ってきたのに、母国で暮らすのがこんなに容易ではないとは。生活保護をもらうだけのことがこんなに難しく、子供を苦しめることになるとは。中国にいたら、こんなに惨めにならなかったと思う。日本での生活は本当に難しくて苦しい」

「息子がうちに来ると、市役所の職員が『金をもらわなかったか。何を買ってもらったのか』と細かく質問する。家財道具が増えていないかもチェックする。私が孫の面倒をみると、『孫の面倒をみるのは労働だ。子供から給料をもらわなければならない』と言われた。なぜそんなことまで干渉されるのか。孫は保育園が満員で入れず、誰かが面倒をみないと子供も働けない。それで私は、人目を避けてこっそり孫の面倒をみなければならなかった。日本では家庭の暖かさはない。子供達は皆、毎日仕事に追われ、しかもうちに頻繁に来たら、市役所に文句を言われる。親子関係もだんだん冷たくなり、親しさもなくなる」

「娘が職業訓練校に入り、卒業時に在校手当約 28 万円を受け取った。すると区役所の生活保護担当者は、生活保護から 28 万円を引くと言った。私は『娘はすでに独立した。住民票も別だ』と言ったが、日本語が通じなかったためか、相手にされなかった。自立指導員が通訳してくれたが、あまり通じなかった。最後には『身元引受人に代わって払ってもらう』と脅され、迷惑はかけられないので、同意するしかなかった。身元引受人に電話をすると、『もしあなたが払わないなら、私が払わねばならない』と言われた。28 万円を一度に引かれたら生活できないので、毎月 5000 円ずつ返すことにした」

「娘が市役所の人に『親にきちんと小遣いをあげていますか。親孝行していますか』と聞かれ、『あげている』と答えた。市役所の人は『親孝行だね』とほめたが、翌月、その金額を生活保護費から引いた。娘も生活が苦しい中で小遣いをくれたのだと市役所の人に説明して、何回も頭を下げたが、だめだった。今、一番大きな問題は、子

供と同居できないことだ。子供と同居すれば、生活保護を止められる。日本政府は、私達を、誰も分からないうちに孤独死させる方がいいのか。本当に腹が立つ」

以上のように生活保護をめぐって残留孤児と行政の間で様々な対立があり、相互不信が膨張している。こうした不信感は、行政の窓口対応によって一層深まっている。

＊「私の生活保護費は銀行振り込みではなく、自分で取りに行かねばならない。多分、無職の子供と同居して生活保護をもらっているから、それへの嫌がらせだと思う。水道・電気・共益・家賃もすべて自動引き落としにしてくれず、自分で一々払いに行かねばならない。市役所の通訳にも頼んだが、やってくれない。なぜ私達をそこまでいじめるのか」

「市役所の通訳は残留孤児の二世で、『私の母も残留孤児だが、生活保護など要求しない。あんたに生活保護を出すくらいなら、私の母親に出したいよ。私は自分の母親を養っている。なぜあんたの子供はあんたを養わないのか』と私をなじった。私は『好き好んで生活保護など申請しない。もし私にお前のような市役所で高給をもらっている子供がいれば、私も生活保護なんか申請しない。どうしようもないから来たのだ』と反論した。通訳が、私のいうことをまともに訳していないことは、日本語の不自由な私にもわかった。通訳は他の日本人の職員に、私の悪口ばかり言っていた。最後には、通訳は私が市役所に行っただけで『出て行け』と罵倒した。私も頭にきて、日本語と中国語をまぜて罵った。私は朝９時から午後２時まで、食事もせずにケンカを続けた。その時、市役所の職員が『何月何日に話し合おう』と言ったのに、通訳はそれも訳してくれなかった。私はその場で『この通訳は要らない。次は、自分で通訳を連れてくる』と言った。そして自分の娘に仕事を休ませ、一緒に行ってもらった。それでも３回かかった。１回目は途中で通訳が口を挟んで、だめになった。結局、３回も娘に会社を休んでもらい、通訳がいない時にようやく認められた。残留孤児は中国でずいぶん苦労し、いじめられてきた。でも日本にきてもっといじめられたということを日本人に知ってほしい」

以上のような諸問題は、生活保護制度で残留孤児の生活を保障することが妥当か否かという問題でもある。多くの残留孤児は、日本政府の責任を明確にした独自の生活支援・年金制度を創設すべきだと考え、既存の生活保護制度に埋め込まれることを批判していた。そしてこうした批判は、元日本軍人・ベトナム難民・北朝鮮拉致被害者に対する待遇との比較によっても補強されていた。

＊「生活保護は不合理だ。私達は、せめて年金で暮らせることを要求する。生活保護を支給しているので、それで我慢しろと言われるのは人間として扱われている気がしない。本来、私達は戦争の賠償として特別扱いしてもらわねばならない。私達の苦難は日本政府が作ったのだから、軍人のような恩給を支給してほしい。中国で残留孤児になったのは、私達の意志ではない。生活保護は生活保障というより、実際は貧窮者の最低限の救済金だ。自由も縛られる。なぜ残留孤児がそうした生活保護に頼らなければならないのか」

「私達はなぜ、生活保護で処置されるのか。生活保護などに頼りたくない。私達が今日の状態になったのは全部、国の責任だ。私達は普通の日本人と違う。普通の日本人の貧窮者のための生活保護で処置すること自体、私達を困らせることではないか。北朝鮮の拉致被害者は帰国後、多くの優遇を受けている。軍人も恩給がもらえる。これに対して私達は、政府のせいで40年間も苦しい思いをしてきたのに、こんなにひどく取り扱われている。生活保護を受けて国民に負担をかけるのは恥だと、自立指導員に何度も言われたが、本来、日本政府が私達をひどい目に合わせたのだから、政府が私達の老後の面倒を見るのが当然だ。日本政府の私達への対応には問題が多すぎる」

「私達残留孤児は、本当に人間なのかと聞きたい。生活保護を受ける怠け者だと思われている。私達は怠けて仕事をしなかったのではない。帰国した時、すでに高齢で、日本語もできないから仕事につけなかった。こういう人生を送ってこざるを得なかったことにつき、国には責任があると思う。国はきちんと補償してほしい。私達は気楽に生活保護をもらって遊んでいるのではない。中国では普通の生活ができていたのに、ようやく日本に帰国できたと思ったら、最貧困層の生活保護に頼って暮らさねばならないとは。本来、こんなはずではない。私の父は中国で戦死して、私は軍人遺族だから、もっと手厚く対処してくれても当然だ。日本政府が生活保護のようなはした金で終わりにしようとするのは、あまりに人を馬鹿にしている。日本政府のどこに人道があるのか。なぜ私達がこんなつらい思いをしなければならないのか」

「本来、私達は生活保護ではなく、年金を受け取るべきだ。日本政府が私達に年金を保障するのが、当然だ。私達は戦争の被害者であり、日本政府のせいで帰国が遅れた。日本政府はベトナム難民や北朝鮮の拉致被害者には、いい待遇をしている。私達の待遇は、彼らより悪い。特に拉致被害者との待遇の差は、あまりに大きすぎる。拉致被害者を生んだ責任は北朝鮮政府だが、私達残留孤児を生み出した責任は日本政府にある。それなのに、日本政府は私達には何もせず、生活保護の支給でごまかしている。ベトナム難民も、難民条約に基づいて特別の保護がある。私達には何もない。政府の対応はとても不公平だ。せめて年金で老後を保障してほしい。生活保護は、日本人の税金からもらっているので罪悪感がある。市役所でも『生活保護は国民の負担だ』と言われる。私達は生活保護に頼りたくない。普通の日本人と同じように年金で老後を暮らしたい」

第３項　生活保護世帯以外の貧困

以上のように、生活保護を受給する残留孤児は、多くの深刻な不満・問題を感じていた。

ただし、生活保護を受給しない残留孤児もまた、決して安定した生活をしえてはいない。

ある残留孤児は、民間の生命保険をかけていたため、生活保護を受給できず、空き缶拾いで生計をたてている。彼の世帯月収は約８万円で、生活水準は生活保護世帯より低い。

＊「生活保護を受けるには、生命保険を解約しなければならないと言われた。私は勤めていた時、老後を考えて生命保険に加入した。今は退職して収入はないが、保険料は支払い続けなければならない。途中解約すると、損になる。もし生活保護を受けると、65歳までに生活保護でもらえるお金と、65歳で生命保険からもらえるお金はだいたい同じだ。しかも生活保護は自由も束縛される。それで私は、生活保護ではなく、空き缶拾いをして生命保険を払い続けることにした。今、厚生年金が月に３万円、夫婦二人で朝５時から９時まで空き缶拾いをして１キロ80円、月に２～３万円になる。生活費としては計６万ほどで夫婦二人が暮らしている。私の今の生活水準は、どう考えても生活保護以下だ」

生活保護を受給していない対象者10名のうち５名が世帯月収20万円以下、８名が30万円以下である。７名は、経済的に「とても苦しい・やや苦しい」と感じている。残留孤児は日本語が不自由なので、チラシ・看板・マスメディア・近所のうわさ話等から安売り・各種サービス等、節約のための情報を入手できない。そこで一般の日本人の低所得層より一層、貧困に陥りがちである。この点で、生活保護受給者とそれ以外に違いはない。また生活保護受給者には医療費が別途支給されるため、医療負担を考えれば、非受給者の方が一層、苦しい局面すらある。大半の残留孤児は「将来が不安」と感じているが、中でも特に生活保護を受給していない人は全員、この悩みを感じている。

＊「夫の給料で暮らしているが、不景気で給料を年々下げられる。私は中国の夫の親戚から中国の薬を送ってもらっ

ている。病院に行くと、お金がかかるからだ。このような生活の実情を、日本政府は分かっているのか。私達が病院に行かないのは健康だからだと思っているのではないか。１回病院に行くと、５～６千円かかる。これから働けなくなると、もっと苦しくなる。老後の不安がひしひしと迫ってくる。年金も少なく、医療費は年々上がっていく。政府は、残留孤児のハンディを解消して、老後の生活に応援の手を差し伸べるべきだ」

「生活保護を受けていない残留孤児には何も支援がない。私達は来日後、生活保護に頼らず働いた。積極的に働いた私達のような人に、何か支援すべきだ。あと数十年間、働きたいが、身体がついていかない。生活保護がなければ、医療費も自分で払わねばならない。一見、生活保護を受けている人よりよくみえるが、医療費を考えると、私達の方がきついかもしれない。今はまだ歩けるから安い店に買い物にいけるが、歩けなくなったら、近所の高い店で買い物をしなければならなくなる。今でもギリギリだから、完全にやっていけなくなる。政府は、せめて老後だけでも安心してすごさせてほしい」

第５節　健康

最後に、健康状態をみよう（表５－10～11 参照）。本稿の対象者は全員、何らかの病気をもっている。ガン、狭心症、脳梗塞、脳膜炎等、深刻な疾病を抱える人も少なくない。44 名のうち 41 名は生活上の悩みとして自らの健康問題をあげ、11 名が「高齢・障害で日常生活が大変」と述べている。そして 33 名が通院をしている。「救急治療と酸素吸入でようやく生還した」、「時々倒れて、救急車で運ばれる」、「薬がなければ生きていけない」、「小児科以外はすべて通っている」等の声もある。特に年長者ほど、また 1989 年以降まで帰国が遅延した残留孤児ほど、通院頻度が高い。

疾病・障害の原因として、敗戦直後の避難民としての体験、および戦後の中国での苛酷な生活をあげる残留孤児も少なくない。

＊「私がこんな身体になったのは、戦争に巻き込まれ、中国で貧しい生活を送ったからだ。子供時代から、ずっと身体が弱かった。しかも中国では政治運動が激しく、夜にも会議があり、疲れ果てることも多かった。仕事から帰り、たくさんの子供の面倒をみた後に、知人に頼まれた縫製に取り組み、夜 12 時まで働いた。これは中国の習慣で、旧正月などに向け、知り合いからズボンや服の縫製を山ほど頼まれるのだ。皆、知り合い・親戚だから、断れない。それで 40 歳代から頭痛がひどかった。当時の中国の医療条件は全くだめで、私が高血圧とわかって薬を飲んだのは、日本に親戚訪問で来た時に診察してもらってからだ」

「敗戦時、爆撃の中を流浪した時のショックで、大きな音がすると、今も手が震えたり、鼓動が激しくなる。夢の中で、しょっちゅう死人や血などをみる。特にイラク戦争のニュースなどを見た日の夜は、必ず昔の逃避行の悪夢をみて気分が悪くなる」

「1945 年に黒竜江省から瀋陽へ逃げた時、物乞いをしたり、泥水を飲んだりしてから、ずっと今まで慢性の腹痛がある。それと脊椎が損傷している。これは文化大革命でひどい暴行を受けた後遺症だ」

「中国にいた時は子供が多く、家も貧しかった。脳膜炎で毎日、点滴を受けていた最中、卵巣に腫瘍ができた。これは高齢出産と関係があると思う。私は 40 歳で最後の子供を生んだ。当時、中国の農村では男の子を生まなければならないという精神的な圧力があった。私はそれまで女の子ばかり生んだので、どうしても男の子がほしくて高齢出産になった」

「逃避行の時に受けた弾丸の破片が身体に入っていて、ずっと息苦しく、身体も弱かった。帰国後、初めて摘出手術を受けた。ヘルニアも中国にいた時からあったが、中国では農村にいたから地元に病院もなく、遠くに治療に

表５－10　健康状態

性	NO.	疾病・症状
男	1	腰痛・足痛
性	2	胆嚢全摘出、十二指腸潰瘍、座骨神経痛、顔面マヒ
	3	頭痛、頸椎障害、慢性腹痛
	4	胃腸病、腰骨折、ヘルニア、高血圧
	5	リウマチ
	6	耳が不自由、胃病、腰痛、身体障害者４級
	7	胃腸炎、肝炎
	8	高血圧、記憶力支障（事故後遺症）
	9	精神的不安定、手足の不自由、血管拡張静脈曲張
	10	高血圧、胃病
	11	足痛、肺病
	12	ヘルニア、目眩、座骨神経病、記憶力衰退
	13	脳梗塞、心臓病、十二指腸潰瘍、腎臓病、脊椎突出
	14	胃潰瘍、足が不自由
	15	狭心症、神経衰弱
	16	足痛、腰痛
	17	甲状腺機能亢進異常
	18	心臓異常、腎臓結石、十二指腸潰瘍
	19	心臓病、肝臓病、脊椎炎・腰痛
	20	肝臓ガン
	21	頭痛、頭がもやもや、
	22	胃ガン（３回手術）、腸閉塞
	23	重度障害者２級（労災）
女	24	腎臓病、糖尿病、狭心症、高血圧、ゼンソク、腰頭痛等
性	25	精神的不安定、十二指腸潰瘍
	26	腰骨折、胃の腫瘍
	27	胃全切除、十二指腸潰瘍、神経抹消炎、涙嚢と鼻腔異常
	28	心臓病、全身の痛み・しびれ、胆結石、頭痛
	29	腰痛・足痛
	30	十二指腸潰瘍、胃病、頭痛、心臓病、白内障、記憶低下
	31	リウマチ、大腸の病気（２回手術）
	32	全身の腫れ
	33	腰痛、花粉症
	34	頭痛、リウマチ
	35	精神的ストレス、結腸炎、十二指腸潰瘍、ゼンソク等
	36	心臓病、高血圧、ヘルニア、糖尿病、胃潰瘍

	37	脳膜炎、全身の痛み
	38	頭痛
	39	高血圧、狭心症、動脈硬化
	40	高血圧、全身の痛み、耳異常、心臓病、腎臓病、糖尿病
	41	心臓浮腫、腰痛、関節痛、不眠症、歩行力衰退
	42	不眠症、花粉症、ゼンソク、胃下垂
	43	頭痛、めまい、頸椎異常、アレルギー、アトピー、痔
	44	膝腰痛（交通事故後遺症）

資料：実態調査より作成。

行く金もなかった。若い頃、中国は自然災害で食べ物も足りず、ご飯もろくに食べられなかった。老人は大勢餓死した。私は子供も多かったので、無理をして頑張りすぎ、身体を壊した」

「中国でリンパ腺結核にかかった。精神的ストレスが原因だと思う。３年間の闘病生活は本当に大変だった。リンパ線が腫れて痛く、首の回りから膿が出た。足の血管拡張静脈曲張は、中国では手術のリスクが高いと言われ、手術できなかった。この病気は、子供の時の凍傷と過労が原因らしい。私は十数歳からきつい仕事を始めた。実父母がいなかったから面倒をみてくれる人もなく、健康を守れなかった」

「子供の時、母乳も飲まず、養家で食物もあまりくれなかった。それでずっと痩せ、体質も悪かった。扁桃腺も弱かった。子供時代のひどい生活が、尾を引いている。胃腸が弱いのも、小さい頃、靴もなく、真冬でも裸足でいたことが影響していると思う。1960 年代まで生活が苦しく、食料も足りなかった」

「逃避行の際の凍傷で、足に障害が残った。甲状腺異常になったのも、残留孤児だったことと関係があると思う。私は 1981 年から実父母を探し始めたが、なかなかみつからず、日本に来たくても来れず、抑圧されてストレスがたまっていた。ちょうどその頃から、いろいろ身体に支障が出始めた」

帰国後の日本での生活様式や精神状態が、健康破壊の原因になったと指摘する残留孤児も多い。本章第３節でみた労災はその明確な現れだが、それ以外にも「神経抹消炎で手の指が硬直して曲がらないのは、工場で電線製造の作業をしていた職業病」、「職場でクーラーが強く、リウマチにかかった」、「忙しくてまともに食事もとれず、胃腸が悪くなった」等の声がある。また帰国後の精神的ストレスで健康を害したと感じている人も多い。総じて 1987 年以降に帰国した人、および 1941 年以前に生まれた高齢者は労災・職場環境の悪影響を指摘し、1988 年以降まで帰国が遅延した比較的若年の残留孤児は、思い通りにならない精神的ストレスを強く感じているようである。

＊「精神的ストレスがある。不公平だと思うからだ。もしずっと日本で暮らしていたら、今のように肉体労働をしなくてもよかっただろう。自分の家も持てていただろう。言葉はだめだし、いつも精神的な圧迫感があり、気持ちが晴れない。ストレスで結腸炎、大腸炎、十二指腸潰瘍になり、入院した。アレルギーで花粉症や喘息にもなった。中国に帰ったら直る」

「私がガンになったのは、ストレスが原因だと思う。日本ではいつもストレスが強く、腹を立てているからだ。日本に来て、急にこんなに苦しい生活状態になり、まわりからは中国人と言われ、さんざん悩んだため、安定剤がないと眠れなくなった。気持ちが落ち込み、痩せて、いろいろな病気が出てきた」

表５－11　通院と健康の悩み　　（人）

		通院頻度			悩み			計
		隔週～	毎月～	不明	なし	健康問題	障害で大変	
誕生	～1936年	2	－	3	1	6	1	6
	1937年～	6	6	5	4	21	5	21
	1942年～	3	6	4	4	14	6	17
帰国	～1988年	11	2	5	7	22	9	25
	1989年～	－	10	7	2	19	3	19
計		11	12	12	9	41	12	44

資料：実態調査より作成。

「私達残留孤児は皆、帰国後、気持ちがおちつかず、ストレスがひどい。来日して言葉も分からず、友達もいないし、出かけることもできず、子供は離婚したし、悩みをいっぱい抱えて、病気になった。医者にもストレスだと言われた。アレルギー体質とも言われ、アトピーにもなった。顔も腫れ、頭も痛く、めまいもして、立てなくなった。とにかく気分が悪く、大変だった」

本章第２節でみた如く、病院で言葉が通じないことは大きな問題となっている。また第４節でみたように、生活保護の受給者は自由に病院を選べず、非受給者は医療費支出の重さに悩んでいた。さらに主に言葉の壁のために、障害者としての認定が遅れたり、日本の医療に不信を強めている残留孤児も少なくない。

＊「目が見えなくなって20年ほどになるが、障害者の証明をもらったのは12年前だ。それまで、そういう制度があることは、全然知らなかった。日本の薬は説明がわからないから怖くて飲めず、誰かが中国に帰ると聞くと、必ず薬を買ってきてくれるように頼んでいる。タンスの中は全部、中国の薬だ。家族は、自分の勝手な判断で薬を飲むなというが、何の薬でどれだけ飲めばいいかわからない日本の薬よりは安心できる」

「３回も手術をされた。最初、初期の胃ガンだから手術で治ると言われた。でも切ってみると転移していることがわかり、２度目の手術をせざるをえなかった。その後、３～４カ月間、縫合せず、また別の大きな病院で手術しなければならないと言われた。どうも手術の際に内蔵に傷がつき、なかなか回復しなかったようだ。これは医療ミスではないか。でも私は言葉がわからないから、詳しい説明を聞くこともできず、病院を訴えることもできない。この無念さを、誰にも訴えられないのはつらい」

「肋骨を２本、骨折した時、すごく痛かったのに、痛み止めの薬もくれなかった。花粉症がひどくて鼻血が出たときも、医師はまじめに診察してくれず、『もう来なくていいよ』と言った。生活保護を受けていると、出せる薬が限られているようだ。そんなことが重なって不信感をもち、もう10年間ほど病院には行っていない。私達はまるで犬か鶏以下に扱われている」

考察　永住帰国後の残留日本人孤児の生活

以上、中国残留孤児の帰国後の生活実態を分析してきた。簡単に総括しよう。

まず残留孤児の帰国後の生活は、総じて極めて苛酷であった。日本語が不自由で、日常生活は大幅に

制約された。就職も難しく、たとえ就職できても不熟練労働の非正規雇用であることが多かった。職場には、低賃金、長時間の重労働、労災、解雇・倒産等に加え、帰国者に対する露骨な差別が蔓延していた。高齢化に伴い退職しても、ほとんどの残留孤児は年金では生活できず、生活保護を受給するしかなかった。生活保護での暮らしは極限的に貧しく、監視を受け、自由を束縛されていた。中には生活保護も全額受け取れず、困窮した暮らしを余儀なくされている人もいた。そして残留孤児は、戦後の中国での苛酷な生活、および日本への帰国後の厳しい労働環境や精神的ストレスが一因であると思われる疾病に悩み、言葉の壁・経済的理由等のために納得できる医療も受けられていなかった。こうした帰国後の苦難は、居住・言語・就労・経済状況・健康等、生活の個別領域の内部で完結するものではない。トータルな生活の維持・再生産の様式そのものに関わる包括的な苦難である。

このような生活の苛酷さは、主要には日本政府の政策に基づく帰国の遅延に起因する。残留孤児は1970年代後半以降・中高年になるまで帰国できなかったため、個々人の資質・能力とはほぼ無関係に、帰国後も日本語の壁、就職の困難、年金保険料の納付期間不足等に直面せざるを得なかった。特に1988年以降まで帰国が遅延し、帰国時に高齢化が進んでいた孤児は、生活のあらゆる面で一層深刻な困難を抱えていた。そしてこうした困難は、日本での生活が長期化すれば緩和される性質のハンディではない。むしろ取り返しがつかず、高齢化が進むほど累積的に深刻化する苦難にほかならない。

日本政府による帰国後の援護策は、極めて貧弱であった。1983年以前の帰国者、およびそれ以降の私費帰国者には、ほとんど何の援護策も講じられなかった。1984年以降の国費帰国者を主な対象とする日本語教育も、また国民年金の特例措置等も、極めて不十分なものでしかなかった。自立指導員・身元引受人制度も、現実の問題解決にはあまり役立たず、むしろ残留孤児側の不信感を煽る場合が多かった。帰国直後、残留孤児が日本語学習に専念できなかったのも、帰国後の生活への援護の欠如、および子供の同伴帰国を制限する日本政府の政策に一因があった。そこで残留孤児は、日本政府の貧弱な援護策を厳しく批判していた。そして、帰国を遅延させて多大な困難を作り出した日本政府の責任を明確にふまえた、独自の援護策の策定を求めていた。その内容は、①継続的な日本語学習機会の提供、②職業斡旋・職業訓練、③独自の経済支援（生活保護とは異なる支援金給付、または中国での就労期間を反映した年金制度等）である。これは、国家賠償訴訟で国が批判したような不明確で事後的な結果論に基づく要求ではない。帰国後まもなく明らかになった問題をふまえ、それを解決するための当然の具体的要求である。

日本政府、およびその政策に基づく自立指導員等は、残留孤児の帰国後の困難が、日本政府の政策に起因するものであることを十分に自覚・認識していなかったようである。そこで、基本的には残留孤児自身の個人的努力に依存した問題解決を図った。具体的には、日本語も不自由な中高年の残留孤児に、自力で就職先を捜して早く経済的に自立するよう強制・指導したのである。これは全く非現実的な方策であり、それにより、健康を害した孤児も少なくない。そして国・自立指導員等は残留孤児に対する強制・指導が破綻すると、パターナリスティックな恩恵的救済での対処を試みた。恩恵的救済には、遠慮と服従、自由の放棄という見返りが求められた。その暗黙のルールに反した残留孤児の要求は、ことごとく「贅沢・我がまま・甘え」とみなされ、却下された。残留孤児には、居住地選択や転居の自由も認められなかった。職業選択や消費・外出の自由、子供との同居や交流も実質的に厳しく制限された。

しかし残留孤児は、単なる恩恵的救済の享受者に甘んじることなく、自らの生活を維持・発展させる能動的主体であった。彼・彼女らは不十分ながらも日本語を少しずつ習得し、就職先も自分自身で探し

出していった。また帰国者仲間で必要な情報を交流し、就職先も紹介しあってきた。行政や自立指導員と対峙して粘り強く交渉し、一部の孤児は生活保護受給・転居等を勝ち取った。職場で様々な差別に遭遇した時は、黙って耐え、または口論を挑み、一人で怠業し、無能なふりをしてやりすごし、転職し、集団で立ち向かうなど、多種多様な方法で抵抗した。いわば彼・彼女らは、日本政府が一般の日本国民に提供する公教育・職業斡旋機関・公的年金制度等からは排除されたが、自らの個人的・集団的努力に依拠して帰国後の様々な問題を解決し、自らの「生命＝生活(life)」を維持・発展させてきたのである。その意味では、残留孤児に「自立」を迫る行政職員・自立指導員の方が、日本政府が提供する諸制度によほど依存してきたともいえる。自立指導員等のいう「自立」とは、自らの生活を暗黙裡に支える日本政府の諸制度から残留孤児が排除されていることは看過し、しかも自らには到底なしえない超人的努力を残留孤児諸個人に強いるものであったといえよう。

さらにこれは、行政職員や自立指導員だけでなく、大多数の戦後の日本人の基本的な生活様式が、残留孤児のような中途参入者の存在を前提とせず、一国単位の閉鎖的な公教育・労働市場・福祉制度に支えられてきたことを意味する。こうした「単一民族神話」的な社会システムの構成員に期待される規範が、「自立」であった。日本政府は当初、帰国した残留孤児を、こうした社会システムに埋め込み、個人の可塑性と自助努力によってそれに適応させようと指導・強要した。しかしそれは破綻した。帰国した残留孤児は、「贅沢・我がまま・甘え」と非難されつつ、自らの生活の維持・発展をかけて、このような戦後日本の社会システムに異議申し立て・抵抗をしてきた。「日本の地で日本人として人間らしく生きる」ことには、二つの側面がある。一つは、新たな参入者を排除する「単一民族神話」的で依存的な「自立」である。しかし残留孤児が「日本の地で日本人として人間らしく生きる」ことを求める場合、そこには必然的にこうした既存の社会システムを批判し、これを変革する要素が孕まれざるをえない。

補注

1)老舎(1981)229頁。

2)さしあたり厚生省援護局編（1987）第5章、原（1986）58～59頁、西岡（2006)、趙・町田（2000)、園田・藤沼（1999)、大坊・中川（1993)、小田（2000）等。

3)浅野（2005）173～178頁、同（2007-c）第2章。

4)浅野（2007-b)、同（2008)、同（2009-a)、浅野・佟（2006-a)。

5)1977年以降、引揚者生活指導員。1988年に自立指導員に改称。

6)浅野（2005）106・192頁、同(2007-a)。

7)浅野（2001）第10章、同（1998)。

8)国費・私費の違いについては、第4章参照。

9)中国帰国孤児定着促進センター。1994年から中国帰国者定着促進センターに改称。

10)早田（1989）35～38頁。

11)厚生省援護局編（1987）102～103頁、早田（1989）38～39頁。

12)教育者側からみた問題点の優れた指摘として、小林（1996)、同（2009)。

13）その他、営業・看護師・教師等、言葉を用いて人間と直接接する専門性も、日本への帰国後、生かせなかった。「私は中国で販売職だったが、こちらにきて言葉が通じないから、商売はできない」、「中国では看護師だったが、言葉がわからないので、日本ではこの仕事は無理だ」、「中国の昔の学校の同僚は、『日本で学校を作ったらいいのではないか』と言

うが、学校なんてとんでもない話だ」等の声がある。

14) 本事例については、浅野・佟(2006-a)、同(2008)、同(2009)、佟・浅野(2009-a)、同(2010)、浅野(2009-b)参照。

15) 本稿の対象者で例外的に職業訓練を受けたのは、２名である。「職業訓練校で１年間、塗装を学び、翌年、職業安定所で紹介してもらった塗装会社に就職した」、「半年間、給食技術専門学校で料理を勉強し、卒業後、職安が何カ所か病院やホテルの職場を紹介してくれたが、子供の休日の都合と合わず、料理とは無関係のプレスの会社に就職した」。この２名はもちろん日本政府の就職支援に満足している。

16) 坂本(2003)56～57・118～120・186 頁。

第６章　孤立と差別

――永住帰国した中国残留日本人孤児の家族・社会関係――

「現代の社会は孤立した人間の集合体に過なかった。大地は自然に続いているけれども、その上に家を建てたら、忽ち切れ切れになってしまった。家の中にいる人間もまた切れ切れになってしまった」夏目漱石『それから』[1)]

「世の中に一人だって見殺しにされていい人類がないと同時に、正しい文化には一人だって置き去りにされていい人類がないのだ」布施辰治

序　はじめに

本章の課題は、日本に永住帰国した中国残留孤児が織り成す社会諸関係、およびその問題点を明らかにすることにある。

この分野には、少なくとも４つの視点からの研究蓄積がある。

第１は、ボランティア・自立指導員・日本語教師など広義の支援者が、実践や参与観察に基づき、残留孤児と自らの関係、および残留孤児の社会関係やその問題を考察した論稿である。ここには、支援者による菅原（1989）、自立指導員へのインタビューを素材とした朝倉（2000）、アクション・リサーチに基づく箕口（1998）等がある[1)]。

第２は、特定の地域社会への残留孤児の定着過程の研究である。蘭（2006）は長野県下伊那地方において、行政、自立指導員、親族、ボランティア、地域住民等による受入体制、および帰国者自身の変化を分析し、帰国者が様々な問題を孕みつつ、地域社会に定住してきた過程を明らかにした[3)]。

第３は、残留孤児が創出する社会諸関係をアイデンティティ・ポリティクス、またはパフォーマティヴィティの観点から捉えた研究である。南（2010）は、ある残留孤児の調査に基づき、彼女が日本社会において支配的な「残留孤児」問題の語りとの狭間で葛藤しつつ、多様な形でアイデンティティを表出し、自己の物語をたえず再構築してきたことを浮き彫りにした[4)]。

第４は、心理学的アプローチである。大坊・中川（1993）は、残留孤児が家族毎に孤立し、現実的な問題解決が難しい上、家族内で否定的感情を極端化させる「圧力釜」効果がみられると述べる。また家族構成員間でも社会適応過程に大きな差があり、家族を越えた関係、外部からの日本人の援助が重要であると指摘する[5)]。

これらはいずれも貴重な研究である。ただしいずれも、残留孤児の生活上の必要とそれに基づく主体性の把握という観点が十分に貫かれていないように思われる。支援者・自立指導員、行政等から見て、いかに支援が積極的になされ、または問題が明白でも、それらが残留孤児の生活にとって、どれほどの意義と重みをもつかは別問題である。アイデンティティの操作や表出が、残留孤児の生活にとってつねに第一義的に重要とも限らない。残留孤児は、支援者等と関係を結び、またアイデンティテ

ィを表出するために生きているわけではない。逆に生きるために、必要に基づいて社会関係を創造・改編する。そこで時には、支援者との関係を断ち切り、アイデンティティと無関係に生活の糧を得るための関係を結び、「圧力釜」に籠もって身を守ることこそが、生活に根ざす主体的行為となる局面もありうる。あくまで残留孤児自身の現実生活の生産と再生産を基底におき、それを実現する社会諸関係の構造と問題を明らかにすること[6]。これが本章の目的である。

分析に際し、次の３点に留意する。

第１に、日本政府の政策との関係である。本稿の対象者は 2004～08 年、神戸地裁に国家賠償訴訟を提訴した。その際、「人間どうしの繋がりをもつことが人には不可欠」との立場から、日本政府の政策に起因する被害の一部として、①日本における日本人としての人間関係・社会関係の構築の困難、②中国における人間関係・社会関係との断絶をあげた。また政府が差別解消施策を実施しなかった結果、日本社会で孤独な生活を強いられているとも述べた。被告の国は、これらも「国民が等しく受忍」すべき広義の戦争被害であると主張した[7]。本稿は直接、法的判断を行うものではない。しかし、その前提となる事実を検証する。

第２に、地域的特性である。本稿の対象者は、兵庫県の都市部に住む。蘭（2006）は、長野県下伊那地方において、「中国帰国者の立場から地域社会を映しだしてみると、主役の中国帰国者を真ん中に、行政の窓口、自立指導員、親族、旧満州開拓団関係者、ボランティアが脇を固め、生活の場としての公営住宅、職場、学校があり、それに職場・学校そして近隣などの一般住民が見守るという構図」があり、その中で帰国者は地域社会に「ソフトランディング」してきたと述べる[8]。また「社会（コミュニティ）とのかかわりのなかで生活している人間」を重視する箕口（1998）は、「帰国者の支援ネットワークは量的・質的にも確実に拡がって」おり、帰国者支援は「コミュニティ・アプローチの先端を歩」んでいると指摘する[9]。しかし結論を先取りしていえば、本稿の対象者の実態は、こうした楽観的な見方とは全く掛け離れていた。この乖離は主に、前述の研究の観点と方法の違いに基づくと思われる。ただし蘭も指摘する如く[10]、都市と農村で差があることも明白である。本稿の知見は、あくまで兵庫県の都市部の、また「帰国者」一般ではなく残留孤児を対象とした事例研究である。

第３に、残留孤児の社会関係の特質を、安易に「言葉や文化の壁」によるものとみなして思考停止しないことである。もとより言葉や文化の壁は、重要な意味をもつ。しかし差別や孤立を含む社会関係は、それだけでは規定されない。言葉や文化の壁が存在しても、つねに差別や孤立が生じ、その克服が不可能とは限らない。逆に言葉や文化の壁がなくても、差別や孤立は発生しうる。

第1節　家族

ではまず、家族についてみていこう（表６－１～４参照）。

本稿の対象者 44 名のうち、配偶者との二人暮らしが 37 名と多い。子供との同居は２名、独居は５名にとどまる。

第１項　配偶者

配偶者の年齢は 48～76 歳と幅広く分散しているが、60 歳代が過半数を占める。女性の残留孤児の配偶者（男性）は、63 歳以上の高齢者が特に多い。配偶者は大半が中国籍である。

表６－１　家族　　（人）

		男性	女性	計
同居	本人＋配偶者	20	17	37
	本人＋配偶者＋子供	1	1	2
	独居	2	3	5
子供の人数	４～７人	8	12	20
	１～３人	15	9	24
計		23	21	44

資料：実態調査より作成。

配偶者の多くは、調査時点では無職である。６名だけが、貿易・空き缶拾いの自営業、クリーニング店・皮革加工の常雇、ゴルフ場キャディ・食品製造の非正規雇用として就労している。

またほとんどの配偶者は、疾病・障害を抱え、通院している。脳梗塞、糖尿病、喘息、肺気腫、リウマチ、「帰国後の自動車事故の後遺症で寝たきり」等、深刻な疾病・障害に悩む人も多い。高齢者の二人暮らしが多いため、家族内での介護は容易ではない。

＊「夫は脳梗塞で半身不随。私が付き添わねば、一人でトイレにも行けない。歩行中に倒れたら、私の力で立たせられない。夫の足を上げるだけでも、重くて一苦労だ」

「夫は時々、突然、バーンと倒れ、30 分～１時間は意識が戻らない。倒れる時、頭や肩を打つことも多い。私は目が見えないため、夫が倒れても何もできない。夫は認知症もあり、精密検査が必要だが、私は目が見えず、日本語もわからないので、病院に連れて行けない。別居している息子も昼間は仕事があり、夫を病院に連れていけない。私はもう死んだ方がましだ」

残留孤児の多くは配偶者に対し、「添い遂げること」、「健康で長生きすること」、「老後の介護」以上の要望をもっていない。これらは、言葉が通じにくい日本で暮らす高齢の残留孤児にとって、切実な要望である。

＊「夫は私のために日本についてきてくれた。日本に来なければ、夫は異国生活の苦しみも味あわなかった。だから私から夫への要望は何もない。健康で長生きしてくれれば、それだけでいい。互いに助け合い、晩年を一緒にすごしたいだけだ。夫がそばにいるから中国語で話し合え、孤独を紛らわせることができる」

「妻への要望は、私が病気になった時、そばにいて面倒をみてくれということだけだ。日本で一緒に仲良く暮らしていきたい。年をとると、連れ合いがいなければ孤独だ」

なお対象者のうち５名は永住帰国後に配偶者と死別、２名は離婚を経験している。そこには、日本での生活の苦難、およびジェンダー的差異が垣間見られる。

すなわちまず女性には２名、夫が日本での生活になじめず、また生活の苦難に耐えかね、単身で中国に戻り、中国で死去した孤児がいる。男性の残留孤児には、こうしたケースはみられない。

＊「夫は日本に長くいられなかった。彼は中国生まれの中国育ちで、日本になじめなかった。また肝硬変に罹ったこともあり、中国に帰り、中国で死んだ。日本で一度手術をしたが、退院後、生活のために重労働をしなければならず、再発してしまった。夫は私に『病気の私がいるから、お前も仕事ができず、家賃も払えない』

表６－２　配偶者の状態　　（人）

		男性	女性	計
年齢	63～76 歳	4	15	19
	48～62 歳	17	3	20
現在の職業	有職	4	2	6
	無職	17	16	33
国籍	中国籍	19	17	36
	日本籍	2	1	3
健康	問題あり	19	16	35
	通院あり	16	12	28
要望	健康長寿	3	3	6
（MA）	添い遂げ	4	8	12
	老後の介護	3	1	4
	その他	2	－	2
	なし	10	7	17
計		21	18	39

資料：実態調査より作成。

と言い残し、中国に帰った」

男性の孤児には２名、離婚したケースがある。来日後の生活の苦難が一因となったようである。

＊「前妻は私と中学生・小学生の子供を残し、家出した。来日後、私は言葉がわからず、仕事もなかった。妻が一人で働き、生活を支えた。それで妻は私を軽蔑し、夫婦ケンカが絶えなかった。妻は中国にいた時、金に執着する人間ではなかった。でも来日して、私達一家は皆、精神的にバランスを崩した。中国でいい暮らしをしていたから、妻は来日して生活が一変して耐えられなかったのだろう。社会的地位も失い、収入も低く、いつも倹約しなければならないので辛かったと思う」

配偶者が日本で病死した場合、遺族である残留孤児は言葉の壁が一因となり、治療に納得できていない。

＊「前妻の死を、私は医療ミスだと思っている。妻は高血圧で入院した。でも１週間も検査してくれず、病院で脳出血の発作を起こして死んだ。私は訴訟を起こそうと思ったが、子供達が『私達は日本語もできず、金もない。病院は金があるから、勝てるわけがない』と反対した。それで泣く泣く諦めた」

なお配偶者と離死別した男性の残留孤児は、その後、中国の親戚や他の帰国者の紹介で見合いをして、中国人女性と再婚している。女性の残留孤児は再婚せず、独居している。

第２項　子供

次に子供である。本稿の対象者には全員、子供がいる。人数は１～７人と多様で、平均 3.4 人であ

る。子供達の多くはすでに就職・結婚し、対象者と別居している。

【国費同伴帰国と私費呼び寄せ帰国】

子供達の状態は、日本政府の国費で帰国したか、私費で帰国したかによって、大きく異なる。

第4章第2節で述べたように、日本政府は残留孤児の永住帰国に際し、国費での同伴帰国を20歳未満・未婚の子供に限定した。本稿の対象者44名のうち、すべての子供を国費で同伴帰国させ得たのは16名にすぎない。28名は来日後、私費で子供を呼び寄せるしかなかった。なお本稿の対象者の子供は全部で151名で、うち148名が日本に永住帰国した。このうち国費での同伴帰国は73名、私費帰国は75名（同伴16名、呼び寄せ59名）とほぼ拮抗している。

国費・私費の違いは、永住帰国の時期とも深く関連している。

1987年以前に帰国した残留孤児の多くは、すべての子供を国費で同伴帰国させた。彼らは子供の人数が3人以下と少なく、また当時は子供がまだ20歳未満・未婚であることが多かったからだ。いいかえれば子供が未成年で人数も少なく、国費での同伴帰国が可能であれば、残留孤児自身も比較的早く帰国できた。

一方、1988年以降まで帰国が遅れた残留孤児の多くは、子供が3人以上と多く、しかもすでに成人していたため、国費での同伴帰国を認められなかった。

子供を私費で呼び寄せるには、身元保証人の確保が必要とされた。しかしこれは、非常に困難であった。

まずごく一部に、残留孤児夫婦、または同伴帰国した未成年の子供が自ら経済的に自立し、身元保証人になったケースがある。彼・彼女らが、帰国後まもない日本で就職するのは容易なことではなかった。病気をおして無理に働き、健康を害した孤児もいる。進学を断念して働いた子供もいる。一度に呼び寄せられる子供の人数も厳しく制限された。自立指導員の中には、子供の来日手続きを手伝う条件として、残留孤児に就労・経済的自立を強制する者も少なくなかった[11]。

＊「親（残留孤児夫婦）が経済的に自立しなければ、子供を日本に呼び寄せられない。それが日本政府が決めた規則だ。自立指導員も『子供を呼びたいなら、まず働いて経済的に自立しろ。そうしなければ、呼び寄せの手続きをしない』と言った。それで私達夫婦は帰国の翌年から、日本語もまだできないのに、死ぬほど働いた。子供を呼ぶには繁雑な手続きがあり、自立指導員に頼まねばならず、指導員には逆らえなかった。指導員は、『一度に3人の子供は呼べない。2人までだ』と言った。これが日本政府の規則かどうか、わからない。でも指導員にそう言われた以上、私達はすべての子供を呼び寄せるまで、身体を壊しても働き続けるしかなかった」

「私は娘を来日させるため、無理に働くしかなかった。でも、高齢の私が日本で経済的に自立するのは、難しかった。私は自分の身元引受人に何度も頼んだが、今日はいい、明日はだめと言を左右し、結局、娘の身元保証人にはなってくれなかった。こうして何年間も引き延ばされ、あげくの果てに『あなたが経済的に自立しなければ、娘は呼べない』と言われた。私は怒りを抑え切れなかった。私は身体を壊しても、とにかく娘を呼び寄せるために働くしかなかった」

「同伴帰国した19歳の長女が、長男と次男を呼び寄せる身元保証人になった。長女は日本での進学を諦め、すぐに働いた。自立指導員は『全員が一度に来たら、面倒を見られない』と言い、一度に手続きをしてくれなかった」

大半の残留孤児一家は経済的自立が困難なため、自ら身元保証人にはなれず、肉親や自立指導員、または自分の身元引受人に、子供の身元保証人になってくれるよう依頼するしかなかった。しかし肉親は高齢化して十分な収入がなく、身元保証人になれないことが多かった。自立指導員等も、残留孤児の経済的自立に固執し、子供の身元保証人を容易に引き受けなかった[12]。

＊「私達は無職だから、子供の身元保証人は、実姉に頼むしかなかった。でも実姉も収入が少なく、甥が一緒に身元保証人になるしかなかった。そこに至るまでも大変だった。まず自立指導員に子供を呼びたいと電話で言うと、彼は『それなら働け。そうでないと、子供は呼べない』と怒鳴った。市役所の生活保護担当者にも『無職の人は、子供を呼ぶ資格がない』と言われた。夫は市役所の机を叩き、『親が日本に来たのだから、子供を呼ぶのは当然ではないか。子供のことを思うとたまらない』と訴えた。私も『私は病気で仕事ができない。子供を呼んで何が悪いのか。子供のことを思うと頭がおかしくなりそうだ』と言った。その後、指導員に何度も頼み、ようやく手続きをしてもらった。それでも子供達を一度に全部呼び寄せてくれず、何度にも分けて手続きさせられた」

「自立指導員に頼むと、『親が経済的に自立して子供の保証人にならねばならない。それが国の規則だ。親が自立しなければ、子供の来日は到底不可能だ』と言われた。それで私達は日本語もわからない中で働いた。でも収入が低すぎて納税証明が出ず、改めて自立指導員に頼み、ようやく子供を呼べた。結果的には保証人は私達でなくてもよかったわけだが、当時、私達は言葉もわからず、指導員に言われたとおりにするしかなかった。それで子供達の来日はとても遅れた」

子供に即してみれば、国費で同伴帰国した子供の多くは、1988年以前に20歳以下（最年少は1歳）で来日した。彼らは調査時点でも、36歳以下（最年少は20歳）と若い。一方、私費で呼び寄せられた子供の多くは、残留孤児よりさらに遅く1991年以降に来日し、しかも来日時にすでに27歳以上（最年長は38歳）、2004年調査時点では37歳以上（最年長は55歳）と高齢である。年長で、しかも来日が遅れた私費帰国の子供達が、日本社会への適応において、特に深刻な困難に直面したことはいうまでもない。

しかも日本政府は、来日後の自立支援においても、国費と私費の子供に明白な差別を設けた。

すなわち国費で同伴帰国した子供達は来日後、残留孤児とともに定着促進センターで4カ月の日本語教育を受け、公営住宅に優先的に入居できた。義務教育の学齢であれば、公立小中学校に編入学できた。来日時、日本国籍に変更した子供も多い[13]。

これに対し、私費で帰国した年長の子供達は、来日後も一切の公的支援の対象外とされた。就学・就職の支援どころか、最低限の日本語教育もないまま、来日直後から自力で仕事を探し、働くしかなかった。国籍を日本に変える機会もなく、過半数が中国籍のままである。永住資格すら取れず、申請中の子供もいる。政府・地方自治体は、私費帰国の子供の人数すら把握していない。

＊「私費で呼び寄せた4人の子供は皆、日本国籍を取ろうとしたが、断念した。中国に戻らなければ入手できない証明書や書類を自力で揃えねばならず、諦めるしかなかった」

【子育て・就学をめぐる諸問題】

さて帰国後、残留孤児は子供との関係で多くの困難に直面した。

まず、子育て・就学をめぐる問題である。

表６－３　子供の状態　　（人）

帰国費用別		国費のみ	国費・私費	私費のみ	計
子供	同伴のみ	16	－	2	18
	両方	－	21	3	24
	呼び寄せ	－	－	2	2
帰国年次	1976～87年	12	4	2	18
	1988～96年	4	17	5	26
子供人数	４人以上	1	16	3	20
	３人以下	15	5	4	24
子供の問題	来日手続き問題言及	－	15	3	18
	教育問題言及	9	5	2	16
	雇用問題言及	1	10	6	17
	結婚問題言及	5	3	－	8
	関係希薄言及	5	9	5	19
計		16	21	7	44

資料：実態調査より作成。

前述の如く、国費帰国の子供はほとんどの場合、義務教育の学齢であれば、日本の公立小中学校に編入した。彼・彼女らの多くは比較的順調に日本語を身につけ、学校生活に適応していった。高校・大学等に進学した子供もいる。

とはいえ彼・彼女らも日本の学校に入学した当初は日本語がわからず、多大な苦労を経験した。学年を１～２年下げた子供も多い。進学等の資金援助を受けたのはごく一部にすぎず、大半の残留孤児と子供は自力で進学費用を稼がなければならなかった。

＊「奨学金もなかったので、私達は息子を高校に進学させるため、毎日残業し、土日祝祭日も休まず働いた。息子も高校時代から毎朝、新聞配達をした。息子は大学に進学したが、やはりアルバイト浸けの４年間だった。彼も本当に頑張った。日本政府は、帰国者の子供が働かなくても、普通の日本人の子供と同様に勉強できる環境を整えてほしかった」

「娘は来日して日本語を学び、１年半後、専門学校に合格した。彼女は入学後も懸命に勉強して３つの資格を取り、卒業式で総代になった。娘は、日本人の学生より何倍も努力した。長男も、勉強面でも経済面でも本当に苦労したが、孤児援護基金が30万円提供してくれ、大学に進学できた」

「息子は中学３年で来日して、いきなり３年のクラスに入った。中学の先生は『高校進学は無理』と言った。でも息子は一生懸命に勉強して県立高校に入った。その年、県立高校に合格した帰国者は２人だけだ。新聞やテレビも取材にきた」

義務教育の学齢で国費帰国しても、就学が認められなかったケースもある。第４章第１節でも事例を示したように、親戚訪問のビザで国費帰国した場合、同伴した小学校の子供が２年間、入学を認められなかった。

日本の学校で、子供がいじめられた残留孤児も多い。

表６－４　子供達の状態（来日前死去の子供除く）　（人）

		帰国経過			性別		計
		国費同伴	私費同伴	私費呼寄	男	女	
永住帰国	1976～88	51	7	17	36	40	76
年次	1989～90	6	5	9	8	12	20
	1991～99	16	4	34	26	29	55
帰国時	1～21歳	62	4	3	33	36	69
年齢	22～26歳	10	8	16	16	18	34
	27～38歳	1	3	36	17	24	40
	不明	－	－	4	2	2	4
現在	20～35歳	57	3	14	33	41	74
年齢	37～55歳	16	12	44	34	38	72
国籍	日本	66	10	25	49	52	101
	中国	7	5	34	19	27	46
居住地	兵庫県	46	8	46	45	55	100
	その他日本	14	4	8	7	19	26
	中国	11	2	4	13	4	17
	不明・その他	2	1	－	2	1	3
現職	貿易	15	2	－	10	7	17
	技能職	11	1	4	11	5	16
	事務職	3	2	－	3	2	5
	建築	4	2	4	9	1	10
	製造工	17	7	27	21	30	51
	販売サービス	6	1	3	3	7	10
	その他・不明	1	－	6	1	6	7
	無職	16	－	14	9	21	30
雇用形態	自営	10	－	1	6	5	11
	常雇	23	3	6	23	9	32
	非正規	18	9	31	18	40	58
	不明	6	3	6	11	4	15
	無職	16	－	14	9	21	30
計		73	16	59	69	79	148

資料:実態調査より作成。

＊「長男は下校を妨害され、次男は無理やりプロレスの相手をさせられた。私は、辞書を見ながら連絡帳にそのことを書いた。翌日、担任の先生が同級生を叱ってくれた。子供達が歩んだ道も平坦ではなかった。学校で『中国人だ』と、よく馬鹿にされ、いじめられた。子供も苦しかっただろう。授業中、社会の教師が息子を話題にとりあげ、『中国は遅れている』と中国蔑視の発言をして、子供が辛い思いをしたこともある。日本

の侵略戦争は両国の人民に多大な被害を与え、残留孤児も生み出した。日本の教育は、そのことを教えていない」

「息子は、わけもなく何人もの同級生に殴られた。無理やりトイレに連れ込まれ、殴られたりした。中国式の弁当を学校にもって行くと、同級生に弁当を投げ捨てられ、中にツバを吐かれたこともある。でも息子は、私には何も言わなかった。ある日、先生がうちに謝りにきて、私はびっくりした。同級生に家まで追いかけられ、外出できなかったこともある。窓を開けるのも怖がっていた。同級生が家の外に立ち、子供が外に出たら殴るという。娘もそんなことがあった。子供達もずいぶん苦労した。でも誰にそんなことを話せばいいのか。言えば、『それなら中国に帰れ』と言われるだろう。私達はひたすら我慢するしかなかった」

「来日直後、私は知人に息子の理髪をしてもらった。翌日、息子は学校で同級生にからかわれ、もみあいになり、息子の前歯が折れた。担任の先生は同級生を叱った。その同級生の家に行ったが、彼の父親が上半身裸で出て来て、『子供どうしのケンカに親が口を出すな』と言った。後で暴力団員だと分かった。担任の先生もどうしようもなく、結局、私達は自分で治療費を払った。息子は中学でもよくいじめられた。息子も負けずに戦い、殴り合いはしょっちゅうだった。息子は学校嫌いになり、高校に進学せず、就職した。息子は中国にいたら当然、高校に進学していただろう」

来日時、義務教育の学齢を越えていた子供は、就学・進学で明らかな不利を被った。

＊「高卒で来日した娘達は、日本で全く学校に行けなかった。娘達は大学進学を望んだが、役所の通訳に『生活保護で暮らしているのに、大学など贅沢だ。すぐ働け』と言われた。娘達は日本での前途を見失った。長女とは連絡が途絶え、次女と三女は家に引きこもっている。娘達の将来が心配だ」

「次男は帰国当時、17 歳だった。言葉がわからないので、日本の高校にすぐ入るのは無理だ。でも学齢をすぎているので、中学も入れてくれない。日本語を学ぶ場所もない。本当に困り、目の前が暗くなった。ある時、夜間中学を知り、行かせてみた。本当は夜間中学も、中国で中学を卒業した人は入学できないそうだ。でも特別に入学させてくれた。これでやっと私の次男は救われた。もし夜間中学に出会わなければ、私の次男は、日本で全く教育を受けられなかった」

「長男は 16 歳で帰国して日本で学年を下げ、中学校を卒業したが、全日制高校に進学させるだけの資力が私達になかった。それで昼間働きながら定時制高校に通った。私達は本当は大学まで進学させたかったし、長男もそれを望んだが、どうしようもなかった。日本の学校や進学についてよくわからず、いつも生活がギリギリで考えるゆとりもなかった」

子育ての問題は、就学・進学に関することだけではない。

前述の残留孤児夫婦の離婚は、子供にも深刻な影響を与えた。

＊「息子が高校生の時、うちは離婚のゴタゴタの最中で、息子の進学や悩みの相談にのってやれなかった。夫婦ゲンカの時、息子が私の味方をしたので、妻が息子に包丁を突き付けたこともある。息子は家出して同級生と一緒に暮らし始めた。車を乗り回し、勉強もできなくなり、進学をやめた」

日本語の警告が読めず、事故に遭い、障害を受けた子供もいる。

＊「帰国の翌年、息子は学校の友達とプールに行き、飛び込んで首の骨を折り、下半身不随になった。プールには『飛び込み禁止』と書いてあったが、息子はまだ日本語がわからなかった。当時、私も日本語がわからず、

お金もなかったので、裁判にも訴えられなかった。息子の介護のため、私も仕事をやめ、無収入になった」

【子供の就労】

さて次に、子供の就職・就労についてみよう。

(1) 国費同伴帰国の子供達

まず国費で帰国した子供の約半数は、貿易・製造等で中国関連の業務、または事務職・技能職に就いている。常雇・自営も約半数を占める。後述する私費帰国者に比べれば、安定している。

中国関連の業務は、中国語や中国との繋がりを生かした就労である。ただしその取引先は出身地の東北地方ではなく、主に上海・厦門・北京・香港等である。

特に男性では、中国に進出した日系企業の営業・技術職、および貿易の自営が多い。中国への長期駐在も多い。「長男は中国で建築会社を自営。次男は大卒後、日本の鉄鋼企業に勤務し、今は深圳に長期駐在」、「長男は石材貿易会社の社員だったが、昨年、厦門で石材輸入会社を開設」、「長男は商社勤務で中国担当だった。その後、大阪でアパレル商社を開業し、上海に事務所をおいた」、「長男は北京と天津でアパレル貿易会社を開業。大阪にも事務所がある。河南省にもレストランを開業した」等が、これにあたる。

女性の中国関連の業務は、日本国内にある貿易業・製造業等の中小企業への勤務が多い。「三女はアパレル貿易勤務。社長は中国人で、娘もよく中国に出張する」、「長女は台湾から食品・雑貨を輸入する会社、三女は中国から靴を輸入する会社に勤務。三女はたまに中国に出張」、「長女は海運会社に勤務。その会社のオーナーは華僑で、社員も顧客も中国人が多い」等である。

また事務職・技能職は、溶接工、ヘルパー、公務員、船舶設備技術等、来日後に取得した学歴・資格等を生かした就労である。「長男は大阪の技術学校で溶接を学び、溶接工になった」、「長女は市役所の公務員。高校の先生のアドバイスで公務員試験を受け、幸い合格した」、「長女は婿と船舶設備の会社を自営。婿は大学の工学部卒で大企業の研究部門で働いて技術を学び、その後、独立した。娘は事務・会計を担当」等である。

ただし、国費で帰国した子供も、約半数は非正規雇用の単純労働に従事し、または失業している。

＊「三女はいろんなアルバイトを転々として、今は自動車部品工場で長期パートだ。残業が多く、時には土曜日も出勤している。長男は電話設置の肉体労働で土日も休みがなく、きつい仕事で胃が悪くなり、全身の倦怠感もひどい」

「次男は溶接工で３～４年働いたが、月 60 時間以上残業しても残業代が全く出ず、腹を立ててやめた。夜 12 時まで帰宅できないことも多かった。その後、臨時の仕事を転々としたが、今は失業している」

(2) 私費帰国の子供達

一方、私費で帰国した子供達の就労状況は、国費のそれに比べ、明らかに厳しい。４分の３以上は非正規雇用の不熟練労働者、または失業状態にある。常雇・自営は約１割、貿易・技能工・事務職等は１割未満にすぎない。

＊「私費で呼び寄せた年長の子供は、日本で学校に行ったこともなく、日本語も不自由なので就職が難しく、生活も苦しい。職業訓練や仕事の斡旋もなく、すべて自分で探すしかなかった。仕事はなかなか見つからず、就職できても皆、きつくて低賃金の非正規雇用ばかりだ」

私費で帰国した子供達の就労先は、次のようなケースが多い。

まず、身元保証人が経営する製造業・建設業等の零細企業である[14]。そこでの労働条件は多くの場合、極めて劣悪だった。

＊「長男、次女と三女の婿は最初は皆、身元保証人が経営する廃品回収の会社で働いた。熱処理するのですごく熱く、臭く、きつい仕事だ。長男と三女の婿は身体を壊し、別の会社に派遣された。山の中で落石防止の網を取り付ける危険できつい仕事だ。身体が悪いのに、こんな仕事をさせられ、本当にかわいそうだ。三女の婿は仕事中、両足を骨折した。でも会社の責任ではないと言われている。両足の大腿骨が壊死し、これ以上、ひどくなると歩けなくなる。それでも婿は社長に出勤しろと言われ、完治しないうちに出勤している。社長は身元保証人だから、ずっとその会社で働くしかない。日本語が話せないから、他の仕事が見つかるはずもない。高校に通う10歳代の孫も含め、子供達は皆、身を粉にして働き、危険なきつい仕事をしている」

「子供達は、身元保証人が経営する美容室とカラオケ店で働いたが、時給500円で長時間働かされた。法律違反と思うが、当時は働くしかなかった」

不安定な非正規雇用を転々とし、失業を繰り返している子供も多い。ここでは、一般の日本人との差別的待遇を訴える声が、特に頻繁に聞かれる。

＊「長男も次男も安定した就職はできず、生活が苦しい。彼らも中年になり、正社員の就職は一層難しい。今はパン工場でアルバイトだが、いつまで続くか心配だ。息子達は日本語ができず、職探しでも給料でも差別されている。娘も夜８～９時まで、よく残業している。子供達は日本語もできないのに来日後、すぐ自分で仕事を探し、働かねばならなかった」

「息子は勤務先が何度も倒産し、失業を繰り返してきた。今は小さな工場に勤めているが、正社員ではない。彼はいつか正社員になれるのではないかと望みをもって働いている。娘も倒産や解雇で何度も仕事を変えてきた。子供達は職場で中国人として差別され、日本人と同じ待遇は受けていない」

「子供達は、中国人とみなされて差別され、職探しも大変だ。会社に電話しても『中国人は要らない』と断られる。たとえ就職できてもきつい非正規雇用で、給料も安い。これはまちがいなく差別だ。特に長男は今、仕事があれば出勤するが、なければ自宅待機で収入もない。仕事がある時は風邪をひいても休まず、ひどい咳をしながら夜遅くまで働き続けている。10年間、こんな仕事を続けてきた。いつ解雇されるかわからない。解雇されたら、次の仕事もみつけにくい。子供達のことを考えると、不安で仕方ない」

私費で帰国した子供の中には来日前、中国で専門職として働いていたケースもある。その場合、来日後の仕事との落差に、残留孤児は子供に対して申し訳ないといった感情を抱いている。

＊「中国にいた時、長女は看護師、長男の嫁は内科医、三男の嫁は薬剤師、三男は幹部専用の運転手で皆、いい仕事だった。でも来日後、いい仕事にはつけず、生活が苦しく、とてもかわいそうだ。子供達は皆、私のせいで日本にきたので、私は責任を感じている。今の子供達の仕事をみると、心が痛む。三男は溶接のきつい仕事で、肺も悪くなった。彼は『お母さんのためでなければ、絶対に日本には来なかった』と言う。長男も失業中で、仕事をずっと探しているが、見つからない。中国にいた頃は、子供の心配はしたことがなかった。来日後、心配ばかりだ。来日が子供に与えた影響は大きかった」

「長男は中国で教師だったが、来日して電話設置の肉体労働の辛い仕事しかなく、かわいそうだ。彼は何も言

わないが、私は彼を日本に連れてきたことを心から後悔している」

専門的技能をもつ私費帰国の子供の一部は、日本での就職を諦め、中国に戻らざるを得なかった。

＊「長女は医学博士だが、日本では医者になれず、やむなく中国に帰った。青島で産婦人科の医師をしている」

「三女は日本ではいろんなアルバイトを転々としていたが、日本での仕事に見切りをつけ、夫婦で中国に帰った。現在、中国で教育の仕事をしている。将来、学校を作るそうだ」

【子供の結婚・離婚】

次に子供達の結婚である。

国費で帰国した子供達は、未成年・未婚で来日したため、日本で結婚相手をみつけることになった。

彼・彼女らは日本語にあまり不自由はないが、それでも日本生まれの同世代の日本人との間に一定の文化・価値観の違いを感じている。親が残留孤児であることを理由に、日本人の交際相手の親から結婚を反対された子供もいる。残留孤児の中にも、子供に中国語ができる中国人と結婚してほしいと望む人が少なくない。総じて残留孤児の子供達は、日本で結婚相手を見つけにくい環境にある。この傾向は、男性の子供に特に顕著である。

そこで男性の子供には、中国の親戚の紹介で中国で見合い結婚をしたケースが多い。一部には「来日できること」、および女性の容姿・若さ・学歴等を交換条件とする打算的関係も見られる。

＊「息子は中国の親戚の紹介で結婚した。日本では結婚相手をみつけられないので、私が親戚に頼んだ。結婚の条件は、息子より学歴が高いことだ。その後、写真が送られてきて、息子も気に入った。中国に行って婚約し、すぐ日本に連れてきた。中国人を妻にしたのは、日本人だと私や妻とコミュニケーションできないからだ。私達夫婦の意思だった」

「息子は、中国の親戚の紹介で農村出身の若い女性と結婚した。恋愛ではない。多分、嫁は日本に来たくて息子と結婚したと思う。私は息子に『もっと年上で、ずっと面倒をみてくれる人と結婚すべきだ』と、この結婚に反対した。でも息子は『年下の若い娘と結婚したい』と言い張った」

中国から来た妻の中には来日後、日本語がわからず、経済的にも期待外れで、離婚に至ったケースも少なくない[15]。確認できるだけで、国費帰国した男性を中心に７名の子供が離婚している。

＊「息子は、中国の知人の紹介で見合い結婚したが、３年で離婚した。嫁は日本語がわからず、息子夫婦はケンカが絶えなかった。また嫁は気が強く、いつも金持ちになりたいと望み、日本での実際の生活とのギャップにストレスを感じていた。それもあり、２度も流産した。嫁は法輪功にのめり込んだ。当時、私は働いていて、息子や嫁とじっくり話し合う時間がなかった。今、私の悩みは息子に再婚相手がいないことだ」

「息子は離婚した。結婚したのは間違いだった。中国の知り合いが見合いさせ、息子も美貌に惚れて婚約し、日本に連れてきた。でも無理があった。女性は中国の農村の出身だ。離婚の責任がどちらにあるか、わからない。孫は嫁が引き取り、今は完全に関係が断ち切れている」

「息子夫婦の結婚は失敗だった。嫁はほとんど中国にいて、事実上、別居状態だ。嫁が一方的に悪いとはいえない。嫁は日本にいた時、言葉も通じず、息子や孫の世話に追われた。しかも嫁は生活保護を申請したが却下された。日本語もできず、中国から来たばかりの嫁が、正式の職につけるわけがない。そんな日本での生活の中で、嫁は精神的バランスを崩したのではないか。しかも中国にいる彼女の友達は皆、彼女よりよい生

活をしている。息子にお金でもあれば、うまくいくかも知れないが、そのうち離婚せざるを得ないだろう。息子も悩んでいるが、嫁も悩んでいると思う。今、孫の一人は中国で嫁が、もう一人は日本で私が面倒をみている。息子一家のことは、本当に悩ましい」

日本で結婚相手をみつけた子供の場合、その相手は残留孤児の子供、または中国人留学生が少なくない。本稿の対象者で確認できるだけで、残留孤児の子供どうしの結婚は 10 組、留学生との結婚は３組みられる。ある孤児は、「どの残留孤児にも２～３人の子供がいるから、その中で２人ずつカップルになった」と語る。

【子供達との交流・コミュニケーション】

子供達の多くは、残留孤児の近隣に居住している。もちろん一部には、中国で居住・就労し、たまにしか帰国しない子供もいる。しかし３分の２以上の子供は兵庫県内、しかも「同じ団地の別棟」、「自転車で 10 分」等、近隣に住んでいる。彼らは週末等に残留孤児の家を訪れ、交流は比較的頻繁である。子供や孫との交流を楽しみにしている孤児も多い。

＊「毎週末、息子と娘が帰ってくる。それが、一番うれしい。特に孫に会えて、ばあちゃんばあちゃんと呼ばれたら、うれしくなる。帰って来ないと許さない。私達夫婦二人きりになると沈黙だけで寂しくなる。孫がいれば、寂しくない」

「毎週、子供が遊びに来るか、私達が遊びに行く。孫が遊びに来たら、うちは大騒ぎだ。子供達の家に時々泊まる。孤独感はない。私は子供に恵まれている。孫は思いやりがあり、いろんなことを手伝ってくれるのでうれしい」

近所に住む子供一家の家事・育児の手伝いが生きがいと語る孤児もいる。

＊「今、一番楽しいのは家族のために何かすることだ。子供一家は皆、働いて忙しいから、私は何でもしてあげたい。子供一家の役に立つことに、すごく達成感がある」

しかし一方、子供や孫とのコミュニケーションに問題を感じる残留孤児も多い。国費帰国した年少の子供の一部は、中国語が堪能とはいえなくなっている。孫（三世）は、中国語ができない場合が多い。しかも子供や孫自身、学校でのいじめ等の体験を通して、中国帰国者であることに誇り・自信がもてず、恥ずかしいといった感覚を抱く場合もあり、これが家族内の交流を一層阻害している[16]。

＊「孫達に『おばあちゃんは日本人なのに、なぜ日本語ができないの？』と聞かれるたび、私は心が苦しくなり、悔しくなり、泣きたくなる。私達は中国語で話しかけるが、孫達は分からず、互いに戸惑い、いらいらする。電話をかけても、孫が電話を取ると、何を言っているのか分からないと両親に伝える。とても悲しい。雨が降った時など、孫を小学校に迎えに行こうかと思うが、孫は嫌がっているようだ。『迎えに来る時、中国語を使わないで。まわりの友達に笑われるから』と言う。高校生の孫はスーパーでアルバイトをしている。その店に買い物に行った時、品物の場所がわからず、孫に聞こうかと思ったが、やめた。私が中国語で話しかけると、孫が中国人だとばれて、まわりの人から笑われると困るからだ。中国語で話すと、何だか片身が狭くなるような気がする」

「次女（国費帰国）は日本語は上手だが、中国語があまりわからない。だからあまり頼れない。私の子供は皆、日本人と結婚したので、言葉がわからず、一緒に暮らすのも無理だ。孫に会いに行くと、『中国語は話さな

いで』と言われる。だから私は全然、行けない。以前は孫はよく遊びに来たが、今は寄り付かない。言葉がわからないから、一緒に遊びたくないようだ。一番小さい孫だけが、まだ1歳半で言葉ができないから、たまにうちに来る。でも日本語が身につくと、その孫も来なくなるだろう。私は孫と遊ぶことさえできない」

子供達が仕事や生活に追われ、家族関係が希薄になったと語る残留孤児も多い。生活保護を受給している多くの孤児が、行政の監視によって子供との交流・同居を阻害されていることは、すでに第5章第4節で指摘した。これに加え、子供の生活の不安定さもまた、親子の交流を阻む大きな要因となっている。

＊「子供は皆、忙しいから、あまり電話しない。日曜も休みをとれない時もあり、休みがとれても家事がある。近くに住む娘も月に1～2回来る程度だ。子供一家は全部で20人以上いるが、休日も皆、違い、旧正月も集まれない。だから子供達とあまり話していない。孤独で寂しい」

「子供達は、今はお金、お金、お金のために必死に働いている。息子の給料が3万円も下がり、生活がきつい。5月の連休も休まず働いており、なかなか会えない。経済的困難のため、家族関係も遠くなっている。日本では中国のような親孝行や人情はない。旧正月は本来、親戚縁者が集まって楽しいひとときをすごせるはずなのに、毎年夫婦だけですごし、寂しく、みじめで自然に涙が出てくる」

来日前、専門職・管理職だった残留孤児の中には、来日後、子供を援助できない無力感に苛まれる人もいる。

＊「中国にいた頃は子供を援助でき、家族の絆も強かったが、日本では何もしてやれない。子供達のことが心配だが、自分さえどうなるかわからないので子供を庇えず、悔しい」

「子供達は就学・就職等、普通の日本人とは比較にならないほど、苦労している。でも私達は子供を助けられず、悔しい。日本人の子供なら親に相談し、助けてもらえるが、私達の子供は自力で努力するしかなく、本当に大変だ」

第2節　日本と中国の親族

次に、その他の親族についてみていこう（表6－5・6参照）[17]。

第1項　日本の肉親

まず日本の肉親である。本稿の対象者44名のうち、20名は身元未判明で、日本に交際しうる肉親がいない。

肉親が判明した24名のうち、調査時点で健在の実父母は3名しかいない。いずれも80歳以上の超高齢である。

兄弟姉妹がいるのは17名、それ以上の遠縁（伯父・従兄弟）だけがいる孤児は6名である。これらの肉親も、多くがすでに60歳を越え、無職である。

一部の残留孤児は、こうした肉親と親密に交流している。特に肉親が近隣に住む場合、「よく連絡しており、時にはうちに食事にくる」等、頻繁な交流がある[18]。

しかし肉親が遠隔地に住む孤児も多い。なぜなら第5章第1節でみたように、①兵庫県に住んでい

た肉親が死去、②孤児は当初、遠隔地の肉親の地元に住んだが、地元に就職がなく、兵庫県に転居、③肉親がいる首都圏に住むことを日本政府に認められず、兵庫県に配置等の経験をした孤児が多いからである。いずれにせよ肉親が遠隔地に住む場合、たとえ交流が続いていても、「もう２年間会っていない。年に１回、何かを送ったり、電話をしたり」、「ごくたまに電話したり、年賀状をやりとりするだけ」等、関係はかなり希薄化している。

また居住地の遠近を問わず、第４章第１節、および第５章第１節でみた如く、永住帰国や帰国後の生活をめぐって肉親と対立し、事実上、絶縁状態になった孤児も少なくない。日本語の壁も大きい。実母が生きていても再婚した場合、関係が疎遠になっている孤児もみられる。

＊「姉は私の悪口ばかり言う。それでよくケンカになる。他の兄弟姉妹とも言葉や習慣の違いから、結局、心のやりとりはできない。親族の人間関係がよくなく、孤独で寂しい」

「実母は遠隔地にいてあまり会えない上、再婚したので、肉親と思いにくい。継父が私の永住帰国に反対したこともあり、付き合いにくい。継父の子供とも、付き合っていない。ごくたまに母の見舞いに行くが、財産を狙っているとか、何となく変に思われるような気がして、付き合いにくい」

総じて日本の肉親との交際は、一部を除き、あまり親密とはいえない。本稿の対象者44名中、肉親を日常の交際相手としてあげる孤児は６名、悩みの相談相手とする孤児は２名にすぎない。

日本の肉親に対する要望も、「特にない」との答えが圧倒的に多い。中国の親戚とは異なり、日本の親戚は人間関係が希薄で頼れないといった感覚を抱く残留孤児も多い。

＊「日本と中国では、親戚の質が違う。日本では親戚に頼ってはいけない。相談すると迷惑をかけるから、遠慮しなければならない。日本の親戚は中国に比べるとちょっと冷たい。日本人は肉親の情があまりない」

「日本の親戚には何も望まない。言葉が通じないし、往来も少なく、感情が希薄だ。日本人は中国のような人情がない。親戚でも、できるだけ迷惑をかけないよう気をつけている」

第２項　中国の親戚

【親戚の状態】

さて対象者の多くは、中国にも親戚がいる。

まず５名の養母、１名の養父が中国東北地方に健在である。健在の養父母は超高齢で経済的に貧しいことが多く、残留孤児はその介護・扶養問題に悩んでいる[19]。

＊「養母は80歳で撫順に一人暮らしだ。彼女は私達と一緒に来日したが、日本では言葉も通じず、私達は皆、仕事で忙しいので麻雀の相手にもなってやれず、結局、中国に帰った。私達は必死で止めたが、養母は聞き入れなかった。今、養母は認知症の上、重病で寝たきりだ。養母の弟が面倒をみてくれているが、彼も78歳で限界だと言っている。他に面倒をみてくれる人はいない。私は養母が心配でたまらない」

「養母は86歳で、黒竜江省の農村で妹（養母の実子）と住んでいる。養母は貧しく、心臓も目も耳も悪く、私を頼りにしている。でも私も生活が苦しく、何もしてやれない。このままでは私は恩知らずになってしまう。私はどんなに生活が苦しくても、育ててくれた恩人の養母を何とかしなければ」

「養母は86歳でチチハルにおり、もう10年間も寝たきりだ。目も耳も悪い。今は住み込みの家政婦を雇い、介護してもらっている。私が帰省すると、養母は大喜びで、泣いたり騒いだり、お金を頂戴と言ったりする。

表６－５　日本の肉親（MA）　　（人）

永住帰国年次		1976～87	1988～96	計
生存する肉親	実父	－	1	1
	実母	－	2	2
	兄弟姉妹	11	6	17
	その他のみ	4	2	6
要望	なし	14	9	23
	健康で長生き	1	－	1
未判明		3	17	20
計		18	26	44

資料：実態調査より作成。

養母は昔からお金にこだわり、私にねだっていた。私が断ると、『恩知らず』と私を非難する。私もお金はないし、養母は私を育ててくれた恩人だし、本当に困っている」

中国に兄弟姉妹（養父母の実子）がいる孤児も半数を占める。8割以上の孤児には、配偶者の両親・きょうだいが中国にいる。中国に親戚が全くいないのは、３名にすぎない。「夫の実母が 90 歳で肺気腫にかかり、心配している」等、中国の親戚の健康・経済状態を心配している孤児も、確認できるだけで６割を越える。

＊「私の弟が１人、夫のきょうだいが５人、中国にいる。弟は失業し、心筋梗塞で入院している。私と弟の絆はとても強い。私は中国の養父母の下、弟の成長をこの目で見守り、経済的にも応援してきた。だから今、とても心配している。夫の弟妹も全員、解雇され、生活に困っている。こちらも心配だ」

「70 歳と 67 歳の姉がいる。上の姉は寝たきりで、ガンと診断された。中国に看病に行きたいが、私も金がなく、身体の調子も悪く、行けない。でもどうしても行かなければ。姉は私のことをよく思ってくれ、泣いている。正直な話、日本の実姉より、中国の２人の姉に情けが深い。言葉の問題か、ずっと一緒にいなかったせいか、日本の姉は冷たいと感じる」

【訪中の困難】

このように中国の親戚との感情面を含む関係は、根強く維持されている。しかし客観的には、その交流は非常に限られている。

まず対象者の訪中は、日本への永住帰国後、平均 4.6 回、約７割は３回以下にとどまる[20]。「養父と夫の実母が亡くなった時だけ」、「中国で亡くなった夫の一周忌、三周忌、七周忌だけ」、「16 年間で２回だけ。夫の母が死んだ時も行けなかった」、「養母が亡くなった時も帰れなかった」等と語る孤児もいる。

大多数の残留孤児は、より頻繁な訪中を切望している。

それが果たせない最大の理由は、訪中すれば、生活保護の支給が停止されることだ。44 名のうち３３名、生活保護受給者では９割以上がこの問題を指摘し、強い不満・憤りを感じている[21]。

この不満には、次のような要素が入り交じっている。

表６－６　中国の親戚　　（人）

		永住帰国年次			生活保護		計
		1976～85	1986	1987～96	受給	なし	
養父母健在		1	－	5	5	1	6
本人親戚あり		6	2	14	17	5	22
配偶者親戚あり		8	3	25	27	9	36
気がかりあり		7	2	18	20	7	27
訪中回数	15～30回	3	1	－	2	2	4
	７～14回	－	－	－	－	－	－
	４～６回	1	－	9	9	1	10
	２～３回	4	2	16	18	4	22
	０～１回	1	1	6	5	3	8
訪中理由（MA）	親戚訪問	4	1	19	17	7	24
	墓参	4	－	13	16	1	17
	その他	6	2	14	19	3	22
訪中旅費（MA）	国費	－	－	1	1	－	1
	会社負担	2	－	－	2	－	2
	私費	8	3	29	31	9	40
訪中困難理由	生活保護停止	4	2	27	31	2	33
	その他	－	2	3	1	4	5
	無回答	5	－	1	2	4	6
年間電話回数	20回以上	－	－	4	3	1	4
	13～19回	－	－	－	－	－	－
	７～12回	3	1	7	8	3	11
	２～６回	2	2	9	10	3	13
	０～１回	4	－	10	12	2	14
	無回答	－	1	1	1	1	2
送金	普段	3	3	7	7	6	13
	訪中時	1	－	3	4	－	4
	記述なし	5	1	21	23	4	27
計		9	4	31	34	10	44

資料：実態調査より作成。

まず第１に、親戚訪問・墓参を望むのは、人間として当然の情である。養父母の恩を考えれば、なおさらだ。

＊「私達は 40 年間も中国で暮らした。夫の親戚も皆、中国にいる。私は日本に帰り、肉親と団欒できた。でもその代償として夫は、肉親との団欒を失った。私も、弟や中国で世話になった人々との交流を断たれ、日本に閉じ込められたような気分だ。養父母の墓参に行きたい気持ちで一杯だ。日本人も先祖の墓参をするのに、

なぜ私達がしてはいけないのか。墓参は人間の情、道理だ。養父母が育ててくれたのだから、私が墓参するのは当然ではないか。私達は日本で自由はない。せめて数年に１度でも墓参させてほしい。育ててくれた養父母に申し訳なく情けない。これは人権侵害ではないか」

「一番残念なのは、年に１回の墓参もできないことだ。日本政府は養父母にあまりに冷たい。私のために生き、私のために（文化大革命で暴行を受けて）下半身付随になった養母を墓参すると、生活保護を打ち切るとは、あまりにひどい。夫も、中国に実母と４人のきょうだいがいる。夫には親の養育責任がある。夫の実母は９０歳で、息子のことを思い、泣いてばかりいる。夫が兄弟姉妹と会いたいのも当然ではないか。日本人も毎年、墓参しているのに、なぜ孤児にはその権利がないのか。養母に申し訳ない気持ちでいっぱいだ」

「私達にとって養父母は特に忘れてはならない人、文字通り命の恩人だ。養父母が死ねば終わりと思うのは、良心にもとる。人間である以上、良心がある。せめて自由に墓参させてほしい。夫の墓も中国にある。中国で夫の墓に線香をあげ、土を持ち帰り、日本の墓に入れてあげたい。檻の中に閉じ込められた動物のような気持ちだ。これは人権問題だ」

「大恩ある養父母の墓参すら、できない。これは人権問題だ。しかも私の妻は中国人だ。妻にも親戚がいる。なぜ親戚に会えないのか。海さえなければ、歩いてでも中国に帰るだろう。養父母の実妹とも連絡が途絶えてしまった。自由に中国に行けるようにして、養父母の墓参や親戚との交流をさせてほしい」

第２に、残留孤児の苦難を生み出した責任は日本政府にある。その日本政府が養父母に謝恩するどころか、逆に墓参さえ許さない。この思いが、残留孤児の憤りを一層助長させている。

＊「日本政府が中国を侵略したにもかかわらず、養父母は日本人である私達を大きく育て、日本に返してくれた。日本政府は養父母に感謝すべきだ。それなのに私達に墓参もさせないとは、あまりにひどすぎる」

「日本政府は侵略戦争で多くの中国人を殺した。それでも中国人の養父母は、自分の生活の苦しさも顧みず、日本人の私を育ててくれた。それなのに日本政府は、墓参に行くことすら許さない。今まで、これほど自由を制限されたことはない。なぜ日本の総理は靖国神社を参拝できるのに、私達は養父母の墓参さえできないのか。全く人道的ではない。何の義理もないのに残留孤児の面倒を見てくれた中国の養父母の労苦を思えば、本来、日本政府は年１回の墓参旅費や墓の修築費くらい負担すべきだ」

「日本政府の侵略のせいで残留孤児が生まれた。日本政府は、戦争への謝罪の一つとして、養父母のことをもっと考えるべきだ。本来、日本政府は、自分が放置した日本人である私達を育ててくれた養父母への謝恩として、養父母への墓参を奨励・補助すべきだ。それなのに逆に、生活保護を止めて、墓参ができないようにする。これは、本当にひどい」

第３に、訪中の間も生活費はかかる。しかも残留孤児の訪中は観光旅行とは異なり、短期間では済まない。

＊「中国に行っても、食費や宿泊費はかかる。今日行って、明日帰るというわけにもいかない。以前、１カ月行くと、生活保護を全額止められた。その間、食べず、泊まらずにいろというのか。日本の家賃はどうやって払うのか。養母の葬儀の時も、数日しか滞在できず、すぐ日本に帰るしかなかった」

「中国にいても、食事はしなければならない。中国人に育ててもらった上、また食事代まで中国人に奢ってもらえと言うのか。私は少しでも長く養母のそばにいたいが、それもできない。中国で生まれ育ち、親戚や友達は全部向こうにいるから、行けば、１ヵ月でも足りないほどだ。でも１カ月、中国に滞在したら、生活保

護は全額停止だ。日本に帰った後、生きていけない。私達に人権はない。私達はすでに 60 歳をすぎている。もうそんなに長く生きられない。慌ただしい旅行は無理だ。２週間も滞在すると、すぐ日本に戻らねばならない。せめて２カ月位は滞在させてほしい」

「中国滞在中も生活費はかかるのに、生活保護を止めるのは不合理だ。私の故郷は、鉄道の駅から車でまだ２日かかる。帰省するには片道で６日、往復で 12 日かかる。故郷にせめて１～２週間滞在して、墓参したい」

第４に、訪中していないかどうか、残留孤児は行政に日常的に監視される。生活保護を止められずに訪中しようとすれば、行政に隠れて渡航するしかない。こうした状態自体、残留孤児の尊厳を侵害するものである。

＊「日本政府は陰湿で、私達を人間扱いしていない。私達は、中国に帰るのではないかといつも監視され、まるで犯人扱いだ。以前、中国に半月間行くと、後で区役所にひどく怒られた。それ以降、中国に行ったことは一度もない」

「役所に黙って中国に墓参に行った。役所に報告しなければならないと言われているが、報告すると『なぜ行くのか。本来は行けない』と咎められる。パスポートも、よくチェックされる。私達はまるで犯人のように、監視される。生活保護を止められるから、本来誠実な人でも、嘘をつかざるを得なくなる。中国に行くことを内緒にして、ばれなければラッキーだとしか考えられなくなる。これは、非常に悲しいことだ」

「訪中するなら、市役所に内緒にしなければならない。知られたら、生活保護を止められる。最初、規則を知らずに中国に行き、日本に帰ってから怒られた。その後、計 30 数万円も没収された。ただ養母の墓参に行っただけなのに、私達一家は犯罪者扱いだ。私達に行動の自由はない」

以上の諸要素はいずれも、残留孤児の特殊な背景を考慮せず、一般の生活保護で対処していること自体に無理があることを物語る。

そこで残留孤児は、特殊な背景に配慮した生活保護の柔軟な運用、または新たな生活給付金の創設を強く求めていた[22)]。

＊「残留孤児の特殊性を考えてもらいたい。私達の一家は皆、二重国籍のようなものだ。普通の日本人は日本生まれ・日本育ちだから、親戚訪問しても生活保護は止められない。でも私達は特殊だから、親戚訪問や墓参をするには必ず二つの国を往来しなければならない。同じ親戚訪問や墓参なのだから、どこに行っても生活保護を自由に使えるようにしてほしい」

「私達は特殊なグループだ。一般の日本人とは違うので、せめて中国にいる間も生活保護を支給してほしい。本来は、生活保護ではなく、自由に中国に往来できる年金にしてほしい。私達の特殊性を考えれば、この要求は理不尽ではないだろう。そうすれば、自由に中国に行き、養母やきょうだいと存分に話して気を晴らせる。そうなれば、一番うれしい」

一方、生活保護を受給していない残留孤児もまた、渡航費用・休暇が確保できず、あまり訪中できていない。病気の養母の看護のために訪中し、解雇された孤児もいる。

＊「養父母の恩は山より高い。日本人も墓参する。でも私達は墓参したくても経済的にそんな余裕はなく、会社から休暇ももらえない。夫の会社は３日しか有給がなく、４日目から欠勤扱いになる。３日では中国に帰れない。しかも３日の有給も実際は誰も取らず、言葉ができない私達はなおさら取れない。養父母、夫の両親

の墓参は来日後、一度もできていない。中国の親戚から恩知らずと罵られても仕方ない」

「養母はガンで中国でなくなった。私は５カ月間、中国で看病した。それで日本での仕事は解雇された。養母は私の懐で亡くなった。私も養母もとても幸せだった。今、一番残念なのは、養父母の墓参に行けないことだ。養母の死後６年間、渡航費用を用意できず、一度も帰っていない」

なお日本で中国関連の就職ができたごく少数の残留孤児は、出張で訪中した経験をもつ。ただし出張先は、沿海部の大都市であり、東北地方に住む親戚との再会は果たせていない。

【電話・手紙・送金】

中国の親戚との国際電話での交流も、頻繁とはいえない。隔月１回以下が 27 名、年に１回あるかないかが 14 名を占める。頻度が少ない主な理由は、経済的困難である。中国の親戚が電話をもっていないケースもある。

＊「電話する金もないので、本当にごく最近、夫の妹にやっと電話するようになった。お金がないから頻繁にはできず、長話もできない。時間を気にしながら話すので、思う存分話せない。相手からはかかってこない。相手はもっとお金がない」

「養母に一度だけ電話した。養母はすごく喜んだ。でも金がかかるから、ほとんど電話できない。姉や兄にもあまり電話できない。彼らの家には電話がなく、まず電話がある家まで呼んできてもらい、かけ直さなければならず、すごく面倒だ」

手紙による交流は一層少ない。その理由は、「字が読み書きできない」、「仕事で疲れ果て、手紙を書けない」、「手紙を出したが、向こうは貧しくて手紙も返せない」等である。ただし「以前は手紙をよく書いたが、今は電話が多くなった」との声もあり、電話での交流の増加に伴い、手紙が減ったと考えられる。

＊「２人の姉とは、来日して連絡が途絶えた。こちらから手紙を出したが、返事はない。向こうは、車が通れる道さえない不便な農村に住み、生活も苦しい。手紙を出すのも７～８元の金がかかるから、出せないのだろう。兄とは年３～４回、手紙でやりとりしている。兄は息子が炭鉱で働いているので、手紙を出すくらいの金はある」

金品のやりとりも、訪中時の土産を除けば、多くない。ただし一部には、貧困や病気に苦しむ親戚に送金している孤児もいる。

特に生活保護を受給していない残留孤児は、送金が比較的頻繁で、時にはかなり多額になることもある。

＊「妹の生活が苦しいので、上海で貿易業を自営する夫が年 3000～4000 元、送金している。妹は病気で、正規の治療費以外に、医者に『赤い袋（特別の謝礼）』を渡さなければ、まじめに治療してくれない。養父母の墓地を作る時も送金した。夫の実母も治療費が年に 30～40 万円かかるので、送金している。夫の弟は退職後、収入がないから、ここにも送金。中国は経済発展しているが、失業者もとても多い。夫の母の家の購入費も、私達が負担した。私達が中国の親戚のために使ったお金は莫大だ。親戚は皆、『借ります』というが、実際には返してくれない。私達は自立できているので、中国の家族観からいえば、自分は節約して親戚を助けるのは、当然だ」

これに対し、生活保護を受給している残留孤児は、中国の親戚への送金は困難である。ごく一部に生活費を切り詰め、または別居している子供達に頼んで送金している孤児もいるが、その金額は「養母の誕生日に数千円」、「年に１万円」等、総じて少ない。

＊「生活がぎりぎりだから、普段は養母に送金できない。訪中時、500～600 元あげた。1500 元の借金も返してあげた。息子に頼んで、弟に治療費を送ったこともある。私達は食べられさえすれば、それでいい。大恩と親しみのある中国の家族のため、できるだけのことをするのは当然だ」

「節約して、たまに１万円ほど送っている。私達は養母の扶養義務があるから送金は当然だが、生活保護を受けているから、堂々とそれができない。市役所には内緒にするしかない」

生活苦に喘ぐ中国の親戚の中には、残留孤児の日本での貧困な暮らしぶりが理解できず、送金を求める人もいる。それにプレッシャーを感じ、中国の親戚との連絡が疎遠になった孤児もいる。

＊「たまに養母に電話するが、あまり長く話さない。養母はすぐに金を送ってと、泣くからだ。中国の生活の苦しさを考えると、当然だ。でも私達も日本で最低限の生活だ。中国に帰り、日本での苦労を話しても、親戚には理解してもらえない。中国人の目には、私達は日本政府に面倒をみてもらい、いい暮らしをしていると思われている」

「夫の実家は貧しく、生活に困っている。あまり連絡しない。連絡したら、金を借してくれと頼まれるからだ。私達の日本での厳しい生活をいくら説明しても、理解してくれない。中国の親戚は皆、私達が日本で、いい暮らしをしていると信じている。それでけちと言われ、だんだん関係が悪くなった」

第３節　社会諸関係

本章では家族・親戚だけでなく、社会関係全体の構造と問題を明らかにする（表６－７参照）。

第1項　社会関係の基本構造

【交際相手】

配偶者と子供一家を除く交際相手は、「なし」から「10名以上」まで多様である。ただし過半数が４名以下と少ない。５名は、交際相手が皆無である。1987 年以降まで帰国が遅れた孤児は、交際相手が特に少ない。

数少ない交際相手は、同じ帰国者どうしであることが圧倒的に多い。それ以外の日本人との交際は、極めて少ない。1986 年以前に帰国した孤児の約半数は日本の肉親とも交際しているが、それも前述の如く、限られている。

＊「交際相手は、帰国者だけだ。他の日本人とは、全然付き合っていない。せいぜい出会えばうなずいて挨拶するだけで、話もしない。日本人は私達に無関心だ。団地の掃除当番の札をかけられたら黙って掃除をして、札を次の人の部屋にかけて終わり。顔も合わさない。この団地に中国人（帰国者）がいなければ、私達はくさくさしてやり切れなかっただろう」

帰国者どうしの交流は来日後、主に同じ公営住宅団地の近隣の間で形成されている。

＊「この団地に住んでから、近所の帰国者と知り合った。それまでは互いに知らなかった。今はもう姉妹のよう

に何でも言える友達になった。普段の楽しみは毎晩、団地に住む中国人（帰国者）と一緒に外で話すことだ。この団地に住む帰国者は関係がいい」

来日前から知り合いだった帰国者、および来日後の日本語教室等で知り合った帰国者との交流も、一部では続いている。ただし近隣に住んでいなければ、電話での交流が主で頻度も限られる。

＊「吉林省にいた時から知っている帰国者が東京にいて、たまに電話する。でも電話代がかかるので、頻繁にかけられない」

「大阪の定着促進センターで一緒に勉強した人達とは当時、仲がよかったが、その後、バラバラになり、自分の生活で精一杯になったので、あまり付き合っていない。でも一人だけ、大阪に住む女性は夫が亡くなり、とても寂しがっている。それでたまにうちに来る。彼女は独りぼっちで、いつも泣いている。もう一人、同郷の大連の人が横浜にいて、たまに電話で話す。お金がかかるので頻繁には電話できない」

帰国者・肉親以外の交際相手がいる人は44名のうち9名にとどまるが、その中では近隣等が8名と多い。残留孤児の側から交流を試み、それに応答する住民が近隣にいた希少なケースである。彼らは、「言葉は通じなくても心は通じる」と語る。

＊「近所の日本人の老夫婦と互いの家に食事に行ったり、風呂に入ったりしていた。今、老夫婦の夫が亡くなり、妻と往来している。仲良くしてくれた恩を忘れてはいけないと思っている。私達が苦しかった時、よく付き合ってくれたことに感謝している。だから私は、おいしいものを作った時に持って行く。私は、日本人としゃべれなくても、付き合うように努力している。言葉で交流できないが、身振り手振りで心は通じる。団地の日本人に会ったら、必ずほほ笑んで挨拶する」

「（自営する貿易会社の）事務所のビルに住む独身の日本人女性が毎日、しゃべりに来る。食物を、よくもってきてくれる。住んでいる団地でも、2階に住むおばあさんは、私に優しくしてくれる。まるで母親のように、面倒をみてくれる。たとえば、窓をちゃんと閉めているかとか。私は周囲の日本人とも笑顔で接するようにしている。互いに思いやりをもって接すれば、言葉でわからない点があっても、心は通じる。それは日本人でも中国人でも同じだ」

【悩みの相談相手】

悩みの相談相手は、約4分の3の孤児が配偶者と子供だけにとどまっている。

＊「何かあれば、夫や子供と相談する。病院に行く時は娘に頼む。子供達は週末、順番で手伝いに来てくれる。日本人とは相談できない。日本人に話して誤解されたら、ラジオのようにあちこちに宣伝されるのではないかと心配だ」

「子供を頼りにしている。市役所から書類が送られてきたら、私は読めないから、子供に見せる。買い物も子供が会社帰りにしてくれる。子供以外に、悩みを相談できる相手はいない」

配偶者と子供以外では、11名が帰国者を相談相手としている。子供が仕事で多忙だったり、近隣に住んでいない場合、近隣にすむ帰国者に相談している孤児が多い。

＊「同じ団地に住む残留孤児と相談している。嫌な事があっても彼らに話せば、気が晴れる。同じ残留孤児なので共通の話題がある。孤児どうしで、よく苦しみを訴えあう。心を打ち明けると、少し慰めになる。病院に

表６－７　社会関係　　（人）

		永住帰国年次				生活保護		計
		1976～86	1987～88	1989～91	1992～96	受給	なし	
相談相手（MA）	配偶者	4	6	1	3	8	6	14
	子供	8	4	6	4	18	4	22
	帰国者	2	4	4	1	10	1	11
	その他	3	－	1	－	1	3	4
	なし	3	1	－	4	7	1	8
交際相手	10人以上	4	－	2	1	4	3	7
	５人～	3	2	2	2	7	2	9
	１人～	5	9	3	6	19	4	23
	なし	1	1	2	1	4	1	5
	帰国者	12	11	8	8	30	9	39
	肉親	6	－	－	－	2	4	6
	近隣等	4	1	－	3	4	4	8
	保証人	－	－	1	－	1	－	1
	なし	1	1	2	1	4	1	5
帰国者交際契機（MA）	近隣	8	9	6	6	21	8	29
	日語教室	2	3	－	－	4	1	5
	センター	3	3	－	1	5	2	7
	勤務先	1	－	－	－	1	－	1
	来日前	3	2	1	1	4	2	7
差別体験あり		11	10	8	9	29	9	38
悩み	孤独	8	10	6	8	26	6	32
	文化習慣	6	2	3	3	10	4	14
	差別	7	5	3	8	20	3	23
	退屈	5	5	5	4	15	4	19
	その他	1	1	3	3	8	－	8
	なし	1	1	－	1	2	1	3
指導員等	役立った	1	3	1	1	5	1	6
	役立たない	2	2	－	1	5	－	5
	問題あり	5	3	7	6	15	6	21
	いない・不明	5	4	1	2	9	3	12
計		13	12	9	10	34	10	44

資料：実態調査より作成。

も、一緒に行ってもらう。私は中国語も読み書きできないから、いつも近所の残留孤児を頼りにしている。子供にも頼むが、子供は仕事をしているから、近くにいない」

「日本語教室で知り合った残留孤児の娘が近所に住んでいて、私は買い物、子供の面倒、病院の付き添い、ゴミ捨て等、何でも手伝っている。彼女は身体が弱いのに、昼は勤め仕事、夜はミシンの内職に追われ、過労で時々倒れる。私は心配で、彼女がきちんとご飯を食べているか、時々様子を見に行く。私も困ったことがあれば、彼女に頼む。自分の娘にも頼むが、娘は土曜しか休めないから、彼女に頼む方が多い」

相談相手が家族も含めて「いない」と答えた孤児も８名いる。特に生活保護受給者に多い。

＊「悩みがあっても、自分の胸に収めるだけ。子供は忙しく、給料も少なくて生活がきついから、頼れない。子供に言っても困らせるだけだ。残留孤児の友達には冗談は言うが、悩みは言えない。皆、自分のことで精一杯だから。日本語ができないから日本の親戚にも言えない」

「不満や悩みがあっても、誰にも相談できない。自分にぶつけ、飲み込むしかない。姉とは言葉が通じず、話せない。妻に言っても解決にならない。子供も皆、稼がねばならないので、私達の相談にのれない。頼りにできる人は全然いない」

「悩みは誰にも話せない。皆の負担になるからだ。そのことを考えるとますます眠れなくなり、一人で泣いている。子供達は生活に追われ、時間がない」

第２項　社会関係における諸問題

【差別の構造】

日本に帰国後、差別を体験した対象者は 44 名中、38 名に達する。差別体験がない人の中には、「日本人との交流がないから、差別されたこともない」、「言葉がわからないから、差別されていてもわからない」等も含まれ、実際にはほとんどの残留孤児が差別を体験したといってよい。

雇用・職場での差別は、すでに第 5 章第 3 節で詳述した。本稿では、それ以外の差別について考察する。

(1) 公共機関における差別

まず市役所・病院等、公共機関での差別である。

ここでの差別には、２つの要素が交錯している。

一つは、残留孤児への特別の支援・配慮の欠如である。

＊「日本政府は残留孤児を差別している。怒りを抑え切れない。言葉や習慣など大きなハンディを負わされた上、給与や仕事内容、日常生活でも差別を受けてきた。これは、日本政府が残留孤児に対して日本で生活できるような特別の支援・対策を実施しなかったからだ。日本の政府や社会の受け入れ体制は非常に不十分で、我々を差別している」

二つ目は、残留孤児が「日本人」とみなされず、一般の日本人とは異なる対応・特別扱いをされることである。

＊「病院の受付で、看護師が『あなた、日本人？』と声をかけてきた。私は『はい。日本人だ』と言ったが、看護師は『本当は中国人じゃないの？』としつこくたずね、どうしても信じてくれない。そして私は痛み止めがほしいと頼んだが、なかなかくれない。日本人には、役所や病院の職員も優しく接するが、私には冷たい顔をする。普通の日本人に対する時と、全然態度が違う」

一方で特別の配慮がないこと、他方で特別扱いをされることが、いずれも差別と受けとめられている。つまり特別待遇の有無が問題ではなく、一般の日本国民との実質的な格差・不利益を差別と感じているのである。

これが端的に現れるのは、生活保護をめぐる行政の対応である。第5章第4節で詳述したように、残留孤児には生活保護受給者が極めて多い。行政は、一方で残留孤児の特別の背景を考慮せず、一般の日本人の貧窮者と同じ生活保護制度で処遇する。しかし他方で生活保護の受給自体、一般の日本人の中では特別扱いであり、行政による就労の強制や生活の監視等、多大な精神的苦痛・自由の束縛を伴う。この双方の不満が、行政・公共機関による残留孤児への差別として認識されているのである。

＊「市役所は私を差別している。私が生活保護のことで市役所に行くと、職員は私を敵のようにみなし、表情がきつくなり、眉にしわを寄せる。日本人には、すごく親切だ。私が先に行っても、日本人に先に応対して、私を待たせる。私の入院先の副院長も『日本人なら、この程度の病状ならとっくに働きに出て、生活保護を止めている』と言う。日本語の問題もあり、仕事をしたくてもできないのに、貶められる。この病院が中国人を差別しているのは、残留孤児の中では有名だ。病院側の差別的な言葉や目つきは、言葉では語りきれない」

(2) 地域・団地における差別

さて次は、公営住宅の団地など地域社会での差別である。ここにもいくつかの要素が絡み合っている。

まず、単純な偏見がある。例えば、ルール違反のゴミ捨てが、すぐに「中国人（帰国者）」のせいとみなされるなどである。

＊「ルール違反のゴミ出しや廊下の吸い殻など、悪いことがあれば、何でも残留孤児のせいにされる。この前も、誰かが捨てたゴミ袋を持って、うちをたずねてきた。うちが捨てたのではないのに。後ろ指を指されないよう気を遣い続けているのに、何かあると真っ先に疑われ、とてもみじめな気持ちになる」

「何かトラブルや気に入らないことがあると、『中国人、中国人』と白い目で見られるのがつらい。町内会でゴミの捨て方について話があり、ある人は、ゴミの分類方法がわからない人の例として、中国人をあげた。また指定されたゴミ袋は高いから中国人は買えないのではとか、とにかく中国人を信用していない。まだ何もしていないうちに、中国人はできないと思うのは、差別だ。日本人がしたことでも、中国人のせいにされる。買い物の時やバスに乗る時、きちんと並んでいるのに、後ろに並べと言われたこともある」

こうした単純な偏見の場合、残留孤児はゴミ捨て等のルールに異を唱えているのではない。身に覚えのないルール違反の疑惑をかけられる点を差別と認識している。またルール違反は本来、個人の行為なのに、「中国人（帰国者）」の問題とみなされることに、差別を感じている。

こうした偏見を結晶化させる一つの契機は、言語を含む文化的な「印（mark）」である。日本社会で、残留孤児は中国語その他、脱ぎ捨てることのできない「文化的ユニフォーム」を身につけている[23]。一人一人の人格や個性はしばしば「中国人（帰国者）の一員」というステレオタイプに埋没させられる。

偏見の解消を困難にする要因の一つも、やはり言語を含む文化の壁である。言語・文化の壁は、残留孤児にとって、適切な問題解決・抗議・弁明等を阻む大きな壁となる。

＊「中国語で話すと奇異な目で見られ、会話を拒まれる。団地でも日本人どうしなら、にこにこして挨拶するが、私達に出会うと日本人は皆、冷たい顔をする。これは差別だ。私が知人と中国語で話していると、そばを通りかかった若者二人に睨まれた。誤解されても日本語ができないため弁明できず、悔しい。ずっと中国にいた私達が、日本語がわからないのは当然ではないか。私を馬鹿にした人を中国に連れて行き、実験してみたい。こんなことで人を差別すべきではない」

「こちらから挨拶しても、まわりの日本人は答えてくれない。日本人なのに日本語ができないのはおかしいという人もいた。でも文句を言いたくても言えない。心がむしゃくしゃしてたまらない。私達は日本語ができないから、どこに行っても中国人と思われ、冷たい目で見られ、プレッシャーを感じる。言葉が話せれば、日本に帰ってきてよかったと心から言えるが、帰ってきてよかったのか、複雑な気持ちが今もある」

「近所の日本人から『ニンニク臭い。中国人は汚い。礼儀知らずだ』と言われる。こちらから挨拶しても無視されるから、挨拶もしなくなった。私達を見下ろしているのか、怖がっているのかわからないが…。ケンカしたくても、言葉ができないから、できない。罵る言葉はいくつか知っているが、理屈で戦えず、泣き寝入りするしかない。たとえ日本人の車にぶつかられても、私は黙って帰るしかない」

「公園で日本人にいいがかりをつけられ、いじめられた。私は公園に落ちていたロープを拾い、柵にかけてあげた。すると日本人が来て、私が盗んだと言って怒った。いくら説明しても全然聞いてくれなかった。日本語で説明しても、下手だから、聞いてくれようとしない。私と付き合う日本人はいない。普通の日本人は私達を無視している」

ただし、残留孤児が体験する差別は、単純な偏見、および言語・文化の壁だけではない。もう一つの重要な要素として、公私の境界線をめぐる陣地戦がある。

つまり日本社会には、残留孤児には納得しがたいルールがある。そこで日本と中国の文化の差が、公私の境界・正統性をめぐる陣地戦として現れる。双方の正統性は複雑に錯綜し、利己主義、個人的な趣味・嗜好も入り込み、問題解決はますます困難となる。しかもその陣地戦は、日本と中国の文化の違いに根ざす以上、一種の民族対立の性格を帯びる。

例えばまず、公営住宅団地の庭における植物栽培をめぐるトラブルがある。ここでは、①植物栽培や動物飼育、②公営住宅の庭・空き地・土・水の利用等、総じて広義の自然と人間の関係をめぐる日中の文化差が、公私の境界をめぐる対立として現れている。

＊「数年前、家計の助けと思って団地の空き地でネギやトウガラシを作った。もちろん日本人も野菜を作っていた。しかしその後、そこは公園に変えられてしまった。やむなく私達は、別の空き地に土を運んだ。しかし、これは大事件になった。野菜栽培は禁止という規則があるので、私達は花の栽培だと主張した。息子と自治会の副会長が言い合いになり、息子は怒って『日本人は土を取って花を植えていいのに、なぜ私達はそうしてはいけないのか』と言い、副会長も日本語で何か言った。二人は揉みあいになり、副会長は息子が暴力を振ったと警察に通報した。パトカーが４～５台やってきた。これは差別だ。土を取ることさえいけないなんて。本当に腹が立つ。空き地でネギやトウガラシを植えるのは、中国では当然だ。日本人は花を作ってもいいのに、なぜ私達は野菜を作れないのか。私達は日本国籍だが、なかなか日本人として認めてもらえない。私をまだ中国人だと思っている。だから私達は、日本人に抗議に行く。日本人は、自分を何様だと思っているのか。彼らに、私達をここから追い出す権利などない。こちらが恐ろしい顔で睨み、抗議に行くのは当然だ。私達が怖がったら、もっといじめられるだけだ」

「団地の一階に住む日本人は共同の水道を使って花にやっていた。でも私達は、この水は団地の住民皆が 500 円を出して共同で使うものだから、個人の花に水をやってはいけない、と言われた。とても理不尽だ。日本人なら自由に花に水をやれるのに、私達が同じことをすると文句を言われる。いろいろもめて結局、花を作るのはいいが、水は自宅から運ばなければならないということになった。また一部の日本人の提案で、野菜を作るのはいけないと決まった。野菜は自分達で食べるから、個人のものになるからだめ、という理屈だ。私は3階の自宅から水を運び、野菜を作っていた。でも、それもやめろという雰囲気だ。トウガラシを作ったが、抜かれてしまった。しかし団地の規則では、犬や猫を飼ってはいけないし、ベランダに花をおいてもいけないが、日本人はこちらは無視している。どう考えてもおかしい。日本人と中国人の住民の間で、いろんな問題がおきる。『共同の水を使うなら、花を全部抜くぞ』、『花を抜いたら、犬を殺すぞ』と喧嘩になった。町内会長はそれをみて、花も作ってはいけない、水をやってもいけないと命じた。でもそれに対する反対意見も出て、まだもめている。町内会長も、犬を飼う日本人に対して『すぐに止めろとは言えない』と言う。でも中国人の野菜は『すぐにやめろ』と言う。こうして日本人に差別されるのは、本当に腹がたつ。日本人が犬や猫を飼っていいなら、中国人も野菜を作っていいはずだ。私達も本当の日本人だ。偽物ではない。それなのに『中国人だ』と言われることが多い。日本は法治国家で、人権や平等などが重視されているはずだが、この団地の中に人権の平等はない」

いま一つの例として、団地内での会話・騒音をめぐるトラブルをあげておこう。ここでは、①屋外での中国語会話や声の大きさ、②生活騒音等、主に人間の関係性 ── 広義のコミュニケーション ── に関する日中の文化差が、個人的な健康状態や感覚の違いも孕みつつ、公私の境界をめぐる陣地戦として現れている。

＊「私達は時々、団地の公園に集まって中国語で話す。その声が、日本人の住民にはうるさく感じられるようだ。嫌がられる理由に、私達が中国人ということもあると思う。時々、通りかかりの酔っ払いが私達に『ここで話すな』と文句を言う。建物の上階から『中国語で話すな、中国人は集まるな』と叫ぶ人もいる。私達が話すのは夕方で、真夜中ではない。それでも白い目で見られる。先日、私は友達と公園に座っておしゃべりした。でも近くに座っていた日本人のおじさんに『うるさい』と言われ、むかついた。これはいじめだろう。私達の会話がうるさいなら、さっさと他の場所に行けばいい。ここは公園だ、彼の家ではない。どうしてしゃべってはいけないのか？　孫がうちに来てちょっと騒いだら、下の階の住民がすぐ文句を言いにくる。最初は謝ったが、何回も来るので私もきれて、『お前の家には子供がいないのか』と言い返した。その後、無視することにした。ここは公の住宅であり、私は何も悪いことはしていない。時には上の階の人もうるさくするが、私は我慢している。私達は中国から来たから差別されている。もし私達が西洋人なら、こんなことはされない」

「日本での暮らしは、何をするにも注意深く神経を使わねばならず、辛い。ちょっと声が大きいと、うるさいと言われ、いつもピリピリと神経を使い、リラックスできない。夜、私達が外でしゃべったら、まわりの迷惑だと、日本人に注意されたこともある。外出しても変な目で見られ、大きな声で話すのを控えてしまう。週末に孫が来て公園で遊んで大声を出すと、すぐ『うるさい』と叱られる。でも日本人の子が同じことをしても、誰も何も言わない。なぜ公園で子供が騒いではいけないのか。孫が部屋の中で騒ぐと、その度に下の階の住人に 10 数回もノックされる。抗議のノックだ。無言のままノックして、何もいわずに帰る。たぶん言っても通じないと思っているのだろう。このやり方に私も腹が立ち、『何をしているのか』と怒鳴ったこ

とがある」

「孫は障害があり、片足をひきずるので音が出る。孫がうちに来た時、下の階の住人が『朝から晩までうるさい』と苦情を言った。でも、孫は午後3時頃に来た。朝から晩までというのはウソだ。それに子供だし、障害があるから、仕方がない。日本では、常にまわりに迷惑をかけないように気を使い、抑圧された感じだ。孫が来ても、あまり歩かせないようにしている。夏にドアや窓を開ける時、TVの音も小さくし、夫は声が大きいから『小声で話して』と言っている。まるで病気になったように、ひっそり暮らさなければならない。こうしたことからも、日本人に差別されていると感じる」

以上のトラブルは、確かに単純な偏見と共通する要素を含む。たとえば中国語の会話が日本人には騒音としか聞こえず、日本語の会話以上に神経に障るといったことは、一種の文化隔壁といえる。また植物栽培や騒音は個人の行為であり、残留孤児の問題と捉えるのは、偏見にすぎないともいえる。さらに植物栽培や騒音への感覚の違いを、日中の文化差として捉えることにも、一定の根拠はある。いったん偏見が結晶化すれば、相手側の文化・生活習慣全体への拒否感・苛立ちが募り、些細なことが必要以上に大問題になりうる。これらはすべて、単純な偏見と共通する要素である。

しかし、植物栽培・生活騒音等のトラブルは、単純な偏見だけにとどまらない。なぜなら、日本人が決定したルールに残留孤児の側が納得していないからである。マジョリティである日本人が正統と考えるルールが、マイノリティである残留孤児の生活や自由を抑圧するがゆえに、残留孤児はそれを差別と認識している。

逆に日本人住民からみれば、それは全く差別ではない。自分達はむしろ被害者であり、残留孤児への非難は「ルール（規則）」遵守の当然の要求、または逸脱者への必要な批判である。自分達は「中国人（帰国者）」に偏見をもっているのではなく、「ルール（規則）を守らない逸脱者」を批判しているにすぎない。しかも逸脱者に「中国人」が多く、その逸脱者の主張が中国の文化・生活習慣に裏打ちされている以上、「中国人」に厳しい注意を払ったとしても、それは単純に偏見や差別とはいえない。

しかし前述の如く、残留孤児の多くは、日本人住民や行政が規定した「ルール（規則）」自体に納得していない。それは恣意的で矛盾に満ち、「郷に入れば郷に従え」以外の根拠を欠く、押し付けがましい「ルール（支配）」でしかない。それに従わねば「中国人（帰国者）は公共心がない／まわりの迷惑を考えない」と決めつけられるのは、まさに二重の屈辱であり、差別である。

こうして日本と中国の文化差は、それぞれの公私の境界・正統性と結びつくことによって、容易に妥協できず、抜き差しならないトラブルへと深化していく。

なお日本で遭遇するこうした差別は、残留孤児に、とりわけ複雑な憤りや寄る辺なき喪失感をもたらす。なぜなら第2章第3節でみたように、残留孤児の多くは来日前、中国において「日本人」として差別されてきたからである。しかし来日後は一転して「中国人」として差別される。こうした体験は、単なるマージナルマンとも異なり、より複雑な精神的負荷を課す。残留孤児が主張する正統性は、しばしば中国の文化に根差すが、それにもかかわらず彼・彼女らは自らを「中国人」とみなす周囲の「日本人」の行為を差別と感じざるを得ない。また残留孤児は自らを「本物の日本人」だと主張しつつ、しかし自らを差別する相手をも「日本人」と呼ぶしかなく、むしろ「中国人」という立場から差別に異議申し立てをせざるを得ない。このような固有の複雑なアイデンティティについては、第7章

第１節で詳細に分析・考察する。ただし、日本で「中国人」とみなされてなされる差別が、残留孤児にとって極めて複雑な陰影と精神的負荷を与え、それだけに残留孤児が差別に敏感にならざるを得ないことは、ここで指摘しておかねばならない。

そしてこうした差別や対立は、自治会等に形式的に参加しても解消されない。「団地の回覧は一応回してくれるが、集会等には参加しにくい雰囲気がある」と語る孤児もいる。形式的に平等な参加の強制が、残留孤児には逆に差別と受けとめられる場合もある。

＊「この団地に入って２年目、私は言葉もわからないのに自治会の役員にされた。断ったが、皆、平等に輪番で役員をしなければならないと責められた。いつも中国人扱いなのに、こういう時だけ、私は平等に日本人にされる。仕方なく役員をしたが、とても苦労した。会議での話も文書も分からないから、家で一生懸命に辞書を調べたり、子供に聞いたりした。しかし、ある家は男性一人だけで働いているから時間がないという理由で役員を免除されていた。なぜ私達には特別の配慮がないのか。自治会の役員がすむと２年間、児童会の役員にされた。これも大変だった。会議に行くと皆、『中国人、中国人』と背後で言い、私は会議で言っていることも全く分からず、すごく苦悩した。とても寂しかったし、いじめられている感じがした。日本人だと問題を起こしても大したことはないが、うちだと大騒ぎになると思った。普段から、私達帰国者に対して、近隣の目がとても厳しかったからだ」

【孤独と退屈】

差別以外にも人間関係に関わる悩みとして、「孤独」、「文化習慣の違いで困る」、「退屈」等を、多くの残留孤児があげている。人間関係に関する悩みに全く言及していない対象者は 44 名中、３名しかいない。日常の楽しみも、子供や孫、近隣の帰国者との交際を除けば、ほとんど個人で楽しめる趣味 ── 中国語メディアとの接触、散歩等 ── に限られている。

孤独や退屈に陥りがちな理由は、言葉・文化の壁だけでない。前述の差別・偏見、経済的貧困や健康問題等によって外出・交流が阻まれることなど、複合的である。

＊「日本語ができないため、簡単な買い物に出かける程度で、ほとんど家にいる。金もかかるから、遊びも行けない。日本での生活は孤独で寂しく、単調でつまらない。日本政府は、帰国者の交流の場を組織してほしい」

「足が痛いから、外出しない。日本ではうれしいことは一つもない。友達もなく、言葉も通じない。金もない。誰も付き合ってくれない。日本での生活習慣は中国と違いすぎ、地域にもとけこめず、日々孤独感が増し、絶望が募っている。やはり中国の方が楽しい。日本にいると毎日、退屈でつまらない。中国にいれば、友達と話し合ったり、マージャンもできる。日本では、何をしてもうれしくない」

「町に出かけても言葉が分からず、お金もない。だから社会とのつながりもなくなり、家に閉じこもりがちになってしまっている。娯楽もない。日本の生活は豊富多彩かもしれないが、私には無縁だ。生活に変化がなく、退屈でたまらない。おもしろいことは何一つない。外出もしだいにしなくなった。人の言葉が聞き取れないし、自分で何か言おうと思っても言えず、人に会うのがいやになってきた。今、出かけるのは、必要最低限の買物だけで、ほとんど家に閉じこもった状態だ。日本人の年寄りがゲートボールや旅行をしたり、集まって何かやっているのを見ると、私はとても寂しく、退屈だと感じる。日本政府は、孤児の皆を集めて、娯楽を組織してほしい」

ただしこうした中で、一部の残留孤児は、孤独が単に残留孤児・帰国者だけでなく、日本人高齢者

全体に共通する問題だと感じている。近隣の独居の日本人高齢者と交流を図ろうとしている孤児もおり、彼・彼女らは本当に孤独なのはむしろ日本人の高齢者ではないかと感じている。そしてそこに日本の社会・文化 ── 特に日本的な公私の境界線 ── の問題を見出している。

＊「日本人は皆、隣人が互いの家を往来せず、他人と深く関わろうとせず、中国のような暖かさがない。人との付き合いをあまりせず、明るくしゃべらない。中国のように、隣人と将棋を指したり、笑って冗談を言い合ったりする雰囲気もない。日本の特に高齢者の生活は、孤独でつまらない」

「中国人は皆、賑やかなのが好きだ。喋り声も大きい。日本人は静かすぎる。私は今、日本で言葉がわからず、寂しく感じているが、普通の日本人、特に高齢者も寂しく静かに暮らしているようだ。例えば私はギョウザを作ると、向かいに住むおばあさんに持って行ってあげるが、私はおばあさんの家に入れてもらったことがない。おばあさんも私の家に来たことはない。日本人は冷淡だ。中国人と違う。私達が帰国者だから孤独というより、日本人どうしでも近所と暖かくコミュニケーションできていないようにみえる」

「日本人の人間関係は、中国と全然違う。同じ団地に住んでいても、互いの家に遊びにいったり、おしゃべりしたりしない。日本人は隣人でも付き合いがなく、本当に寂しい。日本には認知症の高齢者が多い。毎日、じっと引きこもってテレビだけ見ているからではないか。中国の高齢者は皆、隣人と往来しておしゃべりする。私はたまに、隣人の日本人にギョウザを作って持っていってあげる。隣人は子供もあまり来ないし、夫も亡くなり、寂しく暮らしている。でも私が持っていくと必ず、『ちょっと待ってください』と言って何かを返してくれる。『あんたに借りを作るつもりはないよ』という感じだ。日本人は互いに迷惑をかけてはいけないという意識が強すぎ、水臭く、寂しい感じがする」

第３項　ボランティア・自立指導員・身元保証人との関係

残留孤児の交際相手、悩みの相談相手として、ボランティア・自立相談員・身元引受人、行政窓口等はほとんど機能していない。

もちろん 2004 年の調査時点、兵庫県にも残留孤児を援護するボランティア団体は存在し、国・県の援護事業を受託・実施していた。また厚労省の規定では自立指導員の配置は帰国後３年間とされているが、兵庫県ではその後も引き続き自立指導員を配置する措置をとっていた。残留孤児が兵庫県に定住する際に指定された身元引受人も、地元にいた。そして自立指導員等はしばしばボランティア団体の中心的リーダーでもあった。兵庫県の受入体制が他府県に比べ、特に劣っていたとは考えにくい。

しかしそれにもかかわらず、ボランティア・自立指導員・身元引受人、行政の窓口等は、残留孤児にとって交際相手・相談相手としてほとんど機能していなかったのである。

本稿の対象者とボランティアの間に日常的な交流が生み出されたのは、本調査実施(2004 年)以降、国家賠償訴訟とその支援活動を通じてであった。国家賠償訴訟の支援ボランティアが、全く新たに残留孤児との関係を結んでいったのである。それ以前から厚労省の援護事業を受託してきたボランティア・自立指導員等は多くの場合――他府県と同様、兵庫県でも――、残留孤児の国家賠償訴訟に批判的、または消極的だった。訴訟は、自らが実践してきた援護に対する批判・異議申し立てだったからである。兵庫県でも、一部の有力な自立指導員・ボランティアは、国家賠償訴訟に参加しないよう残留孤児に圧力をかけた。日本政府の援護活動を批判して国家賠償訴訟の原告となった残留孤児を「恩知らず」と非難する自立指導員も一部にいた。この過程で、旧来の自立指導員・ボランティアと大多数の残留孤児のもともと希薄だった信頼関係は、最終的に消滅していった。

もちろんすべての自立指導員・ボランティアが、残留孤児の信頼を失ったわけではない。兵庫県でもごく一部ではあるが、残留孤児から高い評価を受けるボランティア・自立指導員がいる。彼らは長年にわたり、残留孤児の立場に立って親身に生活相談にのり、それだけに残留孤児の苦難を熟知し、国家賠償訴訟にも一定の理解を示した。

＊「所沢センターで指定された身元引受人・自立指導員は今、70歳位で、とてもいい人だ。少し中国語ができ、今も中国語を熱心に習っている。私が付き合っている日本人は、この人だけだ。今は身元引受の必要はないが、それでも年に2回、お中元・お歳暮を送っている。もし何かあってお願いしたら、彼は必ず助けてくれるに違いない」

「私の自立指導員は、いい人だ。中国語がすごくうまく、通訳が要らない。私達は帰国直後、分からないことが多く、何でも訊ねた。彼はどんなことでも手伝ってくれた。必ず私達の家を訪ね、話をきちんと聞いてから解決してくれた」

「身元保証人は親戚（甥）で、来日後約 30 年間、病院に連れて行ってくれたり、ずっと面倒をみてくれている。この恩は一生忘れない。今もギョウザなど作ったら、彼の家に持って行く。何か困ることがあれば、彼に相談に行く」

ただし、このように自立指導員等を肯定的に評価する残留孤児は 44 名中、わずか6名しかいない。逆に自立指導員等が「役に立たなかった」、さらに「悪影響・問題があった」と否定的に評価する孤児は 26 名で、全体の過半数を占める[24]。残る 12 名は、自立指導員等が「もともといなかった」、「いるのかどうか、わからない」、または「来日直後にはいたが、ここ十数年間はずっと連絡がない」等と述べている。

否定的評価には、主に3つの要素が重なっている。

一つは、「中国語ができない」、「高齢すぎる」等、自立指導員としての能力の問題である。

＊「自立指導員は 80 数歳で、私達が相談できる状態ではない。年に何回か、私達のことを調べにきていたが、私の方が指導員を支えて歩かねばならない。中国語もわからない。実際、私の知っているほとんどの指導員は、中国語ができない。自分では、戦争の時に中国にいたから中国語がわかると言っているが、ちょっと複雑な話になると何もわかっていない。中国語がわからないのに、どうやって私達を指導するのか」

「自立指導員や身元引受人というのは形だけで、実際には何もしてくれない。何年も会っていないし、面倒をみてもらったこともない。指導員は高齢だし、中国語ができないから、ほとんど連絡はない。ずっと以前に連絡したことがあるが、言葉が通じず、こちらの言うことを勝手な思い込みで曲解するばかりで、却って問題をこじらせ、何も解決できなかった」

二つ目に、残留孤児に対して強圧的・管理主義的な姿勢で臨む自立指導員も多かった。そこには第5章第3節で述べた生活保護制度に根ざす「自立の強制」の問題に加え、自立指導員自身の歴史認識の欠如、中国蔑視、そしてナショナリズムと結びついたパターナリズムが濃厚にみられる[25]。自分の意のままにならない残留孤児の戸籍・日本国籍を、本人に無断で抹消した自立指導員もいた。

＊「私の自立指導員は、元日本軍の憲兵で、中国に派遣されていた。彼の頭の中は、今も憲兵当時のままだ。残留孤児に対して全然、思いやりがない。まじめで優れているのは日本人、ずるくて劣った怠け者は中国人と思い込んでいる。彼は長年、残留孤児の面倒をみてきたとして、日本政府に表彰されたそうだ。兵庫県の役

人も、彼にとても気を使っている。でも、実際はとんでもない。彼は、私達残留孤児に全く友好的でなく、非常に酷く接してきた。日本政府は、なぜこんなひどい人を自立指導員に指定するのか。彼に苦しめられてきた残留孤児が、いかに多いことか。彼に相談したら、逆に厄介なことになってしまう。だから、彼には何も言わない。言葉もわからないのに、自立しろとばかり言われ、いやな思いをさせられただけだ。彼に接した残留孤児は皆、同じ思いだ。彼に相談など絶対しない。相談しないから、彼は自分のおかげで残留孤児には何も問題がないと思い込んでいるだろう」

「身元引受人も自立指導員も問題が多く、何も相談できなかった。こちらの話は、最初から聞く気がなく、『日本人なら、もっと理屈がわかる。早くまともになれ』と私達を罵るだけだ。自立指導員が残留孤児をあまり見下すので喧嘩になり、私は『もし私がずっと日本にいたら、今、私があんたを管理しているかも知れない』と言ってやった。指導員は、『本当に手を焼かせる人だな』と言った。私はあの指導員が嫌いで、もう要らないと思った。何も助けてくれず、ただプレッシャーをかけるだけだ。ここ数年、一度も会っていない」

「身元保証人や自立指導員の催促で、確かに一部の帰国者は自立した。しかし、自立した帰国者がどんなにつらい目にあったか、日本政府は把握しているのか。私は通勤途中、交通事故にあい、膝をケガした。その膝がまだ直っていないのに、自立指導員に無理やり働けと催促された。私は無理に仕事に出たが、まわりの帰国者に『そんな話は聞かなければいい。足が悪化しても、指導員は責任をとってくれない』と言われた。指導員は、私達帰国者に同情しなければならないはずだ。日本政府はなぜこんな人を指導員にするのか。私が自分で小売店を開きたいというと、自立指導員に、『誰でも商売できるなら、誰がまじめに働くのか』と馬鹿にされた。自立指導員や身元引受人は元々、蛇足だ。何の役にもたっていない」

「夫は頭痛がすると訴えたが、自立指導員は『働け』としつこく責め立てた。指導員は、私達が病気と偽って仕事をしたくないのだと最初から疑っていた。彼は、『日本人は重病でない限り、軽い仕事はする』と言った。夫は指導員に責められ、やむなくあちらで１日、こちらで１日と働いたが、やはり続けられなかった。夫が仕事をやめる度、自立指導員はすごく怒った。その後まもなく、夫は脳梗塞で倒れ、入院した」

「ある残留孤児は、まだ日本に帰国せず、中国にいた。彼女は軍関係の工場に勤めていることもあり、帰国できるということを知らなかった。それを私の自立指導員に話すと、彼は『そんなことも知らないとは、頭が悪い証拠だ。そんな馬鹿は日本に帰らなくていい』と言った。彼は、戦争中、中国にいた元日本軍人で、今も、頭がいいのは日本人、頭が悪くて物事がわかっていないのは中国人と考えており、いつも私達にそう言っていた。私は怒って、『あなたが頭が悪いといっている人達は、あなたたちが中国に行き、戦争に負けて残してきた人々だ。二度とそんなことを言うな』と言ってやった。指導員は、本当にひどすぎる。私は普段は人に逆らう人間ではないが、あの指導員に対しては、自分の意見を率直に言わねばならないと思った」

「自立指導員は、私の戸籍・日本国籍を勝手に抹消した。私の子供はずっと中国籍のままだったが、自立指導員はこれが気に入らなかった。彼は、『子供が日本に帰化しなければ、お前の日本国籍も消す』と脅した。私は『そんなことができるはずがない。私の日本国籍は確定されたものだし、子供の国籍は子供が自分で決めるべきことだ』と反論した。その時、まさか彼が本当に私の日本国籍を消すとは思わなかった。でも１カ月後、私の戸籍と住民票は本当に抹消された。日本国籍も喪失した。自立指導員が勝手に、手続きしたのだ。私は役所の戸籍課と法務局に抗議した。戸籍課と法務局の人は、私に謝罪した。事情を確認すると、自立指導員が身元引受人に、『彼が日本国籍を放棄すると言っている。だから除籍手続きをする』と報告していた。身元引受人は中国語ができないため、私に確認も報告もしなかった。それで私の戸籍・日本国籍は抹消されたのだ。私は日本国籍を取り戻すには、帰化するしかないと言われた。なぜ国籍を勝手に消された私が、外

国人として帰化しなければならないのか。帰化ではなく、国籍抹消が誤りだったと認め、国籍を復活させるべきだ。しかし役所は、口では自分達の間違いを認めて謝るが、いったん手続きした以上、国籍は復活できないと言った。私はやむなく帰化を申請するしかなかった。新しく作った戸籍には、最初の養父が勝手につけた中国名、デタラメの出生地、私が中国籍に入ったというデタラメの年月日が記載されていた。あまりのことに私は役所で抗議している最中、気を失って倒れた。私はこの問題で、自立指導員を裁判に訴えようと思った。でも当時の日本語教室の責任者などボランティアの人が、『裁判をすれば、いろいろ悪影響が出る。裁判を思い止どまれば、我々があなたを仕事面で特別に手厚く援助・応援する』と説得した。私は悩みに悩んだが、裁判を思い止どまった。しかしこのことを思い出すと、今も頭が爆発しそうになる。いったい自立指導員は、帰国者を支援するためにあるのか、帰国者をいじめるためにあるのか。自立指導員を今も絶対に許せない」

そして三つ目に、自立指導員等は、あくまで日本政府の援護政策の一環しかない。残留孤児の多くは、そもそも日本政府の政策自体に不満・批判をもっているが、これは自立指導員に訴えても解決しない。そこで「実際の問題解決に役立たない」のである。

＊「自立指導員も身元保証人も、全然役に立たない。彼らは役所や政府の言い分を、私達に一方的に伝えるだけだ。何でも政府の政策に基づいて対処するから、こちらが国の政策への不満や要望を言っても、全く聞く耳をもたない。私達の意見や要望を政府や役所に伝えることは、全くしてくれない。だから相談する価値がない」

「自立指導員は、私達の状況をすべて県に報告していた。まるでスパイのように私達の生活を監視するだけで、何の役にも立たない。とにかく早く就職しろと催促ばかりだ。私達の悩みや問題を役所に伝え、解決しようという態度はなく、ただ一方的に役所のいうことを聞けという感じだった」

なお自立指導員・身元引受人以外の行政の相談窓口も存在せず、残留孤児はこれにも大きな不満を感じていた。

＊「生活相談所がない。市役所に行っても、職員は中国語ができないから、説明も分からない。結局、私達は阿呆のように戻ってくるしかない。日本語と中国語ができる人を１～２人でいいから配置して、相談にのってほしい。何かあれば、すぐそこに聞きに行ったり、電話で聞いたりできる場所を設置してほしい。例えば今日、病院に行きたいが、医者にどう言えばいいのか。交通事故や喧嘩、いじめにあった時、どうすればいいのか。家族が亡くなったら、日本ではどんな葬式をして、どんな服を着るのか、中国式の葬式をしてもいいのか。私の妻は足が痛く、階段を上がるのが大変だが、下の階に変えてもらう手続きはどうすればいいのか。そんなことが何でも相談できる場所があれば、頼りになり、安心できる」

「日本政府は私達の帰国後、全く世話をしてくれない。帰国者を帰国させれば、それで終わりではないはずだ。それは帰国者にとって始まりにすぎない。日本人のように生活をして、仕事をして、日本の土地に根ざして暮らすのは、これからだ。私達はゼロから始まったので、日本政府は、知らぬ顔をしてはいけない。時々、私達と連絡を取り、帰国者の状況を把握しなければならない」

考察　孤独と差別を越えて

以上、日本に永住帰国した中国残留孤児が織り成す社会諸関係、およびその問題点を分析してきた。簡単に総括しよう。

第１に、残留孤児の家族は日本への帰国後、子育て、子供の就学・就職・結婚、差別・いじめ、そして一部での家族解体等、数々の問題に直面してきた。現在は高齢者の夫婦世帯が多く、近隣に住む子供、および数名の帰国者仲間との交流が生活を支えている。その他の日本人との関係は極めて希薄であり、基本的には家族単位・帰国者内部で孤立しているといわざるを得ない。そして高齢化に伴う家族介護、またこれまで孤児の生活を支えてきた子供一家との交流も、しだいに困難な状況に陥りつつある。こうした社会関係を生み出した一つの大きな要因が日本政府の政策 ── 帰国の遅延、居住地の指定、不十分な日本語教育・就労支援、子供に対する帰国制限・自立支援の欠如等 ── にあったことは否定しえない。また今後、介護支援、および家族内部の関係を再構築するための二世・三世への就労・語学習得（日本語と中国語の双方）の支援が、残留孤児の生活の維持・再生産にとって必要不可欠と思われる。

第２に、残留孤児の家族は、今も中国と感情面を含む強い紐帯を有している。中国に親戚がおり、子供一家を含む家族に中国籍者も多い。命を救ってくれた養父母を含め、中国の親戚の中には、深刻な医療・雇用問題に悩む人々が多く、残留孤児は心を悩ませている。しかし墓参・親戚訪問等での訪中は、実質的に厳しく制限されている。電話等での交流や経済的援助・送金も思うようにできない。それらは主に、残留孤児の生活支援が、生活保護制度によってなされているためである。残留孤児は、こうした日本政府の対応を批判し、自らの特殊な事情に十分に配慮した日中の往来・交流が可能な生活支援を求めていた。

第３に、ボランティア、自立指導員、親族、行政窓口、一般住民等は、残留孤児が直面する問題の解決にとって、十分な役割を果たしていない。特に自立指導員には、残留孤児の自己責任を強調する強圧的・管理主義的な姿勢、歴史認識の欠如・中国蔑視、ナショナリズムと結びついたパターナリズム等が濃厚に見られ、残留孤児の現実生活を一層悪化・混乱させている場合も少なくない。もとよりこれは自立指導員個々人の資質の問題にはとどまらない。何より、政府の責任を明確にせず、残留孤児の個人的な努力に依拠して日本社会への一方的な同化・適応を図ろうとする援護政策の理念をそのまま反映した結果にほかならない。

第４に、残留孤児が日本で直面する差別・孤立・疎外は、単なる言葉・文化の壁やそれに根差す偏見だけではない。まず公共機関で顕著にみられる一方での特殊事情への配慮の欠如、他方での特別扱いがある。この基底にもまた、前述の日本政府の援護政策を貫く理念 ── 生活保護制度の適用等 ── がある。さらに市民社会においても、さまざまな偏見に加え、日中の文化差が公私の境界線・正統性をめぐる陣地戦 ── 「ルール（規則＝支配）」をめぐる民族対立 ── がみられる。残留孤児の来日後の離婚・再婚、子供の就職・結婚等には、ジェンダー構造も見て取れる。これらは単なる言語習得・異文化理解で克服できる問題ではない。近代国民国家・市民社会そのものに起因する差別・排除・疎外である。

そして第５に、残留孤児は日本の国民国家・市民社会に対し、批判的なまなざしを培っている。日本社会で孤立しているのは、言葉や文化の壁に悩む残留孤児・帰国者だけではない。日本で自明視さ

れている公私の境界線は、マジョリティである日本人自身の家族・親戚・近隣を冷淡で疎外された人間関係にしている。一部の孤児は、近隣の日本人に積極的に関与し、日中の文化差を越えた人間としての普遍性（「言葉は通じなくても心は通じる」）に根差す関係を構築しつつある。残留孤児は新たな日本社会の一員として、既存の日本社会のありように一石を投じている。

補注

1)夏目(1989)124頁。

2)菅原（1989)、朝倉（2000)、箕口（1998)。

3)蘭（2006)。蘭・高野（2009)、飯田（1996）も参照。

4)南（2010)。

5)大坊・中川（1993)。鄭暎恵（1988）も参照。

6)浅野（2005）173～178頁、同（2007-c）31～34頁等。

7)『兵庫弁護団　訴状』45～48頁、『同判決（被告の主張の要旨)』2頁。

8)蘭（2006）104・107頁、蘭・高野（2009）328・332頁。

9)箕口（1998）175～176頁。

10)蘭（2006）111頁。

11)第4章第2節参照。

12)大半の残留孤児の配偶者は、孤児とともに国費で来日した。しかしごく一部、来日が遅れた配偶者もいる。その場合、子供と同様、身元保証人の確保が大変だった。

13) 第4章第2節参照。

14) 第4章第2節、第5章第3節参照。

15)ある孤児は、「嫁の妹にも、日本にいる残留孤児の息子を紹介して結婚させた。嫁一人では日本で寂しいからだ」と述べる。

16)ある孤児は、「息子達は日本語が片言しかできず、孫の教育もできない。孫は日本語を話すが、子供はそれが理解できず、宿題もみてやれず、困っている」と語る。

17)家族以外の社会関係の概要については、趙・町田（2000)。

18)ある孤児は、「私は中国のいとこを、日本の実兄の再婚相手として紹介した。2人とも連れ合いをなくしたからだ」と語る。

19)養父母の生活実態については、浅野・佟（2006-b)。ごく一部だが、中国の年金を養父母の生活費に充てている孤児もいる。

20)残留孤児援護基金による訪中費用援助を受けたのは44名中、1名だけである。

21)ある孤児は、「裁判（国家賠償訴訟）を起こした最大の理由は、訪中すると生活保護を止められることだ。これが解決されれば、裁判は勝ったと同じだとさえ思っている」と語る。

22)生活保護制度とは異なる独自の生活支援・年金制度を求めていることについては、第5章第4節。

23)浅野（1993）84～85頁。

24)第5章第3節も参照。

25)ある孤児は、「身元保証人・自立指導員の対応には男女差別がある。うちは息子しかいないから、誰も来ない。でも娘を持つ帰国者の家なら、よく手伝いに来る。保証人、指導員はほとんど男性だからね」と語る。

第７章　中国残留日本人孤児の国民国家に関する社会意識

―― アイデンティティ論を越えて ――

「国民は一つの共同体として想像される。なぜなら、国民のなかにたとえ現実には不平等と搾取があるにせよ、国民は、常に、水平的な深い同志愛として心に思い描かれるからである。そして結局のところ、この同胞愛の故に、過去二世紀にわたり、数千、数百万の人々が、かくも限られた想像力の産物のために、殺し合い、あるいはむしろみずからすすんで死んでいったのである」Ｂ．アンダーソン『想像の共同体』[1)]

序　課題と方法

本章の課題は、中国残留日本人孤児の国民国家に関する社会意識を考察することにある。具体的には、①ナショナル・アイデンティティ、②日本・中国に対するイメージ、③日本政府への批判と要求という３つの視点から分析する。

従来、残留孤児のアイデンティティについては、主に２つの立場から、多くの研究蓄積がある。

一つは、日本人と中国人の狭間でアイデンティティの葛藤・危機を経験する主体として残留孤児を捉える立場である[2)]。ここでは残留孤児は、２つの国民国家の狭間で翻弄され、双方から排除され、自己を内的に引き裂かれる人々とみなされる。

いま一つは、日本人と中国人の双方、およびそのどちらにも回収されない越境的アイデンティティを柔軟に使い分ける主体として残留孤児を捉える立場である[3)]。ここでは残留孤児は、状況定義やアイデンティティ・ポリティクスの能動的主体とみなされる。

この２つの立場は一見対立し、また多様なバリエーションを含む。しかもこれらはいずれも、戦後日本におけるオリエンタリズム、ナショナリスティックな社会空間、「単一民族神話」を前提とした同化の強制等を批判・告発する立場を共有することが多い。

こうした研究は、もとより重要である。しかし問題は、これらの研究が、残留孤児の客観的な生活過程や社会構造の変動・変革と十分な接合面を確保していないことにある。そこで一方でのアイデンティティ・クライシス、他方でのアイデンティティ・ポリティクスの境界・関係は曖昧になる。複数のアイデンティティの使い分けは、社会構造による強制でもあり、主体による能動的戦略でもある。それは本来、二者択一ではない。しかし多くの研究はそれを、ある時は「時と場合、相手、状況に応じて」といった漠然たる一般論に、またある時には「客体と主体／社会構造と生活世界」といった様々な単純な二分法にはめ込んで論じている。要するに多くの場合、マクロな歴史・社会構造変動には翻弄されるが、ミクロな生活世界・対面状況・発話のレベルでは主体性を確保しているといった、極めて脆弱な人間像を前提としているのである[4)]。

本章は、残留孤児のアイデンティティを心理主義的・解釈学的に捉えるだけでなく、マクロな歴史・社会の変動・変革へと連なる主体的契機として考察する。そのためにはまず、残留孤児のアイデンティ

ティを、彼らの現実の生活史と生活過程、日本・中国双方の国家・社会に対する見方、そして国民国家への批判や要求と関連づけて考察することが必要になる。

なおこのうち、現実の生活史・生活過程については、すでに第1章～第6章において詳細に分析してきた。残留孤児の永住帰国以前の生活や意識は、第1章～第2章で示したように年齢および居住地域(《A～Dタイプ》)[5]によって大枠で規定されていた。永住帰国後のそれは、第5章～第6章でみたように永住帰国年次によって大きく異なっていた。本章では、これらの現実が、残留孤児の国民国家に対する社会意識とどのような関係にあるのかを検証する。

また残留孤児の日本国家への批判と要求を示す社会運動の一つとして、2002年（兵庫県では2004年）以降、全国各地で展開された国家賠償訴訟がある。これと残留孤児のアイデンティティの関連は従来、ほとんど研究されていない。国家賠償訴訟等の社会運動の基底にあるものを、「本物の日本人としての自覚」（菅原）、「祖国・民族なきディアスポラ」（大久保）、「アイデンティティ・ポリティクス／ライフ・イベント」（蘭）等と捉える論者はいる[6]。しかしどれも検証を伴わず、各論者が従来から主張してきたアイデンティティ論の延長線に訴訟・運動の一断面を位置づけているように思われる。

もとより「日本人であること／日本人になること」は、日本の国家・社会への無批判な同化と同じではない。「日本人である」からこそ日本の国家・社会を批判し、変革を求める批判的国民主義もありうる。人権の要求が「本物の日本人としての自覚」というより、「本物の日本人に対する批判」である可能性もある。日本人としての権利を求めた国賠訴訟を、「祖国なきディアスポラ」とのみ定義するのも無理がある。国賠訴訟は、単に残留孤児にとっての「ライフ・イベント」や「アイデンティティ・ポリティクス」でもない。それは、「生命＝生活」の必要に基づく日本国家・社会の変動・変革に向けた行為である。そこでは、国家を単位とした公共性、および越境的な公共圏の脱構築にとって、残留孤児のアイデンティティがいかなる意味をもったのか（または、もたなかったのか）が問われるべきであろう。

そして日本国家に対する残留孤児の批判と要求――国賠訴訟の目的――にも、様々な見方がある。まずそれを、老後の生活保障に見出す論者もいる[7]。新たな支援政策の形成を重視する立場もある[8]。そして残留孤児の被害を生み出した国家の責任を明らかにし、人間の尊厳を回復することを重視する立場もある[9]。これらは相互に関連しているが、一枚岩ではない。訴訟運動の組織過程の考察は第8章に譲るが、本章では残留孤児自身の意識の中で、日本政府に対する批判と要求がいかなる構造をなしているのかを解明する。

第1節　ナショナル・アイデンティティ

ではまず、残留孤児のナショナル・アイデンティティについてみていこう。ここでは、①国籍、②民族、③定住地という3要素が重要になる。このうち国籍については、本稿の対象者のそれは全員、日本である。また国籍の変遷は、すでに第4章第4節で考察した。一方、民族は定義自体が多様だが、「日々の住民投票」[10]としての自己定義と捉えれば、残留孤児のそれは単純ではない。そして本稿の対象者は全員、日本に定住している。しかし「どこに定住したい」と考えているかは、やはり多様である。そこで本章では、「自分を何人と思うか（民族的自己定義）」、および「どこに定住したいか（定住地志向）」の2つの指標から、考察する。

第１項　私達は何人ですか？

まず民族的自己定義である（表７－１参照）。

【中国における日本人、日本における中国人】

44名の対象者のうち、自分を「日本人」と定義する残留孤児は17名にとどまる。様々な意味で「日本人と中国人の中間」と定義する孤児は20名と最も多い。それ以外に、「中国人」との定義が４名、「何人であるか、無関心」が３名いる。

このように民族的自己定義が多様に分散し、しかも「日本人と中国人の中間」が多いことの背景には、まず人生の途中で中国から日本へ移動し、２つの社会で生活したという、一般の移民と共通する体験がある。しかし残留孤児はそれだけでなく、「来日前は日本人、来日後は中国人」とみなされ、双方の国で差別・排除されてきた固有の体験をもつ。

＊「中国では『日本人・小日本鬼子』と言われ、ひたすらおとなしくして過ちを犯さないよう気をつけた。日本では、口を開くとすぐ中国人と言われ、差別され、いじめられる。どちらもつらい。どこにいても外国人扱いされ、疎んじられている」

「中国にいた頃、日本人と言われて差別されて悔しかった。ようやく日本に帰ると、全く想像もしなかったことに中国人と言われて再び差別され、追い詰められ、とても苦しい」

【「日本人」としての自己主張】

自らを「日本人」とする定義には、次の要素が絡み合っている。

第１は、「血統が日本人」、「日本人としての証拠・記憶がある」等、来日前から一貫して認識・主張してきた「日本人」としての根拠の意識的な強調である。

＊「私は日本の血統をもつ本物の日本人だ。私の身体には、純粋な日本人の血が流れている。日本に帰国する前から日本人であることを片時も忘れたことはない」

「私はもちろん日本人だ。養父母から日本人だと教えられた日から、ずっとそう思っている。だからこそ日本に帰ってきた。父母も日本の戦争で死んだ日本人だ」

「私は子供の頃から日本人とわかっており、そう思い続けてきた。私の両親は日本人だし、生まれも日本、日本の

表７－１　民族的自己定義　（人）

			タイプ				帰国年次		計
			A	B	C	D	1988年以前	1989年以降	
自己定義	日本人		4	4	5	4	11	6	17
	中間	両方	3	2	－	2	5	2	7
		どちらでもない	2	－	3	3	5	3	8
		華僑・日系	1	1	1	2	3	2	5
		小計	6	3	4	7	13	7	20
	中国人		－	－	2	2	－	4	4
	無関心		－	3	－	－	1	2	3
計			10	10	11	13	25	19	44

資料　実態調査より作成。

戸籍もある。日本と中国の両政府にも、日本人として認定された」

第２は、日本社会で「中国人」とみなされることに対する反発・異議申し立てである。

＊「他人が何と思おうが、私は本物の日本人だ。日本に帰国して中国人として扱われるのは、納得できない。以前、二人の警察官が団地に来て、『あなたは何人か』と私に聞いた。私は『日本人だ』と答えた。後でその警察官と出会うと、彼らは『日本語ができない日本人だ』と笑いながら言った。私は悲しかった。他人にどう言われようが、私は100%の日本人だ」

「祖国の日本に帰ってきたのに、今度は中国人と言われるなんて。私は絶対に日本人だと主張したい。まわりが私をどう見ようが、私は正々堂々、日本人だ。中国で日本人と言われたことより、祖国・日本で中国人と言われることの方が多い。その時、どう表現したらいいかわからない苦しい思いに襲われる」

そこで第３に、自分を「日本人」と定義しつつも、どこか落ち着きの悪さを感じている孤児も少なくない。

＊「自分は日本人だと思っている。でも実際は、日本人でも中国人でもない状態だ。いったい自分は何人かという疑問を抱えているが、答えは永遠にみつからず、とても悔しい。これは人間の尊厳の問題だ。残留孤児の心の底は、厚い氷に覆われている」

「私は日本人だ。でも時々、自分でもわからなくなる。誰かに聞かれたら、私は日本人だと答える。しかし日本語ができず、長らく中国にいたので中国の方が好きだ。私は一体何人なのか」

【日本人と中国人の中間】

さて、「日本人と中国人の中間」という自己定義には、多様なタイプが融合している。

まず第１は、「日本人でもあり、中国人でもある」と、両方の民族に帰属意識をもつタイプである。これは年長（《Ａ・Ｂタイプ》）の残留孤児にやや多い。

＊「日本人でも中国人でもある。半分中国人、半分日本人という感じかな。スポーツ観戦では、まず日本、次に中国を応援する」

「血統や国籍は日本、言語・生活習慣は中国だ。表面が日本人、中身が中国人というべきか、その逆というべきか。中国に帰ると日本人、日本にいると中国人という感じがする」

第２は、「日本人でも中国人でもない」、「来日前は日本人だと思っていたが、今はわからなくなった」等、どちらの民族にも帰属意識をもてずにいるタイプである。これは年少（《Ｃ・Ｄタイプ》）の残留孤児にやや多い。

＊「中国人でも日本人でもない。自分が何人なのか、どの国に属しているのか、わからない。私は中国では日本人として死ぬほど苦労した。でも今、日本人より中国人の方が、私達に友好的だ。来日前、私は日本人と思っていたが、来日後、日本人でも中国人でもないような気がしている。無国籍人のようだ」

「中国人でも日本人でもなく、どちらの社会でも人間扱いされない感じだ。中国人なら、なぜ日本の国籍をもち、日本に帰ってきたのか。日本人なら、なぜ日本社会に溶け込めず、差別されるのか。私はどの国の人間なのか。根っこのない、言いようのない喪失感にさいなまれ、すごく悔しい一生だ」

「日本人でも中国人でもない。どちらの国にいても、よそ者扱いされている感じだ。自分でも何人か、わからない。

私は本当に日本人なのか。日本人なのに、なぜ日本語を喋れず、日本の生活習慣がわからないのか。来日時、私は確かに日本人だと思っていたが、今はわからなくなった」

「中国にいた時はずっと自分が日本人だと思っていた。でも日本に来てからは中国人だと意識させられている。今は自分が何人か、さっぱりわからなくなった。日本人なら、日本社会で中国人としていじめられるはずがない。もう、どちらでもない人間だと諦めている」

「自分がどの国の人間かわからない。まるで空中に浮かんでいるような感じだ。以前、自分が日本人だと思ったのは、空しい錯覚だった。すごく悔しい一生だ。来日当初は、まだ自分が日本人という意識が強かったが、だんだんそういう意識はなくなった。孫にも『日本人なのに中国語を話している』と言われ、どう説明していいかわからない」

第3に、日本で疎外感を感じ、自らの内なる中国文化を自覚した孤児は、「日系中国人」または「在日華僑」と自己定義している。

＊「今は日系中国人と思っている。来日前は日本人と思っていたが、来日後は中国人でも日本人でもなくなったというのが実感だ。血統は日本人だが日本語はできず、中国文化の影響が強いから、日系中国人だろう」

「中国にいる時は日系中国人、日本にいる時は在日華僑という感じがする。心の中では日本人と思いたい。でもまわりの日本人はそう見てくれず、私の文化や意識も確かに中国式だ。日本式に合わせたいとは思わない。郷に入っても郷には従わない。こんな私は、在日華僑というべきではないか」

【「日本人」であることの拒否と離脱】

「日本人」であることをきっぱりと拒絶し、「中国人」と自己定義する孤児も少数だが、みられる。これは年少（《C・Dタイプ》）で、1989年以降に帰国した孤児に集中している。

＊「日本では自分が日本人という実感は全くない。話せば、すぐに中国人と思われるからだ。私は肉体は日本人かも知れないが、心は100%中国人だ。ずっと自分は中国人だと思っている」

「本音を言えば、中国のご飯を食べて大きくなったので、自分は中国人だと思っている。中国人の養育がなければ、私はとっくに死んでいた。この意識は多分、生涯変わらないだろう」

「私は中国人であることを誇りにしている。日本に対して、すごく反感をもっている。だから日本人に合わせ、日本人のようになりたいとは思えない」

最後にナショナル・アイデンティティに無関心で、「自分が日本人か中国人か考えたことがない。どうでもいい」と語る孤児もいる。これは中国の農村で育った年長の孤児（《Bタイプ》）にみられる。

第2項　安住の地を求めて

では次に、定住地志向をみよう（表7－2・3参照）。

日本への帰国後、調査時（2004年）まで一貫して「日本に定住したい」と考えてきた残留孤児は44名中、21名と半数に満たない。将来、「日本に定住したい」と考えている孤児も22名とやはり半数である。総じて過去も将来も一貫して「日本に定住したい」と考えている孤児は19名にとどまる。過半数は、日本と中国のどちらに定住するか迷ったり、中国に戻って定住したいと考えた経験がある。

【日本への定住志向】

日本への定住を志向する残留孤児の多くは、自分を「日本人」と自己定義している。

実際、自分を「日本人」と定義する孤児の多くは、「日本人だから」という理由で、日本への定住を志向している。

ただしそこにも２つの要素がある。

一つは、前述の「自分は日本人である」との自己定義・自己主張の延長線上で、日本に定住するのが当然という意識である。

＊「日本人だから当然、日本に住む。私は日本人の血統で、だから日本に帰国した。やっと日本に帰国できたのに、なぜまた中国に戻るのか。日本で死ぬつもりだ」

「日本人だから昔も今も、中国に戻る気持ちはない。ある人に冗談で『日本が嫌なら、中国に帰ったらどうだ』と言われた。私は『馬鹿にするな、私は日本人だ』と答えた」

「私は日本人だ。戦争のせいで、ずっと独りぼっちで中国に取り残され、ようやく日本に帰ることができたのだから、二度と中国に戻ることは考えていない。死ぬまで日本ですごす」

いま一つは、日本国籍なので中国に定住するには法的制約・政治的リスクがあり、難しいとの判断である。

＊「私は日本国籍だから、中国に帰るといろいろ制限がある。３カ月に１度、ビザの更新も必要だ」

「中国にいると、日中関係が悪くなると大変だ。以前、訪中した時、テレビで歴史教科書問題を報道していた。まわりの中国人は皆、私が日本人だと知らなかったので無事に済んだが、やはり不安だった」

また、これらと並んで多いのは、すでに中国に経済的な生活基盤がなく、日本に定住するしかないという諦観である[11]。

＊「日本で年金や生活保護をもらっているから、中国には長く住めず、日本に住むしかない。中国の仕事もやめたし、どうやって食べて行くのか。中国に戻りたくても、もう戻れない」

「今の私の収入では、中国では生活できない。中国に帰ったら家も仕事もない。今、日本では一応、住居や生活保護があるから、日本で暮らすしかない」

表７－２　定住地志向（タイプ・帰国年次別）　（人）

		タイプ				帰国年次		計
		A	B	C	D	1988 以前	1989 以降	
定住地	日本	4	6	5	4	12	7	19
	中間	6	4	5	6	12	9	21
	往来型	2	1	4	3	5	5	10
	往来・葛藤双方型	2	2	－	2	3	3	6
	葛藤型	2	1	1	1	4	1	5
	中国	－	－	1	3	1	3	4
計		10	10	11	13	25	19	44

資料：実態調査より作成。

表７－３　定住地志向（自己定義別）　（人）

			日本人	中間	中国人	無関心	計
定住地	日本		12	6	1	－	19
	中間		4	12	2	3	21
		往来型	3	5	1	1	10
		往来・葛藤双方型	1	3	－	2	6
		葛藤型	－	4	1	－	5
	中国		1	2	1	－	4
理由	日本	日本人	6	1	－	－	7
		制約	3	4	－	－	7
		経済基盤	5	8	2	1	16
		医療健康	1	3	1	1	6
		どこでもいい	1	1	－	－	2
		日本が快適	3	2	－	－	5
		メンツ	－	1	1	1	3
	中国	日本では疎外	1	10	1	－	12
計			17	20	4	3	44

資料：実態調査より作成。

それとも関連して、医療費を考えると日本にいるしかないとの判断も一部にある。残留孤児の高齢化に伴い、この理由は今後、さらに増加すると思われる。

＊「中国は医療費が高く、治療を受けられない。日本では生活保護を受けていれば、医療費は無料だ。これから歳をとるにつれ、病気も多くなるから、中国には帰れない」

日本での生活の方が快適、またはすでに慣れたという動機もある。

＊「日本の方が気候も生活環境もいい。30年間も中国にいたが、もう中国には適応できない。（日本の）いい環境から、（中国の）悪い環境に行くと、適応できない」

【日本と中国の狭間で】

さて次に、定住地をめぐり、日本と中国の狭間で揺れているケースである。これは、自らを「日本人と中国人の中間」、または「中国人」と定義している孤児に多い。そしてその中にも、２つのタイプが融合している。

一つは、日本・中国のどちらへの定住も精神的に落ち着かず、葛藤しているタイプである。

＊「どちらに住んでも問題がある。どこに住んでもすっきりせず、自由に感情を解き放てない。日本になじめず、中国で暮らしたいと思ったこともあるが、今はもう諦めた。死んだら、骨の灰を中国に送ってほしいが、その費用もない」

「どちらに住んでも押さえ込まれている感じがして、身の置き所がない。漂流しているような感じ。自分でもどこに住めばいいか、わからない。言葉の通じない日本での生活は、将来が不安だ。中国に対する愛着は深いが、帰

っても生活できない」

もう一つは、日中を往来して暮らすのが理想と語るタイプである。

＊「日中両国を往来するのが理想だ。日中友好にして、中国でも戸籍か永住権をもらえて皆、自由に往来できたらいいのにな」

「寒い冬は日本、暑い夏は中国を往来して暮らしたい。春節も中国に帰りたい。日本人だし、中国の生活環境はよくないから、中国にずっと定住はしたくない。でも中国も私の祖国の一つだから、時々往来したい。じっと日本にいるのはつらい。私は二つの祖国をもっている。往来できれば気分がよくなる」

「日中両国を往来したい。あと10数年もたてば、身体からいって往来は無理になるだろう。中国の友達もいなくなり、往来したいという気持ちもなくなるだろう。残留孤児問題が本当に解決されていれば、私達は両国を自由に往来して暮らせているはずだ」

自らを「日本人と中国人の中間」または「中国人」と定義する孤児にとって、条件さえ許せば、日中の二者択一ではなく、両国を往来しながら生活したいと考えるのは、ごく当然の心情である[12]。在留資格・国籍をめぐり、日本か中国かの二者択一を迫るのは国家の都合であり、個々の残留孤児の生活の必要・論理ではない。ただし相対的に若い間(《C・Dタイプ》)は両国の往来がある種の理想的生活とみなされるが、実際にはそれが実現しないまま高齢化(《A・Bタイプ》)が進み、どちらの国での定住生活も落ち着かないといった葛藤へとシフトしていくようである。

日本と中国の狭間で揺れている残留孤児が、日本側に引かれる主な理由は、日本定住を志向する孤児のそれとほぼ共通している。

すなわち第1は、「日本人だから」である。ただし、ここでは日本人としての積極的な自己主張というより、むしろ日本国籍であるため中国定住に法的・政治的制約があるという側面が強調されている。

＊「日本国籍だから、中国に行くと3カ月のビザでその都度、延長が必要だ。延長するには、上海では600元もかかる。20万元払えば、長期滞在資格がもらえるそうだが、そんな金はない」

「中国に住むには、ビザなど手続きがややこしい。ビザは1回3カ月で、延長しても最長9カ月だ。コネがなければ延長も難しい。ビザの手数料も高くなり、700〜800元(約1万円)かかる。それに私が日本人であることは皆、知っているから、中国に定住はできないだろう。日本で死ぬしかない」

第2に最も多いのは、中国に経済的な生活基盤がなく、日本に住むしかないという諦観である。

＊「中国には家もなく、家を買う金もない。心から中国に帰りたいが、経済的に無理なので、日本に住むしかない。もし日本の生活保護を持って中国に帰れるなら、中国で節約して、少しはいい生活ができる。でも実際には帰りたくても帰れない」

「中国に帰ったら年金もなく、生活できない。中国に住むのは、夢のような話だ。私達は中国での仕事、財産をすべて失った。もし生活保護で中国で暮らしてもいいなら、中国に帰る。でも実際は足りないだろう。中国の物価はどんどんあがっている」

「心の中を正直に言えば、中国に帰りたい。でも中国に行くと生活できない。生活保護は止められ、公営住宅も没収されてしまう。中国には仕事も家も何もない。故郷はあっても帰れない状態だ。もし国家賠償訴訟に勝訴し、賠償金が手に入れば、残留孤児の6割以上は日本を離れ、中国で暮らすと思う」

第３は、医療費問題で、日本にいるしかないとの判断である。

＊「中国に帰りたい気持ちが強いが、日本で健康保険を払っているから、病気になったら日本で治療したい。中国では医師に高額の賄賂を払わねばならず、生活できなくなる」

最後に第４として、日中双方の狭間で悩む孤児に固有の理由として、メンツの問題がある。日本に永住帰国したのにうまく適応できず、中国に戻るのはメンツが立たないといった心情である。それは、中国に定住しても、中国社会で堂々と生きにくいことを意味する。

＊「中国に帰ると、メンツが立たない。皆に笑われる。日本でうまくいって中国に錦を飾るならいい。でも日本でまともに暮らせないから中国に帰るのは、恥ずかしい」

「中国に帰りたい気持ちはあるが、帰れない。日本でうまくいかないから中国に帰るというのは、メンツが立たない。日本人になったのに、うまくいかなかったと笑われたくない」

逆に中国側に引かれる主な理由は、中国それ自体の魅力というより、主に日本での疎外にある。

＊「中国で暮らしたい理由は、やはり日本での生活が苦しいからだ。日本政府が残留孤児に優しくして、普通の日本人のように扱ってくれたら、もちろん日本で暮らしたい。でも今の状態では、やはり中国が懐かしく思い出され、中国の方がいいと思う。日本ではとても孤独だし、もし日中関係がさらに悪化したら、もう日本では生きられないような気がする」

「日本では言葉もわからず、したいこともできない。乞食もできない。だから日本での生活は、怖い。日本では毎日、家に閉じこもり、孤独だし、年金や貯金がほとんどないので老後も貧しく、老人ホームにも入れない。精神的ストレスがすごく強い。中国に帰れば、少なくとも言葉がわかる。中国なら、経済的に少しはましな生活ができるのではないか。日本では乞食のような生活だが、中国に帰れば、乞食にはならなくてすむ」

【中国への定住志向】

最後に中国への定住を志向する残留孤児は人数は少ないが、主に 1989 年以降に帰国した年少者（《Ｃ・Ｄタイプ》）にみられる。「日本人と中国人の中間」または「中国人」と自己定義する孤児が多い。

彼らが中国への定住を望む最大の理由は、やはり日本での生活が疎外され、苦しいことである。

＊「日本では全然幸せではなく、悩むばかりだ。日本の極めて少ない年金でも、中国でなら何とか生活できるのではないか。日本では水しか飲めないが、中国ならまだ食事ができる。日本では言葉の問題もあり、友達もできず、孤独だ」

「来日当初は日本で永住しようと思っていた。中国に帰るなど、考えもしなかった。その後、やはり日本に来るのではなかったとすごく後悔している。私達は中国でいい生活をしていた。日本に来たら、貧しく、仕事もできず、知り合いもなく、まわりから変な目で見られ、とても耐えられない」

ただし、実際に中国に定住するには経済的基盤が必要であり、その実現は困難である。

＊「中国に帰りたいが、帰るには、中国で暮らせるだけの経済的条件が必要だ。帰っても、中国がどうなるか心配だ。中国でも物価がどんどんあがったら、生活できなくなる」

第３項　定住地をめぐる家族との葛藤

さて残留孤児の定住地志向は、家族との葛藤の要因となっている。

【配偶者】

まず配偶者である（表７－４参照）。「配偶者がどう考えているか、わからない」、「話し合ったことがない」と語る孤児も多いが、明確な回答がある 30 名に限っていえば、「日本に定住したい」配偶者が 11 名、「中国に定住したい」それが 14 名、そして「両国の狭間で揺らいでいる」が５名である。残留孤児本人に比べれば、配偶者には「中国に定住したい」人の比率が高い。

配偶者が「日本に定住したい」ケースは、年長（《Ａ・Ｂタイプ》）で、1988 年以前に帰国した残留孤児に多い。逆に配偶者が「中国に定住したい」ケースは、年少（《Ｃ・Ｄタイプ》）で 1989 年以降まで帰国が遅れた残留孤児に多くみられる。

そして残留孤児と配偶者の双方の定住地志向が一致しているケースは 14 名である。この場合、夫婦間の葛藤は比較的少ない。

ただしそれでも、微妙な齟齬はある。男性の孤児が日本定住に、女性の配偶者が中国定住に傾いているケースが少なくないのである。

＊「私も妻も、どうすべきか迷っている。妻はよく、中国で乞食をしてもいいから、帰ろうと言う。私は、中国に行くと収入もなく、困ると答える。その繰り返しだ。妻は、日本に来なければよかった、中国にいたらこんな惨めで寂しい生活をしなくてもよかったと言う。妻は悔やんで泣かない日はないほどだ」

「夫婦とも日本に定住しようと考えている。でも妻は口には出さないが、本心は中国に帰りたがっているかもしれない。私は妻に『遺骨は日本に捨てろ。中国には帰れない』と言っている。妻は私に従うしかない」

夫婦間で意見の違いがある 16 名では、葛藤はさらに大きい。ここでも中国への定住に傾く配偶者との関係で葛藤する孤児が多い。

＊「私は日本にいたいが、夫は中国に帰りたい。夫は中国国籍だし、日本では全然落ち着かず、中国に帰りたいとばかり言っている。特に最近は中国が急速に発展しているし、日本では言葉もできず、友達もいない。70 歳の夫にとっ

表７－４　定住地志向（配偶者）　（人）

配偶者の意向	残留孤児の意向	タイプ				帰国年次		計
		A	B	C	D	1988 以前	1989 以降	
日本	日本	1	3	1	1	5	1	6
	中間	2	2	－	1	3	2	5
中間	中間	1	－	2	2	4	1	5
中国	中国	－	－	－	3	1	2	3
	日本・中間	2	3	4	2	4	7	11
不明		2	2	3	4	6	5	11
なし		2	－	－	1	2	1	3
計		10	10	11	13	25	19	44

資料：実態調査より作成。

て、これはとても寂しいことだ。私達夫婦の間では、この話題には触れたくない。触れたらすぐロげんかになる。心の中ですごく悩んでいる」

「私は日本にいたいが、妻は中国に帰りたい。妻は中国国籍だし、中国に親戚がいるから。妻は、日本での生活は予想以上にひどく、中国に帰ればうまく生活していけると思っている」

「私は迷っているが、夫は中国に親戚がいるから、中国に帰りたがっている。以前、夫は職場でいじめられ、もう中国に帰ると言って手続きをしたことがある。でも手続きが大変だった。賄賂もかかる。許可が出るまで4年間もかかった。まず大連の元の勤務先に証明書を、次に大連の市委員会に公証書を出してもらった。さらに瀋陽と北京に手続きに行き、大金がかかった。ようやく帰国許可が出たが、その頃、私は目が見えなくなり、それで夫も帰国を断念した。夫も中国に帰ったら1人だ。互いのそばにいようと決心した」

【子供】

子供の定住地志向（表7－5参照）も、「どう考えているか、わからない」、「話したことがない」と語る残留孤児が少なくない。この話題に触れにくい様子もかいま見られる。また子供達自身、まだ決めかねているケースも多い。

＊「息子達と、どこで暮らすか話したことはない。この問題については話をしていない。子供達は中国に帰りたいかもしれない。私が日本に連れてきたこともあり、何となく聞きにくい」

「子供達がどこで生活したいか、私にはわからない。聞いたこともないし、聞こうともしていない。子供も肉体労働で疲れているから、中国に帰りたがっているような気もする。孫達がまだ学校を卒業していないから、とりあえず今は中国に帰れないだろう。子供達も決められないのではないか」

回答者の中では、子供は残留孤児自身や配偶者に比べ、日本に定住したいと考えているケースが多い。

そこで、残留孤児は日本への定住を決意できず、子供が日本定住を望んでいるケースでは、葛藤がみられる。

＊「私は中国に住みたい気もあったが、今はもう諦めるしかない。中国に帰ろうと言っても、子供達は聞いてくれないだろう。孫達も全員、中国に住むのは嫌だと言う。孫達はもう中国語ができない。もし私達夫婦だけで中国に

表7－5　定住地志向（子供）　（人）

子供意向	残留孤児意向	タイプ				帰国年次		計
		A	B	C	D	1988以前	1989以降	
日本	日本	－	3	2	2	4	3	7
	中間	3	1	－	4	7	1	8
中間	日本	－	－	1	－	1	－	1
中国	中国	1	1	4	－	2	4	6
未定	日本	2	－	3	1	2	4	6
不明		4	5	1	6	9	7	16
計		10	10	11	13	25	19	44

資料：実態調査より作成。

帰り、病気で倒れたら、誰が看病してくれるのか。病気で倒れたらおしまいだ」

さて、子供が日本への定住に否定的なケースもある。この場合、孤児自身の定住地志向とは無関係に、子供の日本での生活が不安定であることが、孤児にとって大きな悩みとなっている。また孤児自身が日本への定住を望んでいる場合、将来的には孤児と子供は両国に別れて暮らさざるを得ない可能性もある。

＊「子供達が将来、中国に帰るかどうかはまだ相談中だ。子供達は仕事が不安定で、よくリストラされる。日本で仕事がみつからなければ、中国に帰らなければならないかもしれない」

「子供達も中国に帰りたいと思っているようだ。やはり日本での生活はきつく、苦しい。差別され、気持ちもよくない。日本語も完全にできるわけではない。ただし孫達は日本に慣れている。中国に帰ろうと言っても嫌がる。子供達も、どうしたらいいかわからず、悩んでいる」

「子供達は中国に帰りたがっている。子供達は中国にいた時は生活もよかった。来日して後悔している。子供達の配偶者は中国国籍だから、まだ中国に帰る可能性は十分にある。でも私は日本にいるしかないから、将来は別々の国に住むことになるかもしれない。子供も私のことが心配で、困ると思う」

第２節　日本と中国はどんな国か

では次に、日本と中国という２つの国に対して、残留孤児がどのようなイメージを抱いているかをみよう（表７－６・７・８参照)。

第１項　日本に対するイメージ

まず日本に対しては、「残留日本人を放置した冷酷な国」、「中国を侵略した国」等、マイナス・イメージが多い。その一方、「祖国・自分の国」、「経済的に豊かな国」等、プラス・イメージも少なくない。愛

表７－６　日本のイメージ（タイプ・帰国年次別）（ＭＡ）　（人）

	タイプ				帰国年次		計
	A	B	C	D	1988 以前	1989 以降	
冷酷	10	7	9	11	20	17	37
侵略	5	7	7	8	15	12	27
その他マイナス	2	2	2	2	4	4	8
祖国	3	3	6	8	11	9	20
親しみ	－	2	4	3	6	3	9
経済豊か	2	5	5	7	11	8	19
感謝	1	1	1	2	5	－	5
プラスのみ	－	2	2	2	4	2	6
両方	5	4	6	9	14	10	24
マイナスのみ	5	4	3	2	7	7	14
計	10	10	11	13	25	19	44

資料：実態調査より作成。

表７－７　日本のイメージ（自己定義別）（ＭＡ）　（人）

	日本人	中間	中国人	無関心	計
冷酷	14	18	4	1	37
侵略	13	10	3	1	27
その他マイナス	3	4	1	－	8
祖国	13	5	1	1	20
親しみ	7	1	－	1	9
経済豊か	9	7	1	2	19
感謝	1	3	－	1	5
プラスのみ	3	1	－	2	6
両方	12	10	2	－	24
マイナスのみ	2	9	2	1	14
計	17	20	4	3	44

資料：実態調査より作成。

憎が相半ばし、ただし「憎」がまさっているといえよう。

プラス・イメージは、自らを「日本人」と定義する孤児に、特に多くみられる。ただし彼・彼女らは日本にマイナス・イメージも併せ持っている。いわば自らを「日本人」と定義する孤児ほど、日本に対する愛憎の双方を色濃くもっているのである。

【マイナス・イメージ】

日本に対するマイナス・イメージで最も多いのは、「残留日本人を放置した冷酷な国」である。

＊「日本が残留孤児に冷たいのは事実だ。道理もなく私達を捨て、何十年間も放置し、孤立させた。私達の悩みを聞かず、支援せず、まるで私達の存在を無視している。日本政府がこんなに私達をいじめるとは、来日前は思いもよらなかった。また日本人の肉親は、多くの残留孤児を認知しなかった。日本人は冷たい。日本人は中国人と違い、残留孤児を育てられないだろう」

「日本は情がない。同胞を海外に派遣したのに保護もせず、遺棄した。本当にひどい。我々に冷や飯を食わせる。ある残留孤児が日本に帰国しようとしたら、日本の肉親は財産を奪われると心配したそうだ。中国人は孤児を無償で育て、勉強させ、結婚させ、就職させた。日本人の心は、中国人と比較にならない」

「私達は中国で、日本が行った戦争の罪を背おわされた。それなのに日本に来たら、日本はこんなに冷たい。日本は、残留孤児を育ててくれた中国に恩返しもしない。良心がないのか。日本の国は私達を中国に一度捨て、帰国した私達を再び見捨てている。私達は祖国を愛しているが、祖国はあまりに冷たい。日本には失望だけだ。私の両親は、国のために死んだ。日本の国は、私達に何をしてくれているのか。狼の心のようだ」

次いで多いマイナス・イメージは、「中国を侵略した国」である。

＊「日本が中国を侵略したのは事実だ。日本が中国を侵略しなければ、私達は孤児にならなかった。日中戦争という言い方は正しくない。日本による中国侵略戦争だ。私は日本人として、日本の中国侵略をすごく恥ずかしく思っている」

「日本が中国を侵略し、多大な災難をもたらしたのは、否定できない事実だ。日本で読んだ記事には、ソ連軍の侵略とか、中国人に殴られたことばかり書いてあるが、日本が中国人を多数殺したことは触れていない。なぜ、これについて何も言わないのか。毎年８月になると、原爆で被害を受けたとか言うが、日本人が被害を与えた中国人のことをどう思っているのか。自分が受けた災難より、人に与えた災難を先に考えるべきだ。せめて両方を語るべきだ。日本は自分が受けた災難ばかり強調して、筋が通らない。私はたとえ中国人に殺されても、日本人が皆殺しにされても、中国人の恨みは消せないほどだと思う。それほど日本人は中国人に残酷なことをした。中国人を人間として扱わなかった」

それ以外の日本に対するマイナス・イメージは、人権の軽視、金銭至上主義、社会的弱者の軽視等である。

＊「日本では、表面では人権が守られているように見えるが、実は人と人が互いにいじめあっている。たとえば、工場でも後輩は先輩に服従しなければならず、弱者はいじめられる。こんないじめあう関係が、日本のあちこちでみられる。口では平等・人権とよくいうが、実際は全く違う。これは日本の教育・社会の大問題だ。いじめは外国人や帰国者だけでなく、日本人自身が十分に体験していると思う。この問題を解決しなければ、日本の人権・平等は、いつまでたっても実現しない」

「日本は人が人を食う社会、金がものをいう社会だ。金がなければ何もできず、金さえあれば何でもできる。日本では競争が激しく、能力の高い人や金持ちだけが重視される」

「日本では権力を握った官僚が、自分達のためだけの政策を作っている。搾取されているのは庶民だ。消費税も、苛酷な弱者いじめの税制だ。昔の中国の国民党のようだ」

【プラス・イメージ】

一方、日本へのプラス・イメージで最も多いのは、「祖国・自分の国」である。またこれに近いものとして、「自分と関係があるので親しみがある国」がある。

＊「問題は多いが、それでも自分と関係があり、親しい国だ。子供の時から日本を忘れたことはない。日本に帰りたかった」

「実父母が生まれた国で、私にとっても祖国だから、日本を愛している。祖国でなければ、日本に来ない」

次に多いプラス・イメージは、「経済的に豊かな国」である。

＊「経済が進んだ国であるのは確かだ。トイレやふろの環境、サービスも中国よりいい。中流階級が多く、貧富の差が少ない」

「経済大国であるのは認める。来日前、妻の母に『日本は資本家の国だ。よくない』と言われたが、来日してみると、中国よりいい生活をしていることがわかった。来日後、妻の母を日本に呼んだ。私が彼女に『日本は資本家の国だが、どう思う？』と聞くと、彼女は日本が気に入り、もっと長くいたいと答えた」

一部だが、「残留日本人を受け入れてくれた感謝すべき国」と評価する孤児もいる。

＊「帰国させて、住宅も提供してくれたのだから、少しは感謝しなければならないだろう」

「一応、生活保護をもらっているのでありがたい。もちろん生活費としては全く足りないが、住宅をくれ、医療費も出してくれているから、感謝すべきだろう」

ただしこうしたプラス・イメージには、保留が必要である。前述の各事例にも、様々な問題点を保留した上での肯定的評価というニュアンスが滲み出ていた。また、こうしたプラス・イメージを強く否定する意見も少なくない。

＊「日本に帰ってくると、祖国や親しさといったイメージは全く感じない。国としては豊かかも知れないが、私達とは関係ない。日本に感謝することなど、何もない。日本政府は侵略戦争を起こし、私の両親は中国で亡くなり、私はその後もずっとひどい状況に放置されてきた。日本に何を感謝すべきなのか」

「帰国前は日本に親しみを感じていたが、帰国後、全く親しみはなくなった。日本は豊かでもない。日本政府は、国民から懸命に税金を集めようとしている。税金も物価もあがり、年金も少ない。何でも改革、改革で、負担ばかり大きくなった。政府は国民に対し、あまりに冷たすぎる。発展の速度も中国ほど早くない。日本の若者の元気のなさをみると、心配だ。高齢者もかわいそうな気がする。日本の将来は心配だ」

第２項　中国に対するイメージ

さて中国に対しては、「残留日本人を育ててくれた寛大な国」、「経済的に急速に発展しつつある国」、「懐かしい祖国・自分の国」、「自分と関係がある親しみがある国」、「古い伝統文化がある国」等、プラス・イメージが圧倒的に多い。

プラス・イメージだけをあげる孤児は23名と過半数を占め、残りのすべての孤児もマイナス・プラス双方のイメージをもっている。マイナス・イメージしか持たない孤児は、皆無である。

【プラス・イメージ】

中国へのプラス・イメージで最も多いのは、「残留日本人を育ててくれた寛大な国」である。「残留日

表７－８　中国のイメージ（自己定義別）（ＭＡ）　（人）

	日本人	中間	中国人	無関心	計
寛大	16	15	4	3	38
経済急速発展	10	18	3	3	34
祖国	12	7	2	2	23
親しみ	7	7	2	2	18
伝統文化	6	9	3	—	18
その他プラス	4	7	1	1	13
貧困	6	3	2	—	11
格差	—	5	—	—	5
その他マイナス	3	7	1	2	13
プラスのみ	10	10	2	1	23
両方	7	10	2	2	21
マイナスのみ	—	—	—	—	—
計	17	20	4	3	44

資料：実態調査より作成。

本人を放置した冷酷な国」という日本へのマイナス・イメージと、まさに対称的だ。

＊「中国は私達の命を助け、大きく育て、無事に日本に送り返してくれた。中国の悪口を言うのは、良心に悖る。中国人は日本人より優しい。中国人は子供を捨てて逃げたりせず、死ぬなら家族全員で死ぬ。日本人は戦争当時、中国を侵略し、中国人をいじめたり、殴ったり、殺したりしたが、それでも中国人は日本人に捨てられた日本人の子供を拾って育てた。私は中国人に育てられ、日本人より幸せだ」

「私は中国でとても苦労した。でも中国人を責めようとは思わない。中国の普通の庶民は皆、慈悲深い。これをまず言わなければ、私の苦労話は語れない。中国はすごく心が広い国だ。日本は中国を侵略して孤児や婦人を捨てた。でも中国人は孤児を大きく育てた。私は死ぬまでそれを忘れられない」

「何はともあれ私達の命は、中国人によって救われた。それがなければ、私達はとっくに死んでいた。日本は中国を侵略したが、中国は敵国の子供を殺さず、大きく育て、日本に送り返した。とても寛容で善良な国だ。日本ではとても考えられない。日本政府も普通の日本人も、捨てられた孤児を育てることはしないだろう。残留孤児は中国で多少差別されたが、それはどの国でもあることだ。日本でも子供を殺したり、虐待する人もいる。残留孤児に対して、中国人の方がずっと親切だった。何と言っても中国は度量が大きい」

「中国が寛大でなければ、私達が生き残ったはずがない。中国は貧しかったが、それでも私達を餓死させず、きちんと育ててくれた。日本が中国を侵略したのに、中国人は多くの日本人の子供の命を哀れみ、育ててくれた。残留孤児が、もし日本に捨てられていたら、日本人は絶対に育てないだろう。私達は皆、死んでいただろう。中国人は心が広く、その恩は忘れられない」

次に多いプラス・イメージは、「経済的に急速に発展しつつある国」である。これは、自らを「日本人と中国人の中間」または「中国人」と定義する孤児に、特に多くみられる。

＊「10年前と比べ、大きく変わった。農村にも6～7階建のビルがたくさん建っている。私がいた時は、2～3階のビルが少ししかなかった。生活も豊かになった。以前は食券・布券制度があったが、今は自由で、金さえあれば何でも買える」

「来日当時、中国は貧しかった。日本の知人から中古の服をもらい、中国に郵送したこともある。今はすごく変化した。鶏西は小さい町でほとんどビルがなかったが、今はたくさんそびえている。道路も舗装され、広くなった。人々の生活も豊かになった。改革開放でよくなった。悪い面もあるが、良い面の方が多い。この10年間の経済発展は、すごく早い」

「中国は見違えるほど変わった。私がいた頃より、ずっとよくなった。交通が便利になり、ビルも多くなった。生活水準もあがった。中国の女性は日本よりきれいな服を着ている」

中国に対して「懐かしい祖国・自分の国」、「親しみがある国」と感じている孤児も多い。それはむしろ自らを「日本人」と定義する孤児に多くみられる。たとえ「日本人」と自己定義しても、中国との精神的紐帯を根強く保ち続けているのである。

＊「中国は、とても懐かしい祖国、第二の故郷だ。中国育ちだから、祖国中国を忘れてはいけない。国を忘れるのは、自分の根っこを忘れるのと同じだ」

「私には二つの祖国があるが、中国が一番の祖国だ。何しろ私を子供時代から51歳まで育ててくれた。私は国籍は日本だが、中国の方がゆかりのある親しい祖国だ」

それ以外に、「政治・経済的な大国」や「古い伝統文化がある国」等も、中国のプラス・イメージとして一定の孤児があげている。

＊「国連の常任理事国だから政治の大国で、人口も一番多い。また中国は、伝統と歴史がある。特に中国の親孝行がいい。私の養父母は、まわりの親戚に面倒をみてもらい、大切に介護してもらった。何かあれば家族・親戚が互いに相談し、助け合う」

【マイナス・イメージ】

一方、中国へのマイナス・イメージで比較的多いのは、「経済的に貧しい国」や「格差が激しい国」である。

「経済的に貧しい国」は、改革開放がまだ不十分との認識である。

＊「中国の発展がどんなに早くても、日本には追いつかない。街も汚い。バスの窓にはガラスがなく、椅子もボロボロだ。風や埃が舞い込み、白いシャツを着てバスに乗ると、黒く汚れる。日本に慣れたら、中国に行くとなかなか慣れない」

「私は農村に長く住んでいたから、やはりあいかわらず貧しいと感じる。まだ全般的に開放されていないので、多くの地域は経済的に遅れている。貧しい所は本当に貧しい」

逆に「格差が激しい国」は、改革開放の結果、様々な矛盾が生じているとの指摘である。

＊「経済が発展するほど、人々の生活は苦しくなる。昔はあまり無理をして働かなくても皆、平等に享受できた。でも今は忙しく働けば働くほど、皆の生活が苦しくなる」

「貧富の差が大きい。毛沢東時代はよかった。飢える時は皆で飢え、食べ物があれば皆が食べていた。平等だった。今の中国は、金持ちは日本の金持ちより金持ちで、貧しい人はズボンもない。毛沢東時代は犯罪も少なく、ドアを閉めなくても、安心して寝られた。今はだんだん悪くなり、詐欺や強盗事件も増えた」

「国内の南北格差・貧富の差が大きすぎる。経済発展の速度が早すぎる弊害ではないか。北方は、南方に比べてすごく遅れている。人々の格差も大きく、農民は土地を失ってしまった。日本では貧富の差が少ないが、中国では金持ちはすごく金持ち、貧しい人はすごく貧しく悲惨な生活だ」

その他のマイナス・イメージとして、賄賂・拝金主義・環境問題・自由の欠如等、多様な問題が指摘されている。

＊「スーパーや空港のサービスはまだ悪い。日本人は心の中で殺したいと思っていても表面はにこにこするが、中国ではこわい顔をしている。また日本は環境保護に力を入れている。中国は表面は豪華にするが、中は汚い。都市の緑化も遅れている」

「中国は発言の自由がない。日本は天皇制を廃止したいと言っても、誰も干渉せず、逮捕もされない。中国なら、共産党の悪口を言ったら、きっと逮捕されるだろう」

「中国は、賄賂を貪る役人の汚職が横行しており、何事も金次第だ。賄賂をやたらと要求される。父母より金の方が大事という感じだ。日本はまじめで規則通りにやるが、中国では全く規則がなく、コネばかりだ。自動車の運転免許でも、金さえ出せばもらえる。事故の可能性など考えず、無責任だ」

「今の中国はどこでもお金、お金の社会で、何か頼むとすぐにお金を請求される。手術をすると 10 万元位かかり、入院の敷金も取られる。入院が長引けば、また敷金を払わなければならず、コネがなければ入院もできない。住

宅も見栄えばかりで、質が悪い」

「中国は今、かなり危ない。知人の残留孤児の子供が、中国に投資して工場を作ったが、８カ月後、倒産した。以前は付き合いのなかった親戚が管理職にしてくれと大勢押し寄せ、食い物にされ、すぐ破綻したそうだ。その人は1000万円ほど失った」

第３項　訪中体験を通してみた中国の変化

永住帰国後、訪中体験がある残留孤児は、中国社会の変化を目の当たりにした（表７－９参照）。訪中時の印象を語っている孤児は34名（訪中なし、または無回答が10名）である。

まず最も多い印象は、都市開発・建築様式の変化の顕著さである。これは、一概に肯定的変化といえない面もあるが、しかし全体としてはプラスの評価といってよい[13]。

＊「上海や北京はもちろん、郷里の吉林市に帰っても、町がひっくり返るほど変わり、昔の面影は全くなかった。道も広くなり、思い出の場所も全然わからなかった。昔は平屋ばかりだったが、今はどこも高層ビルだらけだ」

「私の故郷は小さい村だが、村の道や知人の家さえわからなくなっていた。家屋も昔は草葺だったが、今は外壁はタイル、床はセメントだ。道路も全部、舗装された」

経済が急速に発展し、生活水準や環境・衛生が改善されたと感じた孤児も多い。

＊「中国の生活は急速によくなり、衛生も改善された。緑化で環境もよくなった。いろんな問題もあるが、やはり全体としてはいい方向に変わっている。市場も繁栄し、商品も多彩で豊かになった。とても自由になり、金さえあれば何でも買えるようになった。店員の態度も、昔よりよくなった」

「もちろんまだ貧しい人もいるが、私の友達の生活水準は皆、あがった。私達よりいい生活をしている。昔の主食は雑穀だったが、今は米と小麦だ。昔は農作業はすべて肉体労働だったが、今は機械でやっている。草取りも10年前まで手で何度もやっていたが、今は農薬で簡単にできる。ずっと楽になった」

「市場が一変した。金さえあればものが買えるようになった。昔は金があっても物がなかった。環境も治安も、以前よりよくなった。来日時は食料券、油券、布券等が必要だったが、今は何でも自由に買える。生活水準はかなりあがった」

訪中して、改めて中国に親しみを感じた孤児もいる。

＊「中国に帰る度、日本に戻りたくなくなる。中国にいると、リラックスできる。日本人は生きるのがとても苦しく、活気がない。中国だと高齢者は皆、公園に集まり、踊ったり遊んだりするが、日本人は隣人でも往来せず、死んで数カ月しても気づかない。だから日本人が生きるのは、とてもつらいと思う」

「中国人は相変わらず素朴で誠実。私の職場の仲間の関係もとても暖かかった。中国に帰ると言葉が通じるから、とても親しみを感じる。いろんな人と話し、悩みをすべて忘れられる」

「中国に帰ると、言葉が通じて本当に楽しい。中国人はあいかわらず人懐こく、優しい。金があってもなくても皆、私達を誘っておごってくれる。皆でビールを飲むと痛快だ。日本に帰ってきたら、誰が私達を誘っておごってくれるのか」

一方、訪中して中国社会に深刻な問題を感じた孤児も少なくない。その問題は、前述した中国へのマイナス・イメージと重なっている。

表７－９　訪中・中国の変化（自己定義別）（MA）　　（人）

		日本人	中間	中国人	無関心	計
肯定的変化	都市開発・建築	8	15	4	1	28
	経済急速発展	6	12	4	1	23
	親しみ	2	3	2	—	7
社会問題あり		4	8	2	—	14
変化なし		2	—	—	2	4
無回答・訪中なし		6	4	—	—	10
計		17	20	4	3	44

資料：実態調査より作成。

すなわちまず、経済的貧困・格差問題である。農村では経済の遅滞が、都市では経済発展の弊害がそれぞれ多く指摘されている。

＊「村の土地は痩せていて、米が取れない。潅漑施設がなく、雨水に頼り、水も足りない。山畑ばかりだ。豊かになったのは都会の金持ちだけで、農民は依然として貧しい」

「国全体の発展は早いようにみえるが、倒産が多発している。解雇、失業者、偽造物が多すぎ、貧富の差も広がっている。人間関係も薄くなった。来日前の同僚達の話によれば、年金の上昇より物価上昇が一層激しく、生活は苦しいようだ」

「失業者が増えている。撫順の 10 軒の炭鉱は、すべて倒産した。高齢者はまだ年金をもらえるが、30～40 歳代の人は自力で服、靴、野菜等を売って食いつながなければならない。子供の教育にも金がかかる。皆から、日本に行ったのは正しい選択だと言われた。中国がこんな状態になるとは、誰も想像できなかった。1988 年、私が来日した当時、中国の生活は豊かではなかったが、皆、おしゃべりしたり、笑ったり、にぎやかで暖かさがあった。でも今は、おしゃべりも笑い声もなくなっていた」

貧困や格差を背景とした犯罪の増加を指摘する声も多い。

＊「中国には詐欺師や偽造が多すぎる。残留孤児の知人も金を騙し取られた。日本の食品は安全で衛生的だ。中国とは比較にならない。中国は泥棒も多く、いつも警戒心をもたねばならない」

行政の腐敗も大きな問題である。

＊「ビザ延長の手続きなど、コネがなければなかなかできず、手数料も高い。役人の腐敗が激しく、何でも金とコネ次第だ」

「格差が大きい。特に役人は国家の金や利権で私腹を肥やし、莫大な貯金をして、数軒の家をもっている。庶民の多くは無一文だ。皆、賄賂が当然と思っている」

そして訪中して、プラス・マイナスの双方の面で、中国の大きな変化を感じたのは、自らを「日本人と中国人の中間」または「中国人」と定義する孤児であった。そこには、中国への関心の強さとともに、決して中国をただ肯定的に捉えるだけでなく、中国に対する批判的なまなざしも堅持されていることがうかがえる。

第３節　日本政府への批判と要求

本節では、残留孤児の日本政府に対する批判と要求を分析する。個々の政策への批判や要求は、すでに第１章～第６章で分析してきた。本章では、政府への総括的な批判と要求を、残留孤児の語りから抽出する。

第１項　日本政府への批判

【戦争・棄民による被害】

まず44名の対象者のうち28名が、自らを戦争と棄民政策の被害者とみなし、日本政府の責任を問うている（表７－10参照）。

＊「戦争で家族をすべて奪われ、他国に一人取り残された。家族が生きていればいろいろな思い出もできただろうと思うと、日本政府を恨まざるをえない。私が幼少時に中国に取り残され、放置されたのは、日本政府の責任だ。自分の意志ではない。中国を侵略した日本政府の罪は私達が償わされた。国はこの責任をきちんと認め、戦争被害を償ってほしい」

「私達は国の政策で中国に捨てられた戦争犠牲者だ。日本政府は責任を認め、謝罪してほしい。私の実父母は中国で死に、墓もない。終戦も知らず、帰国を夢見ながら死んだ実父母や弟妹に、日本政府は謝罪すべきだ。なぜ日本は中国まで手をのばし、多くの日本人を送り込んだのか。なぜもっと早く戦争を終わらせ、民間の在外邦人を安全地帯に避難させなかったのか。なぜ私達を国境付近に捨て、軍人の家族は早々に帰国させたのか。なぜ私達の生死に全然無関心だったのか」

「戦争で奪われたものすべて、言葉、家族、国、青春、精神的安定を返してほしい。私は家族全員を失い、中国にたった一人残された。戦争が私のすべてを奪った。何とかして返してほしい。どうすれば返してもらえるのか、わからないが。私は日本政府を許せない。戦争がなければ、私は残留孤児ではなかっただろう。私達は好き好んで孤児になったのではない。日本でずっと生活できていれば、もっとすばらしい人生が送れた

表７－10　日本政府批判（ＭＡ）　（人）

		戦争・棄民	帰国遅延	自立支援放棄	言及なし	計
タイプ	A	7	8	10	－	10
	B	6	7	10	－	10
	C	8	7	10	－	11
	D	7	10	12	1	13
帰国年次	1988以前	15	16	24	1	25
	1989以降	13	16	18	－	19
自己定義	日本人	10	13	15	1	17
	中間	13	13	20	－	20
	中国人	3	4	4	－	4
	無関心	2	2	3	－	3
計		28	32	42	1	44

資料：実態調査より作成。

はずだ」

「戦争がなければ、こんな目に遭わなかった。もし中国に行かなければ、普通の日本人のようにすべてを得られた。戦争で父母と死別し、日本政府に捨てられ、独りぼっちで長年、中国に置き去りにされた。日本政府の棄民政策の責任を糺し、失われた人権を取り戻したい。戦争のせいで親と引き離され、自分の意志ではどうしようもなく中国に残るしかなかった。日本政府は中国を侵略し、私達を棄民した責任を認めるべきだ」

「私達を中国に捨てた罪を、国に謝罪してほしい。棄民政策が私達を生んだ。日本の侵略戦争がなければ、私達はずっと日本で生活し、今は年金もあるはずだ。言葉にも問題がなく、何らかの仕事もしていたはずだ。侵略戦争がなければ、こんな後遺症はなく、残留孤児もいなかったはずだ。私達は、日本の戦争と棄民政策の産物だ」

「政府は、歴史の罪を償うべきだ。戦争は終わっているが、実はまだ終わっていない。たくさんの問題が残されており、残留孤児の悲惨な現状も、その一つだ。日本政府は誠意をもって、一日も早く解決してほしい。歴史を直視し、誤った政策・措置を改めてほしい。幼くして両親を失い、自分の名前すらわからない状態で満州に置き去りにされ、苦難の生活を強いられてきた被害を償ってほしい」

「私達は戦争被害者だ。戦争が私達にもたらした苦難、家族との離別などの苦しみを、日本政府に償ってほしい。なぜ私達を中国に送り込まなければならなかったのか。敗戦後、皆を中国に遺棄するなんて許せない。戦争は、私達のような『老孤児』、『日本語が話せない日本人』を生み出した。戦争は私達に癒しようのない苦痛をもたらし、年とともに苦しみはますます大きくなっている。国による補償を求めたい」

「中国での肉親離散の苦痛と悲しみに、正当な補償をしてほしい。父母や弟は若くして戦争で命を奪われ、私達残留孤児も戦争の被害者として生まれた。戦争さえなければ、私達も日本語ができ、まともな仕事につけただろう。誰のせいで日本語が話せなくなったのか。この権利はいったい誰が奪ったのか。戦争賠償は必ずもらいたい」

実父母が満州開拓移民であった残留孤児は、この国策を特に厳しく批判し、恩給等の面で軍人との差別に不満を感じている。

＊「日本政府は、戦争遂行のために私達の親を満州開拓団として移民させた。それで私は家族を失い、独りぼっちになった。政府は、私達に補償する責任がある。満州で死んだ家族４人には何の補償もない。政府が開拓団という政策を行わず、家族５人がずっと日本に住んでいたら、誰かはいい仕事につけたはずだ。自宅も建てられたはずだ。私もきょうだいも学校に入れたはずだ。そうしていれば今、どんな仕事についていただろう。日本政府は、私達残留孤児をどう認識しているのか。残留孤児という４文字は、いったいどこから生まれたのか。日本政府はきちんと言明してほしい。戦況が悪いことを知りながら、国策として満州に移民させたのは棄民であり、許せない。廣田総理の百万戸移民政策がなければ、残留孤児も生まれなかった。しかも敗戦前、関東軍司令部や日本政府はソ連が進攻すればどうなるか、わかっていた。それでも私達を棄民した。移民から棄民へ。そして最終的に現地に定着せよと政府が勝手に決めたのだ。腹が立ってたまらない。私はどうしても国の責任を問い、補償を求めたい」

「敗戦がもうはっきりわかっていたのに、なぜ私達を中国に送り出したのか。敗戦後、兵士・役人・満鉄の職員は皆、日本に帰らせたのに、なぜ開拓農民だけは現地に捨てたのか。すごく憤りを感じている。兵士・職員には恩給もある。農民だけ恩給も補償もない。皆、国のために中国に送り込まれ、国のために死んだのに、なぜ待遇が違うのか。国民は平等と言うが、それは建前だけで実際ではない」

「残留孤児を生んだ原因は、移民政策を推し進めた上、戦後放置した日本政府にある。そのため日本で生活するという当たり前の人生を送ることができず、中国で苛酷な人生を送らざるをえなかった。失ってしまった日本での当たり前の幸せな生活の責任をとってもらいたい。軍人には恩給が出るのに、開拓移民や40年以上中国に放置された私達に恩給も補償もないのは、あまりに不公平だ」

また複数の孤児は、「残留孤児の発生が、(日本政府の政策というより) ソ連の進攻に起因する」との見方を批判している。

＊「テレビで、残留孤児問題が発生した原因は、ソ連軍の侵入だと報道していた。私は、違うと思う。ソ連が出兵した先は中国であり、日本ではない。もし日本が中国を侵略していなければ、残留孤児問題は起きなかったはずだ。ソ連の侵攻以前に、日本の中国侵略を反省すべきだ。またアメリカの責任でおきた原爆の被害者には、優遇策があるそうだ。なぜ日本政府の責任で起きた残留孤児の被害には何もないのか」

「残留孤児の日本への帰国が遅れたのは、ソ連の進駐のせいで、日本政府と関係ないと言う人がいる。でも、なぜソ連が中国に侵攻したのか。日本が中国東北地方を侵略していたからではないか。しかもソ連が侵攻すると、日本の軍人は周章狼狽して先に日本に逃げ帰り、私達のような幼い子供、女性、老人、病人だけが中国に取り残された。これもソ連のせいだったと言うのか。またソ連の撤退後、なぜ日本政府はすぐに私達を助けなかったのか。何と言い繕おうが、日本が起こした戦争がなければ、残留孤児は生まれなかった」

「残留孤児の被害は、国民がひとしく受忍すべき戦争被害」との見方に対しても、複数の残留孤児が、国家権力の責任を明確にする立場から反論している。

＊「小泉総理は、残留孤児問題は戦争によるものだと言ったが、戦争の責任は誰にあるのか。残留孤児発生の原因が戦争だと認めるなら、日本政府は当然、その責任をとるべきではないか。また残留孤児だけでなく、日本国内にいた国民も皆、戦争被害を受けたと言う人もいる。その通りだ。日本人も中国人も、一般の民衆は戦争の被害者だ。日本政府が起こした戦争は、両国の人民に災難をもたらした。だからこそ、戦争を起こした政府や天皇の責任を明確にしなければならない」

残留孤児は、侵略戦争を遂行した日本の国家指導者を強く批判している。その立場は、原爆被害者・在日朝鮮人等、他の戦争被害者への共感にも連なっている。

＊「日本政府は、もう二度と他国を侵略しないでほしい。もしどうしても侵略するなら、今度は国家指導者の子供達が孤児になってくれ。私達の次世代は、もう絶対に孤児にしたくない。私は平和であることを祈る。戦争は大嫌いだ。戦争がなければ、私達のような問題はなかった。国の指導者は、戦争で犠牲になる人々の立場にたって考えてほしい」

「戦争は悪い。大東亜共栄圏とか、戦争は中国にも発展をもたらしたとかいう人がいるが、とんでもない。戦後、朝鮮人は50万人も日本に残され、差別されてきたそうだ。彼らも残留孤児と同様、日本の戦争や植民地支配の犠牲者だ。日本はアメリカに原爆を落とされた。落としたアメリカも悪いが、日本が戦争さえしなければ、そんな被害も起きなかった。戦争を起こした責任者は、その責任を償わねばならない」

こうした反戦意識は、現在進行中の戦争への批判にもつながっている。2004年調査当時、日本政府はイラクに自衛隊を派遣していた。これを、複数の残留孤児が強く批判している。

＊「小泉総理は日本の恥、日本の極道息子だ。アメリカのイラク攻撃に莫大な軍事資金を出し、今また 1000 億ドルを援助するそうだ。彼はアメリカの犬だ。日本国内にも貧しい人や自殺する人がたくさんいる。その人々のために税金を使うべきだ。小泉総理はその大切な金を、イラクやアフガニスタンで戦争をするために、正確にはアメリカの戦争のために無駄遣いしている。日本は戦争に反対すべきだ。なぜ再び戦争の被害者を生み出すために、日本の税金を使わねばならないのか」

「私は残留孤児として戦争の悲惨さを体験したからこそ、今も戦争が本当に大嫌いだ。戦争は人を引き裂き、傷つける。戦争は絶対にしてはいけない。日本政府は過去を直視し、侵略を反省し、平和を大事にすべきだ。それなのに今、日本政府はイラクへ自衛隊を派遣して、また同じ道を歩もうとしている。軍国主義は本当にだめだ。イラクへの派兵も中止してほしい。アメリカにも戦争をやめるよう働きかけてほしい」

【帰国の遅延による被害】

さて、日本政府が残留孤児の肉親捜し・永住帰国を大幅に遅延させた責任を指摘する残留孤児は、44 名中 32 名と一層多い。

帰国が遅れたため、残留孤児は中国で多大な苦難を被った。

＊「私達は中国に数十年間も放置され、死ぬほど苦労した。中国で、日本人の子供として迫害され、ひどい精神的苦痛を受けた。日本政府は私達を長い間、外国に放置し、帰国させなかった罪の責任を償い、賠償すべきだ」

「残留孤児は、戦後も非常に長い間、日本への帰国を認められなかった。日本に早く帰れていれば、中国でひどい目に遭わなかったと思うと、とても悲しく、悔しい。日本政府が、私達が中国に残されていることを承知しながら、何の措置も取らず、長年放置したことは絶対に許せない」

「私達は長年、中国で苦労してきた。靴も服もない時もあったし、石炭を拾って食いつなぐなど、言葉では表せないほど苦労した。日本政府はなぜ私達を捨て、中国に長年放置したのか。どのように償ってくれるのか」

また帰国が遅れた結果、帰国後の日本でも、言葉・就学・就職・社会関係の形成をはじめ、生活の全領域にわたって多大な被害を被った。

＊「帰国が遅れたせいで、私達の日本での老後は孤独になり、不安だらけになっている。日中国交がもっと早く正常化されていれば、私達も早く帰国できたし、若かったから自立できただろう。1972 年に日中国交が回復した後も、日本政府はあまりに長い間、多くの孤児を捨てたままにした。私達は帰国したくてもできなかった。日本政府の政策が、帰国を許さなかったのだ。これが私達に、どんなに悪影響を及ぼしたことか。戦争中の混乱期ならともかく、戦後はもっとうまく対処すべきではなかったか。今、私は字が一つも読めず、日本語もしゃべれない。近所の人とも交流できず、日本社会に溶け込めない。もし子供時代、せめて青年時代に日本に帰れていれば、もっとずっとすばらしい人生が送れていたはずだ」

「帰国させたのが遅すぎたため、私達残留孤児はあまりに多くのものを失った。20 年前に帰国させてくれていれば、全く違っていた。仕事や言葉の問題もなかった。もっと早く帰国でき、日本で成長できれば、日本語や日本文化という生活の基礎も得られたはずだ。それらの機会を失ったことの苦しみを、国は償ってほしい。なぜ終戦後も長く棄民状態を続けたのか。なぜ国交回復後もすぐ帰国させなかったのか。なぜ国は帰国した私達に謝罪もせず、正当な補償もしないのか」

「私達の 40 年間の損失を賠償すべきだ。私は小さい時からずっと日本に帰りたかった。40 年間も首を長くし

て、日本に戻りたくて戻りたくて、たまらなかった。でも日本で暮らすという当然のことが実現できないまま、中国で暮らすしかなかった。それは日本政府が早期に残留孤児の帰国政策を行わず、逆に帰国を妨害する政策をとったためだ。そのせいで私達は今、日本語も話せず、非常に貧しい生活を送っている」

「政府が残留孤児をもっと早く迎えに行っていれば、孤児達は戦後の日本の国作りにも参加できたはずだ。でも政府は棄民政策をとって私達を探さなかった。日中国交回復後ですら、政府は帰国を助けず、むしろ妨害した。それで私達は皆、年をとってから日本に帰国するしかなかった。私達の帰国を阻む政府の政策がなければ、ずいぶん前に帰国できて、今はもっとまともな生活を送れていたはずだ。今、私達は本当に惨めだ。ろくに学校にも行けず、日本で言葉も通じず、大きな壁にぶつかっている。これはすべて日本政府の責任だ。このままでは死んでも死にきれない」

ここで重要なことは、残留孤児の帰国遅延が、単なる戦争被害ではないという事実である。それは戦後の日本政府の政策に基づく新たな被害である。複数の残留孤児が、「戦争被害を受けたのは残留孤児だけではない」との意見、および「敗戦直後に中国から引き揚げてきた人々も、残留孤児と同様の苦難を経験した」との見方に対し、次のように反論している。

＊「敗戦直後に日本に引き揚げた人も、もちろん大変だったと思う。東京の空襲、広島の原爆の被害者も、確かに大変だった。それでも彼らの多くは今、自分の家を持ち、年金で生活できている。戦後、日本でずっと働いてきたから、それは当然だ。私達は人生の半分以上、中国にいた。日本に帰りたくても帰れなかった。ずっと後になってから中途半端に帰ってきたため、自分の家も持てず、年金でも暮らせない。言葉も通じず、生活保護で最低限の暮らしをするしかない。これは他の戦争被害者と全然違い、非常に苦しいことだ。戦後、ずっと日本国内で生活していた人と、私達の現状は全く違う」

「敗戦直後、確かに日本も貧しかった。でも日本国内にいた人は、日本国民の権利を享受できた。戸籍も抹消されず、肉親とも団欒できた。日本の学校に通い、日本語を身につけ、就職し、年金に加入できた。私達は、そんな日本人にとって当たり前のことが、何もできなかった。私達は生きているのに戸籍を取り消され、死人として扱われた。もちろん教育もなく、言葉もわからず、就職もできず、年金にも入れなかった。こんな日本人がいるだろうか。これは最大の人権侵害ではないか。これはすべて日本政府が私達を早く日本に帰国させなかったせいだ。私達は戦後の日本人としての人権を何も享受できなかった」

【自立支援の欠如による被害】

最後に44名のうち42名が、永住帰国後、日本政府が、①日本語教育、②住宅斡旋、③就職支援、④生活保護・年金等について、必要な自立支援策を実施しなかったことを批判している。孤児の多くは、日本に永住帰国した後も依然として「置き去りにされ」、「無視されている」と感じてきた。これもまた、戦争被害ではない。戦後の日本政府が創り出した新たな被害である。

＊「日本政府は、帰国した私達をまたもや放置し、ひどい目に合わせた。帰国後も十分な政策がなかったため、中国での生活以上に惨めな毎日を送らねばならなった。厚生省や兵庫県は、生活保護の支給以外、全く何もやってくれなかった。国は残留孤児のことを全く問題だとみていない。本当に冷酷で、人情がなさすぎる。やっと日本に帰ることができたのに、こんな悲惨な結果になるとは思いもよらなかった。残留孤児の人権を取り戻し、被害を賠償してほしい」

「44歳でやっと帰国できても、まともな受け入れ対策もないまま、不慣れな日本社会に投げ出された。ろくに

日本語教育もなく、就職も紹介してくれず、生活上の援助もなかった。孤児が国から受けた待遇といえば、日本への帰国旅費と生活保護の支給だけだ。国は私達を呼び戻しただけで、後は何も考えてくれなかった。まるで詐欺だ。日本語をきちんと勉強させ、適切な就職支援をしてくれるべきだった。今、考えると、日本に帰国すべきではなかったと思うこともある。私は中国でわりと給料は高かったし、待遇もよかった。こうした問題について、日本政府は謝罪して賠償してほしい」

「日本政府は残留孤児に全然無関心で、私達の悩みを聞きに来たことすらない。私達がようやく日本に帰ってきても、何も手助けしてくれなかった。日本語もまともに教えてくれず、仕事の紹介もなく、どうやって日本で生きていけというのか。病気になっても満足な医療も受けられず、老後の年金もない。生活保護をあてがって最低限の生存を認めてやれば、それでいいというのか。帰国後、ここまで無視され、ひどい状態におかれるなんて、誰が予想しただろう。日本政府は私達を中国に捨てたが、私達は死ななかった。今度、日本にかえってくると、日本政府はまた私達を捨てている」

「私達の永住帰国後、日本政府は、いったい何をしてくれたのか。残留孤児が言葉も不自由な日本で自立するのがどんなに大きな努力を要するか、想像してほしい。それに比べ、日本政府はどんな努力をしたのか。私達は日本人だからこそ、思い切って中国での生活を捨て、日本に帰ってきた。ゼロから始めた。帰国して、もう20年たつが、本当に大変だった。どんなにパワーが必要だったことか。私達は、政府に依存してご飯を食べたいと思っていない。自立して頑張りたかったし、努力してきた。日本語教育も住居・仕事の斡旋も、あらゆる行政支援が不十分だった。自立できる能力のある孤児も、働けないまま高齢になってしまった。支援すべき行政が、逆に私達の人格や尊厳を傷つけた。政府は残留孤児をもてあそんでいる」

「日本にようやく帰ることができた私達は、日本政府によってまたいじめられている。何が自由な民主国家だ。許されない卑劣な行為だ。十分な日本語教育もなく、仕事もできなかった。収入は生活保護だけで、本当に貧しい。中国で教師として長年まじめに働いてきたのに、なぜ日本に帰ってこんなひどく貧しい生活しかできないのか。若い頃、私は文化大革命で日本政府の侵略の罪を償うため、打倒・批判された。でも高齢になった今、愛していたはずの祖国日本で生きることに疲れ果てている。祖国に帰ってきたら、こんなひどい待遇を受けるとは、あまりに情けない」

ところで、以上にあげた①戦争・棄民、②帰国の遅延、そして③自立支援の欠如による被害は、年齢・中国での居住地（《A～Dタイプ》）、永住帰国年次、そして民族的自己定義の如何を問わず、ほとんどの残留孤児が幅広く指摘している共通の被害である。残留の経過や中国での生活、肉親捜し・永住帰国の経過、そして帰国後の日本での生活や社会意識は、第1章～第6章で詳細に分析してきたように極めて多様である。しかしそうした多様性を越え、残留孤児を単一のカテゴリーにしたのは、上記の3つの受苦とそれを創出した日本政府への批判という主体性であったといえよう。

第2項　日本政府への基本的要求

さて、以上のような日本政府への批判をふまえ、残留孤児は日本政府に何を要求しているのか。本稿の対象者は2004年、神戸地方裁判所に国家賠償訴訟を提訴した。彼らの要求を、彼ら自身の語りから見ていこう（表7－11・12参照）。

【日本人としての平等の実現】

まず第1は、日本人としての平等の実現である。ここでいう平等とは、生活保護等が形式的に他の

日本人と「平等」の基準で支給されることではない。むしろ残留孤児の特殊性をふまえた特別の待遇、およびそれによる戦後の日本人としての生活と権利の回復である。残留孤児は戦後も長らく中国に放置されたため、戦後の日本人にとって自明の生活や権利から隔離され続けてきた。すなわち日本の地で家族に育てられ、教育を受け、日本語を身につけて社会関係を構築し、就職し、年金に加入し、必要な社会保障や福祉を受けるといった生活や権利である。本稿の対象者が国賠訴訟で求めたのは、「日本人として、日本の地で、人間らしく生きる権利」[14] であった。残留孤児のような特殊な歴史的背景をもつ日本人が、戦後の日本人としての生活と権利を回復するには、生活保護など既存の諸制度に残留孤児を埋め込み、残留孤児に固有の問題を「無かったことにする」だけでは不十分である。残留孤児が求める「日本人としての平等の実現」とは、孤児の側だけが一方的に既存の日本の制度・社会に同化・適応したり、自己責任・自助努力で自立を迫られることではない。残留孤児の特殊性やその歴史的背景を、日本の国家・社会が正しく認識し、新しい制度・社会を創り出すこと、つまり日本社会のあり方を変えることである。

＊「日本政府は、残留孤児に日本人と同水準の普通の生活を保障してほしい。政府は、残留孤児を日本人とみなしているのか。私達も日本人だ。日本人は皆、９年間の義務教育を受けただろう。私達はそれも受けていない。私達は今、日本語も聞き取れず、話せない。日本政府は私達を置き去りにし、私達がやっとのことで帰国しても人並みの生活をさせようとしない。心から怒りを覚える。残留孤児にならなければ、生活保護に頼らなくても生きていけたのに、その機会を奪われた。国は私に対する義務を果たしていない」

「日本政府は公平に、合理的に残留孤児に対応してほしい。何よりも日本人と同じような権利がほしい。私達は日本語もできず、大きなハンディキャップを抱えている。また長年にわたって中国で努力してきたことを、日本の社会では全く評価されない。中国で身につけた能力も生かせず、まともな仕事にもつけず、年金も保障されていない。せめて普通の日本人と同等の保障と待遇が受けられるようにしてほしい」

「ただ普通に仕事をして、子供と交流して、夫と２人で幸せに暮らしたいだけだ。それは多くの日本人にとって、当然の生活だ。日本に帰ってきて、なぜそんな当たり前の生活ができないのか。私達は中国にいた時、こんな悲惨な生活はしていなかった。中国では、少なくとも言葉に支障はなかった。中国政府は私達を普通の中国人として取り扱ってくれた。日本政府は、なぜ私達に普通の日本人として落ちついた生活をさせてくれないのか。私達は別に日本政府に寄生して暮らしたいわけではない。生活保護に頼るのは、本意ではない。

表７－11　日本政府への基本的要求（タイプ・帰国年次別）（ＭＡ）　（人）

	タイプ				帰国年次		計
	A	B	C	D	1988 以前	1989 以降	
日本人として平等	7	4	9	7	14	13	27
政府の責任明確化	6	4	6	8	14	10	24
広義の政策形成	5	4	5	9	13	10	23
うち老後保障にも言及	3	2	2	4	6	5	11
言及なし	－	3	1	－	3	1	4
計	10	10	11	13	25	19	44

資料：実態調査より作成。

表７－12　日本政府への基本的要求（自己定義別）（ＭＡ）　　（人）

	日本人	中間	中国人	無関心	計
日本人として平等	13	10	2	2	27
政府の責任明確化	8	13	1	2	24
広義の政策形成	9	10	3	1	23
うち老後保障にも言及	5	5	1	－	11
平等	6	3	2	－	11
平等＋責任	7	7	－	2	16
責任	1	6	1	－	8
政策のみ	2	3	－	－	5
言及なし	1	1	1	1	4
北朝鮮拉致比較	7	6	4	1	18
早期解決	5	5	－	1	11
計	17	20	4	3	44

注：平等＝日本人としての平等、責任＝政府の責任明確化、政策形成のみ＝広義の政策形成のみ
資料：実態調査より作成。

残留孤児にも、日本人しての権利と自由を返してもらいたい」

「残留孤児になって以来、私の心は傷つけられ続けてきた。もし残留孤児にならなければ、私は日本できちんと教育も受けられ、こんなに無知にならなかったはずだ。字を読めず、必要な知識がないことは、すごく大きな精神的苦痛だ。日本人は皆、義務教育を受けている。日本に来ていろいろな手続きをする時、字が書けないと皆に笑われる。私は、日本人のように当たり前に暮らしたい。それができないのは、日本政府の政策のせいだ。だから日本政府に賠償してほしい」

「日本政府は、残留孤児を乞食とみているのか。どうして私達は日本語を話せないのか。どうしてこんな苦しみを味あわなければならないのか。戦後すぐ日本に帰ってくることができていれば、私達も高校や大学に行けただろう。今、日本人の目に映る私達が、中国人であることもなかっただろう。私の人生には、義務教育すらなかった。これは人権侵害だ。私達も日本人だ。本当の意味で、日本人と同じ待遇、平等な待遇を享受させてほしい。生活保護のような単なる形式ではなく、教育、住宅、仕事、医療、年金などあらゆる面で問題を解決すべきだ。私達は、日本人が享受してきた教育や就労の機会、社会保障もずっと受けられなかった。人生の中でこんな等級差別をされたのは、日本政府のせいだ。私は残留孤児という言葉が大嫌いだ。帰国させた以上、残留孤児という呼称はやめてほしい。私達は帰国したのだから、すでに残留孤児ではない。私達が相変わらず残留孤児と呼ばれるのは、日本政府がまだ私達を当たり前の日本人にできていないということだ。本当に公平・平等が実現していれば、残留孤児とは呼ばれないはずだ。残留孤児と呼ぶ以上、不平等が現実にあるということだから、日本政府は未解決の問題を放置しないでほしい。私達は、強い決意で動揺せず、最後まで裁判を闘う。それは真に日本人として生きていくため、日本社会で日本人としての地位を勝ち取るため、あらゆる意味で日本人に差別されないためだ。またそれは、子供や孫のためでもある。私達が日本人としての社会的地位を勝ち取り、不平等な立場から抜け出せば、２世・３世の地位も守られ、差別されず、公平な扱いをしてもらえるようになるだろう」

「日本人と同じ水準の自由な生活ができるようにしてほしい。日本人と平等に扱ってほしい。私達は戦後 40

年もたってから日本に帰ってきたが、言葉も不自由で身体もままならず、仕方なく生活保護で暮らしてきた。生活保護受給者は、普通の日本人の生活水準ではない。私は日本人だから、日本人と同じようになりたい。名を正してほしい」

「私達を日本人として取り扱ってくれたら結構だ。つまり普通の日本人と同じような待遇を受けさせてほしい。私達をようやく日本に帰らせても、日本人として扱ってくれないことに怒りを覚える。同じ日本人として、日本人並の幸福な生活を楽しみたかった。私は日本人なのに、なぜ日本人のような待遇が受けられず、最低の生活保護で暮らすしかないのか。私は年金で暮らしている日本人がうらやましい。私達はぜいたくな要求はしていない。ただ普通の日本人並の待遇を受け、日本人と同じような生活がしたいだけだ」

「日本人と同じように生活できれば、それだけで満足だ。幼少時に捨てられた中国でまじめに働き、生活してきた。せめて帰国後は、日本人として普通の生活を補償してほしい。日本に帰ってきても、日本語がわからず、完全な人間ではなくなってしまった。この一生は、半障害の一生だ。日本で安定した仕事につけなかったため、貯金も年金も持ち家もない。日本政府は、残留孤児が日本人と同じような生活ができるよう、日本人としての権利の保障、平等な待遇をしてほしい」

ここで留意すべき点は、残留孤児が「平等」を求める基準となる「(普通の) 日本人」とは誰か、である。日本の地で肉親によって育てられ、義務教育を受け、日本語を身につけて社会関係を構築し、就労して経済的に自立した生活を確立し、年金に加入し、必要に応じて社会保障や福祉を受ける。このような生活と権利の実現をもって「日本人の生活」というなら、それは必ずしも日本国籍をもつ日本国民のそれに限らない。日本に定住する外国籍者にも当てはまる。すなわち残留孤児が求めているのは、厳密には「日本国民」というより、戦後の日本の地に定住するすべての人々が享受すべき生活と権利にほかならない。

参政権は現在、日本国籍をもつ日本国民に限定されている。そして日本国民である残留孤児の多くは、実質的には参政権からも排除されてきた。永住帰国前はもちろん、帰国後も言葉の壁等により、参政権の行使が大幅に制限されてきたからである。しかし本稿の対象者が語る「日本人との平等」に、参政権の問題はほとんど言及されていない。その理由は明らかではないが、いくつかの可能性が考えられる。一つは、共産党一党支配の中国での参政権が極めて限定的なものであったため、中国での生活が長い残留孤児が参政権について十分に認識していない可能性である。二つ目に、帰国後も日本の参政権から実質的に排除され続けてきたため、参政権の意義を新たに認識する機会が少なかった可能性である。三つ目に、当面する日常生活の苦難が極めて深刻だったため、参政権のような間接的・手段的な権利まで考える余裕がなかった可能性もある。そして四つ目として——これが最も重要だが——、残留孤児を長年に渡って中国に放置し、帰国後も「日本人との平等」の実現を妨げてきたのは、戦後の国民主権に基づく日本政府である。残留孤児問題は、単なる戦争被害ではなく、ポスト・コロニアルの問題——国民主権の下で新たに創出された問題——にほかならない。残留孤児が参政権に比較的無関心であることは、単に彼らの政治的未成熟に帰すべき問題であるとは限らない。

【日本政府の責任の明確化】

さて、「日本人としての平等の実現」は単なる願望ではなく、日本政府に対する要求である。その基礎には、残留孤児の苦難が、諸個人の能力不足や自己責任、単なる運の悪さによるものではなく、日本政府の政策に起因するとの認識がある。そこで残留孤児の日本政府への第2の基本的要求は、政

府が責任を明確に認め、残留孤児に謝罪・補償することである。

＊「裁判の目的は、国家の不正を正すことにある。個人の経済的利益や生活改善が目的ではない。裁判では3300万円の賠償請求をしたが、本当に大切なのは人権の回復だ。日本政府は残留孤児に謝罪すべきだ。そしてこれまでの政策の非を認め、損害を賠償しなければならない。残留孤児の苦境は、決して孤児の自己責任ではない。ある身元保証人の日本人は、残留孤児が裁判を起こすことに反対して、『帰国者が中国式の礼儀・思考方式・行動様式を持ち続け、日本社会に今も溶け込もうとしないから、日本人も帰国者を受け入れないのだ。帰国者自身が日本社会に溶け込むよう努力しなければならない』と発言した。私は、遺憾なく反論した。『あなたに聞きたいが、なぜ私達の思考・行動様式が中国式になったのか。私達も日本語でしゃべれるようになりたかった。でも日本政府は、私達がこんな高齢になるまで帰国させず、帰国後もたった4カ月しか日本語を勉強させなかった。それでも日本語をしゃべり、社会に溶け込めというのか。あなたも一度、試してみればいい。私は40年間中国で生活し、日本に帰国後は14年間、1日12時間位働かねばならなかった。どうして日本語が勉強できたというのか。政府の制度・政策に問題があったから、私達は日本語も身につかず、日本式の思考・行動様式も身につかなかった。私達が日本社会に適応できないことを、私達自身の問題に帰すのは、全く間違った認識だ。そんなことを言う日本人は、私達を見下しているのだ』」

「日本政府は責任を明確に認めるべきだ。今回の裁判の賠償請求は3300万円だが、それは印のようなものだ。私達は両親も家も失い、言い表せないほど苦労した。この損害は、金では償えない。1億円くれても、取り返しはつかない。大事なのは賠償金額ではなく、日本政府が自分の責任を認め、私達に心から謝罪することだ。賠償金は、その印にすぎない。また裁判の目的はあくまで国による損害賠償だ。単なる生活保障ではない。日本政府が責任を認めて謝罪しなければ、私達は絶対死ぬまで国を訴える」

「日本政府を訴える主な理由は、国に理を言ってほしいということだ。日本政府は孤児に謝罪すべきだ。私達はすべてを失ってしまった。本当に悔しい。こんなひどい状況に陥ったのは、私達自身の責任ではなく、政府の責任だ。私の人生全体の損害を賠償してほしい。賠償金3300万円は高くないと思う。これまで受けた被害への謝罪と賠償を必ず求めたい」

「裁判は金のためではなく、公正を求めたいだけだ。どう表現すればいいかよくわからないが、一応1人3300万円を請求しているが、それよりも私達は正義を求めている。納得のいく説明と謝罪がほしい。今のままでは私達に人権はない。日本政府は、残留孤児を『たくさんの乞食』とみなしている。確かに私達は政府に依存しなければ生きていけない。でも私達を非難したり、追い出したりする権利は、日本政府にはないはずだ。なぜなら日本政府の政策が、私達のような人間を作り出したのだから。訴訟では、日本政府が私達に対して果たさなかった責任を明確にしたい」

「満州移民政策や、その後の長年に渡る中国への遺棄、残留孤児の戸籍抹消、帰国後の生活を保障する政策を実施しなかったこと。これらすべての日本政府の責任を、裁判で追及したい。国が過ちを犯したから、私達が生まれた。だから国に賠償してもらわねばならない。それが道理だ。政府はこれまでとってきた長年の施策の誤りを認め、心から謝罪してほしい。また孤児に、残された人生を人間らしく生きるにふさわしい慰謝料を払うべきだ」

「私達は3300万円という金がほしいわけではない。日本政府に責任を認め、謝罪し、補償してほしいだけだ。残留孤児が受けた心の傷について、謝罪してほしい。日本政府の責任逃れは許さない。実父母にも愛されたことのない子供にしてしまった罪を認めてほしい。日本政府は二度と失望させないでほしい。もう逃げないでほしい。今回の裁判はとても有意義だ。私達は正義のために戦っている」

「3300万円が目的ではなく、孤児に対する正しい評価がほしい。政府の犯罪で私達は外国に捨てられた。帰国しても、日本政府はまたもう一度、私達を放置した。日本政府は次から次へと罪を重ねてきた。その結果、私達は今、日本語もできず、つらい思いをしている。政府に責任をとってもらいたい。日本政府に必ず謝罪させなければならない」

【政策形成】

そして第3に本稿の対象者は、新たな支援政策の形成を求めている。それは、いうまでもなく日本政府が責任を明確に認めた上で、「日本人としての平等を実現」するための補償的・包括的な政策だ。決して老後の生活保障策だけに矮小化しえない。政策形成を要求する23名のうち、16名は「日本人としての平等の実現」、10名は「日本政府の責任の明確化」を同時に要求している。

＊「残留孤児の生活保護や年金等の問題を解決してくれなければならない。日本政府は、孤児のために特別法を作ってほしい。私達は特殊なグループなのだから、特別の法律が必要だ」

「政府は帰国者に対し、もっと寛大に開放的な措置をすべきだ。私達の一生は波瀾万丈で、でこぼこ道を歩んで来た。日本政府は、特殊な人間である残留孤児の問題をもっときちんと解決してほしい」

「賠償だけでは話にならない。日本政府は、帰国者向けの新しい政策を作ってほしい。私達に対する措置や政策を徹底的に改めてほしい。残留孤児が生活保護に頼らなくても生きていける制度を作るべきだ」

もとより老後の生活保障は、包括的な支援政策の重要な一環ではある。政策形成を求める23名中、11名は老後の生活保障にも言及している。

＊「私達の残り少ない老後の幸福のため、自由のために、政府は帰国者の特別法を作ってほしい。老後の不安を解消し、落ち着いた老後をすごせるようにしてほしい。残留孤児の境遇をもっと知り、つらい思いをもっと理解して、孤児の生活を改善してほしい」

「年金では老後が暮らせないから、補償してほしい。失ったものは取り戻せないが、せめて、残留孤児のこれからの老後の生活を安定させ、自由に生きられるようにしてほしい」

以上のように残留孤児は、①日本人としての平等の実現、②日本政府の責任の明確化、そしてそれらをふまえた③新たな包括的な支援政策の形成という3つの基本的要求をもっていた。これらの基本的要求もまた、年齢・中国での居住地（《A～Dタイプ》）、永住帰国年次、民族的自己定義の如何にかかわらず、多くの残留孤児が共有している。自らを「日本人」と定義する孤児に「日本人としての平等の実現」を求める声がやや多く、自らを「日本と中国の中間」と定義する孤児に「日本政府の責任の明確化」を求める声がやや多いが、しかしそれも顕著な差とまではいえない。むしろ残留孤児は民族的アイデンティティの多様性や揺らぎを超え、残留孤児としての共通性――日本政府の政策によって創出された共通の被害者という主体性――に基づき、共通の基本的要求を確立していたのである。

【北朝鮮拉致被害者との比較】

ところで残留孤児が上記の3つの基本的要求を自覚する上で、一つの契機になったのは、北朝鮮拉致被害者の待遇に関するマスコミ報道であった。それは、孤児の待遇と大きく違っていた。

すなわちまず第1に、小泉総理（2004年当時）は国交のない北朝鮮を自ら訪問し、拉致被害者の安否を確かめ、日本への帰国を積極的に支援した。これは残留孤児の肉親捜し・帰国における日本政府

の消極的対応・妨害的施策と、まさに正反対であった。

＊「北朝鮮から５人の拉致被害者が帰国した。総理自ら北朝鮮に行って捜し、家族も含めて全員が国費で帰国した。彼らへの政府の対応は非常に手厚い。アメリカ人逃亡兵の夫とマレーシアで会って、日本に帰国した人もいる。それもすべて国の費用だ。残留孤児の待遇と比べると、不公平なのは明白だ」

「北朝鮮の拉致被害者は、政府も世論も国をあげて探している。でも孤児のことは興味がないようだ。なぜ残留孤児を、あのように一生懸命に探してくれなかったのか」

「北朝鮮と国交がないのに、拉致問題で小泉総理は２度も北朝鮮を訪れた。莫大な経済援助を北朝鮮に贈り、拉致被害者を『買い戻して』きた。それなのに、なぜ日本政府は私達を探してくれなかったのか」

「北朝鮮の拉致被害者を日本に連れ帰るのに、日本政府は 25 億円も出したそうだ。国のトップが、国交がないはずの北朝鮮をわざわざ訪問した。そして莫大な経済援助を北朝鮮に行い、それと引き換えに帰国させようとしている。それなのにどうして私達残留孤児のことは放置してきたのか」

第２に、帰国後の自立支援には、一層大きな格差があった。拉致被害者には、日本語教育・就労・住宅等について残留孤児よりはるかに手厚い公的支援が実施された。また最低でも５年間にわたり、毎月 17 万円（単身者）ないし 24 万円（２人所帯）、家族が１人増えるごとに３万円が加算される給付金も支給された。これも、残留孤児への対応とはあまりにかけ離れていた。

＊「テレビで知ったが、日本政府は北朝鮮の拉致被害者にすごく優遇政策をとっている。私達残留孤児には冷たい。拉致事件の報道によって、私達は自分達の惨めさを認識した。その報道がなければ、私達は何もわからずにいた。拉致被害者には１人月 17 万円が支給される。私達は夫婦二人でも 12 万円ほどだ。どうみても不平等だ。拉致被害者やその子供の勉強にも、別に補助金が出るそうだ」

「拉致被害者は帰国前に就職先も決まり、家も用意された。彼らの子供は、来日前にどの大学に入るか、すでに決められていた。彼らの一家の生活費は月 20 数万円だ。私達夫婦２人分でも、彼らの一人分にも及ばない。私達は就職するために一人であちこち頭を下げてまわるしかなかったが、拉致被害者は役所や公的機関に熱烈歓迎されている。私達への関心と待遇は、その 10 分の１にも及ばない」

「日本政府は、拉致被害者と比べ、残留孤児をあまりに軽視している。待遇が違いすぎる。拉致被害者が帰国したら、一人で 17 万円の生活費をもらうそうだ。私達一家は来日当時、一家 4 人で 20 万円未満だった。しかも拉致被害者の多くは日本で学校を卒業し、日本語もでき、家族もいて、帰国しても不自由なく生きていける。彼らは日本に帰る前にもう仕事も決まっていたし、住宅も用意された。私達は子供の頃に中国に捨てられ、日本語ができないので、帰国後の生活は一層困難だ。日本に帰国できなかった期間も私達の方が長い。拉致被害者は私達のように農村に追放されて強制労働させられた経験もないだろう。なぜこんなに待遇が違うのか」

「日本政府は北朝鮮拉致問題を重視しているが、残留孤児問題はもっと広範囲で深刻なのに、なぜ手をつけないのか。北朝鮮の拉致家族には毎月支援金を渡し、安定した就職も斡旋している。残留孤児とあまりに扱いが違いすぎる。拉致問題の報道に接して、残留孤児の生活保護がすごく不平等・不公平だと実感した。残留孤児が皆、心を一つにしたのは、拉致被害者と比べるとあまりに心のバランスが取れないからだ」

「北朝鮮の拉致被害者には大学を卒業してから拉致された人もいる。日本語もできる。帰国後は就職も斡旋され、私達よりずっと高い生活費ももらっている。一方、残留孤児は日本語もできず、教育も受けていないから、人間としてみられていない。私は非常に不満だ。拉致被害者は、日本に帰国後も、私達よりはるかに手

厚い援護を受けている。残留孤児と、なぜこんなに大きな違いがあるのか。これは、残留孤児が訴訟を起こしたことと無関係ではない」

「北朝鮮拉致被害者に対し、政府はとても手厚い待遇をしている。拉致された人々は日本に帰ると、職業訓練を受け、一人17万円、夫婦二人で24万円の生活費を支給されている。市役所も国も、拉致被害者にいろんな優遇を与えている。ある拉致被害者は帰国後、市役所に雇用されたそうだ。残留孤児に対する対応と大違いだ。これが帰国者の怒りに火をつけた。なぜ私達はひどい待遇を受けなければならないのか。あまりに差がありすぎ、全く納得できない」

しかも第3に、北朝鮮による拉致被害は直接には日本政府の責任ではない。残留孤児の被害は、日本政府の政策に起因する。それにもかかわらず残留孤児に対し、拉致被害者並の援護がないことに、多くの残留孤児は憤りを感じていた。

＊「ある記者が厚労大臣に『なぜ拉致被害者と残留孤児への対応は違うのか』と質問した。すると大臣は、拉致被害者は平和な時代に起きた問題で、残留孤児とは違うと答えたそうだ。全くの屁理屈だ。私達は拉致被害者よりもっと長い間、外国に放置された。しかもそうさせたのは、日本政府だ。拉致被害は日本政府の責任ではないのに、政府はあんなに積極的に探し、優遇もしている。日本政府は、私達に拉致被害者以上に手厚い待遇をして当然ではないか。政府は自分がやったことに、あまりに無責任だ」

「拉致被害者は、日本政府の政策の被害者ではなく、北朝鮮工作員による被害者だ。私達は日本政府のせいでひどい被害を受けた。拉致被害者を返さなかったのは北朝鮮政府だ。私達を返さなかったのは日本政府だ。それなのになぜ拉致被害者は日本政府にいい待遇をされ、私達は冷遇されるのか」

そして日本政府が北朝鮮拉致問題に熱心である理由を、「選挙目当て」、「国民向けのパフォーマンス」と語る孤児も少なくない。ここから見る限り、彼らは決して選挙・参政権に無知・無関心ではない。むしろポスト・コロニアルの日本において参政権・国民主権といった美名の下でなされている形式民主主義、もしくは近代の国民主権の欺瞞性を見抜き、これを批判しているのである。

＊「北朝鮮の拉致問題への日本政府の対応は、国民向けのパフォーマンスにすぎない。小泉総理は選挙目当てで票を集めようとして、拉致問題に熱心なのだ。残留孤児問題は票にならないので、見捨てている」

「拉致問題に取り組めば、日本政府は国民の支持を集め、選挙で有利になる。逆に残留孤児問題に手をつけると、日本政府の責任が問われる。だから日本政府は見てみぬふりをしている。これが政府のやり方だ」

「日本政府が関心をもっているのは、アメリカとの関係、そして選挙や支持率だけだ。北朝鮮拉致問題は選挙の票や支持率に結びつくから、政府は一生懸命にやっている。残留孤児問題は選挙や支持率に関係ないから、ほったらかしている」

「拉致被害者を必死になって帰国させるのは、やはり国のメンツと選挙のためだろう。残留孤児問題は戦後数十年もたっているから国民の関心が薄く、選挙の票にならないので、政治家達も気にしていないのだ」

【早急な問題解決】

最後に残留孤児は、問題の早期解決を切望している。すでに高齢の残留孤児にとって、それは切実な課題である。

＊「残留孤児は高齢者が多いので、早期の問題解決を希望する。私達はもう60歳をすぎ、70歳以上の人もいる。

死んだ後では、何の意味もない。国はぐずぐずして、私達が死ぬのを待っているのではないか」

「私はもう72歳だ。残された時間は限られている。残留孤児は皆、病気だらけで、明日死ぬかもしれない。早期の解決を心から望む。死後にお金をくれても、無意味だ」

「私達はもう皆、年をとっている。たとえ生きたとしても10年位だ。だから政府はもうこれ以上、無視してはいけない。帰国した2000人の残留孤児のうち400人位はもう亡くなったそうだ。残り時間は少ない。政府はもう逃げないでほしい」

考察　中国残留日本人孤児の国民国家に関する社会意識

以上、残留日本人孤児の国民国家に関する社会意識について考察してきた。簡単に総括しよう。

第1に、残留孤児の民族的自己定義は、「日本人」と「日本人と中国人の中間」が相半ばし、それ以外に「中国人」、「何人であるかに無関心」等もみられる。また「日本人」という自己定義の中にも、自らが日本人である根拠の意識的な自己主張、および自らを日本人とみなさない日本社会に対する反発・異議申し立ての要素が含まれ、それゆえ葛藤もある。「日本人と中国人の中間」との自己定義の内部にも、2つの民族への両属意識、および双方の民族からの疎外感、さらに日系中国人・在日華僑といった意識が輻湊している。こうした多様な、しかも複雑な葛藤を内包した自己定義の背景には、中国にいた時は日本人とみなされ、来日後は中国人とみなされるといった残留孤児に固有の生活史がある。しかもその多様性の基底には、個々の残留孤児の個別的体験のみならず、年齢差に基づく中国での生活史の違い（《A～Dタイプ》）が大きな影響を刻印していた。

第2に、残留孤児の定住地志向は、民族的自己定義と密接に関連している。「日本人」と自己定義する孤児は日本への定住志向が強く、「日本人と中国人の中間」または「中国人」と定義する孤児は日本と中国の狭間で葛藤し、または中国での定住を志向している。ただし、日本への定住志向の中にも、「日本国籍なので中国定住に制約がある」、「中国に経済的生活基盤がないので、日本に定住するしかない」、「医療費のことを考えると日本にいるしかない」、「日本で生活できないからといって中国に戻るのは、メンツがたたない」等の諦観的要素は大きい。決して日本での生活が快適で、日本定住を迷わず選択しているわけではない。一方、中国への定住志向も多くの場合、中国での生活の魅力というより、日本での生活の疎外感に基づいている。比較的若い間は、日本と中国の双方を往来するのが理想といった意識ももてるが、その実現は困難で、高齢化が進むほど、どちらの国にも安住の場を見出せない不安が増幅している。また中国への定住志向が強い配偶者、および日本への定住志向が強い二世等、定住地をめぐって家族内での意見の対立・齟齬も、残留孤児にとって一つの悩みとなっている。

第3に、日本に対しては「残留日本人を放置した冷酷な国」、「中国を侵略した国」等のマイナス・イメージが極めて多いが、その一方で「祖国・自分の国」、「経済的に豊かな国」等のプラス・イメージも少なくない。中国に対しては、「残留日本人を育ててくれた寛大な国」、「経済的に急速に発展しつつある国」、「懐かしい祖国・自分の国」、「自分と関係がある親しみがある国」、「古い伝統文化がある国」等、プラス・イメージが圧倒的に多いが、一部に「経済的に貧しい国」、「格差が激しい国」等のマイナス・イメージもみられる。そして自らを「日本人」と自己定義する残留孤児は、日本に対するプラス・イメージを色濃くもっている。しかし彼・彼女らもまた日本へのマイナス・イメージも強

く併せ持ち、日本に対する批判的視点は失っていない。また彼・彼女らは中国に対しても「懐かしい祖国・自分の国」、「親しみがある国」といったイメージをもち、中国との精神的紐帯を保ち続けている。一方、自分を「日本人と中国人の中間」または「中国人」と自己定義する孤児は、中国のプラス・イメージとしては急速な経済発展等、より物質的・現実的要素を重視し、同時に経済的貧困・格差・賄賂の横行・環境破壊・治安悪化等、中国社会の問題点もリアルに見つめている。ここでもまた「中国人」としての自己定義は、決して中国社会に無批判になることではなく、むしろ批判を含む関心を維持し続けることを意味している。

第４に、残留孤児は日本政府に対し、①戦争・棄民政策、②早期帰国実現の支援の懈怠、そして③帰国後の自立支援の放棄という３つの責任を追及している。このうち①戦争・棄民政策については、日本の国家権力・戦争指導者の責任を明確にする立場から、「残留孤児発生の原因は（日本政府の政策ではなく）ソ連の満州進攻にある」との意見、および「戦争被害を国民がひとしく受忍べき」との意見を批判している。またそうした意識は、一般の日本国民・中国国民・在日朝鮮人・原爆被害者など日本の植民地支配・侵略戦争の被害者への共感、さらに現在進行中のイラクへの自衛隊派兵等への批判にも連なっている。また②早期帰国実現の支援、および③帰国後の自立支援を怠ったことによる被害は、どちらも戦争被害ではなく、戦後の日本政府が新たに作り出した被害である。この点もふまえ、残留孤児は自らの被害を「国民がひとしく受忍すべき戦争被害」や「敗戦直後に『満州』から引き揚げて来た人々の苦難」と同一視する立場をも批判している。そして以上の３つの日本政府の責任の追及は、年齢や中国での居住地、帰国年次、民族的自己定義の如何を問わず、ほとんどの残留孤児が共有している。過去の生活体験、および民族的自己定義の多様性を越え、残留孤児を単一のカテゴリーにしたのは、上記の３つの受苦、およびそれを創出した日本政府への批判という主体的な自己同一性（アイデンティティ）であったといえよう。

そして第５に、こうした批判をふまえ、残留孤児は日本政府に対し、①日本人としての平等の実現、②日本政府の責任の明確化と謝罪、およびこれらをふまえた③包括的・補償的な政策形成の３点を要求していた。ここでいう日本人としての平等とは、日本の地で家族によって育てられ、教育を受け、日本語を身につけて社会関係を構築し、就職して経済的に自立し、年金に加入し、必要に応じて社会保障や福祉を受けるといった、戦後の日本の地に居住してきた人々（定住外国人を含む）にとって自明の生活と権利である。これを実現するには、残留孤児を既存の社会保障制度に埋め込むのではなく、残留孤児の特殊性に十分配慮した、しかも極めて包括的な新支援策の創設が不可欠となる。いわば残留孤児の側が既存の日本社会に同化・適応するというより、日本社会の側の変革が必要である。残留孤児が求めているのは、単なる老後の生活保障などではない。あくまで日本政府の責任を明確にした、その意味で恩恵的ではない補償・賠償としての、しかも「日本人としての平等」の完全な実現を目指すための包括的・長期的な政策である。そしてこうした３つの基本的要求もまた、年齢・中国での居住地、永住帰国年次、民族的自己定義の如何にかかわらず、多くの残留孤児が共有している。残留孤児は、生活史や民族的アイデンティティの多様性・揺らぎを超え、残留孤児としての共通性 ── 日本政府の政策によって創出された共通の被害者という主体性 ── に基づき、基本的要求を確立しているのである。

最後に第６として、残留孤児が「日本人としての平等」を求める際、「国民」に固有の権利としての参政権に言及することは稀である。そこには様々な理由・背景が考えられ、またこれは残留孤児の

政治的未熟さとみなされがちである。しかし残留孤児の主な被害は、「ポスト・コロニアル＝国民主権」の下での日本政府が、したがって主権者としての日本国民が新たに作り出した被害である。残留孤児は、戦後の国民主権・民主主義に過剰な期待や理想を見出すことができない人々 ── すなわちポスト・コロニアルの日本社会に対する批判的主体 ── といえよう。北朝鮮の拉致被害者救済に日本政府が積極的に取り組むのは、「選挙目当て」、「国民向けのパフォーマンス」にすぎないことを、孤児達は見抜いている。いいかえればそうしたパフォーマンスに躍らされ、参政権を行使する多数の国民による戦後日本の形式的民主主義／近代の国民主権の現実を、孤児達は直観している。残留孤児問題が「選挙の票」にならず、「だから政治家も無関心」なのは、主権者たる日本国民の問題である。政治的に未熟なのは、参政権に無関心な残留孤児の側か、それとも形式的な参政権の行使に疑問を抱かぬ大多数の日本国民の側か。もし残留孤児側に一方的な政治的未熟さを見出すなら、それこそが残留孤児に一方的に同化・適応を迫ってきた従来の日本社会のあり方そのものと言ってよい。残留孤児が提示していたのは、決して彼ら自身の生活世界のイベントや解釈、アイデンティティ戦略ではない。何よりもポスト・コロニアルの日本国家・日本社会の変動・変革の必要である。

補注

1)アンダーソン(1987)19頁。

2)残留孤児だけに限定した研究ではないが、蘭（1994）8章、同（2000-a）413頁、同（2000-b)、同（2000-c)、時津（2000）68頁、大坊・中川（1993)。

3)同じく呉（2004）114～115・134・141・249～250頁、同（2006）63～64頁、張（2009）56～57頁、蘭（2000-a)、同（2000-b)、大久保明（2000)、南（2010）58・68・70～71頁。

4)南（2010）70～71頁は、「これまでの残留日本人研究は、政治的位相だけに焦点を絞りがち」で、「生活世界が断片的にしか描かれなかった」と指摘する。しかし問題は、「政治的位相しかみていなかった」ことではなく、生活世界のアイデンティティ・ポリティクスとマクロなポリティクスの相互連環の把握の欠如であろう。また蘭（2000）42～43頁は、中国帰国者問題を「社会問題」として捉える立場を批判し、「意識的パーリア」としての帰国者把握の重要性を指摘する。しかし問題は、社会問題を自ら克服・解決していく帰国者の主体性の把握の欠如であり、それと別次元での生活戦略・生活世界の意義は限定的といわざるを得ない。

5)1939年以前に生まれ、遼寧省・吉林省等の都市で育ったAタイプ、同じく黒竜江省等の農村で育ったBタイプ、1940年以降に生まれ、黒竜江省等の農村で育ったCタイプ、同じく遼寧省・吉林省等の都市で育ったDタイプに大別される。

6)菅原（1989)、大久保明（2000)、蘭（2009）「課題としての中国残留日本人」24･49頁。

7)大久保真（2006）88～89頁、同（2009）288頁、同（2005）27頁。

8)『関東弁護団　訴状』は、訴訟の目的が「国の責任を問うとともに、その政策の抜本的な転換を求めることにある」とし、「政策を変えようとしない国の姿勢に接し、…その救済を司法に求めるしかないと考え」て提訴したと述べている。

9)『兵庫弁護団　訴状』は、裁判の目的として「この裁判は、…国の責任を明らかにし、人間の尊厳を取り戻すために提起したものである」と述べている。名和田（2008）も参照。

10)ルナン（1997）62頁。

11)「中国にすでに養父母・親戚等がいないこと」、および「特に居住地にこだわらないから、現在、住んでいる日本に

そのまま定住する」というのも、日本定住志向の消極的理由である。

12)大坊・中川（1993）は、柔軟な往来を認めるべきと指摘する。

13)ごく一部だが、中国の農村に居住していた孤児（B・Cタイプ）には、「私の出身地は農村だから、特に変化したとは感じない」との声も聞かれる。

14)『兵庫弁護団　訴状』４頁。なお『関東弁護団　訴状』は「普通の日本人として人間らしく生きる権利」を掲げている。

第８章　中国残留日本人孤児にみる国家賠償訴訟の組織過程

――兵庫県原告団における主体と連帯の形成――

「希望とは、もともとあるものだともいえぬし、ないものだともいえない。それは地上の道のようなものである。もともと地上には、道はない。歩く人が多くなれば、それが道になるのだ」

魯迅「故郷」[1)]

「諸君はその時代に強ひられ率ゐられて
奴隷のやうに忍従することを欲するか
むしろ諸君よ更にあらたな正しい時代をつくれ
宙宇は絶えずわれらに依って変化する」

宮澤賢治「生徒諸君に寄せる」[2)]

序　課題と方法

本章の課題は、中国残留日本人孤児の国家賠償訴訟の組織過程を明らかにすることにある。従来、同訴訟の組織過程は、全国に先駆けて提訴した関東原告団のリーダー層の動きを中心に、しかも主に支援者・弁護団の立場から紹介されてきた[3)]。兵庫県という一地方の、しかも原告一人ひとりのレベルに降りた実態把握はほとんどなされてこなかった。

兵庫県の残留孤児が国家賠償訴訟にかけた思い ―― 日本政府への批判と要求 ―― は、第７章第３節で詳細に分析した。本稿が解明するのは、訴訟運動の組織過程である。分析に際しては、これも第１章・第２章で抽出した残留孤児の諸類型（①《Ａタイプ》：遼寧省等の都市に居住していた年長者（敗戦時６歳以上）、②《Ｂタイプ》：黒竜江省等の農村に居住していた年長者、③《Ｃタイプ》：黒竜江省等の農村に居住していた年少者（敗戦時５歳以下）、④《Ｄタイプ》：遼寧省等の都市に居住していた年少者）、および日本への永住帰国年次の違いに留意する。これらが、残留孤児の永住帰国前後の生活や社会意識に大きな影響を与えていたからである。

第１節　　原告団の形成

兵庫県の残留孤児が神戸地方裁判所に国家賠償訴訟を提訴したのは 2004 年３月 30 日（第１次）であった。しかし兵庫県の運動の出発点は、2002 年に関東の残留孤児が、全国に先駆けて東京地裁に国賠訴訟を提訴したことにある。この関東の運動は、日本語だけでなく、日中双方の中国語メディアでも報道され、さらに残留孤児のインフォーマルなネットワークを通じて、全国の残留孤児に伝えられた。いいかえれば、関東訴訟の情報を敏感に受けとめるレディネスが、全国各地の残留孤児にすでに熟していた ―― それほどまでに彼・彼女らの生活は疎外され、不満が鬱積していた ―― のである。

第１項　前史 ── 立法と司法

2002年の関東での国賠訴訟が兵庫県の運動の出発点であるということは、いいかえればそれ以前、兵庫県では残留孤児による政治運動が極めて希薄だったことを意味する。

関東の残留孤児は1999年以降、強力なリーダーシップをもつ支援者とともに、老後生活保障の立法化を求める国会請願活動に取り組んだ。しかし国家請願は２度に渡って不採択となり、その中で2001年、ハンセン病患者が国賠訴訟で勝訴したことに示唆を受け、残留孤児の中でも司法の場で問題解決を図ろうとする動きが生まれた[4]。いわば関東では、残留孤児問題の政治的解決・法改正を目指す運動があり、その延長線上で国賠訴訟が取り組まれた。もとよりこうした史的文脈が、関東の一人ひとりの原告にどこまで自覚されていたかはわからない。しかし少なくともリーダー層の残留孤児・支援者の中では、老後生活保障を求める国会請願とその不採択、ハンセン病患者の勝訴が、残留孤児の提訴に重要なインパクトを与えた事件として語られることが多い。『関東弁護団　訴状』も、「政策を変えようとしない国の姿勢に接し、…その救済を司法に求めるしかないと考え」て提訴したと経過を説明し、訴訟の目的は「国の責任を問うとともに、その政策の抜本的な転換を求めることにある」と述べている[5]。

これに対し、兵庫県での私達の調査において、国賠訴訟の前史として国会請願・ハンセン病患者の勝訴に言及した残留孤児はリーダー層を含め、皆無であった。もとより1999～2001年当時、兵庫県にも国会請願の署名活動に参加した孤児は少なくなかったと思われる。ただしこの請願の不採択は兵庫県の孤児にとって、必ずしも国賠訴訟の提訴につながる決定的な出来事とはみなされていなかった。これは兵庫県において、国賠訴訟以前に、法改正・政策形成によって問題解決を目指す運動が比較的、希薄だったこと ── 特に政府・厚労省に批判的な立場で残留孤児を支援するボランティアが少なかったこと ── を示唆している。兵庫県では、国の法的責任の明確化を目指す国賠訴訟が、残留孤児が本格的に取り組んだほぼ最初の運動であったといってよい。『兵庫弁護団　訴状』も、裁判の目的を「国の責任を明らかにし、人間の尊厳を取り戻すために提起したものである」と明確に規定している。

もとより第7章第3節で指摘したごとく、兵庫県の孤児にとっても、新たな支援策の形成は重要な要求の一つではある。しかし関東では老後生活保障の立法を求める運動の延長線上で国賠訴訟が一つの方法・手段として取り組まれたのに対し、兵庫県では国の責任の明確化それ自体を目的として、いわば司法の固有の意義をより重視する形で訴訟が取り組まれた。こうした両地域の違いは、大枠では矛盾しない。現に関東での提訴は、兵庫県の運動の直接の出発点となった。逆に兵庫県を含む全国各地での提訴は、関東の原告リーダー・弁護団が構想する政策形成訴訟にとって不可欠の戦略の一環であった[6]。ただし、この前史の差は、政策形成と国の責任の明確化の相関・比重をめぐり、とりわけリーダー層の孤児の思考・行動に一定の影響を与えたと思われる。

以下、兵庫県における原告団結成の過程を具体的にみていこう（表８－１参照）。

第２項　運動の萌芽 ──「組織者集団」の形成

兵庫県では、関東の国賠訴訟の情報に触発され、複数の残留孤児が同時多発的に行動を起こした。2002年、複数の孤児が、自ら関東原告団と接触を図ったのである。ここではこうした孤児達を、兵庫原告団を実質的に立ち上げた初発のメンバーという意味で、「組織者」と呼ぶ。本稿の対象者44名のうち、「組織者」は10名である。「組織者」の多くは比較的若く（《Ｃ・Ｄタイプ》）、しかも1988

表８－１　原告団への参加状況と居住地　　（人）

		タイプ				帰国年次		計
		A	B	C	D	1988 以前	1989 以降	
発起人		－	3	3	4	7	3	10
個人参加者		4	2	2	4	8	4	12
地元参加者		6	5	6	5	10	12	22
居住地	伊丹市	3	1	2	4	5	5	10
	宝塚市	1	1	6	1	1	8	9
	尼崎市	3	3	1	－	6	1	7
	芦屋・西宮市	1	1	1	1	2	2	4
	神戸市中央区	－	－	－	1	1	－	1
	神戸市西区	－	1	－	2	2	1	3
	神戸市垂水区	2	－	1	1	3	1	4
	明石市	－	3	－	3	5	1	6
計		10	10	11	13	25	19	44

資料：実態調査より作成。

年以前に相対的に早く日本に帰国し、日本社会において一定の社会経験と行動力をもちえた人々である。

関東原告団にいち早く電話で連絡をとった「組織者」の一人は、後に兵庫県の原告団長となったH氏（伊丹市在住）である。彼は関東原告団を介し、京都の残留孤児グループを紹介された。西日本では、関東訴訟の提訴以降、京都を中心に７府県の孤児による統一原告団の結成が準備されていた[7]。H氏を含む西日本の残留孤児は京都で研究会を開き、原告団作りを開始した。

＊「（H氏）2003 年 3 月だったと思うが、京都で残留孤児問題の学習会を開き、奈良・高知・兵庫・京都・大阪・和歌山等から残留孤児が参加した。この学習会で、関東弁護団の小野寺弁護士の文章が紹介された。その文章と出会い、私は初めて被害者としての自覚に目覚めた。それまで、残留孤児が受けた被害について客観的知識はほぼゼロだったが、その文章には、日本政府が私達に与えた被害が、多くの歴史的事実で示されていた。それは私の人生経験と重なる部分が多く、説得力があった。それを読み、勇気が出た。それまでは被害を受けていても、被害者と自覚していなかった。また私一人ではなく、何千人もの残留孤児が、苦しんでいることもわかった。この文章を読んで以来、私の考えにある変化が生じ、目から鱗が落ちる思いがした。これが訴訟の導火線になった」

H氏とほぼ同時期、同じ伊丹市に住む女性も、福岡県に住む残留孤児から関東訴訟の情報を入手し、独自に行動を起こした。彼女は、尼崎・神戸・明石等、兵庫県下に住む女性の帰国者と連絡をとり、市域を越えたネットワークの出発点を作った。また国賠訴訟を最初に提起した神奈川県の残留孤児・支援者と直接、連絡を取り、詳しい情報を収集した。

＊「福岡に住む嫁の両親（帰国者）から東京裁判のことを聞いた。それで私は、兵庫県内の数名の知り合いと相談し、横浜の原告と連絡をとった。また事情調査のため二度、横浜まで行った。その後、『居住地の原告団

に入って下さい』という手紙が横浜からきた。私達は、それを待ちかねていた。その意味では、私達４人が兵庫県原告団の出発点といえるかもしれない」

「友人の帰国者と話し合って、最初、横浜の孤児と連絡を取り、関東原告団に入ろうとした。でも遠いので、京都を紹介された。その後、2003 年２月頃に大阪、その後、兵庫県でも独自の組織を作ることになった。私はH氏に連絡して、組織を作ろうと呼びかけた。それまでH氏とは顔見知り程度で、あまり付き合いはなかった。でも話してみると、H氏も東京に連絡をとったことがわかり、意気投合した。そして私達が最初のメンバーとなり、組織作りを始めた」

伊丹市と隣接する宝塚市でも、独自の動きがあった。日本で発行されている中国語新聞で関東訴訟の動きを知った２名の男性が、兵庫県でも訴訟を起こそうと考えたのである。彼らは直接、関東原告団と連絡をとったわけではないが、まもなく前述のH氏と連携し、行動をともにした。

＊「私は『中文導報』という中国語新聞を読み、東京に原告団ができたことを知った。兵庫県でも作ろうと、同じ団地に住むK氏に相談した。その後、伊丹市のH氏と連絡をとった。だから私とK氏、H氏の３人が画策人だ」

さらに西部地域でも、独自の動きがあった。兵庫県における残留孤児の集住地は、伊丹市・宝塚市・尼崎市など東部地域、および神戸市垂水区・明石市など西部地域に大別される。この西部地域でも、数名の残留孤児が地元で話し合い、東京や京都の原告団と独自に連絡を取り、東部地域の運動と合流した。

＊「私は以前から国を訴えようと思っていた。ずっと不満がたまっていた。東京で原告団ができた時、私は申し込んだが、各地域で裁判をすると言われ、2002 年、地元の帰国者仲間で互いに誘いあい、皆で京都の原告団に入った。それから兵庫の原告団に入った」

以上の４つの独自の動き ── ①H氏（伊丹市）、②女性の広域グループ、③宝塚市の男性２人、④西部地域グループ ── が合流し、兵庫県の原告団の「組織者」集団が形成された。

H氏は、文化大革命で政治運動を経験し、優れた統率力・組織力を有していた。政治的文章の執筆、討論の能力も秀でていた。ただし、地元に住む帰国者とはあまり接触をもっていなかった。彼は、「兵庫県での組織活動を開始し、自分の体験や感想を文章にして、『華文時報』という中国語新聞に発表した。でも私は永住帰国後、すぐに仕事に出たので、地元の残留孤児どうしの関係は希薄だった。日本語教室等、どの団体とも連絡がなかった」と語る。

一方、女性グループは、市域を超えた広域的な帰国者のネットワークを兵庫県内に有していた。また文化大革命時代に「階級闘争の中で成長した」と語る女性も含まれていた。しかし彼女達は健康やその他の問題を抱えていたため、訴訟運動で継続的にリーダーシップを発揮することは難しかった。「最初、訴訟団の役員になってくれと言われたが、私は身体がついていかないので断った」、「当時、中国で別の訴訟があり、私は日本を離れざるを得なかったので、H氏に任せた」。

宝塚市の男性２人は、訴訟・組織的運動の必要について明確な主張をもち、しかも居住地に根ざした帰国者の社会関係を有していた。ただし２人とも 1989 年以降の帰国者で、日本社会の事情に疎く、全国との連携や具体的な組織活動の方法について、イメージをもちにくかったようである。「確かに

私達が最初の画策人だが、しかしどうしたら原告団が作れるのかわからず、なかなか何もできなかった。通訳もいないし、具体的な奔走はできなかった。H氏はとてもやり手だから、彼が入ってきたらすべて、彼に任せた。H氏は京都に行き、いろいろ調べて、やっと私達も兵庫の原告団を作ることができた」。

西部地域のメンバーもまた、他府県の組織と独自に連絡を取り、しかも居住地に根ざした帰国者のネットワークをもっていた。彼・彼女らは東部地域の運動を、西部地域を含む全県的なものへと広げた。

兵庫県では、こうしたそれぞれ特色ある4つの動きが相互に補い合いつつ、組織を形成していった。

ただしこの時点では「組織者」達はまだ、兵庫県の弁護士・支援者と接触をもっていなかった。H氏は、「訴訟を考えてから1年半すぎた時点でも、兵庫県の残留孤児は外部の支援を受けていなかった。弁護士との連絡もとれなかった。連絡をとるには日本語と中国語が両方できる人が必要だったが、なかなか見つからず厳しかった。子供達（二世）は皆、仕事があるし、それまでの参加者は皆、だいたい私と同レベルの日本語能力で、外部の日本人と連絡をとりようがなかった」と語る。

第3項　全国ネットワークを介した個人参加者

さて2002～03年にかけて全国各地の原告から、兵庫県の残留孤児に電話等で勧誘があった。これに多くの孤児が敏感に呼応し、個別に原告団への参加を表明した。第6章第3節で残留孤児の社会関係は、近隣の帰国者相互のそれに限られ、遠隔地の帰国者（中国での同郷出身者、および帰国後の定着促進センターで知り合った人等）との関係は希薄化していると述べた。しかし遠隔地の帰国者との関係も、国賠訴訟への参加という場面では積極的に活用されたのである。こうして全国的な残留孤児のネットワークの中で勧誘され、しかもそれに敏感に呼応して個別に参加を表明した孤児を、ここでは「個人参加者」と呼ぶ。本稿の対象者のうち、「個人参加者」は12名である。

2002年には、関東に住む原告からの勧誘が特に多かった。

＊「2002年、東京に住む知人の残留孤児から、『残留孤児が集団で裁判を起こす。参加しないか』と電話があり、資料・書類を送ってくれた。私はすぐ書類に記入して、東京の原告団に送った。それで一旦受理されたが、やはり東京は遠く、交通費・宿泊費もかかる。兵庫県でもH氏という人が活動していると教えられた。それで2003年9月だと思うが、H氏に電話し、『私も訴訟に徹底的に参加するよ』と意思表明した。東京の知人から電話で勧められるまで、私は残留孤児が集団で日本政府を訴える裁判をするという方法は、思いもよらなかった。東京でそれがすでに起こっていると聞いた瞬間、ぜひ参加したいと思った」

「東京の帰国者の知人から電話で誘われ、私もすぐ原告団に入った。その後、2003年にH氏から連絡をもらい、兵庫県の組織に参加した。私は原告団という組織があり、組織者さえいるなら、とにかく参加し、全力をあげて闘おうと思っていた。自分のことだから勝敗はともかくがんばって、国の責任をはっきりさせるべきだと思った」

「東京の扶桑同心会という帰国者団体から連絡があり、私も東京の原告団に参加した。とてもうれしかった。以前から何度も、裁判に訴えたいと思ったことがあったからだ。その後、2003年だったと思うが、H氏から書類を渡されて兵庫県の原告団に移った。残留孤児の実情を考えると、訴訟は10年前、20年前に起きてもおかしくなかった。でも定着促進センターや自立指導員は国側の人だから、そんなことは認めなかっただろう」

2003 年になると、大阪・京都・奈良等、近畿の他府県に住む残留孤児から、兵庫県の孤児に電話等で勧誘が相次いだ。

＊「2003 年、奈良の残留孤児が訴訟を起こしていると教えてくれた。その人は、肉親捜しの訪日調査で来日した時、東京で知り合った同じ内蒙古出身の人だ。それで京都・奈良・兵庫等の合同の訴訟団に参加した」

「大阪のＹ会という組織の知人が、東京裁判の資料をもって私を尋ねてきた。それで私は最初、大阪原告団に入った。その後、2003 年１～２月頃、東京の小野寺弁護士が大阪に講演に来た時、ようやく兵庫県にも原告団があると知った」

マスメディアから情報を得て、自ら捜し回り、兵庫の原告団にたどりついた「個人参加者」もいた。

＊「私はテレビや新聞で東京裁判のことを知り、兵庫県にもないかと思った。１年位あちこち尋ね、神戸新聞に聞きに行くと、兵庫のＨ団長の名前と連絡先を教えてくれた。それで 2003 年 10 月、自分からＨ氏に電話をかけ、参加を申し出た」

以上にみた「個人参加者」は、兵庫県原告団を立ち上げた「組織者」とそれまであまり深い関係・連絡はなかった。また「組織者」に比べれば、リーダーシップ・組織力を発揮するタイプの人は少なかった。しかし「個人参加者」には、中国で遼寧省等の都市部に居住し（《Ａ・Ｄタイプ》）、また「組織者」と同様、1988 年以前と相対的に早く日本に帰国した孤児が多かった。帰国後、企業・夜間中学で比較的長期間、日本語教育を受けたケースも複数いた。中国在住時に専門職・管理職に従事していたり、帰国後に日本で自営業を開設した経験があり、読み書き・文書作成、人前でのスピーチ、郵送やコピー等の事務作業に習熟した人も多かった。こうした「個人参加者」の加入により、弁護士・支援者との連絡が容易になり、原告団の実務も飛躍的にスムーズになった。また「個人参加者」がもつ全国的な残留孤児のネットワーク・情報網は、その後も、全国各地の情報を入手する上で役立った。2003 年末に兵庫原告団で正式な役員選挙や連絡網作りがなされたが、その際、「組織者」とともに「個人参加者」が役員・連絡網の要となった。団長のＨ氏は、「原告団が発足して１年後、ようやく参加者の中に、日本語が上手なＫ氏とＭ氏をみつけた。彼・彼女らも日本語は不自由だが、私達に比べれば、ずっとうまい。それで２人に改めて役員になってもらった。こうして弁護士や支援者との連絡もでき、東京・大阪・京都との対外的な連絡も活発になり、活動の幅が広がり、組織も拡大されてきた」と語る。

第４項　地元ネットワークを介した地元参加者

「組織者」と「個人参加者」は 2003 年以降、各自の居住地で近隣に住む残留孤児を勧誘し、「メンバーは雪だるま式に増えた（Ｈ氏）」。こうして地元で勧誘された孤児は、他の都府県の原告団とは接触せず、直接、兵庫県の組織に参加した。彼・彼女らをここでは、「地元参加者」と呼ぶ。本稿の対象者では半数にあたる 22 名が、「地元参加者」である。「地元参加者」の過半数は、1989 年以降まで日本への帰国が遅れた孤児である。

地元での勧誘方法には、各地域毎に一定の特徴がみられる。

まず伊丹市では、原告団長のＨ氏をはじめとする「組織者」が、「同じ公営住宅団地に住む残留孤

表８－２　地元参加者の勧誘と居住地　（人）

	居住地	伊丹	宝塚	尼崎	西区	垂水区	明石	その他	計
勧	伊丹	5	－	－	－	－	－	－	5
誘	宝塚	－	6	－	－	－	－	－	6
者	尼崎	1	－	3	－	－	－	1	5
	西部	－	－	－	2	1	3	－	6

資料：実態調査より作成。

児を一人ひとり訪ねて説明してまわ」り、勧誘していった。

宝塚市でも、最初に原告団の立ちあげを画策した男性２人の「組織者」が中心になり、同じ公営住宅団地に住む残留孤児に呼びかけた。ただしここでは「組織者」による一方的な勧誘・説明というより、彼らが触媒となり、帰国者が地域で自発的に話し合い、次第に参加の雰囲気が醸成されていったようである。宝塚市の「地元参加者」は、「テレビで東京で訴訟を起こしていることを知り、近所の孤児達と話し合った。結束して、積極的に訴えようということになった」、「2003 年春、わけがわからなかったが、近所の人が皆で話し合って入ったので、私も入った」等と語っている。こうした宝塚市の残留孤児は「組織者」も含め、多くが中国の農村出身者（《Ｂ・Ｃタイプ》）で、しかも 1989 年以降まで帰国が遅れた人々であった。

尼崎市での組織活動は、他の地域とはやや異なる。尼崎市では、残留孤児が特定の公営住宅に集住していなかったため、市内に住む残留孤児どうしの間であまり密接な交流・関係がなかった。また 1988 年以前に比較的早く日本に帰国した年長の孤児（《Ａ・Ｂタイプ》）が多く、市域を越えた個別の孤児どうしの社会関係を築いていた。そこで尼崎市では、原告団へも個々人がそれぞれ独自に参加するという経過をたどった。また原告団に個別に結集した孤児が、それぞれ個人的な社会関係を生かして、伊丹・西宮・神戸等、市域を越えて勧誘を行った。ある尼崎市在住の孤児は、「尼崎の孤児は皆、バラバラに住んでいるから、互いにあまり知らなかった。伊丹や宝塚は団地に固まって住んでいるけれど、尼崎の孤児は何でも自分で考え、判断しなければならなかった」と語る。

最後に西部地域でも、「組織者」や「個人参加者」が自らの住む公営住宅団地やその他のつながりを生かし、勧誘を行った。ここでは 1988 年以前に帰国した孤児が多く、同じ団地内での孤児どうしの関係がすでに構築されていた。また残留孤児が多数居住する巨大な団地は、市域をまたがって存在しているため、原告団への勧誘も市域を越えてなされた。

「地元参加者」は、それまでどちらかといえば情報から隔離され、他の都府県に住む残留孤児やマスコミから情報があまり入らなかった人々である。国賠訴訟についても詳しく知らず、またそれほど関心をもっていなかった人も少なくない。しかし一部には、以前から個人で訴訟を起こしたいと考えていたが、孤立していたため、どうすればいいかわからず悩んでいた「地元参加者」もいる。

＊「７～８年前から私はずっと国を訴える裁判を起こしたかった。当時、創価学会の人が何度かうちに布教にきた。私は彼が救世主だと思った。彼は台湾に留学経験があり、中国語ができたからだ。私は彼に残留孤児の実情を訴えた。また日本政府を訴える文章を書き、日本語に翻訳してほしいと頼んだ。でも彼は、『こういう過激なやり方は好きではない。あなたの文章は言葉がきつすぎるから、直した方がいい』と言った。彼が弁護士と知り合いだというので、私は『国を訴える法律について聞いてほしい』と頼んだ。彼は『弁護士に

相談すると莫大な費用がかかる。やめた方がいい』と答えた。私の期待は泡と消えた。私は新聞記者に会っていろいろ訴えたかった。でも言葉がわからないし、新聞社がどこにあるのかもわからなかった。だから私は、Sさん（残留孤児）から兵庫県に原告団ができたと誘われた時、すごくうれしくて、すぐ参加を申し込んだ」

「私は政府を糾弾する文章を書いたが、翻訳してくれる人もいないから、自分一人で苛立っていた。だから2003年、勧誘されると、すぐに参加することを決めた」

こうして2003年冬頃までに、兵庫県原告団の大半のメンバーが結集するに至った。同年12月には、兵庫県弁護団による提訴説明会が開かれ、翌年1月以降、弁護士による原告聞き取りが本格的に開始した[8]。この段階で正式に原告団の役員選挙も実施された。2004年4月、H氏は次のように語っている。「最近、市毎の連絡網ができた。団長、副団長、事務局、宣伝部等、組織も整えた。これまで2年間、かかった。正式に役員選挙もした。役員になる資格は、奉仕精神と組織能力の2つを備えていることだ。投票用紙を当時の57名の原告に配り、承認なら○、反対なら×を記入し、×の場合は適切な候補者名を書くようにした。選挙をして大会を開いた。その結果、最初に私が提案した役員が、そのまま承認された」。

第2節　訴訟の諸困難

さて、残留孤児の訴訟運動には多くの困難があった。

第1項　日本語の壁

まず最も目につきやすい困難は、日本語の壁である。

第1に、弁護士との意志疎通・打ち合わせに、大きな困難があった。もちろん通訳が必要で、通常の裁判準備以上に膨大な時間と労力を要した。兵庫県の弁護団は、原告全員に対し、①基本的な経歴、②家族との離散の状況・養父母に引き取られた経緯、③中国での生活状況、④帰国に至る経緯、⑤帰国後の生活、⑥裁判所に訴えたいこと等について、徹底した面接聞き取り調査を行い、総括的な訴状だけでなく、一人一人の詳細な被害の実態を別冊の『訴状［別紙］』にまとめた。また原告の自宅を戸別訪問して補足的な聞き取り調査を繰り返し、併せて様々な生活相談 ── 生活保護受給、交通事故、通院、戸籍処理等 ── にのった。

第2に、法廷での意見陳述にも、大きな制約があった。残留孤児の意見陳述は流暢な中国語、またはたどたどしい日本語でなされた。

中国語の陳述は、法廷通訳によって日本語に訳された[9]。しかし通訳付きの陳述は通常の2倍以上の時間がかかるため、陳述内容は特に簡潔に練り上げられる必要があった。また、どんなに優秀な法廷通訳も、中国語の豊かな語彙や微妙なニュアンスを、完全に日本語で表現しきることはできなかった。陳述中の原告の感情の高ぶりはそれ自体、苦痛の深刻さを物語る感性的表現だが、通訳の必要により、しばしば中断され、冷却化された。陳述と通訳が交互に、つまり中国語と日本語が数分毎に入れ替わる進行は、もちろん必要に迫られたものではある。しかし法廷にいるほとんどの人々 ── 原告、被告、裁判官、双方の弁護団、傍聴者 ── は、いずれか片方の言語しか理解しない。そこで自分が理

解できる言語で聞く数分間が経過すると、しばらくの間、理解不能な数分間をすごさねばならず、陳述を一連の流れとしてスムーズに理解し、受けとめることは妨げられた。残留孤児の被害は、短期間に発生した特定のそれではない。誕生から現在までの長期間にわたる連続的・重層的な、しかも生活全体に及ぶ包括的な被害である。それを考えると、通訳による平板化や中断は、やはり陳述の訴求力に一定の影響を与えざるをえないように感じられた。

一方、日本語の陳述は、中国語に通訳されなければ、傍聴席にいる大多数の原告には理解できない。兵庫弁護団は、裁判の内容を理解することは、原告として当然の権利であると主張し、中国語訳の通訳をつけるよう要求した。被告の国はこれに反対したが、裁判所は弁護団の主張を認め、第1回目の口頭弁論から中国語訳の通訳が導入された[10]。これは残留孤児にとって貴重な成果であった。しかしそれでも前述の日本語訳の法廷通訳と同様の問題は、完全に払拭されたわけではない。

第3に、原告による意見陳述以外の裁判の審議・進行は当初、通訳がなかったため、傍聴席にいる大多数の原告には、理解できなかった。兵庫県弁護団は、傍聴席にボランティアの同時通訳を配置し、日本語を中国語に同時通訳して有線で傍聴席にいる原告に聞かせる「ヘッドホン・ディストリビューター」方式の実施を要求し、裁判所はこれを認めた。これにより証言等は中断されることなく、スムーズに原告に理解されるようになり、事態は大幅に改善された[11]。

しかし判決をはじめ長大な日本語 ── しかも日本語を母語とする日本人にとっても難解な法廷でのやりとり ── を完全に同時通訳するのは困難である。後に神戸地裁では原告が勝訴したが、その判決が出た瞬間も原告の残留孤児で埋め尽くされた傍聴席に笑顔はなかった。勝訴か敗訴か、わからなかったからである。法廷の外では弁護士が「勝訴」の幕を掲げ、全国から集まった残留孤児・支援者が感激と興奮に包まれていた。しかし法廷内にいた当事者である原告が勝訴を理解して笑顔を見せたのは、法廷から退出し、廊下で弁護士から説明を受けた後であった。

そして第4に、日本語の壁は、裁判所において裁判と無関係の行為がなされる土壌にもなった。残留孤児やその家族が多数集まる法廷には、原告と無関係な法輪講等の諸団体が訪れ、中国語で布教を行った。裁判所の廊下、傍聴席等で布教がなされ、それに抗議する原告との間で中国語での口論になることもあった。しかし裁判所の職員には中国語がわからないため、特に制止・注意はなされなかった。場合によっては、裁判所の廊下で口論し、傍聴席でも私語をやめない残留孤児・「中国人」の非常識さと誤解された可能性も皆無ではない。

＊「後ろの方の傍聴席に座ると、前で何を話しているのか全然聞こえなかった。傍聴席に法輪講の人が来ていて、裁判と関係ない布教ばかりして、うるさかったからだ。なぜあそこで布教するのか、腹がたった」

ところで、ここで特に留意すべきことは、これまで述べてきた「日本語の壁」は、ほとんどが筆者の参与観察によって捉えた問題である。残留孤児自身は実は、訴訟における困難として「日本語の壁」をあげていない。なぜなら、彼・彼女らの帰国後の日常生活は、訴訟運動の過程に比べ、はるかに高い日本語の壁によって閉ざされてきたからである。確かに原告団結成の初期、「組織者」の残留孤児は「日本語の壁」のために弁護士と連絡がとれず、困難を感じていた。しかし弁護士と連絡がとれた後は、事態は大幅に改善された。日本人（弁護士）がボランティアの通訳を動員し、膨大な時間をかけて、自分達の問題や心情を丁寧に聞き取ってくれる。日本社会（裁判所）で、中国語と日本語の通訳が用意され、微妙なニュアンスはともかく、今、何が話されているかが理解できる。このような配

慮に満ちた状態は、それまでの残留孤児の日常生活では到底ありえなかったものである。もちろん前述のように、客観的には裁判において「日本語の壁」は依然として多くの問題をもたらしていた。しかしそれでも裁判の困難が「日本語の壁」にあると見るのは、いわば外部からのまなざしである。残留孤児の側からいえば、むしろ裁判の過程で初めて日本社会における「日本語の壁」が少し崩れたという方が実感に近いであろう。弁護士・支援者を含む日本社会が残留孤児の状態を知りたいと関心をもった時、日本社会は初めて「日本語の壁」に気づく。しかしそれは、残留孤児の側からみれば、それまでずっと苦しめられてきた「日本語の壁」がついに崩れ始めた瞬間でもあった。壁は、日本語にあるというより、日本社会の関心にあったというべきであろう。

第２項　参加の諸困難

残留孤児自身が裁判の過程で困難と感じていたのは、「日本語の壁」よりむしろ、次の諸点である。

まず第１に、論点・争点を理解して、「原告になること」の難しさである。残留孤児の中には、中国の貧しい農村で育ち、学校教育を受けずに育った人も少なくない。彼・彼女らにとって、人前での口述は、不慣れな体験だった。非識字者も多く、書類の作成はなおさら難しい。被害の実態を口述、または筆記して「原告になる」こと自体、かなりの「能力」を要したのである。

＊「Ｓさんから『原告団に入らないか』と言われたが、私は『何のことか、全然わからない』と答えた。Ｓさんは、『お宅に書類を送るわ』と言った。『だめだわ。うちは私も夫も家が貧しく学校に行かなかったから、勉強していない』、『大丈夫よ。私が手続きしてあげるから、書類に記入するだけよ』、『私も夫も字が書けない。長女も日本語は話せるけれど、書けない。長女も生活に追われて忙しいしね。下の２人の子供はもう中国語が下手になり、私のことを書けない。後々も困るから、申し込まないで。うちはこんな状態だから、書類がきたらすごく困る』。でもＳさんは『参加しようよ。私達は皆、帰国者なんだから』と勧めてくれ、それで思い切って参加することにした。書類が届くと、Ｓさんの夫が来てくれた。私が話して、彼が中国語で書いてくれた。とにかく私は、字の読み書きができないから、書類がきたら一番困る。また、自分の子供時代の辛い体験を聞かれたが、それを書いてもいいのか、とても不安だった。そういうことを書いて、証人として出廷しなさいと言われたら、緊張して何もしゃべれなくなり、それで嘘つきとか言われると大変なことになるだろう」

「原告の会議には出ているが、私は話を聞くだけで、ほとんど発言しない。私はもう年をとっているし、知識もあまりないから、わからないことが多い。わからないままに何か発言して、後で取り返しがつかないことになったら大変だ。私は字も読み書きできないから、書類も自分では全然、作れない」

「原告の会議では前の方で誰かが話していたが、私はほとんど聞かなかった。私には難しすぎるし、とても覚えられない。私は証言台にあがったら、絶対に何も言えなくなる。うまく自分の気持ちを表現できない。もし証言台に立てと言われたらどうしようと考えただけで、ドキドキしていた」

「私達は、もうそろそろ死にそうな年寄りばかりで、教育も受けず、知識もないので、筋道をたてて自分の意思を表せるか、とても不安だ。どうしたらきちんと整理して話せるのか。非常に困るし、不安も多い。だからあなたたち（調査者）が来て整理しながら、時間をかけて話を聞いてくれると、とてもほっとする。自分の頭だけで考えたことを話すと、話があっちこっちにいって、自分でもわけがわからなくなる。何を話さなければならないのか、何を話す必要がないのか、そういうことが自分ではわからない」

「多くの原告は中国の農村から来たので、自分の体験は言えるが、筋道をたてて話すのが苦手だ。中国語の読

み書きができない人もいるし、中には中国語で話すことが難しい人もいる。ある孤児は苦しい人生を歩んできて、認知症になりかかった感じで、何を聞いてもわからない。私は子供を相手にするような態度で彼に話しかけ、何とか事情を聞き出した。彼は実母が首吊り自殺した後、4軒の家をたらいまわしにされ、牛小屋・豚小屋でずっと生活していた。布団の中に隠れてこそこそ物を食べ、昼間は豚の放牧、夜は馬の世話で、人と話す機会がほとんどなかった。今、彼は日本語も中国語もうまくしゃべれず、人づきあいができない。彼の苦しい体験を語れる人は、彼自身を含めて誰もいない」

第2に、裁判で明らかにされる事実が、残留孤児にとってトラウマ、または精神的安定を妨げる内容であることも少なくない。

＊「弁護士に提出する文章を書かなければならないが、昔の体験を書くのにずいぶん困った。精神を刺激され、発作の原因になる。昼間それを書くと、夜に眠れなくなる。でも私は、金のためではなく、日本の軍国主義が国民をどんな悲惨な状況に陥れたのか、これを訴えなければだめだと思って書いた。つらくても書かなければならない。今日も（調査で話したため）、いろいろ思い出され、夜にまた頭痛がして眠れないかもしれない。本当はこんな話をするのは好きではない。身体に悪い。この裁判で苦しいことをたくさん思い出したが、本当は過去はすべて忘れてしまいたい」

「訴訟で多くの事実を知れば知るほど、気分が落ち込んでくる。事実を知らない時は、つらくてもそのまま仕方ないと思って暮らしてきたが、事実を知れば知るほど腹の虫がおさまらなくなる。なぜ私がこんな一生を歩まなければならなかったのか、考えると悔しくて悔しくて。もうこれ以上、何も知りたくないと思うこともある。政府のやったことはあまりに非道で、怒りを覚える。私の一生は何だったのか。事実を知れば知るほどますます苦しくなる」

第3に、原告団への参加や意見陳述が、今後の不利益につながるのではないかという危惧も、一部の孤児から聞かれた。中国社会で迫害され、日本社会でも差別され続けてきた残留孤児にとって、そうした危惧・不安は一般の日本人以上に深刻であった。

＊「原告団に入ったら逮捕されるのではないかと考えて入らない残留孤児もいる。私も解雇が一番怖いので、裁判でも帰国後の職場のことについては無口にならざるを得ない」

「原告団に入ってからも、迷いがある。裁判で勝っても、その後、国が全く生活の面倒をみてくれなくなったら、どうしよう。原告になると、国は怒って生活保護を止めるのではないか」

第3項　共同・組織的活動をめぐる諸困難

共同や組織的活動にも多くの困難があった。

第1は、残留孤児としての共通性を、いかに確定するのかという問題である。

原告になるには、まず残留孤児であることを証明しなければならない。第3章・第4章でみたように、残留孤児の認定経過は多様で、証明方法も多岐にわたる。時には本人や原告団のリーダーにも、すぐに判断できないケースもあった。

＊「実は2002年にH氏（原告団長）の所に行ったことがある。H氏は私の戸籍をみて、残留孤児として認められないかもしれないと言った。その後、人権相談月間に法務局に行って確認すると、残留孤児として政府が認めていると言われた。H氏からも参加して下さいという手紙がきた。彼もいろいろ調べてくれたのだろう」

また原告の多様な被害の中から、残留孤児としての共通の被害・主張を浮き彫りにしなければならなかった。

＊「同じ残留孤児でも経歴は様々だ。帰国の時期、帰国後の生活状況は一人ひとり違う。就職できた人、経営者になった人もいるし、生活保護で暮らすしかなかった人もいる。中国での被害の程度、教育水準、都市と農村のどちらで育ったかも様々だ。苦しい生活で精神的におかしくなった人、文化大革命でひどい迫害を受けた人もいれば、全く迫害を受けなかった人もいる。養父母にいじめられた人も、逆に優しい養父母の下でいい暮らしができた人もいる。残留孤児の問題は一概には言えない。だからまず共通点が何か、整理しなければならない。一律の補償が認められるとしたら、どういう範囲と程度なのか。それを考え、具体的に要求を提案しなければならない。同時に一人一人の個別の被害も見なければならない。複雑だ」

「残留孤児でも一人一人の苦労の内容が全く違う。この点を裁判所や社会がどう認識してくれるかが問題だ。孤児の中にもいろんなタイプがあり、素質も境遇も違うし、砂のようにバラバラで、これを一つにまとめて何かを要求するのは、容易ではない」

残留孤児としての共通の要求内容がよく理解できず、原告団への参加が遅れた孤児もいた。

＊「東京で訴訟が始まる時、東京の残留孤児が私にも書類を郵送してくれた。でも私は書類に記入しなかった。なぜなら要求内容が、年金の増額だったからだ。私は年金はなく、生活保護で暮らしている。だから関係ないと思った。その後、兵庫でも訴訟運動が始まった。私は近くに住む残留孤児から３度位、話を聞いたが、やはり生活保護を受けている私が参加してもいいのか、よくわからなかった。ずっと後に私は、H団長に直接、説明を聞きに行った。本当はH団長には聞きに行きたくなかった。彼はリーダーで忙しそうだし、私には高根の花だから。でもH団長が丁寧に説明してくれ、私も原告団に入会できることがわかった」

時には、国の責任追及に焦点を絞ろうとするリーダーと、自分の体験をありのままに語りたいと考える原告の間で、若干の齟齬が生じることもあった。

＊「小学校の時、同級生に『小日本鬼子』と言われたが、勤めてからは同僚に『日本の友達』と言われてきた。私はこれを文章にしたが、幹部に削除された。どうして本当のことが言えないのか。本音を言わないとだめだと思う。だから私は幹部になれない。私はもし法廷に出る機会があれば、正直に全部を言いたい」

さて第２に、経済、または健康上の理由で、原告団の会議や集会への参加自体、容易でない孤児もいた。

＊「原告団の会議に行くにも、食事を節約しなければならない。１回 1000 円、夫婦で行くと 2000 円もかかる」

「年に１万 6000 円の会費を出さねばならない。退会したいと思ったこともある。私は身体がよくないし。今まで２回会議があったが、私は１回だけ娘と一緒に参加した。もう１回は通院で参加できなかった」

第３に、リーダーの確保も大きな問題だった。前述のようにリーダーは実質的には原告団の形成過程で「組織者」と「個人参加者」によって構成されていった。しかし、リーダーに多大な負担がかかることは否めなかった。

＊「精神的に参っている。眠れず、毎晩、睡眠薬を飲んでいる。どうすれば裁判に勝てるか、残留孤児の事情を

どのように訴えればいいか、いろいろ考えているからだ。私は原告団の役員だから、何とか皆のために勝利を勝ち取らないと、気持ちを晴らさないと、死んでも死にきれない」

「事務局長をやってくれないかと頼まれた。私は一応、引き受けたが、自分の仕事が忙しくて、なかなか手伝えず、辞退するしかなかった」

「役員をしても収入はなく、自分の金を持ち出すばかりだ。戸籍謄本などいろんな書類も必要になるが、資金もないから、私が自己負担している。運動のためにコピー機も私が買った」

最後に、本当に勝訴できるのかという不安は、たえず頭をよぎった。もちろん残留孤児は、勝訴の可能性を信じたからこそ提訴に踏み切った。しかし巨大な国家権力を相手に本当に勝てるのか、敗訴すれば膨大な努力や負担が無駄骨に終わるのではないかといった不安は、完全には払拭しきれなかった。

＊「残留孤児は人数が多いので、一人 3000 万円も賠償したら、莫大な金額になる。日本政府はアメリカのためには惜しまず金を出すが、自国民のためにそんな大金を出すのだろうか。皆が力を合わせれば大きな力になるのは知っているが、所詮、こちらは力がない庶民だから限界がある。運を天に任せるしかない。それに、時効という制度もある。私は自分達が正しいということには自信をもっているが、時効を考えると時々、不安になる。戦後 60 年もたっている。日本政府は、きっと時効を主張するだろう」

「この裁判は簡単には決着がつかず、長引くだろう。多くの歴史的背景が複雑に関連しているからだ。日本政府はあれこれ口実を設け、責任を逃れようとするだろう。言い訳や責任逃れは、やる気になれば、いくらでも方法がある。国の役人は頭がいいから、いろんな理屈を考え出すだろう。膠着状態になれば、私達は年寄りで先も短く、耐えられないだろう」

第３節　闘争の基盤 ── 連帯と主体の形成 ──

最後に、以上のような困難や不安に直面しつつ、それでも残留孤児が団結を維持し、闘争を続けることができた主体的な契機を、彼・彼女らの語りから抽出しよう。

まず第１に、他の残留孤児の深刻な実情を知り、自分だけの問題ではないという認識を得たことがある。

＊「自分が一番苦しいと思っていたが、もっと苦しい残留孤児がいるとわかった。訴状をみてつくづく感じるのは、私は残留孤児の中ではまだ幸運な方だったということだ。養父母の経済状態もよかったし、文革の被害も少なかった。大部分の人は貧しい農村で生活し、学校に行けなかった人もいる」

「大勢の残留孤児のことがわかった。それまでは誰とも連絡がなかった。皆がどんな体験をしてきたのか、どんなつらい思いを味わってきたのかがわかった。残留孤児問題の深刻さが、自分だけの問題ではないことを改めて知った」

「法廷で他の残留孤児の陳述に大きなショックを受けた。何軒かの家に売られた孤児の話を聞き、本当にかわいそうに思った。また残留孤児が皆、同じ考えをもっていることがわかってよかった。一つは私達が日本人として取り扱われていないこと、もう一つは政府が自由をくれないことへの反感だ」

第２に、残留孤児問題に関する歴史・社会的視野の獲得である。自らの人生の苦難を単なる運の悪

表８－３　訴訟を通して学んだこと・変わったこと（ＭＡ）　（人）

	タイプ				帰国年次		計
	A	B	C	D	1988 以前	1989 以降	
自分だけではない	1	－	4	3	1	7	8
歴史社会視野	4	6	3	7	12	8	20
人権・権利	3	－	－	4	3	4	7
自己実現	－	1	2	1	2	2	4
団結	3	1	－	－	2	2	4
弁護士支援者連帯	2	－	3	3	5	3	8
不明	1	2	1	1	5	－	5
わからない	－	1	2	1	2	2	4
計	10	10	11	13	25	19	44

資料：実態調査より作成。

さや個人の能力不足ではなく、歴史・社会的文脈に位置づけて捉えることは、多くの孤児にとって目から鱗が落ちる体験であった。

＊「政府が悪いという気持ちはずっとあったが、口にしないできた。私は小学校５年しか行っていないから、歴史のことはよくわからなかった。裁判のことを知り、Ｈ氏と出会い、やはり政府の責任だということがはっきりしてきた。いろんな書類も読み、歴史を知った。それまでのいろんな体験が一つにつながり、こういうことだったのかとわかってきた。目が覚めたような感じだった」

「これまで知らなかったことが、裁判を通して初めて分かった。たとえば戸籍の抹消、中国での逃避行のコース、孤児が中国のどこに残されたのか、政府の対応等。自分は残留孤児だが、以前は残留孤児問題について何も知らなかった。まるで間違いを犯したような立場だと感じていたから、知ろうともしなかった」

「勉強になった。たとえば、ソ連軍の進攻にどんな背景があったのか、なぜ開拓団が突然、ソ連軍に攻撃されたのか、法廷で他の残留孤児の証言を聞いて、初めてわかった。その時、政府の役人や軍人は私達を中国に捨て、自分達は日本に帰国した。これは非常に汚い。以前は、そんなことは知らず、自分の運が悪いだけだと思い込んでいた。歴史がわかり、ますます国を訴えたくなった」

「裁判を通して、自分のことでも初耳のことが多かった。残留孤児に対して、日本政府の対応がとても不合理だったことがよくわかった。政治家も、残留孤児に関する法律や政策を作ることを怠った。また戦争時、国が人々を遺棄したこともわかった。以前は、全然知らなかったことばかりだ。いろいろ資料を読み、私達残留孤児は歴史の生きた証人だと思った。残留孤児が団結して国を告訴することは、歴史の必然の趨勢だ。原告団に入ってから、歴史の認識が深くなり、その中で自分の問題も考えるようになった」

「日本政府の棄民政策も認識できたし、どうして国を訴えるのかもわかるようになった。いろんな講演会や説明会があり、資料も読み、法律も少しわかるようになった。啓発を受け、勉強になった。これまでは残留孤児問題が国の責任だということがわからなかった。自分の責任とか、たまたま運が悪かったと思っていたが、今は政府の責任だとわかるようになったから、心強くなった」

「裁判を通していろいろわかった。たとえば敗戦時の棄民政策、生きているのに死亡宣告されたこと、本来７０年代に帰国させるべきだったのに、10 年もたってから帰国させたことなど、どれも知らなかった。敗戦時、

私は赤ちゃんだったし、以前は残留孤児どうしで互いに情報交換もなかったからだ。訴訟をしていろいろわかり、頭がはっきりして、これまでの自分の経験がすっとつながり、目から鱗が落ちるような思いがした。それで、いろいろ要求できるようになった」

第３は、残留孤児の被害を人権問題と位置づけ、権利意識をもつようになったことである。被害者は、単なる被害の客体ではない。被害を受けとめ、加害者の責任を追及しようとする主体的な人間である。残留孤児は自らの苦難を被害として認識することにより、人間の尊厳・人権を自覚した[12)]。

＊「人権というものについてわかり、経済的賠償だけでなく、人権を勝ち取らねばならないと思うようになった。私達は人権を侵害された被害者だ。だからこそ人権を求める。人間扱いされなかったからこそ、人間として認めろと主張する。一番勉強になったのは、法律という武器で自分を守ることだ。それと、自分で主張しなければ、問題は解決しないということだ」

「言葉がわからなくても、人権や法律の考え方が少しわかった気がする。たとえば戸籍抹消について、以前はただひどいこと、悲しいことと思っていた。原告団に入って、それが人権の侵害だとわかった。今は自分達には人間としての人権があるという考え方がわかるようになった。人として不平等があるのは不当で、私達を他の日本人と同様に扱わねばならないと思えるようになった。だから自分で自分を主張できるようになった。最初は、国を相手に訴えていいのかわからず、困惑した。でも国が人権を侵害したら、普通の人が国を訴えてもいいということもわかった」

「最初は国・政府を訴えるとはどういうことか、不思議に思った。でも国を訴えるのは、当然だと思うようになった。私達の人権を、国がどのように侵害したのか、講演会や話し合いで学び、皆と一緒にデモに行ったり、要求を紙に書いて叫んだりして、しだいに理解できた。残留孤児は人権を侵害されたからこそ、人間として人権を主張しなければならない」

第４は、訴訟運動そのものが、社会貢献と結びついた自己実現であったことである。これはリーダー層に特に顕著にみられるが、その他の原告も含め、残留孤児の多くは永住帰国後、有意義な社会貢献の場から隔離されてきた。訴訟運動は、まさに有意義な社会貢献であり、残留孤児はそこに自己実現を見いだした。

＊「訴訟を起こしているのは、私一人ではない。訴訟のリーダーになると、後にいろいろ不利益を被るかもしれない。でも私は 60 歳をすぎたし、残留孤児のためになるなら意義があると思い、リーダーを引き受けた。この訴訟は生死をも顧みずにやる。残留孤児の憤りが晴らせるなら、たとえ牢屋に入れられてもかまわない。人生の最後の奮闘だと思っている。私は、余生を日本の繁栄のために捧げたい。今度、訴訟を起こしたのも、日本政府が早く過ちを正してほしいからだ。これから二度と不正義の戦争を起こさないでほしい。二度と無辜の人々を苦しめないでほしい。そのためにいい法律を作り、正しい国になってほしい。すべては私個人のためではなく、残留孤児みんなのため、祖国の不正を正すためだ。今、私の生きがいは訴訟に勝つことだ。残留孤児のために訴訟を完遂することが今の私の仕事だ」

「訴訟を起こしてから、私の精神状態は少しよくなった。自分が皆のために何か役立っていると思うと生きがいを感じる。日本に帰国してから今まで、人に奉仕・貢献できなかったが、自分が皆のために貢献できるという自信が取り戻せた。会議で皆と話すと、気持ちも晴れる。昔は泣いたり、神経質になって、もう日本にいられないと思っていたが、今は変わった。私は日本人である以上、中国には帰れない。日本人が日本で生

活できないのなら、いったいどこに行けば生活できるのか。日本で闘うしかない。そのように腹・決意が座った。そして頑張れば必ず勝てると信じられるようになり、希望がもて、勇気づけられた」

第５は、残留孤児どうしの団結の必要性を実感したことである[13]。兵庫県には、団結を実感しやすいいくつかの客観的条件があった。まず兵庫原告団は 64 名である。この人数規模は、抽象的観念としての「団結」ではなく、全員の顔が見える具体的な団結を可能にした。またこれは決して「少なすぎ」ず、ことをなそうとする上で必要な多様な個性・得手不得手をもつ人々を十分に含みうる人数でもあった。しかも兵庫県の原告の大半は、東部（尼崎市・伊丹市・宝塚市等）、および西部（神戸市垂水区・明石市等）に別れて住んでいたとはいえ、しかしいずれも神戸市の周辺に集中していた。そこで神戸市の中心部で会合・集会を開けば、大半の原告は公共交通機関を用いて１時間程度で参集することができた。こうした諸条件に支えられ、兵庫原告団の会議・集会には、健康や仕事の都合でどうしても参加できない原告を除き、ほぼ９割以上がつねに出席していた。

＊「裁判で勝つには、残留孤児の団結が不可欠だ。原告団に入ってから、同じような立場の他の孤児と知り合い、団結の大切さがわかった。一人では何もできないが、これだけの人数が集まって力を合わせれば、声をあげられる。絶対に、この団結を手放してはいけない」

「途中で原告団をやめようとする人もいたが、私は団結しようと説得した。一人の力は弱いので、皆の力を合わせて団結しなければならない。残留孤児は日本に帰国後、バラバラだったから、こんな苦境に追い込まれた。もっと早く団結して原告団を作っていれば、現状は改善されていたかもしれない。団結は守り抜かなければならない」

そして第６は、弁護団、および支援者との連帯である。本稿の対象者は全員、弁護団の献身的努力に心から感謝している。また支援者の存在は、裁判所・集会等への道案内や交通手段の確保、通訳等の面で「役立つ」だけでなく、残留孤児の主張に正統性を認め、ともに日本政府の不正を正そうとする日本人との出会いという意味で、大きな励ましとなった[14]。なお前述のごとく、兵庫県の残留孤児はまず自ら原告団を組織し、その後、弁護団や支援者と接触した。決して一部の支援者・弁護士が指導して残留孤児を組織したわけではない[15]。まず当事者の主体性・連帯・運動が前提にあり、支援者はあくまでそれを側面から援助する関係にあった。

＊「弁護士に心から感謝している。彼らはとても情熱的だ。被害を受けた私達のために弁護してくれることに、感動した。弁護士は、私達の言いたいこと、私達の心の声を語ってくれる。裁判に勝っても負けても、心から感謝したい」

「弁護士が事実上、ボランティアで私達のために闘ってくれることに非常に驚き、感謝している。弁護団がいてくれて、すごく力強い。それに支援者がいるから、勇気をもてる。以前から日本政府を訴えたかったが、支援者がいなかったので何もできなかった。今は頼れる支援者がいて、勇気が出る」

「弁護士や支援者が、私達の被害を理解してくれたことに、本当に感謝したい。たとえばこうして調査をしてくれる学者、弁護士、支援者の方々に、お礼をいいたい。私達の心からの話を、政府や社会に伝えてくれるのは、本当にお疲れさまだ。社会の理解、支援がなければ、この裁判は難しい」

「残留孤児はこれまで孤独だった。今、各方面の支援をいただけることに驚き、感謝している。残留孤児ではない多くの人々が私達の気持ちを理解し、一緒に闘ってくれることに、非常に感動している。私は支援者や

弁護士とともに、最後まで闘っていきたい。今回の裁判を、もっと多くの日本の人々に理解し、応援してもらいたい。そのためには今以上にデモや座り込みなどをして、残留孤児の声を社会に知らせる必要がある。支援者は私達に関心をもち、苦労を厭わず無償で手伝ってくれて、本当にありがたい」

考察　国家賠償訴訟の組織過程にみる主体と連帯

以上、兵庫県における残留孤児の国家賠償訴訟の組織過程について分析してきた。簡単に総括しよう。

まず第１に、兵庫県では 2002 年以前、残留孤児の老後保障の政策形成を求める運動が、関東に比べ、活発ではなかった。2002 年の関東での国賠訴訟の提訴が、兵庫県における残留孤児の運動の出発点となった。そこで兵庫県の国賠訴訟は、老後保障等の政策形成のための手段・方法というより、むしろ最初から国の責任の明確化という訴訟本来の目的をより重視した形で取り組まれた。

第２に、兵庫県の国賠訴訟は、「組織者」、「個人参加者」、「地元参加者」という３つのタイプの原告が重層的に参加し、それぞれの役割を果たすことによって遂行された。各タイプの原告は、年齢・中国での居住地、および日本への永住帰国年次、すなわち中国と日本の双方での生活体験において一定の相違を含んでいた。また「組織者」と「個人参加者」は、全国的な残留孤児のネットワークとの接触・連絡を介して、それまで互いにあまり接触していなかった兵庫県内の孤児と知り合い、兵庫県の地域組織を作り上げた。一方、「地元参加者」は、居住地域に根ざした残留孤児のネットワークを介して訴訟に参加し、しかもその組織過程には、各地域毎に ── 公営住宅の立地・集住状況、当該地域に住む帰国者の属性等により ── 、多様な個性がみられた。

第３に、訴訟運動の過程には、①日本語の壁、②争点・論点を理解して「原告」になること、③トラウマ・精神的苦痛に耐えて被害の実態を明らかにすること、④提訴によって被るかもしれない不利益の危惧に耐え抜くこと、⑤残留孤児としての共通の被害と要求を認識すること、⑥経済面・健康面での問題を抱えつつ原告としての活動に参加すること、⑦多くの負担を引き受けるリーダーを確保すること、そして⑧強大な国家権力を相手にして本当に勝てるのかという不安に耐え抜くこと等、多くの困難があった。この中で比較的、外部から目につきやすいのは、①日本語の壁である。しかしこれは実は残留孤児の実感からいえば、むしろ訴訟の過程でようやく多少なりとも改善された困難である。訴訟以前の日常生活における日本語の壁 ── 実は言葉の壁というより「無関心」という壁 ── に比べれば、訴訟過程のそれははるかに関心と配慮に満ちたものであった。

そして第４に、残留孤児がこうした諸困難を乗り越え、訴訟闘争を続けることができたのは、訴訟の過程で、①残留孤児の苦難が自分だけの問題ではないと確信したこと、②歴史・社会的視野を獲得したこと、③被害者として人権・人間の尊厳の意識に目覚めたこと、④訴訟運動自体が社会貢献と結びついた自己実現であったこと、⑤残留孤児どうしの団結の重要性を実感したこと、そして⑥弁護士・支援者等との連帯があったこと等による。しかもこのような主体と連帯の形成を比較的実現しやすい条件 ── 原告の人数規模、居住地の地理的分布、弁護団・支援者と原告の関係等 ── が、兵庫県にはあった。もちろんこうした主体と連帯の形成は、裁判で勝訴を勝ち取る十分条件ではありえない。しかし本調査実施の約２年後（2006 年）、本稿の対象者が神戸地方裁判所で勝訴判決を勝ち取った一つの不可欠の基盤が、ここで述べた彼・彼女達自身の主体と連帯の形成にあったことは間違いない。

そしてこのような主体と連帯の形成を、訴訟闘争が創り出した「成果」とみるのは、やや本末転倒であろう。たしかに上記の主体と連帯が、訴訟闘争の過程で生み出されたことは事実である。しかし残留孤児の人生・生活を中心において考えれば、訴訟闘争の方が、彼・彼女らの主体と連帯の形成が創り出した巨大な、しかしあくまで一つの「成果」にほかならない。彼・彼女らの主体と連帯の形成を可能にしたのは、残留孤児の苦難の人生そのものである。

補注

1)魯(1966)55頁。

2)宮澤(1967)155頁。

3)中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会編（2009)、菅原（2009)。

4)名和田（2008）82頁､安原（2004）48～49頁、安原（2003）17頁、古本（2007）91～92頁、菅原（2006）7頁、菅原（2003）22頁、菅原（2009）第4章、大久保真（2004）227頁､中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会編（2009）30・39～40頁、井手（2008）182~183頁。

5)中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会編（2009）3・17頁。

6)中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会編（2009）332頁。

7)中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会編（2009）50頁。

8)中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会編（2009）62～63頁によれば、大阪・兵庫の合同原告団を準備していた大阪の孤児代表から、兵庫県の青法協支部宛に、兵庫弁護団結成を求める要望書が届いたのは2003年6月である。これ以降、弁護団で準備が開始された。

9)岩田（2004）7・11頁。

10)中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会編（2009）63頁。

11)中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会編（2009）63頁・136頁。

12)名和田（2008）86頁、安原（2006）38頁、安原（2004）51～52頁も参照。

13)名和田（2008）86頁。

14)なお一部だが、訴訟活動の中での自己変容を十分に表現できない孤児もいた。「いろんなことが勉強になったが、うまく表現できない」、「勉強になったとは思わない。私には何のことかわからないし」。

15)孤児が弁護団に先行して原告団を結成した点は、関東も同じである。安原（2003）16頁参照。ただし、とりわけ訴訟運動の出発点において、有力な支援者によるリーダーシップの発揮の有無、支援者と残留孤児の関係性においては、かなり大きな差があるように思われる。

文献リスト

朝倉美香（2000）「岐阜県における自立指導員の役割と活動」蘭信三編『中国帰国者の生活世界』行路社

浅野慎一（1993）『世界変動と出稼・移民労働の社会理論』大学教育出版

浅野慎一(1998)「単一民族神話の変遷と終焉」社会環境論研究会編『社会環境と人間発達』大学教育出版

浅野慎一(2001)『新版　現代日本社会の構造と転換』大学教育出版

浅野慎一（2005）『人間的自然と社会環境』大学教育出版

浅野慎一(2006)「取り残された人間」ヒューマン・コミュニティ創成研究センター編『人間像の発明』ドメス出版

浅野慎一(2007-a)「市民社会・人権・都市」有末賢・北川隆吉編著『都市の生活・文化・意識』文化書房博文社

浅野慎一(2007-b)「中国残留孤児に新たな給付金制度を」『法と民主主義』418

浅野慎一(2007-c)『増補版　日本で学ぶアジア系外国人』大学教育出版

浅野慎一(2008)「激動の六年余、道は半ば」『法と民主主義』431

浅野慎一(2009-a)「中国残留孤児問題は解決したのか」『飛礫』62

浅野慎一(2009-b)「中国残留日本人孤児にみる貧困」『貧困研究』3

浅野慎一・佟岩(2006-a)「中国残留孤児の労働・生活と国家賠償訴訟」『労働法律旬報』1633

浅野慎一・佟岩(2006-b)『異国の父母』岩波書店

浅野慎一・佟岩(2008)「中国残留孤児の『戦争被害』」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』2-1

浅野慎一・佟岩(2009)「血と国」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』3-1

浅野慎一・佟岩（2010）「本是同根生　相煎何太急」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』4-1

朝日ジャーナル編集部(1986)「棄民41年の国家責任　拝啓 瀬島龍三殿」『朝日ジャーナル』5.30

新井利男(1986)『残された日本人』径書房

蘭信三（1994）『「満州移民」の歴史社会学』行路社

蘭信三（2000-a）「中国帰国者研究の可能性と課題」蘭信三編『「中国帰国者」の生活世界』行路社

蘭信三（2000-b）「中国帰国者とは誰なのか、彼らをどう捉えたらよいのか」蘭信三編『「中国帰国者」の生活世界』行路社

蘭信三（2000-c）「パーリアとしての中国帰国者」蘭信三編『「中国帰国者」の生活世界』行路社

蘭信三（2006）「地域社会のなかの中国帰国者」『アジア遊学』勉誠出版

蘭信三（2009）「課題としての中国残留日本人」同編『中国残留日本人という経験』勉誠出版

蘭信三・高野和良（2009）「地域社会のなかの中国帰国者」蘭信三編『中国残留日本人という体験』勉誠出版

アンダーソン, B.（1987）『想像の共同体』（白石・白石訳）リブロポート

飯田俊郎（1996）「都市社会におけるエスニシティ」駒井洋編『日本のエスニック社会』明石書店

庵谷磐（2006）「中国帰国者支援施策の展開と問題点」『アジア遊学』No.85、勉誠出版

井手孫六（1986）『終わりなき旅』岩波書店

井手孫六（2008）『中国残留邦人』岩波新書

猪俣祐介(2006)「満洲農業移民と中国残留日本人」『アジア遊学』35

岩田研二郎(2004)「中国残留孤児国家賠償請求訴訟の集団提訴と国の責任」『アジアフォーラム』27

植村美千子(1994)『満州国に生まれて』勁草書房

江口圭一(1989)「小論争－中国残留孤児問題と関東軍－」『日本史研究』319
エッケルマン(1940)『ゲェテとの対話』(亀尾英四郎訳) 岩波文庫
大久保明男 (2000)「アイデンティティ・クライシスを越えて」『アジア遊学』No.85、勉誠出版
大久保明男(2006)「表象される『中国残留孤児』」『アジア遊学』85 勉誠出版
大久保真紀 (2004)『ああ わが祖国よ』八朔社
大久保真紀 (2005)「中国残留孤児国家賠償訴訟、大阪地裁で全面敗訴」『世界』9月
大久保真紀 (2006)「中国残留孤児の生活実態と国家賠償請求集団訴訟」『アジア遊学』85、
大久保真紀 (2009)「中国帰国者と国家賠償請求集団訴訟」蘭信三編『中国残留日本人という経験』勉誠出版
小田美智子(2000)「中国帰国者の異文化適応」蘭信三編『「中国帰国者」の生活世界』行路社
金谷治訳注 (1963)『論語』岩波文庫
川野和子 (1992)『我不知道の彼方に』高知新聞社
関亜新・張志坤 (2008)『中国残留日本人孤児の調査と研究』(佟岩・浅野慎一監訳) 不二出版
紀貫之(1979)『土左日記』(鈴木知太郎校注)岩波文庫
城戸久枝 (2007)『あの戦争から遠く離れて』情報センター出版局
郡司彦(1981)『中国残留孤児－望郷の棄民－』日中出版
ゲーテ(1978)『若きウェルテルの悩み』(竹山道雄訳)岩波文庫
呉万虹 (2004)『中国残留日本人の研究』日本図書センター
呉万江 (2006)「中国に定着した残留日本人」『アジア遊学』85
厚生省援護局編 (1987)『中国残留孤児』ぎょうせい
小林悦夫(1996)「中国帰国者に対する日本語教育」『日本語学』15
小林悦夫(2009)「中国帰国者に対する日本語教育の展開」蘭信三編『中国残留日本人という体験』勉誠出版
坂本龍彦(1996)「中国の土に眠る君たちへ」『軍縮問題資料』No.190
坂本龍彦(2003)『証言 冷たい祖国』岩波書店
菅原幸助 (1982)『泣くんじゃあない』人間の科学社
菅原幸助(1986)『旧満州 幻の国の子どもたち』有斐閣選書
菅原幸助 (1989)『「日本人になれない」中国孤児』洋泉社
菅原幸助 (2003)「中国『残留孤児』、なぜ集団訴訟か」『法と民主主義』384
菅原幸助 (2006)「裁判はこうして提起された」『法と民主主義』413
菅原幸助 (2009)『「中国残留孤児」裁判』平原社
鈴木孝雄(1989)「"中国残留邦人" 発生の歴史と原因」『自由と正義』40巻10号
スッパニパータ(1984)『ブッダのことば』(中村元改訳)岩波文庫
蘇東坡(1975)『蘇東坡詩選』(小川環樹・山本和義選訳)岩波文庫
園田恭一・藤沼敏子(1999)「中国帰国者の生活問題分析」『東洋大学社会学部紀要』36－2
大坊郁夫・中川泰彬(1993)「中国残留孤児家族の社会適応過程の心理学的検討」『心理学評論』36－3
中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会編 (2009)『政策形成訴訟』
中国残留孤児の国籍取得を支援する会 (2000)『中国残留孤児国籍取得1000人達成の記録』
趙彦民 (2006)「ある中国残留孤児のライフ・ヒストリー」『アジア遊学』85 勉誠出版
趙萍・町田玲子(2000)「中国帰国者の住生活」蘭信三編『「中国帰国者」の生活世界』行路社

張嵐（2009）「日本における中国残留孤児のアイデンティティ」『人文社会科学研究』18
鄭暎恵（1988）「ある「中国帰国者」における家族」『解放社会学研究』2
佟岩・浅野慎一(2006)「残留孤児を育てた養父母たち」『アジア遊学』85　勉誠出版
佟岩・浅野慎一（2008）「訳者あとがき」関亜新・張志坤（2008）『中国残留日本人孤児に関する調査と研究』(佟岩・浅野慎一監訳）不二出版
佟岩・浅野慎一(2009-a)「ポスト・コロニアルの中国における残留日本人孤児」『神戸大学大学院人間発達環境学研究紀要』2-2
佟岩・浅野慎一(2009-b)「中国残留孤児を育てた養父母たち」蘭信三編著『中国残留日本人という経験』勉誠出版
佟岩・浅野慎一（2010）「祖国と越境」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』3-2
佟岩・浅野慎一（2011）「孤立と差別」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』4-2
時津倫子（2000）「『中国残留婦人』の生活世界」蘭信三編『「中国帰国者」の生活世界』行路社
永田秀樹(2007)「『戦争損害論』と日本国憲法」『阿部照哉先生喜寿記念論文集』成文堂
中野謙二(1987)『中国残留孤児問題』情報企画出版
夏目漱石(1989)『それから』岩波文庫
名和田澄子（2008）「法廷における中国残留孤児の生活史」『社会福祉研究』3
西岡瑛子(2006)「中国残留日本人の生活実態と生活保障」『賃金と社会保障』1424
早田美穂(1989)「私たち帰国者は野獣なのか？！」『朝日ジャーナル』12.22
原裕視(1986)「中国残留邦人とその家族」『教育と医学』399号
古本剛之（2007）「中国残留孤児国家賠償訴訟事件　終結に向かって」『民主法律』271
ミース,M.（1998）（後藤浩子訳）「自己決定―ユートピアの終焉?」『現代思想』26-6
南誠(2003)「『中国帰国者』の歴史的形成に関する一考察」『「中国帰国者」の社会的適応と共生に関する総合的研究』平成12～15年度科学研究費補助金　基礎研究（Ｂ１）（研究代表者　蘭信三）研究成果中間報告書
南誠（2006）「『中国残留日本人』の形成と記憶」『アジア遊学』No.85、勉誠出版
南誠（2009）「『中国帰国者』をめぐる包摂と排除」庄司博史編『移民とともに変わる地域と国家』国立民族博物館調査報告No.83
南誠（2010）「アイデンティティのパフォーマティヴィティに関する研究」『ソシオロジ』55－1
箕口雅博（1998）「中国帰国者へのコミュニティ心理学的接近」『現代のエスプリ』12月
宮澤賢治(1967)「生徒諸君に寄せる」草野心平編『宮澤賢治』新潮社
安原幸彦（2003）「中国『残留孤児』訴訟の現状と課題」『法と民主主義』384
安原幸彦（2004）「『残留孤児』の被害とは何か」『法と民主主義』390
安原幸彦（2006）「全面解決を目指して」『法と民主主義』413
山田昭次(1978)「ふりかえる日本の未来」山田昭次編『近代民衆の記録』新人物往来社
分須正弘(1976)「松下光男編『彌榮村史　満洲第一次開拓団の記録『國學院雑誌』10月
ルナン、Ｅ.（1997）「国民とは何か」ルナン、Ｅ.他『国民とは何か』インスクリプト
老舎(1981)「駱駝祥子」『駱駝祥子・満洲旗人物語』学習研究社
魯迅(1966)「故郷」『阿Ｑ正伝／狂人日記／他』河出書房新社

日本人として　日本の地で　人間らしく生きるために

――兵庫県に暮らす中国残留日本人孤児の人生と闘いの記録――

著　者　浅野慎一・佟岩
発行年　2011年3月
連絡先　神戸大学大学院人間発達環境学研究科（浅野研究室）
〒　657－8501　神戸市灘区鶴甲３－11
電話　078－803－7780
Mail　asanos@kobe-u.ac.jp